

# 説明ターゲット

本簿冊には糊付けにより撮影不可能な  
ページがあります。



日本水産誌  
第一編

開文庫  
五三三  
五冊

和書  
五三三〇號



明記書

漁人蓬底睡  
水鳥近船鳴

己酉春三月

西湖漁父題



其由識

出汐まきり 船よりの蓬々

かきしを浪きくくらの龍宮界ん

夢あらしを游ふ心地のせしれ

あまの船端を又あまの聲

う播しぬものしらすあまの



# 債付値馬

隆延三年四月

太子少師李完用









編輯者之一心勤勞也於本誌印刷之  
告竣也不揆其拙畧述大旨弁諸卷  
首普告于有志於富國福民之同人云  
爾

隆熙二年十二月

從一品勳一等

農工商工部大臣趙重應



序

長白ノ山脈蜿蜒トシテ遠ク南ニ走テ半島  
ノ梁骨ヲ成シ大江巨川源ヲ爰ニ發シテ東  
西ニ分流シ沿海線ハ縹渺トシテ六千哩ニ  
連リ無數ノ島嶼穩波ノ間ニ星羅棋散シ鱗  
鬣ノ富介藻ノ饒用ウルニ勝ユヘカラス加  
之勘察加阿哥斯克海ヨリ南下スル寒潮ト  
呂宋臺澎ヨリ北上スル暖潮トハ釜山海峽  
ニ於テ交會シ多種異様ノ魚族潑々トシテ

序  
湊集シ終歲絕期ナシト稱セラル韓半島ノ  
水産ニ於ケル眞ニ天ノ恩寵ヲ亨ケタリト  
謂フヘシ而モ漁鹽ノ利未タ舉ラス撈獲ノ  
術未タ進マス徒ニ天物ヲ暴殄スルノ觀ヲ  
爲ス豈遺憾ナラスヤ是レ沿海ノ民苟且偷  
安水産ノ利用ヲ悟ラサルニ職由スト謂フ  
ト雖抑亦爲政者ノ獎勵啓發其道ヲ得サル  
ニ坐セスンハアラス我農商工部此ニ慨ア  
リ指導ノ筌蹄トシテ水産局僚屬ヲシテ遍

ク十三道ノ沿岸島嶼及河川ニ就キ水産ニ  
關スル實相ヲ調査セシメ理事廳及水産組  
合所屬ノ技術員ト協力シ目撃足踏スル歲  
餘而シテ蒐集シタル材料ノ梗概ヲ採録シ  
題シテ韓國水産誌ト云フ庶幾クハ日韓漁  
民ノ機筏タルヲ得ン乎若シ夫レ他年荒涼  
タル島影ニ漁歌起リ寂寞タル海角ニ蟹戶  
連リ盛ニ天惠ヲ利用スルノ日ニ會セハ本  
部指導ノ趣旨於是乎副ヒ此書編纂ノ微意

序  
於是達ス則チ獨リ韓半島ノ福ト謂ハンヤ

戊申十二月

統監府參與官  
農商工部次官

木内重四郎

序  
我國三面環海河川綿亘水產之利可以增進國富而從來一任拋棄不知利用之道嘗爲識者所慨惜本年春我農商工部與統監府協議派員周察各江海水產課長庵原文一君寔主是務熱心辦理殆至週年以蒐聚調查成績董督僚員編輯是書其於地理物類漁具漁期漁法養殖販賣貯藏網羅登載似無遺憾由是而執務者與當業者皆有所依據各盡其力之所至則當見產業振興財源暢旺其爲裨益蓋可不渺余以寡謏猥與局務無一効能嘗切歎仄今於書成之日深感庵原君與從事者之積費心力且祈兩國漁民之和衷營業以圖漁利之發展於是乎書

序  
隆熙二年十二月

農商工部水産局長 鄭 鎮 弘

### 本書の由來

日本國海岸線の延長は約八千海里にして其水産額は凡一億萬圓に上れり韓國海岸線の延長は約六千海里にして其水産額は僅に六七百萬圓に過ぎず乃ち同一距離の海岸線に對し其産額を比較すれば後者は前者の十分の一に及はざるの現狀なり抑も韓國の沿海は概ね寒暖兩流の分派を受け之に棲息せる水族の時季を追ふて回游往來せるもの甚た多く土着生産の魚介藻類と相待ちて漁業經營には最も恰適の地勢を有す殊に其海洋中には大小の島嶼碁布散在するものありて此等水族の寄集棲息を助け漁業上一層の便宜を得随つて漁場としての價値は之を日本の沿海に比し寧ろ勝るこゝある

本書の由來

も決して劣らざるべきを信ず然るに從來の産額右の如く寡少にして事業の不振なる所以のものは種々なる原因ありと雖も主として其開發利用の方法を知らざりしに由来すべく又行政上の保護獎勵を忽にせしにも胚胎すへし去れば其未知を啓き遺利を示し誘掖獎勵を爲すは國利を圖り民福を擧げしむる最良の方法にして隆熙元年官制の改革に際し新に水産局を農商工部内に設けられしも亦此に職由するものなるへし予は當時本局に在りて此等諸般の經理を爲すべき任務を帯ひ潜心焦慮多少計劃する處ありしも素より不才淺識にして加ふるに從來斯業の真相を明らかにすへき資料の存するものなく殆んど推想に依りて之か施行を圖るの止むなき状態にありき凡そ行政の要は先づ實情を審らかにし其時

代に應じて現在將來の計を爲さざるへからざるものなれば斯業の誘掖獎勵を爲すに於ても亦此の注意を要すへし於是全國水産調査の必要を生し之を本部に提議し或は統監府及度支部に交渉したるに幸ひにして其容るる所となり明治四十年度に於ては統監府より其所屬技術者の旅費若干を支出せられ又隆熙二年度三年度に於ては本部臨時水産調査費として多額の經費を支出せらるるに至り茲に調査要項及び其順序を備へて全國沿海及び河川の調査に着手するの機會を得たり

調査の方法は全國を分ちて十四區とし每區擔當の調査員を設け尙特に河川漁業及び鹽業調査員若干名を置きて調査に従事せしめ編輯員を備聘して之が編纂に當らしめ予は之を

本書の由来

總轄して其事務處辨に任し本年二月より十一月まで約十個月間に於て各道の調査を了し爰に本書第一輯の刊行を見ることを得たり尙次年度に於ては別記の網目に據り第二輯及び第三輯の刊行を期せり左に之に従事の諸員及び擔當事項を掲ぐ

調査及編輯總務

鹽業調査(第一輯)

全 調 査(全)

編輯主任

全 補 助

全

全

農商工部技師水産課長 庵 原文一  
農商工部技師鹽務課長 塚 本 道 遠  
農商工部技師 平 井 義 人

農商工部編輯事務囑托 熊 田 幹 之 介  
農商工部技師 吉 崎 建 太 郎

全 統監府技師 池 内 猪 三 郎

全 農商工部技師 遠 山 龜 三 郎

調査員(區順ニ依ル)

農商工部技師 遠 山 龜 三 郎

本書の由来

- 第一區平安北道及附屬島嶼 農商工部技師 池 内 猪 三 郎
- 第二區平安南道及黃海道北西部 朝鮮海産組合技師 樋 口 律 太 郎
- 第三區黃海道(北西部)及附屬島嶼 全組合技師 松 生 猪 三 郎
- 第四區京畿道及附屬島嶼 統監府技師 下 村 省 三 郎
- 第五區忠清南道及附屬島嶼 朝鮮海産組合技師 高 妻 政 治 郎
- 第六區全羅北道及附屬島嶼全羅南道西北部 統監府技師 大 庭 弘 雅 郎
- 第七區全羅南道西南部及附屬島嶼 朝鮮海産組合技師 富 庭 恒 雅 郎
- 第八區濟州島及附屬島嶼 農商工部技師 吉 崎 建 太 郎
- 第九區全羅南道東南部及附屬島嶼岐慶尙南道西部全 遠 山 龜 三 郎
- 第十區慶尙南道中央部及附屬島嶼 統監府技師 木 村 廣 三 郎
- 第十一區慶尙南道東部及慶尙北道 統監府技師 林 駒 生 郎
- 第十二區江原道及附屬島嶼 朝鮮海産組合技師 正 林 英 雄 郎
- 第十三區咸鏡南道及附屬島嶼 統監府技師 中 西 楠 吉 郎
- 第十四區咸鏡北道及附屬島嶼 朝鮮海産組合技師 大 坪 與 一 郎
- 全 佐 藤 周 次 郎

本書の由来

威鏡南北海道河川

洛東江

漢江

農商工部事務嘱托  
統監府技手

農商工部事務嘱托

農商工部書記官  
全主事

中岡

西田

信楠

吉利

岡田

信楠

利

永

堀

部

台

七

惟ふに沿海數千里に亘れる廣大の區域に於て而も少數の人員と短日月を以て言語不通の地を跋涉し此調査に従事せしのみならず時恰も地方匪徒の出沒あり動もすれば危険身に逼るの間に於て其職務を執りしを以て萬事意の如き調査を爲し得さりしもの多く延ひて疎密相交り妍媸相混し隔靴搔痒の憾みなきにあらずと雖も亦以て施政當局者及び漁業有志者間の參考資料に供し多少の裨益を與ふることなしとせず是れ本書を刊行する所以にして又斯業獎勵の一端たるべきを信す而して直接此の調査及び編輯の任に當られたる

諸氏の勞や多大にして若し夫れ本書か幾分たりとも斯業上に裨益する所ありとせば則ち諸氏の功蹟にして之と共に統監府度支部朝鮮海水産組合等に於ける當局各位の贊助に因るものと謂はざるを得ず

終に臨み本調査の施行に當り黃海道方面を擔任せられたる朝鮮海水産組合技手豫備陸軍歩兵中尉松生猪三男氏は銳意熱心職務に従事し常に百難を冒して實地を踏査するに際し延安郡甑山島に於て遽然匪徒の襲撃を受け空しく一命を本調査の犠牲に供せられしは予の深く哀慟する所にして洵に痛惜に堪へざるなり

爰に本書刊行に際し聊か其由来を叙し併せて當局各位の贊助と之に従事せられたる諸氏の勞苦を謝す

本書の由来



本書の由來

隆熙二年十二月

統監府技師農商工部技師  
農商工部水產局水產課長

庵原文一

第二輯 編纂綱目

沿海漁情

第一章 咸鏡北道

地勢—氣象—沿岸の状態—水深及底質

第一節 何郡

概要

何里(又は何洞)

一般事情—水産事情

第二節 何郡

何里洞

一般事情—水産事情

第二章 咸鏡南道

本書の由來



本書の由来

何島

(現住地及現根據地の概況を叙す)

七 豫定移住地

東海岸—南海岸—西海岸

第二節 支那人の漁業

第二章 捕鯨業

一 沿革

二 捕鯨種類

三 捕鯨季節

四 捕鯨方法

五 捕鯨根據地

六 捕鯨業者

七 捕鯨處理

八 捕鯨現況

第二編 水産行政

第一章 概論

第二章 保護取締

第三章 奨助機關

第四章 營業區別

第五章 出願手續

第六章 漁業税及手数料

附録

諸法令

本書の由来



(一 共) 地 錨 島 蝦



(浦 沙 曳) (三 共)



(二 共)



蝦島は鐵山半島の前に浮ぶ錨地は北西風を凌ぐに適し水深干潮時尙八尋以上を有す巨船碇泊し得へく西朝鮮灣に於ける最良の避泊地にして又漁業根據地として適當の場所なり此島は西朝鮮灣中に於て身彌島に亞大島にして周回約十三哩樹木繁茂し飲料水潤澤且つ其質良好田圃亦克く開け島民は農を主として生活す島の山頂には城壁の趾各所に存在す蓋し明末の將毛文龍其部下數百を卒ひ據りし所と傳へらる其二圖は蝦島より炭島を望むの影なり



磐城列島 島圓島魚箭之圖

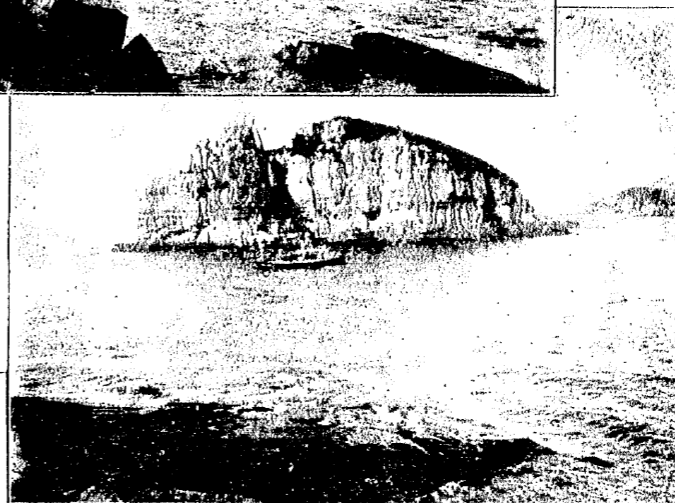


磐城列島は鳴緑江外の南方に在りて  
 島冊島長島水運島の四島より成る故に  
 一に四ツ子島とも稱す危巖累々として  
 奇觀を呈す附近は鳴緑江水路の難所に  
 して又魚箭建設の好漁場なり。



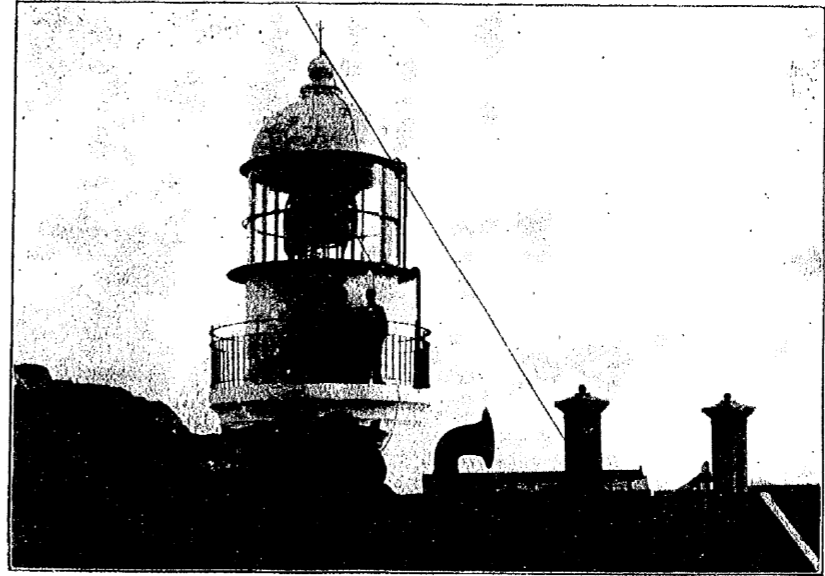
磐城列島 (水運島)

冊島



(長島)

孟 骨 群 島 竹 島 燈 臺

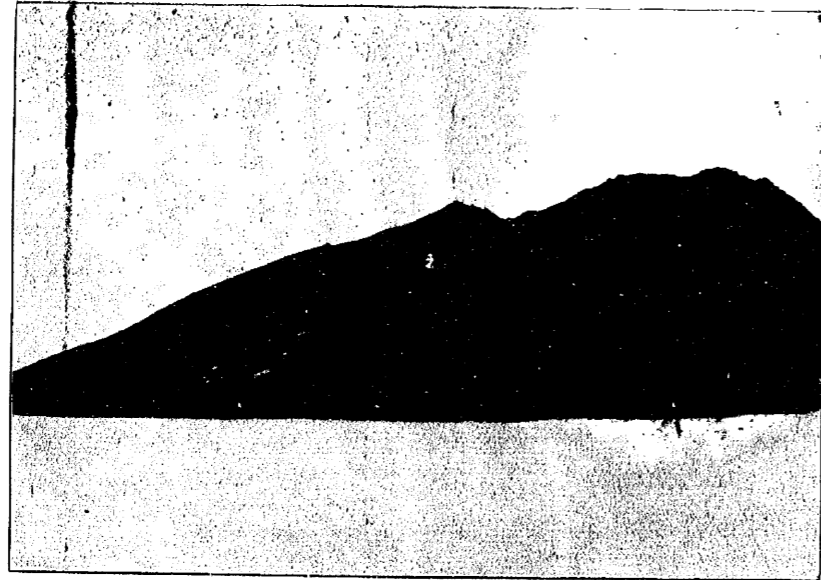


竹島は珍島の南方孟骨群島中の西端に位するものなり、(北緯三四・二四、東経二五・五一)此處は日本及釜山等より西岸諸港及北清に至る轉針地点に當り、航路中險灘の一なり、本燈臺は元と日露戰役の當時日本軍大本營に依て燈竿を建造せられ其初点火は明治三十九年三月、後燈臺に改築同四十年十二月竣工したり、燈火は第三等連閃白色、毎二十五秒を隔てて十五秒時間に三閃光を發す、霧笛號を備ふ、霧笛は霧雪其他溼濛なる天候の時吹鳴するものにして毎三十秒を隔てて五秒時間吹鳴す、水面より燈火に至る高さ二百七十六尺、明弧は北五度三十分西より北、東、南西を経て北三三度西に至る三百三十二度三十分間、晴天の光達二十三浬なり。

鳴洋渡は花源半島の一角と珍島の北端との間に通する狹窄なる水路にして南岸諸港より木浦に航する捷路なり、此水路は無碍にして水深きも濁流奔湍して其速度七節半に達す故に帆船又は遅走なる汽船に在りては憩流時の外進行すること難し。



大 和 島 燈 臺



同 島 全 影



大 同 江 外 姉 妹 島 燈 台 遠 影



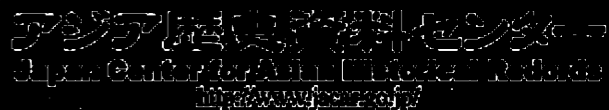
姉妹島は大同江口席島の北方に於ける一小島なり本燈台の初点火は西島燈臺と等しく昨年十二月にして燈塔はコンクリート造圓形白色燈火は第四等不動白色海面より燈火に至る高さ十二丈九尺光達は十五湮なり本燈台は西島燈台と相待ちて大同江東水道及鎮南浦水道を照輝し爲めに航海者を利する頗る大なるものあり。



第七章 沿岸

落東江—鴨津江(一名河東江).....三  
 黄海斜面(四側).....三  
 榮山江—萬頃江—錦江—漢江—臨津江—禮成江—大同江附屬寧江—清川江—大野江—鴨綠江.....三  
 東沿岸.....三  
 概勢—港灣—岬角—島嶼.....三  
 南沿岸.....三  
 概勢—港灣—半島—島嶼.....三  
 西沿岸.....四  
 概勢—港灣—岬角—島嶼.....四  
 航海險灘及目標.....四  
 東沿岸.....四  
 一、元山航路.....四  
 功端岬—以徳岩—冬外串—邊高岬附近—江原道東岸一帶—月移台—コドリカ角—麗島附近—虎島半島—葛麻半島.....四  
 二、北關航路.....五  
 馬養島—盤鏡半島—松島岬—城津附近—吉州角—鷓冠岩—舞水嶺—雄元嶺.....五

南西沿岸.....五  
 一、沿岸航路.....五  
 釜山港口—加徳水道—鴻島附近—龍端附近—居金水道—花島水道—攝島附近—横濱水道及其附近—木浦の捷航路—木浦の常航路—時下海—木浦の四口—所安島附近—巨次水道—蓋骨水道.....五  
 二、外海航路.....六  
 西沿岸.....六  
 シングル水道—群山航路—仁川航路—黄海道南沿岸航路—大同江航路—大同江四水道—大同江東水道—鎮南浦水道—清川江航路—宣川灣航路—鴨綠江航路.....六  
 航路標識.....六  
 東岸燈臺.....七  
 南岸燈臺.....七  
 西岸燈臺.....七  
 西及南岸立標.....七  
 西岸陸標.....八  
 東岸浮標.....八  
 西岸浮標.....八  
 日本九州及本州沿岸燈臺の一部.....九



水路告示(告示番號は日本政府の番號に依る)

東海

造山灣岩礁(告示第一八八四號)——羅津灣暗礁(一九三三號)——沙津灣岩礁(一八八四號)——舞水端附近暗礁(一九七二號)——利津灣附近破浪岩(一八九一號)——元山津暗礁(一九八〇號)——永興灣東方の暗礁(三〇七四號)——永興灣東方暗礁水深訂正(二〇七八號)——永興灣外ゴドリカ角附近暗礁(二〇八一號)——元山津暗礁の詳報(二〇六九號)——長嶺洞窟地附近暗礁發見(二〇八一號)——日本本州北西岸隠列島北西方竹島の正位置(二〇九四號)——城津及長嶺岬(冬外申)燈臺及霧笛の新設(二一六號)

南海

鎮海灣暗礁發見(二〇五一號)——鎮海灣暗礁の詳報(二〇六四號)——鎮海灣暗礁發見(二〇八一號)——猪島東方暗礁の發見(二一一二號)

西海

群山浦附近暗礁發見(二〇三三號)——淺水灣沙長浦附近暗礁(一八八二號)——濟物浦窟地近海島島東方二燈礁不存在(一九二〇號)——鴨綠江口暗礁發見(一九二六號)——鴨綠江口暗礁標高浮標の設置(一九二六號)——朝鮮水路標識の設置及航行に關する注意(一九三七號)——月尾島導標の新設(二〇九三號)——朝鮮水路誌中改正(二〇九三號)——月尾島暴風雨標設置(二〇九六號)——西嶺島西方千出岩の高(二〇九七號)——黃海北部旅順港沖合(二〇九八號)——旅順港口航路浮標位置變更(二〇九八號)——鴨綠江口津標の變更(二〇八號)——岬々城附近暗礁の發見(二〇一三號)

第八章 氣象

三元

氣温

三元

晴曇

三元

雨

三元

雪

三元

霧

四元

濕度

四元

風

五元

暴風

五元

第九章 海流

五元

第十章 潮汐

五元

東岸——南岸——西岸

第十一章 水温

六元

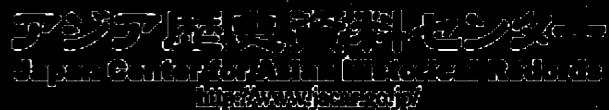
東海——南海——西海

第十二章 水色

七元

第十三章 水深及底質

七元





海鰻……………二四  
 火魚……………二五  
 鱸……………二六  
 鮭……………二七  
 鮎……………二八  
 白魚……………二九  
 沙魚……………三〇  
 鰻……………三一  
 鮑……………三二  
 海鼠……………三三  
 牡蠣……………三四  
 章魚……………三五  
 烏賊……………三六  
 貽貝……………三七  
 海苔……………三八  
 海蘿……………三九  
 石花菜……………四〇

昆布……………三五  
 和布……………三六  
 附水産物日韓名稱對照表……………三七  
 第二章 水産物養殖……………三八  
 概要……………三九  
 養殖許可地……………四〇  
 洛東江口(海苔)——如自灣(伏老貝)——榮山江口(牡蠣)  
 養殖有望地……………四一  
 牡蠣——蠔——伏老貝——烏貝蚌貝——海苔  
 第三章 水産物製品……………四二  
 第四章 捕魚輸送及販賣……………四三  
 一、捕魚輸送……………四四  
 概要……………四五  
 水産船……………四六  
 日本漁船の輸送機關……………四七  
 (一)母船——(鹽切母船)——(活洲母船) (二)獨立運搬船——(汽船)——(石油發動)



二 販賣機關.....( 浮船 )

概要.....

釜山水産株式会社.....

馬山水産株式会社 附(舊馬山浦魚問屋).....

長承浦魚市場.....

統營組合魚市場.....

木浦魚市場.....

群山海産株式会社 附(江景の概況).....

仁川水産株式会社.....

仁川港魚商會社.....

株式京城水産物市場.....

京城日の丸魚市場.....

株式龍山魚市場.....

鎮南浦水産株式会社.....

株式平壤魚菜市場.....

新義州江岸魚菜市場.....

附安東縣魚市場.....

第五章 製鹽業

沿革—現況—毎月の賣上高及單價一覽表

一 總説.....

二 鹽產地及産額.....

三 製鹽方法.....

(イ)鹽田—右堤鹽田—無堤鹽田—採鹹—釜屋—竈の構造—釜—燃料—煎熬—鹽質—(ロ)海水直煮法—(ハ)再製鹽.....

四 鹽業經濟.....

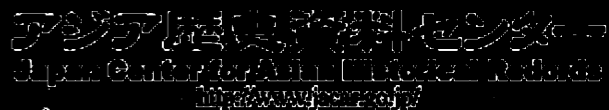
(イ)生産費—(ロ)收支計算—(ハ)需用供給状態—外國鹽輸入高—支那鹽價格—支那鹽貨諸掛表—支那鹽主要集散地—(ニ)鹽業者の經濟状態—鹽業不振の原因.....

五 鹽業上政府の施設.....

(イ)朱安出張所事業成績(隆熙二年分)—天日製鹽田—制鹽高—品質—(ロ)龍湖出張所事業成績—煎熬式鹽田—釜屋—鹹水採取高—煎熬概要.....

第六章 水産物輸出入

概要.....



第七章

漁具及漁船

概要

六七

輸出

五九

各港三箇年內國品輸出比較—各港三ヶ年及外國品輸入比較

六一

圖解

魚 帳

(第一圖)

杖 矢

(第二圖)

舉 網

(第三甲圖) (第三圖乙)

防 簾

(第四圖)

乾 簾

(第五圖)

魚 箭

(第六圖甲) (第六圖乙) (第六圖丙) (第六圖丁)

石 防 簾

(第七圖)

設 網

(第八圖ノ二) (第八圖ノ三)

駐 木

(第九圖)

中 船

(第十圖)

碇 網

弓 船

地 曳 網

網 船

手 繰 網

小 鰯 刺 網

鰯 刺 網

小 鰯 刺 網

鯧 四 ツ 手 網

鯧 抄 網

か じ き り 網

海 鼠 桁 網

鰯 延 繩

鰯 延 繩

鰯 流 繩

鯧 曳 繩

鰯 一 本 釣

(第十一圖)

(第十二圖)

(第十三圖)

(第十四圖)

(第十五圖)

(第十六圖)

(第十七圖)

(第十八圖)

(第十九圖)

(第二十圖)

(第二十一圖)

(第二十二圖)

(第二十三圖)

(第二十四圖)

(第二十五圖)

(第二十六圖)

(第二十七圖)

(第二十八圖)



鱸一本釣	(第二十九圖)
石首魚一本釣	(第三十圖)
小鯛一本釣	(第三十一圖)
河川釣具	(第三十二圖)
赤貝搗	(第三十三圖)
蝨搔	(第三十四圖)
貽貝鑿及搗	(第三十五圖)
牡蠣熊手及挾	(第三十六圖)
潜水婦用具	(第三十七圖)
和布挾及昆布採收具	(第三十八圖)
普通漁船	(第三十九圖)
筏	(第四十圖)
河川漁船	(第四十一圖)
日本漁夫使用漁具	
羽瀬	(第四十二圖の二)
壺網	(第四十三圖)
鮫鱈網	(第四十四圖)

蝦打瀬網	(第四十五圖)
鱈流網	(第四十六圖)
鱈延繩	(第四十七圖)
鯛延繩	(第四十八圖)
鱈空釣繩	(第四十九圖)
鱈一本釣	(第五十圖)
蛤桁網	(第五十一圖)
鱈	(第五十二圖)

添付圖及寫眞

一、韓國全圖 大形袋入

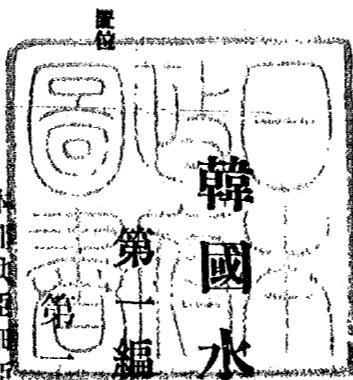
二、編纂事項

主要山脈—航海目標山岳—水深—底質—水溫等溫線—月八月—水產物分布—主要漁場—魚群  
 在地—水陸郵便線路—電信電話線路—海底電信線—鐵道線路—輕便鐵道線路—開港—未開港漁  
 船寄航地—郵便電信電話局所在地—巡邏船郵便發着所—停車場所在地—關所在地—稅關監視  
 所在地—觀測所及候所々在地—燈台所在地—觀察府所在地—警察官所在地—理事廳及同支  
 廳所在地—病院所在地—日本居留民團役所々在地—日本居留民商業會議所々在地—朝鮮海水  
 產組合本部支那出張所々在地—日本漁民定在地

目次

- 二、氣象圖
- 三、水温圖
- 四、製鹽地並支那鹽集散分布
- 五、有堤鹽田圖
- 六、無堤鹽田圖
- 七、朱安天日製鹽田區劃圖
- 八、製鹽器具圖
- 九、寫眞

目次終



韓國水産誌 第一輯

第一章 地理

第一章 地理

本邦は亞細亞大陸の東部より南方に向つて突出したる半島にして、東は日本海に枕み、南端海峡を隔て、同國の山陽及九州と呼應し、これを朝鮮海峡と稱し、其中間に浮へる對馬を距る僅かに三十哩餘此間を西水道とし、對馬と九州との間を東水道といふ。西は黃海に面して、遙に清國江蘇、山東、盛京等の諸省と相對し、北大陸に連らなる所、長白山及鴨綠江によりて、清國吉林、盛京の二省と劃界し、東北の一端露領烏蘇里州に接して、豆滿江に依り限界せらる。乃ち國の極北は咸鏡道穩城附近清國吉林省界、豆滿江沿岸にして、大約北緯四十三度二分に當り、極南は濟州島の屬島「ギツフワルト」(土名「マラト」)にして、北緯三十三度七分とし、半島本土に在りては、全羅道の海南角にして、北緯三十四度十八分とす。極東は霧領(ホシエツト)境豆滿江口にして、東經百三十度四十二分とし、極西は黃海道(の)長山串(小乳嶺岬)にして、東經百二

十四度三十九分に相當す。故に本邦は其全域北温帯にあるものとす。

第二章 廣表

極北より半島本土の極南を示す海南角に至る緯度大凡八度四十分餘則ち五百二十英里餘に亘り更に國の極南なるギツソルト(濟州島)に至る緯度九度五十五分餘則ち五百九十英里餘にして東西は極東豆滿江口より鴨綠江口に至る三百二十英里餘なれども半島に在りては廣き處一百五十英里餘狭き處一百英里に止り面積は實測せられたる確實なるものなく從來世上に紹介せられたるはトロクニツツ氏及ストレルビツキ一氏の測定にして左の如し。

	ストロクニツツ氏	ストレルビツキ一氏	測	差
本土	二三八〇	三九〇六	(一)	五二六
濟州島	一八五〇	二〇四	(一)	八〇四
其他の島嶼	三〇〇〇	三三九	(+)	三七九
計	二八五〇	二三五三	(+)	四八七

二者果して何れか真に近き乎知るを得ずと雖も就中廣く採用せらるるはトロクニツツ氏の測定なるか如し故に本書も其例に習ひ姑らく同氏の測定に従はん。乃ちこれを換算すれば八萬四千零八十八方哩一萬四千一百四十方哩(方里と稱する以下皆同じ)にして之れを日本の總面積十六萬一千五百二十三方哩二萬七千一百二十六方里餘(樺太を加へず)に較ぶれば二分の一強に當り日本本州の八萬六千七百八十九方哩餘一萬四千五百七十一方里餘に比して稍小なり。

第三章 區劃

全國を分ちて咸鏡江原慶尙全羅忠清京畿黃海平安の八道となし咸鏡慶尙全羅忠清平安の五道は更に各之れを南北兩道に分ち通して十三道となす都て皆自然の分界に由りて區劃せり此地理區劃は則ち現時の行政區劃にして又是れに歴史上地理上より別名を附するあり乃ち縱貫分水嶺の以東なる咸鏡江原の二道を嶺背と稱し其以西なる平安黃海京畿忠清の四道を嶺西と呼ぶか如き國の南方に位する忠清全羅慶尙の三道を三南と呼ぶか如き地理的包括名稱に外ならず又慶尙

第四章 人口

道は中軸山脈の南方に位するに依り嶺南と呼び又錦江は曠昔湖江の名ありしを以て其南なる全羅道を湖南其北なる忠清道を湖北此兩道を併せて兩湖と號するか如き又平安道を關西江原道を關東咸鏡道を關北と稱するか如き歴史的及地理的に由る別名なり。

第四章 人口

人口は未だ正確なる統計なし試に昨光武十一年五月(日本明治四十年五月)の戸口調査に従へば九百六十三萬八千五百七十八人にして之れを總面積一萬四千一百四十方に配當すれば一方に付き六百八十二人の割合となり日本全國(樺太を加へず)の一方に於ける一千八百八十七人第二十六日本帝國統計年鑑に依るなるに較へて甚だ稀疎なり然れども同國北海道の一方に對する一百六十四人なるに較ふれば遂に密にして同國秋田縣の八百十九人なるに稍近し左に各道に區別して其戸口を示さん。

地方	戸數	人口
咸鏡道 北道 南道	100,007	390,055
江原道	138,974	678,833
慶尙道 北道 南道	577,553	2,300,031
全羅道 北道 南道	377,377	1,344,233
忠清道 北道 南道	273,533	1,133,833
京畿道	258,833	1,077,277
黄海道	159,955	846,666
平安道 北道 南道	277,255	1,291,333



日本人居住別

第四章 人口  
合計 二二三,四〇〇  
九,六八,五七六

表に就て観れば本邦の人口は南西に密にして北東に粗なり、蓋し氣候地理及土地の肥瘠等生活の難易は、自然に此配當を爲すもの乎。  
日本人の居住せるものは、日本明治四十年未現在調査に據るに、其總數二萬零四百十八戸、七萬七千九百三十二人にして、内男四萬四千七百零九、女三萬三千二百二十三人とし、之れを地方別にすれば左の如し。

管轄理事廳	戸數	人口		計
		男	女	
城津	三,四〇〇	五,八五〇	三,六二二	九,四七二
元山	一,四四八	三,七六八	二,六三三	六,四〇一
釜山	四,五九九	一〇,一五三	八,八四四	一八,九九七
馬山	九,四四	二,二二九	一,五三三	三,七六二
大邱	一,〇五五	一,九二二	一,三三三	三,二五五
木浦	八〇八	二,四八六	一,二五二	三,七三八

日本漁業者移住概調

前表中に包含する日本漁業者の移住地及其概數を示せば左の如し。

住 所	戸數	人口		計
		男	女	
群山	九三	一,八六〇	一,四四五	三,三〇五
仁川	三,三五九	七,六〇七	五,九七一	一三,五七六
京城	四,八三三	九,六六五	七,四四九	一七,一一四
平壤	一,三五二	二,七五	一,七五	四,五〇〇
鎮南浦	八〇七	一,七四〇	一,二四六	二,九八六
計	二〇,四一八	四七,七〇九	三三,三三三	七九,〇四二

住 所	戸數	人口		計
		男	女	
成鏡北道雄基	三	一	一	二
同 清津	五	一	一	二
同 南道魚太津	一	一	一	二
計	九	三	三	六

第四章 人口







外國人  
籍別

第四章 人口	國籍		官吏 宣教師 他學藝	農業	商業	工業	労働者	雜業	合計
	清國	英吉利							
自	二	元	四		一四六	二六	三五	八三	三六六
露	三							五	三
諾	一		一〇		三				二
葡	一								四
伊	二								四
濠	一		六						六
佛	四		七		六				一〇
獨	〇		三		三				三
亞	七		一八		五				二六
英	元		四		二				二六
清	二								二
合計	二	元	四		一四六	二六	三五	八三	三六六

外國人國籍別

備考 本表の月数は實査を遂げしものなれども人口は其判明せるもの外は老幼男女を通じ一月五人として打算せり  
 其他の外國人住居者は之れを昨年刊行の統監府統計年報に見るに總數一千一百七十八戸四千二百九十人にして其内譯左の如し。

第四章 人口	合計	
	清國領安東縣	同
同	二	二
同	三	三
平安南道	二五	二五
同	三	三
同	四	四
同	二	二
同	二	二
同	二	二
同	一	一
同	一	一
同	二	二
同	二	二
同	四	四
同	二五	二五
同	三	三
同	二	二
合計	三二八	三二八



希	一	一	一	六	一	一	一
總計	一〇三	二五四	六四四	一五五六	二七九	三五五	一三三九
							四三九〇

第五章 地勢

國の脊梁を爲すものは所謂大關嶺山脈にして、北部大陸地體に在りては其走向南北に透進すれども、半島地體に接着するや、甚たしく分岐して、皆西南に駢走せり。半島地體に於ける連嶺は、其成因地盤の陥落に伴ふて隆起したるものと唱導せらる。故に其走向も前者と異なりて著しく東偏し、北々西より南々東に走り、江原慶尙の道界に到りて此に變位し、西方に向ひ、再轉退行して以て、西南端の海南角に到達せり。本山脈の北部に配列するものは、大抵樹木繁茂して高さ概ね七八千尺を有し、山姿雄峻なるもの多しと雖も、半島地體に列するものは概ね秃にして且つ低く、五千尺に出づるを罕となす。然れども、國中著名の靈山たる金剛、五臺の群峰は、半島地體に配列し、其他にも名山靈岳の本配列に入るものなきにあらず。本山脈中、江原道を延亘するものは、小藤博士の所謂大白山脈にして、海南角に斜行するものは小白

山脈なり、而して半島地體の外形は、實に這般山脈の趨勢に伴ふて成り、同時に亦東西南各側面を異にすると、南北地體を別にするとに依り、地貌に著しき相違をなせり。

東側(嶺背)

東側の大陸地體に在つては、大關嶺山脈より分岐して、北東豆滿江沿岸會寧附近に到達せる一山脈によりて縦貫せられ、又別に長白山脈の最高峰白頭山に起りて、咸鏡南北を分界し、南東に走れる一山脈に依りて横斷せらる。地體は此の如く縦横二山脈に依りて、四區に劃せらるゝのみならず、諸嶺は概ね高峻にして且つ其支脈連綿せるか故に、到る處として山嶽ならざるはなく、平地寡少に甚た險惡なり。海岸亦概ね急斜なり、山脈の走向既に此の如し、故に分水是れに伴ひ、中軸北西側北一半のものは、北東に流れて、豆滿江と成り、其南一半のものは、北流して鴨綠江に入り、南東側のものは、皆日本海に朝流せり、而も中軸は海岸に近く駢走せるか故に、其南東の分水は、概ね直に海に朝して、河流大を爲すものなし、然れども河底稍々緩斜にして、潮水遡るものなきにあらず。豆滿江は北東國境を迂廻して、日本海に排水し、本地に在りては、本江稍々交通機關を助成せり。半島地體に在りては、中軸

山脈の海岸に逼迫せること殊に甚しく、僅に狹長なる地盤を存するのみ故に一帶急斜にして、分水直下し、河流は平時水を湛へるものなく、皆徒渉し得へし、其海岸は中軸と併行して、屈曲を爲さざる特に甚しきを見る。

南側(嶺南) 本側の地盤は其成因と中軸の變位に關係す、故に山岳丘陵縦横に延亘して其走向一ならず、隨て河流も亦是れに伴ひ屈折蜿蜒すること他に其類を見ざる所とす、然れども其曲流の甚しき同時に延長を加へ、洛東江の如き、蟾津江の如き、共に國中有數のものに數へらる、而も亦所々に傾斜地を現出し、殊に沿岸の屈曲甚しく島嶼饒多にして且つ良港灣に富めるが如き、皆其因を一にするものにして此の如きは實に本地の特色なると同時に國の特長たらすんはあらず、但し本地の東側に至りては中軸の支脈海岸を走るありて、沿岸急斜を爲し、河流に大なるものなき等恰も江原道の状態と相似たり。

西側(嶺西) 其北部に在りては、大關嶺山脈より分岐せる幾多の連嶺西南に延亘して、地形峻險なること東側北部の地と撰ふなし、然れども其中軸は遠く東を走り、而も本地に於ける連嶺の配置は、概ね併行して、亂雜ならざれば、河畔の所々には

南側

西側

傾斜地を現出し、殊に沿海に接近すれば平坦なる地盤を残して、田圃見るべきものなきにあらず、其半島地體に在つては、連峰疊嶂の蜿蜒するものありと云へども、一帶概ね丘陵地にして、平地所々に延袤し、田圃一圓に分布せること素より前者の比にあらず、而して其河江に長大なるもの多きは、西側一般に通ずる状態にして、北部に於ける鴨綠江、大寧江、清津江、大同江、咸寧江の如き、中部江華灣に開口せる禮成江、臨津江、漢江の如き、又錦江、榮山江の如き、皆交通を利するに大なるものあり。

之れを概するに、國の北部は、其中軸の東西を問はず、所謂白嶺地にして、一帶甚た峻險なりと雖も、其西側は所々に高原を現出して、河流も大に彼是地形に著しき差を示し、而して其半島地體に在りては、東岸に隆起し、西南に低卑して、宛も片側家根の觀を呈し、平地の如き河流の如き、獨り西南に分布して、東側には見るべきものあらず。

之れを要するに、東西南に於ける差異は、實に地形にのみ止まらず、これに原因して一般の事情に至るまで著しき相違を來し、特に東部には、人口疎にして、市街開けず、西南部は之れに反して、人口密に農に商に共に殷富にして、都邑の大なるもの多

し。  
 附言 地勢の概要前述の如しと雖も、東側必ずしも平野なきにあらず、近時世上に其名噴々たる間島に於ける北崗、西崗、南崗の如きは國中多く其比を見ざるものにして、其全境域は會寧の北方より北境穩城附近に亘り、西北方は豆滿江の一、支海蘭河に到達し、東西約十里、南北六七里に亘り、地味豊饒に、諸穀能く穰り、古來關北の農産地として、其名聞へし所なり、而も間島の廣袤は、既に統監府員に依て踏査せられたる、東間島のみにて、尙ほ日本四國に略は均しく、西間島亦これと同地積を有するといふに至りては、此他尙ほ未見の平野あるやも知る可らず、加ふるに其山地の一圃には、森林鬱蒼として、曾て斧鉞を入れられしことなきもの多く、礦物亦多量なりと聞かば、其富蓋し無量と謂つへく、宜なり、關北の寶庫として目せらるゝ哉。

## 第六章 河江

本邦河江の形象は既に地勢と共に之れを概説せし所なり、茲に其主要なるもの

を列擧すれば、日本海に排水するものに豆滿江あり、南朝鮮海峽に注ぐものに洛東及蟾津の二江あり、西黄海に入るものに榮山江、萬頃江、錦江、漢江、臨津江、禮成江、大同江、清川江、大寧江、鴨綠江あり、而して此中鴨綠江、大同江、漢江、洛東江、豆滿江の五流は最も大なるものにして、之れを國の五大江と稱し、又これに清津江、錦江、榮山江、蟾津江の四流を加へて九大江と呼ぶことあり、左に各流の概勢を述へん。

## 日本海斜面

豆滿江 一に圖們江又は土門江とも書す、源を白頭山東麓に發し、關北縦貫山脈の西北側なる、峽谷を北東に向ふて流下し、茂山郡に至りて稍々大流となり、會寧に至りて北流し、穩城の北に至りて滿洲より來る布爾哈圖河を合せ、東南流に轉し、慶源郡に於て琿春河と會し、慶興を過ぎ、露領烏蘇利州との境を劃して日本海に入る、江の全長約九十里、日本海斜面に於ける唯一の大河なり、然れども其河床傾斜急にして、水流奔湍し、土沙を漏出すること甚し、故に河口は濶大にして、十餘町に達すれども、所々に流沙堆積して水深淺く、二三尋に過ぎざれば、流域長大なるに拘らず、航運に利用せらるるは、河口より慶源に至る僅に七里の間に止

れり。曾て此間に小蒸汽船の溯航を試みられしも、結果不良にして罷めたりし。江の形象此の如し、故に航運水路としては甚だ價值を有せざるも、間島一帯の沃野を灌溉し、殊に漁利に富めるに至りては、全國の諸流中本江の右に出づるはなかるべし。江口より溯航すること約一里、長さ六、七十間巾二十四、五間に亘る三稜洲あり、此處は鮭、鱒等の漁場として著名なり。

龍興江

龍興江 源を頭流山の西側平安道陽德附近に發し、峡谷を北方に流れ轉して東方に奔下し、永興を過ぎて永興灣内の松田灣に入る。江口は流沙堆積して或は三流となり、或は四流と成ることありて、水尋深きも半尋より二尋に過ぎされは、交通を利するに足らずと云へども、江は鮭魚の産地として著名なり。

此二流の外咸興灣に開口する成川江、新昌鎭地に排水する新大川、端川邑を経て直下する南大川、梨浦鎭地に注ぐ北大川、稍々名ありと雖も、何れも交通の用を爲すものにあらず。然れども皆鮭、鱒等の溯るありて、其利を享くるは寡なしとせず。

朝鮮海峽斜面

朝鮮海峽斜面

洛東江

洛東江 本源を太白山に發し、南下して安東附近に於て海岸山脉其他に發する諸流を集め、西流し來るものと相合し、禮安に至り更に小白山脉に發源する諸流を集め、東折して西安、東府を環り、南龍宮、咸昌の境に至りて洛東江と稱し、洛東山と尙州との間を過ぎ、善山、仁同の諸邑を経て、大邱、星州の間を横斷し、昌寧靈山を過ぎ、西方晋州より來る龍江と相合し、韓山山脉に遮斷せられて、東に折れ、三浪津附近に於て密陽より來るものを合せ、更に南に向ひ、多多浦より朝鮮海に入る龍江は、源を智異山の東北に發し、南下して晋州を過ぎ、折れて東に流れ、洛東江に合す。其他支流の左方より來るものに、漆川、伽陽川等あり、共に小にして急流をなす。洛東江の全長は七十里に亘り、朝鮮海峽斜面に於ける唯一の大流にして、其本支流共に慶尙道中樞要の地區を貫通し、本道の都邑にして殆んど此流域に沿はざるものなく、本道内の平野にして此江の灌溉を受けざるはなし。江は三浪津附近に於て潮水干満の差一尺餘あり、此の附近までは百噸未満の小蒸汽船を上下するに足り、此より上流數里の間猶干満の影響あれども、沙濶多く水深淺く平底の小舟にあらざれば、行ること難し。本江に沿へる著名の市場には尙州、星州、洛

東州、砂門津、三浪津、龜浦等あり、江口の三角洲を鳴湖島といひ、鹽田あり、海産には蛤を第一とし、又鰻、海鰻の好漁場にして、春秋の交日本漁船の出入多し、又密陽附近は鮎の産地として著名なり。

蟾津江

別名を嶽陽江、又河東江とも稱す、源を蘆嶺山脉中の萬馬關道より發して南に流れ、南源に至りて、鬱川を合せ、求禮に至りて西方の諸流を集め、白岩山麓を繞りて河東の西を過き、慶尙、全羅の道界を劃して、光陽灣に注ぐ、河口淺くして、大船を容るる能はざるも、流域の貨物は、此水流によりて搬出せられ、船舶の出入頗る頻繁なり、河口には鰻及白鰻を饒産し、又附近一帯の沿海には海苔、魚菜を挿植するもの數里に亘り、本邦第一の海苔場たり。

榮山江

黃海斜面

榮山江 源を蘆嶺の南麓に發し、全羅道の南西部を流過し、羅州の南に於て矢雲山より發する諸水を合せ、西南に流れて、河幅廣濶となり、木浦に至りて海に入る、本江は其流域大ならざるも、全羅南道の沃野を灌溉して、農産を助くること少からず、又江口より榮山浦に至る間は、小汽船を通し得べく、小舟は羅州を過き

萬項江

て尙湖航するに足り、航運を利するも亦大なり、河口には牡蠣を饒産し、其養殖を経營するものあり。

萬項江 別名を全州江といひ、又金堤江とも呼ぶ、全羅北道中の大河にして、源を徳祐山の西脈雲梯威鳳、清涼の諸山に發し、全羅の南川、湫川を合せ、北邊雁川と爲りて、全州平野を貫流し、萬項に至りて海に入る、河口より上流約九里餘、大場里附近まで、潮水の干満あり、雖も大潮にあらず、船を入るることを得ず、而も江は、蜿蜒甚しく、且つ急流にして、航行難なり、沿岸浦口中最も船舶の出入多きは、大場里、双口浦、及夢山とす。

錦江

錦江

源を全羅北道馬耳山附近、榑嶺山東の龍潭、鎮安の溪間、及忠清北道の天摩山、青山、黃湖等の谿谷より發して、附近の細流を集め、北西に流れて、錦山の東を過き、忠清南道の南端を経て、燕岐の東津江と相合し、西南流に轉して、公州の東を過き、南折して、金剛川を合せ、河幅漸く増大して、白馬江となり、林川郡に入りて、塙巖江となり、江景に到り、西下して、鎮江と呼ばれ、又龍塘江と呼ばれ、所々に其名稱を異にし、全羅、忠清兩道を分界して、西海に注ぐ、流域甚た大ならず、雖も河口

より江景まで十里の間は水深三尋乃至四尋、河幅四百間乃至七百間、小艇船を航し得べく、江景より上流は公州を過ぎ、茨江に至るまで舟楫の便あり、江の流域は田圃能く開け、人烟稠密にして農産に富み、上流一帯の産物は多く、茨江に中流一帯の物産は江景に集合し、尋て群山に漕運せられ、此處より更に各地に輸送せらる。群山は水尋深からず、干満激にして出入難なり、然れども頗る樞要の地位を占め、本江流域一帯の物貨を吞吐すること大なれば、開港以來年を閲する淺きに拘らず其發展著しきものあり。

**漢江** 漢江は本邦五大江の一にして、流域は江原、忠清、京畿三道に跨り、其源流は南北二派に分れ、其北支は咸鏡、江原の境界なる鐵嶺に發し、大白山脈の金剛山其他より發する諸溪を集め、南流して揚口、前川を合せ、漸く大となりて春川に來り、此に源を大白山脈中五臺山の北麓に發し、麟蹄の南を過ぎ、西南に流れ來る。照陽江を合せ、屈折して西南に向ひ、洪川江を容れて、京畿道に入り、廣州の起頭院附近に於て南江と合す。南江は太白山脈中五臺山の西北麓及金剛山西南麓に發し、東南に流れて、旗善に到り、此に屈折して南に向ひ、寧越附近に平昌川を合せて

忠清道に入り、清風、忠州の東を過ぎ、忠州の西方に於て南方より來る達川及清美川を集め、興原院の西に至りて、蟾江を合せ、驪州を過ぎ、起頭院附近にて北江に會す。此より水量増大し、京城の東南に至りて、愈々大を加へ、德積山の南に至りて、臨津江と合し、江華灣に入る。本江は其流域長大なるに比し、水量多からざるも、海潮干満の影響を受くる大なるを以て之れを利用すれば、河口より京城附近の龍山まで小汽船溯航に支へなし、然れども河口には潟出の土沙堆積して、沙洲多く、且つ岩礁所々に潜在するもの少なからざれば、危険之れに伴へり、但遠からず航路標識を設置せらるゝ筈なれば、自然其虞を減少するに至るへし。江の上流北江は、河床急なるを以て、溯航難なるも、尙ば春川、狼川を経て、數里に至るを得べく、南江は河床稍々緩にして、忠州、清風を経て、永春まで溯上するに足る。

**臨津江** 源を咸鏡道元山の西方馬息嶺の南溪に發し、錦山、山脉諸溪の淡水を集め、伊川の北に至りて、廣き谷野を生じ、尙ほ南して安岐を過ぎ、京畿道の朔寧連川を経て、麻田の南方に至るまで、連山深谷間を逶迤曲流し、此に於て江原、咸鏡の道境に發源し、平康、鐵原地方を経て來る一幹流を合せ、西南に流れて、京義鐵道

を横きり、豊徳の南に至りて漢江と合同河口をなして海に入る、河幅甚だ廣からず水勢頗る急なるを以て水運の利に乏し、然れども灌溉する處大なるを以て農産に益すること尠なからず。

禮成江

源を谷山又は遂安附近に發し、南流して兎山より來る溪流を合せ、金川、平山間に於て京義線を横きり、此れより下流、黄海、京畿の道界を劃し、鏡浦の下に於て西方より來る玉山浦江を合せ、河幅増大し、碧瀾渡、禮成江里を経て江華灣に入る。本江の本流は助浦まで、小汽船通航し得べく、支流、玉山浦江は、白川邑附近まで小帆船航行し得へし、碧瀾渡は白川、延安、海州に至る街道の衝に至り、旅客の往來頻繁なり、同所は又土城より分岐せる京義鐵道支線の終点にして、専ら燃料其他鐵道材料陸揚地として供せらる。

大同江

大同江 附載寧江 本流は源を平安、咸鏡の道界なる狼林山の南側に發し、西南に流下して寧邊、德川、須川、殷山、慈山の諸邑を過き、此に馬息嶺の西方に發源し、成川邑を経て來る沸流江を合せて南下す、之を大同北江と稱す、而して平壤の東方に於て大同南江と合し、平壤を過き、屢々屈曲して、或は南流し、或は西流して、黄海

載寧江

道との境界を劃し、河幅宏濶と成りて、又河深を増し、鐵島に至りて載寧江を合せ、西に曲流して鎮南浦を過き、漁隱洞に至りて、黄海に注ぐ、大同南江は源を馬息嶺の西南側又は百年山の西北側に發し、谷山より來る一支流を合せ、西流して、黄海、平安の道界を爲し、三登を経て北江と合す、大同江は全長七十里に及び、黄海斜面の肝要なる大流にして、流域には平壤の如き大都市あり、又兼二浦、鐵島、鎮南浦、漁隱洞の如き好錨地あり、而して河口、漁隱洞より鎮南浦に至る約十裡、同浦より鐵島に至る大凡十二裡、同島より兼二浦に至る五裡、餘河幅廣く、水尋深く、巨船駛行に支なし、夫れより平壤に至る尙ほ小蒸氣船を通航し得べく、平壤以上は大同北江に在りては、殷山郡、庫洞附近まで、其支流、沸流江は成川邑に至るまで、大同南江は谷山郡、文城場、平壤より陸路二十四里に至るまで、舟楫の便を有す。

載寧江は源を瑞興の惡滅山に發し、西流して載寧邑の東方に折れ、北に流れて大同江に入る。大同江の水深は鎮南浦附近に於て八、九尋、兼二浦附近に於て尙ほ六七尋あり、而して鐵島附近に於て湖沙の差十七尺より二十尺餘を示せるか故に、隨て其餘波支流にまで及ぼし、帆船の如き風向に拘らす、潮流を利用して航行

し得ること甚た便なり然れども鐵島附近より上流は冬季數十日の間結氷し下流は流水甚しく交通杜絶するに至るは惜むべし。

清川江 源を威鏡平安の道界なる狼林山南麓に發し、妙香、秋踏兩脈の溪谷を曲流して諸水を合せ、妙香山脈の峡谷を過き、其南麓を流れて安州の北を通し、稍々下流に於て京義鐵道の停車場たる新安州に沿ひ、大寧江と共同河口を爲して海に入る。本江の流域は山脈多く平野渺きを以て、灌溉運輸の利多からず、雖も安州まで巨船溯航し得べく、小舟は本流熙川まで、支流九江は寧邊を経て雲山附近の化翁津まで通するを得べし、而も雲山は全國第一の産金地にして、寧邊附近亦著名の砂金地なり、而して這般事業の發展は、實に本流之れを促進せるものと謂つべし。

大寧江 其上流東西二派あり、一は於白嶺南麓に水源し、一は大八營嶺の南側に發し、南下して博川の西方に來り相合して、西に屈折し、清川江と河口を一にして、黃海に入る。本江は其流域清川江の如く大ならず、隨て其利に浴するもの多からず。

鴨綠江 本江は五大流中の最大河なり、源を白頭山の西麓に發し、北西國境を環流して、行々威鏡南道の肅川、江長津江、及白頭山脈の溪谷より發する幾多の細流、其他兩岸の諸流を集め、楚山に至りて、滿州より南下する、渾河を合せ、是れより河幅増大して、義州附近に於て、更に滿州より來る、驪河を容れ、九里島於赤島、駱定島、中江臺等の三稜州を生じ、河流これに分たれて三派となり、南東を通天河といひ、幅百米突あり、中を中江と稱し、幅四百米突あり、國境を爲すものを上江と呼び、幅百米突あり、此三江は新義州に至り、再び合して一江となり、更に威化島を築積して、濶大なる三角江を形成し、龍岩浦を過ぎて、黃海に排水す、本江は全長百四十里に及び、全國河流中の最大なるものなれども、河床は勾配急にして、激流奔湍の箇所多く、且つ水量に富まず、岩礁も亦尠からず、故に江口より數里の間に於ても、輕吃水にして、馬力強き小蒸氣船にあらざれば、航行するを許さず、然れども支那「ジャンク」を以てすれば、河口より四十里の上流昌城まで、遡航するを得べし、本江の形象此の如くなるを以て、航運河としては、價値に乏しきも、貿易河としては、甚た値ひあり、雖ち本江の上流には、大森林廣衍して、其富無盡と稱せられ、毎年の



輸出一千万圓を降らす、其他清國吉林、盛京、二省の物産を出し、百貨を輸入する頗る莫大にして、其輸出入相半し、之れを合算すれば、無慮五千万圓に達すと云ふ、本江に沿へる市場として主なるものは、龍岩、浦新、義州とし、支那側では大東溝及安東縣とす。

## 第七章 沿岸

本邦は三面海を繞らすのみならず、其南西の沿岸は甚だ屈曲に富み、島嶼饒多なるを以て、其海岸線の延長は頗る長大にして、大凡六千英里に達し、島嶼を合む、之れを陸地の總面積八萬四千零八十八方哩(島嶼を合む)に較計すれば、十四方哩毎に一哩の海岸線を有する割合なり。各道中、日本海に面するは、咸鏡、江原の二道及慶尙道の一部にして、之れを東沿岸と稱し、朝鮮海峡に面するは、慶尙及全羅二道の各一部にして、之れを南沿岸となし、黃海に面するは、全羅の一部及忠清、京畿、黃海、平安の諸道にして、之れを西沿岸と稱す、乃ち此の如くにして、國の八道皆海に沿へり。

東海岸 は慶尙道の釜山より北境豆溝江口に亘りて、海岸線最も長大なり、然

れども沿岸屈曲に富まず、島嶼に乏しく、甚だ平調なり、本沿岸は大陸地體と半島地體の接續に依りて、大屈折を爲し、此處に一大灣を構成す、之れを東朝鮮灣とし、其灣底更に一小灣を造るもの之れを永興灣と爲す、永興灣は恰も本沿岸の中央に位し、同灣内の元山津より東北造山灣に至る航路約三百八十八哩にして、其東南釜山に至る三百八十八哩なり。

永興灣以東南の沿岸は、釜山口外より江原道の水源端に至る間、殆んど弧面を爲せり、故に其海岸線は釜山口外より江原慶尙道界に至る間、南西より北東に走ると雖も、これより漸く西に傾きて、南北となり、龍湫岬を一廻すれば、起線と反對して、東南より西北に走り、以て永興灣に到達せり、此一帯は東沿岸中殊に屈曲に乏しき部分にして、唯慶尙道の蔚山及迎日の二灣、江原道の長箭洞、鎔地稍々著しく凹入するに止まり、他は沙濱連亘して殆んど一直線を爲せり、而も沿岸に併行せる山脈は高度大抵一千尺以上、三四千尺に達し、支脈直に海に枕みて、斷崖絶壁を爲すもの多し、永興灣以東北は、則ち大陸地體に屬する沿岸にして、其海岸線は同灣に接近せる咸興灣より舞水端に至る間、西々南より東々北に走ると雖も、同岬角より漸く轉し

て北東となり以て北境に至る。されば咸興灣より舞水端に至る間は、南々東に面して、江原道と呼應せるも、舞水端以北は概ね東南東に向ひて遙に日本北陸と相對す。此一帶は南西兩沿岸の如く出入復雜ならずと雖も、稍々屈曲に富み、殊に永興灣の如き南北七、八、九、西、東、西、六、三、に及へる國中有數の大灣にして、其他に良港に富むこと、前者と日をも同ふして談る可きにあらざるのみならず、單に錨地に就て云はしめは、寧ろ西岸のそれに優れるもの多し、而して其沿岸の形象は前者に近似し、峯巒連綿として平地を残す寡なく、支脈丘陵海に臨みて急斜を爲すと雖も、而も前者の如く懸崖を爲すもの少なく、又砂濱の如きも所々岬角の間に介在せるに過ぎざるのみ。

港○ 永興灣以東南の沿岸は前説せしか如く甚だ屈曲に富まざるを以て錨地として良好なるものは前記せし蔚山、迎日、及長箭洞の三あるのみ、然れども漁船寄泊に適するものは慶尙道に於ける太邊、一名機山、豆毛浦、日山浦、牟浦、玉山浦、江原道に於ける竹邊、注文津、巨津、黄金津、致弓等を主要なるものとし、其他尙なきにあらず。蔚山灣は深く北方に灣入して水尋深く、大小船舶の碇泊に適し、殊に捕鯨船の根據地として重要な位置を占め、又曠昔日本との通商港として名著はれ、迎日灣は西南

方に凹入して其口廣く、僅に西の風波を防ぐに足るのみなれど、灣内に於ける斗湖浦は水尋稍深く、錨地安全なるを以て、南行の船舶其西南に突出せる冬外串を廻航するに當り危険を認むるときは、此處に避泊して天候を待つに便なるべく、長箭洞、錨地は水源端の西方に在りて、東朝鮮灣口を扼し、錨地廣く水尋深く、數隻の大船巨艦を繋ぐに足り、是れ亦捕鯨船の根據地として名高く、致弓は長箭洞の如く、灣内廣濶ならざるも水尋深く、錨地最も安全なれば、漁船の寄泊には最も良好なり。

永興灣以東北にありては、同灣内の元山津、及松田灣を首めとし、其口外なる咸興灣の北隅則ち東朝鮮灣の西北隅に當れる西湖津、其東に退潮浦、前津、新浦、馬養島之れを東朝鮮灣に沿へる良港となし、同灣外には新昌、遮湖、梨浦、城津、葛馬浦等並ひて舞水端に到り、而して舞水端以北、雄元端に到る間は、沿岸砂濱多くして出入に乏しく、雄元端の北側より吉林山角に至る間、大なる凹入を爲して鏡城灣と名くるものあるも、是れ亦沿岸砂濱に富みて屈折寡なく、灣内獨津、及清津の二港を藏すれども、錨地安全ならず、但し鏡城灣の南口角に接する魚大津は一漁港に過ぎざるも、避泊港として安全なるへし、吉林山角以北に在りては、龍在灣、淵津灣、羅津灣、並び以て北

境の造山灣に連続し、龍在灣内には雙浦(一名ステパーフ)三日浦(一名智古灣)沙浦(一名士佛知灣)等の錨地を有し、羅津灣には楡津、明津の泊地を抱き、造山灣には瑪丁、雄基、北灣、浦項の錨地を藏す、而して此等は皆錨地安全なるものに係り、大概沿岸航行の汽船寄港して交通の便を有す、就中元山城津及清津は開港にして元山は咸鏡南道及江原道の一部を支配し、城津及清津は其北道を支配す、然れども城津は錨地不良にして風波を凌ぐに足らず、開港としての價値を有するものにあらず、諸港中最も良好なるは元山なるへし、と雖も羅津も亦灣内廣く、十數隻の大艦を容るるに適し、北方の要港たるを疑はず、時々各國軍艦の寄泊するものあり、是れに亞くは雄基、遮湖、新昌、新浦、西湖津とす、雄基は極北に位し、慶興、慶源を経て清國吉林省の琿春に通するに便なれば、之れを開きて通商港と爲すの價値あるへし、清津は最近の開港にして楡津と相俟ち、獨津は境城と相俟つて榮へ、殊に境城より清津、楡津を経て會寧に達する輕便鐵路あり、故に北關地方に行くものは多く、此二港を上陸地点となす、遮湖は錨地良好なるも陸路の交通便ならず、明太産地として名あるのみ、新昌、新浦は其距離近く、共に北青郡の關門にして榮を互に争へり、而して兩地と北青邑間

の距離は、新昌近し、然れども錨地良好にして繫錨に便なる物産に富めるは、明太を饒産す、新浦に若くはなし、故に新浦は駁々として日に進めるに係はらず、新昌は進歩として著しきものなく、形勢漸く晩に近づけるが如し、西湖津は咸興平原一帯の呑吐口にして商船の出入頻々なり、而も先年日本軍隊に依りて咸興間に布設せられし輕便軌道は近時之れを民間に貸下けて旅客及貨物を運び、日と共に進境に向へるか如し。

## 岬角

岬角の著名なるものは釜山口より北航して蔚山の南方に功端岬あり、其前面に錫子岩ありて風吹かは波濤高く騰る、蔚山口の北を扼する蔚崎、突出稍々著しく、迎日灣の南を擁する冬外串(一名長鬚岬)最も遠く突出して江原道の極東を示し、其周圍及尖端には暗礁の潜在するもの多く、竹邊の龍湫岬亦著しく、同岬より東朝鮮灣口を扼する水源端に至る長距離の間懸崖又は砂濱にして岬角の著しきものなく、其北西則ち長箭洞錨地の東を扼する月移臺亦長く北に向つて突出し、是れより永興灣に至る間名あるものなく、永興灣を擁するものは南なるを葛麻半島と稱し、北より南に向つて突出せるは虎島半島(一名大江島半島)と呼び、是れより北方東朔

鮮灣の沿岸には著しきものなく、新浦端地の東に突出せる松島、岬長大にして遙に水源端と相待つて東朝鮮灣の關門を爲し、それより東北にありては城津の東北に突出して臨海を擁する吉州角、稍々名高く、其東方なる舞水端、此れを咸鏡道著名の岬角と爲し、其北方鏡城灣口を扼するものは南方なるは雄元端にして北方なるは吉林山角と爲し、共に著しく、それより北方に在りては龍在灣の北方を扼する[モ、セ、イ、ス、キ、]角、瀾津灣の南に突出せる花端山角、一名林岬角、羅津灣の北を擁する[ロ、ジ、]角、ツ、角、造山灣の東を扼する西水來角、これを極北の岬角と爲す。

島嶼。には江原道の沖合約四十餘里に位する僻島、幅員約五里四方にして之れを東沿岸に於ける最大のものとして爲す、本島は別名を松島と呼び、中央に一山聳ゆるもの高さ三千二百〇八英尺、巖岬々として鋸齒の如く、遠く之れを望めば青螺の浮ぶに髣髴たり、全島樹木克く繁茂して良材に富む、然れども外人濫伐の結果近時漸く減少を來し、又前日の概なし、島は周邊斷崖を爲して攀躋し難し、然れども所々に少許の砂濱あるを以て、靜波の時に端舟を寄せるを得へし、是れに次くものは新浦の前に浮へる馬養島にして、東西十町、南北一里許、北側に灣入するもの三つ

島嶼

南沿岸

ありて皆良好の錨地なり、其他永興灣頭に浮へる麗島、羅津灣頭に横はる大草島、幅員小なりと雖も稍々名あり。

南沿岸。は慶尙道の釜山より全羅道の南端なる珍島に限られ、其區域最も狭小なり、然れども沿岸出入屈折を爲すこと甚しく、且つ其前面には島嶼無數に星羅棋布を以て、海岸線の延長は比較的長し、本沿岸は峻峰高岳の海岸に近く、連亘するものありと雖も平地少ならずして、傾斜東沿岸の如く急ならず、而も亦西沿岸の如く緩なるにもあらず、されは海岸斷崖を爲すもの少なく、又遠淺を爲さず、干潟寡なし。

港灣

港灣。沿岸灣入の著しきものは釜山の西なる馬山灣、其西方固城半島及巨濟島に擁せられて成る鎮海灣、其西南海島に依て障蔽せらるる晋州灣、(一名昆陽灣)麗水半島の東なる光陽灣、(一名蟾津灣)同半島の西側興陽半島に擁せらるる順天灣、(一名汝自灣)同半島の西北側西より東に深く灣入する寶城灣、(一名得糧灣)海南半島の東側深く北方に灣入せる康津灣、其前莞島、古今島浮ひて障蔽せる内海を馬島海といふ等にして、又海南半島の西側珍島と相擁して成せる内海に馬路海、(一名華聖頓灣)

あり、其他是れに次きて稍々大なるものを掲ぐれば、馬山灣口より東北に灣入せる行巖灣あり、固城半島の西側北に向つて灣入する子郊灣、東に向つて灣入する東島灣あり、又海南島に凹入するものに南より北に凹入する木島灣、是れと表裏して北より南方に灣入する彌助灣、晋州灣と連続す、麗水半島の南端に凹入せる、忽莫津、突山島其前に浮む、興陽半島の東南側に凹入せる海倉澳、(其前に羅老島浮ぶ)等あり。

又、錨地として名あるものは前記馬山、鎮海、寶城、三灣の外、釜山を首めとして鎮海灣の西口を扼する、統營(右水營と稱す)、麗水半島の麗水(統營に對して左水營と稱す)の六港灣を以て本土に於ける主要のものとなし、島嶼に在りては巨濟島の西側なる竹林浦、欲知島の北側なる東港、蛇梁島、南海島の三千浦、羅老島、錨地(一名召山島、新智、古今、助樂三島間に於ける長直路、巨文島のハミルトン港(巨文島は三島と稱すハミルトン港は又内海と呼ぶ))、所安、露兒、甫吉の三島に圍まれて成る所安港、濟州島の屬島なる牛島及飛揚島、錨地の十港を以て主たるものとなす、此十六港灣の内統營、竹林浦、東港、蛇梁島、麗水、三千浦、羅老島、飛揚島の八港を除くの外は何れも錨地、廣濶にして水尋深く大艦巨舶を繋ぐに適し、殊に鎮海及巨文島が軍事的關係に於て要區を占め、無上の價値を有するか

如き又釜山、馬山、か商港として有する價値の如き、茲に言を費すの要を見ず、寶城は全羅道中重要な位置を占め、灣内廣く水尋深く之を開くの價値あるへし、而も木浦の榮を奪ふに足るや否や、統營は本邦商船の輻輳すること、慶尙道沿岸中第一に位し、麗水亦全羅道南岸著名の良港にして、商業の隆盛なること、統營に譲らず、然れども共に半島に位するを以て將來著しき發達を遂ぐるに由なけむ、其他三千浦、羅老島、長直路所安港、牛島の如き、何れも島港なるを以て、錨地良好なりと雖も、商港としての價値を有するものにあらず、但し順天灣内に於ける順天邑は全羅道より京城に通する街道の基点に位し、其關係釜山か慶尙道より京城に通する街道の關門なると相均しく、商業頗る般賑の區なるも、灣内淺く巨船を容るるに足らざるを憾みとす、羅老島に寄航する船舶の多數なる一は本島其灣口に浮へるに由るものとす。

半島 沿岸出入に富むを以て半島岬角頗る多く一々之れを列記するに遑あらず、而して其最も大なるものは既に港灣に併記せし、固城半島、麗水半島、興陽半島、其西に於ける長興半島、是れに隣りて國の極南を示す海南半島等なり。

島嶼 には巨濟島、南海島遙か沖合なる濟州島之れを本沿岸に於ける最大のも

のごし是れに西沿岸の珍島及江華島を加へて國の五大島と稱せらる。其他稍々たるものは釜山の前面なる絶影島巨濟島の西に浮へる閑山彌勒の二島其西なる蛇梁島其稍々沖合なる欲知島麗水半島の東南なる突山金鰲の二島興陽半島の東なる上下羅老島別名を召山島又國島と稱ふ寶城灣頭なる居金金堂の二島長興半島の南方及海南半島の東方なる莞島古今助藥辨智の諸島其南なる青山島茅島其西方海南角の前面に浮へる露兒所安甫吉の諸島其南方沖合に於ける楸子島其東方なる太郎島巨文島等にして此等以下の小島嶼に至りては所々に隠顯して星羅するもの夥しく之れを擧ぐるの煩に耐へず但し絶影島濟州島の半島及巨文島には燈臺ありて航路を照輝し又巨濟島の沖合なる鴻島にも燈臺あり。

## 西沿岸

## 西沿岸

は珍島より西北境鴨綠江口に亘り其區域之れを東沿岸に比すれば遙に狭し然れども屈曲に富み島嶼夥多なるは南沿岸に譲らず故に海岸線の延長は東岸に較へて甚しき軒輊なし本邦半島地體の外形は東に膨脹して西に彎曲せり故に本沿岸の形態は大体に於て彎狀なり本沿岸中一大突出を爲すものは黃海道とし東側に於ける東朝鮮灣の凹入すると共に膨脹せり又其南に方り稍々大き

## 港灣

く突出するものは忠清道の瑞山半島なり此の如く沿岸は此二突出に依りて三分せられ而して其境域も略ほ均し其北なる一區は清國遼東半島と黃海道の突出とに依つて形成せらるる大灣にして東北に灣入すること深く之れを西朝鮮灣と稱し中央なる一區は北方黃海道の長山半島より東南に灣入し南方瑞山半島に依りて劃せられ之れを江華灣と稱す(別名を京畿灣又京城灣と呼ぶ)此二大灣の形象は山岳丘陵岸に沿ふものなきにあらざるも概ね其前面に緩斜地を残して干潟と連續し水準劃然せざるを一般とす間々岬角又は河岸に於て險崖を爲すものあるも海濱は大抵軟泥にして沙濱は罕なり而も大河の排水するもの多く漏出の土砂夥しくして沙堆所々に延亘し水深亦甚た淺し他の一區は瑞山半島より南端に至る間にして是れ亦大なる彎狀を爲し其中央稍々深く灣入するは錦江萬項東津三江の排水口なり此一帶の沿岸は前二區の沿岸に比し多少趣を異にするものありて所々に險崖を爲すもの多し庇仁灣石堂島附近一帶の如きは就中著しきものにして南西兩沿岸中稀に見る所とす。

港灣 北區則ち西朝鮮灣内に於て凹入の著しきものは鴨綠江口清川大寧共同

河口、大同江口等總て河口にして其他は鐵山半島の南側と靉島炭島身彌島等に依つて擁せらるる宜川灣の一あるのみ而も沿岸一帯には干潟連亘し河江は土砂を運ひて所々に三稜州を形成すること多く隨て錨地の良好なるものは之れを河江以外に求むるを得ず、乃ち鴨綠江口に於ける龍巖浦大同江口に於ける漁隱洞、湖りて鎮南浦、鐵島、兼二浦等皆著名の要港にして就中龍巖浦及鎮南浦は開港せられ商業甚た殷賑なり、又清川江口の何日浦、定州の達禮江、鐵山半島の東側清江に沿へる望東浦同半島の西側鴨綠江外に臨める梨花洞の如き何れも船舶幅輦し而して何日浦は清川、大寧二流域一帯の百貨を吞吐し、達禮江は定州一帯の門戸を爲し、東浦は鐵山郡邑の關門を爲し、梨花洞は庚午の戰役日本軍の上陸地点として其名高し、但し何日浦及望東浦には税關監視署あり、其他避泊港としては宜川灣内なる牛島、錨地又は其灣頭なる靉島、及炭島の二錨地、大同江外なる席島、錨地等著名なり、又大同江口の北側に灣入する廣梁灣、小乳蘇岬の北側北西より南東に凹入する古巖浦は共に大灣なれども灣内水淺く、小舟の外泊する能はず、但し廣梁灣は製鹽地として著名なり。

中區則ち長山串以東南瑞山半島に至る沿岸に於ける著しき凹入は長山串の東側なる大東灣、其東方なる海州灣、江華灣、底の濟物浦、瑞山半島の北側なる南陽及牙山の二灣にして是れに次くは大東灣の東南方瓮津、康翎の二灣とす、而して大東灣は大東河口にして水尋深く巨船を繋ぐに適し、瓮津、康翎は水深淺く、海州灣は其口廣くして障蔽するものなく、又所々に沙州横はりて風吹けは波濤荒く出入困難にして良好ならず、然れども其灣奥には黃海道的首府たる海州あり、濟物浦は灣内宏濶なるも水深淺し、然も滿潮には巨艦を容るるに足り、殊に國都京城を距ること近く、商業上要區を占むるを以て貿易の盛なる、市街の殷富なる、各開港中第一に位置り、仁川港と稱するは則ち本浦の別名なり、南陽灣は水深淺しと雖も帆船の出入に支へなく、其灣奥なる南陽は此地方物貨の集散地にして水原府を距る遠からず、牙山灣は其奥に平澤の平野を控へ、成歡驛近く共に日清戰史に依て其名著はれ、亦商業上の一要區たり、此他錨地として良好なるものは南陽半島の馬山浦、康翎灣の南方に浮へる巡威島の「ル」一「バ」一港とし、殊に後者は水深深く艦船を泊するに足る。

南區則ち瑞山半島以南の沿岸に於ける著しき凹入は同半島の南側に於ける淺

水灣、錦江口外なる鹿仁灣、萬項江(全州浦内といふ)東津江口(東津浦内)其南方なる浦内浦、務安半島の北西側なる咸平灣、同半島の南側なる榮山河口等にして又木浦の前面羅州群島との間に於ける内海を時牙海と稱し、同群島と珍島間の内海を丁噎海と呼ぶ、而して淺水灣は別名を沙長浦と稱し、灣内廣濶なるも堆沙多くして巨船を容れ難く、鹿仁灣は唯彎狀を爲すのみにして何物の之れを障蔽するものなく、錦江の河口には群山、浦あり、開港の一にして其流域一帯に於ける百貨を吞吐し、江を溯航すれば江景其他の小舟泊地あり、皆一部の市場にして商業殷賑なり、萬項及東津の兩河口亦小舟の泊地少なからず、其南方なる法聖浦は昔時倉廩を置き當時貢米運送の起点地として其名高く、務安半島の南側榮山江口に於ける木浦亦開港にして全羅道を支配し、江を溯りて榮山浦其他の繫船地あり、皆一部に於ける百貨集散の市場たり、島港としては羅州郡島の西方に浮へる大黒山島、全州浦内、萬項江口の西方に浮へる古群山島、鎗地、別名隔音島、其北方稍々沖合なる於青島、法聖浦の西方沖合に於ける鞍馬島、鎗地名高く、就中古群山島、鎗地最も良好にして巨艦集泊し得べく、其他諸島に小船の泊地少なからず。

半島。岬角。半島の大きなものは北區に在りては鐵山半島一あるのみにして其他は大同江口の北側廣梁灣を構成する廣梁半島、同江口の南方に於ける殷粟半島稍大なり、北區及中區を限界する長山串は別名を小乳齋角と呼び、國の極西を示すものにして最も遠く突出し、清國山東角との間僅に一百餘哩相呼應し得べく、其尖端に聳へる峻峯を文於山、又は長山と稱し、高さ九百六十尺、東に走りて一千一百尺より一千二百尺となり、以て長壽山脈に連續せり、岬は此の如く峻峰を頂けるを以て隨て海岸險崖を爲し、冬季西北風吹かば波濤激して壯觀を極む、而も西海第一の險灘たり、中區に在りては長山串の東南方海州灣の西側を爲す康翎半島大にして其南端の岬角を登山串と稱し、海圖に荒串池と記さる、其東方九月浦の西南に突出するものを九月浦岬と名け、其東北海州灣口を扼するものを葛川角と呼び、就中登山串及葛川角著名にして亦險難とす、江華灣内江華島の西側妹音水道に向つて突出する長串亦名高く、其東方同島の南角を發池串と稱す、瑞山半島の北方なる南陽半島亦稍々大にして南陽灣は此半島に灣入し、馬山浦鎗地は此半島の西端にあり、南區に在りては中區との境に於ける瑞山半島大にして南方に向つて稍々狹長



なる突出を爲し、是れに續きて安眠島浮ひ相待つて淺水灣を構成す安眠島の南方  
庇仁灣の北角を冬、稻亭岬と稱し、東津江口の南側苗浦内浦との間に突出せる半島  
の尖端を水城堂といひ、苗浦内浦の南角を冬、稻亭と號し、威平灣の南方に蜿蜒する  
ものを臨、潛半島とし、其北角威平灣口に突出する岬角を堂頭と呼ぶ、務安半島は其  
南方に於ける最大なるものにして、木浦は其西南端に位し、其背後の突角を西角と  
爲し、木浦泊地の南側を爲すものを靈巖半島とし、其南方狭長の半島を海南半島と  
呼び、其南西を包圍し、西側時牙海に沿ふて木浦口を扼するものを花源半島と稱し、  
又島嶼に於ける岬角の名あるものは威平灣の前面に横はる在子島の三峯端、其南  
方慈恩島の西南盡嶼末とす。

島嶼 北區に在りては鐵山半島の南側に浮へる身、彌島を最大とし、其南の椒島、  
大同江口外の椒島及席島稍々大なり、其他航路に關して名あるは鐵山半島の前面  
沖合に浮へる大和島、大同江口外椒島附近の西島、席島附近の姉妹島、同河口の簗島  
及避島とし、皆燈臺ありて航路を照す、中區に在りては長山申の南方なる白翎島稍  
々大にして、其南方に大小青島群島浮ひ、登山申の西南なる巡威島、良好なる錨地を

島嶼

有するに依て著はれ、江華灣に於ける江華島最も大にして、國中五大島の一に數へ  
られ、其西方なる喬洞、妹音の二島亦稍々大きく、濟物浦錨地を障蔽するものは北よ  
り西に亘りて、永宗、龍游、大舞衣の三島浮ひ、南に南陽半島突出して、其前に大部、靈興  
の二島併ひ、而して靈興、大舞衣の二島は相對して港門を扼し、又其港門を障屏する  
諸島中の大なるものに德積、小忽の二島あり、其他小群島にして名あるものは海州  
灣外に浮へる延平列島とし、航路に重要な關係を有するものは濟物浦の小月尾  
島、大舞衣島の東南に於ける八尾、及北長子の二島、靈嶼島の西なる白岩、其南方なる  
龜島、白翎島の南方なる小青島とし、皆燈臺を建設せらる、南區に移れば瑞山半島に  
連續する安眠島稍々大にして、其南端に元山、挿州の二小島浮ひて、淺州灣口を蔽ひ、  
東津江口の西方沖合なる古群山、群島、良港を有して名高く、水城堂の西方なる嶧島、  
稍々大に其南方なる鞍馬群島亦錨地を有して著はれ、威平灣の前面に浮へる在子  
島、智島、沙玉島、後踏島、右踏島、梅花島、接近して、何れも相當幅員を有し、木浦の前面な  
る押海島亦稍々大きく、其西方南北に羅列するものを羅州群島と稱し、其中稍々大  
なるを慈恩島、巖島、其佐島、安昌島、飛禽島、都草島、荷衣島、牛耳島とし、其西方沖合に浮

ふものを大黒山群島と呼び、島は最南端に位置して南岸との牆壁となり國中五大島の一に數へらる其他咸平灣の西北に浮へる七山群島は石首魚漁場として著名なる七三灘の名と共に聞へ、珍島の南西に羅布せる鳥島群島海藻産地として名高く、又航路に重要な關係を有するものは鳥島群島中の竹島、羅州群島の西北端に浮へる七發島、木浦の南口時下海に於ける時下島、瑞山半島の西南に於ける瓮島等にして皆燈臺を建設せらる。

航海險灘及目標

本邦沿岸の概勢は既に述べし如く東沿岸の急斜にして屈曲少なきは常に港灣に富まざるのみならず航海の目標とすへきものに乏しく、且つ秋冬の候には海上風波激烈なるを免かれず、次に南西沿岸の屈折甚しく沿海島嶼夥多なるは岩礁沙堆是れに伴ふて多く、且つ水路狹窄にして潮流奔湍するを免かれず、又西沿岸の傾斜緩にして干潟に富み沿海水深淺く沙堆多きは潮汐の干満劇烈にして潮勢是れに伴ふのみならず淺灘多くして可航水路狹く、且つ曲折迂回なるを免かれず、各沿海の形象既に此の如しとせんが其航海に及ぼす影響如何は之れを想像するに餘れるなり、加も春季より初秋に亘りては各海面共に濃霧を

東沿岸

元山航路

生して溟濛咫尺を辨せざること數々あり、又西及南西沿海に在りては海水濁濁にして海底に於ける危險物を窺知するに難なるあり、然るを況んや航路標識未だ全岸に普及せざるに於てをや、されは全沿海の航行難なる茲に言ふを要せざる所にして航海者の注意を促すもの少なきに居らざるへし、左に危險物として著名なるものを挙げ併せて重要航路の概要を示すへし。

東沿岸

一 元山航路

功端岬 蔚埼 以徳岩

功端岬 釜山蔚山間に於ける難關なり、岬端に錫子岩あり、其北に大岩あり、夜航又は濃霧の日注意を要す、蔚埼(チクメチフ)岬蔚山灣口を扼する花岩嶽と表裏して東北外海に向つて突出せる岬角なり、岬端に燈竿を建つ、本燈竿は木造白色とし、燈火は不動白光にして光達距離は八哩なり、航路を指示すると同時に蔚山灣の目標たり。

以徳岩 蔚埼より北方約四哩にある暗礁なり、波濤其面を洗ひ、盛に泡沫を生

するを以て遠く其位置を認むるを得へしと雖も夜航又は濃霧に際せば危害少  
なからず是れより冬外串の南側九龍浦に至る間龜王末、松臺末、鼎足末、槐田末、其  
他の小岬ありと雖も目標と爲すに足らず、九龍浦と槐田末との間には硯馬岩、及  
伐岩の危険物あり、九龍浦の北角を士羅末と稱す、南に向つて突出し附近に岩礁  
多し共に注意を要す。

冬外串(一名長鬚岬) 冬外串は東沿岸中最大岬角にして著名の難關なり、岬は  
海拔四百尺より六百尺以上の山嶺を頂き海岸山脈に連續す、沿岸險崖を爲ささ  
るも岩壁暗礁其外方を圍繞し殊に其尖端より一漕の沖合にまで危岩出沒して  
潮流亦急に時々怒濤を起すことあり、而も夏季には濃霧亟々發生し、秋冬の交に  
は迎日灣内より西風襲來して岬角を犯すこと劇烈なれば特に注意を要す、本岬  
角附近にては曾て日本漁船第五、六、九及水産講習所練習船快鷹丸等の遭難あ  
りたり。(近頃燈台を建設せらる日本水路告第百二十一、二六號を見よ)

達萬岬附近(一名冠冕角) 達萬岬は迎日灣の北西角なり、其北方清津との間に  
屏風岩及鳥岩あり、南航の船迎日灣に入らんとするものは注意を要す、是れより

丑山浦に至る間大津末、水登末、長里末、菖蒲末、茵津末等あり、丑山浦より龍湫岬の  
南側なる竹邊港に至る間干達末、水嶮末、鷹岩末、花母末、下沙末、珍磨末、葛麻末、水傳  
末等あり、然れども航路を熟知するにあらざれば是れを以て航海の目標に供す  
ること難し。

江原道東岸一帯 江原道の南端に位するは前記岬角中の水嶮末と爲す、而し  
て茲に江原道東岸と稱するは本岬角より水源端に至る間を指す、此間の航路は  
尙未側の暗礁少なからず、而も海岸山脈は馬背に似て航海上目標とすべきもの  
なく、東沿岸航路中の最難所として名あり、就中水嶮末より龍湫岬を経て江陵郡  
の沿岸に至る約五十漕の間、龍脈外方に擴延して所々に洗岩暗礁点在し、殊に難  
關中の難關に屬すと稱せらる、漁船の航海特に困難を覺ゆへし、此地方暖流の洗  
ふ所なるも漁業の見るべきものは是れに基因せずんばならず、但所々小船  
の寄泊地なきにあらざるも皆奇巖中に存在せるを以て若し激浪に際會せば入  
津容易ならず、水源端は江原道の東北端にして又難關の末端なり、東朝鮮灣を扼  
して轉針の地點に當り、金剛外山の連嶺高城峰高く聳へて目標となり、又岬端に

は燈臺を設けて夜航に便す、本燈臺の燈塔はコンクリート造八角形白色とし燈火は第六等白光連閃にして毎十二秒時を隔て、三秒時間に二連閃光を發し、光達距離は十七哩なり、又霧警號を備へて溟濛の日に吹鳴す。

角 コドリカ

月移臺 水源端の西北側長箭洞錨地の東南に突出したる岬角なり、岬の北端を距る十餘町馬岩等の暗礁存在し潮水翻渦して其位置を示せるも激浪に際せは認識すること難し、殊に夜航又は濃霧の時危険なり、又冬季には金剛外山の嵐灣内より劇烈に襲來するを以て長箭洞に入らんと欲するも不能なることあり、本岬角より永興灣外麗島に到る間暗礁あり注意を要す(水路告示二千七百八十一號同二)

麗島 麗島燈臺

コドリカ角 永興灣の南東に突出したる岬角なり、北方遙に虎島半島と相對して同灣を扼す、其北西端に國島あり、岬端には奇巖羅列し且つ暗礁あり(水路告示一千七百八十一號)、又其南方一帯の沿岸は砂濱にして前面には亦暗礁あり、此處は日本汽船防長丸の遭難せし所にして秋季に際せば西北風猛烈に襲來すること數々あり注意を要す。

麗島 虎島半島とコドリカ角との中間に位し元山港口の目標なり、附近に小

虎島半島

島岩礁多し、曾て日本汽船吉林丸の遭難ありたり、航行注意を要す、燈臺を設置して夜航に便す、本燈臺の燈塔はコンクリート造り八角白色とし、燈火は第四等白色連閃にして毎十秒時を隔て、五十五秒時に三連閃光を發し、光達距離は二十一哩なり。

虎島半島 永興灣の東北を擁する一大半島なり、岬端には峻峰聳て海拔一千十五尺、遠望すれば島嶼の如く灣口の目標と爲すへし、然れども北關より南航して元山に寄航せんとするものは岬端に於て針路を一轉せざるを得ず、而も冬季には西風元山方面より猛烈に襲來して半島に衝突し、颯と化して船舶を覆没し、或は外洋に吹き流すこと數々あり、又北風は西湖津の西岸に沿ふて強烈に吹き恐るべき波濤を起すこと少なからず。

萬麻半島 萬麻燈竿 及長徳島 燈臺

萬麻半島 永興灣の南角にして亦轉針の地点に當る、燈竿を建設し麗島燈臺と相俟ちて航路を照輝す、本燈竿は木造白色とし、燈火は不動白色にして光達距離は八哩なり、本岬角を通過すれば南方に元山津なる長徳島燈臺の燈火を認むへし、本燈臺の燈塔は鐵造長方形白色とし、燈火は第六等不動白光にして光達距

離は十哩なり、本燈臺は又別に副燈を備へ紅光を以て燈臺の南東方及西北西方なる淺灘を指示す。(水路告第百一十九八〇號)

二 北關航路

馬養島 東朝鮮灣口の北東端新浦の前に浮へる一小島なり、其南側及東側一帯は都て險崖を爲し、其西南角を「シウルツ」岬と稱し、南側中央の岬角を「サブーズキ」岬といひ、東角を「ウソ」岬と呼び、東北角を「ゼルウエ」岬と名け、北東角を「オンセル」岬と號し、皆險なり、就中東角附近には暗礁あり、注意を要す。(日本水路告第百一四四〇號參照)

烽燧半島 馬養島の西北方、新浦錨地の西南に當り一山兀として海中に峙ち北の一面平地を以て大陸に連續し半島を形成するものあり、之れを烽燧半島と爲す、嶺は則ち之れを烽燧嶺と稱し、海拔六百八十尺、航海の目標と爲すに足る。  
松島岬 新浦の北東身旺灣を擁する北東角なり、遠く南方に突出して岬端馬養島の東角と相對す、是れ亦本航路の目標なると同時に注意物たり。  
城津附近 其西方に聳ゆる連嶺あり、就中高峻なるものを摩天嶺と爲す、海拔

北關航路  
馬養島

烽燧半島

松島岬

城津附近

三千五百七十尺、遠望することを得へし、然れども沿海岩礁多くして且つ風波荒く出入碇繋共に便ならず、曾て附近に汽船若狭丸及孟買丸の遭難ありたり。(近頃燈台を建設せらるる霧笛を具ふ日本水路告第百一四四〇號を見よ)

吉州角 城津と相對して臨深海口を擁する突角なり、岬端に暗礁あり、注意を要す。(水路告第百一四四〇號)

鷄冠岩 吉州角と舞水端中間昌津の沖合に在り、沿岸航行の小汽船は其北方大陸との間を航路と爲す、是れ亦此邊の難物なり。

舞水端 土名を茂時申と稱し、日本漁夫は明川の鼻と呼ぶ、北關航路中航海者の目標とする最も重要な岬角なり、附近に暗礁あり、注意を要す。(水路告第百一四四〇號同百一四七二號參照)  
然れども岬端の南側には葛麻浦あり、灣内廣濶にして水尋深く良好の避泊地たり。

雄元端 吉林山角 南北相俟つて境城灣を扼し、共に東方に突出して附近に岩礁多し、注意を要す。

其他濶津灣の南角なる花端山角、羅津灣の北角、ロジヲフ角及同灣口に横は

吉州角  
鷄冠岩  
舞水端  
雄元端

南西沿岸

沿岸航路

釜山港口

南西沿岸

る大草島附近に於ける「コルモラント」島、白岩、其他の岩礁の如き、又造山灣の西水  
來角又は西角附近の暗礁の如き皆注意を要す。(水路告示第一四四〇號同一  
八八四號同一九三三號参照)

一 沿岸航路

釜山港口 秋冬に際せば西北の強風陸地より襲來して絶影風と化し、疾風以  
上の強力となり、西水道の潮流は北東に向つて狂奔すること甚し、故に帆船の入  
港容易ならずして間々東方に漂流するものあり、而も港内幅狭く暗礁所々に潜  
在するのみならず、魚帳を設くる多きを以て特に帆船の操縦困難を覺ゆへし、港  
口を示すものは絶影島にして其南端に燈臺あり、又其内方鵜の瀬に立標柱燈を  
設け、草梁に高低二燈を置き、通船を指導す、絶影島燈臺の燈塔は「コンクリート」  
造四角形白色とし、燈火は第四等白色連閃にして毎十三秒時を隔てて七秒時間  
に三連閃光を發し、光達距離は二十哩なり、又霧笛を備へて、濃霧の日に吹鳴す、鵜  
の瀬の燈火は不動白色なり、草梁の燈火は高低共に不動紅光なり、鵜の瀬の前に  
は鋸齒礁の危險物あり、入港の船草梁の二燈を一直線に望みて進航せば鵜の瀬

絶影島燈

加徳水道

鴻島附近

龍端附近

居金水道

と鋸齒礁との中間を通して危害なし。

加徳水道 馬山鎮海の東口なり、加徳島の南角を東頭末と稱し、巨濟島の北東  
角を洋文岩角と呼び、相對して水道を扼す、水道の中央及兩岸には岩礁多く、而も  
附近に燈臺の設けなし、夜航又は濃霧の時特に注意を要す。

鴻島附近 鴻島は巨濟島の南方沖合に浮ぶ小島なり、對馬海峽西水道に沿ひ、  
南沿岸航路中最も重要な地點に位置して附近に小嶼岩礁多く、曾て汽船生田丸  
の遭難ありたり、近頃燈竿を建てられしも、未だ霧笛の備へなし、濃霧の時特に注  
意を拂ふへし、燈竿は本島の頂上に建てられ、木造にして白色なり、燈火は不動白  
光にして明弧は全度とし、光達距離は八哩とす。

龍端附近 龍端は麗水半島の南端に浮へる金鰲列島の最南角なり、是れ亦南  
沿岸の重要航路に當り、而して其沖合「エンカウンター」(干汝岩)の危險物あり、注  
意を要す。

居金水道 興陽半島と居金島の海峡にして寶城灣の東口なり、水道内鵜島、甘  
登嶼、其他の岩礁あり、注意を要す。

金堂水道

花島水道

攝島附近

横看水道及其附近

木浦の捷

洋鳴渡

木浦の常

時下海

居金島の西側金堂島間の海峡にして寶城灣の中央水路なり、本水路中亦所々に岩礁散在す。

西に肋藥、新智の二島東に金堂、平日、山日の三島浮ひ相俟ちて構成する海峡にして寶城灣の西水路に當り、又長直路に入るの水路なり、本水路の北方金堂、肋藥の二島間には七器島、北點列嶼、花島、南點列嶼、漁夫島等散點して危険物多し、注意を要す。

攝島附近 攝島は平日島の南に羅列する小群島の一なり、南沿岸航路の重要地點に當り、附近に小嶼散在し、水路狹隘なれば注意を要す、此處は漁船妙榮丸の遭難せし所なり。

横看水道及其附近 横看水道は海南角と露兒所安諸島間の海峡なり、本水道は亦南沿岸航路中の重要地點に當り、其東北莞島南側の前面にはメ、エ、ル、熊の危険物あり、メ、エ、ル、熊の南方則ち航路の南側には小、茅、島の危険物あり、小茅島横看島の中間に龍田、熊の危険物あり、皆注意を要す、同水道を西に通過すれば海南角の西南方長群島中の魚龍島附近、小嶼散在して水路狭く特に危険なり、是れより

沿岸を西航すれば馬路海(別名華聖頓灣)に入る。

木浦の捷航路 馬路海に入り五島列島を通過せば花源半島の南角水路に突出して其前に白岩の危険物あり、進航すれば左舷に珍島、碧波津の西北なるハ、リ、ス、角突出して前面に岩礁出沒し、此の附近より水路漸く狭く、洋鳴渡に至れば頗る狭窄して百間に過ぎず、此水路は無碍にして水深きも濁流奔湍して速力七節半に達す、故に憩流時の外進行せざるを要す。

木浦の常航路 長竹水道を通過して珍島を迂回するの航路なり、而して長竹水道中には下島島の北角馬里端突出して其東に黒島の危険物あり、又其北方水路の中央に寒寺嶼の危険物あり、而も潮勢急激なれば注意を要す、此附近にては曾て漁船安藝丸、洋丸等の遭難ありたり、本水道を過ぎ珍島の南西を回航して丁噎海に入り時下海に進めば捷航路と合す。

時下海 花源半島と羅州群島間の内海なり、其約中央花源半島の西側に近く危険物あり、之れを時下島と稱す、依て本海號を是れに取る、然れども今は此危険物に燈臺を設けて其危害を除き、同時に附近より丁噎海に至る一帯を照輝して

時下燈臺

航海者に便せらる、時下島燈臺の燈火は第四等不動白色にして、光達距離は十六  
哩なり本燈臺を右側して北進せば花源半島の北端に一燈火を認むへし、之れを  
木浦港口の燈臺と爲す、其燈火は無等不動白色にして、光達距離は八哩なり、又本  
燈臺には特に装置して、紅光を以て其北方及北西方なる、淺灘を示し、又南四十六  
度二十分東より南四十度二十分東に至る間は、白光を以て、可航水路を指示する  
ものあり。

木浦の西

木浦の西口

西沿岸黄海を南行するもの鞍馬群島を通過すれば暫時にして  
咸平灣の南側に於ける叢島中の西端なる荏子島の西方に浮へる一小島を認む  
へし、之れを在遠島と爲す、本島は則ち、木浦の西口を示すものにして、本島の南側  
に沿ひ南東に通する水道は、則ち、木浦の西水路なり、本島の南北兩側には長大な  
る門州延亘し、其前面には小嶼、岩礁散在す、故に此水道に入らんとするものは、在  
遠島を唯一の目標とし、最も注意を拂ふへし、此附近にては曾て帆船神力丸、第二  
明福丸、泉州丸等の遭難ありたり。

在遠島

所安島附

所安島附 南沿岸所安港門に横はる港門島の南西方には、出雲礁の危険物

巨大水道

孟骨水道

竹島燈臺

あり、港、門、島には燈臺建設中、點火の日は航海者を利する大なるへし、附近にては  
汽船號浦丸、伊吹丸、勝山丸、高砂丸等の遭難ありたり、所安港の東南口には、港門島  
の北東側に、港、門、堆の難州あり、西南口には、生島、其他岩礁あり、是れより長竹水道  
に向つて航行すれば、右側に外毛島群島あり、其西端には、海門礁、及、密、每島等の注  
意物あり、又孟骨水道に向つて進航すれば、左側洋中に、伏砂礁あり、皆警戒を要す。  
巨大水道 は巨大列島の北側にして、鳥島群島中央の水路なり、東南口には、大  
巨馬島及其附近に岩礁多く、其西口には、北方に陽間島、及、小陽間島の危険物あり。  
孟骨水道 巨大列島の南側と孟骨列島北東側間の水路にして、西岸諸港に至  
るの船木浦に寄港を要せされは、此處を通過するの便なるに若かず、水道の南側  
に、味、徳島の危険物あり、列島中西端に位置する竹島に燈臺あり、其燈火は第三等  
白光速閃にして、毎二十五秒時を隔て、十五秒時間に三閃光を發し、光達距離は  
二十三哩なり、霧笛を備て溟濛の日に吹鳴す、本燈臺は本邦西岸及北清諸港に臻  
る航路中殊に重要な地點に位し、而も本水道を通過すると、其南側外海を通する  
ことを問はず、其航路を指示せるか故に、本燈臺設置に依りて航海者を利するもの



幾許なるやを知らず、本燈臺の南西方には、廣嶼、邊嶼の危険物あり、此附近にては燈臺設置前、漁船臺灣丸、富美丸、大郎丸、薩摩丸等の遭難ありたり。

二 外海航路

濃霧又は濛雨に際し、沿岸の水道を通過する能はさるときは、巨文島、濟州島間を通し、楸子群島及孟骨群島の南方を航行す、但し本航路は元と巨船の航路にして、漁船の通路にあらず、本航路中に於ける危険物は、楸子群島の南方沖合に於ける九針岩一名チヨルメキ、其南方に於ける筆島等にして、其他孟骨群島の西南に於ける危険物は、前既に之れを示したり、巨文島及濟州島には燈臺建設せられ、相對して航路を照輝す、然れども巨文島より孟骨群島に至る間未だ何等夜中の航海を指示するに足るものあらず、故に此間を通航するには、九針岩特に注意物たるへし、巨文島燈臺は西島東南の別嶼、後水越山の南端に設置せられ、北緯三十四度、東經百二十七度十九分に、位し、燈火は第二等閃光紅白交閃とし、毎十五秒時間に一閃光を發し、光達距離は十二哩なり、濟州島燈臺は燈竿にして、同島の東端に於ける屬島牛島の東端に建設せられ、北緯三十三度二十分、東經百二十六度五十

外海航路

九針岩

巨文島燈臺

八分に位し、燈火は不動白光にして、光達距離は八哩なり。

西沿岸

シソングル水道 羅州群島、珍島及鳥島群島を東側とし、大黒群島及水路群島を西側とせる中間の、大水路をシソングル水道と爲す、珍島の西方に當り、北緯三十四度三十一分、東經百二十五度四十分、にシソングル島(蕎麥島)あり、之れを注意物と爲す、故にシソングル水道の名あり、此水道を通過すれば、北東に七發島燈臺を望むべし、七發島燈臺は羅州群島中の西端なる飛禽島の西約八哩、北緯三十四度四十七分、東經百二十五度四十七分に位し、孟骨群島の竹島燈臺と遙に南北相對して、航路を照輝す、燈火は第一等白色閃光にして、毎十五秒時に一閃光を發し、光達距離は二十六哩なり、本燈臺附近には岩礁又は難州多く、特に難州の長大なるは、其東、北方鳥島を中間として、南北に延長する鳥島、沙堆と名けらるるものにして、其北、沙堆は木浦の西口にまで到達せり。

群山航路 群山港口を示すものは、南より航行すれば、古群山群島の末島にして、北より航すれば、煙島なり、長山島附近に暗礁あり、(水路告示第二千二號参照) 此航路未だ燈臺の

西沿岸  
シソングル  
水道

七發島燈臺

群山航路

設けなし、夜航殊に注意を要す、群山錨地は錦江口より溯ること約十一哩なり、此間の航路淺灘多し、水路を熟知するに非らずんば巨船の操縦自由ならず、潮汐の干満激甚にして、隨て潮勢太甚急激なり、故に潮流を利用するにあらざれば出入難なり。

仁川航路

仁川航路 群山港より北航して沿岸に沿へば、淺水、灣外、小嶋、灘洲の危險物多し、(最近發見の暗礁は水路告示第千八百八十二號を見よ)、沖合に出つれば、於青島又は外煙列島に避泊地あり、安眠島の西側危險物多く、其沖合に於ける大嶋、特に注意を拂ふべし、瑞山半島の西南角官長首の南西方なる價誼島の前面に、瓮島、浮以、燈臺ありて、東水道の門戸を指示す、本燈臺は北緯三十六度三十九分、東經百二十六度二十一分に位し、燈塔はコンクリート造八角形白色とし、燈火は第四等白色閃光にして、毎二十秒に一閃光を發し、明弧は全度とし、光達距離は二十一哩なり、又霧笛を備へて、溟濛の日に吹鳴す、南陽半島の西方に浮へる靈輿島及瑞山半島を東側とし、其西方に羅列せる徳積島、其他の小群島を西側とせる中間の水路を東水道と稱し、之れを仁川の常航路と爲す、本水道には長安嶋、其他の危險物少なからず、就中長安嶋難物なり、然れ

長安嶋

長安嶋

とも今は鳧島、白岩、北長子、八毛島等に燈臺あり、殊に鳧燈臺の副燈は長安嶋の危險物を指示するが故に、危害を減せしこと寡なからず、長安嶋は鳧燈臺より南三十六度、西約五哩、水路の中央に位し、而して同島燈臺の副燈は北二十七度三十分、東より北西四度三十分、東まで十七度間、不動紅光を以て、本嶋の所在を照輝す、鳧燈臺は本水道に入り、第一次に見る燈臺なり、牙山灣口に浮へる豐島の西北に居り、其概位は北緯三十七度九分、東經百二十六度二十一分に當り、燈塔は石造圓形白色とし、燈火は第四等白色連閃にして、毎二十秒時を隔て、四連閃光を發す、明弧は全度とし、光達距離は十七哩なり、本燈臺に副燈を設け、其南方に於ける長安嶋を示せるは前に述へしか如し、而して入港の船、本燈臺の燈火と其北方なる白色立標の燈火とを一直線に望み、且つ本燈火を北四十度、東以東にとりて進航せば、長安嶋に接觸するの虞なし、白岩は靈輿島の西に浮へる難物なり、而して是れに立標、桂燈を建設して、危險を避くるに供せらる、立標は石造六角形、黒色とし、燈火は第六等白色閃光にして、毎十五秒時に三閃光を發し、明弧は全度とし、光達距離は十一哩なり、本立標と鳧燈臺との間、水路の兩側に危險物多し、本立

白岩立標

北長子柱燈

八尾島燈臺

小月尾島燈臺

黃海道南沿岸航路  
登山中

小青島燈臺

標の次に見る燈火は、北長子、嶼立標の柱燈にして、其次に見るものは八尾島の燈火なり、而して此二者も亦本水路中の危険物にして是れに燈火を點して其位置を示し、同時に附近に於ける岩礁淺灘を照輝す。此長子嶼立標は石造圓形紅色にして其燈火は不動白光なり、八尾島燈臺は煉瓦造圓形白色とし、其燈火は白色連閃にして、毎二十四秒時を隔て、十六秒時間に三連閃光を發す、最後に位するものは小月尾島燈臺とし、其燈火は連閃紅白交閃にして、毎三十秒時間に白色二連閃光と紅色閃光とを互發し、光達距離は十五哩なり。

黃海道南沿岸航路 海州灣口には淺灘多く灣の西角なる葛川角突出して航海難なり、西に航して登山、巡威島の南青岬附近亦險灘たり、大東灣口には所々に難洲散在す、其前なる白翎島の東角を險崖角と稱し、其西方に岩礁多し、而して同島の東側灣入を爲す所前面一帯は淺灘にして巨船を寄せ難く、又灣の南角前面には岩礁出沒して危険なり、長山串の南方白翎島に續きて一群島あり、之れを大青島群島と爲す、其南端に浮へるを小青島と呼び、轉針の地點に當りて岩礁灘洲多し、濃霧の時特に危険なり、曾て附近に汽船蓬萊丸の遭難ありたり、本島の南

長山中

大同江航路

大同江  
水道

西端には燈臺を建て霧警號を併置して通船に便す、其燈塔はコンクリート造圓形白色とし、燈火は白光連閃にして、毎二十秒時を隔て、二十秒時間に四閃光を發し、光達距離は二十三哩なり。

長山中 (小乳蘇岬) は最も遠く突出する岬角にして亦轉針の地點に當り、其南方又は北方には淺灘斷續して西沿岸中の最難關たり、附近には曾て帆船商榮丸觀音丸高雄丸等の遭難ありたり。

大同江航路 長山中より椒島に至る間沙堆連續して其最も長きもの之れを小乳蘇岬と呼び、是れに續くものを離州と稱す、而して大同江水路の目標を爲すものは椒島なり、椒島の西方に一小島あり、之れを西島と稱し、燈臺及霧砲を設けて航海に便す、其燈塔はコンクリート造圓形白色とし、燈火は白色閃光にして、毎二十秒に一閃光を發し、光達距離は二十四哩なり、霧砲は溼濛なる天候に於て船舶の汽笛を聞きて發砲すること一發後三分時間を隔て、一發し、而して尙必要と認むるときは十分時を隔て、一發し、後三分時を隔て、繰返す。

大同江、西水道は本燈臺の前面より東北に向つて通するものなり、本水道の兩

西島燈臺

大同江東水道

姊妹島燈臺

側には長大なる沙堆あり、北方なるは中洲と稱し、南方なるは下洲と呼び、皆東北より西南に向つて斜に延亘せり、故に水道是れに伴ひて辨知すること難し、從來此處に遭難せし船舶少なからず、汽船大禮丸、秀吉丸、吉寶丸の如きは難船中主要のものなり、然れども今は西島燈臺水道附近を照輝するのみならず、水道内に於ける姊妹島燈臺は白光を以て可航水路を指示するが故に甚た危害を減したり。

大同江東水道は黄海道沿岸に沿へる水道なり、之れを椒島水道と稱し、小船の通路とす、本水道には椒島の東側一帯に島叢、島及磐城岬等の危険物あり、又水道の東側には冷井崎突出し、此突角より北方席島に至る間は難洲散點す、又兜山(五九六尺)西北に走りて突角を爲し、其尖端海中に黒岩と稱する危険物あり、而して其西北には席島浮ひ、此尖角との間に錨地を造る、之れを席島錨地と爲す、席島の北端に二小島あり、之れを姊妹島と稱し、其西方なる一島に燈臺あり、姊妹島燈臺則ち是れなり、本燈臺は本航路中最も重要なものにして、其燈火は不動紅白光とし、北十七度東より北二十二度東に至る五度間の椒島水道、北五十九度東より北六十八度東に至る九度間の西水道、中洲と下洲間の水道、南八十度三十分西

鎮南浦水道

纂島及避島燈臺

清川江航路

より北八十八度四十五分西に至る十度四十五分間の鎮南浦水道とは孰れも白光を以て可航水路を示し、其他の不可航路は總て紅光を以て之れを指示し、其効果著しきものあり。

鎮南浦水道とは席島より江口漁隱洞錨地に至る間を云ふ、亦淺灘多くして難所なり、就中漁隱洞錨地に接する避島附近可航水路の幅僅に三百餘間、且つ岩礁散點して通航危険なり、然れども近時此水路に於ける纂島及避島の二島に燈臺を設け可航水路を示すが故に復前日の危害なし、纂島の燈火は不動綠光にして、避島の燈火は不動白光なり。

清川江航路 椒島の北方中洲の西方に當り、北東より南西に向つて延亘する沙堆あり、之れを東洲と稱し、其西方に當り亦同一の方向に延亘する沙堆あり、之れを西洲と稱す、而して此中洲と東洲間の水路を東水道と呼び、東洲、西洲間の水路を西水道と名け、共に清川江水路たり、此二水路を進航するには何等目標とすに足るべきものあらず、但し東水道に進航せんには、椒島を以て目標と爲すを得へしと雖も、前途遼遠にして、且つ一帯に沙堆連亘せるが故に、隨て危険是れに

伴ふを想ふへし。

宜川灣航路 本航路の目標は灣頭に浮へる大和島なるへし然れども同島の西北及南東には長大なる沙堆ありて共に遠く北東より南西に延び其西北なるは長洲と稱し南東なるは中洲と呼ばれ又其内方同島の南西にも大和洲と稱する一沙堆ありて廣衍せり故に同島に接近するには這般の難關を通過せざるを得ず而して尙進みて大和島の西側を通過せば假島錨地に達し東側を通すれば炭島錨地に到り此處を過ぎて東北に進航せば灣底に近き牛里島の錨地に到るを得へし大和島には燈臺あり其燈臺は木造四角形白色とし燈火は白色閃光にして毎十五秒時間に一閃光を發し光達距離は十七湮なり。

鴨綠江航路 大和島の西北方磐洲に掛燈浮標あり之れを鴨綠江口第一の關門と爲す附近には沙堆一圓に延亘して水道錯雜し之れを辨知すること困難なり本掛燈の東西兩側に水路あり北進すれば磐城列島あり附近に岩礁出沒して殊に危険なり從來此處に遭難せし船舶少なからず汽船長久丸錦龍丸朝陽丸備後丸第一扇海丸爲朝丸此花丸仁川丸等の如きは遭難船中の重なるものなり又

江口梅老里附近に昌岩あり其南方一湮餘に暗礁あり汽船梅丸座礁の爲めに發見せらる故に之れを梅丸礁と銘名す是れより鴨綠江に進航するには灘洲多くして頗る危険なり注意を要す。(水路告第一千九百十六號、第一千九百二十六號、第一千九百三十七號參照)

以上列記するものは唯概要に過ぎざるなり左に航路標識を表示し併せて暗礁又は淺灘に關する最近の告示を摘録すへし。

東岸燈臺

燈臺名稱	位置	緯經	構造	等級	明弧	自水至面	光遠	霧警	記	事
蔚山燈	蔚山	38° 29'	木造	不動	南一五度	九丈	八			
崎竿港	崎竿港	129° 29'	白色	白色	北五度	七尺	八			
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					
					西ヨリ					
					東マテ					
					北五度					
					南一五度					

島影絶	瀬ノ鵜立	山燈高	山燈低
港 釜 山	港 釜 山	草 港 釜 山	草 港 釜 山
35° 8'	35° 7'	35° 7'	35° 7'
129° 6'	129° 7'	126° 2'	129° 2'
月三十九年九卅同	月八年八卅同	月八年七卅同	月八年七卅同
形造リ 白四角 色トク	紅圓石 色形造	白圓柱 色形造	白圓柱 色形造
閃秒間 光時 ヲ 發連 ス	白不 色動	紅不 色動	紅不 色動
度東 三 分間	度全	度マ一 テ九度 六〇西	度マ一 テ九度 六〇西
尺六丈二 尺一丈七十	尺三丈三 丈	尺五丈一 尺五丈七十	尺六丈十
詳 未	$\frac{1}{10}$ 弱	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$
湮 十 二 笛 霧	湮 六	湮 十	湮 十
霧笛ハ每十四秒時ヲ隔テ 、三秒間吹鳴ス			釜山港ニ入ラントスル船 ハ高燈トテ一ノ直線船 中メハ鵜ノ瀬ト得ベシ 方燈ハ航ヲ得ベシ 其距離百四十九間五尺ナリ

南岸燈臺

島 德 長	浦 麻 葛	島 麗	端 源 水
元 山 津	端 島 葛 元 竿 ノ 麻 山 北 半 浦	灣 永 内 興	北 道 江 端 ノ 原
39° 11'	39° 12'	39° 14'	38° 42'
127° 26'	127° 28'	127° 38'	128° 23'
月三年十四同	月四年九卅同	月三十九年九卅同	月三十九年九卅同
白 長 鐵 色 方 造 形 造	白 木 色 造	形 造 リ 白 八 角 色 トク	形 造 リ 白 八 角 色 トク
白 不 色 動	紅 不 色 動	連間テ十閃第 光ニ秒白四 ヲ三秒ヲ色等 發三閃隔每 ス	發二秒隔十白第 ス連時テ二色六 光間、秒、秒、等 ヲニ三ヲ每連
度 全	度テ南東北 七西北ヨリ三 度マ六ヲ三 間テ六〇經東	五二分八ナリ〇南 〇分九度テ北四 間度テ〇南東ヨ	度西テ南分南 三分間五度經ヨ
尺 八 丈 四	尺 五 丈 一 尺 二 丈 八 十	丈 二 尺 一 丈 二 十 二	丈 三 尺 三 十
詳 未	$\frac{1}{10}$ 弱	詳 未	$2\frac{1}{2}$
湮 十	湮 八	湮 一 十 二	湮 七 十 笛 霧
示ノ五度西北 ス南東ヨリ一 及ハ紅南六度 北西ヲ八度及 ノ西北以テ東 淺本マテ 瀬疊			霧笛ハ每一分時ヲ隔テ、 四秒時間吹鳴ス





島青小	島尾月小	島尾八	島子長北
一島大角小 島中青附乳 ノ群近森	港 仁 口 川	港 仁 口 川	港 仁 口 川
	37° 23'	37° 22'	37° 20'
	126° 36'	126° 31'	126° 25'
	月六年六卅同	月六年六卅同	月六年六卅同
白造リコ 色圓一ンク 形形トク	白圓石煉 色形造瓦	白圓石煉 色形造瓦	紅六角石 色形造
チ四十チ二肉第 發秒十十色第 ス閃司テ金等 光ニ二時每連	發色閃白秒閃四第 スト光色時每紅六 ツト二間三白等 五紅連三十交連	ス閃間十時二閃第 光ニ六チ十白六 チ三秒隔四色等 發連時テ秒每連	白不 色動
度ヲ三南東日二南 分二分三チリ五七 分四東九經四分八 間二マ度リ北西度	三三分四經北西南 〇〇東度テ、日四 分二二マ南東リ三 間度テ〇一チ西度	度 全	度 全
尺三丈三 尺八丈六十二	尺一丈三 尺四丈九	尺六丈二 尺九丈一十二	尺五丈四
	$\frac{3}{10}$	$\frac{7}{10}$	$1\frac{1}{4}$
湮二十二 霧	湮五十	湮十二	湮八
霧笛ハ每三十秒時ヲ隔テ 、五秒時間吹鳴ス	紅白閃光互發時間ハ白色 ト紅光トハ各五秒半時白 色ト白色トハ五秒時トス 看守員ヲ置カス		看守員ヲ置カス

岩標立白	島 燈	島 鏡	島發七
港 仁 口 川	港 仁 口 川	南外港仁 西方ノ口川	北ノ群羅 方西島州
37° 14'	37° 9'	36° 39'	34° 47'
126° 25'	121° 21'	126° 0'	125° 47'
月六年六卅同	月四年七卅同	月一年十四同	月二年八卅同
黒六角石 色形造	白圓石 色形造	形造リコ 白八角トク	白圓石煉 色形造瓦
光間十五光第 チ三三閃白六等 チ發秒時毎閃	光ニ二チ二閃第 チ四十隔十白四 發連秒テ秒每連	光ニ二チ二光第 チ四十隔十白四 發連秒テ秒每連	ヲニ十光第 發一五白一 ス閃秒色等 光時毎閃
度 全	度 全	度 全	度 全
尺五丈四	丈 四 尺一丈三十	丈 五 尺七丈三十二	尺二丈二 尺四丈三十三
$1\frac{3}{4}$	$1\frac{3}{4}$	詳 未	668
湮一十	湮七十	湮二十二 霧	湮六十二
看守員ヲ置カズ	本燈火ト白岩立標ノ燈火ヲ同時ニ 視、且ツ本燈火ヲ北四〇度東以東 ニトリテ進行セバ長安嶼ヘチヤセ リヤリニ副標ナル長安嶼ヘチヤセ 本燈火内ニ副標ナル長安嶼ヘチヤセ 一〇分東ヨリ北四〇度ニ分東マ リ七度間ハ北四〇度ニ分東マ 安嶼ヲ元ス	霧笛ハ霧雪其他濃霧ナル 天候ニ於テ每四十秒ヲ隔 テ、三秒時間吹鳴ス	







多利	登車	灣海鎮	山 (丙)	山 (乙)
北角附近ノ礁上	釜山港絶影島ノ	礁上	鎮海灣口ノ西方	群山浦長山島附
線横黒紅	紅	紅下横白	紅	紅
高サ二丈八尺	コシコロト造	高サ九尺	高サ一丈二尺八寸	高サ一丈七尺
洗岩		大高潮ニ没ス	ルコト一丈七尺	ルコト一丈四尺
			東經一二六度三九分	北緯三五度五九分

江島	鳴瀬	鳴瀬	鳴瀬	陸標
江島	鳴瀬	鳴瀬	鳴瀬	陸標
北角附近ノ礁上	鳴瀬江西水道	鳴瀬江西水道	鳴瀬江西水道	位置
紅	紅	紅	紅	着色
木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	構造
			斗流浦ノ西角ハ北七二度東 紅色陸標ト白色陸標ト一線ニ保チ陝隘ナル水路ヲ示ス	記
				事

通號	浮標	東岸浮標		構造及水面上ノ高さ	大低潮時ノ水深	記	事
		江城々々	鳴綠江城				
		々々城角上	鳴綠江本流娘	白	黒	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	龍岩浦角ハ正南
		々々城角ノ南方ノ沿岸	鳴綠江本流娘	白	黒	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	娘々城ノ東角ハ北二五度東
			鳴綠江本流黄	白	黒	木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	龍岩山ノ西角ハ南一一度東 本標ハ干出洲ノ外端ニ近接スル航路ノ左方ヲ示ス

江洲	緑中	鳴西	江洲	緑中	鳴西	江洲	緑中	鳴西	江洲	緑中	鳴西
西中洲ノ北側		鳴綠江西水道	對岸		鳴綠江西水道	西中洲ノ西側		鳴綠江西水道	西中洲ノ西側		鳴綠江西水道
紅			黒			紅			紅		
ス		木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	ス		木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	ス		木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス	ス		木造ニシテ三角形目標ヲ冠ス

西岸浮標	元第一山	永興灣元山津	鐵造圓錐形珠形目 標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	二尋六分ノ一	葛麻浦ノ山頂ハ北三度東 長德島燈臺ハ北三五度一 〇分西 元山居留地金刀比羅宮ハ 北八〇度西
	元第二山	永興灣元山津 長德島附近	鐵造圓錐形球形目 標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	二尋六分ノ一	葛麻浦ノ山頂ハ北六度東 長德島燈臺ハ南六六度一 五分東 元山居留地金刀比羅宮ハ 南四八度三〇分西
	群第二山	群山浦長島山 北東于出三呎 岩附近	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	三尋二分ノ一	有父島ハ北五五度三〇分 西 長山島ハ南七五度三〇分 西 加來島ハ南二七度三〇分西
	群第四山	群山浦前望山 ノ南東淺洲ノ 西端	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	二尋二分ノ一	前望山△ハ北四三度三〇 分西 長山島ハ南六七度三分西 入耳島ハ南四二度一五分 西

群第六山	群山浦前望山 ノ南東淺洲ノ 東端	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	二尋四分ノ一	前望山△ハ北七五度西 長山島ハ南七三度三分西 入耳島ハ南五八度西
群第一山	群山浦箕筈島 ノ北方淺洲	鐵造圓錐形圓筒形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	三尋四分ノ一	有父島ハ北五九度三分東 長山島ハ北八度三〇分東 加來島ハ南七四度東
群第三山	群山浦長山島 ノ西方淺洲	鐵造圓錐形圓筒形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	三尋四分ノ一	有父島ハ北三九度三分東 長山島ハ南八九度東 加來島ハ南六二度東
群第八山	群山浦航路ノ 右方長山島西 方	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ載キ 高サ一丈一尺五寸	三尋	有父島ハ北二六度四分 該浮標ヨリ五分東距離約八鐘半 加來島(舊)ハ南五 四度東 北緯三五度五八分四二秒 東經一二六度三五分五二秒

洲	鎮南浦西	鎮南浦東	群築山五號
鎮南浦中州ノ南西端	鎮南浦鎮地ノ西	鎮南浦鎮地ノ東	飛鷹島ノ北西
線横白黒	線横黒紅	線横黒紅	黒
鐵造圓錐形 高サ一丈一尺	鐵造圓錐形菱形目 標ヲ戴キ 高サ五呎	鐵造圓錐形 高サ七呎	鐵造圓錐形圓筒形 目標ヲ戴キ 高サ一丈一尺五寸
二尋二分ノ一	一尋二分ノ一	二尋四ノ一	一尋
該浮標ヨリ 北緯三八度四十分 西經一〇五度五十分	該浮標ヨリ 北緯三八度四十分 西經一〇五度五十分	該浮標ヨリ 北緯三八度四十分 西經一〇五度五十分	開也島ノ著樹ハ北三三度 五〇分東 箕倉島ノ△ハ南八一度二 〇分東 飛鷹島ノ△ハ南三三度東

鎮南浦一號	鎮南浦二號	鴨綠江東水道ノ水 運島西側水道南口 ノ中央ニアル三尋 淺堆ノ南側	鴨綠江東水道ノ水 運島西側水道ノ南 側ニアリテ 多獅島鎮地ニ準ク ベキ水道ヲ横斷セ ル淺堆ノ南方
鎮南浦一號	鎮南浦二號	鎮南浦一號	鎮南浦三號
大同江鎮南浦	大同江鎮南浦	鐵造圓錐形 高サ五尺	鐵造圓錐形 高サ一丈一尺
線横黒紅	線横黒紅	線横黒紅	黒
鐵造圓錐形 高サ五尺	鐵造圓錐形 高サ五尺	鐵造圓錐形 高サ一丈三尺	鐵造圓錐形 高サ一丈
一尋二分ノ一	二尋	三尋四分ノ一	五尋二分ノ一
		大和島燈臺ハ南三九度東 魚泳島頂ハ北八九度東 水連島頂ハ北五度三分東 結水中撤去	多獅島東頂ハ北四度東 壁島ハ南五八度西 細島ハ北五九度西 結水中撤去

鳴第 江號四	鳴第 江號六	鳴第 江號七	鳴第 江號九
鳴綠江東水道 水運島ノ北方 (クルミ) 瀬ノ 西側	鳴綠江東水道 ノ銜地ヨリ 多獅島ノ北 導クヘキ水道 ノ東側	鳴綠江東水道ノ多 獅島ノ北端ニ キ水道ノ四界北端 ニアリテ該地ノ 南界	鳴綠江東水道 ノ多獅島ノ 西側
紅	紅	黒	黒
鐵造圓錐形 高サ一丈	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ戴キ 高サ一丈	鐵造圓錐形三角形 目標ヲ戴キ 高サ七尺	鐵造圓錐形 高サ九尺
四尋四分ノ一	三尋	三尋二分ノ一	二尋二分ノ一
クルミ島頂ハ北三八度西 水運島頂ハ南一一度西	多獅島頂ハ正北 壁島ハ南四八度西 細島ハ北七〇度三〇分西	大多島西頂ハ北七度三分東 小多獅島ハ北二度三分東 細島東頂ハ北八二度西	大多島頂ハ北八五度東 小多獅島ハ北二一度東 門白ハ北五四度西

鳴第 江號十	鳴第 江號十	鳴第 江號十	鳴第 江號八
鳴綠江東水道ノ東 中洲ノ南東端ニア リテ門白端ニ シヘキ水道ノ北側	鳴綠江東水道ノ門 白端北西端ニシ テ東中洲ノ南西側 ヨリ延伸セル洲堆 ノ南端	鳴綠江東水道 ノ多獅島ノ 中央ノ西側	鳴綠江東水道 ノ多獅島ノ 中央ノ西側
紅	紅	紅	紅
鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺
二尋	四尋四分ノ一	二尋二分ノ一	二尋二分ノ一
大多獅島東頂ハ南七度三分東、小多獅島ハ北三八度三〇分東、細島ハ南八三度西	門白ハ南八度東 小多獅島ハ南七二度三分東 烟臺山頂ハ北十八度東	大多島西頂ハ北七度三分東 小多獅島ハ北二度三分東 細島東頂ハ北八二度西	大多島頂ハ北八五度東 小多獅島ハ北二一度東 門白ハ北五四度西

江號三十第	江號六十第	江號八十第	江號五十第
鳴綠江東水道ノ東中洲西方附近ノ淺堆ノ北端	鳴綠江東水道ノ東中洲ノ北西端	鳴綠江東水道ノ東中洲ノ北西端附近ニアル梅丸礁ノ西側	鳴綠江東水道ノ東中洲ノ北西端附近ニアル洗岩ノ東側
黒	紅	紅	黒
鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺
四分ノ三尋	一尋四分ノ三	一尋四分ノ一	二尋二分ノ一
烟臺山最高ハ北五二度東 昌岩ハ北六度三〇分東 門白最高ハ南五度三分東	築島最高ハ南二九度三〇分西、烟臺山最高ハ北六九度東、昌岩ハ北十七度三〇分東	築島最高ハ南一八度西 門白最高ハ南三度三分東 烟臺山最高ハ北八八度東	築島最高ハ南一七度西 烟臺山最高ハ北八六度東 昌岩ハ北五五度三〇分東

江號二十第	江號廿二第	江號廿四第	江號七十第
鳴綠江東水道ノ東中洲ノ北端附近昌岩ノ西方ノ淺堆	鳴綠江東水道ノ西中洲ノ東側	鳴綠江東水道ノ西中洲ノ東	鳴綠江東水道ノ西中洲ノ東側
紅	紅	紅	黒
木造橋形	鐵造圓錐形 高サ四尺	木造橋形	鐵造圓錐形 高サ四尺
一尋四分ノ一	三尋四分ノ一	二尋四分ノ三	一尋四分ノ一
昌岩ハ北八六度東 安子山最高ハ北一九度東 門白最高ハ南二四度東	昌岩ハ南六八度東 斗流浦角ハ北六三度東 安子山最高ハ北三度三分東	昌岩ハ南五七度東 斗流浦角ハ北七三度東 安子山最高ハ北三〇度東	昌岩ハ南三〇度三〇分東 龍化山最高ハ北六七度東 安子山最高ハ北三度三分東

江號一第	江號六第	江號四第	江號二第
ノ北側	ノ口外中央淺堆ノ内方北端	ノ口外中央淺堆ノ外方北端	ノ口外三尋線内
黑	分	紅	紅
高サ四尺	高サ四尺	高サ四尺	高サ四尺
鐵造圓錐形	鐵造圓錐形	鐵造圓錐形	鐵造圓錐形
二尋四分ノ一	一尋二分ノ一	二尋四分ノ一	二尋四分ノ三
窟窿子山西方一三三呎山ハ北四六度一五分西、小寺山ハ北四度一五分西、馬島ハ北七五度東	小寺山ハ北一〇度東 馬島ハ北六九度一五分東	窟窿子山西方一三三呎山ハ尺一〇度三〇分東 馬島ハ北六六度三〇分東	窟窿子一三三呎山ハ北一三度三〇分東、馬島ハ北六五度三〇分東

江號二十第	江號十第	江號八第	江號三第
ノ南側馬島ノ北西ニ擴延セラル淺ノ堆北端	ノ南側	ノ南側	ノ北側
紅	紅	紅	黑
高サ五尺	高サ四尺	高サ四尺	高サ四尺
木造橋形	鐵造圓錐形	鐵造圓錐形	鐵造圓錐形
二尋二分ノ一	二尋二分ノ一	三尋	一尋四分ノ一
馬島ハ南三二度東、ソグニ岩ハ北八四度東、嶺島南畑臺峰ハ南五九度三〇分東	小寺山ハ北四三度四五分西 馬島ハ南七二度三〇分東	小寺山ハ北二九三〇分西 馬島ハ北八九度三〇分東	小寺山ハ北三二度三〇分 西馬島ハ北八五度一五分東



江號六廿第 綠第 鴨第	江號六十第 綠第 鴨第	江號四十第 綠第 鴨第	江號五第 綠第 鴨第
鴨綠江本流ノ 斗浦西方淺堆 ノ北西側	鴨綠江西水道 ノ西中洲ノ北 方	鴨綠江西水道 ノ西中洲ノ北 西側	鴨綠江西水道 ノ北側ニ擴延 セル淺堆ノ南 端
黒	紅	紅	黒
鐵造圓錐形 高サ四尺	木造橋形 高サ五尺	木造橋形 高サ五尺	木造橋形 高サ五尺
一尋	一尋二分ノ一	一尋二分ノ一	二尋
梅老里島ハ南一〇度東 斗流浦角ハ八三度東			馬島ハ南一一度東 ソグニ岩ハ南八四度東 薪島南烟臺峰ハ南四五度東

江號十三第 綠第 鴨第	江號一廿第 綠第 鴨第	江號八廿第 綠第 鴨第	江號九十第 綠第 鴨第
鴨綠江本流ノ 龍巖浦ノ北方 ニアル南北ニ 擴延セル淺堆 ノ西側	鴨綠江本流ノ 黃草坪ノ南東 方ニ擴延セル 淺堆ノ東側	鴨綠江本流ノ 龍岩浦西方淺 堆ノ西方	鴨綠江本流ノ 斗流浦北東ノ 淺堆
黒	黒	紅	黒
鐵造圓錐形 高サ四尺	木造橋形	鐵造圓錐形 高サ四尺	鐵造圓錐形 高サ四尺
四分ノ三尋	一尋三分ノ一	二尋	二尋六分ノ一
龍岩山暴風標ハ南七度東 斗流浦角ハ南五九度西	龍岩山暴風標ハ南四度東 斗流浦角ハ南六度三分西	安子山最高ハ北二三度西 龍岩浦角ハ南七度三分東	龍岩山暴風標ハ南八七度 三分東、安子山最高ハ 北三度西、龍化山最高ハ北 六四度三分東

江號八第	江號五第	江號六第	江號三第
鴨綠江本流ノ 柳草島ノ南端 沙嘴ノ西側	鴨綠江本流ノ 浪々城角ノ東 方	鴨綠江本流ノ 浪々城角ノ東 方	鴨綠江本流ノ 黃草坪ノ東端 ヨリ南方ニ擴 延セル淺堆ノ 南東側
紅	黑	紅	黑
鐵造圓錐形 高サ四尺	木造橋形 高サ五尺	鐵造圓錐形 高サ四尺	木造橋形 高サ四尺
二尋	一尋	一尋二分ノ一	二尋
浪々城角ハ南五度西	三端浪頂角ハ北六九度西	安子山最高ハ南六二度西 龍化山最高ハ南三〇度東 徳川山最高ハ南一四度東	斗流浦角ハ南五九度三分西 龍岩山暴風標ハ南二五度三 〇分東

附 日本九州及本州沿岸燈臺之一部

江號十第	三島	名稱	燈臺
鴨綠江本流ノ柳草島ノ北端新義州ニ向テ伸出セル沙嘴ノ西側	對馬國ノ北端	對馬國	北東
緯經	緯經	緯經	緯經
月九年七廿全	月八年七廿治明	月九年七廿全	月八年七廿治明
紅	木造	木造	木造
鐵造圓錐形 高サ四尺	第四等	第六等	第六等
鐵造圓錐形 高サ四尺	第四等	第六等	第六等
二尋	一尋	一尋	一尋
浪々城角ハ南五度西	三端浪頂角ハ北六九度西	安子山最高ハ南六二度西 龍化山最高ハ南三〇度東 徳川山最高ハ南一四度東	斗流浦角ハ南五九度三分西 龍岩山暴風標ハ南二五度三 〇分東



馬	島	日	岬
濱田港	口馬島	出雲國	日ノ岬
34° 54'	132° 2'	35° 29'	132° 33'
全册一十五年	全册一十五年	全册一十五年	全册一十五年
煉瓦造形色	石造形色	石造形色	石造形色
第五等連色、時毎四秒、閃光三秒、ス	第一等連色、時毎四秒、閃光三秒、ス	第一等連色、時毎四秒、閃光三秒、ス	第一等連色、時毎四秒、閃光三秒、ス
北一八分、東二八分、南三度、西二度、北一八分、東二八分、南三度、西二度	北一八分、東二八分、南三度、西二度、北一八分、東二八分、南三度、西二度	北一八分、東二八分、南三度、西二度、北一八分、東二八分、南三度、西二度	北一八分、東二八分、南三度、西二度、北一八分、東二八分、南三度、西二度
尺五丈三	尺五丈三	尺五丈三	尺五丈三
尺九丈十	尺九丈十	尺九丈十	尺九丈十
4 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	4 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	4 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	4 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>
六	六	六	六
北二三度四分、東ヨリ北二七度一分、東マテ三度三〇分間ハ、紅光ヲ以テ、シヤツクリ、撫ヲ示ス	北二三度四分、東ヨリ北二七度一分、東マテ三度三〇分間ハ、紅光ヲ以テ、シヤツクリ、撫ヲ示ス	北二三度四分、東ヨリ北二七度一分、東マテ三度三〇分間ハ、紅光ヲ以テ、シヤツクリ、撫ヲ示ス	北二三度四分、東ヨリ北二七度一分、東マテ三度三〇分間ハ、紅光ヲ以テ、シヤツクリ、撫ヲ示ス
閃光發射及暗黒ノ時間ハ、白色ニ連閃光三秒七、暗黒八秒、紅色閃光〇秒三、暗黒八秒トス	閃光發射及暗黒ノ時間ハ、白色ニ連閃光三秒七、暗黒八秒、紅色閃光〇秒三、暗黒八秒トス	閃光發射及暗黒ノ時間ハ、白色ニ連閃光三秒七、暗黒八秒、紅色閃光〇秒三、暗黒八秒トス	閃光發射及暗黒ノ時間ハ、白色ニ連閃光三秒七、暗黒八秒、紅色閃光〇秒三、暗黒八秒トス

東海

水路告示第千八百八十四號

明治三十九年當部の新測圖に據れば朝鮮東岸造山灣内に左記の數岩あり

- (一) 大端(西角)より南六一度四〇分西距離一鐘五分の二に高さ八呎の一岩あり、絃岩と稱す。
- (二) 絃岩より南五四度四五分西距離十分の四鐘に一岩あり、岩上水深四尋四分の

一

(三) 絃岩より南三度東距離一鐘。

○水路告示第千九百三十二號

羅津浦内松島頂より南四一度 分東距離一鐘五分の三の所に水深半尋の暗

礁あり而して該暗礁岩より北二度四五分西距離半鐘の所は水深二尋、同深七八

度一五分東距離十分の七鐘の所は水深三尋四分の三なり。

松島の東側及南側附近には圖載の如き淺灘水路告示第一〇八三號參照及淺岩なし。

○水路告示第千八百八十四號

沙津灣(土佛智灣) 岩礁正位置 灣頭第二の角より南一三度四〇分東に當り距離一鐘四分の三。

○水路告示第千九百七十一號

舞水端附近

暗岩の發見

概位

北緯四〇度五〇分五〇秒、東經一二九度四一分一五秒。  
年月 明治四十年九月

○水路告示第八百九十一號  
利源灣附近破浪岩の發見。

概位

北緯四〇度二分、東經一二八度四一分二五秒。  
年月 明治四十年三月

○水路告示第九百八十號  
元山津暗礁發見。

明治四十年十月永興灣元山津に於て二暗礁を發見せり、一は濶約六碼礁上水深十一呎、周圍水深二尋四分の一乃至二尋半、一は礁上水深三尋、即ち各其位置左の如し。

十一呎礁より

長徳島燈臺は、南七一度東、  
埠頭外端の紅光燈は、南八度東、距離二鏈六分の五

概位

北緯三九度一〇分五九秒、東經一二七度二五分三五秒。

三尋礁より

長徳島燈臺は約南五一度東、  
埠頭外端の紅光燈は約南五度、西距離四漚三分の二鏈

概位

北緯三九度一分一〇秒、東經一二七度二五分四〇秒。

○水路告示二千七十四號

永興灣南東方の暗礁

今般永興灣の南東方左記の位置に於て一個の孤立礁を發見せり。

該礁より

謁島は南七九度東、距離九漚七鏈。  
長箭洞東角月移臺は、南四二度東。

北緯三九度一分半、東經百二十七度五三分。

水深 四尋、周圍陡界直に十六乃至十七尋。

警戒 該礁は元山より長箭洞鋪地に至る船舶の航路に稍々接近せるを以て宜

しく注意すへし。

偏差 明治四十一年、六度二七分西。

關係海圖 第三二二號第一六二號第三〇一號第二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四九五頁。

出所 明治四十一年八月五日附西垣葛城艦長報告。

○水路告示第二千七十八號

永興灣南東方暗礁水深訂正。

記事 巖に告示したる永興灣の南東方に於ける暗礁上の最小水深は其後精測

の結果によれば三尋四分の一ありと云ふ。

位置 北緯三十九度一分半、東經一二七度五三分。

關係海圖 第三二二號第一六二號第三〇一號第二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四九五頁、水路告示第二千七十四號。

出所 明治四十一年八月二十日附岸田海軍水路大監報告。

○水路告示第二千八十一號

永興灣外コドリカ角附近暗礁の發見

記事 軍艦葛城乗組新井海軍水路大技士は永興灣外コドリカ角附近に於て左

記の暗礁を發見せり。

該礁より 謁島は南五九度東。

麗島燈臺は北三七度三〇分西、距離八湮七鐘半。

北緯三九度七分二〇秒、東經一二七度四五分四五秒。

水深 三尋

注意 該礁脈は北東方に多少伸出して一頭をなすと云ふ、依て船舶は少くも一

湮以上離れて陸角を繞航するを要す。

偏差 明治四十一年、六度二七分西。

關係海圖 第三二二號第一六二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四九六頁。

出所 明治四十一年八月二十七日附西垣葛城艦長通報。

○水路告示第二千六十九號

元山津暗礁の詳報

記事 客年汽船淡路丸船長の發見報告に係る元山津の暗礁に關し今般大谷水路大技師は該暗礁の在りと云へる位置に到り精密に鍾測を施し之れを探檢したれど遂に發見せず依りて長さ約五十尋許の索を以て水面下約四尋半の海底を引廻したるに該報告位置には些の淺所を認めさりしか長徳島燈臺より北五四度西距離約五鐘三分一の所に於て引索海底に掛りたり依りて其位置に於て鍾測精査し水深二三呎の岩灘を發見せり又汽船昌俊丸乗員の語る所に據れば同船は屢々十八呎餘の吃水を以て該位置上を航過したることありしも未だ船底の岩礁に觸れしことなしと云ふ。

右に依れば淡路丸船長の報告に係る三尋礁は位置及水深共に相違し又一尋四分ノ三礁は其位置のみ相違せるものと思はる。

該暗礁の正位置は乃ち左の如し。

位置

三尋三分ノ一礁より 長徳島燈臺は約南五三度半東、  
埠頭外端の紅光燈は南一〇度西距離四鐘六分ノ一。

北緯三九度一分二秒東經一二七度二五分三六秒。

一尋半礁より 長徳島燈臺は南四度東、  
埠頭外端の紅光燈は南四度東距離三鐘六分ノ一。

北緯三九度一分二秒東經一二七度二五分三六秒。

偏差 明治四十一年六月二五分西

關係海圖 第三一七號第三一四號。

關係誌類 朝鮮水路誌五〇二頁水路告示一九八〇號。

出所 明治四十一年六月三十日附荒畑水路大監報告。

○水路告示第二千八十一號

長○箭○洞○錨○地○附○近○暗○礁○の○發○見

記事 軍艦葛城乗組新井海軍水路大技士は朝鮮海灣南岸長箭洞錨地附近に於て左記の數暗礁を發見せり。

(一) 一尋礁

位置

該礁より  
月移臺は南八四度東、距離二哩四鐘。  
弟島は南二四度西。

形状

北緯三八度四五分四九秒、東經三八度一二分一四秒。

該礁は三個の頂より成れる點灘にして最淺頂の水深一尋なり之より北方二鐘まで十尋より淺き礁脈廣延し夫より北方は直に十三尋より深き水深あり。

警戒

該礁と弟島との中間に水深三尋より淺き個處あるを以て船舶通行せざるを可とす。

(二) 二尋礁

位置

該礁より  
弟島は北一一度東、距離六鐘十分ノ六。  
五柳津東方の一角松樹ありは南八〇度東。

形状

北緯三八度四四分四六秒、東經一二八度二二分一秒。

該礁は長箭洞港口西方角附近に於て距岸一鐘餘に點在し其最少水深二尋半にして礁脈は半鐘の間南方に伸出し外側は直に六尋乃至六尋半の水深なり。

(三) 四尋半礁

位置

該礁より  
弟島は北五〇度西、距離一哩半鐘。  
月移臺西端は北六六度東。

北緯三八度四四分五二秒、東經一二八度一三分一四秒。

形状

該礁は岩盤の最西端に位し其最少水深四尋半にして頂部甚だ尖銳なり周圍は陡界にして直に九尋乃至十尋の水深あり其東端は弟島を北六五度西に望む處まで廣延す。

(四) 三尋礁

位置



該礁より 第島は北七八度三〇分西。

月移臺西端は北三八度東距離六鐘十分の四。

北韓三八度四五分一五秒東經一二八度一四分五〇秒。

警戒 該礁と靈湖津村落との間には二尋半より淺き個處あるを以て船舶通行せざるを可とす。

注意 現行海圖に示せる此附近の陸標は其關係位置不正なるを以て注意を要す。

偏差 明治四十一年六度一八分西。

關係海圖 第三二一號第三二二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四九四頁。

出所 明治四十一年八月二十七日附西垣葛城艦長通報。

○水路告示第二千九十四號

日本本州北西岸隱岐列島北西方

竹島 (Liancourt rock) の正位置

記事 明治四十一年南部の測定によれば隱岐列島の北西約八十哩にある竹島

(Liancourt rock) の正位置左の如し

位置 該二嶼中の東嶼(女嶋)

北緯三七度一四分一八秒東經一三一度五二分二二秒。

關係海圖 第二六二號第二號。

關係誌類 日本水路誌第四卷三七二頁朝鮮水路誌四五四頁。

○水路告示第二千百十六號

朝鮮東岸 臨海及迎日灣

城津及長壽岬(冬外串)燈臺及霧笛の新設

記事 今般朝鮮東岸臨海城津浦及迎日灣東南長壽岬(冬外串)に燈臺及霧笛を

新設し孰れも明治四十一年十二月二十日より點火並に吹鳴す。

(一) 城津燈臺

位置 (北緯四〇度三九分半 東經一二九度一四分) 海圖第三二二號に依る。

燈質 連閃白光にして毎十五秒時を隔てて五秒間に二連閃光を發す。

燈高 一七〇呎、礎上二〇呎。

光達距離 十四哩。

明孤 南一度三五分東より南西及北を経て北二九度四〇分に至る二二一度一五分間。

等級 第六等。

構造 燈塔はコンクリート造八角形白塗。

霧笛 手動壓搾空氣式にして船舶の氣笛を聞きたる時は二十秒を隔てて五秒宛二十四回吹鳴す、而して必要と認めたる時は五分の後再び前の如く吹鳴す。

注意 本燈臺の正位置は詳報を待て更に告示すへし。

(二)長、響、岬(冬外串)燈臺

位置 北緯三六度四分四六秒、東經一二九度三四分一二秒。

燈質 連閃白光にして毎二十秒時を隔てて十秒時に二連閃光を發す。

燈高 一〇一呎、礎上八七呎。

光達距離 十六哩。

明孤 南六九度東より南及西を経て北七度四五分西に至る二四一度一五分間。等級 第四等。

構造 燈塔は煉瓦石造八角形白塗。

霧笛 霧笛の原動力は石油發動機にして壓搾空氣に依り每五十六秒を隔てて四秒間吹鳴す。

偏差 明治四十一年(二)七度一五分西(三)五度一七分西。

關係海圖 (一)第三一八號、第三〇九號、第三二二號、第二〇五號(二)第三〇一號、第一六二號、第二號。

關係誌類 朝鮮水路誌五四七頁、四七六頁、東洋燈臺表上卷九四頁三一、番ノ次記入、入九二頁二七番ノ次記入。

出所 明治四十一年十二月十二日附韓國關稅總長より航海者へ告示第五七號、第五八號。

南海

及○水路告示第二千五十一號

鎮海灣暗岩發見

記事 鎮海灣内左記の位置に於て一暗岩を發見せり。

位置

該暗岩より {加助島頂二一〇五呎山は南四四度西距離一哩十分の七。  
漆川島頂八〇〇呎山は南八三度東。

北緯三四度五九分二二秒、東經一二八度三二分四五秒。

水深 四尋より淺し。

偏差 明治四十一年、四度五二分西。

關係海圖 第三〇四號、第一九六號、第三二〇號、第三〇一號、第一六二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四三一頁。

出所 明治四十一年五月三十一日、矢島出雲艦長電報。

○水路告示第二千六十四號

○鎮海灣暗岩の詳報

記事 明治四十一年七月一日、軍艦出雲は曩に水路告示第二〇五二號に掲けたる暗岩を精測して左の結果を得たりと云ふ。

位置

該岩より {加助島(二一〇五呎山)は南四三度一五分西距離一鍵十分の六。  
漆川島頂(八〇〇呎山)は南八三度二〇分東。

北緯三四度五九分二〇秒、東經一二八度三二分四〇秒。

水深 二十三呎。

右により前記の位置に <sup>34</sup>R と記すへし。

偏差 明治四十一年、四度五二分西。

關係海圖 第三〇四號、第一九六號、第三二〇號、第一八〇號、第三〇一號、第一六二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四三一頁。

出所 明治四十一年七月一日、第一艦隊よりの電報。

○水路告示第二千八十一號

鎖海灣暗岩發見

記事 明治四十一年七月五日第一艦隊は鎖海灣内に於て左記の二暗岩を發見せり。

位置

(一) 暗岩より { 加助島頂(一〇五呎山)は南四三度三〇分西距離十分の六裡。  
漆川島頂(八〇〇呎山)は南八三度東。

北緯三四度五九分二〇秒東經一二八度三二分四〇秒。

水深 三尋四分の一。

偏差 明治四十一年四度五二分西。

關係海圖 第三〇四號第一九六號第三二〇號第一八〇號第二〇五號第三〇一號第一六二號。

關係誌類 朝鮮水路誌四三一頁水路告示第二〇五一號第二〇六四號。

出所 明治四十一年七月二十六日附伊集院第一艦隊司令長報告。

○水路告示第二千百一十一號

朝鮮南岸 加徳水道

猪島東方暗岩の發見

記事 今般加徳水道東方に於て左記の一尖岩を發見せり。

位置 該岩ヨリ { 利湖島△は南二六度二〇分西。  
猪島△は北六六度一〇分。

水深 約三尋半。

偏差 明治四十一年五度二〇分西。

關係海圖 第三〇四號第一九六號第三二二號第一八〇號。

關係誌類 朝鮮水路誌四一八號。

出所 明治四十一年十二月一日附值賀海軍水路中監報告。

西海

○水路告示第二千二號

群山浦附近暗岩發見

該岩は長山島北方の紅塗立標は北八二度東距離約五鐘五分の四に當る。

概位 北緯三五度五八分四三秒東經一二六度三五分五四秒。  
年月 明治四十年十二月十七日。

○水路告示第八百八十二號

淺水海灣沙長浦附近に暗礁あり。低潮に於て約五呎干出す。

概位 北緯三六度二六分三〇秒東經一二六度一分五〇秒。

○水路告示第九百二十號

濟物浦錨地近海島東方二疑礁は不在に付き圖誌上より削除す。

○水路告示第九百十六號

鴨録江口礁岩の發見

位置

該礁項より 昌岩は北五四度二〇分東距離約一哩二鏈。  
門白は南二六度東。

概位 海圖第三五〇號に據る

北緯三九度五三分東經一二四度一七分二一秒。

該礁は汽船梅丸坐礁の爲め發見したるを以て梅丸礁と云ふ

○水路告示第八百二十六號

鴨録港口暗礁標示浮標の設置

明治四十年五月韓國稅關工事部燈臺局龍岩浦分署員の報告に據れば巖に水路告示第九百十六號に掲けたる鴨録港口の中落に於ける梅丸礁を指明する爲め其南側に紅壁圓錐形浮標を碇置せり。又梅丸礁の直に西方にある洗岩を指明する爲め鐵道圓錐形黑壁浮標を碇置せり。

○水路告示第九百三十七號

鴨録港航路標識の設置及航行に關する注意

明治四十年六月韓國稅關工事部燈臺局龍岩浦支署員報告の要に據れば鴨録港口多獅島錨地附近より沙河鎮市安東縣に至る航路中に數多の航路浮標及指導立標等を設置せり。依て入港の船舶は是等標識の用法に就ては左記の事項に據るを要す。

鴨録港浮標及立標識別

左に左舷或は右舷と稱するは海上より唱ふるものと心得へし

浮標

一、紅色浮標偶數白色にて數字を記す。

此浮標は海上より進入する時は水導の右界を示す故に之を右舷に見て通過すへし。

二、黑色浮標(奇數白色にて數字を記す)

此浮標は水道の左界を示す故に左舷に見て通過すへし。

三、紅黒横線浮標

此浮標は水道の中間又は孤立障害の位置に碇置し兩側を通過し得へし。

四、黒白横線浮標

此浮標は州の下端に碇置し其兩側航路あるを示す。

五、紅白横線浮標

此浮標は州の上端に碇置し置兩側に航路あるを示す。

六、沈船浮標

此浮標は綠色に塗り航路の障害となる沈船位置を標示す。

立標

一、黑色及白色の△立標は干出州の外端に近接する航路の左方を示す。

二、紅色△立標は航路の右方にある干出州の外端に近接する航路を示す。

一、前記標木より數十碼を距て同形又はキ形の立標あるは一線に保ち狹隘なる水路を通過するを示す。

附記 浮標中未だ數字の記入あらざるものは追て記入すへし。

門白より上流沙河鎮市(安東縣)に至る航路注意。

門白より上流最深の航路を標示するため浮標を碇置す然れども其水路狹隘水淺く最低潮六呎より淺くして半潮以上に非されは容易に通過し得へからず又大潮時増水等の場合には淺堆の伸縮變移あるを以て其都度告示をなすは其繁に堪へざるにより入港の船舶は紅色浮標を右方に、黑色浮標を左方に見て航行し潮流過激なれば浮標より浮標に至る一直線以外に偏移せざる様に注意すへし。

航者此航路により遡航せんとするも危険あらんことを恐るときは其代理店又は船長より入港豫定日を概報し水先案内を請ふことを得へし。  
場合によりては航路の状況を聞合せ出入するを可とす。

龍巖浦の前面に到らんとする者は目下高潮の時吃水十五呎迄沙河鎮市に到らんとする者は吃水十呎迄とす。

第三號浮標より多椋島鋪地及門白に到らんとする者は低潮時に於て吃水十五呎以下とす之れを超ゆる者は漲潮を待て入港す可し。

○水路告示第二千九十三號

朝鮮西岸 濟物浦鋪地  
月尾島導標の新設

記事 仁川外港航路を示す爲め月尾島の西端に導標一基を建設せり。

位置

勿溜島一二六呎高地は北九度一七分西距離五鍾半強栗島の叢樹は北二六度東。

高 礎上二十呎。

注意 濟物浦鋪地に出入せんとする船舶は該導標と栗島の叢樹とを一直線に望

めは外港航路の最深所を通航することを得へし。

偏差 明治四十一年五度一二分西。

關係海圖 第三二三號、第三二七號、第三二六號。

關係誌類 朝鮮水路四三頁、四八頁。

出所 明治四十一年九月三十日附韓國稅關長より航海者へ告示第四七號。

○水路告示第二千九十三號。

朝鮮水路誌中改正

記事 朝鮮水路誌中左の通り改正す。

改正 五〇頁二行二〇分より同四行該島ごまてを二三分東經一二五度三六分許

に在る三尋堆は強南風の時其端に混浪を生ずるを以て遠く離隔して航過せざるへからず既に(Chaohock)に改む。

四三七頁三行より八行までを削除す。

關係誌類 朝鮮水路誌第五〇頁、四三七頁。

○水路告示第二千九十六號

朝鮮西岸 濟物浦錨地

月尾島暴風雨標の設置

記事 今般濟物浦錨地の月尾島に暴風雨標を設置し明治四十一年十月一日より  
實施せりと云ふ。

關係海圖 第三二三號第三二七號。

關係誌類 朝鮮水路誌四三頁。

出所 明治四十一年九月二十六日付接手仁川觀測所通知

○水路告示第二千九十七號

朝鮮西岸 漢江近海

西檢島西方干出岩の高

記事 漢江近海西檢島の西方にある二千田岩の高は左記の如し。  
干出岩

西檢島最高頂より西方約一哩

北緯三七度四三分一五秒、東經一二六度一分五〇秒、

高さ(一)干出二二呎(二)干出一六呎。

關係海圖 第三二六號

日本水路誌第三卷二三八號、二四四號。

○水路告示第二千九十八號

黄海北部 旅順港沖合

記事 Encounter rock (遇岩)附近に碇置したる三箇の紅塗方錐形浮標は流失せりと  
云ふ。

位置 第一浮標

北緯三八度三六分東經一二一度四二分三〇秒。

第二浮標は第一浮標より北東、東距離約十分四鐘。

第三浮標は第一浮標より東、北距離約十分六鐘。

關係海圖 第三六九號、第三六三號、第三九二號。

關係誌類 水路告示第二〇七〇號。



出所 明治四十一年十月二十二日附河野旅順港務部長心得通知。

○水路告示第二千九十八號

黃海北部 旅順港口

航路浮標位置變更

記事 旅順港口に碇置しある航路浮標中左記の二浮標は今般其位置を次の如く變更せり。

浮標形質

紅白縦線塗航路浮標 老虎尾燈臺より南五

七度東距離一〇鐘

老虎尾燈臺は北五六度西、距離一鐘強、黄金山信

號杆は北西三度四〇分東

黒塗航路浮標 老虎尾燈臺より南一

九度東距離一〇鐘

老虎尾燈臺は北二二度西、距離二鐘半、黄金山

信號杆は北二五度三〇分東

偏差 明治四十一年四月三〇分西。

關係海圖 第三五八號。

出所 明治四十一年十月十九日附旅順海軍港務部通知。

○水路告示第二千百八號

朝鮮西岸 鴨綠江口

浮標の變更等

記事 鴨綠江口東水道航路及西水道航路浮標に左の如き變更あり。

(一) 東水道航路第二號紅塗圓錐形柱燈浮標

位置 北緯三九度三〇分四五秒、東經一二四度二二分二〇秒。

變更 不動紅光を毎八秒明暗紅光を明五秒、暗三秒に變更す

(二) 西水道航路第二號紅塗圓錐形浮標

位置 北緯三九度三〇分四五秒、東經一二三度五九分。

變更 頭部に圓錐形目標を附加す。

注意 本航路の浮標は冬季結水中は一時撤去し解氷に際し漸次之れを碇置す而

して沙堆の位置と水深とは時々變更の爲め隨時必要に應じて之れを増設又は

變更せしむることあるも其都度之れか告示をなすことは錯雜を來す虞れある

を以て爾後毎年六月及九月の二期に於て其碇置又は變更を告示することとな

せりと云ふ。

關係海圖 第三四三號、第三六三號(一)、第三五〇號(二)

關係誌類 朝鮮水路誌一四八頁一五七頁一五八頁東洋燈臺表上卷九八頁一一五番九九頁二三番。

出所 明治四十一年韓國關稅總長より航海者へ告示第四二號。

水路告示第二千百十一號。

○水路告示第二千十三號

朝鮮西岸 鴨綠江。

娘々城附近暗岩の發見

記事 鴨綠江本流娘々城角附近に於て一箇の暗岩を發見せり其位置左の如し。

位置 該岩より

娘々城角は北三三度東距離三六〇分  
龍化山頂は南四六度三〇分東

北緯四〇度〇分三〇秒東經一二四度二〇分四六秒。

水深 二呎より淺く而して東側は五六呎。

形狀 該岩は南北長さ約三十碼稍々平坦不規則にして多少の凹凸あり中流に向て低下し沙泥中に埋没す。

注意 該岩は潒筋曲折の較々上流に位し危險の虞あるを以て宜く注意すへし又目下潒筋を示す爲め白色の陸標あるを以て此一線以北に入るへからず。

偏差 明治四十一年五度四十四分西。

關係海圖 第三五〇號。

關係誌類 朝鮮水路誌一五九頁。

### 第八章 氣象

氣温 概して云へば寒暑共に酷烈にして春寒秋暖なり故に寒より暑に遷り暑より寒に移るを例となす寒暑共に酷烈なれば其差の大なる當然にして是れと同時に四時の變化も甚し殊に激變の著しきは冬季と夏季とにして晝夜の差に華氏十度乃至二十度なるは敢て珍らしきことにもあらず是れ主として風の爲めに左右せらるるものにして三寒四温の俚言は爰に胚胎し寒の太甚しき暑の酷なるも是れあるが爲めに左程の困難を覺わす寒氣最も劇烈なるは二月にして暑の最も

甚しきは八月なり然れども其極度は一月と七月とに於て示さるること屢あり。若し夫れ之れを地方的に云はしめば、北部の氣候は特に大陸的にして寒氣殊に強烈なり、故に港灣の總ては氷結して交通を杜絶し、河江の都ても堅氷を結ひて數月の間車馬の往來に堪ふるは例年に於ける現象なり、然れども其東部に在りては稍々和らかにして殊に夏季に於て清凉なり、南部の氣候は頗る海洋性にして殊に冬季に温和なり。

各地に於て觀測せる毎月の氣温及一年中の極度は左の如し。

氣温月別表

一月次	摘要	觀測地名	
		城	津
最高	平均	元	山
最低	平均	釜	山
全最高	全最低	木	浦
全最高	全最低	仁	川
全最高	全最低	龍	巖
全最高	全最低	浦	上

日本明治三十八年分(光武九年) 四月迄は明治三十八、三十九、四十、平均五月以降は同三十七、三十八、三十九、三十九年平均

三月迄は全三十八年五月以降は同三十七、三十九年平均

元山及釜山に同じ

氣温極度年別表

全年	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
最高	三二	九二	二六八	二六三	二七三	二八四	二八四	二八五	二八五	二八五	二八五
最低	(一)五五	(一)〇八	七五	一三四	一七八	二一七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七
全最高	一七〇	二六	一九八	二六三	二八九	二七三	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三
全最低	(一)五七	(一)〇三	八〇	一四二	一九五	二一九	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五
全最高	一七三	九八	二〇八	二五三	二七六	二七六	二七六	二七六	二七六	二七六	二七六
全最低	六八	一九	五九	二二八	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
全最高	二六八	九二	二二六	二四七	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
全最低	一〇八	三四	六九	一三三	二二二	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
全最高	一四三	三六	九三	一八一	二二七	二六九	二六九	二六九	二六九	二六九	二六九
全最低	七三	(一)三〇	一一	一〇三	一六五	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
全最高	二三三	〇八	六三	一六五	二二六	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三
全最低	四三	八五	三二	一三五	二〇〇	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二

観測地名	緯度	明治三十八年(光武)		明治三十九年(光武)	
		最高温度 全上起日	最高温度 同上起日	最高温度 同上起日	最低温度 同上起日
元山	三六度七十分	(一)	八〇二月三日	三三八月	一〇一月
釜山	三六度七十分	(一)	一〇二月	二八八月	三二月
木浦	三三度七十分	(一)	四二月	三三七月二十四日	八四一月十日
仁川	三三度七十分	(一)	一三二月六日	三三八月二日	一五四二月十日
龍巖浦	三三度八十分	(一)	二五二月	二八八月	一三四一月

試に各地極寒極暑の平均温度を日本に於ける同緯度若くは緯度相近き地方の平均温度に較ぶれば左の如し。

寒暑平均温度比較表

観測地名	緯度	寒 候				暑 候				全年 摘
		一月	二月	七月	八月	一月	二月	七月	八月	
青森	四〇度四十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	明治三十八年(光武九年)の温度			
城津	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
龍巖浦	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
宮古	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
元山	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
新島	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
福島	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
仁川	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
名古屋	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
木浦	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
釜山	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
元山	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			

観測地名	緯度	寒 候				暑 候				全年 摘
		一月	二月	七月	八月	一月	二月	七月	八月	
函館	四一度四十分	(一)	(一)	二八九月	三二	八四	同上			
龍巖浦	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
宮古	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
元山	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
新島	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
福島	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
仁川	三九度二〇分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
名古屋	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
木浦	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
釜山	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			
元山	三六度五十分	(一)	(一)	二〇五月	二〇八月	九二	測候所ノ創設以來明治三十九年(光武十年)に至る平均温度			

表に就て觀れば元山の温度は緯度二度三十七分北に在る函館に比し寒候に於て相近しと雖も暑候に於て著しき相異を爲し之れに反して仁川の温度は其緯度近き福島新潟に較へ暑候に於て大差なしと雖も寒候に於て著しき相異あり殊に龍巖浦に於ける寒候の温度は表中是れに比すべきものなく而して寒暑共に日本

氣候に較へて差なきは釜山、木浦にして此兩地の如きは緯度相近き名古屋に比して寧ろ優れるか如し。

之れを要するに寒暑酷烈にして多變なるは本部氣温の特色なり而して此現象を呈する所以のものは其因二三にして止らすと雖も、山の禿なる海の淺き、寒、暖湖流の岸を洗ふか如き、蓋し之れか主因たらずんば、あらざるなり、又春秋二季の氣温に著しき差を生ずるは、春季氷解に際し、空氣を冷却せしむるが爲めにして不斷氣温に激變を表はすは、既に一言せしが如く、風向變換に由るものとす。

晴曇 雲、霧、雨、雪も亦悉く風の爲めに左右せらるるは勿論なり、廻ち十月より三月に至る六箇月は、北及北西風流行するを以て空氣乾燥にして天氣晴明なりと雖も四月より九月に至る間は南及南西、南東風多くして全く是れに反對す、殊に六、七八の三箇月最も濕潤にして快晴を見ること甚た少なく、俗に此月を長曇と稱す、蓋し陰晦長久に亘るを以てなり、左に其比較を表示せん。

晴曇比較日數月別表

觀測地名	元山				城津			
	平均	全卅九年	全卅八年	全卅七年	平均	全卅九年 (光武十年)	全卅八年 (光武九年)	明治卅七年 (光武八年)
一月	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴
二月	六二	五二	七四	一一	七四	七四	一一	一一
三月	五五	五五	八〇	一一	九九	九九	一一	一一
四月	六五	四四	五二	一一	四七	四七	一一	一一
五月	二五	二五	九二	一一	四六	四六	一一	一一
六月	二〇	二〇	二〇	九三	〇三	〇三	一一	一一
七月	五五	九一	三七	三三	九二	八三	〇〇	一一
八月	三三	九七	二二	一九	五五	九二	三九	一一
九月	二六	一八	三三	二二	三八	二〇	五六	一一
十月	二六	一八	三三	二二	八三	六四	〇〇	一一
十一月	七三	二〇	九三	七四	七四	八三	六五	一一
十二月	三六	三六	四六	三七	三七	二六	四六	一一
全年	五三	五三	二八	三六	六五	三六	九三	一一
全年	二〇	二四	二五	一一	〇三	〇四	一一	一一

雨 四季に於ける降雨の多寡は晴曇に關聯す、適ち春冬の候北及北西風流行せる間は所謂乾燥期にして降雨甚た稀なりと雖も、四月に入り南及東南風往來を始

備考 本表の晴天とは一日の雲量八以下なりし日数を擧げ曇天には其八以上なりし日数を擧げたり

龍巖浦				仁川		
平均	全卅九年	全卅八年	全卅七年	平均	全卅九年	全卅八年
曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴
四三 四五	三二 三八	二五 六五	一一	六二 五五	五二 七四	七四
三五 二五	五三	一一	一一	六三 八〇	四二	四二
六五 二四	八三	五二	一一	七五 八三	七四	七四
五五 二四	三七	八三	一一	九五 八三	二九	二九
一四 一七	八三	〇三	〇三	一〇三 〇三	六五	六五
二二 一八	二九	二九	二八	三三 三六	二八	二八
一七 一七	一六	八三	〇二	六五 二〇	九三	九三
八六 三三	五六	七四	四七	二九 六五	四七	四七
六三 三三	五五	九二	五五	九三 三三	〇〇	〇〇
三六 三三	五六	二九	四七	六五 六五	六五	六五
一六 一六	〇〇	三七	二九	三六 四六	四六	四六
四七	五二	三六	四七	四七 三六	六五	六五
二七 二七	七三	八三	一一	二五 二五	二九	二九

木浦				釜山			
全卅七年	平均	全卅九年	全卅八年	明治卅七年	平均	全卅九年	全卅八年
曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴	曇晴
一一	一〇 五五	〇三	二〇	一一	四六 五五	一〇	八三
一一	二五 三五	二七	五三	一一	七五 二〇	〇八	五三
一一	八五 三五	二六	三九	一一	一〇五 二〇	四七	七四
一一	二二 三三	九二	二八	一一	九五 二〇	八三	二九
六五	二八 一八	八三	二〇	〇三	二二 三六	一六	三三
三八	一五 四三	二七	三八	三八	一四 三六	九一	五五
八三	二九 一七	二〇	六五	九三	三三 三六	五六	五六
六五	九六 二二	三八	三八	三二	〇二 二〇	二〇	六五
五五	一四 二二	〇〇	七三	五五	二九 九二	二九	二九
六五	八六 三三	〇三	九三	七四	七六 三三	〇二	四七
三七	七六 三三	二九	六四	六四	三六 三三	七三	三七
二九	四三 四三	一八	三八	二九	四六 三三	二九	九三
一一	一五 二二	一〇	二八	一一	二四 〇五	三三	三七

むると共に頻繁となり六月より八月に至る三ヶ月殊に甚しく所謂雨期にして豪雨屢々至り洪水氾濫して道路堤塘を破壊し田園を浸し損害を生ずること比年なり故に雨量は全年を通して計量すれば寡少なりと雖も雨期に於ける一ヶ月の量若くは一日の量を計上すれば甚だ大なるものあり雨量の配布は東岸に多く南岸これに次ぎ西岸に漸次寡少となる。

雪 年に依りて屢降下することありと雖も量は一般に寡少なり就中最も多きは江原道にして堆積六七尺に及ぶは珍らしからずこれに次ぐは咸鏡平安兩道にして時に四五尺に及び南部は殆んど堆積を見ることなし降雪期は大概十一月に始まり三月に至りて歇む左に降水及降雪日數月計表を掲ぐ。

降水日數月計表

觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
元治卅八年 (光武九年)	平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

觀測地名	年次	城津			釜山			元山			木浦			
		平	均	全年	平	均	全年	平	均	全年	平	均	全年	
城津	全卅九年	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釜山	全卅八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
元山	全卅八年	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木浦	全卅八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—





龍巖浦	仁川		
	平均	全卅九年	全卅八年
平均	五〇	九〇	八〇
全卅九年	六〇	七〇	八〇
全卅八年	四〇	二〇	二〇
全卅七年	—	—	—
日降雪數	四〇	〇	〇
最大一月降雪量	〇	〇	〇
同年月	〇	〇	〇
摘要	二六	五〇	五〇
	五〇	五〇	二五〇
	一九〇	—	—

備考 本表の降雪日數には雪の多少を問はず尙も降雪ありたる日數は悉く之を算入したり  
 茲に全年の降水量及一年中に於て最大を示せる一ヶ月の量を測り日本に於ける緯度相近き各地の量に比較すれば左の如し。

雨雪量比較表

観測地名	緯度	平均一年降雪量	日降雪數	最大一月降雪量	同年月	摘	要
天津	北緯 四〇度四〇分	—	—	—	—	—	—
東緯 一二九度二〇分	—	六九七	八	一四三	明治三十八年七月	明治三十八年光武九年自六月至全年十二月	—

観測地名	緯度	平均一年降雪量	日降雪數	最大一月降雪量	同年月	摘	要
函館	四〇度四六分	七二五	一八	一六七	九月	自測候所創立至明治三十九年	平均
青森	四〇度四五分	一三六〇	二四	一三七	十二月	全	右
龍巖浦	三九度五二分	八七五	八	一七五	三月	全	三十八年
宮古	三九度五二分	一四三三	一四	三九八	九月	青森に同じ	—
元山	三九度二六分	一五八〇	一四	五二六	七月	龍巖浦に同じ	—
福島	三七度四五分	一三九九	一五	一九五	九月	青森宮古に同じ	—
新潟	三七度四五分	一七六八	三九	一九七	九月	右	全
仁川	三七度二九分	一三〇八	二〇	四九八	九月	龍巖浦に同じ	—
釜山	三五度一〇分	一七〇四	一三	六四六	九月	龍巖浦に同じ	—
名右屋	三五度一〇分	一七三九	一四	二〇九	九月	宮古に同じ	—
木浦	三四度四七分	一四七二	一五	三三一	八月	全	三十九年
大阪	三四度四二分	一三六三	一五	二四九	六月	宮古に同じ	—
廣島	三四度一三分	一四九二	一三	二六九	六月	全	右
下關	三三度五八分	一六〇九	一六	二五五	六月	全	右



長崎 全 三二度四四分 一九四三 一委 三六三 六月 全右

是れに依て之れを觀れば本邦の雨量は既説の如く全年に於て寡少最大一ヶ年の量に於ては日本東北地方のそれよりも遙に多大なり而して其大雨期は概ね七月にして日本東北地方より二ヶ月早く九州及關西地方よりも一月遅し。

之れを要するに全体に雨量なきは是れ亦本邦氣象の特色なり是れと相近きものを日本全州の各地に就て求むれば唯澎湖島一あるのみにして其他に比すべき地方なしされは本邦の農作は降雨多ければ豊作にして寡少なれば凶作なり旱害を蒙るは水害よりも多し。

霧 霧は本邦海面に於ける一難物として著名なり而して其發生するは大抵四月より八月に及び最も多きは五、六、七の三月にして九月に至れば殆んど消散す然れども一月に於て發生すること屢々あり各海面中最も多きは西海面にして、數日間迷濛咫尺を辨せざるに至り航海者の常に困難を感ずる所なりこれに次ぐは南海面にして最も稀少なるは東海面なり左に濃霧日數月計を表示すへし。

濃霧日數月計表

地名	觀測年次	一月		二月		三月		四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月		全年						
		全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均	全	平均					
城津	明治卅八年 (光武九年)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	三	一〇	五	七	六	九	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一九	九		
元山	全三十七年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	二	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	六	
元山	全三十八年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	二	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七	六	
元山	全三十九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	二	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	五	
元山	平均	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	二	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	五	
釜山	全三十七年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
釜山	全三十八年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
釜山	全三十九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
釜山	平均	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
木浦	全三十七年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
木浦	全三十八年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
木浦	平均	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

觀測地名	年次	龍岩浦			仁川			平均
		全三十七年	全三十八年	全三十九年	平均	全三十七年	全三十八年	
龍岩浦	一月	二	〇	四	二	一	四	一
	二月	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇
	三月	一	一	一	三	四	五	三
	四月	一	三	〇	三	四	三	四
	五月	〇	一	〇	六	七	九	四
	六月	三	一	三	六	九	六	〇
	七月	二	三	四	五	二	二	三
	八月	〇	一	一	一	三	二	一
	九月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十月	〇	一	一	〇	〇	〇	〇
	十一月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十二月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
全年	二	二	五	三	三	四	三	

湿度 天氣晴朗なるは空氣乾燥なる所以にして其乾燥なれば湿度寡少なる言ふことを俟たず、一年中湿度多きは六七、八九の四ヶ月にして此間を雨期と爲す之れに反して湿度少なきは晩秋より初春に至る候にして就中十一月及二月の頃概して寡少なるを見る、左に過去四年間に於ける各地毎月の平均湿度を表示すへし。

湿度月別比較表

觀測地名	年次	城津			元山			平均
		全三十七年	全三十八年	全三十九年	平均	全三十七年	全三十八年	
城津	一月	二	二	三	二	二	三	二
	二月	二	二	二	二	二	二	二
	三月	二	二	三	二	二	三	二
	四月	二	二	三	二	二	三	二
	五月	二	二	三	二	二	三	二
	六月	二	二	三	二	二	三	二
	七月	二	二	三	二	二	三	二
	八月	二	二	三	二	二	三	二
	九月	二	二	三	二	二	三	二
	十月	二	二	三	二	二	三	二
	十一月	二	二	三	二	二	三	二
	十二月	二	二	三	二	二	三	二
全年	二	二	三	二	二	三	二	







風最大速度

備考 本表の暴風日数は、風の速力一秒時間に十米以上を観測したる日を擧げたり。

地名	明治三十七年(光武八年)		同三十八年(光武十年)		同三十九年(光武十一年)	
	速度	方向	速度	方向	速度	方向
龍岩浦	平均	七五	九	九五	三三	二七五
	全册九年	九	二	九五	二六	二七五
	全册八年	六	七	二〇	二二	二六
	全册七年	一	一	一六	二二	二六
仁川	平均	二二	二七	二二	二七	二二
	全册九年	二	二	二	二	二
	全册八年	七	三	一三	二五	二
	全册七年	一	一	一	一	一

地名	明治三十七年(光武八年)		同三十八年(光武十年)		同三十九年(光武十一年)	
	速度	方向	速度	方向	速度	方向
木浦	平均	二五	二四	二二	二〇	二〇
	全册九年	二	九	九	九	九
	全册八年	九	一五	二二	二二	二二
	全册七年	一	一	一	一	一
釜山	平均	一六五	一五五	一六	五五	七三
	全册九年	一六	一三	二六	四	七
	全册八年	一七	一八	一九	三	一〇
	全册七年	一	一	一	一	一
元山	平均	一〇	一〇	一〇	三	三
	全册九年	一〇	一〇	一〇	三	三
	全册八年	二	一〇	二	二	二
	全册七年	一	一	一	一	一
城津	平均	七	八	一六	一六	四
	全册九年	七	八	一六	一六	四
	全册八年	八	八	一六	一六	四
	全册七年	一	一	一	一	一

龍岩浦	仁川	木浦	釜山	元山	城津
三七	四四	四四	四三	三四	
北々東	南	南東	東	東北東	
五月十二日	八月十日	八月十八日	八月二十日	八月二十日	
三七	三三	四三	四〇	三〇	三〇
北	南々東	南東	南々西	北東	北々東
一月廿四日	九月八日	九月二日	五月六日	九月三日	九月三日
三三	四七		三七	三四	
南	北		北西	北東	
四月一日	十一月二日		十二月廿五日	五月七日	

茲に日本水路部刊行の水先圖を基礎とし本邦近海に於ける毎月の風向、風力、海霧及同温線を圖示すれば左の如し。

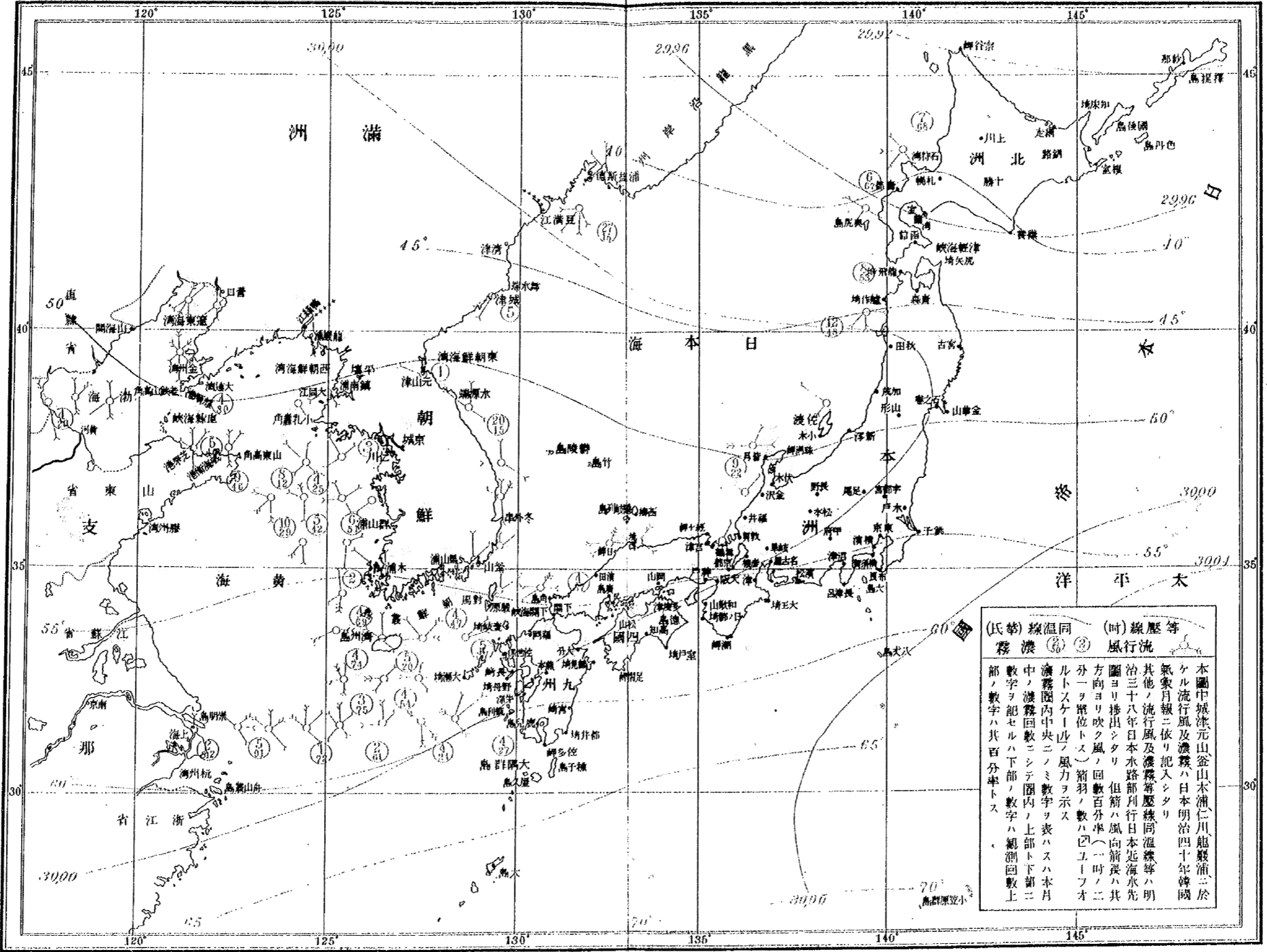




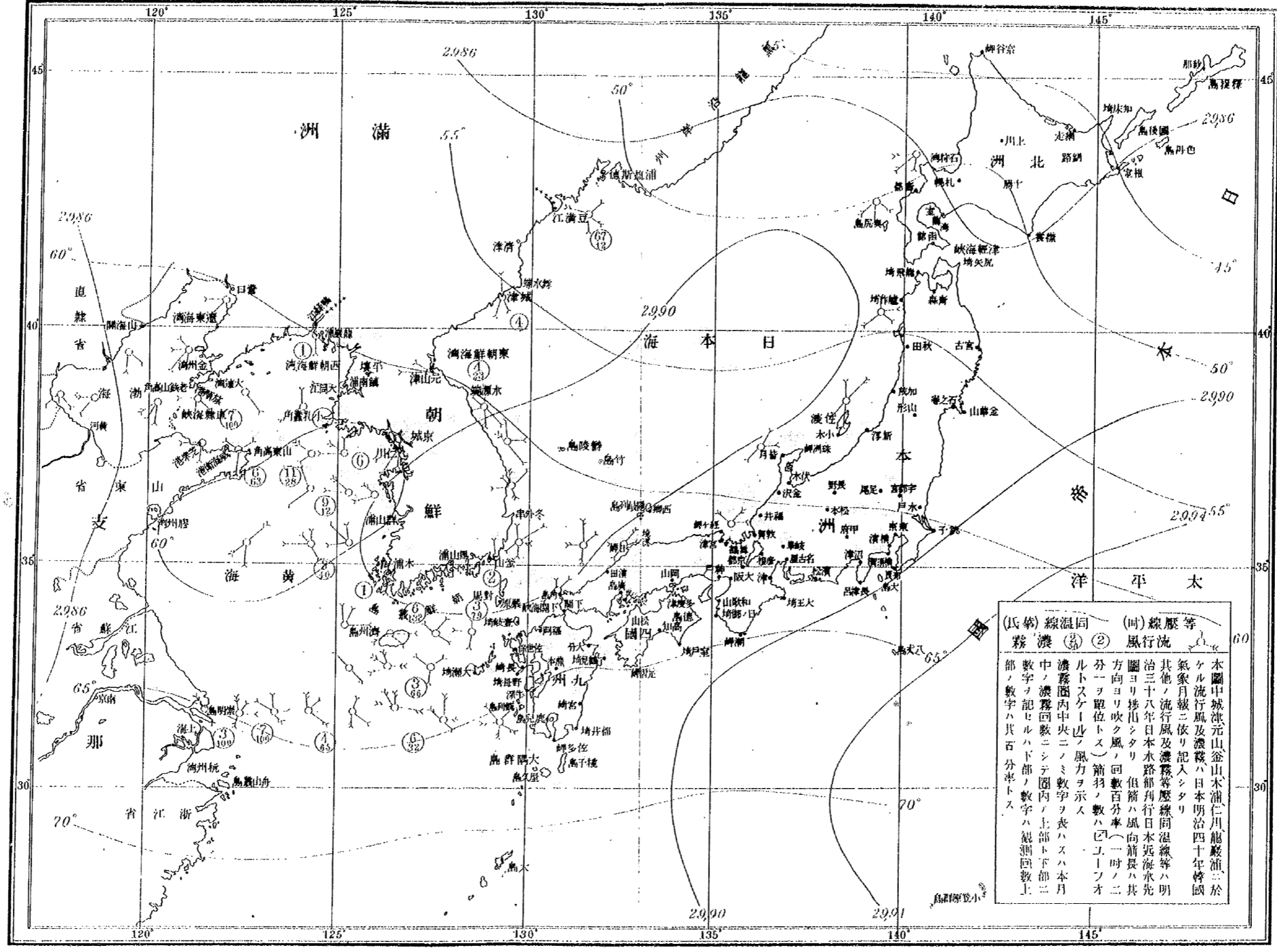








本圖中城津元山釜山本浦仁川龜巖浦三於  
 ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國  
 氣象月報ニ依リ記入シタリ  
 其他ノ流行風及濃霧著壓線同濃霧等ハ明  
 治三十八年日本水路部刊行日本近海水先  
 圖ヨリ抽出シタリ 但箭ハ風向箭長ハ其  
 方向ヨリ吹ク風ノ回数百分率(一時ノ二  
 分)ノ單位トス) 箭羽ノ數ハ四ノ二  
 ルトスケールノ風力ヲ示ス  
 濃霧圈内中央ニシテ数字ヲ表ハスハ本月  
 中ノ濃霧回数ニシテ圈内ノ上部ト下部ニ  
 数字ヲ部セルハ下部ノ数字ハ範圍回数上  
 部ノ数字ハ其百分率トス



(氏) 線温同 (同) 線壓等  
 霧濃 (①) ② 風行流

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦三於  
 ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國  
 氣象月報ニ依リ記入シタリ  
 其他ノ流行風及濃霧等歷練同温線等ハ明  
 治三十八年日本水路部刊行日本近海水先  
 圖ヨリ抄出シタリ 但箭ハ風向箭長ハ其  
 方向ヨリ吹ク風ノ回数百分率(一吋ノ二  
 分一ノ單位トス)箭羽ノ數ハ(一)一ノ二  
 ルトスケ(一)四ノ風力ヲ示ス  
 濃霧内中矢ニノミ數字ヲ表ハスハ本月  
 中ノ濃霧回数ニシテ圈内ノ上部ト下部ト  
 數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回数上  
 部ノ數字ハ其百分率トス

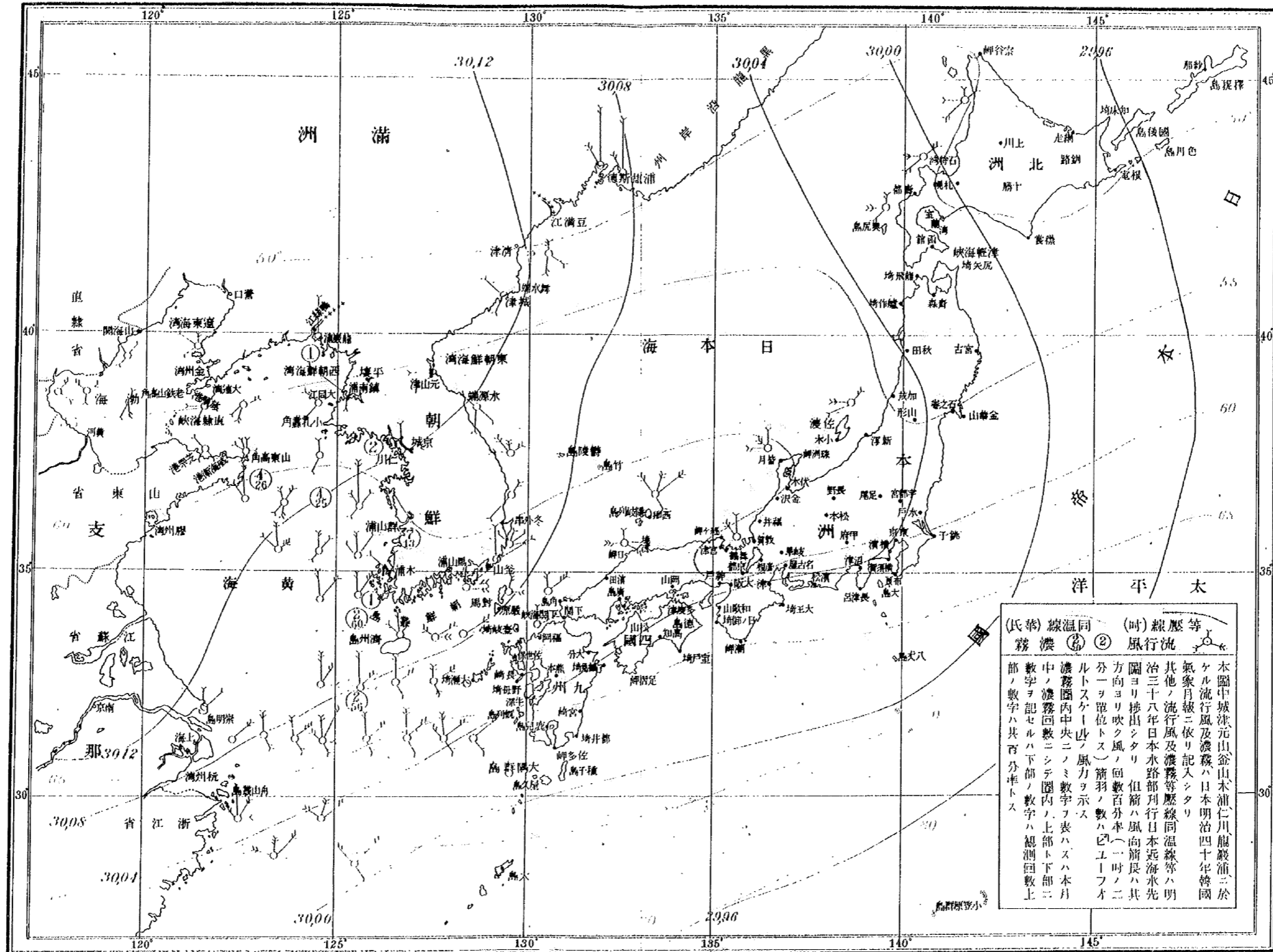






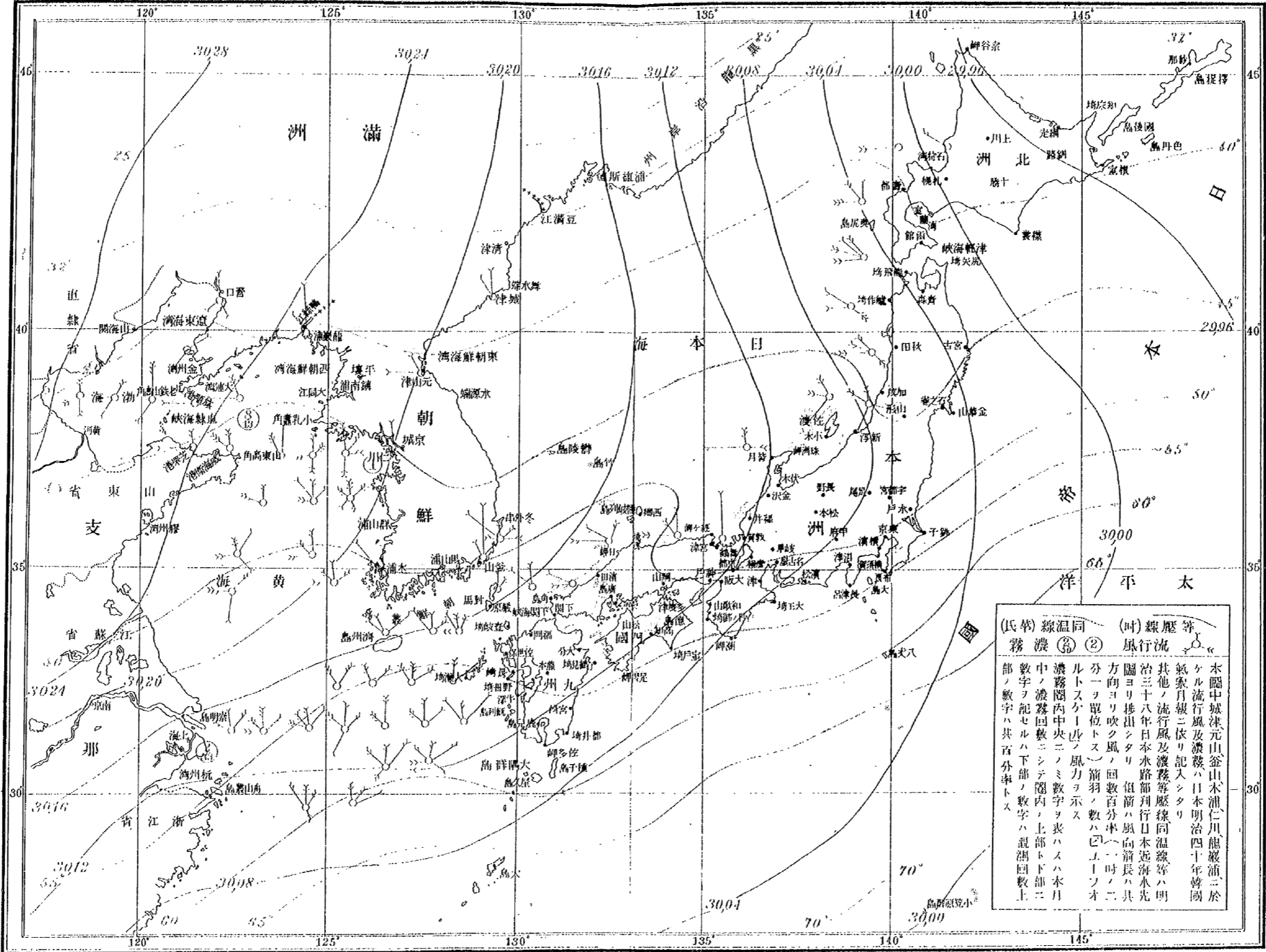






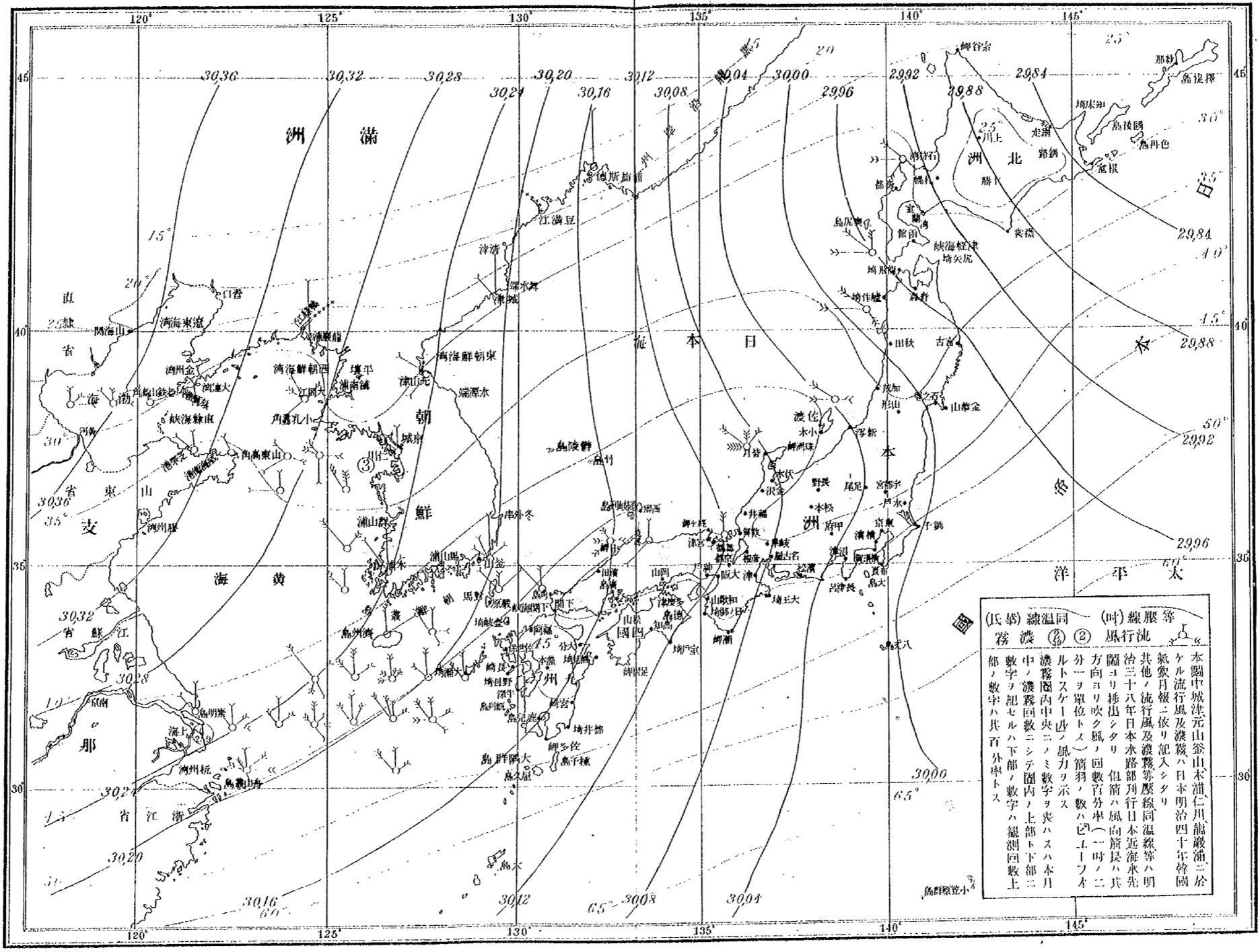
(氏華) 線温同 (時) 線壓等  
 霧濃 ④ ② 風行流

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦三於  
 ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國  
 氣象月報ニ依リ記入シタリ  
 其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明  
 治三十八年日本水路部刊行日本近海水先  
 圖ヨリ抄出シタリ 但爾ハ風向筋長ハ其  
 方ヨリ吹ク風ノ回数百分率(一時ノ二  
 分一ツ單位トス) 箭羽ノ數ハヒューフオ  
 ルトスケールノ風力ヲ示ス  
 濃霧區内中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月  
 中ノ濃霧回数ニシテ圖内ノ上部ト下部ト  
 數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ視測回数上  
 部ノ數字ハ其百分率トス



(氏) 線温同 (時) 線壓等  
霧濃 (③) (②) 風行流

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍藏浦三於  
ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國  
氣象月報ニ依リ記入シタリ  
其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明  
治三十八年日本水路部刊行日本近海先  
方ヨリ吹ク風ノ回数百分率(一吋ノ二  
分一ノ單位トス) 箭羽ノ數ハ巴一ノ二  
ルトス(一吋ノ風力ヲ示ス  
濃霧圈内中央ニシテ數字ヲ表ハスハ本  
中ノ濃霧回数ニシテ圈内ノ上部下部ニ  
部ノ數字ハ共百分率トス



(氏) 線温同 (叫) 線壓等  
 務濃 (2) 風行流

本圖中城津元山釜仁川龍巖浦三於  
 ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年替國  
 氣象月報ニ依リ記入シタリ  
 其他ノ流行風及濃霧等歷線同濃霧等ハ明  
 治三十八年日本水路部刊行日本近海先  
 圖ヨリ抽出シタリ 但箭ハ風向箭長ハ其  
 方一ヨリ吹ク風ノ回數百分率(一吋ノ二  
 分一ヨリ單位トス) 箭羽ノ數ハ(一吋ノ二  
 ルトスケ一吋ノ風力ヲ示ス  
 濃霧區内中央ニシテ數字ヲ表ハスハ本月  
 中ノ濃霧回數ニシテ區内ノ上部ト下部ト  
 數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回數上  
 部ノ數字ハ其百分率トス

## 第九章 海流

本邦の沿海を流るる海流に二種あり、一は暖流則ち黒潮にして他は寒流則ち親流と爲す、其流域速度に關しては未だ精覈せられたるものあらずと雖も之れを大觀すれば概ね左の如きものあり。

**暖流** は之れを對馬海流と稱し、其本流は赤道海流の北走するものにして日本臺灣の東に沿ひ同沖繩群島の北方に分岐し、本流は表日本沿海を駛行し、其分流は九州の西方を流れ朝鮮海峽を通し、江原道の沿岸に沿ひ、東朝鮮灣を過ぎて稍々東偏し、北海道の西方を流過して再び分れ、本流は樺太の西方を流れて阿哥科海に達し、支流は宗谷海峽を通し、千島を経て消滅す、但し本海流の本邦南海に到達するや、濟州島の西方に於て更に一小分流を出し、黃海に進入して本邦西岸に近く流れ勃海に達するものあるが如し。

**流寒** は之れを樺太派又は來滿派と稱し、阿哥科海の北西に接して沿岸に近く流れ樺太島の北角に衝突して二派に岐れ、其大部分は韃靼海峽を通過して日本海

に入り、其北西を大陸に近く流れ、威鏡北道の沿岸より東南の方、向、を取り、て、蔚、陵、島、の、東、方、を、流、下、し、慶尙道の南端に於て姑く其跡を歛め、海底を流るるならん、再び現はれて西南端の沖合を流過し、黄海に入りて大陸の岸を洗ふ。

二流勢力の消長 は春季四月に至れば、暖流漸く幅員を増し、盛夏に於て最も膨大し、十月に至りて縮小を初め、寒流これに代りて漸く膨脹し、嚴寒の交に於て極度に達す、而して其速度は暖流急にして寒流緩なるが如し、二流の状況此の如く、唯其大要を知るに過ぎざれども、本邦氣候の寒暑共に酷烈なる幾多の原因存するにもせよ、海流に影響する大なるものあるは争ふ可らざるの事實にして、殊に魚族に寒暖兩流に回游するものを交へ、其の種類饒多に、且つ豊富なるは實に海流の賜と云はざるを得ざるなり。

第十章 潮汐

本邦沿岸に於ける潮汐干満の差は東沿岸に於て尠小なるも、南沿岸より西沿岸に移りて漸次増加し、江華灣(京畿灣)に於て殊に著しく、仁川港の如き其差二十尺よ

り三十尺に及び、退潮時には、自泥土を見て水を見ざるの有様なり、但し此地方を以て本邦沿岸中潮汐干満の差最大なる所と爲す、而して東沿岸に於ける干満の差少なきは、日本海の水尋本邦沿海中最も深き其一因を爲すへし、雖も、而も同海の南北兩端狹窄にして大なる内海を構成せるは、蓋し之れが主因たらすんは、あらず之れに反して、黄海に面する沿岸の差激甚なるは、同海の水尋殊に淺く、且つ直接外洋の影響を受くる多きに、基因す、左に日本水路部の調査に基づき各地に於ける現象を表示すへし。

東海(日本海)

地	名	朔望高潮時	大潮昇	小潮昇
威鏡道				
造山灣浦港	造山灣浦港		三呎乃至四呎	
新浦	新浦		約二呎	
松田灣	松田灣		約一呎	
元山津	元山津	一時四十六分	一呎二分ノ一	一呎四分ノ一

江原道

竹邊灣

三時十三分

一 呎

二分ノ一呎

慶尙道

玉山浦

三時二十九分

四分ノ三呎

二分ノ一呎

迎日灣

四時十五分

四分ノ三呎

二分ノ一呎

蔚山灣

七時三十八分

二呎四分ノ三

一呎二分ノ一

南海(朝鮮海峽)

慶尙道

釜山港

八時十七分

四呎四分ノ一

三 呎

鎮海灣

八時廿三分

七呎四分ノ一

四呎四分ノ三

統營浦

八時四十分

六呎二分ノ一

四呎二分ノ一

統營浦

八時五十六分

七呎四分ノ一

五 呎

竹浦島

九時〇八分

九 呎

六呎二分ノ一

蛇梁島

九時〇九分

十 呎

六呎二分ノ一

全羅道

麗水近海

九 時

十 二 呎

七呎四分ノ三

汝自灣

九時二十八分

十三呎四分ノ一

八呎二分ノ一

泗洋島

九時十三分

十二呎四分ノ三

八呎四分ノ一

巨文島

九時十五分

十呎二分ノ一

七 呎

居金島

九時四十四分

十三呎四分ノ三

八呎四分ノ三

長直路

九時五十七分

十一呎二分ノ一

七呎三分ノ一

馬高海

十 時

十四呎四分ノ一

九 呎

五馬路島

十時五十三分

十二呎四分ノ一

八 呎

所安島

十時三十三分

十呎四分ノ三

六呎四分ノ三

濟州島飛揚島鎢地

十一時四十四分

十一呎四分ノ一

六呎二分ノ一

西海(黃海)



珍島	零時二十九分	十三呎二分ノ一	九呎
八口浦	零時三十九分	十三呎二分ノ一	九呎四分ノ一
大黒山群島	一時三十分	十呎四分ノ三	四呎
木浦	二時〇六分	十四呎二分ノ一	十呎
慈思灣	一時三十二分	十六呎四分ノ一	十一呎四分ノ一
咸平灣	二時十八分	二十呎四分ノ三	十四呎二分ノ一
鞍馬島	二時二十分	十八呎二分ノ一	十三呎
古群島	二時五十六分	二十二呎	十五呎二分ノ一
郡山港	三時五十七分	二十五呎	十七呎二分ノ一
群山浦竹島	三時五十七分	二十三呎四分ノ一	十六呎
忠清道			
於青島	三時〇三分	十九呎四分ノ三	十三呎二分ノ一
外烟島	三時二十七分	二十呎	十三呎四分ノ一
沙長浦	三時四十七分	二十四呎四分ノ三	十七呎

牙山	四時三十分	二十八呎	—
京畿道			
馬山	四時五十一分	三十呎	二十二呎
德積島	四時三十九分	二十七呎二分ノ一	十八呎四分ノ三
濟物浦(仁川)	五時〇三分	三十一呎四分ノ一	二十一呎三分ノ二
注文島	五時十四分	二十八呎四分ノ三	二十呎

黃海道

巡威島	五時二十五分	十八呎四分ノ一	十二呎四分ノ一
大青島	五時五十三分	十三呎	八呎四分ノ三
府島	八時〇七分	十八呎	十二呎二分ノ一
漁隱洞	八時四十三分	十九呎四分ノ一	十三呎四分ノ一
鐵島	九時二十三分	二十二呎四分ノ三	十五呎二分ノ一

平安道

多獅島	九時二十三分	二十三呎	十六呎四分ノ一
-----	--------	------	---------





四〇度	三三	五六	五七	七四	三三	一	一	一	一
三〇度	三三	四三	四八	八二	二八	三三	二四	二八	二二
二〇度	三三	三六	三九	六六	二六	二九	三三	三六	二二
一〇度	三三	三六	三九	六六	二六	二九	三三	三六	二二
〇度	三三	三六	三九	六六	二六	二九	三三	三六	二二
零下	三三	三六	三九	六六	二六	二九	三三	三六	二二

備考 温度は攝氏を以て示す

右は大韓紀元四百九十一年より五百十年に至る二十年間、北緯二十二度より四十六度、東經百十四度より百四十六度に亘る間の水温観測の結果にして八月に於ける臺灣海峡の三十度を最高とし、二月に於ける直隸灣及び三月に於けるオホツク海の零下三度を最低とす。水温は概して緯度と共に昇降し且つ海流の方向に伴ふものの如し、同温線も則ち概して此等海流の方向によりて變化するを見る、今其各地に於ける各月の状況を概説し並に圖示すれば左の如し。

一月

此月に於ける水面の温度は臺灣の南東にては二十五度、直隸灣にては零下二度、較差二十七度あり、二十度線は臺灣より東北の方向即ち黒潮の流域に従ふて九州四國の南に及ぶ、北海道の東端及び直隸灣口にては零度なり。

二月

水面の温度は黒潮の流域に於ては大差なしと雖も各地皆温度下りて最低度に達す、最高温度は臺灣の南端に於ける二十六度、最低温度は直隸灣に於ける零下三度にして、較差二十九度なり、之れを一年中の最高較差となす、二十度線は臺灣附近より起り北緯二十八度、東經百四十度に及ぶ、零度線は直隸灣口及び襟裳岬附近にあり。

三月

臺灣附近及び黒潮流域の温度大に降下す、然れども他の地方に於ては大に昇騰す、最高温度は臺灣南端に於ける二十三度、最低温度は阿哥科海に於ける零下三度にして、較差二十六度なり、二十度線は琉球附近に限られ、零度線は直隸灣内及び阿哥科海にあり。

四月

北部に於ては温度著して昇騰し、同温線不規則となり、最高温度は臺灣の南端に於ける二十五度、最低温度は北海道の東端に於ける二度にして、較差二十三

度なり、二十度線は大に東海に擴張し、零度線は阿哥科海にあり。

五月

温度は臺灣の南端附近にては二十八度、直隸灣にては十五度となり、二十度線は北緯三十度附近にあり、十度線は黒潮支流の影響を受くる日本海に於て北緯四十五度に及ぶ。

六月

最高温度は臺灣海峡の入口に於ける二十八度、最低温度は阿哥科海に於ける八度にして、較差二十度なり、二十度線は日本海に於て北緯三十六度及び四十九度附近に達し、十度線は北緯四十二度及び四十五度附近にあり。

七月

最高温度は臺灣の南及び其北殆んど緯度三十度に達する二十八度、最低温度は阿哥科海に於ける十度にして、較差十八度なり。

八月

各地最高温度に達し、較差最小となる、最高温度は臺灣の東及び琉球附近に於

九月

ける二十九度、最低温度は北海道の東端及び西伯利亞の東北沿岸に於ける十七度にして、較差十二度なり、二十五度線は直隸灣に上り、日本海にては北緯三十九度附近に達す。

温度は南海に於ては殆んど同一なれども、北海に於ては大に降下す、直隸灣及び朝鮮、西伯利亞の沿岸に於ては殊に著し、最高温度は黒潮流域に於ける二十八度、最低温度は阿哥科海に於ける十五度にして、較差十三度なり、二十五度線は大に下りて、殆んど北緯三十六度より支那沿岸に於る北緯二十九度に及ぶ。

十月

最高温度は琉球諸島の南より小笠原島附近に達する二十七度、最低温度は阿哥科海の南端に於ける十一度なり、二十五度線は更に降りて、臺灣海峡及び琉球附近に及ぶ。

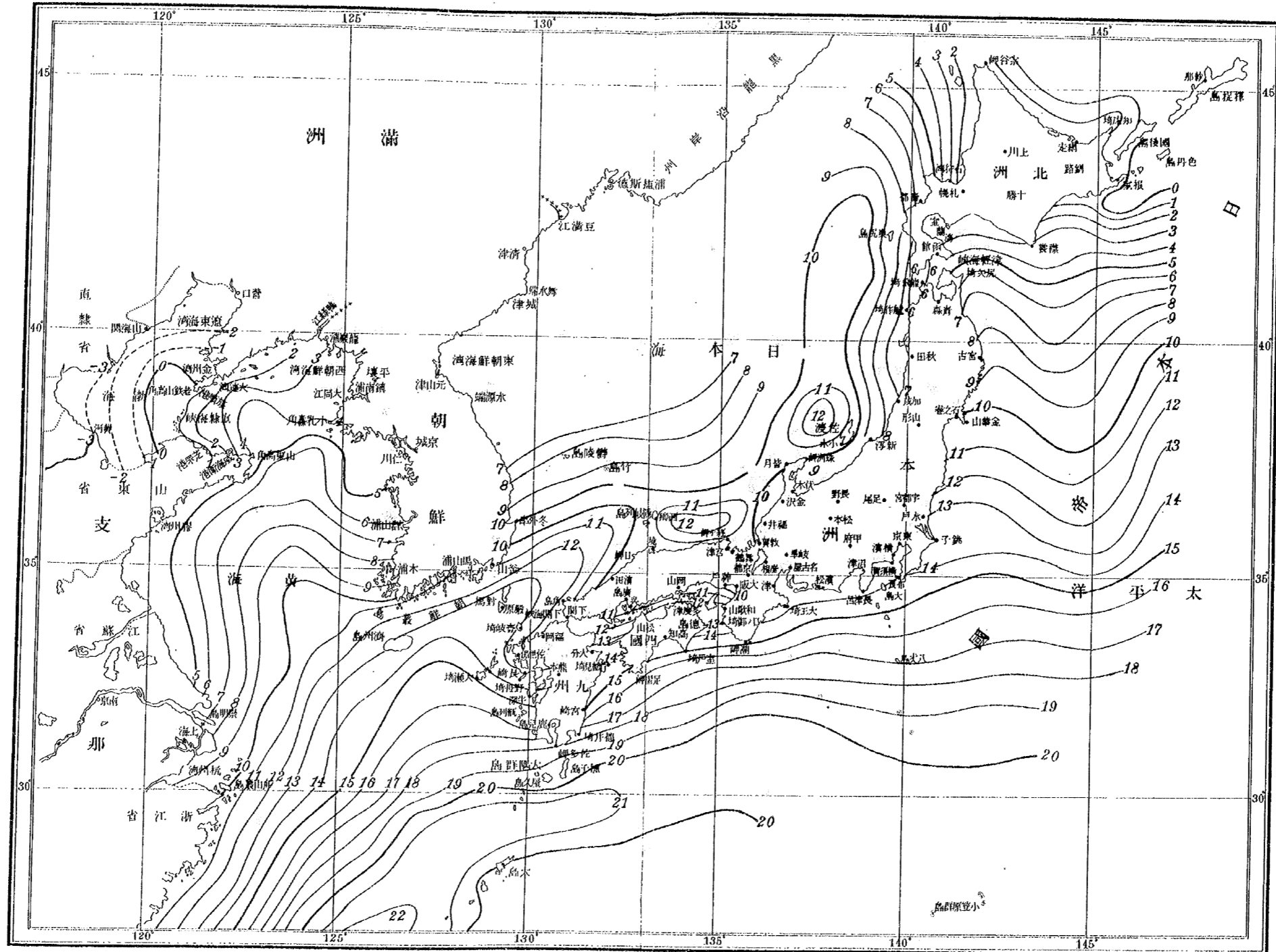
十一月

温度は北方に於ては愈々降下し、最高温度は琉球の南に於ける二十五度、最低

温度は浦鹽斯德に於ける五度にして較差二十度なり。

十二月

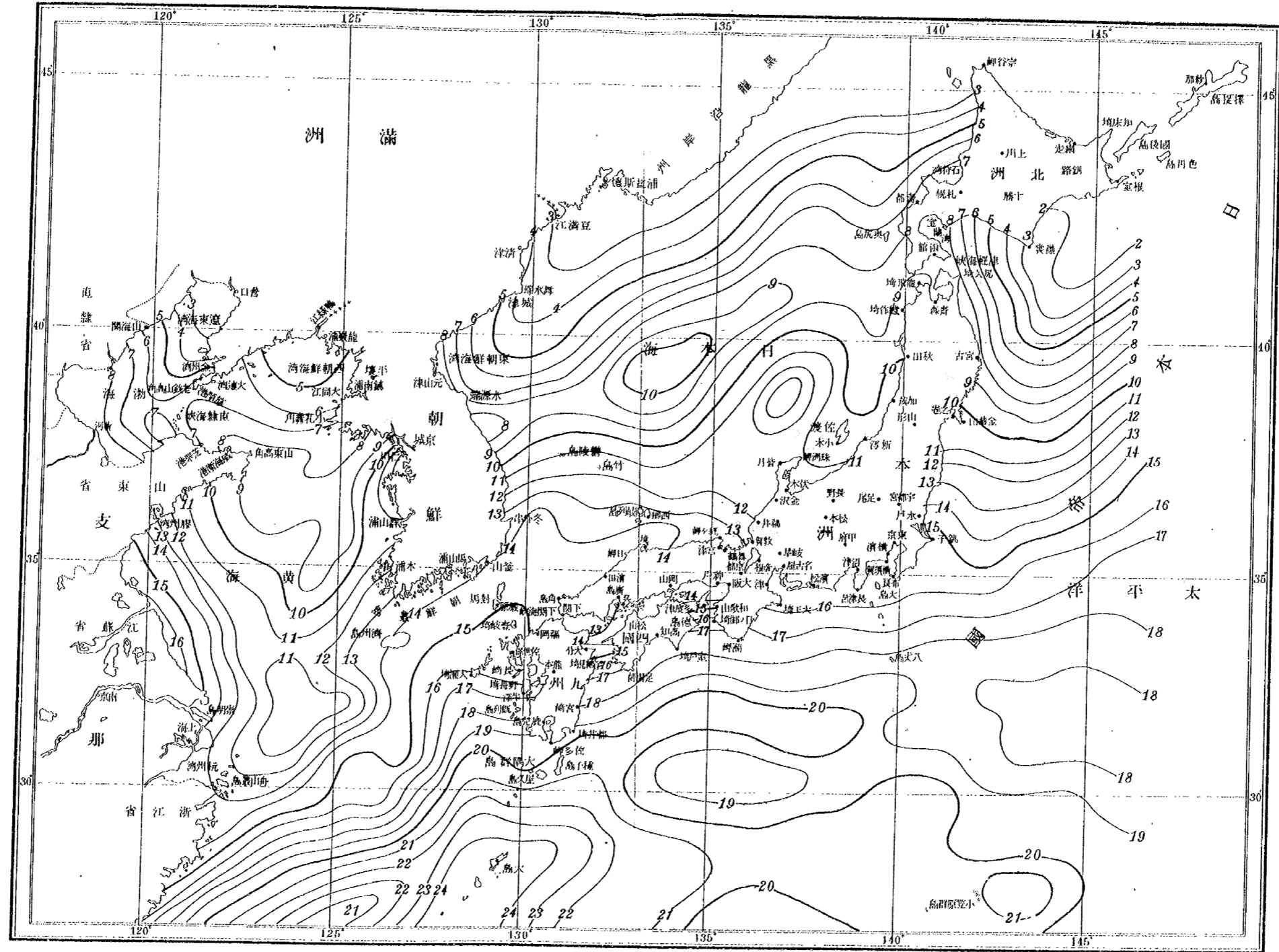
温度は北方に於ては尙ほ低し南方に於ては大に昇騰す臺灣及び琉球附近に於て特に著し最高温度は臺灣の南に於ける三十度最低温度は浦鹽斯德に於ける零下二度にして較差三十二度なり。



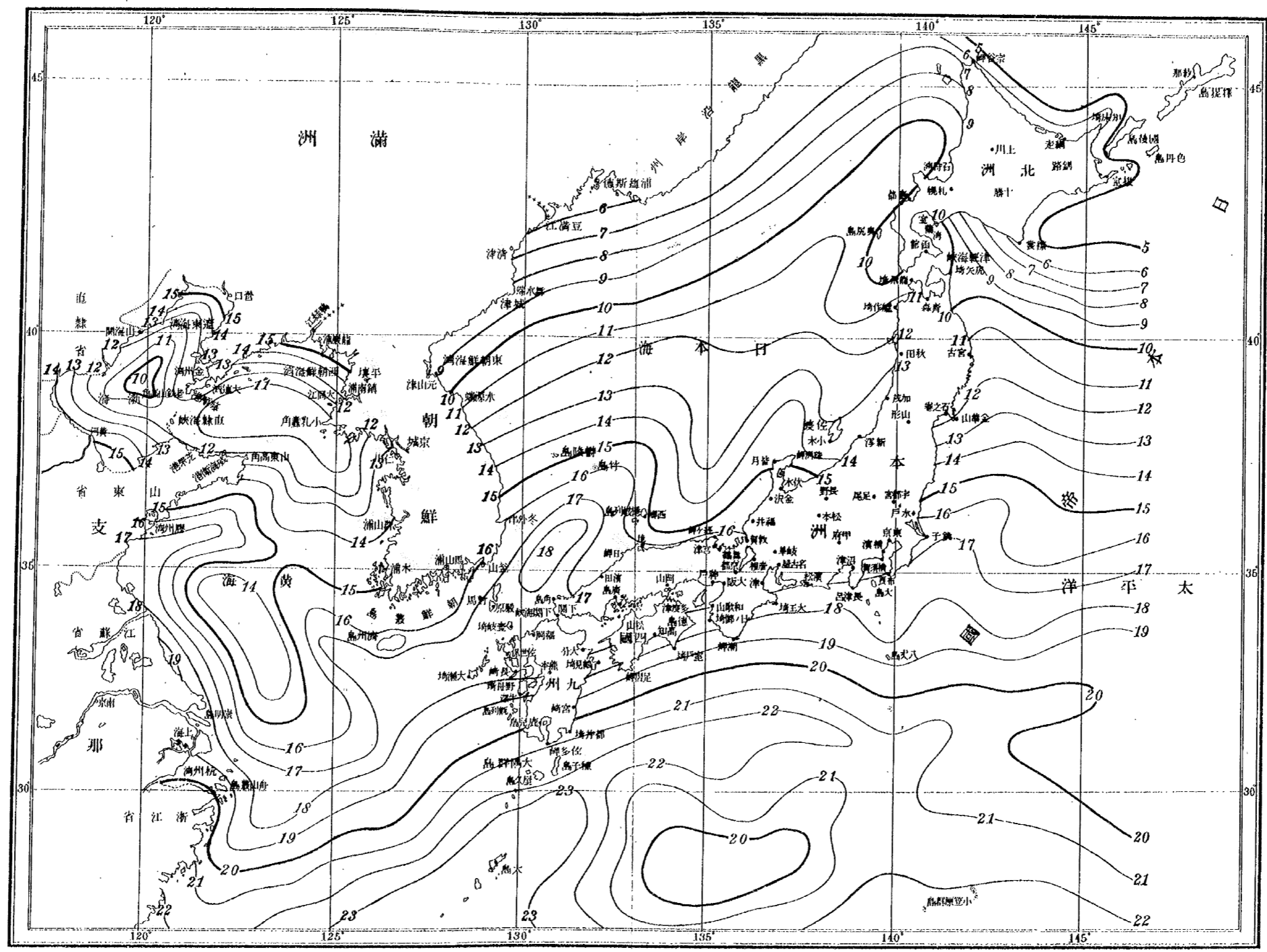
一月

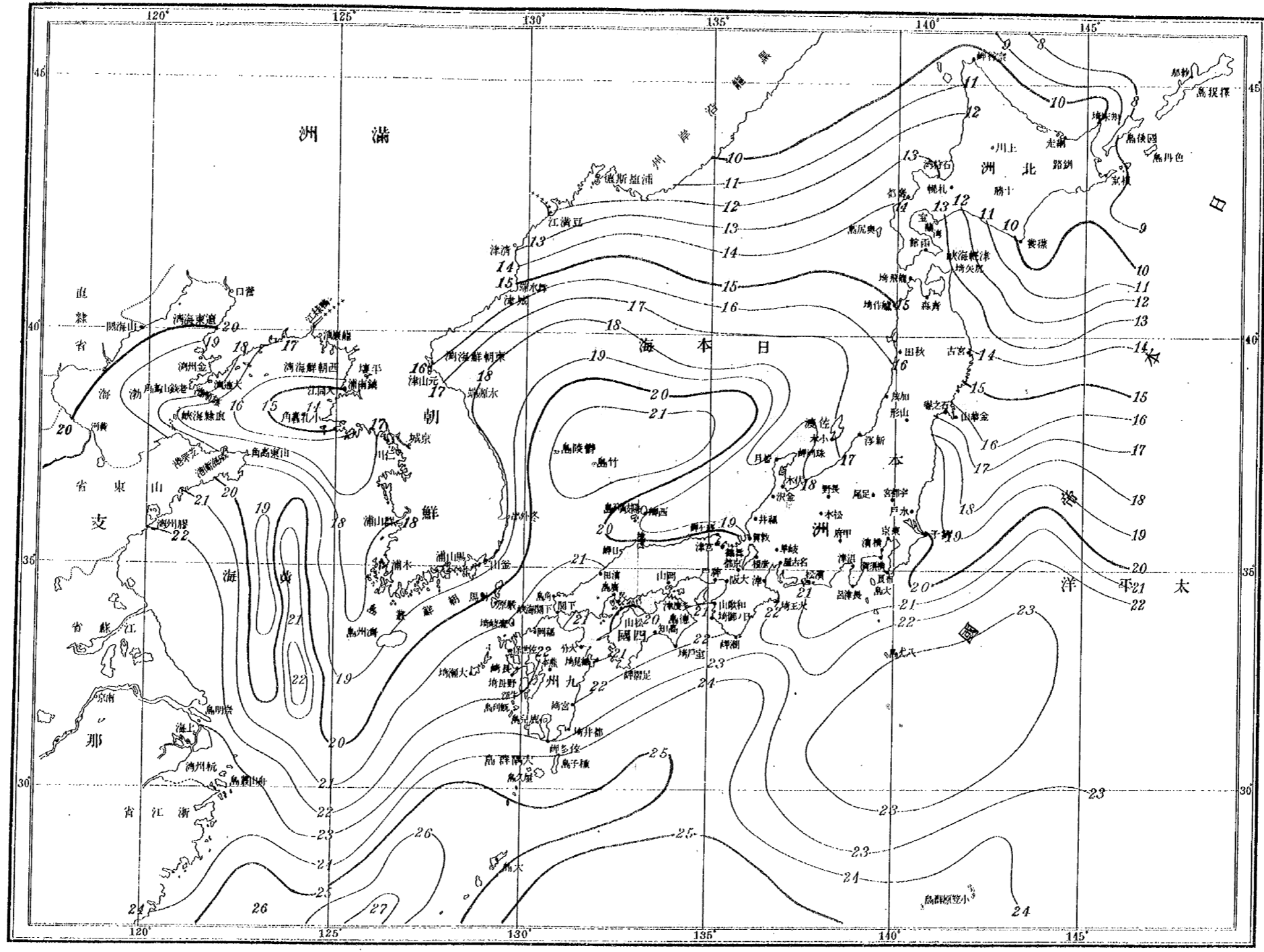


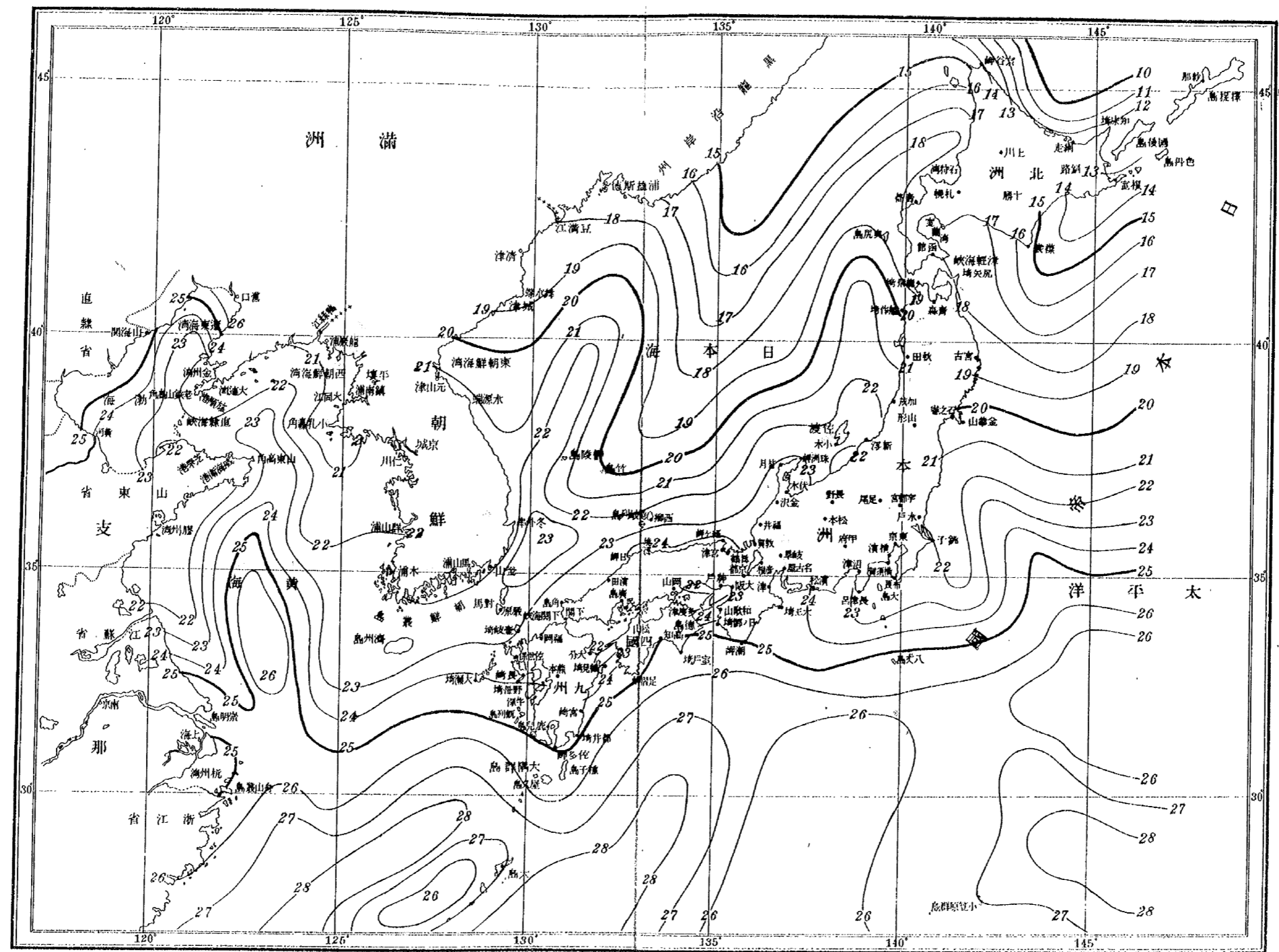


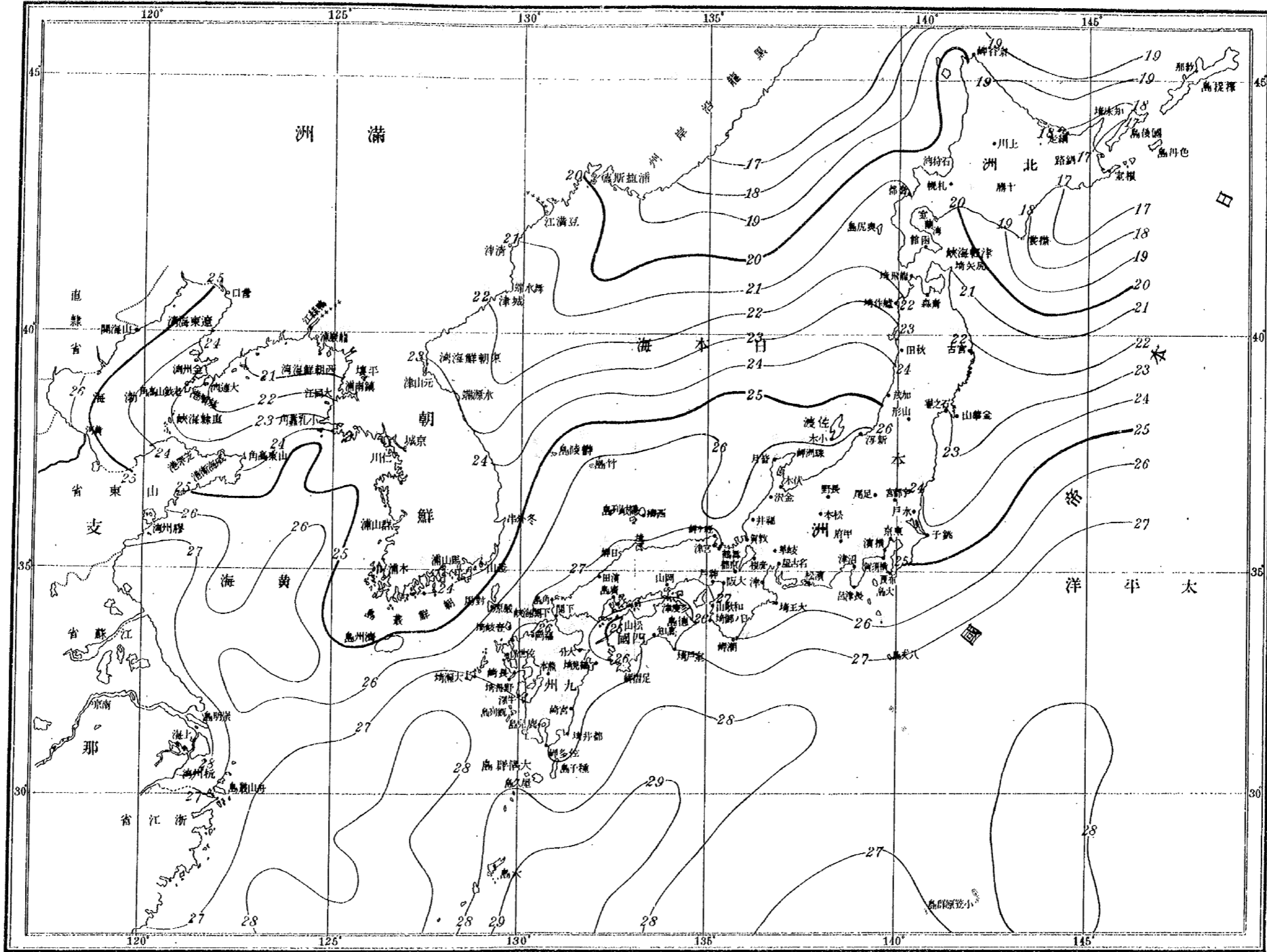


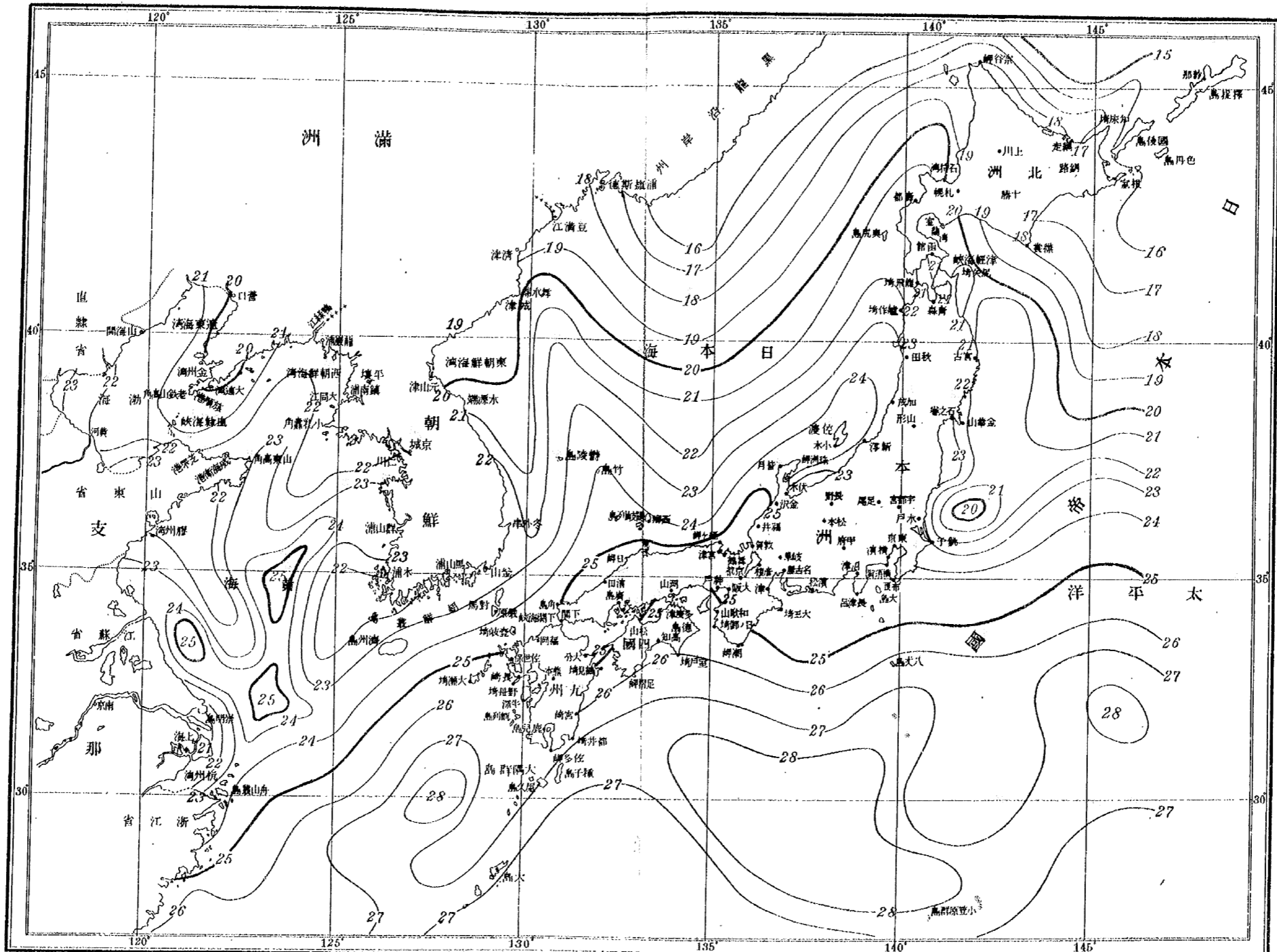


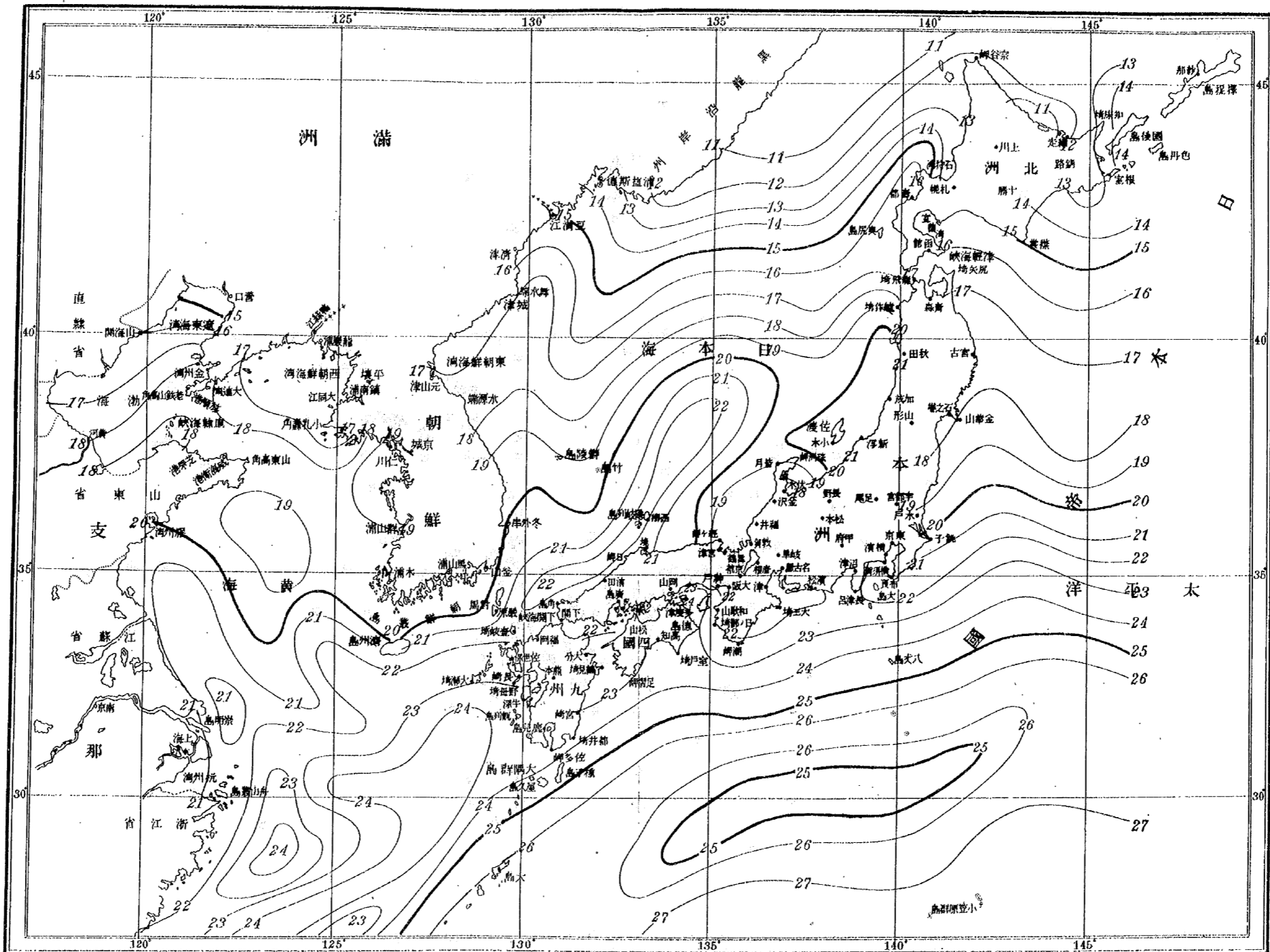


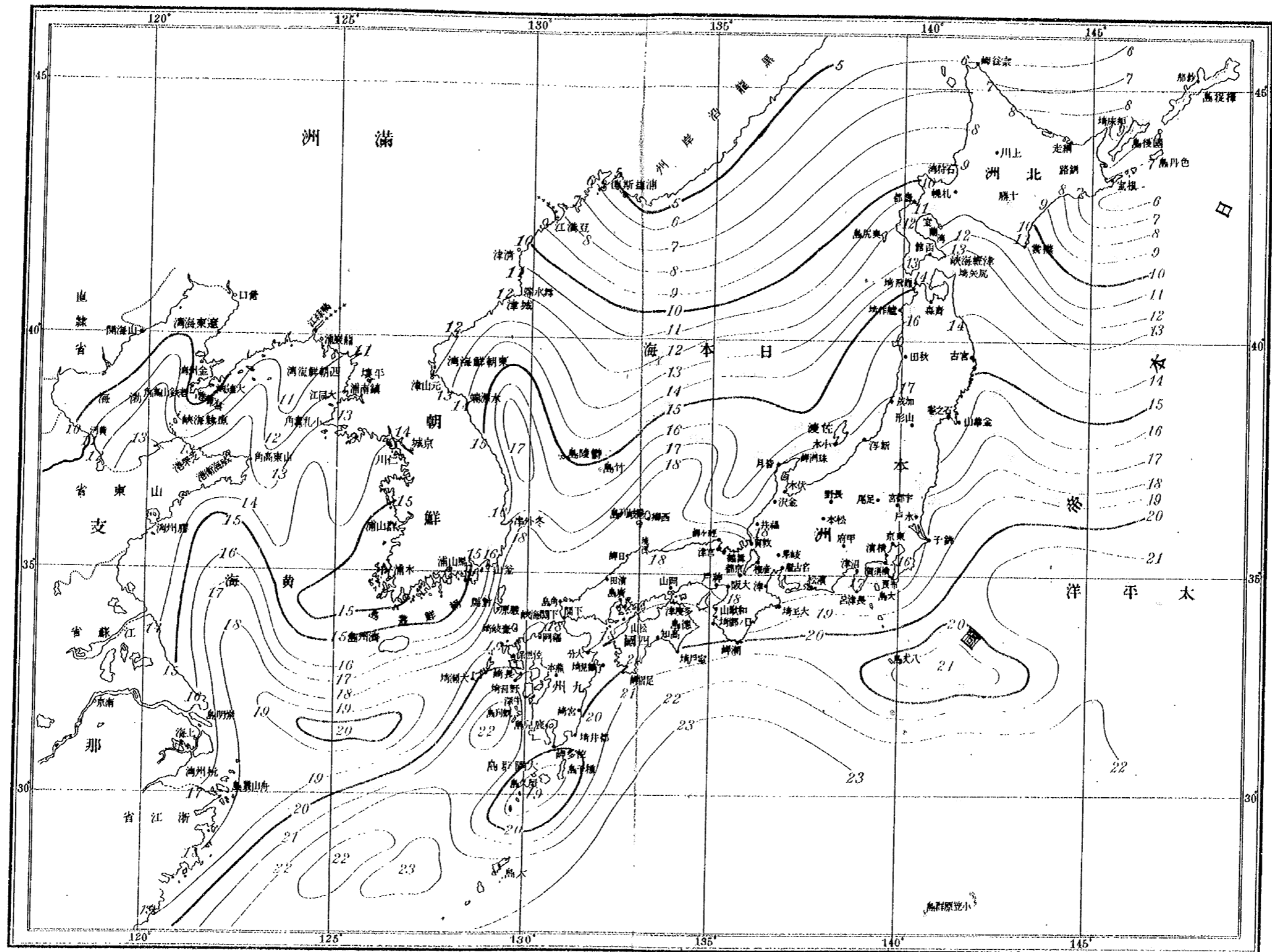


















## 第十二章 水色

本邦環海の水色は東海甚だ清澄にして古來碧海の名ありと雖も南海より西海に移りて漸次淤泥を混し西海殊に濁濁甚し是れ黃海の稱ある所以なり但し其濁濁甚しきは沿岸近海にして沖合に至れば勿論清澄なり然れども東海の如く碧色を呈するに至らず蓋し東海の清澄なるは其海深南西海面に比して遙に深く潮汐干満の差少なくして潮勢緩に潮深する河流に大なるものなき等に因る之れに反し西海の濁濁なるは此に注く河流に大なるもの多くして土砂を運ふこと尠なからざるに而も水深浅く潮汐の差激甚にして潮流急に海底を洗ふこと甚しきに基因すされは沿岸に於ける濁水圏は夏季と冬季とに依りて著しき差あるのみならず大潮時と小潮時とに依りても亦多少の差なきにあらず乃ち夏季に在りては濁水圏沿岸を距る六七哩より甚しきは十哩に達することわれども冬季に在りては四五哩の間に過ぎざるなり。

第十三章 水深及底質

水深及底質

本邦沿海は概ね平坦にして且つ深からず、其中稍々水尋を有するは東海にして南海これに次ぎ西海最も淺し、左に各海面の概要を述べん。

東海

東海は北部に於て深く最深一千六百尋に達するものあれども南下すると同時に漸く深度を減し、七百尋に出づるは多からず、而して其沿岸は概ね急斜にして沿海十尋より三四十尋に及び舞水端より雄元端に至る間の如きは沿岸を距る十哩以内にして大抵五十尋より七十尋を有し、間々八十尋に達するものあり、故に東海に在りては或漁業の如きは水深稍々深きに失し、漁具の使用上完全の効を奏する能はざるの憾みなきにあらす、然れども海水清澄に潮勢緩に潮汐の差少なきは本沿岸の特色にして、其港灣は大率水深を有し、繫錨になるもの多し、而して其底質は沿岸險崖を爲す所、其他所々に巖礁及礫散点して時に岩磐の露出するものあり、と雖も概ね沙又は沙泥にして巖礁に有用藻類の茂生するを見る、但し沿岸を距ると共に漸次沙質を増し、外海に出づれば大抵軟泥となりて其色黒し。

南海

南海は西水道附近に於て最深九十尋に達するものあり、と雖も深き所概して四十尋より六十尋に止まり、西に移ると共に淺きを見る、而して其沿岸は稍々緩斜なるも近海十尋より二十尋を有し、港灣の如きも尙ほ七八尋より十尋に達するものあるは既に掲げし所なり、底質は大概泥又は沙泥なるも、濟州島の西方より巨文島を経て西海に至る一帯には、所々に地殻を露はし、而して其周圍は或は沙或は泥なるあり、此海面は嚴冬の交と雖も氣候温和なるを以て四時を通して各種魚類の漁業に従事し得べく、又灣内、島嶼には海苔、海蘿の産地少なからず。

西海

西海は一般に淺く、外海の深き所大抵三十尋より四十尋にして最深尙ほ且つ五十尋に出づるは多からず、殊に其沿岸は傾斜甚だ緩にして、淺洲一帯に亘り、干潮時に際しては數哩の沖合に徒涉し得べく、江華灣、京畿灣の如き、西朝鮮灣の如きは二十哩の外に出づるも、八九尋に止り、十尋以上なるは寡少なり、加之此兩灣は河流の土砂を運ぶ多きを以て淺洲延亘するもの甚だ多く、中には十數哩に亘りて水深二三尋なるあり、或は干出數呎に及ぶものあり、故に潮勢太甚急にして、其港灣の如き潮汐の差大に甚しきは二十尺三十尺を示すものあり、て繫碇概して不便なり、然

れども潮勢の急なる之れを航海に利用すれば速力を倍加すへし之れを漁業に利用して効果著しきものあり則ち鮫鱈網の如きはこれに因みて發達せしに外ならず、底質は河流の土砂を瀉出する多きを以て概ね沙泥にして其色多くは淡褐なり然れども沿岸の一帶は港灣の内外を問はず主に軟泥より成りて大率灰色を帶ふ。之れを概するに本邦の沿海は一般に平坦にして凸凹甚た少なく而して其水深は沿岸傾斜の緩急に隨伴して東北に深く、南より西に移りて漸々淺く、殊に西北の一帶最も淺し。

### 第十四章 海運

本邦の地は三面海を繞らすのみならず陸上の交通不便なりしを以て海運業は古來比較的其發達を遂げたりき然れども森林濫伐の結果船材缺乏を告ぐると共に斯業は漸く退歩して今は小舟といへども多からず而して其船舶の形狀は支那戎克チンキに近似し其容積は就中大なるものと雖も三百石積を超ゆるものなく其構造は不完全にして且つ脆弱なり唯一の特長とも見るべきは帆は其材料の粗なるに

似す船隻又は木綿を用ゆれども十中の八九は蘭船ランボートなり、簇張シジバツにして且つ帆檣は二本なれば操縦便に逆風にも駛走すること到底日本帆船の企て及ふ所にあらず然れども船体小にして其構造脆弱なれば素より遠洋の航海に堪ゆべきにあらず、文明的航運法は日本人に依つて啓發せられ今は本邦沿岸到處として日本汽船の寄航せざるはなし。

近頃政府は航運業獎勵の爲め相當の施設を爲すものに對し補助金を下付することによりて現に其下付を決定せられしもの二あるも命令に基き航海を開始せるは目下の處其の一に過ぎず然れども此他にも沿岸航海を企劃せるもの續出するの形勢なるを以て現時の狀態にして推移せば今後四五年を出して著しき發達を見るならん、左に日本及本邦間並本邦沿岸に於ける主なる汽船航路及其寄航地を概示すへし。

#### 汽船航路及寄港地

##### 第一、日本及本邦南岸並西岸諸港間

###### 一、日本郵船株式會社

イ) 神戸、牛莊線（日本政府命令航路）

神戸を發し、門司又は下の關、長崎、釜山、仁川、芝罘、太沽を経て牛莊に往復するものにして、毎四週一回上記各港に寄航せり。

ロ) 横濱、牛莊線（自由航路）

横濱港を發し、四日市、神戸、門司、仁川、大連、太沽を経て牛莊に至るものにして、復航には仁川に寄航せず。

二) 大阪商船株式會社

イ) 大阪安東線（日本政府命令航路）

大阪を發し、神戸、門司、仁川、鎮南浦を経て安東縣に往復するものにして、一月凡そ二回航行せり、但し冬季結水中は鎮南浦及安東縣を省略して大連に至る。

ロ) 大阪、仁川線（自由航路）

大阪を起点とし、神戸、門司、又は下の關、釜山、馬山、木浦、群山を経て仁川に至るものにして、使用汽船は四隻（目下安東縣、山能、木浦）とし、一月凡そ九回航行す、但し馬山の

寄航は隨時省略することあり。

ハ) 長崎大連線（自由航路）

本航路には二線あり、乃ち其第一線は長崎を發し、仁川、鎮南浦を経て大連に至るものにして、汽船一隻（目下信濃丸）を以て、月凡そ三回航海するものとし、復行には鎮南浦に寄航せず、第二線は長崎を發し、郷の浦、嚴原、釜山、木浦、仁川、鎮南浦を経て大連に往復するものにして、汽船一隻（隅田川丸）を以て、月凡そ二回航海せり、但し本航路にありては冬季結水中鎮南浦の寄航を省略す。

ニ) 横濱大連線（自由航路）

横濱を發し、名古屋、大阪、門司、仁川を経て大連に至るものにして、汽船二隻（勝山丸、湖洲丸）を以て、是れに充て、月凡そ三回往復し、復航には上記諸港の外鎮南浦及木浦に寄航することあり。

前記各線に於ける航海は何れも定期に屬すれども、毎月多少の異動あるは免かれず、然れども本邦諸港中木浦、群山、仁川の三港には毎週一回以上一年を通

して五十二回以上、鎮南浦には毎三週一回以上一年を通して十八回以上、安東縣には毎三週一回以上一年を通して十四回以上寄航するものとせり。

三尾崎汽船株式會社

大阪、仁川線、不定期船なり、大阪を發し、神戸、下の關釜山、馬山、木浦、群山を経て仁川に至るものにして、現時汽船三隻（大右丸、神代丸、丸君丸）を以て航海せり。

四、上記各會社汽船の外、日本佐賀縣の命令航路として、一月二回唐津、仁川間を航行するものあり、又神戸、大連間航行の日本陸軍御用船二隻（山城丸、榊丸）、月三回仁川に寄航するものあり、又安東縣太沽間には日本陸軍運輸部專屬の汽船二隻（一は安東縣を起点とし、二は大沽を起点とし）交互に一月四回航行するものあり。

第二、本部西南各港間

一、仁川在住柴田孫兵衛經營にて、仁川海州間を一月凡そ十二、三回するものあり（不定期）

二、木浦在住武内鶴太郎經營にて、木浦を起点するもの左の如し。

(イ) 木浦、濟州島間、木浦を發し、楸子島を経て濟州島に至るものにして、郵便物

本邦西南各港間

を搭載し、木浦郵便局より補助費として、每一往復に二十五圓宛支給を受け、一月五回の豫定を以て航海せり、但濟州島には良好の錨地なく、冬季に入れば風波劇烈にして、貨物の揚卸に困難なるを以て、一月僅かに一往復に過ぎざるごとあり。

(ロ) 木浦、苗浦間、木浦を發し、智島、法聖浦を経て苗浦に至るものにして、航路約六十浬、一ヶ月四回乃至五回航海せり、本航路は木浦、群山の競争航路なるを以て、木浦日本人商業會議所は補助費として、每一往復に三十五圓を支給せり。

(ハ) 木浦、榮山浦間、榮山江を上下するものにして、航路約二十四浬、一ヶ月八回乃至十回往復せり。

三、木浦在住平岡某經營にて、木浦、都浦間を航行するものあり、本航路は木浦を發し、靈岸、海倉を経て都浦に至るものにして、石油發動汽船を以て、毎日一回往復せり。

四、釜山在住中上興作經營にて、釜山を起点とし、馬山、統營を経て三千浦に至るもの

のあり而して本航路は近頃麗水まで延長し不定期なるも一ヶ月凡そ三回上記各港に寄航せり。

現時に於ける南西岸各港間の交通斯の如しと雖も前記在木浦の武内鶴太郎は既設航路の外更に木浦、群山間及木浦、長興間の航路を開始せんと企劃せるあり、又在釜山の日本人に依り韓南瀛船株式會社を發企せられ、政府は南海各港間の交通に便せんか爲め隆熙二年より向ふ三ヶ年間毎年三萬圓宛合計九萬圓を補助すべく決定し、既に其命令書を交付したるあり、又其他にも日本人にて南西沿岸航路を開始せんと計劃せるものあり。

### 第三、日本及本邦東岸諸港間

日本及本邦東岸諸港間

一、日本郵船株式會社 浦沙斯德線(日本政府命令航路)

神戸を起点とし門司又は下の關、長崎、釜山、元山を経て浦沙に至るものにして毎四週一回寄航せり。

二、大阪商船株式會社 元山線

大阪を發し神戸、門司、釜山、元山、城津を経て清津に至るものにして瀛船二隻(日下)

東岸各港間

筑後丸を以て一月凡そ二回往復し航海の都度郵便物を搭載せり。

三、此他半軍用船の毎月凡そ三回神戸、清津間を航行するものありて航海の都度釜山、元山、西湖津、新浦、城津、獨津に寄航せり。

### 第四、東岸各港間

一元山在住吉田秀次郎經營 同人は從來釜山、元山間及元山より北韓沿岸各港間に於ける不定期航海を營みたりか政府は其航海を確實ならしめんことを期し、毎一年壹萬七千九圓宛三箇年間下付することに決定せり、而して其命令に基き開始せる航路左の如し。

(イ)釜山、元山線 釜山を發し蔚山、迎日灣、竹邊、江陵、襄陽、杆城、長箭洞を経て元山に往復するものにして航海は一月一往復とし、片路發着共に四日を要す。

(ロ)釜山、雄基線 釜山を發し蔚山、迎日、竹邊、江陵、襄陽、杆城、長箭洞、元山、西湖津、龍浦、新昌、城津、明川、漁大津、獨津、靑津、梨津を経て雄基に至るものにして航海は一月一往復とし、片路發着共に八日間を要す。

(ハ)西湖津、江陵線 西湖津を發し元山、長箭洞、水原、端杆、城、襄陽を経て江陵に至

る月一往復を命令航路とし片路發着共に四日乃至五日間を要す。

(二) 元山雄基線 元山を發し西湖津新浦新昌端川城津明川漁大津獨津青津梨津を経て雄基に至るものにして一月三往復を命令航路とし尙自由航路として月一回以上往復せり但し此航路に在りては片路發着共に五日間を要す。

二、大韓協同郵船株式會社經營 釜山北韓線不定期航海なるも時々北韓各港に寄港せり而して釜山元山間は航海の都度郵便物を搭載す。

三、此外日本軍隊御用船(第二屆) 一月凡そ二回釜山元山間を航行し長箭洞青津江陵三陟竹邊寧海迎日蔚山に寄航するものあり。

左に韓南漁船株式會社及吉田秀次郎に交付の航海命令書並同命令書に基き認可せられたる乗客及貨物運賃表を掲ぐへし。

政府ハ韓南漁船株式會社ニ對シ左ノ條件ニ依リ補助金九萬圓ヲ交付スルモノトス

一、補助金ハ隆熙二年ヨリ三箇年間毎年金三萬圓ヲ交付シ合計金九萬圓トス但シ隆熙二年中ニ會社カ營業ヲ開始セザルトキハ全然補助金ヲ交付セザルコト

二、會社ハ每營業期ニ於ケル純益金中ヨリ其百分ノ十ヲ積立金トシテ控除シ其ノ殘額カ拂込資本額ニ對

シ年八分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ十分ノ五ヲ補助金ノ返納ニ充テ漸次補助金ヲ完納スヘキコト

三、前項ノ返納ヲ準ルマテ別紙ノ命令事項ヲ遵守スヘキコト但シ政府ハ都合ニ依リ其命令事項ヲ變更スルコトアルヘキコト

命令事項

一、釜山迎日灣間及釜山木浦間ノ航路ニハ總噸數百八十噸以上最強力一時間七海里以上ノ漁船二隻ヲ使用シテ前者ハ毎月往復二回以上一年期間往復二十四回以上後者ハ毎月往復四回以上一年期間四十八回以上ノ航海ヲ爲スヘキコト

二、釜山迎日灣間ノ航海ハ往復共蔚山ニ寄航スルモノトス

釜山木浦間ノ航海ハ左記ノ箇處ニ寄航スルモノトス  
馬山統營三千浦左水營莞島羅老島碧波津木浦所安島濟州府牛島巨文島安島欲知島長承浦

三、各航路起點終點ノ兩港ニ於ケル發着日時ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト

四、旅客貨物ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト

五、小形帆船又ハ石油發動機附帆船ヲ以テ寄航地ト其附近トノ聯絡運輸ヲナサシムルコトアルヘキコト

六、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ航路寄航地漁船ノ種類隻數噸數速力及航海度數ノ變更ヲ命スルコトアルヘキコト

七、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ旅客貨物ノ運賃ヲ低減セシムルコトアルヘキコト

八、補助金ハ毎年六月及十二月ニ各其ノ年額ノ十分ノ五ヲ交付ス



第十四章 海 運

- 九 取締役及監査役ノ就任ハ政府ノ承認ヲ經ヘキコト
- 十 定款ヲ變更セントスルトキハ政府ノ承認ヲ經ヘキコト
- 十一 毎月營業ノ状況及收支計算ニ關スル報告書ヲ提出スヘキコト
- 十二 會社ハ政府ノ認可ヲ經ルニテアリサレハ株主ニ配當金ノ分派ヲナスコトヲ得サルコト
- 十三 毎決算期後七十日以内ニ財産目錄貸借對照表營業報告書損益計算書準備金及利益ノ配當ニ關スル書類ヲ提出スヘキコト
- 十四 政府ハ何時ニテモ會社ノ金庫帳簿文書及物件ヲ檢査スヘキコト
- 十五 正當ノ事由ナクシテ本命令又ハ本命令ニ基キテ發シタル諸般ノ命令ニ違背シタルトキハ一時ニ補助金ノ全部ヲ返納セシムルコトアルヘキコト

航海補助ニ關スル命令書

釜山元山間釜山雄基灣間元山雄基灣間及西湖江陵間航海補助トシテ隆熙二年九月ヨリ同年八月マデニ五  
 ル三箇年毎年釜山元山間ハ四千六百七十四圓釜山雄基灣間ハ五千三百三十九圓元山雄基灣間ハ五千五百十四  
 圓西湖江陵間ハ二千五百十六圓合計金壹萬七千九圓ヲ交付シ及別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ總噸數五百  
 噸以上ノ汽船一隻ヲ貸與スヘキニ依リ別紙命令條件ヲ遵守シ航海ヲ爲スヘシ  
 前項補助金ハ隆熙十二年九月ヨリ以後十箇年間ニ毎年其十分ノ一二相當スル金額ヲ返納スヘシ  
 別紙命令書ノ事項ハ補助金ノ返納ヲ終ル迄遵守ノ義務アルモノトス

命令書

一 釜山元山間及釜山雄基灣間ノ航路ニハ總噸五百噸以上ノ汽船一隻ヲ使用シテ毎月一回一年期間十二

釜山	釜山	西湖	元山	間 船 客 運 賃 表
雄基	元山	江陵	雄基	





回ノ航海ヲ爲スコト

元山雄基灣間ノ航海ニハ總噸數百八十噸以上最速力二時間七海里以上ノ漁船一隻ヲ使用シテ每月三回一年期間三十六回ノ航海ヲ爲スコト

四湖江陵間ノ航海ニハ總噸數百八十噸以上最速力一時間七海里以上ノ漁船一隻ヲ使用シテ每月一回一年期間十二回ノ航海ヲ爲スコト

一、釜山元山間ノ航海ハ往復トモ蔚山迎日灣、竹邊灣、江陵、襄陽、高城、長箭洞ニ寄港スルモノトス

一、釜山雄基灣間ノ航海ハ往復トモ蔚山、迎日灣、竹邊灣、江陵、襄陽、杆城、長箭洞、元山、西湖、新浦、新昌、城津、明川、漁太、津、獨津、青津、梨津ニ寄港スルモノトス

一、元山雄基灣間ノ航海ハ往復トモ西湖、新浦、新昌、城津、明川、漁太、津、獨津、青津、梨津ニ寄港スルモノトス

一、四湖江陵間ノ航海ハ往復トモ襄陽、杆城、水原、端、長箭洞、元山ニ寄港スルモノトス

一、各航路起點終點ノ兩港ニ於ケル發着日時ハ政府ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムルコト

一、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ各航路内ニ於テ寄港地ヲ增加シ又ハ變更ヲ命スルコトアルヘキコト

一、旅客貨物ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムルコト

一、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ種類ヲ指定シテ旅客貨物ノ運賃ヲ低減セシムルコトアルヘキコト

一、政府ハ非常事變ノ際ニ於テ各航路ノ船舶並ニ船員ヲ使需スルヲ得ルコト、但シ此場合ニハ相當ノ使用料ヲ支給スルコト

一、定期船舶検査又ハ修繕ノ爲メ休航スルトキハ一週間前ニ臨時休航スルトキハ其ノ時々事山ヲ具シ政

府ニ届出ツヘシ

- 一 補助金ハ三箇月毎ニ前三箇月分ヲ各航路毎ニ計算シテ交付ス
- 一 事故ノ爲メ豫定ノ航路ヲ爲ササルトキハ其航海度數ニ應ジ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ補助金ヲ減額スルモノトス但シ政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ補助金ノ減額ニ代ヘ補助金ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 毎月營業ノ状況及收支計算書ニ關スル報告書ヲ政府ニ提出スヘシ
- 一 政府ハ何時ニテモ營業ノ實況出納帳簿文書物件等ヲ検査スルコト
- 一 正當ノ事由ナクシテ本命令又ハ本命令ニ基キテ發スル政府ノ命令ニ違反シタルトキハ期限ニ限ラズ補助金ノ全部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

### 第十五章 通信

本邦に於ける通信事業は左記日韓兩國政府の取極書に依りて其管理を全然日本國政府に委託し、日本政府は通信機關に要する費用全部を負擔して現に是れか經營に當れるなり。

取極書

日韓兩國政府は通信機關を整備し日本國の通信機關と合同聯絡して兩國共通の一組織をなすを以て韓國の行政上並に經濟上得策なりとし且之れが爲め韓國の郵便電信電話事業を日本國政府の管理に委託

するを必要と認め大日本帝國特命全權公使林權助及大韓國外部大臣李夏榮は右相當の委任を受け左の取極をなす

- 第一條 韓國政府は其國內に於ける郵便電信及電話事業宮内府專屬を除くの管理を日本國政府に委託す可し
- 第二條 韓國政府の既設通信事業に關聯する土地建物器具機械其他一切の設備は本契約に依り日本國政府の保管に移るものとす
- 第三條 前項土地建物其他の設備に關しては兩國の官憲會同の上財産目録を調製し以て他日の謄さすへし
- 第三條 韓國の通信機關擴張の爲め日本國政府に於て必要とする場合には國有の土地及び建物は無償にて之れを使用し及び一私人の土地建物は之を有償にて收用することを得
- 第四條 通信機關の管理及財産の保管に關しては日本國政府は自己の計算を以て善良なる管理人の責に任す可し
- 通信機關に要する費用も亦日本政府の負擔たる可し
- 第五條 日本政府は通信機關の管理に關する財政狀況を韓國政府に公示す可し
- 第六條 日本政府は通信機關の管理に關する財政狀況を韓國政府に公示す可し
- 第六條 日本國政府の管理權及業務擴張に抵觸せざる範圍に於て現在の通信院を存置するは韓國政府の任意たるへし日本政府は管理及擴張の業務に關し可成多くの韓國官吏又は使用人を用ふ可し
- 第七條 郵便電信及電話に關し従前韓國政府が外國と協定したる事項に付ては日本國政府代て其權

利を行使し其義務を履行す可し

通信機關に關し將來新に韓國政府と外國政府との間に協定の必要ある場合に於ては日本政府は韓國政府に代て其協定の責に任す可し

第八條 日本國政府と韓國政府との間に從來成立せる通信機關に關する各種の協定は本協約に依り當然改廢變更せられたるものとす

第九條 從來韓國通信事業發達の爲め日本國政府が既成設備の管理保管及新事業に費したる出費に對し十分の收益を生ずるに至るときは日本國政府は收益の内相當の部分を韓國政府に交付すべし

第十條 將來韓國政府の財政に十分の餘裕を生じたる場合は兩國政府協約の上通信機關の管理を韓國政府に還附す可し

明治三十八年四月一日

光武九年四月二日

特命全權公使

林

樞

助

外務大臣

李

夏

榮

是より以前に在りても郵便、電信、電話等各機關共に多少の設備なきにあらざりしも郵便の如き唯普通郵便、書留、小包等の取扱に止り而も通信の確實敏速は得て望む可らざりしなり、電信の如きも亦其回線の迂回復雜なる幾多の中繼經由を要

して敏活を缺き、電話の如きも僅に京城、仁川、平壤に設置ありしのみにて加入者は極めて少なく總て其設備の不完全なる之れを現狀に較ふれば甚た幼稚にして唯其形体を存するまでに過ぎざりし然るに日本政府は明治九年釜山居留地界に其郵便局を設置せしを始めとし漸次各開港及京城、平壤等に及ぼし明治三十八年に至りては局出張所受取所等を通して六十三箇所の多きに達せしのみならず尙同國出漁者の便に資するか爲め在釜山、朝鮮、海、水産組合の巡邏船にも受取所を設け普通郵便の外爲替貯金、小包等をも取扱ひ其機關の完備せる素より之れを當時に於ける本邦通信機關に比すへきにあらざりし、日韓通信合同及聯絡を協定せらるるに至りしは要するに這般の事情亦其一因たらずんばあらざるなり而して合同協約成り日本政府に管理を委託せし以來其發達著しきものありて日本人又は其他の外國人所在地には局又は郵便所を置き、那術所在地には郵便取扱所を置き、單に本邦人のみなる部落には郵便所を置き、今や全國到處として通信の便を有せざるはなく、電信、電話の如きも亦是れに伴ふて其進歩實に驚く可きものあり、郵便取扱所は郵便事務の外、本邦國庫金出納事務をも取扱へり、蓋し本事務は金庫未設地

に限りて其取扱を委託せしものに係り其代償として政府は毎年二十五萬圓を統監府に交付せり(但し本金は以て其費用を償ふに左に本年一月現在の郵便電信局所數及過去數年間に於ける各年末の局所數郵便電信電話各線里數を表示すへし。

局所別	局所數
郵便局	三八
郵便取扱	五
小計	五一
取扱所	二五
郵便取扱	一一七
小計	一四二
郵便所	二一
郵便取扱	五
小計	二六
郵便電信取扱	八
郵便電信取扱	三八
小計	四六
郵便電信取扱	二五
郵便取扱	一一七
小計	一四二
郵便電信取扱	二一
郵便取扱	五
小計	二六

電信取扱所	小計	七二
郵便所	一六六	
郵便立換所	一	
郵便受渡所	七	
合計	一九三	

明治三十九年度末(光武十年)	五〇八
同三十八年度末(同九年)	四九〇
同三十七年度末(同八年)	六七
同三十六年度末(同七年)	二八
同三十五年度末(同六年)	一八

線路種別一年 別一單里程一延里程(一日分平均)

年 別	電信及電話線		種 別	互	長	延
	回線	種別				
三十八年末 (光武九年)	電信回線	市內	一、二七七	市外	一八	九八
三十九年末 (光武十年)	電信回線	市內	一、二四七	市外	一四	一七八
四十年末 (隆熙元年)	電信回線	市內	一、二四七	市外	一四	一七八
鐵道郵便線路	同	同	六四八			二、四七八
水路郵便線路	同	同	六四八			二、五五八
通常道路郵便線路	同	同	一、六四〇			二、六二七
	同	同	八、四五三			一、四四八
	同	同	八、四九四			一、七五七
	同	同	三、六九五			二、〇八二
	同	同	二、六七四			二、六三九
	同	同	二、五九四			二、三六六
	同	同				二、八九五

年 別	電信回線	電話線	種 別	互	長	延
三十九年末 (光武十年)	電信回線	市內	一、二四七	市外	一四	一七八
四十年末 (隆熙元年)	電信回線	市內	一、二四七	市外	一四	一七八
	電話線	市內	二、三〇八	市外	一、三一八	三、四〇

更に聯絡の結果日韓兩國主要地相互間郵便送達日數を表示せば左の如し。

日韓主要地相互間郵便送達日數一覽表 (明治四十二年(隆熙二年)七月統監府通信管理局)

日 本 各 局	韓 國 各 局	送 達 日 數
釜山	仁川	三日
馬山	開城	三日
大邱	鎮南浦	三日
大田	平壤	三日
京城	襄新義州	三日
仁川	義州	三日
開城	木浦	三日
鎮南浦	蔚山	三日
平壤	元山	三日
襄新義州		三日
義州		三日
木浦		三日
蔚山		三日
元山		三日



第十五章 通信

長	甲	横	静	名	富	福	金	和	大	京	岐	津	奈	大	鳥
野	府	濱	岡	古	山	井	澤	山	津	都	阜	真	阪	取	
四月廿	四月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	四月廿
四月廿	四月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	四月廿
四月廿	四月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	四月廿
四月廿	四月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	四月廿
四月廿	四月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	四月廿
五月廿	五月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	五月廿
五月廿	五月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	五月廿
五月廿	五月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	五月廿
五月廿	五月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	五月廿
六月廿	六月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	六月廿
六月*	六月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	六月*
六月*	六月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	六月*
七月*	七月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	七月*

第十五章 通信

神	姫	高	德	善	高	松	松	岡	廣	山	那	鹿	宮	長	熊
戸	路	知	島	寺	松	江	山	山	島	口	彌	島	崎	崎	本
二月廿	二月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	六月*	三月廿	四月廿	二月廿	二月廿
二月廿	二月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	六月*	三月廿	四月廿	二月廿	二月廿
二月廿	二月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	六月*	三月廿	四月廿	二月廿	二月廿
二月廿	二月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	六月*	三月廿	四月廿	二月廿	二月廿
二月廿	二月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	三月廿	六月*	三月廿	四月廿	二月廿	二月廿
三月廿	三月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	七月*	四月廿	五月廿	三月廿	三月廿
三月廿	三月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	七月*	四月廿	五月廿	三月廿	三月廿
三月廿	三月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	七月*	四月廿	五月廿	三月廿	三月廿
三月廿	三月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	四月廿	七月*	四月廿	五月廿	三月廿	三月廿
四月廿	四月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	五月廿	八月*	五月廿	六月廿	四月廿	四月廿
四月*	四月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	八月*	五月*	六月*	四月*	四月*
四月*	四月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	五月*	八月*	五月*	六月*	四月*	四月*
五月*	五月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	六月*	九月*	六月*	七月*	五月*	五月*



川	峴	森	前	岡	田	形	登	島	水	前	宇	千	浦	東	新
五日	五日	四日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	三日	三日	三日	三日	三日	四日
五日	五日	四日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	三日	三日	三日	三日	三日	四日
五日	五日	四日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	三日	三日	三日	三日	三日	四日
五日	五日	四日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	三日	三日	三日	三日	三日	四日
五日	五日	四日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	三日	三日	三日	三日	三日	四日
六日	六日	五日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	五日
六日	六日	五日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	五日
六日	六日	五日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	四日	四日	四日	四日	四日	五日
七日	七日	六日	七日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	六日
七日	七日	六日	七日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	六日
七日	七日	六日	七日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五日	五日	五日	五日	五日	六日
八日	八日	七日	八日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六日	六日	六日	六日	六日	七日

巡邏船所集配區域

太	七日*	七日*	七日*	七日*	七日*	七日*	八日*	八日*	八日*	八日*	九日*	九日*	九日*	九日*	十日*
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

- 一、本表ハ日韓各主要地相互間通常郵便物送達ニ要スル日數ヲ見ルノ便ニ供スルモノトス
- 二、本表ノ日本主要地ハ縣廳所在地及ヒ師團司令部所在地等ヲ主トシテ掲ク
- 三、本表日數ハ局相互間ノ送達所要日數速達ヲ揚ケタルモノナルヲ以テ郵便物ノ投函時刻及ヒ郵便局ノ配達時刻ノ關係ニ依リテハ本表日數ヨリ凡一日延伸スルコトアルヘシ
- 四、本表中日數ノ上部ニ\*ヲ附シタルモノハ船便聯絡ノ如何ニヨリテハ一日以上數日延伸スルコトアルヘシ

沿海に於ける日本出漁者の便に資する爲め朝鮮海水産組合巡邏船中に設置の郵便所は従前に引續きて其事務を取扱ひ其他各島嶼にも毎月數回送達を開かれ頗る便利を興へらるる(各漁村浦及各島嶼に於ける通信の状況別に記す)と現時巡邏船中に設置せらるる郵便所は釜山馬山木浦の三ヶ所を起点とするものにして其區域は各巡邏船の巡邏區域に依る左の如し。

- 一、釜山を起点とするもの、東江原道三陟郡の長轡里より西鎮海灣の東水道を扼する加徳島に至る沿海一帯。
- 二、馬山を起点とするもの、加徳島より西蟾津江に至る沿海一帯。



竹蠟、鳥貝、蚌貝。

藻類

昆布、搗布、荒布、和布、鹿角菜、海蘿、海苔、石花菜、アヲサ。

其他

海鼠、海鞘、海膽、蝦、イバラガニ、ダカアシガニ、冠蟹、蛸、鳥賊、水母。

以上の水産物は本邦沿海の形象東北部と西南部とに大差あるに従ひ其分布を異にせり、今其著しきものを舉ぐれば明太魚、鯧、鱈、鱒、鮭、鱈、公魚、帆立貝、北寄貝、蚌貝、ミルクヒ、イバラガニ、ダカアシガニ、昆布の如きは主として東北部、成鏡、在原、向、北、各道沿海に産し、石首魚、鮫、鱈、海鰻、大刀魚、魴、赤魚、火魚、鱒、白魚、淺刺、沙吹、蝦、鳥賊、搗布、荒布、鹿角菜、水母の如きは主として西南部、慶尚、南、全、羅、忠、清、黃、海、平、安、各道沿海に産せり。

此等水産物を捕採するの時期は冬季に於ける明太魚、鯧、鱈の如きを外にしては概して春夏秋の三季に涉り就中其盛期は春夏の交にあり。

本邦人の捕採物中主要なるものは明太魚、石首魚、鯧、鱈、鱒等にして日本通漁者の主要捕採物は鯛、鱈、鱒、石首魚、海鼠、鮫等とし清國人は大刀魚、魴、火魚、石首魚、蝦等を捕採す。

す。

本邦人の捕採に係るものは概ね乾製又は鹽藏と爲して内國に需用せられ海外に輸出せらるるは鱈、石花菜、海蘿等日本に輸送せらるるに止れり、日本人の捕採にかかるものは多くは生鮮の儘其一部は本邦内地に放散し他は日本に輸送せらる、其本邦内地に放散するものの中本邦人の需用に供せらるるは石首魚等にして他は在留日本人間に需用せらる、又日本に輸送せらるるものの中鮫、海鼠、貽貝、牡蠣等は清國向に製造を加へたるものにして是等は日本より再び清國に輸出せらる、清國人の捕採にかかるものは魚類は鹽藏し、蝦は乾製し殆んど全部清國に輸送せらる、一年中に於ける水産物の産額は大約一千一百五十四萬七千餘圓にして内魚類約七百十三萬九千餘圓、海藻四十萬八千餘圓、食鹽四百萬圓許なりとす、以下各種水産物に就き其形態、分布、漁具、漁法、處理、販賣、産額及特種なる漁業組織等を概説すべし。

くちら

鯨

立引

鯨

本邦沿海に回游する鯨族は有鬚族の背美、座頭、長須小鯨(青鯨)、鯧鯨等にして抹

香鯨及び槌鯨は回遊することなし、背美も近年殆んど其回遊を絶ち、數年間に於て僅に二三頭を捕獲せられに止り、座頭も亦其回遊を減し、毎年十數頭を獲るに過ぎず、今に至りて尙回遊夥多なるは長須にして時に或は數十百の大群を爲して通過することあり、此鯨は各種族中に於て體軀最も長大にして小なるものと雖も尙八九尋大なるは二十尋に達し十二三尋なるを多しとす、体色白色なるあり、灰色なるあり、白色なるを白長須といふ、此鯨は油量少なからず、肉味座頭に亞く、然れども游泳迅速にして捕獲難なり、小鯨及び鯧鯨は其棲息饒多にして殊に小鯨は慶尙及全羅の南岸に來るもの多く、暗礁の附近及岸邊に近く回遊す、蓋し岩礁間に棲息せる海鼠蟹、小魚等の餌料を獲んか爲なりとす、此鯨は體軀短小にして小なるものは四五尋大なるものも八九尋に過ぎず、油量少なく、肉味又美ならず、而も性敏捷にして捕獲し易からず。

鯨族の去來

本邦沿海に於ける鯨族の去來は毎年晩秋の頃寒流の幅員漸く廣まると共に北海より漸次南下して九月十一月の頃には成鏡、江原、慶尙各道の沿海を通過し十二月より一月の頃には沖合を通過し朝鮮海峽を経て日本五島附近に

捕鯨季節

至る深海を游泳し三四月頃暖流幅員の膨脹に逐はれて前路を辿り北飯するもの如し、而して四五六月の頃には對慶尙島附近最も回遊多し、忠清、京畿、黃海、平安各道の沿海則ち黃海に於ても時に鯨鯢の游泳するを見ると雖も未だ捕獲したるものなきを以て其情況を詳かにすることを得ず。  
慶尙道巨濟島附近に於ける小鯨回遊の情況は毎年十月頃より冬季までは巨濟島と地陸との間を北より南に通過し、翌年春季に至り同島沖合を南方より北方に向ふて通過するもの多しと云ふ。

捕鯨季節

鯨族回遊の概況此の如くなるを以て本邦沿海に於ては周年其捕獲に従事することを得へし、殊に夏季は海上靜穩にして且つ鯨族も亦概して海岸に接近し來るを以て捕獲し易し、然れども是れと同時に濫獲の弊に陥り易く、又夏季に在りては脂肪消耗して滋味乏しく、搾油供食と共に宜しからず、加も價格廉にして且つ腐敗を來す虞あり、隨て捕鯨者の經濟は夏季に三頭を獲るよりも寧ろ冬季に一頭を獲るに若かずと爲す、日本明治二十九年八月の頃露國捕鯨船は成鏡道の馬養島附近に出漁して一日に七頭を捕獲し、又同三十六年の八月にも同附近に出

漁し一週の内數日を休業して尙十二頭を獲却て措置に窮したることありと云ふ、鯨族中價格最も貴き背美鯨の回游を絶つに至りしか如き座頭鯨の回游を減少したるか如き畢竟するに皆従前に於ける濫獲の結果に外ならず、是を以て昨隆熙元年九月法律第七號捕鯨業管理法を制定し捕鯨期間を十月一日より翌年四月三十日に至る七箇月間とし、其他の期間則ち五月より九月に至る五箇月間を禁漁期と爲したり。

捕鯨根據地及漁場

漁場 露國捕鯨船は威鏡道の馬養島、江原道の長箭洞、慶尙道の蔚山以上三ヶ所に根據し鯨鯨を逐ふて根據地を移したりしも今は孰れも主として蔚山に根據し長箭洞以北に到りて捕鯨することなし但し捕鯨難なるにあらすして運搬に便ならざるに依る而して其漁場は長須及座頭は根據地を距る五六十哩とし時に八九十哩より百哩に出つることなきにあらす、小鯨は大抵十五、六哩より二十四、五哩の間とし三十哩の外に出漁するは罕なりとす。

捕鯨業者

捕鯨業者及基地 現時本邦に基地を有し捕鯨に従事せるは東洋漁業株式會社、長崎捕鯨合資會社、日韓捕鯨合資會社の三會社にして、東洋漁業株式會社及長崎捕

鯨合資會社の二會社は露國捕鯨船の割截地たりし馬養島、長箭洞、蔚山の三ヶ所を基地とし、日韓捕鯨合資會社は蔚山及巨濟島の知世浦を基地と爲す(捕鯨業の特許及沿革等は第三輯に於て詳説すべし)

捕鯨概況 捕鯨管理法制定前に在りては大抵九月より翌年七月までを一漁期と爲したり、左に日本明治三十九年九月より四十一年二月に至る前記三會社の捕鯨統計を表示すへし、以て近時に於ける捕鯨情況の一斑を窺ふに足るものあらん。

東洋漁業株式會社捕鯨頭數月別表 (自明治三十九年(光武二十年)九月) 至同四十一年(隆熙二年)二月)

年	月	鯨種	頭數	牝	牡	平均身長	漁場
明治三十九年	九月	長須鯨	三〇	二	二	五	竹邊、迎日
	十月	長須鯨	二〇	五	五	五	同、同
	十一月	長須鯨	一	一	一	五	同、同
	十二月	兒鯨	六	六	三	四	蔚山の北二〇哩
	同	兒鯨	三	三	三	四	蔚山北二〇哩
	同	背美鯨	一	一	一	五	同 北五〇哩

合 計	小計	同	同	同	同	明治四十一年	同	同	同	同	同	同
		同	二月	同	同	十一月	同	同	同	同	十二月	同
	背長美	兒長鯨	兒長鯨	座頭	長須	兒座鯨	座頭	白長須	長須	兒座鯨	長須	兒座鯨
	一五七	一四九	一四九	一一	一一	三	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	二二	三	三	一	一	九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一三	一四	一六	一一	一一	三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
	一	五	五	四	五	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	北二五	北東四九	北東二三	北東二八	同	北東二五	北東四〇	北東二五	北東一四	同	南東三〇	同

小計	同	同	同	同	同	明治四十年	同	同	同	同	同	同
	同	十一月	同	同	同	九月	同	同	同	同	同	同
	白長須	長須	長須	白長須	長須	白長須	長須	長須	長須	兒座鯨	長須	座頭
	一四	一六	一六	一三	一三	一五	一三	一三	一三	一三	一三	一六
	一〇	二	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一
二四	五	一	一	一	七	一	一	一	一	一	一	
五	五	五	四	四	六	六	五	五	五	四	四	四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南東三〇	南東三〇	北東四三	北東四五	同	同	同	同	同	同	同	同	同



座頭	三	二	一
兒鯨	六	五	六
計	三三	一〇	一〇

長崎捕鯨合資會社捕鯨頭數月別表 (自明治三十九年九月至明治四十一年二月)

年	月	鯨種	頭數	牝	牡	平均身長	漁場
明治三十九年	九月	長須鯨	三	二	一	三	竹邊、迎日
	十月	長須鯨	二	四	七	三	同、迎日
	十一月	座頭鯨	一	一	一	三	同、迎日
	十二月	長須鯨	一	一	一	三	同、迎日
明治四十年	一月	兒鯨	三	三	三	三	同、迎日
	二月	兒鯨	三	七	九	三	同、迎日
	三月	長須鯨	一	九	三	三	同、迎日
	四月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	五月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	六月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	七月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	八月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	九月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	十月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	十一月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日
	十二月	長須鯨	一	七	三	三	同、迎日

年	月	鯨種	頭數	牝	牡	平均身長	漁場
明治三十九年	九月	長須鯨	六	三	三	三	東北八〇湮
	十月	長須鯨	三	三	三	三	東四〇湮
	十一月	白長須鯨	一	一	一	三	東八〇湮
	十二月	長須鯨	三	三	三	三	南二八湮
明治四十年	一月	兒鯨	二	二	二	三	南二八湮
	二月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	三月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	四月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	五月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	六月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	七月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	八月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	九月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	十月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	十一月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮
	十二月	長須鯨	二	二	二	三	南二八湮





年	月	種	頭數	牝	牡	平均身長	漁場
明治三十九年	十一月	座頭鯨	二	二	一	壹	竹邊、迎日
同	同	白長須鯨	二	一	一	同	同
同	同	兒鯨	二	一	一	同	同
同	十二月	長須鯨	二	一	一	同	同
同	同	白長須鯨	二	一	一	同	同
同	同	兒鯨	九	七	二	同	同
明治四十年	一月	兒鯨	七	一	六	壹	北東三〇湮
同	同	背美鯨	一	一	一	同	北東三〇湮
同	二月	長須鯨	四	一	三	同	北東八湮、東三八湮
同	同	長須鯨	二	一	一	同	東三八湮
同	三月	座頭鯨	一	一	一	同	東三八湮

日韓捕鯨合資會社捕鯨頭數月別表

(自明治三十九年十月  
同四十年三月)

小計	同二月	同三月	明治四十一年一月	同
兒鯨	一	一	一	一
座頭鯨	一	一	一	一
背美鯨	一	一	一	一
白長須鯨	一	一	一	一
長須鯨	一	一	一	一
合計	二	二	二	二
牝	一	一	一	一
牡	一	一	一	一
平均身長	同	同	同	同
漁場	北東一五湮	北七〇湮	北東一九湮	北東一八湮

同 二月	明治四十年 一月		同 十二月			同 十一月					
	座 頭	白 長 須	兒 鯨	背 美	兒 鯨	白 長 須	長 須	兒 鯨	座 頭	白 長 須	長 須
九	四	一	三	三	三	一	一	三	一	二	二
二	一	一	四	三	三	一	一	一	一	一	一
七	三	一	五	一	三	一	一	一	一	一	一

更に前三表を合して捕鯨種類別と爲し表示すれば左の如し。

捕鯨種類別月次表 (自明治三十九年九月至同四十二年二月)

同 十月	明治三十九年 九月		合 計					小 計	
	座 頭	長 須	兒 鯨	座 頭	背 美	白 長 須	長 須		
一	三	二	三	六	二	一	三	九	三
一	二	一	三	九	一	一	二	三	三
一	二	一	三	九	二	一	三	七	三
〇	三	三							



小計	同十二月			明治四十一年一月			同十二月		
	兒座	座	長	兒座	座	長	兒座	座	長
須	鯨頭	須	須	鯨頭	須	須	鯨頭	白長須	長須
二四四	一九	一一	九	三五	一	四	五	一	二
一九	一一	三	五	四	一	三	二	一	一
二五	一	一	六	二	一	一	一	一	一

同十一月	同十月		同九月		小計	同七月		同六月		同四月		同三月	
	白長須	長須	白長須	長須		白長須	長須	長須	長須	兒座	座	長	長
須	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須
二〇	一	四	一	九	一九	二	三〇	三	三	四	二	二	二
一	九	一	三	四	三	二	一六	一	一	二	一	二	一
一	二	一	三	五	二	一	四	二	二	二	一	二	一



合 計	白長須		
	背 兒 座	美 鯨 頭	計
計	二	三三	二〇
計	二	六四	四
計	二	一七	六
計	二	三三	二〇

捕鯨處理

捕鯨處理 捕鯨は各會社共に其基地に於て截解し、鯨油鯨齒鯨筋鯨骨等は殆んど其全部を日本に輸送し肉も其大部分は等しく日本に送り、其少量は本邦内地に販賣せらる、其日本に輸送するものは冬季に在りては無鹽の儘其他の時季に在りては鹽藏となす、鹽藏に要する食鹽使用量は季節に依りて多寡ありと雖も一漁期を通して鯨鯨の大小を平均し一頭に割當て約五千斤内外なりと云ふ、但し此の用量は夏季捕鯨に従事したる當時の概算にして夏季五月より七月末に至る間は鯨大小平均一頭に對し食鹽約壹萬斤内外を要したりと、故に晩秋より春季に亘りて一漁期とすれば其平均使用量は著しく減少せらるるや知るべきなり。更に過去五年間に於ける捕鯨頭數を表示すれば左の如し。

捕鯨統計

年 次	東洋漁業株式會社	長崎捕鯨合資會社	日韓捕鯨合資會社	計
明治三十六年	一五七	一	一	一五七
(光武七年)				
同 三十七年	二八二	九一	一	三七三
(光武八年)				
同 三十八年	二九三	三一	一	三二四
(光武九年)				
同 三十九年	三二四	八四	二〇	四二八
(光武十年)				
同 四十年	一四四	一七一	一五	三三〇
(隆慶元年)				
計	一、二〇〇	三七七	三五	一、六一二

捕鯨價格

捕鯨價格は年に依り又は季節に依りて著しく差ありと雖も大抵座頭は一頭平均五千圓内外、長須は一頭二千圓乃至三千圓、兒鯨は一千圓内外と見て大差なかるへし、されは毎一年に於ける捕鯨價額は四十萬圓乃至五十萬圓と見積り甚しき過誤なけん。

すけこうたら 明太、北魚

スケトウタラは威鏡道の特産物にして北は豆滿江より南は威興附近に及ぶ産卵期に至れば大群をなして沿海の淺處に來游す、其群長さ數里幅二三里に亘る

ものあり、孕卵中は運動特に遅鈍にして水中に沈遊すれども産卵を終れば沿海各處に散逸し水上に浮遊す、漁場は往時は明川附近を以て中心となせしも現今は新浦沖合水深四五十尋の場所に移れり、蓋し漸次南方に移轉するもの如し。

漁期は十月より翌年三月までにして其初期は松島岬と馬養島の南方二、三里の處、十二月初旬よりは馬養島の西南前津の前回五、六里の沖合を漁場とす、而して十二月初旬より中旬までの間を盛漁期とす、一月初旬よりは馬養島東側面より新昌の前面に移り以て終期に及ぶ、漁夫の説によれば魚は一漁期中に沿岸近く三回の去來をなし、又北風強き時は沖合に退去し、西風吹く時は近岸に來遊すと、又漁期の初に体大にして孕卵大なるときは凶漁の兆なりと云ふ。

本漁業は本邦重要漁業中の重要なものにして其起原及沿革に就ては古來未だ正確なるものなしと雖も、一説として傳ふる處によれば皇祖李成桂の代、咸鏡道明川郡の一漁夫、太某なるものあり、一日延繩にて珍魚を獲たり其名を知らず、之れを郡守に呈して其名稱を諮りしに郡守は即ち地名と漁夫の姓の各一字を取りて之れに命したり、明太魚の稱是より始ると、眞偽未だ知るへからずと雖も若し之れ

を信に近しとせんか本漁業の起原は今を距る五百年前なるか如し。

漁具は延繩、刺網、擧網、手繰網等を用ふ、延繩は本漁業創始時代より行はるる漁具にして各地到る處専ら此漁具のみを用ひ來りしか他に之れに優るもの行はるるに至りて大に減退し、現今は主として遮湖以北明川に至る間に之れを使用するものあるのみ、刺網は延繩に次て起りたる漁具にして一時は甚だ盛なりしか、後ち擧網及手繰網相次て起り之れが爲めに壓倒せられて漸次衰運に向ひたり、擧網は日本の大敷網と趣向を同ふする定設漁具にして魚群襲來の途を要して沿岸に設置せるかゆへに漁獲最も多く一漁期間の漁獲百駄乃至二百駄に達するらとありたりき、然るに酷漁の結果魚は來游の地域を變して沿岸に近寄らざるに至り、擧網漁業者は大に營業に困難を感ずることとなりたれば同業者一同連署を以て課税の免除を觀察使に歎願するか如き悲境に達せり、手繰網は今より十二三年前元山に於ける日本通漁業者の使用せるものを目撃してより之れを本漁業に應用したるに頗る良結果を得、特に勞力と資本とを要すること少きかゆへに之れに倣ふもの續出し、五、六年前より大に其數増加して他の漁具を壓倒するに至れり、今日の勢

を以てせば數年を出てすして手續網は之れに優る他の漁具の出でざる限りは本漁業に於ける唯一の漁業たるべきなり。

漁業は一人の營業主の下に給料を以て雇用されたる漁夫によりて行はるるものにして他の漁業に於けるか如き歩合法若くは合資法等によるものなし、給料は一漁期間約二ヶ月半(二十圓五十錢乃至三十六圓にして雇用中は煙草、鞋、防寒具等を雇主より支給す、漁夫は土着のもの少く咸興、元山、利源、端川、吉州、明川、城津、鏡城及江原地方より出稼に来るものにして就中咸興地方のもの最多し、蓋し同地方の漁民は勇悍にして風波を恐れず、忍耐して寒威を避けず、到底他地方の漁夫の企及すべからざる處なるを以て營業主は好んで彼等を採用す、而して其精良なるものを雇入れんと欲せば漁期に先ち豫約し置かざるべからず、且つ其雇入契約成立つときは雇入主は之れに七圓五十錢乃至十五圓の前貸金を與ふるを常とす、營業主にして若し資金に乏しき時は他より之れか供給を仰ぐ、此場合には大概資本主は營業主と相伴ふて漁港に來り、漁獲物を己れの手を買収す、貸金には一日三步の利子を附し、獲物買収の際は時價より三百文乃至五百文の割合を以て取引するものとす。

とす。

本魚は國內到る處需用せざるはなく、特に冠婚葬祭には欠くべからざるものなれば其販路の廣大なる本邦水産物中他に之れに匹敵するものなし、多くは乾藏すれども又生鮮のまま販賣するものあり、特に漁期の初は季候尙は寒からずして凍乾に適せざるか故に専ら生鮮のまま漁場附近の需用に供し、或は遠く馬背によりて京畿、黄海、平安の諸道に輸送す、乃ち先づ咸興、元山等に送りて後ち陸路京城等に輸送するものにして相場は漁場と集散地との間に一駄に付二貫文乃至四貫文の差あるを常とす、故に之れか運輸に従事するものは收利頗る少からず、之れに従事するものは多くは元山、咸興地方の魚商にして肩幅一丈二尺、積載力百石位の船に七名乃至九名の船員乗組み、新浦、新昌、遮湖、前津等に至りて十駄乃至十五駄の鮮魚を買込みて各自の所屬地に歸航す、去る光武七年(日本明治三十六年)一月の如き新浦に於て一駄(二千尾)十四圓二十五錢のもの咸興にては御相場十九圓五十錢、小賣相場二十二圓五十錢なりしと。

明太魚凍  
乾製法

明太を凍乾するには先づ漁船より陸揚したるものを海濱若くは自家の庭先に

運ひ婦女子を集めて之れを割理せしむ其法先づ小刀を取り魚の頭を前に置き腮の下より刀を入れ肛門まで切開きて卵肝臓及び胃腸を裂き取りて各々之れを別器に投入す卵は調理に從事する婦女子の手間賃として收得す肝臓及胃腸は乾場貸主の所得とす斯く内臓を盡く去りたる魚は海水にて一洗し二十尾宛結束して乾場に懸垂す乾場は徑一尺内外の長さ松材を二間許の間隔をなして碁盤形に樹立し地上手の達せざる高さの處に同材徑五六寸のものを横架して各柱に縛り附け之れに并行して上方一尺許の間を距てて更に同材徑三四寸許のものを横架す斯くて多きは三層に及ぶ之れが建築費は韓貨約五十貫文を要すと云ふ此乾場は貸貸の目的を以て建設せるものにして其所有主をトクチビと稱す場主は即ち漁業者より乾燥を季托せらるるときは魚一駄に對し五百文宛の賃錢を徴收す乾了するまでには三週間乃至四週間の時日を要するものにして其間の監督保管等一切場主の責任にして若し委託品の損失欠損を生ずるときは之れを辨償せざるべからず故に委託者は其欠損を見込みて一駄に付き六百尾許を加算して場主に委託す場主は乾燥の度を見計らひて漸次上層に移し乾了せば之れを下して長さ三

尺許の葛又は萩を以て頭部を貫き數を改めて委託者に返附す乾燥の際氣候温暖なるか爲め主として日乾するときには体堅縮肉凋固して色は暗黒となり品質劣等にして良價を博すべからず之れに反して寒威激烈風雪頻りなるときは魚体中の水分凍結し肉は膨れて質疎鬆となり色鮮黄を呈す之れを良品となす此故に乾場の位置は西北の寒冷なる風を受る處を最も宜しとす地勢上斯る位置に當るは新昌にして同地の製品は優等として其名市場に著はる而して馬養島の産は最も劣等なりと云ふ。

卵及び腸は鹽辛に製して販賣せらる之れを製する卵は未だ放産を始めざるものを宜しとす已に幾分の放産を始めたるものは製造後膜破れて卵子散出し外觀風味共に佳良ならず故に冬至以前の製品は品質優等にして其以後の製造に係るものは劣等とす。

製法は容量八、九升許の素焼の壺に卵二百七十個乃至三百個許を食鹽五合許に唐辛の粉末を加へて漬込むなり一壺の價格は二百八十文乃至三百五十文とす國內需用最も廣く釜山、仁川、木浦等各開港地を経て内地に輸送せらる就中需用の最

卵大卵の  
鹽辛

も盛んなるは京城、鎮南浦、江、京、大邱等とす。腸の需用は卵の如くならず、僅に自家用として或は他より注文を受けたる時のみ之れを製造す。其法は卵に於けると大差なく食鹽と唐辛の加入量の稍々多きを異にするのみ、加製の際腸の汚物を除くに煩しく一壺の容量を得るには頗る多大の勞力を要すかゆへに従つて價格は卵に比して高く一壺五六百文とす。

肝臟は之れを煮て油を製す。其法石油罐二杯の 一を釜中に投して沸煮し熱度の高まるに従ひ浮上する泡沫を除き且つ沸騰して油の釜中より溢出せんとするときは原料を加へて之れを冷却し更に沸騰して肝臟より油分の悉く浮出して残滓釜底に沈澱するに至つて加熱を停む而して釜中の油分を抄ひ取りて壺に移し暫時放置す斯くて油の冷却して其中に含有せる固形物の漸々壺底に沈澱するを待つて其上澄を他の大なる甕に汲み移し數日間静置して再び細滓を沈澱せしめ其上澄を汲み取りて石油罐に貯ふ器底に沈澱したる固形物は再び新しき原料と共に釜中に投して沸煮し殘油を滲出せしむ油一罐の價格一貫四百五十文にして専ら點燈用に供せらる。

明太魚の  
價格及一  
漁期に於  
ける漁獲  
高概算

石首魚

漁場  
漁期

明太魚の價格は年によりて非常の高下あり即ち一駄に付時に五、六貫文なることあり或は十二貫文なることあり然れども通常十貫文見當なるへし其高下の原因に就ては種々あるへしと雖も漁業の豊凶及購買力の強弱の如きは其重なるものなるへし一漁期に於ける漁獲高を概算すれば大約八十五萬七千七百餘圓に達すつし。

ぐち 石首魚 イサシイ 石魚

石首魚は慶尙南道馬山以西北平安道に至る沿海に之を産し本邦人の最も嗜好する魚類の一にして又冠婚葬祭に缺くへからざるものなり故に都僻到る處に販賣を見ざるなし従て其漁業盛大なること實に明太漁業に次ぐ從來は専ら本邦人のみの従業に止りしも近年日本人の出漁するもの漸く増加するの勢あり數年を出して明太漁業を凌ぐに至るへし。

分布極めて廣しと雖も就中最好漁場として有名なるは全羅道七山灘黃海道延平列島附近にして(其産額多大なり)之れに亞くは慶尙道沿岸一帯とす。

漁期は年によりて多少の遅速あれども慶尙道沿岸全羅道南岸は六月より九月



頃までにして最も有名なる七山灘蚶島の漁場にありては二月中旬に始まり四月上旬に終る、夫れより北するに従ひ漸次遅れ、黄海道延平列島附近にありては四月より五、六月頃までとす。

漁具

漁具は網船(中船)鮫鱈網の類、碇船(底刺網)木(靈待網)魚筒(帆)及一本釣等を用ふ就中本邦人の使用する主要なるものは、マンセン駐木(碇船)鮫鱈網、碇船及中船にして日本人は専ら鮫鱈網を使用す、此漁業の盛観は實に本邦漁業界に一異彩を放つものにして、漁期に至れば主要漁場の一たる七山灘の如き八道の漁船此所に輻輳し、出買船亦之れを逐ふて集り、帆影、桅樁、參差錯雜して殆んど空隙を見ず、恰も海上に一大島嶼を現出せるか如く、夜に入れば漁船各々篝火を焚きて漁獲あるを標示し以て出買船を招致す、此時火光水面を射て其美其壯殆んど名狀すべからず。

七山灘

七山灘は全羅南道七山島より蚶島に至る海面の總稱にして、海淺く四五尋を普通とし、深さも七八尋を超へず、底質は砂泥にして一般に緩斜面なり、潮流の速度は一時間六、七哩、方向は滿潮時には北上す、潮汐干滿の差は大潮時には一丈七八尺小潮時には一丈とす、魚は大群をなして二月頃より産卵のため水温を逐ふて此淺處

に來り四月頃に至りて他に移散す、同月に於ける氣温は華氏五十五度、水温は四十六度なり、日本人にして此漁業に従事するに至りしは明治三十三年の頃、大日本水産傳習所出身正林英雄氏が九州有明海に於ける鮫鱈網(一名パツシヤ)又道樂網を使用したるに始まり、爾來本漁業に従事するもの續出し去る光武十年に於ける出漁船は三百十隻なりき、而して漁具は同氏の使用に依り凡て鮫鱈網を用ふ、多漁の時は一網四五萬尾、不漁の時と雖も五六千尾を漁獲すへく、時としては網中魚充滿して引揚ること能はず、反て網を破損することあり、本邦人の各道より此漁場に來集するもの自から漁具を異にし、黄海道よりするものは多く中船及網船にして、中船には漁夫二十五人乃至三十人乗込み、一漁期に三百貫内外の漁獲をなす、此地の漁期を終るや直ちに黄海道延平灘に轉漁す、網船には漁夫三十四、五人乃至四十八人乗組み、夜間十二回の操業をなし、一漁期の漁獲高千貫文を下ること稀なり、此網は中船と異り潮流少しく緩なる處に用ふ、全羅道よりするものは多く碇船にして、漁夫十四、五人乗組み、一漁期の漁獲高二百貫文内外なり、忠清道よりするものは漁夫十人乃至十四、五人乗組み、一漁期の漁獲高二貫文乃至千貫文に及ぶ、多く駐木にし

て延平列島も亦た七山灘に劣らざる大漁場として、其名著はる、特に此近海の石首魚は形頗る大にして質亦た良好、遂に七山灘の産に優る、水深は七八尋乃至二十四五尋にして十尋内外の處を最好漁場とす、毎年此處に來集する漁船四五百隻に達し、少きも尙は二百隻を下ることなし、其他此魚を産する沿岸到處、一本釣を用ひて之れを漁せざるなし、多くは天秤釣にして一隻に四五人乗組みて出漁す、一ヶ年の漁獲高四五十貫文なり。

此魚は其大部分本邦人の需用に供するものにして俗に全羅明太と稱せらる、販賣の方法は先づ出買船の手を経て最寄市場に渡り、後ち各地方に分輸せらる、出買船は大抵漁船に對して資金を前貸し、出漁の際常に之れに附隨して漁場に到り、漁獲したる傍より之れを買取す、漁船は決して其特約出買船の外は、狼りに賣渡すことなし、出買船の漁獲物を買取する際は魚千尾を七百尾として算す、即ち三百尾は貸付金の利子として收得す、時としては一隻の漁船に三隻乃至五隻の前貸出買船あり、是等は其漁船の周圍に碇泊して順番に漁獲物を買取す、漁船に於ける利益分配法は漁獲物賣揚代金中より綱代、食料、酒油料、其他の雜費を控除し、殘額を船主と

平分するものにして、漁獲物を二百貫文と假定せば、綱代、食料等諸雜費として百五十貫文を引去り、殘額五十貫文中、二十五貫文を船主取得し、他の二十五貫文を乗組一同にて分配するなり。

出買船の輸送販賣する地は南海にありては釜山、統營及び三千里、七山灘にありては法聖浦、群山及び江景、延平列島にありては京城附近の麻浦、鎮南浦の各市場とす、出買船は漁獲物を生鮮のまま市場に輸送すれども、季節或は場所により船中に鹽漬となすことあり、市場にては或は生鮮の儘、或は鹽乾となし、或は鹽藏して各地に轉送す、鹽藏品は鮮魚よりも概して高價にして、漁季以外の時期に際しては往々十倍以上に及ぶことあり、特に秋季には、宇蘭盆の供物及漬物用として需用最と盛んなり、故に資力豊富なる問屋にては大桶に鹽藏して密封し、高價となるの時節を待て放賣す、貯藏後の鹽汁も亦野菜漬物用として需用あり、相當の價格にて賣買す、市場に於ける魚價は平均一尾五、六文、各地方に於ては一尾十五、六文、鹽乾にしたるものは二十尾を一連となし、其價格百文乃至百二十文とす。

漁獲高は一漁期間を通して大約六十七萬四千四百圓に上るへし。

たひ 鯛 道味、刀味

鯛は本邦全沿岸普く之れを産す、其産額多きは「マタヒ」にして「チダヒ」「キタヒ」之れに次く、冬季は沖合にあり、三四月氣候温暖となるに従ひ漸次淺海、内灣等水深五、六尋の處に來集し八十八夜前後より産卵を始む、其最も多く群集する處は東海岸にありては永興灣、南海にありては欲知島近海、珍島近海、西海にありては群山、竹島、大和島近海とす、六月頃産卵を終れば漸次離散し沖合の深海に向て去るを常とす、故に漁場も常に之れに伴ふて移轉す、於青島、濟州島、太郎島及び巨文島近海の如きは四季を通して之れか棲息を見る。

此魚は元來本邦人の餘り嗜食せざるものにして従て之れか漁獲に従事するもの甚た少く僅に江原道及び咸鏡道南部沿岸に於て地曳網を以て漁するのみなりしか近年日本延繩漁船の來漁する最も多き地方則ち釜山、馬山、濟州島、木浦、仁川及び鎮南浦等に於てはそれに倣ひ延繩を用ひて漁獲するものあるに至れり、其數各地を通して約八十隻に上る然れども其技未だ熟せざるか故に日本漁夫に比して漁獲甚た少なく其優劣の割合は三と一との如し。

日本人の漁具

日本人の本邦に來漁するものの過半は此漁業に従事するものにして亦た實に此漁業を以て日本人通漁の濫觴となす、漁具は延繩一本釣、縛網、漕網及鯨鯨網等を用ふれども延繩最も多し、其概數を擧ぐれば延繩五百七十三隻、一本釣二百三十五隻、縛網三組、漕網三十隻、鯨鯨網五百三十一隻に達す。

漁場及漁期 北關近海

漁場は殆んど全沿岸に涉り漁獲亦た周年に及ぶと雖も、今其主要なるものを擧ぐれば咸鏡道にありては春季五月初旬あり六月に至る間、永興灣内に於ける延繩漁業最も盛んにして之れより以北、西湖、津新浦、新昌、咸津、獨津、青津及び雄基灣等各地方にありては漁期稍々遅れ五月中旬あり始る。

釜山近海

釜山近海にありては春秋二季に於ける盛漁期には釜山の南六、七里の沖合則ち「カラス」島、三子島附近に於て操業すれども、氣候寒冷に向ふに従ひ、漸次北東の方向に移轉し、寒中より翌年三月頃までは機張蔚山の沖合を主なる漁場とす、此近海は既に十數年前より日本漁業者一般に周知せられ、漁期に際すれば一時に多數の延繩及び一本釣漁船の集合を見る。

巨濟島近海

巨濟島近海に於ける漁期は春季にして漁場は鎮海灣、馬山灣口、金海郡及熊川郡

沿海一帯に及ぶ延縄最も盛んに行はる、冬季に至れば巨濟島南岬角に於て釣獲するものあれども其形体釜山近海のものに比して概ね小なり。

欲知島近海

南海島近海

欲知島、安島、青山島近海に於ては春秋兩季延縄本業盛んにして秋季を最とす。南海島、頭尾島、蛇梁島、左水營近海は春季縛網の主漁場にして本漁業は時として一漁期間數萬圓の漁利あれども其組織複雑にして多數の漁夫を要するか故に一朝不漁に遭遇する時は大打撃を受け再起すること能はざるに至るを以て漸次減少し現今は僅に三組の出漁あるに過ぎず。

珍島近海

珍島、莞島近海は舊十月より翌年三月までを盛漁期とし延縄主として行はる、竹島は八十八夜前後より凡そ六十日間を盛漁期とす。

竹島近海

竹島近海は春季産卵のため群集するもの最も夥多にして有名なる大漁場なり其漁期に至れば各地に根拠せる漁船皆此處に蟄集するを例とす、漁具は延縄を主として用ふれども産卵期中は鮫鱈網を使用す、此期節には延縄一本釣其他の漁船皆悉く鮫鱈網に轉装して出漁す、其根拠地は竹島及烟島にして此二ヶ所に集合する船舶を概算せば漁船八百隻、日本鹽切船百二十隻、出買船五百隻に達す、蓋し是本

本邦沿海第一の鯛漁場

邦沿海第一の鯛漁場なるへし。

竹島附近の漁業を終りたる漁船は漸次北に向ひ、狐島、鹿島、賈誼島、徳積島等に轉漁す、六月下旬より七月中旬までの間、鯛は遠く沖合の深處に去るを以て一時漁業を中止し、鱈、鮫及鱈空釣に轉ず、七月下旬より再び鯛漁業を始め、其大部は延平列島、大青島及び蛸島近海に於て操業し、十一月下旬に至りて止む、其北方に向ひたる漁船も十月下旬に至れば漸次南下して於青島、所安島、欲知島、巨濟島等を経て十二月下旬には日本に歸るを常とす。

日本一本釣漁船

日本延縄船

日本より來漁する一本釣漁船は主として山口、佐賀、長崎、廣島、香川、愛媛、岡山の諸縣にして期節を撰はす、慶尙、全羅、忠清諸道の沖合諸島に出漁し、一定の根拠地なしと雖も、濟州島、巨文島、青山島、所安島及び楸子島は彼等の最も集合する所にして、以上諸島間を隨次往來す、漁獲物は延縄に比し形多くは小なり、延縄漁船は多くは廣島、岡山、香川、愛媛、長崎、兵庫、福岡、熊本の諸縣にして常に日本人居留地附近の近海に留りて操業し、漁季漁場を追ふて轉々することなし。

餌料

餌料はアナタコ、ドロボウ、ナマコ、水母、蛸、蝦、シヤコ等なり。

第一章 水産物

アナタコ

アナタコは餌料中の冠たるものにして四季間断なく使用せらるるも其最も盛んなるは七月より十月に至るまでとす、これか供給は多少日本手繰船より仰くと雖も大部分は當國人の手より買取す、主として婦女子の捕獲する所に係る買取の際漁船幅濶して後着者は大に困難を感ずることあり、各産地には餌料周旋人なるものあり、漁業者は之れに酒錢を與へて特に盡力せしむることあり、兎に角事情に通せざるものは直接に買取ること甚だ難し、價格は春季は三厘乃至六、七厘秋季は四五厘にして時としては一錢以上に騰貴することあり。

ドロボウ

ドロボウは南海到る處泥底の海中に棲息す、之れか捕獲は左程勞力を要せざるかゆへに漁業者自ら之れに従事す、其方法は釜に魚腸等を入れ夜間之れを海中に沈め置き翌朝之れを曳揚くるなり、一夜數百尾を獲ること、容易なり、使用の際は熟湯を注ぎて外皮を剥き適宜に横截して、釣に附す。

ナマコ

ナマコは夏季より秋冬に亘り他の餌料に乏しき時に使用せらる、其法は先づ之れを熱煮して後適宜に切截して釣に附す、日本潜水器業者裸潜業者及び當國人より購入す。

クラゲ

クラゲは秋冬の候西南諸島の間に饒産す、到る處摺網を以て之れを捕獲し寸断して釣に附す、大魚を獲るを特色とす。

イムシ

イムシは主として廣島及び山口兩縣人の使用する所にして、イムシ搔と稱する器具を以て自から之れを捕獲し、又は當國人より購入し、活洲に貯へて用ふ、國島の西面防築浦は最も有名なる饒産地なり、價格は一尾二厘内外なり。

エビ

エビは春夏秋の間國島近海に饒産す、其種類はシバエビ、クルマエビを主とし、多くは當國人の漁獲せるものを購入す、往々漕網を以て自から捕獲するものあれども其性纖弱にして善養甚だ困難なるのみならず、之れを獲ること亦た容易ならず、ゆへに春季他の餌料の欠乏せる際僅に之れを副用するに過ぎず、價格は一升三十錢乃至二十五錢位なり。

シヤコ

シヤコは馬山鎮海灣内統營等に饒産す、多くは日本手繰網船に供給を仰ぐ、使用の際は一尾を五六個に横切して釣に附す。

餌料産地の状況に付き嘗て朝鮮海水産組合の調査せし所によれば左の如し。

地	名	期	節	産	額	記	事

第一章 水産物

慶尚道

安骨	養浦	タンモク	統營	洛子浦	河東江	全羅道	猫島	鳥南浦	新城浦	松島	堀前浦	菊浦
七月より十月	全	全	全	全	全		全	全	全	全	全	全
漁船五、六隻分	同	同二、三隻分	同三、四隻分	饒多	同		饒多	漁船十隻内外分	同四、五隻分	饒多	漁船三、四隻分	饒多
當國及日本手繰船	同	當國人	當國及日本手繰船	當國人	全		全	全	全	全	全	全

忠清道

金竹浦	京島	獐島	太浦	五洞島	ラーマド	折爾島北面	鳳村	所安島	木浦高下島	花源灣	法聖浦	苗浦
全	全	全	全	全	春三月より五月 秋七月より十月	全	全	七月より十月	三月より十二月	全	五月より十月	四月より十一月
全	全	全	全	全	饒多	饒多	全	漁船四、五隻分	通常	饒多	蝦饒多	全
全	全	全	全(此地には活洲に貯ふ)	全	春季群山神合出漁の途へ 購入する處	全	全	當國人	木浦在留漁船の需用する處	當國及日本漁船餌料及食用	當國及日本漁船需用	全



馬梁	五月より十一月	シヤコ饒多	當國及日本漁船需用
錦江下流	全	全	全
文川	三月より五月	イムシ、タコ饒多	全
淺水灣	四月より十月	饒多	全
安眠島	全	全	於青島日本漁船需用及當國人の食用
白砂水道	全	通常	全
新浦	全	全	仁川、於青島漁船需用
開市浦	全	饒多	仁川漁船需用
京畿道	全	通常、シヤコ饒多	全
仁川	全	通常	全
ヨンギツボ	全	通常	全
黃海道	全	全	全
釜氣	四月より九月	全	全
龍湖島	四月より十月	饒多	全

販賣及輸送方法

大東江口	四月より十一月	通常	全
夢金浦	五月より九月	シヤコ少々	鎮南浦漁船需用
月浦	四月より十一月	饒多	全
平安道	五月より十月	饒多	龍巖浦漁船需用
身彌島	全	全	全
椒島	全	全	全

漁獲したるものは漁船各自に漁場附近の日本人居留地又は居留地に交通の便ある地方に到りて生鮮のまま販賣すれども竹島、煙島の如き一時に巨額の漁獲ある大漁場にありては日本より帆船及び小船渡來して漁獲物を買取り船中に鹽藏して日本に輸送す其時期恰も五月節旬の田植前にして主に農家需用を目的として販賣す概して韓人の需用は甚だ稀なりと雖も釜山、馬山附近にありては近年多少賣行くものゝ如し又十隻乃至二十隻より成る所謂母船組織をなして來漁するものあり是等は居留地を距ること遠き沖合漁場を根據として操業し漁獲物は悉く腹を割りて鹽藏し三隻乃至四隻の母船に滿載する毎に日本に轉送す春秋兩季

の氣候稍々寒冷にして鮮魚を取扱ふに便あるときは釜山、仁川、木浦等日本人の在住せる市場に到りて販賣することあれども、并は甚た短期間に過ぎず、一年中に於ける漁獲高は大約四十八萬一千五百餘圓に達するならん。

いわし 鰯 鱈 鱒 鱒 鱒 鱒

鰻は本邦沿岸到處に之れを産せざるなしと雖も特に江原道及び慶尙道沿岸巨文島、濟州島及び於青島近海に饒多なり、種類はマイワシ、ヒシコ、ヒラゴ、セグロ、ウルメ等にして就中ヒシコを最多とす。

江原道沿海に來游するものは多く成魚にして慶尙道諸島間にありては幼魚とす、ヒシコ初春及び晩秋に於て体長三寸以上に及ぶものあるを見る、ヒラゴは春夏之交ヒシコと共に來游し体長一寸内外のもの多し、マイワシは晩秋に於て來游し体長三寸以上に及ぶものあるを見ず、脂肪の多き期節は本土沿岸にありては春季濟州島にありては秋季とす。

主要の漁場は咸鏡南道永興灣、江原道沿岸一帶馬山灣、口鎮海灣、固城半島、巨濟島、欲知島、蛇梁島、南海島、巨文島、濟州島、大黑山島、於青島を主とし慶尙道沿海にありて

は日本人の漁業最も盛大にして他の方面は殆んど本邦人の獨占とす、本漁業は古來行はれざるにあらずと雖も其方法は極めて幼稚にして何地も皆不完全なる小漁具を用ひて沿岸に群來する魚の小量を漁獲するに過ぎざりき、蓋し本邦にありては之れを生鮮の儘或は日乾して専ら日常食膳の用に供するのみにて未だ之を肥料に利用するの道を知らざりしなり、然るに近年日本人の肥料用乾鰯として盛んに買込むもの續出し本邦人亦た其利益に着目し大に力を此漁業に致すに至れり、是に於て日本人より或は資本を或は漁具を借受け或は漁法を傳承して遂に熱心努力今日の如き本邦重要漁業の一たるに至れり。

日本人は明治二十三年頃より慶尙南道沿海に來りて此漁業に着手し、幾多の蹉跌を経て遂に成功の域に達し今日にては一年の漁利約四十萬圓に上れりと云ふ、出漁者は廣島縣を主とし愛媛縣、岡山縣、香川縣、山口縣之れに次ぐ、創業以來已に十數年を経て常に同一の場所を根據とせるか故に土着人民との交情頗る親厚にして和氣霽々の裡に操業せり、納屋の如きも何れも皆永久的にして歸國の際は漁具、漁船を此處に收容して保管を村民に依託するを常とす、乾燥場の如きも到處彼





のは肩幅一丈長三丈小なるものは肩幅七尺長二丈三四尺とす。

本邦人にして小規模の漁具を使用するものにありては單獨營業をなすと雖も地曳網の如き多大の資本を要するものにありては組合組織によるを常とす其組織に二種あり一は資本主と共同營業をなすもの一は資本主より金銭を借受けて營業するもの是れなり今江原道に於ける其情態を述べんに資本主と共同營業をなすものは總水揚高より資本金の利子其他一切の雜費を控除したる純益金を計算し先づ其割を差引き之れを支配人の所得となし殘餘九割を折半し其一部を資本主の所得とし一部を漁夫全体の所得とす漁夫各目の受くべき割合は船頭を一人五歩沖合頭を一人二歩と算定し其餘は平等に頭割になす其他資本主より漁獲の豊凶により漁夫一名には三圓乃至五圓の賞與金を給することあり資金を借入れて營業するものは總水揚高より元利金及び雜費一切を控除したる純益の割を營業主收得し殘餘を漁夫の所得とす其分配法は前者と同一なり資本主は共同營業によると資金貸附法によるとに關せず漁期間は其漁獲高を監知し漁獲物を他に密賣せざらしむるため手代を派遣するか若しくは信用せるものに相當の

報酬を與へて秘密目附となす當地方に於ける一邦人の如きは五十統以上の網に投資し又日本人にして多きは十二三統少きは二三統に對し投資するものあり是等は何れも皆漁期に達すれば手代を漁場に派遣して漁獲物を蒐集せしむ資本主は金銭以外の物品假令は網地漁具米穀等を貸與することあり斯る際にも現金と同様月三分の利子を附す其利子徴收法は頗る奇異にして漁利豊にして假に春期一、二ヶ月間に元利金を償却して餘ある價格に達する乾鰯を資本主に渡すことあるも資本主は其時に計算をなさずして其儘に放置し秋期まで引續き絶へず漁獲物を收得し漁期の全く終を告るに及んで計算をなし必ず月三分の利子十ヶ月分即ち三割の利子を徴收す他方に於ける營業組織も亦た大同小異にして濟州島にありては日本人に資本を仰ぐもの多し。

慶尙南道沿海に來漁する日本人の營業組織は多く一組五隻即ち網船二隻手船二隻、煮釜を備附けたる平底船一隻より成る漁獲物は沖合にて直ちに煮熟し目籠に抄ひ揚げ陸地に歸りて後ち乾燥場に撒散らして日乾す其地曳網にて漁獲するものにありては凡て陸上にて操業すること勿論なり斯く製造したるものは日本

一組の組  
漁獲高見

に輸送す其方法多くは二三組共同して二百石内外の船を雇入れ或は一航海毎に運賃を取極め或は歩割方法により運搬を委託することあり一組の收穫は組漁獲高平均七千貫内外其價格約三千五百圓其他雜魚の收穫約三百圓を算入せば合計三千八百圓を下らざるへし。

組の處理

本邦人の漁獲したるものは大抵干鰯に造り肥料用として日本人に賣渡すものにして其額甚大なり僅に其一小部分のみ食用として需用あり食用品としては沿岸附近の地にありては鮮食するものあれども多くは二三十尾宛葉にて編み日乾し或は鹽辛に造るものとす其販路頗る廣く如何なる寒村僻地に至るも之を見ざることなし然れども其價額に至りて到底干鰯に比して同日の論にあらざるなり。

日本人の漁獲するものは主に食用向として素乾素乾鹽漬及び鹽辛に造り非常の豐漁に際するか或は場所により間々肥料用干鰯に造るものあり。

各道に渉る本漁業の收穫高に就ては尙ほ未だ確實なる調査を経ざるも本邦人の漁獲に係るもの江原道約十六萬圓咸鏡道二萬圓慶尙道五萬圓濟州島十五萬圓

組漁獲見

巨文島二萬圓於青島一萬圓計四十一萬圓日本人にありては江原咸鏡兩道二萬圓慶尙道四十萬圓計四十二萬圓通計八十三萬圓に上るへし。

さわら 鱒 (망이亡魚, 삼치麻魚, 三治)

鱒は本邦到處に之れか來游を見ると雖も其區域自ら西南と東北の二區に分る、東北面にありては春季暖潮に従ひて北上し秋季寒潮の進來に遭ふて南下す其江原道沿海に至るものは多く鰻を遡ふて上層に浮泳すれども北部に至り氣候寒冷となるに従ふて中層に沈游するもの如し故に漁期は江原慶尙兩道の沿海にありては長く咸鏡道の北部にありては短し西南面にありても亦た春季暖流と共に全羅忠清京畿黃海平安各道に沿ひ回游するものにして其初期には沿岸及び島嶼の附近に群集し夏季に至れば漸く沖合に向ひ冬季暖流の減退すると共に釜山巨濟島近海に退くもの如し其群集にして大なるものは數里に亘り激刺飛躍して

鱒の來游  
状態

恰も豪雨海面を打つの觀あり而して東北面は西南面に比すれば其來游遙に饒多なれども同方面は漁港に乏しきこと販路に不便なること等の障礙より之れか漁業に従事するもの未だ少く僅に蔚山元山清津雄基灣等の如き是等の障礙少き處

に於てのみ行はるるに過ぎず、五六月頃近海に來りて産卵す。

本邦人は從來專業として本漁業に従事するものなかりしか、近年日本通漁者に倣ひ流網及び曳繩を購入して之れに従事するに至りたれども其數尙ほ未だ多からず、日本人によりて行はるる本漁業は其盛大なること網細業に次ぐ。

鮮漁場

漁場は慶尙道にありては釜山近海を中心とし全羅忠清兩道にありては安島、山島、損竹、列島、生目島、青山島、所安島、蚶島、隔音島、竹島、煙島、鹿島及び狐島とす、就中蚶島より鹿島附近一帶の廣濶なる海面は西海隨一の好漁場にして水深六尋乃至十尋、底質は沙泥相半し、流網の使用に適するか故に日本流網業者の此處に來漁するもの多く一時は旺盛を極めたりしか、九州地方より鮫鱈網業者の來漁するもの續々増加するに従ひ、大に操業を妨げられ充分の漁利を獲る能はざるに至りたれば漸次衰頽し今日にては少數の出漁者を見るのみ、是に於て近年は慶尙、江原兩道に向つて大に發展し其勢侮るへからざるものあり、同地方に於ける根據地の最も有名なるは方魚、津にして其津、牟浦、九龍浦、汝南、江口、丑山、厚里浦、竹邊等之れに次ぐ、本年漁期の始め此地方に來集したる船舶は釣船百十隻、流網船百三十隻餘、これに附

漁期

屬せる母船は日本形三十餘隻、漁船二隻、石油發動機船三、四隻にして香川、岡山、山口、和歌山、福岡、島根の諸縣より來る就中香川縣より來るもの最も多し。

漁期は慶尙、江原兩道にありては十月上旬より翌年三月まで、釜山近海にありては殆んど周年に涉ると雖も十月より翌年二月までを最盛期とし、全羅、忠清兩道にありては春季より秋季に及び、群山沖に於ては八十八夜より九十九夜迄を最盛期とす、漁具は流網、曳繩及び地曳網等にして近時鎮海灣にて旋網を使用するものありと雖も其數僅少未だ數ふるに足らず、其他敷網にて鮫及鱈と共に混獲することあり、一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約二十九萬三千餘圓に達すへし。

漁具

漁獲高見

本邦人は從來江原、咸鏡兩道沿岸に於て地曳網を使用するものと巨濟島近海にて敷網を用ひて鮫及鱈と共に混獲するもののみなりしか、近年日本人に倣ひ流網及び曳繩を使用するに至れり、地曳網は網及繩を漁獲するにも用ふるものにして、鮫の漁期には之れを専漁し、其盛期を經過せば他の魚類と共に混獲す、日本人は流網を主とし、又曳繩を使用す、其長二百四十尋乃至三百二十尋（長八尋のものを二十五把幅を主とし、又曳繩を主とし、其長二百四十尋乃至三百二十尋、乃至四十把を縫合す）幅五尋にして之れに二尋許の浮子繩を附し、夜間水中に投し潮流に従ふて流動せし

む故に大に潮流の關係あり、大潮時にして暗夜の際を宜しとす、之れに用ふる漁船は肩幅六尺乃至八尺、長三丈七、八尺にして乗組員は大概一隻には三、四人とす、曳繩は七、八年前山口縣出漁者により試験の結果意外の漁獲ありしより、之れに倣ふもの續出し、遂に今日の盛況を見るに至れり、然れども尙ほ未だ江原、成鏡兩道沿海に止り南海に行はるるを見ず。

香川縣出漁者の營業組織

日本人の本漁業に従事するものは個人又は團體にて營業す、就中香川縣漁業者は其組織整頓し他に範たるものあり、其方法に前貸特約と共同組織との二種あり、何れも鹽切船二、三隻と漁船五、六隻乃至十四、五隻とより成る、鹽切船は百石乃至三百石積の和船にして資本主の營業に係り、漁船は各百圓乃至二百圓つづ其仕込を受らるものとす、鹽切船と漁船との關係甚だ圓滿にして紛議葛藤の爲めに營業を阻礙するか如きことなく、懇々として互に相勵み、採業するか故に收利従て多く一漁期間漁船一隻の收穫三百圓乃至五百圓に達す、仕込船の漁獲物は斤量又は尾數により特約價格を以て鹽切船に賣渡す、價格は一尾平均十五錢内外とす、鹽切船の搭載量は船体の大小によりて異なるも概ね二千尾乃至四千尾にして、満載せば博多、

鮮の鹽切方法

馬關、尾の道、兵庫、大阪等に輸送し、十貫目に付六圓内外の相場を以て鹽魚問屋に賣す、鮮と共に混獲したる他の魚類は大抵沖合にて本邦人に賣渡し、又時としては鹽藏し、鮮と共に販賣することあり、鹽切の方法は腹割となし脊骨に添ひ兩脇より刀を入れ、五、六百目位の魚一尾に對し平均一升三、四合の鹽を施し、順次船底に排列貯藏す、其切截洗滌等一切の作業は船首甲板にて各自手を分ちて行ふ、其技熟練なるものは一日二千尾を切截すと云ふ、切截の際卵は之れを臍より分ち取り、二三日鹽藏したる後洗滌し板上に排へ日乾して「カラスミ」に製することあり、或は其儘臍と共に本邦人に賣渡すことあり、然れども價格甚だ低廉にして一腹分僅に三文乃至八文に過ぎず、西南海方面の漁場にありては其附近沿岸に住みて農商を業とせる本邦人臍を得るを目的とし、賃金を要せずして是等日本鹽切船に乗込むことを望むものあり、又木浦、群山沖合の島嶼にありては常に五人乃至十人の團體をなして之れに従事するものあり、其切截の技量に至りては日本人に及ぶ能はず、然れども尙ほ一日平均四、五百尾を切截するを得、其報酬として得たる臍は鹽辛となし、各地村落に送りて販賣す。

本漁業は群山沖合方面にありては、鮫鱈網の影響を受けて一時蹉跌の形勢ありと雖も、他日便宜の工夫を廻して回復するの望なきにあらず、南海面諸島の間江原、成鏡兩道の沿海の如き尙ほ幾多の漁船を容るる餘地あり、蓋し將來有望の漁業と云ふへし。

たら 鱈 大口魚

鱈は成鏡、江原、全羅及忠清の各道に産すれども、就中慶尙道を主とす、漁期は各地により遅速あり、釜山以西の沿海にありては、陰曆十月初旬より始め十二月初旬に終る、成鏡、道、遮湖、灣、近海にありては、陰曆一月より三月迄とす、蓋し本魚は水温華氏三十五度より四十二度の海中に棲息するものなれば、慶尙道南部沿海は最も早く北部成鏡道に至るに随ひ漸次遅るるものとす。

漁具は魚帳、魚箭、地曳網、刺網、手繰網、延縄及び一本釣等にして、慶尙、道、沿海、及、ひ、永興、灣、内、に、あり、て、は、魚帳を主とし、成鏡、江、原、兩、道、沿、海、に、あり、て、は、延縄を主とし、其他刺網、手繰網等を用ふ、近年日本人中にも亦た本漁業に着目するものあり、靈網及び大敷網等を用ひて之れか漁獲に従事せり、忠清道にありては、本土沿岸に來游する

鱈の漁期

漁具

漁船

延縄を  
其餌料を  
其餌料

魚箭

こと甚た稀にして、沖合の島嶼間にて網繩に混獲せらるる於青島にありては、冬期舊十二月より一月迄の間に於て、曳網を用ひて漁獲することあれども、其期間短くして産額多からず。

漁船は普通の構造にして、肩幅五尺、長三丈二、三尺なるものを用ふ、慶尙、道、沿海、にありては、日本通漁者の歸國の際、賣却するものを購入して使用するものあり。

延縄は一隻に平均十鉢を使用し、餌料はイムシ、鱈、鰯、牡蠣等を用ふれども、就中牡蠣を最とす、一夜二十尾乃至三十尾を漁獲す、一本釣は水深十五尋乃至二十尋の處にて操業し、餌料は鱈、イムシ、蛸等を用ふ、一日一隻にて十尾を漁獲し、多漁のときは二十尾に及ぶことあり、刺網は一隻に二十五把を使用し、豐漁の際は一、夜に二、三百尾を漁獲す、漁場は十七尋乃至二十尋の處とす、魚帳、魚箭は本邦にありては最も發達せる漁具に屬するものにして、近年魚の減少せるの故を以て、昔時の如き盛觀なしと雖、尙ほ重要漁業の一たるを失はず、其構造數種ありて、各々其設置する場所を異にす、魚箭は沿海淺くして、大概水深二尋乃至五尋位の處、魚帳中浮設するものは(或は浮帆)水深十四、五尋を適度とし、深きも十七尋を超へず、然らざるものは(或は大魚)

水深八尋乃至九尋を適度とし、深さも十尋半を起へず、各其附近には必ず納屋を設け、漁夫常に此處に起臥し自家に歸ることなし、魚帳は凡て漁期に先ちて建設し、漁期終れば之れを撤去す、漁期中は慶尙、全羅、忠清諸道より出買船蚶集し來りて漁獲を持つ魚帳より魚を取揚げ、漁船に滿載して納屋に歸着するや、大鼓を打ちて之れを遠近に報す、附近の出買船は之れに應じて忽ち納屋の前に集り、争ふて買取す、出買船は之れを附近の市場に、或は各道に輸送販賣す、魚帳の漁獲高は頗る巨額に上り、魚箭の如き數年前迄は一期間に百貫文の收穫ありたるも、近年は三十貫文位を普通とし、多きも五百貫文を超えることなし、魚帳の如きも亦た同様にして平均千貫文乃至千二百貫文位とす。

魚帳の網代は官有のものあり、民有のものあり、官有のものは多く宮内府直轄に屬し、一定の網代税を定めて之れを民間に貸與す、税は毎年漁期に先ち吏員を各地に派遣して之れを徵收す、當業者は自己の望む所の網代を選び、税金を納附して其使用權を得るものとす、只た加徳島の網代に限り當業者自ら京城に至り、網代税を宮内府に納附して使用の許可を受るを例とす、其營業組織は頗る多様にして地方

により多少の相異あり、魚箭は一人にて數ヶ所を所有するものあり、二人若くは三人にて一ヶ所を有するものあり、其何れを論せず、熊川、固城附近にありては給料を支拂ひて漁夫を雇ひ、豐漁の際のみ別に幾分の配當をなす、釜山及蔚山灣にありては漁獲高の一割を漁夫に配當し、其殘額より營業費一切を除去したるものを帳主の所得とす、浮帳は各地共に總漁獲高より設置費及び營業費一切を引去り、殘額を二分して一半を漁夫に配當し、一半を帳主の所得とす、大漁帳は釜山及び蔚山灣に於けるものは略ぼ浮帳と同一なり、雖も加徳島に於けるものは少しく趣を異にし、帳主は豫め政府より網代使用の權を得て其場所の附近に納屋を構へ、漁期の至るを待つ、漁期至れば附近の漁業者争ふて帳主と交渉を開き、協約成立するときは帳主は要求に應じて、資本を貸與す、資本は必しも現金を以てせず、漁具材料、漁船等を以てす、帳主は即ち魚帳を設け、漁夫を雇ひて漁業に従事す、漁夫は分割配當にして、日目の漁獲高に應じて一割乃至二割を即日支拂ふ。

獲夫は各地よりの出稼人にして、毎年漁期到れば四方より來集し、營業者の雇用を待つ、浮帳及び大魚帳にありては一名に付一貫文つつの前貸をなして必要の人

員を雇入れ別に四貫文乃至五貫文の前貸をなして漁夫長を雇入る漁夫長は多年魚帳に従事し充分斯業に経験あるものにして漁期中は雇主に代りて漁夫の指揮監督をなし漁事一切を掌る故に雇主の之を遇する極めて厚し魚翁は規模小にして漁夫二三名に過ぎざるを以て是等は多く附近より雇入るるを常とす漁夫は凡て熱心勞働に従事し漁期中は他と交ることなく常に納屋に起臥して自から別天地をなす而して適々雇主より給せらるる濁酒一杯を傾けて勞を慰するを無上の快樂となす。

漁獲高概算

日本人にして本漁業に従事するものは通漁者よりも釜山居留者に多く主として慶尙道沿海に漁場を借受けて壺網及び敷網を使用せり然るに一昨年來本邦人に倣ひ魚帳を用ふるに至れり漁船は肩幅五尺長三丈六尺許のもの又はサンパンを用ふ壺網は一隻の魚船に二三統を使用す一年中に於ける魚獲高を概算すれば大約二十一萬二千餘圓に上るへし。

にしん 鯧 青魚

本邦に來游する鯧は身長六寸乃至七寸内外のものを通例とす脊部青綠色にして腹部は銀白且つ銅色の光彩を放つ之を日本北海道産鯧に比すれば其体形稍々小なり成鏡江原慶尙の各道沿岸静穏なる内灣海藻の繁茂せる水深六尋乃至十五

鯧群來期

尋の處に群來して産卵を遂ぐ其群來北海道沿岸に於ける如く濃密ならず。

群來期は例年十二月上旬より翌年二月中下旬に至る間に在りと雖も成鏡道沿岸に在りては稍々遅く十二月下旬より翌年三月に至る間とし最北羅津灣雄基灣に在りては四五月頃を通例とし時に冬鯧と唱へ十一月頃同地方に群來を見ることあり其春季に來るものは冬鯧に比し身形更に小なり又稀に夏季六七月頃成鏡道新浦附近沿岸に小鯧の群來することあり各沿岸共に冬季群來するものは年によりて遅速あり温暖の年は比較的早く寒冷の年は幾分遅るるを常とす其來游期の南部慶尙道沿岸に早くして北部江原成鏡兩道沿岸に及ぶに隨ひ漸く遅るるより見れば恰も南方より來り北方に去るものなるか如しと雖も成鏡道最北部沿岸に於て特に著しく早きものあると本邦東北中部沿岸の地勢深く灣入して東朝鮮灣と成り其最北部及び南部慶尙道沿岸に比し自から寒潮の流域に遠さかれること等より推せば本魚は冬季寒潮の流向に従ひ北方より南方に下り後ち漸く北去するものなるへし。

漁場

永興灣、通川灣、長箭灣、迎日灣、蔚山灣、釜山灣は本魚の主要漁場にして此他成鏡道



の雄基灣、羅津灣、遮湖、新浦、西湖、津江原道の叢石洞、國洞、厚生浦、慶尙道の各灣内及巨濟島沿岸等亦本漁の行はるる所たり。

日本人の  
鮫漁業

本漁業は從來専ら本邦人に依りて營まれ近年日本人にして新浦附近に鮫地曳網を轉用して相互の魚獲を爲すものあり又永興灣内に於て北海道に行はるる建網を使用するに至り漁利頗る有望なりと云ふ此他迎日灣に於て大敷網を布設し又は蔚山、釜山間港灣に防籠を用ひて之れか漁業を營むものあるに至れり。

本邦人の  
鮫漁具

本邦人の使用する漁具は防籠、魚箭の一種刺網を普通とし、咸鏡道北部にては僅に手繰網又は曳網を使用せり。

防籠にして慶尙道沿岸に於けるものは、或は専ら本魚を目的と爲すあり、或は鰈を主たる目的として本魚の混獲を爲すもあり、江原、咸鏡、兩道沿岸に於けるものは、専ら本魚を目的とするもの多し。

需用

生鮮又は鹽魚として本邦各地に需用せらるる其最も嗜好珍重するは生鮮に若くはなし、嘉儀殊に正月には神饌の供料として飲へからざるものとし、各自の食膳にも必ず之れを上すの風習あり、此期節に到れば需用頗る増加し價格著しく騰貴

漁獲高

するを例とす、生鮮にては之れを焼き唐辛味噌を塗り、又は醬油煮とし唐辛を調和して食用に供す、遠隔の地に輸送するには臙脂等を除去すること無く、魚舂其儘に振り鹽を爲し、雨露を凌ぐに足るへき小屋に蓆を敷き方形に堆積し、一、二回上下積摺を爲すに過ぎず、生鮮なると鹽藏なるとを問はず、藁にて魚の胴部を横編にして、二十尾宛を連結し、之れを一連と稱して販賣に供す。

本邦に産する鮫は前記せる如く、悉く本邦人の食用に供せられ(日本人の需用なきに非ざるも其額僅に止り)其供給尙不足の觀あり、近時米國産鮫の輸入を試みたるものあり、又た北海道鮫も時に輸入を見ることあり、何れも本邦産に比し舂形大にして品質佳良なるも本邦に於て鮫の最も多く需用ある時期は二月より四月に至る間にして既に四月を超ゆれば石首魚等の魚類饒多となるを以て殆んど鮫を需用するものなきに至る、故に其輸入期に就ては攻究の要あるへし、一年中に於ける漁獲高を概算すればは大約二十五萬圓内外なるへし。

にべ 鮫 民魚

本邦西南海に多く東海に至るに従ひ漸次減少し江原、咸鏡沿海に至りては殆ん

と之れを見ず。

漁場 鹿島、珍島、苦耳島、七山灘、隔音列島、仁川、鎮南浦、延平列島、鴨綠江にして其最も主要なるは木浦、沖合、苦耳島、錦江口、群山、近海及び鴨綠江口とす。時に濟州島西北沖合にも來遊することあり。漁期は舊三月より九月までの間にして、群山、近海にては、五六月、鎮南浦、鴨綠江、近海にありては、六七月、木浦、沖合、苦耳島にありては、七八月最盛とす。苦耳島は古來鮐の産地を以て其名著はれ、本邦人は延繩及び中船を用ひて之れを漁獲し來りしかる。明治三十九年(光武十年)日本福岡縣漁民難波某、竹島近海の漁業を了へて後、同島に來り、荒目、鮫、鰯網を用ひて試漁せしに、僅に一潮時の短期間に三百圓許の漁獲ありたれば、忽ち之れを傳聞して、鮫、鰯網業者の來漁するもの續々増加し、本年の如きは其數四十餘隻の多きに達せり。漁具は本邦人は一本釣及び延繩を主とし、時に駐木又は中船を使用す。日本人は鮫、鰯網を主とし、稀に延繩及び一本釣を使用することあるも、其の數甚た少し。馬山、木浦、群山、仁川、近海にては、鰯網或は他の一本釣にて混獲することあり。餌料は何れも章魚、蝦、其他の小魚類を用ふ。一年中に於ける漁獲高を概算すれば、大約四萬一千二百圓内外なるべし。

漁場

漁期

日本人の  
漁

漁具及餌  
料

漁獲高概  
算

漁獲物處  
理

鹽の需用  
及其價格

鹽の去來

漁獲物は出買船又は行商に販賣す。買取者は之れを沿岸市場に致して生鮮のまま販賣するも、多漁の際は之れを鹽藏す。其法、頭部より脊骨に添ひ三枚に開きて鹽を振撒き、十日餘漬け置きて後、取出し、其鹽汁にて之れを洗滌し、頭部及び尾部を稍々内方に曲けて圓狀となし、之れに重壓を加へ置き、晴天の口取出して二三日間乾燥す。本魚は本邦人が石首魚に次ひて珍重する魚類にして、陰歷七月、觀月祭及び八月、盂蘭盆の節會には、石首魚と共に本魚を用ふるの風習あり。従て其販路廣く價格亦た廉ならず。本年苦耳島に於ける漁場一尾に付き、大十五錢、小十錢にして、鰯四錢内外なりき。日本人の漁獲するものも亦た出買船に賣渡すことあり。或は附近沿岸の市場に送ることあり。然れども多くは本邦製法に倣ひ、鹽乾して販賣す時、其他の鹽藏魚と共に日本に輸送することあるも、需用少く價格亦た甚た低廉なり。

ふり 鰯 鮫 鰯魚

鰯は本邦沿海普く之れか回遊を見ると、雖も殊に江原、咸鏡兩道に饒多なり。西南海にありては、沿岸に比すれば、沖合の島嶼間に群來するもの甚た多し。本魚の一種

漁具

「ヒラマサ」も亦本邦南部海面に温暖の候には回游するもの少なからず。

本魚は本邦人の嗜好に適せざるか故に從來饒多の回游あるに拘らず之れか漁獲に從事するものなかりし然るに近年日本人の渡來するもの増加するに従ひ販路自ら開くるに至りたれば漸く此漁業に着目するに至れり漁具は建網及び地曳網を用ふ、地曳網は鯛のみにあらずして鱈及鯖等をも漁獲するに用ふるものなり日本人も又從來此漁業に従事するものなく唯だ鱈流網敷網及び曳網等にて他の魚類と共に混獲して時々釜山市場に上すに過ぎざりしか近年一本釣を用ひて専ら之れを釣獲するものあり、餌料は主として鱈及鰕を用ひ又た擬餌釣を用ふることあり、期節は十一月より翌年二月までの間とす、此時期は恰も一般漁業の休止期にして魚類に缺乏せるか故に魚價自から高貴にして收利少なからず。

日本人の  
鱈漁業の  
具餌料

季節

漁場

漁場は江原道三沙江陵襄陽杆城各郡の沿海を主とし、咸鏡道前津以北雄基灣に至る沿岸各地に於ても多少の漁獲あり、釜山近海及び巨濟附近島嶼間に於ては鱈流網等に混獲せらるることあり、全羅南道珍島沖合に於ては専ら木浦在留日本漁業者一本釣を用ふ、江原咸鏡兩道にありては本邦人のみにして未だ日本人の此漁

成理販賣

業に従事せるものなし、一年中に於ける漁獲高を推算すれば大約十萬一千圓に上るへし本魚は主として日本人の需用に供するものにして、其本邦人の漁獲したるものは生鮮のまゝ最寄の沿岸にて日本出買船又は日本人に販賣するも、交通不便の地方にありては概ね腹部を割きて鹽藏して貯へ置き日本出買船の來るを待ちて買販賣するあり、或は豫め特約せる日本人の居留地に輸送するものあり、日本出船の買取りたるものは凡て日本に輸送して販賣す、又時に本邦人に販賣することあれども、其は甚だ罕れなり、日本人の漁獲したるものは其數量未だ多からず市場に近きときは漁船にて運搬し生鮮のまゝ販賣し、市場に遠き處にありては日本出買船に販賣す、出買船は生鮮のまゝ、又は鹽藏して馬關、博多等に輸送す。

さば 鯖 コダシ 古道魚又ハコダシ

鱈の去來

四月下旬の頃先づ本邦南部沖合に顯はれ、後ち東西二派に分れ、東部は江原咸鏡兩道、西部は全羅黃海平安の各道に來游す、其忠清京畿兩道の沿海に本魚を見ざるは蓋し遠く沖合を通過するによるならん、而して十月下旬に及へば各道悉く其跡を絶つ、本邦人は古來之れを漁獲するもの少からず、日本人の本漁業に従事するもの

日本人の  
鱈漁業

鹿兒島縣通漁者を中心とし、去る日本明治三十三年の頃稍々旺盛の域に向ひしか、一兩年不漁引續きたるため、少しく沮喪の氣味を生したるも近年又々本漁業の收利多きに着目し、漸次出漁船數は増加して漁場は擴張せらるの勢なり。

鱈主要漁場

現今の主要漁場は咸鏡永興灣、江原道沿岸一帯、釜山近海、欲知島、巨文島、太郎島、獅子島及び濟州島とす。

鱈漁期

漁期は咸鏡道にありては五六月、江原道にありては六月より八月まで、釜山近海にありては五月中旬より七月中旬まで、全羅道沖合にありては七月上旬より九月下旬まで、濟州島にありては八、九月を最盛とす。

漁具

漁具は本邦人は一本釣、刺網及び地曳網を用ふ、一本釣は本漁業に主要なる漁具にして、巨文島及び獅子島近海に最も盛んに行はる、刺網は専ら蔚山附近に行はるゝものにして、網目二寸五分長三尋あるものを一隻に四、五百尋許搭載して二十湮内外の沖合に使用す、地曳網は江原道沿岸に行はるゝものにして、同地方にては魚岸邊に近く沿ひ來游するに依る、濟州島にては亦た地曳網を用ふれども并は鰯と共に混漁するものにて未だ専用漁具を有せず、蓋し同島に於ける鰯は多く幼

日本人の  
鱈漁船

にして成魚は殆んど來游を見ることなし、日本人も亦た一本釣を主とす、然れども近年咸鏡道沿岸に小臺網を設置して小鱈を焚寄せ網を用ひて大鱈を漁獲するものあり、本年鴨綠江に流網を使用せしに成績頗る良好なりしと云ふ、日本人の本漁業に従事するものは鹿兒島、熊本、長崎、和歌山、香川、大分、山口、京都、福井の諸縣より來るものにして、其漁船數總計百四十隻に達す、餌料は共餌を普通とし、時として擬餌釣を使用することあり、専ら夜間篝火又は洋燈を用ひて魚を誘致し漁獲するものにして、大漁の時は一夜四、五千尾を獲することあり。

鱈の處理  
販賣

本魚は本邦人の嗜好する所にして販路甚だ廣し、本邦人の漁獲するものは大なるは腹割となし、多量の鹽を施して販賣す、全羅道沖合にては忠清道、江景、廣州、木浦附近より出る出買船に賣渡し、釜山以北迎日灣口及び江原道竹邊附近にて漁獲するものは同じく鹽藏して、大概扶助慶州、永川等の市場に輸送す、濟州島にて漁獲するものは鰯と共に乾燥して肥料となし、僅に其一部分を食用品として鹽乾し各地に輸送す、日本人の漁獲するものは日本に輸送するもの甚だ尠なく多くは釜山に送り、同地魚市場附屬倉庫を借りて保管を托し置き、市場に屬せずして市場に上し

て雜賣せず本魚のみを取扱ふ仲買人と交渉して賣買す、仲買人は之れを本邦人向として鹽藏し(樽詰となさず)藥以に包裝して大邱、馬山、統營、晋州等に輸送す、又若し天氣都合其他の事情により漁獲物を陸揚することを得ざるときは船中にて鹽藏するか或は本邦出買船に賣渡すことあり、一ヶ年の産額本邦人は約四萬二千圓、日本人は約七萬圓合計拾壹萬貳千圓なるべし。

たちのらを 大刀魚、刀魚、葛治魚

大刀魚は五六月の候淺所に産卵す、本邦の沿岸普く産すれども、西南海に多く東海に至るに従ひ減少す、本魚は本邦人の嗜好する所にして需用廣き故に従て漁業頗る盛んなり、清國人の之れに従事するもの亦た頗る多く、毎年團體をなして來漁す、日本人も亦た近年之れに着目するに至れり。

漁場は全羅、忠清、京畿、黄海、平安の諸道に涉れども特に七山灘、蟬島近海より隔音列島、竹島、煙島、鹿島、狐島の諸島嶼間を主漁場とす。

漁期は舊三月より十月迄の間にして竹島近海にありては五六月、鎮南浦及び鴨綠江近海にありては六、七月を最盛期とす、九、十月頃に至れば西南海一帶島嶼間に

捕獲高概算

大刀魚の産卵期及其分布

漁場

漁期

漁具

散游するものあれども其數多からず、故に特に之れを漁することなし。

漁具は本邦人は延繩、駐木、中船、鮫鱈網等を使用す、慶尙道沿岸にありては魚帳及び箭にて他の魚類と共に混獲す、其他沿岸到處自家食用を目的として一本釣を使用するものあり、五、六人共同して一隻の漁船に乘組み沖合二、三里許の處に到り夜間篝火を焚きて操業し翌朝歸航す、一夜一人の漁獲僅に十數尾に過ます。

日本人は鮫鱈網を主として時に延繩を用ふることあり、鮫鱈網は石首魚及び鯛漁業に用ふるものと同様にして同漁業の期節を終りて本業に轉用するものなり、蓋し本業には適切な漁具なれば石首魚漁業と共に將來大に發展することあるべし。

需用及價格

本魚は石首魚と共に本邦人の需用廣く、初夏田植の頃消費最も盛んなり、故に此時期に至れば出買船及び行商人の仕立てたる出買船相争ふて漁船の周圍に集り買取す、陸上にありても尙ほ諸方より魚商集り來りて之れを競買す、されは如何に多獲あるも販賣に苦むか如きことなし、出買船及び行商人の買取したるものは之れを大中小の三種に區別し、各種毎に頭部を上にして排へ、一列毎に其魚体の全く

蔽はるゝまで厚く鹽を振撒き、更に其上に魚を排列すること前の如くし、層々相積み重ねて貯藏す、之れを市場に出すには外氣に觸れざる様蓆にて包みて荷造りす、相場は一尾に付大九錢、中五錢、小二錢内外とす。

清國人の忠清、京畿、黃海諸道に來漁するものは稍々趣を異にす、常に團體を組織し、百五十石乃至二百石積許の「ジャンク」を母船とし、十四五人乗組み、漁艇三隻乃至五隻、食料及飲料水を搭載して漁場に到る、母船は二重甲板を張り内を敷區に仕切り、一人若くは二人宛の寢室とし、各艙口を設けて潮水の侵入を防ぐ、上下甲板の間凡そ一尺乃至一尺五寸許の空所を存し、此處に漁具、漁獲物等を入れ、上甲板の板子を外して出入に便し、波浪船内に浸入するときは下甲板の排水口より船外に排出せしむる構造とす、漁具は延繩を用ひ時に一本釣を用ふることもあり、餌料は何れも其餌を主とし時に蝦を用ふ、黎明漁艇を下して三、四人宛之れに分乗して操業す、母船は常に其附近に游弋し若し漁業中濃霧俄に起り互に所在を見失ふの虞あるときは母船より螺を吹て相圖をなし、漁業終れば再び之れを收めて根據地に歸る、漁獲物は船中に設けある魚槽に小なるは全形の儘、大なるは切目を入れ兩折して立

清國人の  
大刀魚漁  
業組織及  
其漁船

清國出漁  
者の大刀  
魚處理及  
販賣

漁獲高概  
算

鹽漬となし、常に魚体の鹽水より露出せざる様壓蓋を施す貯藏久しきに涉るも光澤を失せず、外形外觀甚た良好なるか故に、本邦在來の製品に比すれば品位優等にして價格亦た廉ならず、是等は凡て歸航の上自國にて販賣す、出漁者は山東省登州府、海南地方、萊州府、福州及以關東州沿岸より來るもの多し、其平安道沖合に來漁するものは袋網及び旋網を以て他の魚類と共に混獲す、一年中に於ける漁獲高は大約十五萬四千餘圓に達すへし。

ふか 鱧 サシ 鰻魚、鱈魚

本邦に産する鱧は「ヤジ」、「マブカ」、「ヒレタカ」、「ウバ」、「ヲナガ」、「シユモク」、「チヨ」モダカ」等にして就中「ヤジ」、「マブカ」、「ヒレタカ」、「ヲナガ」を多しとす、沿海到處に棲息すと雖も、其多きは蔚山以南黒山列島の間、濟州島及び黃海道沖合にして、「ヤジ」、「マブカ」、「メジロ」、「チヨ」は濟州島及び巨文島近海、「ウバ」、「ヲナガ」、「ヒレタカ」は安島、所安島、楸子島、黒山列島、「モダカ」は於青島に多しとす。

本邦人の本漁業に従事するは甚た稀にして殆んど日本漁業者の獨占事業に屬す、現今稍々衰退の傾きありて數年前の盛況を見すと雖も尙ほ本邦に於ける日本

鱧の種類  
及其分布

日本人の  
鱧漁業者

鱈の漁期

人の經營せる重要漁業たるを失はず、通漁者は大分、山口、長崎、福岡、廣島、兵庫、高知の諸縣にして、就中大分、山口二縣を主とす。

周年漁獲ありと雖も、漁期は春秋兩期を主とす、東海の南部、南海面一帯及び西海面の南部諸島の間に於ては六月より七月まで「マブカ」九月より十一月迄は「ヒレタカ」十一月より十二月迄は「シロフカ」十二月より翌年一月に涉り「ケンフカ」最も多く漁獲せらる「ケンフカ」は殊に西南海、濟州島、巨文島、於青島に多し。

漁具及餌料

本邦人は大概延縄を用ふと雖も、濟州島にありては刺網を用ふ、又た箭或は石首魚一本釣にて混獲せらるゝことあり、日本人は専ら延縄を用ふ、餌料は本邦人は鱈、鯖、海鰻、鰹及び目張等を用ひ、日本人は時魚、鯛、鱈、小鱈、鱈、比目魚、鰹、トウヘヒ、ドロボウ、「クツナ」等を用ふ、使用者により各々相異なり、大分縣、佐賀縣及び山口縣玉江浦の漁業者は共に鱈繩を以て有名なるか、大分縣、漁船は生鰯を以て最良餌料とし、鱈「コブダヒ」之れに次ぎ止むを得ざる時は鱈、鱈、比目魚、鰹等を使用す、又十一月頃釜山近海に鱈を追ふて淺處に來る「マブカ」を漁するには専ら鱈を用ふ、然るに山口縣、漁船は多種の餌料を用ふることもなく、専ら「トウヘイ」及び鱈のみを用ひ、止むを得ざる場合にあらざれば他の餌料を使用することなし、「トウヘイ」及び鱈は鱈を餌料として一本釣にて漁業者自から漁獲し、沿岸に蓄養して隨時使用に供す。

漁船

漁船は構造を異にすることなく、普通の小形漁船にして肩幅三尺、長一丈二三尺許のものに四人乃至六人乗組みて操業す、日本人の使用するものは他種の漁船に比すれば船体偉大構造堅牢にして操業に不便を感せざる限り甲板を張詰め、且つ兩舷に防波柵を設けて船体の動搖を防ぐ等の設備をなし、能く大洋の航海に堪ふ、其大さは肩幅九尺乃至一丈長一丈七八尺なり、一ヶ年の漁獲高を概算すれば大約九萬八千六百餘圓に上るへし。

漁獲

本邦人の漁獲せる「ケンフカ」は多く青開となし、素乾又は鹽乾となして内地に販賣す、日本人の漁獲せる鱈は從來肉の販賣開けざりしため、單に鱈のみを採取して清國輸出向に製したるも、肉も亦近年本邦人間に需用あると共に日本人の蒲鉾に製するもの多きに至りたるを以て、生鮮の儘或は鹽藏して釜山其他の地方に輸送販賣せらる、鹽藏したるものは日本人間にも需用あるか故に冬季は博多、馬關等に輸送し、頗る高價に賣れ行くと云ふ、又た濟州島及び巨文島の如き遠隔の地方にあ

鱈の製造

第一章 水産物

りては多く「タレ」(細長く切りて)に製し、日本に送りて販賣す。濟州島にありては本邦人及び日本人共に肝臓より油を搾取す。専ら本邦人間に燈火用或は防虫用として需要せらる。價格は石油罐一杯一間乃至一間三十錢とす。

スビ 鱈 ガキ 鯊魚

鱈は本邦沿岸普く之れを産し、春季温暖なるに従ひ漸次水浅き内灣及び沿岸の沙洲に群來して産卵す。東南海には「アカエヒ」「ハトエヒ」及び「ガンギエヒ」特に多く冬期忠清、全羅兩道の沖合即ち於青島、嶗島及び巨文島附近には「シラエヒ」多し。

本邦人の專業として之れが漁獲に従事するもの甚た少く、只於青島及び嶗島に於て主として「シラエヒ」を漁獲するものあり、日本人は八九年前より洛東江口に於て之れが漁業を開始し、一時は頗る盛んなりしも現時稍々衰退の傾あり、然れども他の地方に於ては多少漁業に従事するものあり、要するに本漁業は未だ盛大なるに至らずと雖も將來有望の漁業なり、現今饒產地として有名なるは鎮南浦沿海、漢江口、牙山灣、安眠灣、錦江口、甯浦灣、珍島、康津灣、寶城灣、順天灣、河東灣、晉州灣、鎮海灣、洛東江口、釜山灣、蔚山灣、雄基灣等にして日本漁業者の最も多きは錦江口、甯浦、珍島

産期の種類及び分布

産地の種類

漁期

漁具

仁川、木浦、馬山及び釜山等とす。其他沿岸到處産卵期に際し試に延繩を下すときは一回にして容易に百尾以上を漁獲することを得へし、又毎年七八月頃沿岸灣内到處に稚魚の游泳を見る。此時魚箭及び弓船等に混獲せらるもの頗る多し。

漁期は舊二月下旬より七月に至るを普通とすれども「シラエヒ」のみは舊十二月より二月迄とす。其盛漁期は馬山沿海を中心として、各地皆漸次に遅る。則ち鎮南灣、近海にありては舊二、三月の交、木浦、及、群山沿海にては五月、仁川、及、鎮南浦に至りては六、七月、北部、元山、にては亦た六、七月を盛漁期とす。

漁具は通常延繩及び空釣延繩を用ふ。本邦人は多く「アブラメ」鰓、鰻其他の小魚を餌料として通常延繩を使用すれども、日本通漁者は空釣延繩を使用せるか故に近年之れに倣ひて造り或は彼等より購入して使用するものあり、然れども空釣延繩は多量の沈石を附して海底に沈下するものなれば、深海には適當ならざるか故に、「シラエヒ」の如き常に沿岸近く來遊せざるものには主として普通の延繩を用ふ。赤エヒと共に「ガンギエヒ」の混獲せらるるもの甚た多く、爲に繩を切斷せらるること屢々なれば漁具は極めて丈夫なるものを使用せざるへからず、群山に在留せる福



鱈の魚獲  
高概算

需用

處理

岡縣出漁者は専ら「ガンギエヒ」を漁獲するために、特に大形の漁具を使用し、二月、三四十尾の漁獲あり、將來甚た有望なる漁業たり、亦た手繰網及び箭等に混獲せらるゝことなきにあらざるも其額甚た多からず。

一年中に於ける漁獲高を概算すれば、大約十二萬八千圓内外なるへし。

本魚は明太魚及び石首魚に次ぐの嗜好品として、本邦人の常食する魚類にして、多くは鮮食す、只市場に遠き漁場にて漁獲したるものは素乾又は鹽藏して販賣せらる、販路頗る廣くして如何なる寒村僻地に至るも之れを見ることがなし之れか製造は漁夫自ら船中に於てし小形なるものは腹部を切開て内臓を去り、亦た口部は頭と共に除き二尾結び合せて繩に掛け乾燥す、其稍々大なるものは左右兩鰓に沿ひ切目を入れて乾燥を容易ならしむ、又「ガンギエヒ」の如きは頭部より背骨に沿ひ兩斷して尙ほ之れを數十片に細切し、之れを繩に通し二、三片つつ連結して乾燥す。

すずき 鱸 송어 鱈魚

鱸の主要  
場漁

鱸は全國普く之れを産すと雖も現行はるゝ主要の漁場は鴨綠江、大同江、漢江

漁期及漁  
具

錦江、榮山江、洛東江の各河口及蔚山灣にして其最も盛んなるは鴨綠江、漢江、江錦及洛東江の各河口とす秋冷の候河口較深き處に産卵す。

季節と漁  
場とに於  
ける漁獲  
物

漁期は四月より九月までにして漁具は本邦人及日本人共に延繩及一本釣を主とすれども箭、建干網、石首魚一本釣、筥、漕網等にて他魚と共に混獲せらる本邦人は主として日本人在住地附近の沿岸に於て同國人用に應ずるを目的として漁業す、日本人は多く鯛漁業者の轉漁するものにして秋夏の交鯛漁に利あらざるときに於てす、此時期には魚河口沿岸に群泳し往々水上に飛躍することあり、之れを漁獲すること容易なり、漁期の初は一日僅に二、三十尾に過ぎざれども漸く甜となるに及へば一日三、四百尾に達すことあり、洛東江及錦江等にて漁獲せらるるものは体形頗る大きく長さ三尺七、八寸、目方二貫以上に及ぶものあり、然れども沿岸に於ける箭又は建網等にて混獲せらるるものは小さくして長さ一尺、目方三、四百目に過ぎず、亦た一本釣に上るものは延繩に於けるものに比すれば稍々小なり一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約九萬七千圓内外なるへし。

漁獲したるものは凡て同國人在住地に輸送して販賣す、多くは生鮮のまま販賣せらるれども稀れに鹽藏して本邦農家の需用に應ずるものあり。

あから 赤魚

赤魚本邦全沿岸之れを産せざる處なしと雖も其最も多きは南海面沖合の島嶼間にして江原、威鏡兩道及び西海に至るに従ひ漸次減少す、産卵期は冬春の候にして遠く他に移轉あることなし本邦人は好んで之れを鮮食すれども時として素乾となす、其需用未だ廣からざるか故に漁業亦た盛んならず、日本通漁者も從來魚價低廉なるの故を以て之れを重要視せざりしか近年活洲船の發展に伴ひ活漁を遠く日本内地に運搬することを得て市場に高價を博するに至りたれば、頗る活氣を帯ひ來り、本年の如き其主要漁場たる積金島附近に集合せる漁船百五十餘隻漁獲高八千貫に達せり。

漁場は馬山沖合の諸島嶼、欲知島、安島、積金島、狼島、國島、元五島、示山島、巨文島、濟州島、蟬島、於青島、鹿島等の近海とす。

漁期は春夏の兩季に涉ると雖も安島、欲知島、近海にては八月より十月に至る

赤魚の多  
産地

漁場

漁期

漁具及餌  
料

漁獲高概  
算

日本人の  
赤魚漁業  
者及其漁  
獲物處理  
販賣

三ヶ月間、積金島、狼島、元五島、示山島、巨文島近海にては五月より八月迄を盛漁期とす。

漁具は本邦人は一本釣を主とし又建網及び延繩にて混獲することあるも其數甚た多からず日本人は從來一本釣のみを用ひたりしも本年延繩を試用したるものありて頗る良結果を得たりと云ふ、又時に鯛繩にて混獲することあり、餌料は何れも蝦、烏賊、鮪、鯷其他の小魚を用ふ一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約五萬六千七百圓許なるへし。

本漁業に従事する日本人は個人營業に係るものもあれども亦た他の漁業に於けると同じく活洲船の仕込を受け相伴ふて出漁するものあり、廣島、愛媛、香川、岡山諸縣より來るもの多く此法に依る漁獲物は凡て特約により活洲船に賣渡す、活洲船には長一丈二尺、幅八尺許の長方形の籠數十個を備へ、買取りたる魚は隨時之れに投し、潮水流通の宜しき處に繫留すること五、六日に及び一隻滿載の數量即ち六七百貫に達するときは船中の活洲に移し、博多、馬關、大阪、兵庫等に到り市場の相場を見計らひ販賣す、馬關迄は大抵晴天三日を経て到着するを常とす、同地より以東

は三、四十噸許の汽船に依て曳かる。大阪までの曳船賃一隻に付百五十圓なり。

ひら鱒 歪刈 俊魚 真魚

鱒は主として全羅、忠清、京畿諸道の沿海に産し、南海及東海には甚た少なし。五、六月頃より漸次内海に至りて六、七月の頃産卵す。本魚は本邦人の嗜食する魚類にして需用頗る多大なるが故に本邦人は盛んに之れを漁獲す。清國人も亦た平安道沖合に來漁す。漁場は珍島近海、木浦灣口、七山灘、全州河口、隔音列島、錦江口、竹島、煙島、仁川灣内、魚泳島、鳴綠江等にして漁期は五月より七月下旬までとす。

魚具は建網、延繩及ひ流網を使用す。多くは夜間の操業にして、延繩は晝間亦た用ふるごとあり。其他一種の巻網を用ひて他魚と共に混獲することあり。清國人は専ら巻網を用ふ。日本人は未だ專業として本漁業に従事するものなく、僅に福岡縣より來る鰻鱺網業者の餘暇に副業として流網を使用するものあるのみ。蓋し漁期短く漁場狹隘なるに依る。日本人の往來する漁場は錦江口、隔音列島及ひ仁川灣内にして小潮時のみ操業す。一年中に於ける漁獲高を概算せば大約貳萬一千六百圓許なるへし。

鱒漁場及漁期

漁具

漁獲高概算

漁獲物處理販賣

船の饒産地及其餘

漁具 日本人の漁業者

漁獲物は漁場附近の市場に送り、或は問屋に委託販賣す。多漁のときは出買船に賣渡すことあり。買取者は之れを割理することなく、其儘鹽漬となし江景及ひ仁川地方に輸送す。本魚は鮠に次ひて販路甚だ廣く、價格亦た廉ならず。清國人は漁船又は運搬船内に鹽藏して本國へ輸送す。或は生鮮のまま本國より來る出買船に販賣することあり。

ばら鱒 송어 秀魚 崇魚

鱒は本邦沿岸の所に産すと雖も就中饒産地として有名なるは長箭灣、釜山灣、馬山灣、巨濟島、東部沿岸、統營水道、榮山浦、錦江、仁川灣等とす。漁期は七月より翌年三月に至る間にして寒中を最盛とす。

漁具は本邦人は投網、建切網、掛釣、刺網を主とし、秋夏の交河口、港灣等に群游するものを曳網及ひ箭にて他魚と共に混獲することあり。日本人は建干網、巻刺網及ひ石線網を使用す。就中巻刺網は岩礁及ひ藻中に潜伏せるものを包圍し、後其中に建網を投し魚をして之れに懸らしむものにして本漁業には甚だ適切の漁具とす。平均一組に千圓内外の漁獲あり。通漁者は大概熊本、大分、福岡及ひ山口諸縣より來、

るものにして船數約五十隻内外に達す。

本漁業は豊凶不定なるか故に當初に通漁者甚た少なかりしも漸次増加の傾向あり然れども現今は尙ほ全羅道以西及び釜山以北の沿岸にありては未だ專業として之れに従事するものなし若し今日の勢を以て進まば遠からず是等の海上に幾倍の漁船を見るに至るべきなり石線網は鱈漁に用ふるものを專用するものにして漁法輕快なるか故に漁獲高に於ては卷刺網に及ばざること遠けれども其收益の點に至つては却て大なるものあり一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約四萬四千四百圓許なるへし。

漁期恰も寒中に際し他の魚類に乏しき期節なるか故に需用意外に多く販賣に便なり日本人は大概釜山其他の開港場に送り間々日本に輸送することあり主とし生鮮のまゝ販賣すれども特に鹽藏することあり本漁は日本人のみならず本邦人も亦た頗る嗜食す價格は一尾平均二百文以上なり。

まながつを魴 빙어 瓶魚

魴は本邦西南海に多く東北に至るに従ひ漸次減少し元山近海に至りては殆ん

漁獲高概算

需用及其價格

魴の分布

と來游を見る。

漁期は四月より八月に及ぶと雖も蛇梁島河東灣汝自灣附近にありては四五月全羅忠清京畿諸道沿海にありては六月より八月までの間を最盛とす。

本邦人は蛇梁島近海にありては曳網を用ひて之れを漁獲し其他の地方にありては箭又は中船にて他魚と共に混獲す日本人は從來全羅道以西の各島嶼間にありては鮫流網にて群山仁川近海にありては鮫鰈網にて他魚と共に混獲するのみにて未だ之れを專業とするものなかりしか數年前九州有明海附近の漁民同地方に行はるる鮫流網を携へ來りて竹島煙島鹿島近海に試用せしに其結果良好なりしより之れに従事するもの續出し本年の如きは鮫鰈網業者の副業として本業の閑散時則ち小潮時に流網を使用するもの大に増加し一網五百尾内外の漁獲をなしたりと云ふ蓋し將來有望の漁業とす一ヶ年間の漁獲高概算は本邦人二萬五千圓日本人一萬八千圓總計四萬三千圓に上るへし。

本邦人の漁獲するものは生鮮のまゝ或は鹽藏して沿岸各地の村落に販賣するも元來石首魚大刀魚の如く産額多からざるかゆへに普く國內の市場に上ること

魴の處理

高概算

日本人の

漁具

漁期



なし、日本人は他の漁獲物と共に出買船に賣渡し或は市場の間屋に委託販賣す。時としては腹を開きて鹽藏し日本に輸送することもある其數甚た少し。

はも 鱧 붕장어

鱧は本邦西南海特に馬山、木浦、群山、仁川、鎮南浦附近に饒産し漸次北海に至るに従ひ減少す、忠清、京畿兩道沿海に産するものは形甚た大にして往々長さ四尺に及ぶものあり本魚も亦た本邦人の嗜食せざるものなれば、之れか漁獲をなすものも少かりしか、近年日本通漁者に倣ひ鯛繩に従事するもの鯛の漁獲少きときは轉じて本魚を漁獲す、又其鯛漁業に従事する際及ひ箭石首魚一本釣等に混獲せらるることあり、日本通漁者にありても本漁業を専業とするもの少し、多くは鯛繩業者の轉漁するものにして、其數約五、六十隻に過ぎず。

漁期は春秋兩季にして春季は三月下旬より六月下旬迄、秋季は八月下旬より十月下旬迄とす、漁場は釜山近海、馬山港口、鎮海灣内、統營近海、巨濟島、蛇梁島、南海島、加莫洋、汝自灣、國島、隔音列島、竹島及び鹿島近海とす。

漁具は即ち鯛繩にして餌料は鱉、鱒、目張、鰻、サツバ其他の小魚類を使用す、就中

鱧の分布

鱧の漁期  
及漁場

漁具及餌  
料の漁獲  
高概算

鱧の處理  
販賣

鱧及鱒を主とす、一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約四萬六千五百圓に上る、本魚は従來價格極めて低廉にして、一尾僅に三厘乃至八厘に過ぎざりしを以て、其漁業大に振ばざりしも、近年は日本人に販賣するの目的を以て、盛んに之れを漁獲して生鮮の儘或は脊割乾製となし、日本人在留地の市場に送ることなれり、然れども乾製品は脂肪に富むの故を以て忽ち黃色に變じ、外觀風味共に不良にして需用盛んなるに至らず、日本漁業者は多く活洲船を同伴し來り、特約相場を以て漁獲物を販賣す、活洲船は十貫目三圓五十錢の價格にて買取り、先づ長一丈二尺幅八尺許の方形の活籠に投入し、潮水流通の宜しき所に繁留し、魚滿ちて一隻分の荷量に達するときは、之れを活洲船に移し、直ちに馬關、尾の道、兵庫等に送りて販賣す、然れども蓄養甚た困難にして、若し繁留中降雨數日に亘り海水汚濁鹽分稀薄となるときは其半數以上を失ひ、意外の損失を招くことあり、本年國島、チャン浦を根據地として集合したる漁船約四十隻、之れに附從せる活洲船五隻に達し、一隻平均三百五十圓内外の漁獲をなしたり、又別に岡山、廣島、大阪地方及び釜山魚市場より活洲船を巨濟島、國島、シヨン、蛇梁等の漁場に派遣して特約船に關係なき漁船より漁獲

物を買取せしむるものあり、大阪地方に於ける相場は約十五圓内外にして同地及  
神戸地方へ輸送の途中積入の四分を失ふと云ふ、本年香川縣輸送船小富士丸の如  
き大阪に送りたる鰹は二千七百貫に達し、其他石油發動機装置の活洲船の渡來せ  
しもの十隻に及ひたり。

あなご

海鰻

바닷가장어

海長魚

海鰻は本邦沿岸普く之れを産すれども南海特に多し、本魚は本邦人の嗜好せさ  
るものなるかゆへに殊更に之れを漁獲するものなく、之れに従事するは日本人の  
み、日本人と雖も多くは廣島、香川、岡山等諸縣より來漁する、鯛業者の晩秋の頃轉  
漁するものにして、專業者は甚た少なし、漁期は冬季より春季に亘ると雖も其最も  
盛んなるは十一月より一月頃までとす、現今行はるる漁場は迎日灣、蔚山灣以西國  
島近海の間にして南海島附近最も盛んなり、鎮南浦にても亦た多少の漁獲あり、漁  
具は釣を除く外は凡て鰹漁業に用るものと異らず、餌料はトロボウを用ふ、漁獲物  
は專業者は悉く之れを活洲船に販賣し、鯛業者は自ら其船の活洲に貯へて  
歸國の上之れを販賣するもの多し、毎年之れに従事する漁船數約百隻、一隻の漁獲

海鰻の多  
産地と其  
盛漁期

漁具及餌  
料  
漁獲物處  
理及漁獲  
高概算

火魚の來  
遊季及其  
場所  
漁期

高約三百圓にして總額三萬圓之れに手線網其他の漁具に混獲せらるるもの約五  
千圓として合算せば總産額三萬五千圓に達するならん。

かながしら

火魚

달강어

火魚

火魚は五、六月の頃産卵の爲めに石首魚、大刀魚と共に沿岸に來遊す、本邦にては  
忠清、京畿以西鴨綠江に至る間に多く、東北海に至るに従ひ漸次減少す、魚期は釜山、  
馬山近海にありて周年、西南海にありては五月より七月までとす、本邦全岸多少の  
魚獲あらざるはなしと雖も未だ之れか専用魚具なし、只た延繩、駐木、中船、一本釣、手  
線網等にて他魚と共に混獲するに過ぎず、黄海、平安南道の沿岸にありては山東、盛  
京及び關東州より來る清國人の旋網袋網にて他魚と共に混獲するもの尠からず、  
日本人は從來鯛、一本釣、手線網、鮫網等にて他魚と共に混獲するに過ぎざりし  
か、一昨年福岡縣柳川の漁夫、黄海、平安南道の沿岸來りて鮫網を以て試漁せしに  
一網にして五千尾、一隻の漁獲高千圓内外に達し、頗る好果を得たるを以て爾後鮫  
網を用て專業とする漁船大に増加し、其數、本年は十五隻なりき、一ヶ年の魚獲高  
本邦人約一萬八千圓、日本人約三萬三千圓、清國人約一萬五千圓、合計五萬五千圓なるへし。

漁獲高

大魚の處理販賣

本魚は本邦人甚た之れを嗜み、生鮮、鹽藏共に需用甚た廣し、魚獲物は生鮮の儘或は多漁の時は鹽藏して漁場に近き地方の市場又は問屋に托賣す、黄海、平安兩道沿岸にて魚獲するものは清國安東縣龍巖浦地方の問屋より派遣せられたる出買船に賣渡す、出買船は之れを鹽藏して各地に轉送す、支那人の漁獲するものは石首魚及大刀魚と同じく各自親船に鹽藏して貯置き、本國に歸着の上販賣す、又其一部は安東縣の間屋より派遣せる出買船に賣渡すことあり。

さより 鱈 工魚

鱈の分布

鱈は本邦全沿岸に産するもの南海面に多くして西北兩海に遠さかるに従ひ漸次減少するもの如し。

鱈の漁場と漁期

漁場は江原、咸鏡兩道釜山、巨濟島、馬山、統營、巨文島、於青島近海とす、漁期は春秋兩季に涉れども其漁獲最も多きは九月より翌年二月までとす、而して江原、咸鏡兩道にありては九月、釜山、馬山にありては十二月より翌年三月まで、於青島にありては十二月より翌年一月までを最盛とす。

漁具

漁具は本邦人は延繩及び曳網を主とし、日本人は石線網を使用す、石線網は其漁

漁獲物の處理販賣

法簡易にして灣内淺處に使用するか故に寒中時化に際するも尙ほ操業することを得へし、故に他の冬季操業に比すれば出漁日數多く、收利割合に多しと云ふ、一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約二萬九千許なるへし。

漁獲物は本邦人、日本人共に釜山、群山、仁川等、其他の開港場に送りて鮮賣す、多漁のときは鹽藏又は乾製し、間々日本に輸送することあり、本魚は主として在留日本人の需用する所なりと雖も、本邦人も亦た大に之れを嗜好し、時恰も魚類に乏しき時期なるを以て需用甚た盛んなり、然れども元來産額の少き魚類なるか故に都會以外の地方の市場に上ることなし、於青島在住の本邦人は之れを目刺乾となし、群山、仁川、京城地方に輸送す。

さけ 鮭 鱒魚

鮭の漁場

鮭は本邦東海岸及び南海岸の河川に産す、特に豆滿江に溯るもの最も饒多なり、從來各河川の漁場は宮内府の所轄にして人民をして漫に本魚の漁業に従事することを許さず、故に之れに従事せんと欲するものは一定の料金を納めて特許を受けるを例とせり、多くは本邦人にして日本人は僅に本年始めて永興灣内、龍興江に

來漁せる二三組と從來慶尙道洛東江に於て營業せるもの少數あるのみ。

漁具は建網捲網及び地曳網にして日本人は地曳網のみを用ふ、建網は二間乃至三間を距てて徑一寸五分高七尺許の棒杭を立て、之れに幅七尺網目三寸許の網を張りたるものにして河口に設るものは其狀恰も鳥の兩翼を擴けたたるか如きものあり、或は錠狀をなせるものあり、河中に設くるものは河を遮斷して一枚の網を張り之れを距ること四町許の上流に更に河を遮斷して之れに長方形の網を附せり、此網は主として夜間使用するものにして晝間は上流下流共に何れも網は棒杭に卷附け置くものとす、魚其下流を遮斷せる網の内に入るときは河畔の番小舎にある漁夫等は各々手にヤ網を持ちて水中に飛込み之を突刺して漁獲す、其長方形の網に入りたるものは一尺三寸許の棍棒を以て之れを撲殺す、捲網は幅二尺余長二十尋にして之れを使用するには拂曉二人の漁夫各々其兩端を持ち水中に設けたる橋上に座して魚を窺ふ、魚來れば漁夫は身を躍らして水中に飛入り網を曳廻はして之を漁獲す、橋は幅五尺長七尺高四尺許にして四方に柱を立て之れに蓆等を被ひ屋根となす、地曳網は長六七尋幅七尺にして日本人の用ふるもの尙ほ百尋を

漁具及漁法

漁獲高概算

漁獲物處理販賣及價格

超へず。

漁獲高は年により豊凶ありと雖も、今其重要なる河川の平均數を推測するに豆滿江は五十萬尾、揄城江は二三千尾、成川江は三千尾、德地灘及龍興江は二三萬尾と見て大差なかるへし、而して其價額總計十萬圓乃至十五萬圓に達するならん。

漁獲物は豆滿江にありては各地方より來集せる魚商に賣渡す、魚商は之れを牛車に積載して輸送し、途中腐敗に傾くときは之れに鹽を振り撒くを常とす、其他の漁場にありては生鮮のまま其地附近に販賣するのみ、又之れを貯藏するには數片に横斷し、箇々木纖維を通して結ひ、或は脊割となして日乾するものあり、價格は年々多少の差異ありと雖も、本年豆滿江にありては一尾二十五錢、揄城江にては一尾六十錢より一圓五十錢に騰貴し、成川江及德地灘等にありては一尾六十錢なりき。

あぢ 鮎 ウツメ 銀口魚

鮎は大江川、春福川、翠湖江以上路東江の支流錦江、龍興江、南大川等の諸川に産す、名地多少之れを産するものありと雖も、就中其最も盛んなるは大江川にして特に日本人の漁業に従事するもの甚だ多し、漁具は懸釣、捲網及び築にして日本人は捲

鮎の産地



網のみを用ふ、日本人一日の漁獲高約二十貫なりと云ふ、本邦人の漁獲したるものは直に其地方にて販賣し、密陽附近にて日本人の漁獲したるものは水詰となし夜行汽車に托して釜山及び京城に輸送す、価格は密陽附近にて一尾二錢なるもの京城にては二十錢以上に騰る。

うなぎ 鰻 베lemn가 長魚 장어

鰻は本邦東南地方に多く漸次北境に到るに従ひ減少す、本魚は從來本邦人の嗜食せざるものなれば之れか漁獲に従事するものなかりし、明治二十七年の頃日本漁業者洛東江口を主要場として本漁業を開始し漁利漸く減するに従ひ漁場を擴張して蔚山灣、迎日灣、河東江、錦江、漢江及び鳴綠江に及へり、是に於て本邦人も亦た之れに倣ひ、延繩或は抓捕具を用ひて之れを漁獲し、日本人在住の市場に出して販賣す、日本人は主として岡山、熊本、廣島、福岡及び山口の諸縣より來るものにして多く活洲母船に伴はれ、各自二三十圓つもの仕込を受けて漁場に來り、肩幅三尺長一丈三尺許の小漁船に一人乗込み操業す、此漁船は胴の間に活洲を設け櫓及帆各々一箇を具ふ、漁期終れば附近の村落に預け置きて歸國し翌年再び單身渡來するを

鰻の分布

鰻の主漁場

日本人の鰻漁業者

漁期と漁具

常とす、餌料は蝦、蚯蚓、田螺等を主とし、時に或は小魚類を用ふることもあり、漁獲物は總て特約相場を以て活洲船に賣渡す、本年春季河東灣内「マンテキ」を根據地と定めて出漁せしもの約百二十隻、活洲船二十隻に達し一人一日平均五六貫つもの漁獲をなしたり、之れを一漁期に平均すれば約百三十圓總漁獲高一萬五千六百圓餘に上れり、漁期は春秋兩季にして春期は一月より七月迄、秋、季は九月より十一月迄とす、漁具は漕網、延繩、鰻搔、手釣等にして大概延繩と鰻搔とを混用す、而して本魚は時期により棲息の状態を異にするを以て其群泳夥しき初夏の候には主として漕網、春季専ら食餌を求むる時節には延繩、初春、及び秋、期には水冷かにして多くは泥中に潜伏するか故に専ら鰻搔を使用す、其他筒、鮫、鰻網、手押網等にも混獲せらるることあり。

元來本漁業は狹隘なる河川を漁場とし、供給に限あるか故に從來の主漁場にありては已に漁利減退の現象を呈せり、將來相當の保護取締をなすにあらざれば到底回復の見込みなかるへし、且つ重要漁業たるの位地を失ふに至らん、一年中の漁獲高を概算すれば大約三萬三千餘圓に上るへし。

漁獲高概算

白魚の産地

しろうな

白魚

빙어

白魚

白魚は西南沿海に多く、東北沿海に至るに従ひ漸く減少し元山附近にては殆んど見ることなし、体形大にして日本九州有明海に産するものに同しく長さ概して四寸以上に及ぶ、漁期は十二月より翌年二月までとす、漁場の主要なるものは洛東江、錦江、漢江、大同江、清川江、鴨綠江等の各河口とす、漁具は四つ手網、刺網、抄網等を用ひ、又た中船及鰓網にて混獲することあり、又た清國人の鰓駐木網にて混獲するもの少からず、漢江、大同江、鴨綠江等にありては冬季結氷に小孔を穿ち、夜間篝火を焚きて魚を誘致し抄網にて之れを漁獲す、日本人は兩椗袋網を用ふ、則ち洛東江口に於て岡山縣漁民の操業する所なり、又た錦江口にては群山在留の漁民鰓鱗網を用ひて早春の頃他魚と共に混獲するものあり、一年中の漁獲高を概算すれば大約五千圓に達するならん。

はぜ

沙魚

망둥어

忘魚

沙魚の分布、主漁場及漁期

沙魚は六月の頃淡水鹹水相交はる處の水藻又は小石等の間に産卵す、南西沿海の淺所に多く、東北沿海に至るに従ひ稍々減少す、漁場の主要なるものは迎日灣、蔚山

漁具及餌料

灣、釜山灣、洛東江口、馬山灣、汝自灣、錦江口、仁川灣、鎮南浦及鴨綠江口とし、漁期は十月より十二月までとす。

漁具は延繩を主とし、又箭にて混獲す、其他一本釣を用ひて遊漁するもの多し、餌料は蝦、ゴカイ、蠶虫、蚯蚓を用ふ、稀に曳網及ひ四手網を以て漁するものあり。

沙魚の處理、沙魚の價格及漁獲高概算

錦江、仁川及び鎮南浦近海の泥底に棲息するものは泥沙魚と稱し、形体大にして其長さ八寸以上に及ぶもの多し、清水の沙底に棲息するものは形小にして前者に比すれば肉味稍々優れり、本邦人は主として之れを鮮食するも、鎮南浦、鴨綠江口附近にありては鹽藏又は目刺鹽乾となして用ふ、目刺鹽乾は大小二種に類別し、一、串に、二十尾を貫きて販賣す、漁期恰も寒中に際し他の鮮魚に乏しき期節なるかゆへに日本人の需用亦た頗多し、故に同國人在留地には本邦人の之れを行商するものあり、群山及び仁川等に在留の日本漁民は冬季漁業として附近の港灣河口の淺處に延繩を使用して之れを漁獲するものあり、一日の漁獲高四五十斤にして一斤の價格六、七錢とす、一年中の漁獲高を概算すれば大約五千餘圓に上るへし。

えび

鰓

새우

蝦

鰯の種類  
と其多産  
地

鰯去來の  
季節

鰯主要漁  
場

本邦に産する鰯は真鰯、白鰯、車鰯、アカゾエ、及び伊勢鰯の四種にして、真鰯、白鰯を主とし、車鰯、アカゾエ、乏れに次ぐ沿海到る所之れを産せざるはなしと雖も、其多きは稍々淡水の注入せる底質沙泥の内灣とす。春季、三月初旬より沿岸に來集し、夏季、七月下旬に至りて一旦沖合深所に向つて去る。秋季、八月下旬に至れば再び沿岸内灣に群集す。其春季に來るものは、産卵の爲にして秋季に比し群集夥多なり。秋季に來るものは、春季の者に比すれば体形小なり。漁業者の説によれば、秋季漁獲多き時は翌春亦た必ず漁獲多しと、西南沿海到る處本邦人の此漁業に従事するものあり。其漁獲の夥多なる明太魚、石首魚、鰻等の如き重要漁業に次ぐ、特に平安北道清川江口及鴨綠江口にありては清國漁船の輻輳夥しく、其數百隻に上る。是等の漁船は安東縣以西貔子窩に至る沿岸各地より來漁する者にして、清川江口にありては根據地を構へ、運搬船ありて時々自國と漁場との間を往復せり。日本人も亦た來漁す。主として岡山、廣島二縣の漁船にして五里島、國島、汝自灣、光陽灣等を漁場とす。主要なる漁場は、西部沿海にありては、昔浦灣、全州河口、群山近海、淺水灣、仁川近海、清川江口及鴨綠江口、南部沿海にありては、光陽灣、汝自灣、國島、芝湖島、寶城灣及ひ木

漁期

漁具

漁船

本邦人の  
鰯處理販

浦近海とす。

漁期は春秋兩季にして、春季は三月初旬より七月下旬迄、秋季は八月下旬より十月中旬に及ぶ。

漁具は本邦人の使用するものは、箭抄網、弓船及中船等にして、箭及ひ抄網は沿岸に於て最も多く用ひられ、弓船及中船は沖合に於て用ひらる。日本人は漕網及ひ鰯網を主とし、間々打瀬網及ひ箭をも使用する。特に箭は仁川、群山沿海に最も多し。清國人は本邦の駐木に類似せる漁具を主とし、亦た抄網を使用するものあり。

漁船は特種の構造を備ふるものなく、只本邦人の中船漁業には百三十石積位の大船を用ひ、日本人の漁船中特異なるは、岡山縣漁船の内家族を擧げて乗組み居るものあることなり。

本邦人の漁獲したるものは、漁船内に於て各自に鹽藏或は生鮮の儘出買船に販賣す。其生鮮の儘買取したる出買船は自ら之れを鹽藏し、其大形なるものは乾鰯に製して二十尾を一連となし、市場に出す。小形なるものも亦た時として乾鰯に製して販賣することあり。汝自灣、順天灣、國島附近にある弓船は、日本製造業者より前以

て資金を借受け且つ其年の漁期間に漁獲したる鰈全部を其製造業者に賣渡すの契約をなして出漁す其數約六十隻に及ぶ。

日本人の漁獲したる鰈の一部は各種延縄漁の餌料に供すれども其過半は豫め特約せる製造人に賣渡し製造人は漁船と共に漁場に到り附近島嶼に根據地を定め納屋製造場及び乾燥場等の設備をなし製品數量七八百斤以上に及へば運搬船に搭載して日本又は豫め定めたる國島及び芝湖島の根據地に送りて摺鰈に造り、百斤を一捆に包裝して、神戸又は長崎に輸送す。

清國人は清川江口の漁場にありては沙五浦、艾島、外鶉島、雲霧島に根據地を構へ漁獲物は盡く此處に運ひて乾鰈に製し、一旦安東縣に輸送して後ち同地及び他の地方に轉送販賣す、鴨綠江口の漁場にありては其位置恰も自國に接近せるか故に漁獲物は概ね日々自村に持歸りて製造を加ふ、又た時に船中にて熟煮し置き、陸地に到着して乾燥するものあり、一年中に於ける漁獲高を概算すれば本邦人約四十七萬二千八百圓、日本人約八萬九百圓、清國人約二十九萬一千五百圓、總計大約七十七萬五千二百圓許なるへし。

日本人の  
處理販賣

清國人の  
處理販賣

高麗の  
漁獲

あわび 鮑 生腹

鮑は沿海普く之なを産すれども就中饒産するは成鏡南道以南江原道、慶尙北道一帶の沿海、慶尙南道の巨濟島、嶺南道の巨文島、生日島、太郎島、珍島、濟州島、黒山列島及忠清南道の於青島、トルコ島、黃海道の小青島、大青島、白翎島近海とす、成鏡南道、江原道沿海に産するものは主として「クロ」にして慶尙南道以南西南各島に産するものは「マダカ」を主とし「メダカ」を交ふ。

鮑漁業は海鼠漁業と其沿革を同ふし古來本邦人の之れを捕獲するの業徴々として振はさりき、されは日本漁業者のこれに手を染むるに至るや到處鮑の群棲を見ざるはなく其形跡頗る大に、一類の量八百斤以上に及ぶものありて當時潜水器一臺にて一日二百貫匁の鮑を捕獲するは易々たりしと云ふ、而して其創始は今を去る二十五六年前長崎縣人の濟州島に渡航して捕獲に従事したるにあり、是れ實に本邦沿海に於ける日本人潜水器漁業の嚆矢なりとす、爾後本邦に於ける鮑の漁利巨多なること一般の知る所となり漸次日本漁船の數を増加し殊に此時恰も日本長崎其他の地方に於て潜水器漁業の制限令發布せられしかは潜水器漁船の本

鮑の分布

鮑漁業の  
沿革

邦に渡航するもの一時に激増し海鼠と共に濫採酷捕し其結果或は轉して海鼠貽の採收を主とするあり或は全然他の漁業に轉するありて漸く其數を減少し今や當初の盛況を見る能はざるに至れり然れども尙海鼠貽貝帆立貝等と併せ捕獲すると共に近來製品を改良して良品を出すことにより相應の漁利あり而も探檢を遂ぐれば江原咸鏡兩道沿海其他に於て新漁場を發見し得られざるにあらざるへし。

本邦人の採取法

本邦人の鮑を採收するは専ら裸潜に依るものにして從來南部沿岸殊に濟州島に於て婦女の之れに従事するもの尠なからず其總數約一千五百人許なるへし。

日本人の採取法

日本人にありては主として潜水器を用ひ裸潜にて採收するもの亦た多く其數潜水器(海鼠其他貝類を採收す)百三十七臺裸潜漁船六十八艘四百八十五人にして其出漁元は潜水器船長崎縣、徳島、愛媛、大分、廣島、山口、兵庫、新潟等の諸縣とし、裸潜は愛媛、長崎、三重、福岡、兵庫、熊本の各縣なりとす。

期節

潜水器にて鮑を採收するは南部沿海に在りては殆んど周年に涉ると雖も濟州島の如きは夏季七八九の三ヶ月は休止するを通例とし、江原、咸鏡、西道沿岸にては普通夏季より秋季とし、又秋季海鼠漁期に入るの前及冬季咸鏡道沿岸海鼠漁期を

本邦人の所産販賣

終りたる後南下しつつ江原道沿岸に於て採收す、裸潜は例年四月より十月に至る温暖の季間に於てす。

本邦人は採收したる鮑を附近の日本人に販賣するものなきにあらざるも概して各漁村に於ける本邦人の問屋に買収せられ問屋は之れを乾製して本邦内各地に售賣す、其乾製法は肉を殻より外つして糝鹽を施し、能く肉に擦付け置くこと二三日後洗滌して十箇一串に貫き日乾す、之れを全鮑と唱ふ、又産地にては生乾のものを小口切とし食膳に上するものあり。

日本人の處理

日本人は潜水器にて採收したるものは釜山近海にありては生鮮のまま販賣することあれども其大部及其他の方面にありては根據地にて乾製し又は鹽詰と爲して釜山、元山、木浦等の開港場に輸送したる後長崎、神戸に轉輸し該地清國商人の手に依りて清國に輸出せらる、乾製品は元と灰鮑を主としたるも近來は概して明鮑に製せり、江原、咸鏡兩道産鮑は形躰小にして鹽詰原料として適當せり、鮑の鹽詰を製する箇所は江原道、長嶺、尙道、蔚山、釜山、代也島、全羅道の生日島、珍島、濟州島とす、又鮑の介殼は長崎、神戸に輸出す、其價格百斤二圓乃至三圓なり、一年中に於ける

鮑鹽詰

産額を概算すれば大約十萬五千餘圓に上るへし。

本邦人の裸潜業は和布を主とし石花菜搗布鮑を採收し、日本人の裸潜業は鮑を主とし石花菜和布貽貝等を採收す、近年日本人の裸潜業者逐年増加するに至れり、従業者は男女共に之れあり、一般の乗組は八人乃至十人にして其組織は他の漁業と趣を異にし概して捕獲物を買集するの契約より成る、即ち食料を營業主より給與し漁獲物は豫約價格を以て營業主に於て買收するものとす、故に各自競ふて採收し其勤勉なる他業者の比にあらず、日本人の潜水器漁業に關する組織等は海鼠漁業に同じ。

なまこ 海鼠 行合 海參

本邦沿海に産する海鼠に突起高きもの低きもの及躰色赤きもの帶青黒色のもの等種々あり、威鏡北道豆満江口以南慶尙兩道沿海を経て全羅南道所安島附近に至る間に産するものは突起高く躰色帶青黒色にして濟州島近海に産するものは突起低く躰色赤し、沿海普く之れを産すれども就中多産なるは威鏡、江原、慶尙、全

羅各道の沿海にして忠清道の於青島、黃海道の大青島及小青島近海も亦た其生産少なからず。

海鼠漁業は古來本邦に行はれしと雖も其漁法の迂遠なるより産額僅少なりき、今を去る二十五六年前日本長崎縣人の本邦沿海に於て本漁業を開始するや、到處海鼠の棲息饒多にして其漁利頗る大なりしより爾來日本人の潜水器漁船年と共に増加せんとするに際し、恰も長崎縣其他に於て潜水器漁業の禁止制限令發布せられたる爲め是等漁業者は滔々として本邦沿海に出漁するに至り、今より十年前の如きは漁船數二百餘艘に達し、當時日本人の本邦沿海漁業中最盛のものたりしなり、同時に競漁濫獲の弊に陥り日本人の通漁に便利なる南部沿海にありては漸く漁利の減少を來たせしかば日本通漁者の組織にかかる朝鮮海通漁組合は鮑と共に漁場區域を制限し共に蕃殖を保護せんとせり、爾後轉座業者相蹴て起り一部は濟州島方面に退き、一部は北移して江原、威鏡兩道方面に進み、今や往時の盛況を見る能はざるに至りし、然れども東北部威鏡道及江原道沿海に就ては尙漁場の餘地廣く海鼠の棲息饒多にして漁利も亦た尠なからず、近年本邦人にありても潜水

海鼠の著  
名漁場

器漁業を營むものに至れる等未だ本邦重要漁業の位置を失はず。  
現今著明の海鼠漁業は咸鏡道にありては、羅津灣、楡津沙湖、龍左井湖、梨湖、遮湖、馬養島近海、永興灣、江原道に在りては、致弓、金蘭、頭白、南涯、長箭、靈湖里、味口、味、猪津、黃金、巨津、鵝也津、東津、注文津、沙川、漢津、佛來、長臂里、厚生浦にして慶尙、全羅兩道にありては、釜山近海、巨濟島、欲知島、蛇梁島、南海島、安島、突山島、金熬島、損竹列島、巨文島、濟州島、楸子島、黒山列島、所安島、生山島、忠清道於青島及黃海道に於ける大青島、小青島等とす。

漁具

漁具は本邦人は從來桁網を主とし或は錯を用ふるものあり其潜水器を用ふるは咸鏡道沿岸に於て稀れに見る所にして清國人との共同經營にかかれり日本人は總て潜水器を使用し一時回轉式潜水器を使用せるものありしも其構造桁杆式に比し密なる出漁中損所を修理するに困難なるを以て近時は之れを使用するもの殆んど其跡を絶ち桁杆式潜水器のみとなれり其漁具の員數は本邦人に在りては桁網約三百統、錯約二百五十具、潜水器三臺とす日本人に在りては潜水器百三十七臺にして内本邦に土着せるもの元山に三十臺、釜山に五十臺、濟州島に三臺其他

漁期

は通漁せるものなり。  
漁期は咸鏡江原沿岸は春秋二季に止まり夏冬は休止す其冬季休業するは寒氣の酷烈なるに由れり釜山以西南は殆んど周年にして就中春秋二季を盛期となすも濟州島沿岸に在りては十二月より翌年二月までの間に於て黃海道は春より初夏に至る間とす。

釜山近海及濟州島附近に於て營業せる日本潜水器漁業者中江原道の鮑を採集しつつ漸次北に進み秋漁期に入れば咸鏡道の海鼠漁に従事し十一月初旬に及び再び江原道の海鼠及鮑を採取しつつ釜山に歸るを例とするものあり日本人の出漁元府縣の主なるものは長崎、兵庫、徳島、山口等にして近年船數の減少に伴ひて自から漁獲を増加し各相當の漁利あるに至れり。

需用

本邦人は從來漁獲したる海鼠を鮮食するも多くは煎海鼠として之れを貯ふ本邦人は海鼠を以て補血強腎に特效ありとし甚た貴重せり山間僻地に住する者に於て虚弱を治せんか爲め海岸に旅行し生鮮海鼠を食するものありと云ふ其潜水器にて漁獲したるものは清國人向海參に製し元山居留地清國商人等に販賣せり

日本人の漁獲したるものは總て漁場附近の海岸に於て海參に製す製法に藍製炭製の二法あり。

(一)アイ製 漁船漁場より根據地に歸るや納屋番は漁船より海鼠を受取り直に煮熟す煮熟は前後二回にして最初は海鼠脱腸(肛門部を庖刀にて縦截す)したるものを沸騰淡水中に投入し時々攪拌して煮沸七分目の程度に於て抄ひ上げ水分を切り食鹽を糝加し一晝夜乃至二晝夜放置す加鹽の量は海鼠一樽(四斗樽)に付夏季は二升五合冬季は二升七合とす鹽漬を終れば樽より取出し水を注ぎて附着物を去り更に水一斗に綠礬五匁及クワレド七匁を溶解し沸騰せしめたる中にて約十五分間煮沸し抄ひ出して日乾す往々着色品を用ひざるものあり普通原料一樽より海參十二三斤を得へし。

(二)炭製 腸を脱したる海鼠を海水の沸騰中に投入し攪拌煮沸すること七分目に抄ひ上げて一樽に付食鹽六升の割合を以て四五日間漬け置き後其鹽汁と共に再び釜中に投して煮沸し度を計ひて抄ひ上げ未だ冷却せざる間に松炭の粉末を糝掛け着色す製品百斤を得るには原料五樽半を要す。

右二製品中炭製は多く元山に居留せる潜水器業者の行ふ所にしてアイ製は釜山に居留せるもの及釜山近海以西北に於ける同業者の行ふ所にかかれり炭製は概ね浦羅斯德に向け元山港より直輸出せらるるも近年元山居留西島商店に於て清國芝罘に直輸出を試み既に兩三回實行したりと云ふアイ製は素より清國人向なるも其輸出に二途あり一は一旦日本長崎又は神戸に輸出し彼地日本商人の手を経て清國商人の手に渡り更に清國に輸出せらるるものと釜山港より直ちに清國に向け輸出せらるるものとを是なり。

價格は元山地方にての取調に依れば百斤に付炭製二十圓乃至三十五圓アイ製卅五圓乃至六十五圓とす又濟州島にての取調に依れば同島産上等天形のもの七十圓次等(小形のもの)四十圓乃至五十圓江原道沿岸産四十五六圓なりとす日本潜水器業にして資力豊かなる者は直接長崎又は神戸に輸出するも資力乏しき者は漁場より開港地(元山釜山其他)に廻漕し日本人若くは清國人の海産物商に售賣す其仕込を受けたるものは豫約日本人の間屋に依りて多く長崎又は神戸に輸出販賣せり近時一年中に於る海鼠及其製品産額を推算すれば大約廿七萬六千餘圓に達すへし



潜水器漁船は肩七尺乃至八尺構造一様ならざるものを用ひ一隻に潜水夫一人船頭一人網持一人水夫六人乃至九人を使用す水深淺き個所に於ては水夫を四五人に減し總員七八人にて従事することあり船員雇入方法は全部給料法を以てする船頭網持水夫は給料法により潜水夫に限り漁獲歩合法を以てするとの二種あり元山方面にありて前法を探るものは一ヶ月給料船頭網持十圓乃至十二圓水夫八圓乃至十圓潜水夫二十五圓乃至三十圓にして其後法を探るものによりては漁獲海鼠一樽毎に八十錢を潜水夫に配與するものとす而して二法共に船員の食料は營業主に於て負擔せり元山方面に於ては近時船員殊に潜水夫缺乏し且つ素行常ならざるもの多きを以て中には新に日本より雇入るものあり日本より雇入る場合の嵐車嵐船其他の必要旅費は片路若くは往復共雇主より支辨するを例とす日本より年々通漁する潜水器漁船に在りては雇主被雇者相互間の關係概して圓滿なると共に被雇者間にありても甚だしき悪習あるを聞かずと雖も其本邦に土着營業せるものの中には種々の悪習あり蓋し冬季四ヶ月間は全然休業するものなるに漁夫は其間何の爲すことなく坐して來漁期を待つの有様なるを以

て自ら飲酒惡戯に耽るは免かれざるを以てなりされは土着潜水器漁船か來漁期に於ける漁夫を雇備せんには自然普通水夫一人に付十圓乃至二十圓潜水夫一人に付三十圓乃至五十圓の前貸を要することとなり時としては二重貸を爲すことなきにあらすと云ふ畢竟休業中坐食するに由るものにして此等の弊を矯正せんには相當職を授くるに若かさるなり近頃釜山元山の兩地に於ける潜水器業者は弊風を矯正し且つ一般遭難者を救護し以て同業者の福利を増進するを目的として斯業組合を組織し漁夫に前貸を爲さざること給與を一定すること漁夫の雇入には必ず前雇主の承諾を経へざること其他漁船漁夫の遭難を救護すること等を規約し且つ兩地方面に出漁する潜水器業者をして之れに加入せしむるの方法を講せりと果して此規約は以て這般の弊風を矯正するに足るや否や。

潜水器漁業者の出漁地に於ける状況を見るに彼等は漁場附近適宜の地を卜して納屋を構へ此處を根據地として日々海鼠を捕獲し之れを根據地に持歸りて海參に製す現今に在りては漁業者自ら漁獲物を處理し別に製造擔任者を設けざるを常とす製造に要する器具は普通平釜徑二尺三四寸二個四斗樽二十個筴二十枚水樽

一、荷柄、杓、大小二個及金網、小權、鉤、各一本なり、釜場は別に屋根を用ひず。

出漁に當りては豫め右等の納屋材料製造用具の外食品及食鹽等を漁船に積載す、資力乏しくして他の仕込を受くるものに在りては出漁準備期中の米鹽等を時々出漁根據地に引き代ふるに製品を根據地より輸送して之れか販賣方を委託し漁期終了し歸港の後決算す、此種資本の融通を受くるもの、問屋に支拂ふ金利は月三分乃至四分にして而も供給を受くる米鹽雜貨代は普通の市價より不廉なり、此他製造委託販賣手数料として普通三分を支拂らへりされは問屋の利潤多大なるか如しと雖も是等仕込を受けたる潜水器漁船中往々製品を拔賣するものあり、決算に當り問屋に於て收支相償はさるものなきにわらず、要するに是等の弊害を矯正し漁業の組織を改め海鼠製造法を改良すると共に清國に直輸出を爲すは海鼠漁業上目下の緊要事たるべし。

かき 牡蠣 石花 石花

本邦沿海に産する牡蠣の種類はナガガキ、イタボガキ、マガキにして沿海普く之

れを産す、れども就中饒多なるは威鏡、北海道、山灣の黄魚浦、同南道の永興灣内に於ける西北部、松田灣、慶尙北道、洛東江と加徳島との間に於ける海峽、同南道、榮山江口及京畿道、仁川近海、黄海道、スニ島、の北東に横はる龍威島、平安北道の鴨綠江、外鏡山半島に至る海岸、嶺南列島とす、黄魚浦は主としてチガガキを産し、近く五、六年前より採收を始めたる所にして當初は該貝の蕃殖尠しく貝亦長大しにて殻高一尺三、四寸に達するもの珍しからず、該浦は周圍約一里餘の灣澳にして水深二、三尋最深の箇所にて四尋内外に止れり、元山居留清國商人並に日本商人及雄基附近に在留せる日本人の計畫に依りて一時盛んに採收したる結果今は頗る其蕃殖を減少せり、松田灣は主としてマガキ、イタボガキを産し、古來本邦人の年々之れを採收する所なりし而して元山居留日本商人の之れを買收して乾蠣に製造し清國輸出品に供するに至るや附近日本人の是れに倣ふて買收に従業するもの逐年増加し産額亦著しく増加せり、同灣は分布區域頗る廣濶且つ水深きを以て蕃殖力減することなく現今引續き相當の收穫あり、加徳島附近にてはマガキ、イタボガキを産し従來沿岸本邦人之れを採收す、榮山江口は住古之れか蕃殖尠なからさりしも水流

急迅地盤に變動を來し一方之れを採收するの業較々盛んなりし爲め現時は自然産のもの大に減少し殆んど之れを採收するものなきに至れり然れども之れに人為を加へて蕃殖を圖り後順次に採收するは該貝自然の習性に適應せるの業なるより近年に至り日本人の同江口に於て之れを養殖業の免許を受け事業に着手せるもの三組其面積合計五拾町九反三畝十九歩に及へり仁川、近海に在りては本邦人之れを採收し仁川京城に輸送して生鮮にて售賣する外鹽藏して之れを貯ふ黄海、龍威島に在りては日本八此に移住して本邦人の採收したるものを買集し清國輸出向干蠣に製す又殼を燒きて牡蠣灰をも製造せり鴨綠江外に在りては干潮に際し沿岸本邦人の僅に採收するを見るのみ。

之れを要するに採收したる牡蠣を買集し之れを乾蠣に製するの業は日本人に於て營めるものありと雖も之れを採收は全然本邦人の營む所に係り其採收法は咸鏡道にては漁船に三三人乗組み牡蠣棲息場に到り先づ水竿を以て船を留め置き木製長柄の熊手を以て掻き上くるか又は木製貝狹を以て狭み上くるを普通とす加徳島沿岸にては長き木柄を附しれたる鐵製の熊手を以て掻き上げ採收し鴨綠江

外の如きは手鍬を以て鉤け上げ採るに止まれり。

採收期は咸鏡道方面は例年四月より六月まで及九月より十月までの二季とし加徳島附近にては十月より翌年四月に至る間其他は温暖の季節に於て時々採收せり採收に従事するもの永興灣にありては約百五十人黄魚浦に在りては一時漁船數八百隻人員二千人以上に達したりしも今は大に減少したり加徳島附近にありては二十四五人其他の沿岸は概ね他業の餘暇に於てするに止まり専業とするもの少なし。

前記する如く牡蠣採收業は現今専ら本邦人の營む所にして咸鏡道にありては多く日本人の貿易商より前借多く米穀にてすを爲し代ふるに採收製造したる乾蠣を豫約價格を以て取引す一時黄魚浦に在りては採收したる牡蠣の生肉を日本人に供し日本人の手に於て之れを乾製したることあり此方法に依るときは分業となり本邦人は採收一方に係り其肉扱は採收に従事する者の家族多く婦女之れを分擔し双方利益なるも日本人に於て遠く出張製造を營むの面倒ありとて今之れを行ふものなし該方面に在りては専ら清國輸出向乾蠣に製造し概ね元山居留日本商



は他の漁船に販賣す年中に於ける漁獲高を概算すれば大約二萬一千圓内外なるべし。

「イイダゴ」及び「アシナガダゴ」は主として餌料に供するものにして本邦人日本人共に之れを使用す故に本邦人は其需用に應せんか爲め之れを漁獲するもの多し之れに従事するものは悉く婦女子にして一日の漁獲熟練なるものは能く百頭以上に及ぶも三四十頭を普通とす漁獲したるものは經一尺深七寸許の素焼壺又は小桶に八分許海水を盛りたる中に投して貯ふ投入の割合は一壺に十七八尾とす時々潮水を易へ五、六日間貯ふことを得へし而して隨時漁業者の需要に應じて販賣す價格は一頭に付春季は十二文夏季は三文内外とす本魚は本邦人の嗜好する所にして生鮮なるを食用すと雖も「マダゴ」は多く乾製す其法、体の幹部に割竹を挿入して之れを隋圓形に張延し外皮を剥きて素乾す乾上りたるものは表面に白粉を生し外觀頗る美にして日本産袋鰯に酷似す祝宴等の際に用ひらるか故に販路頗る廣く全國到る處の市場に販賣す價格亦た賤しからず「イイダゴ」は餌料に供するの外生鮮なるを食用することあれども乾製することなし。

乾製法及販賣

漁場

本邦に産する鳥賊に「マイカ」「スルメイカ」「ヤリイカ」「ミヅイカ」の四種あり「マイカ」及び「ヤリイカ」は西南沿海一帯に多し、東北海に至るに従ひ漸次減少し、元山地方には殆んど見ることなし「スルメイカ」は江原道及び南海に産し西海に見ること甚た稀なり「ミヅイカ」は南海沖合の島嶼間に秋季多く來游を見るも未だ其産地を發見せず。

いか 鳥賊 오징어 鳥賊

漁場は「マイカ」は全羅、忠清兩道の沿岸以西に涉り其主要なるは南海島、國島、嶺島、七山灘、隔音列島、燧島、鹿島、江華島、龍威島、巡威島、大和島、磐城列島沿海等とす「スルメイカ」及び「ヤリイカ」は共に巨文島、楸子島、濟州島等を主とし「ミヅイカ」は太郎島、巨文島等の近海に於て「ヤリイカ」と共に混漁するのみにて未だ主要漁場を發見するに至らず。

漁期

漁期は「マイカ」は四月より六月まで「スルメイカ」及び「ヤリイカ」は共に三月より五月まで「ミヅイカ」は九月より十一月までとす。

漁具は本邦人は一本釣を主とし又手繰網及箭にて他魚と共に混漁することあり

漁具

り、日本人は敷網一本釣等を主とし、時に鮫鱈網手繰網及び曳網等を用ひて他魚と共に混漁することあり、一本釣は本邦人、日本人共に擬餌釣を用ふ、其構造は竹木鹿角鉛鐵等の先端に多数の釣を附し、柔魚、鯖、鱈等の光澤ある外皮を巻きたるものなり、晝間は釣糸を長くして水底に垂れ、夜間は釣糸を短くして水面に用ふ、又た夜間は篝火を焚きて魚を誘致す、一年中に於ける漁獲高を概算すれば大約二萬五千圓内外なるへし。

本邦人は生乾共に嗜好すと雖も多くは片肺に製す、片肺は鰯に似て只た其形を異にするのみ、則ち脚を去りて乾燥したるものなり、又脚を存するものあり、國內一般に需用せられ市場到る處に之れを見ざるることなし、日本人の釣獲したるものは多く船中にて腹部を開き、内臓を去り、能く洗滌して鰯に製し、網獲したるものは大概他の混獲物と共に生鮮のまま販賣す。

いがひ 貽貝 カシ 紅蛤

貽貝は本邦沿海普く産すれども就中其生産饒多なるは成鏡南通永興灣口以南

漁法

處理

貽貝

分布

漁具

日本人漁具

漁期

處理

原道及慶尙北道沿海一帶殊に巨濟島鎮海灣口、慶尙道の欲知島、安島等とす。

本邦人は從來「ヤグパン」と唱ふる三角形の搥網に長き竹柄を附したるもの及び「シリツテ」と唱ふる鐵製鑿様のものに長柄を附したるものを以て之れを採收す、日本人は潜水器又は裸潜にて之れを採收するも多くは海鼠又は鮑漁業の餘暇に於てするに過ぎず、該貝の蕃殖饒多にして江原、成鏡兩道沿岸の如き疊々相重なり手を入るるに餘地なきまでに着生せるに拘はらず其採收の振はさる所以のもの其漁利尠なきに非ずして之れを採收するよりは海鼠、鮑を採收するの利益夥多なるに因るならん、徳島縣の潜水器漁船は慶尙南道の欲知島を根據として専ら同近海に之れを採收を爲すことあり、又三重縣志摩より來れる裸潜業者は近年成鏡南道永興灣口に於て、石花菜、鮑と共に採收すること尠なからず。

本邦人は漁船一隻に漁夫二、三人乗組み例年二月より十月に至る間に於て採取し、日本人は潜水器に在りては十一月より翌年四月までの間、裸潜に在りては五月より九月までの間に於て採收せり。

本邦人は生鮮にて需用するものあるも、多くは素乾製となす其法は肉を殻より

算額概

外つし大は一箇宛小は串刺となして日乾す、補腎に奇効ありとし一般に嗜好需用するの風あり、日本人の採收したるものは各自根據地に於て之れを乾製して淡菜となし釜山、元山を経て長崎、神戸に輸送し清國商人の手に依り清國に輸出せらるる其製法は介殼のまま釜中に投し殼の開くを度として釜中を掬ひ上げ肉を介殼より外つし簀上に並べて日乾するにあり。

一年中に於ける産額は本邦人の漁獲高大約四千圓、日本獲夫の漁獲高大約一萬八千圓計三萬二千圓許なるへし。

貽貝より真珠を出すこと少なからず、真珠としての價值大ならずとも雖も罕れに瑠璃色の光澤を具へ裝飾品に供すべきものあり、共に日本に輸出して真珠商人と取引す。

あまのり 海苔 海衣

海苔生産地

本邦に産する海苔は葉面肥大にして單生なるものと累葉枝出するものとあり前者は風味佳なれども後者は稍や劣れり、其形大なるは幅八寸長さ一尺に達するものあり沿岸普く之れを産すと雖も其最多きは蔚山灣、洛東江、河東江口、長直路海

河東江口に於ける海苔養殖の起原

莞島、荏子島、蚬島及び於青島とす、河東江口にては魚菜を樹てし之れを養殖すること盛んに行はる長直路海にても亦た行はるれども未だ盛んならず、其天然生なると養殖せるものとを問はず本邦人は之れを採收し漉きて乾製販賣す。

河東江口に於ける海苔養殖業の起原に就ては確かなる記録の存するものなく只た古老の口碑によりて察するに少くも二百年以前にあるもの知し、其傳ふる所によれば一老嫗あり海岸に出て貝類を採り居たるに偶々木片の流れ來るに値ふ之れを見れば滿面に海苔を着生す採りて其味を試れば頗る佳なり、是に於て人工を以て竹木を水中に樹て置けば亦た斯の如くなるへしと思ひ、其翌年魚菜を設けたるに果して良果を得たり、當初は採收の後ち直に乾燥して食用に位するに過ぎざりしか何時しか藁簀を用ひて漉製するの法を發見し販路亦た擴張するに従ひ本業に従事するもの大に増加し今日にては重要な産業となれり、其區域は河東、奕山、光陽、昆陽の四郡に宣り、其最も盛んなるは光陽郡にして沿海到る處に魚菜を見る光陽郡以外の地方は何れも周圍一里内外なる島嶼にして面積狭小且つ峻坂多く、其幾部を開墾して麥粟の耕作に従事すと雖も僅に島民糧食の一助たる

に過ぎずして年中の生計を維持するに足らず、故に専ら島民は老幼婦女子に至るまで本業に従事して生計費の七八歩を收得す、餘衆は何人も隨意に設置することを得ず、其場所は祖先以來所有權を所有すること、田圃山野に於けると異なることなく、賣買抵當の物件となすことを得故に貧者は漸次富者に併呑せられ年を追ふて貧富の懸隔を生ず、賣買の價格は一反歩に付き約四十五圓乃至五十圓にして一年間貸借するもの約四圓五十錢乃至七圓なり、光陽郡にては大抵一ヶ年間の契約を以て賃借し營業するもの多し。

製造は粗悪にして創業後年所の久しきに似す甚しき改良進歩の跡を見ず、其法先づ着生後四十日乃至六十日を経て之れを採取し、鹽分を去り塵埃を除き、粗上に於て細切して長一尺、幅八寸許の藁篋の上に載せらる長八寸、幅五寸許の木枠の内に約一勺許の割合にて投入し、之れを水槽中に浸し、海苔を篋上一面に均等ならしめて後ち水分を滴らし、木枠を去る、斯くて四、五十枚に至れば乾場に運搬して日乾す、乾場は別に設備あるにあらず、單に家屋の棚壁又は丘陵の傾斜面等を以て之れに充つ、此處に排列して曝乾し、日没前に之れを取込み、乾上りたるものは剝取り然ら

製法

産額

は翌日再び曝乾す、斯くて製了したるものは四十枚を一束となし、藁或は段等にて之れを括り、河東市場に出して販賣す、又全州、公州、羅州、光陽浦、木浦、仁川、京城附近より買集の爲め來りたる商人に賣渡すものあり、價格は年の豊凶によりて差異あり、と雖も、一束に付き四十文乃至五十文なるを普通とし、凶作の年には七十文に騰貴することあり。

産出額に就ては未だ正確なる統計の徴すべきものなし、と雖も河東江口附近に於ける製造業者戸數約五百戸にして、一戸壹萬枚を製出するものと見做し、一束五十文として計上せば、價額六萬二千五百貫文、即ち日貨十二萬六千圓に上る、尙ほ此他の地方に於て岩石より採收して製造するものを合算せば、全國の産出額約十六萬六千圓に達するならん。

ふのり 海蘿 加士里 カサリ

海蘿は南部慶尙道、全羅道の各沖合島嶼、忠清道の於青島及び黃海道、白翎島近海に生産す、中主要産地は全羅道の珍島、所安島、濟州島、楸子島、莞島等にして、初春の候干潮線上の岩礁に着生す、是等の岩礁は概して其地方部落の専有に係り、濫りに

海蘿の主産地



他人の採收を許さず、又自村内の者と雖も一定の期間外に在りては採收せしめざるの慣行あり、鎌又は介殼を以て之れを掻き集め、乾燥して木浦釜山等に輸送し日本商人に賣渡す、日本商人は一部は之れを洒干し大部は原藻の儘更らに大阪に輸出す、其洒干したるものは多く日本人の屋根漆喰、其他壁塗用に供し、日本に輸出するものは百斤乃至百五十斤入の蕨包となせり、品位は珍島産を以て最上とし、日本に於て最優等品たる肥前五島産に譲らすと云ふ、其産出季節は四五月頃に終る一ヶ年産額は約八萬圓内外に達し本邦南部地方に於ける重要水産物の一稱とせらる。

てんぐさ 石花菜 ウデガサリ 牛毛加士里

本邦に産する石花菜は、マクサマクサ、ヒラクサヒラクサの二種にして、マクサを主とす、成鏡、江原、慶尚、全羅の各道沿岸に分布し、其饒産地として現今知られたるは成鏡道の永興灣内外、江原道の致弓灣、慶尚道の蔚山灣、釜山近海、巨濟島、安島、全羅道の珍島、所安島、濟州島とす。

従來南部に於ける本邦人婦女の裸潜に依り採收するのみなりしか、近年日本人

の採收に従事するもの頗る増加し來れり、殊に永興灣、致弓灣の如きは古來未だ曾て採取に従事するものなく、漸く昨年に至り、始めて其饒産地たるを發見したるものなり、されば水深二三尋より九尋乃至十尋に至る岩礁一帯に夥しく繁茂し、裸潜婦一人にて一日能く六十貫匁以上を採收するは容易なりと云ふ、是等日本人は三重、長崎、山口、大分等の諸縣より來るもの概ね營業主と共に母船に乘組み來り、石花菜の外貽貝、鮑、和布をも採收す、採收物は豫約價格を以て全部營業主に於て買取するの法を採れり、石花菜は岸上に乾燥し、原藻の儘十五、六貫入蕨包となして神戸、大阪に輸送す、本邦人の採收したるものは總て日本人に賣却す、本邦人の之れを採收するに至りしは日本人の之れを買収するものあるに依る、採收期は五、六月より十月頃迄の間とす、最近一ヶ年産收に係るもの約二萬圓、日本人の採收に係るもの約四萬圓、計六萬圓内外なるへし。

こんぶ 混布 海帶 ヘチ 又 コンブ 豆昆布

本邦に産する昆布は「ナガコンブ」の一種にして、成鏡南道、西湖津以北沿岸一帯に産す、北方に至るに隨ひ分布漸く厚く、就中城津の東北方舞水端以北、魚大津に至る

沿岸青津の東北方小西水羅近海、豆滿江口右岸西水羅近海を最多とす、舞水端附近に産するものは藻体細小にして幅二寸内外長二三尺に充たさるも此處より北するに随ひ、稍々長大なるものを産し、幅三四寸長五尺内外に達するものあり、多く水深二三尋の沿岸岩礁上に簇生す、從來専ら本邦人の採收する所に係り、最も盛んなるは葛麻浦にして、之れに欠くを西水羅小西水羅とす、葛麻浦は舞水端岬角の南西面灣入せる個所に在り、人家二十餘戸、毎年季節に至れば遠く江原、慶尙兩道地方より採收業者集合し來りて沿岸に納屋を構へ、盛んに之れを採收に従事す、一般に長柄の鎌及び巻取竿を用ひ、小船又は岩礁上より採收したる昆布は鍋中にて煮ること少時砂上に展開して乾燥す。

採收期は夏季六七月頃にして其出盛りに於ては葛麻浦の如き之れを積載する爲め態々汽船の寄港するを例とす、販路は本邦内にして、一旦之れを元山に集積し、後ち各地に分輸せらる、一年の産額約四萬圓内外に上るへし。

若布の主産地

わかめ 若布

甘藷

若布は咸鏡、江原、慶尙、全羅の各道沿海に産す、殊に咸鏡道中部以北江原道及び慶

産額概算

尙道の北部に多し、從來若布の着生多き礁は概ね本邦人の専有者ありて、猥りに他人の採收を許さざるの慣行あり、本邦人頗る之れを賞食し、特に忠清道地方の農民産婦は産後必ず之れを食するの風習あり、日本人亦之れを嗜食するを以て、販路頗る廣潤なり、現今専ら本邦人の採收する所に係り、咸鏡、江原地方沿岸にては多く、斯採し、或は風浪の爲め沿岸に漂着するを拾採す、南部沿岸にては裸潜之れを採收せり、一ヶ年産額江原道沿岸のみにては三百束、價額壹萬貳千圓、其他の沿岸を通ずれば約五萬圓なるへく、合計六萬貳千圓に達すへし。

附録

本邦に生産すると否とを問はず水産物の名稱を日本名稱と對照すれば左の如し。

水産物日韓名稱對照表

日本名稱	韓國名稱	日本名稱
いわし	멸치	鰺魚 鰺魚
いか	오징어	烏賊魚 烏賊魚



いな  
いるか  
いわな  
いかなご  
いだ  
いせえび  
いわだこ  
いがひ  
はも  
はぜ  
はなたれだひ  
はや  
はまぐり  
はいがい

鮪  
海豚  
鮠  
玉筋魚  
龍蝦  
岩章魚  
貽貝  
鮓魚  
沙魚  
鮠  
蛤  
伏老

동어  
不詳  
全  
全  
全  
가제  
문어  
홍합  
봉장어  
망둥이  
호도미  
不詳  
익합  
不詳

冬魚  
蟹  
文魚  
紅蛤  
忘魚  
費道味  
白蛤

にしん  
にべ  
ほら  
ほをぼう  
ほたてがい  
ほつきがい  
ほや  
とびえひ  
とじよう  
とこぶし  
とりがひ  
ちぬ  
たつとせい  
たこぜ

鮪  
鮠  
鮓  
帆立貝  
北寄貝  
石蛸  
鳶鱈  
鮓  
腹魚  
鳥貝  
海鯽(黒鯛)  
臘納獸  
鱈

청어  
민어  
송어  
不詳  
갈이비  
不詳  
不詳  
미가오리  
미꾸리  
不詳  
全  
익도미  
하구  
不詳

青魚  
民魚  
崇魚秀魚  
鮓魚  
黑道味  
黑刀味  
海狗

わかさぎ  
わかめ  
かれい  
かつを  
がんぎゑひ  
かます  
かながしを  
かわうろ  
かははぎ  
かに  
かき  
がざみ  
かひ

鰯  
公魚  
若布  
鱧  
鱈  
鮮  
火魚  
水細  
鰻魚  
蟹  
鱈  
冠蟹  
貝

약어  
不詳  
메역  
광어  
물치  
홍어  
불  
불  
수달  
불  
계  
계  
계  
계  
조리

鰯魚  
甘藷  
廣魚  
鱈魚  
火魚  
水細  
蟹  
石花  
蟹  
蛤

からすがひ  
かじめ  
たひ  
たら  
たちのうを  
たこ  
たいまい  
たいらぎ  
つのだじ  
ねこざめ  
なます  
なまこ  
うなぎ  
うはざめ

蚌貝  
搦布  
鯛  
大刀魚  
蛸  
瑤瑁  
王蚌貝  
猫鮫  
鯨  
海鼠  
鰻  
姥鮫

不詳  
不詳  
도미  
대구어  
갈치  
락다  
티모  
不詳  
全  
함복상아  
미에기  
히습  
빔장어  
기름상아

道味, 刀味  
大口魚  
刀魚, 葛治魚  
絡蹄, 小八蛸  
大八蛸 (文魚)  
玳瑁  
海參  
長魚

うじ  
のこぎりさめ  
のり  
くじら  
ぐち  
くろいを  
くつろこ  
くらげ  
まながつを  
ます  
まてがい  
ふか  
ぶり  
ふぐ

海膽  
海苔  
鯨  
石首魚  
黒魚  
牛舌魚(靴底魚)  
水母  
魷  
鱈  
竹蠟  
鱒  
鱒  
河豚

不詳  
음상어  
김  
고리  
족외  
不詳  
소달  
회파리  
병어  
송어  
구신맛  
상어  
방어  
부

海衣  
鯨  
石魚  
瓶魚  
松魚  
鱈  
鯨魚(鯨魚)  
魷魚  
河豚

ふな  
ふのり  
このしろ  
こち  
こひ  
こんぶ  
えひ  
えろ  
えつ  
えび  
てんぐさ  
あなご  
あら  
あじ

鮎  
海羅  
鯨  
鱒  
昆布  
鱈  
鮎  
鱈魚  
蝦  
石花菜  
海鰻  
鱒  
鱒

붕어  
가수피  
전어  
남태  
링어  
곤포  
다시마  
가오리  
不詳  
全  
새우  
우모가수리  
바다합장어  
不詳  
全

鮎魚  
加士里  
鯨魚  
昆布(小)海帶(大)  
鱈魚  
蝦魚  
牛毛加士里  
海長魚

あごう  
あんこう  
あゆ  
あざらし  
あげまき  
あわび  
あじか  
あさり  
あかにし  
あらめ  
あたのり  
あたさ  
さは  
さはら

赤魚  
鮫鱈  
鮎  
海豹  
鮑  
海驢  
鯛  
紅螺(赤辛螺)  
荒布  
青苔  
鯖  
鯖

不詳  
아구  
온구어  
不詳  
죽합  
성부  
不詳  
참조기  
소라고동  
不詳  
파리  
不詳  
고동어  
망어  
상치

銀口魚、銀魚  
竹蛤  
生鰻  
古道魚  
亡魚一名麻魚

さより  
さけ  
さかたぎめ  
ささゑ  
さだひ  
きすこ  
ぎんほ  
めんたい  
めぼる  
みるくい  
しび  
しもぐさめ  
しらずな  
じやこ

鱈  
鮭  
茶螺  
鱈  
明太魚(北魚)  
自張魚  
鮎  
樺木鮫  
白魚  
蝦蟇

공자  
연어  
죽상아  
참고동  
고동  
不詳  
비도라지  
명태  
천령어  
不詳  
不詳  
키서아  
빙어  
가제

工魚、公魚  
鱈魚  
明太魚、北魚  
白魚  
蟹

しほふき	しじみ	ひらめ	ひら	ひじき	もがい	すすき	すつぽん	すなめり
鱧吹	蜆	鮭	鱒	鹿角菜	藻貝	鱸	魷	滑魚
시조기	不詳	가자미	준치	不詳	고막조기	송어	자라	不詳
		加魚	俊魚			鱸魚	魷	

第二章 水産物養殖

從來本邦人に依つて營まるゝ養殖業として見るべきは唯海苔養殖の一あるのみ、其他牡蠣伏老の養殖を營むものなきにあらざるも規模小にして一の蓄養として見るに過ぎざるなり、(牡蠣は光陽灣内の河東河口伏老は汝自灣内の豫島大浦下津浦等とす其詳細は各村浦に就て記す)海苔養殖は南沿岸

に於て二三の場所に營まるゝも其最盛地は光陽灣内蟾津江口(一名河)附近にして危朶を挿植するもの數里に亘り其盛況日本東京灣の比にあらざるも其色澤香味共に優等なる東京灣産の紫菜に較べて遜色を見ざるのみならず寧ろ優れるものなきにあらざるも製法危惡亂雜にして品質を損するを憾みとす。

日本人にして養殖を願出て免許したるは左の如し。

養殖場	位置	免許數	區劃數	面積	積	養殖物
慶尚南道洛東江口		一		二一八五町二畝餘		海苔
全羅南道如自灣(順天灣)		一		三六六十八町八反五畝餘		伏老
全羅北道榮山江口		三		八五十町九反餘		牡蠣

此外東沿岸咸鏡道に於て牡蠣、烏貝、南沿岸全羅南道に於て伏老、西沿岸京畿道に於て蠔養殖を目的として出願せるものあり。

茲に各種類養殖場として有望なる場所を紹介すれば左の如し。  
 牡蠣 石花 東沿岸にては咸鏡道造山灣内の黃魚浦、永興灣内の松田灣等と、南沿岸にて

は慶尙道洛東江口の東岸、帶全道及全羅南道に跨る光陽灣、全羅南道の順天灣(一名寶城灣)、康津灣等とし、西沿岸にては忠清道の淺水灣、黃海道(一名龍威島)の龍威島等なるへし。

煙アジキ 奇苔オキカク 竹蛤タケカキ

東沿岸にては未だ其棲息を認めず、南岸にても其生産多からず、既知の豫定地として紹介すへきは唯西沿岸に於ける忠清道の淺水灣、京畿道江華灣の永宗島及江華島沿岸一帯、平安北道小鱈城列島の西南一帯とす。

伏老フクロ

是れ亦東沿岸には未だ其棲息せるを見ず、南岸にては光陽灣、順天灣(一名如許灣)、寶城灣、康津灣有望にして、西沿岸に在りては淺水灣多望なり。

烏貝カラスガイ (アガイとも云ふ)

唯東沿岸に於て其恰適地を見るのみ、則ち咸鏡道及江原道に周圍約二里に達する淡水池ありて自然生のもの多し。

海苔カイ 海衣カイ

養書

鳥貝

伏老

煙

自然生の饒多なるは南及南西沿岸とす、隨て其養殖場として多望なるは同沿岸の洛東江口(免許場あり)、光陽灣内の蟾津江口(本邦人の養殖場多し)、榮山河口とし(牡蠣養殖の免許場あり)、東沿岸にては蔚山灣内大和川河口有望なり。  
上記する所は相當の規模として營むに足るべき場所を挙げしのみ、されは小規模營業に適する場所に至りては各種類共に多々あるは勿論にして、或は他日未知に屬する適所を發見せらるるや蓋し知るを得ざるなり、又本邦に於ては未だ眞珠貝の棲息を確め得ざるも、鎮海灣の西水道統營附近は底質及潮水流通の状態等其養殖に適せるを疑はず。

### 第三章 水産物製品

從來本邦人の製品には乾製品、鹽藏品、醃藏品、肝油等あれども孰れも粗製にして乾製品中明太を除きては他に製品として見るべきものあらず、試に坊間に散見する各製品を列記すれば左の如し。

乾製品には素干、煮干、凍干、鹽干の四種ありて、素干品には石首魚、鯛、鱈、沙魚、牛





て空氣乾燥に濕度少なく乾製品の製造に恰適せるに於てをや、彼の日本人の製造に係る乾鮫及海參の如き其製造の完全なる日本内地のそれに比し遙に優等なるは何人も否認せざる所なり而して其理由として彼等は販賣市場(越前を云ふ)近きを以て乾燥不十分なるものを入市するも荷傷み少なしと雖も是れは市場遠隔の爲め已むなく干燥を十分にすることにありとの説は明らかに製造者の意志を穿てるものなるべしと雖も、而も亦其製造の完全なる蓋し氣象の賜たること多きに居を疑はず。

### 第四章 捕魚輸送及販賣

#### 一、捕魚輸送及販賣

本邦人の漁業は未だ幼稚の域を脱せざるも各種魚類の饒多なる殊に石首魚の如き漁場廣く且つ漁獲の多大なる自然漁場と市場の間を連絡する機關の發達を來し其盛漁季に在りては出買船(仲買船)の漁場に輻湊するもの甚多く最盛なるときは一漁船に集合する出買船二、三隻なることあり而して此等の中には漁船に仕込(前)を爲せるあり、或は中商人(仲買)あり、或は小賣商人あり、孰れも漁船に附隨して漁

捕魚輸送

冷蔵船の沿革

場に碇泊し荷充つれば便宜の都邑に運ひて客主(問)に賣渡し若くは貯藏して最寄の市場に放賣す但し仕込を爲せるものに在りては其性質日本漁船の母船と相似たり、出買船の中最進歩し規模も亦大なるは冷蔵船と爲す、左に其概要を叙述せん。  
冷蔵船の沿革 本業は在京城の資本家又は其南方漢江に沿へる麻浦附近の客主又は船主等の營む處にして起原は之れを詳かにするを得ざるも中船漁法の創始後漁獲物多大に達せるより自然本業を開始せらるゝに至りしものにして其始業は恐らく特許水庫設立と同時に期なるへしと雖も是れ亦其創設年代を明らか(特許水庫のこと)にせず(特許水庫のこと)然れども麻浦附近の斯業に従事する古老にして尙且つ古來營(特許水庫のこと)まるゝ所なりと語るに依て察すれば其創始年代の近年にあらざるは明らかなり、  
本業は元と漁場の有權者か其漁場に於ける漁獲物收容運搬の爲めに營みし所に(特許水庫のこと)して今より十數年前までは非常の勢力を有し捕魚を極めて廉價に收容して暴利を貪りしなり然れども今は彼等か威權を弄する根源たりし漁場の權利を認めざるのみならず、近來同業者を増加せる等に依りて復た前日の如き弊を見ず。

因に云ふ漁場の有權者とは客主其他の資本家か或地方の漁利を獨占せんと欲する場合に權勢ある

大官其他に金品を上納して其權利を得たるものに係り此有權者を地主人と云ひ又其漁場に對する許可狀の如き書類を有するを以て一に有文券主人とも稱したり而して其許可區域内には他人の漁入を許さず若し其區域内に於て漁業する者あれば其捕魚は悉く之れを一手に買収して他に販賣するを許さず故に有文券主人は漁場の有權者たると同時に其漁場に於ける捕魚の専賣權者たり此の如きは獨り漁業に止まず各種事業に行はれし從來の通弊なりしなり。

冷蔵船の營業組織

營業組織 冷蔵輸送業者の營業組織を窺へば(一)資本家が自身に冷蔵船を仕出すものと(二)單に冷蔵輸送のみを爲すものと(三)他人の出資を仰ぎて爲すものあり而して資本家が自身に冷蔵船を仕出すものには(イ)單に捕魚沖買のみ從事するものと(ロ)自身に漁船を出して其捕魚收容を爲すものとの別あり此の第二に屬する單に輸送のみを爲すものとは船主か一定の金額にて輸送を請負ふものにして漁場の遠近に依り其請負額に高低ありと雖も百五十石以上二百石積未満の船にて一往復二百圓(新貨)を普通とす而して此の二百圓は單に一航海を爲すの料に過ぎざるを以て船員の給料食料を除くの外使用水代出船諸雜費等は營業者より支出せざるを得ず其詳細は別に出船概算表を示すへし第三に屬する他人の出資を仰ぎて冷蔵輸送を爲すものとは斯業に經驗あるものか出船のため他人の出資

冷蔵船及其乗組員

を仰ぐものにして此場合には借入資金に對し三步又は四歩の利息を支拂ひ輸送に要したる諸費を引去り尙殘金あれば之れを金主と折半して收得す但し計算は一往復毎に之れを行ふ。

冷蔵船及其乗組員 船は普通のものにして出船に臨み氷室の設備を爲すに過ぎざるなり而して其容積は普通日本の五斗入以に氷塊三百以を積載するものなれば大抵百五十石より二百石積許とし其乗組員は八人乃至十人とす乗組員中の主宰者は之れを首沙工と名け其以下の者は沙工沙格同謀格軍等階級に依りて名稱を異にせり若し資本主にして出船するか又は運搬を請負はしむるときは捕魚買収又は販賣に關する事務を處理せしむる爲め共同者若くは自己か信用すべし一人を乗込しむ之れを船任者と稱す此の如くにして冷蔵船は毎年陰曆三月に出航し其九月を終期と爲す而して此期間に於ける毎船漁場との往復は其距離の遠近に依ると雖も大抵四五回なるを普通とす左に冷蔵船仕出しに要する費用概算を示すへし。

冷蔵船一隻仕出しに要する諸費概算表

費目	金額	
	自カラ出船スル場合	輸送ヲ請負ハシメタル場合
氷積込に要する船内設備	六〇	六〇
以三百俵代	二〇	二〇
氷代(三百俵分)	五〇	五〇
祭熱料 <small>(龍神及林將軍ヲ祭ル請入費)</small>	四五	四五
諸雜費	八〇	八〇
船長並沙工給料	二〇	二〇
船員給料 <small>(一人平均三圓宛八人分)</small>	一〇四	一〇四
監視役船任者給料	二〇	二〇
鞋代	三	三
糞代	五	五
白米四俵代	二〇	二〇

薪炭代	請負料	計
八	一	九
二〇〇	二〇〇	四〇〇
三	三	六

則ち上段は資本家が自身に冷蔵船を仕出しする場合にして下段は船船所有者をして輸送を請負はしめたる場合に要する費用として見積りたり、是れに依て觀れば請負に付すれば自家に出船するより費用を増すこと四十圓なり然れども麻浦附近に於て冷蔵輸送に使用すべき船一隻を新造するにせは六百圓にして外に船具一式代二十圓、管代三十圓計六百五十五圓を要すへし、若し中古船を購入するときは其代價大抵二百圓より三百圓なりと云ふ、上記する處は單に輸送に要する費用のみを見積りたり、若し夫れ捕魚買収資金に至りては其規模の大小に依りて差ありと雖も大抵一隻一回の購入資金一千五百圓なりと稱せらる、但し前表中氷積込に要する設備費六圓、祭熱料四十五圓計五拾壹圓は初回に限り要する費用にして次回以後は此費用を除かるべし。

冷蔵船の數 毎年於ける冷蔵船の出船數は百隻内外にして最近兩三年間

第四章 捕魚輸送販賣

麻浦附近に生鮮魚を齎らし來れる船數を表示すれば左の如し。

石首魚	九十隻	内冷蔵船二十隻冷蔵せざるもの七十隻
鯛	二十二隻	
鮒	十八隻	都て冷蔵船
鮓	三十隻	
計	百六十隻	内冷蔵船八十隻

捕魚買收區域及收容魚類 冷蔵船が捕魚買收の爲め往來するは黃海道の長山串以南全羅道の七山灘に至る一帶の漁場にして捕魚の種類と季節とに依り其場所を異にせり左に其概要を表示すべし。

魚名	買收地(漁場)	季節	航海ニ要スル日數(片道)
石首魚	全羅道 七山灘	陰曆 三月	五日乃至 六日間
	黃海道 延手列島	同 四月	二日乃至 三日間
	(忠清道 内 島)		二日乃至 三日間

買收方法

魚名	買收地(漁場)	季節	航海ニ要スル日數(片道)
鯛	全羅道 竹 島	陰曆 三、四月	三日乃至 四日間
	黃海道		二日乃至 三日間
鮓	江華	陰曆六、七、八月	二日間
	南陽沖 クヨク		二日乃至 三日間
鮒	仁川沖及江華沖		二日間
	忠清道 内 島	陰曆 五月	二日乃至 三日間

但し延半列島附近に於て買收したる石首魚は冷蔵せず生鮮の儘輸送し來る是れ其距離近く腐廢の虞なきを以てなり。

買收方法 石首魚及鮓の如きは大小不同の差少なきを以て其程合を見計らひ一尾幾許として買取り、鯛は大小の不同甚しと雖も沖合にては大小取交せ平均一尾何程として買取り、鮓は大中、小の中より中位のもの取出して標準魚(邦語カリ)となし是れより小なるものは三尾を以て二尾若くは四尾を以て三尾と看做し、それより大なるものは之れに準して反對の方法を探る最近時に於ける沖買値段大率左の如し。

第四章 捕魚輸送販賣

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	最高値	最低値	普通値
石首魚 十尾	二十錢	六錢	八錢乃至十二錢
鯛 大小取交一尾	二十錢	十錢	十二、三錢
鱒 一尾	八錢	五錢	六錢
鮭 一尾	二十錢	十錢	十二、三錢

冷蔵船一隻に於ける魚類積載量及其販賣見積價額 船體の大小に依りて相違ありと雖も假に氷三百呎を積載する冷蔵船とすれば通例左の如し。

魚名	積込高	水揚場ノ單價	積荷見積價額(販賣地ノ値段)
石首魚 氷藏セサルトキ	二十萬尾乃至四十萬尾	一錢五厘	三千圓乃至四千五百圓
同 氷藏セルトキ	十萬尾乃至十六萬尾	二錢	二千圓乃至三千二百圓
鯛 同	三千尾乃至一萬尾	十五錢	四百五十圓乃至一千五百圓
鱒 同	四千尾乃至六千尾	十錢	四百圓乃至六百圓
鮭 同	三千尾乃至六千尾	十八錢	五百圓乃至一千四百圓

氷積込方法 出船に際して船内に方形の氷室を造り底部には葦藁を敷き周

積載及  
販賣見積  
價額

仲買値段

氷積込方  
法

圍には草藁又は空吹を繞らし此に氷塊を容れて其間隙には氷片を打込み些の空隙をも存せしめず層を重ねて同様の方法を施し以て一大氷塊を造り其上を數枚の藁又は空吹にて蔽ひ更に其外部を苫にて蓋ふ斯くて數日後これを検査し若し龜裂(而隙)せる場所あれば更に氷片を打込みて内部に空氣の侵入するを防ぐ若し蔽ふ所の藁にして濕潤せるものあれば之れを取除きて乾燥せるものと取替へて其溶解豫防に力む但し其積載は數々前述せしか如く三百呎を普通とすれども遠行するときは成へく多量に積込み近海に至るには其量を減す其他天候により斟酌するは勿論なり。

**收容魚類氷藏方法** 先づ準備せる氷を碎きて船底に厚さ五寸位に敷き其上に魚類を並へ更に氷を容れて反復す而して小なるものは平らに並へ大なるものは斜に排列す斯くしたる魚類は三四月の頃は十五日乃至二十日變色變味することなしと雖も六月より八月に至る交は十三、四日間を經れば氷の溶解と共に變態するを常となす。

**收容魚類の水揚地** 收容魚類の水揚地は京城の南方なる東幕玄石里、西湖

收容魚類  
の水揚地

收容魚類  
氷藏方法

第四章 捕魚輸送販賣

の三ヶ所とす而して此等の場所は京城附近及漢江流域一帶に於ける百貨の集散地にして旅開及客主の大なるもの櫛比し其取引甚だ盛んなり左に上記の三ヶ所に於ける客主數及生鮮魚を取扱へる客主名を表示すへし。

地名	客主戸數	生鮮魚取扱客主名
東 幕	二五	吳機善、金洛熙、景道潤、以上三戸
玄 石 里	一〇	張龍植、盧相旗、以上二戸
西 湖	九	尹弘一、金聖元、金漢益、文應奎、車公弼、以上五戸
計	四四	

此の如くにして以上三ヶ所に毎一年入津する生鮮魚荷船の數を概算すれば東幕三十五隻玄石里四十五隻西湖八十隻の割合なり而して生鮮魚の販路は京城を中心として附近二里の間(日本里程)を最大限度と爲す。

販賣方法

販賣方法は客主が自家に出船して收容したるものなる否とを問はず客主は仲介人の位置に立ち船上に於て中商人(仲買人)又は小賣商人へ賣渡し荷主に對して代金支拂の責を負ふこと恰も日本魚市場經營者と荷主との關係と相似た

東幕地方  
河岸に於  
ける船上  
に賣買の  
魚

り而して其建値は石首魚鱒等は一尾幾錢とし鯛は大中小に區分し鮠は大中小の内標準魚を定めて賣買すること沖買の方法に異なるなし但し船上にて俄に價格を附し難き場合又は市場の相場變動甚しき時は客主は責を負ひて中商人又は小賣商人等が要求する魚類を渡し置き京城内外に於ける賣れ行き値段を調査し後其値段より二三割を割引して勘定を爲す船上の賣買は常に日没後點燈して爲すこれ冷蔵船に在りては日中は氷の溶解速かなるの虞あるのみならず夜間は魚の色澤鮮麗に見ゆるの利あると又翌朝市場に出すに便なることを以てなり。

本年中に於ける前記集散地河岸に於ける船上賣買の平均値段は大率左の如し。

魚 類	最 高	最 低	普 通
石首魚 冷蔵セザルモノ	一尾 二錢二厘	一尾 九厘	一尾 一錢五厘
石首魚 冷蔵セルモノ	同 三錢二厘	同 壹錢二厘	同 二錢
鯛 大	同 三十錢	同 二十錢	同 二十五錢
鯛 中	同 十五錢	同 十錢	同 十二錢

鮒		鮓	
同	十二錢	同	七錢
同	十八錢	同	六錢
同	二十五錢	同	十四錢
同	同	同	十八錢

氷庫 現時漢江流域に於ける氷庫は稍完全なるもの十二庫あり而して内日本人の經營に係るもの二庫、日本人の出資を仰ぎて本邦人の經營するもの四庫あり、氷藏業は元と官の特許を要したり、されば數年前までは麻浦の下流陽花津に於て氷庫を營む者ありしに止り他に其存在を見ざりき、當時に在りては毎年陰曆十二月官より吏員を派して豆毛浦(京城東大門外)高地に壇を設け、氷祭を執行し、後採氷を許したりと傳へらる。(又毎年陰曆二月ニ至レハ結氷ノ溶解ヲ)現時に於ける氷庫の所在地左の如し。

- 黒石洞 龍山鐵橋の上流約十丁の左岸
- 鷺梁津 鷺梁津驛より北方約二丁
- 麻浦 龍山の西方
- 玄石里 麻浦の下流約八丁

現時漢江沿岸に於ける氷庫所在地

氷庫

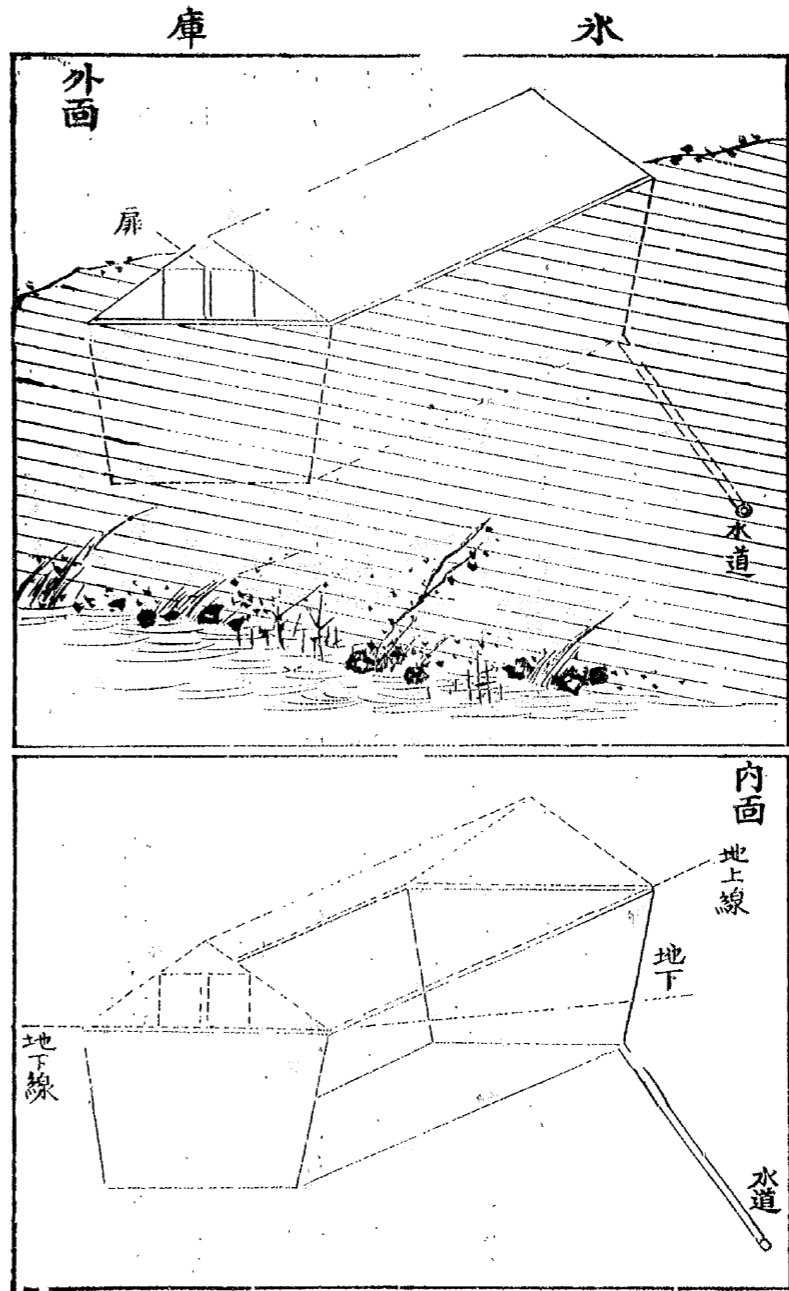
氷庫の構造

西湖 玄石里の下流約五丁  
陽花津 西湖の下流

前記黒石洞及鷺梁津の貯氷場は日本人羽多野松太郎の經營する處にして専ら病院其他一般の衛生用に供するを目的とし而して其始業は今より十年前にありと云ふ、他の十庫も多くは一般の需用を目的とすれども冷藏船に販賣するものも亦た少なからず、但し冷藏船を營む者は多くは自ら二坪位の小氷庫を設けて貯氷し、其數年々不同なれども結氷厚き年には百庫餘に達することあり、此等小規模の氷庫建設費は一庫三十圓乃至五十圓を要すと云ふ。

氷庫の構造 河岸の高地を穿ちて大なる地下室を造り地上には唯屋蓋のみを設く、其河岸を掘ひは自然の排水を圖るか爲めなり、概略左圖の如し。





氷庫の築造費

氷庫建築費 大小に依りて差ありと雖も、奥行十三間間口上巾二十六尺下幅二十尺深さ十八尺屋葺茅葺にて九百圓乃至一千圓を要すと云ふ。

採氷時季

採氷時季 嚴冬の節に於て寒氣最極點に達したりと認むる時夜間午前二時頃より日出前迄の間(約五時間)に於て爲す蓋し溶解を慮るればなりされは年に依り或は陰曆十二月なるあり、或は一月なるありて其時季一定ならず。

採氷方法

採氷方法 斧を以て水面を切割り大抵長一尺五寸巾一尺位に割採す、漢江に於ける氷の厚さは年に依り一尺餘とすることあれども例年七寸位に達するを極度とす故に前記の寸法にて一枚の目方大約五貫目なるを普通とし其三枚を以て一負(マサゲ)と爲す則ち一負は十五貫目に相當す。

採氷及貯藏費

採氷及貯藏費 採氷工及貯藏工は經驗ある者を使用するの必要あり、一日(午前二時ヨリ日出マテ約五時間労働)採氷工(割氷)八人貯藏工(庫積)六人運搬人夫三百人を使用して氷一萬貫乃至一萬二三千貫を貯藏す前記の氷庫一庫に貯藏する氷は大概十五萬貫にして是れに要する費用は採氷工及貯藏工(庫積)賃錢一百四五十圓を要し大抵請負に附す、運搬人夫賃は五貫目のもの一枚を三錢とし一負九錢を普通とす故に十五萬貫

を運ぶには九百圓を要する割合にして其貯蔵に要する總費用は採氷貯蔵工の請負額と合せて一千四五十圓を要する計算なり。

貯蔵方法

貯蔵方法 切採りたる氷を氷庫内に排列して其接合部の間隙は氷片を叩き込みて些の空隙をも存せしめず順次積み重ねて氷庫内全部の一大氷塊を造り後其上に藁又は空吹敷枚を蔽ひ重ね成るべく外氣の流通せざる様密閉し置く。

貯蔵氷の歩留

貯蔵氷の歩留 此の如くにして貯蔵したるものは販賣して其歩留大概三分一を得へしと云ふ販賣値段は春夏に依りて大差なく本年(昭和三年)の如きは春夏を通じて卸値一貫目八錢なりとされば十五萬貫を貯蔵して其歩留三分一則ち五萬貫なりとせば其價額四千圓となるへし若し此の割合にて收支を試むれば差引二千五六百圓の利益となる計算なり然れども事實此の如き巨利を占め得らるゝや否や。

日本漁船の漁獲物の處理運搬

次に日本漁船の漁獲物處理運搬を營む者を觀るに其船種に就て云へば汽船あり石油發動機船あり帆船あり(帆船は主として漁船の大なるもの)浮船あり而して其漁船との關係は直接なるあり間接なるあり漁船に前貸を爲せるものと然らざるものとあり漁船と團

母船

体を組織せるものと單獨なるものとあり又漁獲物は直に鹽切として處理するあり生魚又は鮮魚にて輸送するあり輸送先は本邦市場の外日本内地なるあり左に便宜に従ひて分類し其業務の概要を叙述せん。

(一) 母船 母船とは団体漁船の元船にして豫め漁船に對して資金を貸給し其漁獲物を買収し之れを運ひて市場に販賣するを業とするものなり而して又此母船には鹽切母船及活洲母船の二あり是れ其名の示す如く漁獲物の處理を別にするに依り區分したりと雖も其漁船との關係に至りては二者略は一樣なり此

他潜水器船の小廻船(漁業根據地と本邦又は日本市場間を往來し漁獲物の製造又は積貨其他日用品を運搬するに依り此名あり)を母船と稱すれども其性質茲に云ふ母船と全く相違せり。

鹽切母船

鹽切母船か団体組織する漁船は鯛延繩、鮭流網、鮫鱈網漁船にして其団体は普通母船一隻に漁船五隻の割合とし春秋二季に出漁せり則ち春季は大抵陰曆二月に來り其六月末までに歸國し秋季は同八月に來り十二月末までに去る則ち陰曆正月及宇蘭盆の頃を休漁期と爲す而して其漁船との關係は漁獲物全部買収の約にて年二期の出漁に先ち漁船每一隻に百圓内外の前貸を爲し尙ほ出漁中漁船必

用の米鹽其他日用品の總てを貸給し魚價支拂は延と爲す則ち盆暮兩節勘定にして漁業を了へ歸國の上計算す其値段は契約價格に依ると雖も大抵邊相場に標準す則ち南岸に於て鯛は平均十貫目三圓乃至三圓五六十錢とし鯨は春季八十八夜前後を中心として一尾十八錢乃至三十錢とす漁場は季節と漁業とに依りて異なれり而して此等は其分布圖に見て明らかなるか故に茲に之れを省略すへし鯨魚は釜山及仁川市場に販賣すれとも鹽魚は主に下ノ關門司博多其他九州地方に販賣す。

本業は各種運搬船中(潜水器船の附屬運搬船は別とす)最先に開始せられしものにして日本出漁船の發達今の盛を見るに至りしは本業開始に依りて助長せられしもの多きに居れるを疑はず而して本業は元と廣島縣人荒川留十郎なるもの明治二十二年の頃其所有船を以て單獨渡來し當時出漁船が本邦人に對し捨賣同様に廉買せるものを買收し鹽藏して本國に輸送し巨利を博したるに端緒すと傳へらるされは今尙は同人所有の母船を鯛福丸と稱す蓋し始業當時の紀念號に外ならし左に最近二ヶ年間に於ける本母船營業者の出漁統計を示すへし。

明治三十九年 母船數一五二 從業者五四五  
同 四十年 同 一八六 同 五五八

此の如くにして本營業者中其規模最大なるは前記鯛福丸及び香川縣の浦一丸蛙子丸等とす。

活洲母船は生魚の輸送販賣を目的とするものなり隨て其船體には活洲裝置を施せり其漁船との關係は鹽切母船と大同小異にして一母船の契約船は其數大概四五隻の間にあり活洲母船が收容する魚類は鯛、鯨、鰹、海鰻、アコウ、小鰯等とし價格は季節に依りて高低あり本年に於ける沖買値段に關し釜山水産株式會社支配人の談る所左の如し。

鯛 春季四月頃には十貫目六圓位なりしも一潮毎に五十錢宛下落七月に於ける三圓五十錢を最低値段とし七月より漸次昂騰十一月初旬には六圓乃至六圓五十錢の價格を示したり尙ほ此先き拾圓まで昂騰の見込みなり。鯨魚買取は大概毎年九月より十一月中とす當年九月には一本二十七八錢なりしも十一月には六十錢乃至七十錢に騰貴せり尙ほ此先き九十錢より一圓ま

て昂の見込みなり。鮮は一尺二寸を一枚と定め九月頃は一枚十五錢なりし  
も十一月には二十一錢となれり尙ほ此先き二十五錢となる見込みなり但し  
〔ヒラメ〕は秋季より冬季にかけ十日毎に一枚に付一錢宛値上することと爲  
し居れり。鱧は其季節中十貫目三圓二十五錢乃至三圓五十錢なり。

生魚輸送方法は南岸釜山を中心とせるものと西岸仁川を中心とせるものとに  
依り多少趣を異にせり乃ち釜山を中心とせるものは釜山水産株式會社が設備せ  
る活洲を借入れて貯藏するあり〔釜山水産株式會社  
社の記事参照〕或は自ら活洲を設備するあり而して  
便宜活洲船に取出して釜山市場又は日本内地へ生送す但し日本へ生送するもの  
は主として鱧海鰻とし鯛も幾分は生送すと雖も其他は多く鮮送せり日本に於け  
る生魚輸送先は主として大阪とす近頃下ノ關より大阪に至る間曳船業を開始せ  
るものあり而して其曳船料は活洲船一隻なれば百五十圓とし二隻なれば二百圓  
三隻なれば二百五十圓とし船數を増すと共に潮次遞減せり生魚收容區域は大概  
東方迎日灣より西南島海に至る間とすれども季節に依りて多少の異動あり但し  
海鰻は迎日灣蔚山灣洛東江河東江〔江津〕の外西岸木浦榮山江に於ても收容す收容

生魚輸送  
方法

時季は漁業に伴ひ春秋二季なるあり秋季なるあり大概釜山水産株式會社の輸送  
業に記すと同様なるを以て茲に省略すへし但し海鰻等の如きは主として秋季と  
す仁川を中心とせるものは西岸に於ける潮汐干満の激甚なる沿海海水の濁潤な  
る離島にあらされは洲を設備すへき恰當の場所を得ずされは現時其設備を爲せ  
るは於青島の一あるのみ而も漁季主に春夏なるを以て捕魚は大概直ちに活洲母  
船に收容して生送するに止り洲に貯藏するもの少なし隨て其輸送先は仁川又は  
群山市場に止り日本内地へ生送するは寡少なり漁場より仁川市場に生送するは  
母船の活洲装置へ收容し潮水に浸漬するのみにして收容多大なる魚類游泳の餘  
地を存せず然れども竹島より運ひて五百尾中斃死三十尾許の割合に過ぎずと云  
ふ左に過去五ヶ年に於ける活洲装置を爲せる出漁船の統計を掲ぐへし。

明治三十六年(光武七年)	船數	四〇	從業者	一三五人
同 三十七年(同 八年)		五三	同	一八六
同 三十八年(同 九年)		二六	同	九七
同 三十九年(同 十年)		四三	同	一六四

船獨立運搬

(二) 獨立運搬船 漁船との直接關係を有せざるものを稱したり、是れに屬するものは漁船あり、石油發動機船あり、日本形帆船あり、舢舨あり而して此等は歩合法に依り運搬するあり、母船又は本邦漁夫より其漁獲物を購入し市場に運びて販賣するあり大要左の如し。

漁船 漁船にして運搬に従事せるは明治四十年中に於て四隻なりしも本年は五隻となれり、其船名左の如し。

小富士九千葉丸、海利丸、有魚丸、貫榮丸

此等漁船中千葉海利の二船は常時本邦沿海に在りて航運を業とするものなれども他は漁季中來りて營業し漁季を了ると共に其本地(日本)へ歸航す、海利丸仁川港荒木某等の經營する所にして春夏秋の交は西岸漁場より、冬季は南岸漁場より仁川市場に至る鮮魚類を運搬す、千葉丸は仁川市場專屬の如く盛漁季中は専ら漁場より仁川迄漁船母船を其市場に引曳し、又は漁獲物を運搬す、其手數料は何れも漁獲物賣揚高の一割乃至一割五分なりとす。

石油發動機船

浮船

石油發動機船 昨四十年中に在りては六隻に過ぎざりしも本年は一躍七隻を増して十三隻となれり、(此内には釜山水産株式會社の所有船を含む) 其往來は主に釜山市場と漁場間にして仁川に至るものは多らず、輸送手數料及び曳船料は漁船と略ほ同し。

浮船 浮船運搬業のことならず、則ち漁季中に於て日本人、韓形浮船を賃借して漁場に至り、鹽藏魚類を買收して便宜の市場に販賣するものを稱したり、此方法は鮫鱒網漁業者と並ひ進歩し、現時其數五十隻に達せるか如し、營業者は木浦、群山、仁川在留の日本人とし、其買出しは春季に於て盛んなるも、秋冬に繼續するは多からず。

上記せしもの外、漁業關係の運搬船には潜水器船の小廻船(運搬船)あり、而して其船數は一組一隻を普通とし、此他裸潜業者、大敷網、鱸網、海鼠網又は居留地より遠隔せる漁場に於て漁獲物製造を營む漁業團體に附屬せる小廻船あり、是れ亦大抵一組一隻を普通とすれども、規模大なるものに在りては二三隻を具ふるあり、然れども此等は洗れも附屬船にして自家の經濟にて運搬業を營む者にあらず。

二 販賣機關



第四章 捕魚輸送販賣

水産物専門の販賣機關として營業せるは大抵日本人の經營に係り、本邦人の手に成れるは其數少なく規模も亦小にして特に紹介するに値すべきものあらず、然れども從來客主又は旅閣なるものありて其業態は日本の問屋業に等しく、其取扱品は各専門ならざるも而も地方物産の多寡又は時季に依りては自ら主とするものありて其取扱高も亦比較的巨額に達するものなきにあらず、左に各機關の業態及現狀を略説せん。

客主

客主 既に一言せしか如く本邦に於ける唯一の販賣機關にして各地集散に便なる場所には其開設を見ざるはなく、而して重要市街又は要港には數十又は十數軒の同業者あり、其業態は各種物品の却賣、委託販賣、仲買とし又銀行業及兩替業をも兼ね、客主の大なるものを旅閣と稱し其名を別にすれども其内容は一にして唯大小の差あるのみ、客主、旅閣は文字の示すか如く共に旅客を宿泊せしむ、故に貨主の爲めには甚た便なり、客主は倉庫を所有して貨主の物品保管に任す、而も貨主其客主の手を經ずして該物品を他に販賣せざる限りは其保管に對し別に倉敷料を要せざるの慣例なり、日本人は客主を問屋と呼ぶ、蓋し其業態自國の問屋に類似せ

魚市場

るを以てなり、然れども其業務の範圍は前記の如くにして其問屋業よりも廣し、水産物取扱の場合に於ける口錢(手数料)は各地多少の差なきにあらず、大抵一割乃至八歩にして日本人との取引には七歩乃至五歩とせり、但し本邦人に對して多額の手數料を徴するは貨主に食を給するの例なるを以てなり。  
魚市場 前言せしか如く大抵日本人の經營する所なり、これを表示すれば左の如し。

魚市場所在地 魚市場名稱 經營者氏名 資本金額 拂込金額 設立年月日

慶尚南道蔚山	蔚山魚市場	蔚山水産株式會社	一萬圓		設 立 中
同	釜山魚市場	釜山水産株式會社	六十萬圓		明治卅六年一月一日
同	馬山魚市場	馬山水産株式會社	二萬圓	五千圓	全 卅九年四月八日
同	長承浦長承浦魚市場	長承浦魚市場	一萬圓		全 四十年二月廿日
同	統營統營魚市場	統營魚市場組合	五千圓		全 四十年四月一日
全羅南道木浦	木浦魚市場	大分縣人長浦福市	五千圓		全 三十三年九月六日

同	北道群山	群山海産株式會社	群山海産株式會社	一萬圓	二千五百圓	全四十年三月廿七日
同	京畿道	株式會社	株式會社	六萬圓	一萬五千圓	全卅八年一月十一日
同	龍山	株式會社	龍山魚市場	一萬七千五百圓		全四十年十一月九日
同	京城	日ノ丸魚市場	香椎源太郎	詳		全四十二年五月十六日
同	仁川	仁川水産株式會社	仁川水産株式會社	三十萬圓	七萬五千圓	全十年十一月
同	仁川	仁港魚商會社	仁港魚商會社	三百圓		光武三年十二月十五日
同	平安南道	鎮南浦水産株式會社	鎮南浦水産株式會社	四萬圓		明治四十一年三月十二日
同	鎮南浦	株式會社	水産株式會社	三萬圓		全三十九年十月廿日
同	平壤	平壤魚菜市場				全四十二年五月十日
同	全羅北道	新義州江岸魚市場	原秀吉	二千二百圓		全四十二年八月一日
同	全羅北道	共榮社	鄭翰圭	外七名	八百圓	隆熙二年八月一日
同	平安南道	三和府龍井洞	李用仁	二百圓		詳
同	永柔郡	魚龍里	宗鳳	年無		詳

前示魚市場中取扱高多額なるは日本人の經營に係れる釜山及仁川魚市場にして是れに亞けるは群山馬山鎮南浦とす左に重要地に於ける魚類販賣機關の經營

本位置及資

狀態沿革及現況を述へ併せて其賣上月計及價值を表示せん。

釜山水産株式會社

本會社は釜山港南濱町三番地に在り會社設立は日本明治四十年五月一日なりと雖も其前身は遠く明治二十二年八月の創設にして現會社は其事業を繼承せるものに係れるなり會社資本金は六拾萬圓にして之れを壹萬貳千株に分ち一株の金額は五拾圓なり現時拂込金額は拾八萬圓にして則ち每一株十五圓の割合なり會社重役左の如し。

- |         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 專務取締役社長 | 矢橋寛一郎 | 取締役 | 迫間房太郎 |
| 取締役     | 大池忠助  | 同   | 河村茂八郎 |
| 同       | 香椎源太郎 | 支配人 | 河面道三郎 |
| 監査役     | 坂田文吉  | 監査役 | 保家貞八  |
| 同       | 豊田福太郎 |     |       |

更に三百株以上を所有する株主及其持株數を示せば左の如し。

一三六〇株岡十郎 二二三四株大池忠助 一一三三株河村茂八郎 八二〇株迫間

房太郎七三〇株坂田文吉五七八株矢橋寛一郎五四四關澤廉三六五株竹下佳隆三二〇株永見寛次三〇〇株中村俊松

沿革 明治四十年五月現會社の組織成るや會社事業敬告書に於て告白せるものあり左に乏れを掲ぐへし。

明治十六年在朝鮮國日本人民通商章程を允准せられ其四十一款に基き我漁業者の續々渡韓するもの多きも如何せん其多分は漁場狀況に暗く漁具の適否を知らず爲めに空しく東西に漂泊し試験に時日を徒費し又は多少の漁獲物あるも其販路を誤り不測の損失を招き僅かに準備する所の資金を失ひ従つて漁期を誤る等當時の漁業者の狀態實に酸鼻を呈するもの少しとせざりし。尋て二十二年日韓通商規則議定發布せられんとするや公邊の事に慣れざる漁夫は日韓官衙の諸届等の法に暗く不識の間に犯則者を生せん。此等を慮り二十二年八月釜山有志者相謀り資本金五萬圓を以て釜山水産會社なるものを設立し専ら衆に先ち漁場の探検漁期の試験漁具の使用無料の採取所等苟も當國沿岸漁業に關する萬般の事項を探究し四方に出し日夜拮据努

凌き風波に耐へ而して得る所は之れを新來漁業者に紹介指導獎勵し又傍ら釜山本社の前岸に魚市場を設け獲る所の魚介は直に之れを日韓人に競賣し以て販路を自由ならしめ又新來漁者の公邊に暗きものは特に社員を置き領事館の諸届韓政府の漁業鑑札願等の事を代書代辨せしめ郵便の取次き爲替貯金等の代理に至るまで周施せしむ又資金貸付の法を設け新來漁夫の資本に乏しき者に前貸を爲せり(現今に至る迄之れを繼續す)

如此本社は無限の要求に對して有限の資力を盡す能はざるは當然にして既に資本の大部を犠牲に供し株主に對して利益の配當をなす能はざること數期なりしも各株主は尙撓まず斯業に盡し或は關澤明清氏を聘して米國式發砲捕鯨を試み或は新に數隻の漁般を賃して竹邊灣に鰯網を試み又警報信號標を設け風雨の警戒を漁夫に豫告する等細大一貫して漁業の爲め貢獻せり。竟に本社は資金の欠乏を感ずるに至り明治三十五年に於て金拾萬圓に増資せり此より先き明治三十一年釜山の有志者と謀り本邦出漁者の保獲取締の機關として別に漁業協會なる團體を組織し從來本社が取扱ひ來りたる公



第四章 捕魚輸送販賣

共事業を舉げて此團體に移し本社は亦其費用を補助せんか爲め毎月幾千金を支出して益々斯業の改善發達に資せり云々。

左に前身會社創立以來會社市場に於ける水揚高を掲ぐへし以て會社發展の一斑を窺ふと同時に南海に於ける日水出漁者漁業趨勢の一端を推知するに足るものあらん。

年次	水揚高	年次	水揚高
明治二十二年	一一、三三三	明治三十二年	一〇、三八三
同二十三年	一九、九八九	同三十三年	九、三六七
同二十四年	三四、四一〇	同三十四年	一〇、一四二
同二十五年	三〇、七〇〇	同三十五年	九五、四七五
同二十六年	二七、九三二	同三十六年	一〇、四六三
同二十七年	四一、六三七	同三十七年	一五、七五四
同二十八年	七二、七七二	同三十八年	三三、四九四
同二十九年	一一、二六二	同三十九年	四〇、二二二

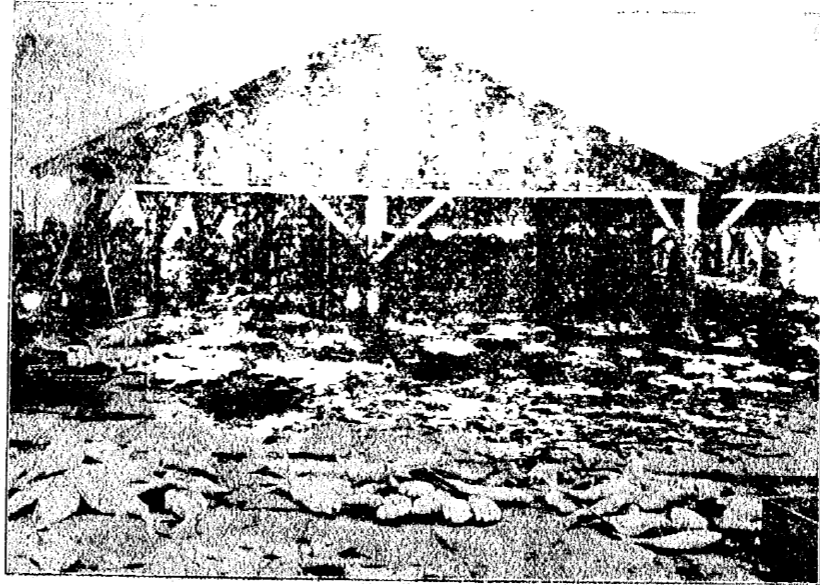
魚市場の位置

同三十年	一一、八九六	同四十年	五四、七三三
同三十一年	一〇、四四九		

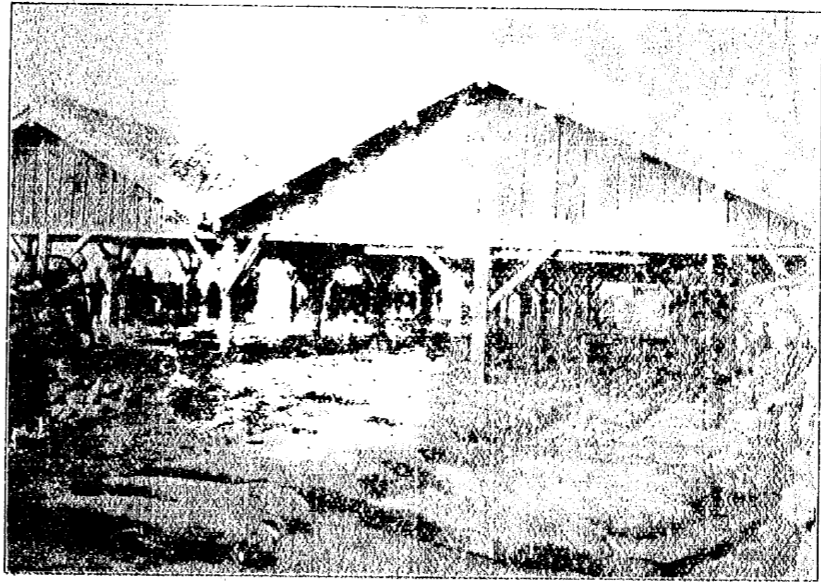
魚市場は會社の前面海岸に沿ふて建設せられ漁船直に繋ぎて荷揚げし得べく殊に此地方潮汐干満の差少なきを以て漁船の幅漕するもの常に不絶其集散の大なる本邦各魚市場中第一に位するは管に釜山か日韓交通の關門たるに依るのみならず亦以て船舶の不斷出入し得るに因るもの多きに居るを疑はず。

第四章 捕魚輸送販賣

釜山海水産市場



(一 共)



(二 共)

營業

營業の概況 業務の範圍は其定款第二條に示すか如く水産物の賣買捕魚輸送製造委託販賣漁業資金の融通等なりと雖も主たる事業は其魚市場に於ける委託販賣なるは勿論らり左に其重要事項及現況を略説せん。

委託販賣

(一) 委託販賣

會社の主たる業務にして附屬魚市場に於て營業す魚市場は毎日午前八時に開市し午後五時に了る(但し五月一日より十一月末日迄は午前七時より一回午後二時より一回とす)販賣は糶賣算當賣入札賣の三にして會社の承認したる仲買人をして買取らしむ但し魚類非常に堆積したるとき又は不適當の廉價なるとき又は他より注文あるときは會社自ら糶市に立會して買取す販賣手数料は鮮魚なると鹽乾魚なるとを問はず糶賣なるときは一割算當又は入札賣なるときは五歩とす而して青魚鯖魚の二種にありては通過手数料として買取主より其買取直段の百分の五を收受せり但し此等の魚類は市場にて糶賣を爲さず別に専門の仲買人ありて荷主と直接取引を爲し唯市場構内の一部を使用するに過ぎざるを以てなり昨年五月より十二月に至る會社收入の糶賣手数料は二萬六千〇四十一圓餘にして通過手数料は二千五百八十圓餘とす委託者則ち荷主に對する仕切勘定は直に仕切切符を交付し仕切金を請

捕魚輸送

求するときには仕切々符引替に仕切勘定書を添へ支拂ふことにせり、會社は本業の發展を期するか爲めに捕魚輸送、荷主たる漁業者獎勵、漁業貸金の融通、漁業者の罹災救助、仲買人獎勵等種々の手段を施行せり、左に之れを略記せん。

(二) 捕魚輸送 本業は昨年(四十年)現會社を組織せし以來開始せし所にして未だ其成蹟報告を得ず、故に其精細を知らず、雖も會社は漁業者の便を圖ると同時に其市場に生鮮魚を蒐集せんか爲めに所有船を附近漁場に派遣して輸送に従事せり、而して其輸送料は漁場の遠近に依りて多少の差あるも大抵會社市場に於ける賣上價額の一割乃至一割五歩とし、夫れ以上に出づるはあらず、則ち巨濟島附近よりは一割、南海島附近よりは一割五歩にして其他の漁場も亦是れに準ず、會社は捕魚輸送の爲め其附帶事業として各漁場附近に活洲を設備し、漁船又は其母船の依頼に應じて使用せしむ、活洲設備は昨年九月より開始したる所にして、本年春季には、羅老島(召山島又國)三千浦、麗水港口、南海島、欲知島、蛇梁島、九城羅、長承島附近其他都て九ヶ所に設備し、秋季以降は長承浦、順天灣、口附近、蔚山燈臺附近、迎日灣内其他都て六ヶ所に設備せり、魚類は主に春秋共に鯛、鱈、鱈、ヒラメ、鰈等とし、昨年九月よ

活洲設備

り本年一月に至る間漁船又は母船の依頼に應じて貯魚したるは大率左の如し。

種別	數量	價格	仕向地
鯛	四、〇〇〇	日本	五割 内國 五割
鱈	六、四〇〇	二二、三三〇	同 十割 同
鱈	七、〇〇〇	同	五割 同 五割

漁業者獎勵

而して此等の貯魚中鱈は洲より取出して其全部を鮮送し、鯛は其大部分鮮送し、生魚にて輸送するは少なし、之れに反して鱈は其全部を生魚の儘輸送せり。

(三) 漁業者獎勵 漁業の種類に依りて其標準を區別せり、則ち鯛、鱈、鱈、ウタ、瀬鱈、釣其他の漁船は一期間の賣上高(額)一、千圓に達したるものは祝章旗一流を賞與し、一千以上は一千圓を増す毎に酒五升宛を増すものとし、網船又は器械船は同上二千圓に達したるものに旗一流とし、二千圓以上は一千圓を増す毎に酒五升宛を増す。

漁業資金融通

(四) 漁業資金融通 所謂仕込にして其漁船は主に鱈、鱈、海鱈、鱈、鰈等を漁獲する

ものとし、融通金は每一隻二三百圓を限度とす、昨明治四十年七月より同年十二月までに前貸せる金額は二萬圓内外にして、漁船数は百二隻なりし、而して當年に繰越したる貸付金額は五千九十五圓餘なりとす。

漁災救助

(五) 罹災救助 仕込を爲したる漁船又は荷主たる漁船乗組員に遭難又は疾病死亡者ありたるときは每一人遭難死亡十圓、疾病死亡五圓の割にて其遺族に給與す、昨年中救助金を送付したる人員十二名にして金額七十五圓に達したり。

仲買人奨励

(六) 仲買人奨励 仲買人の積立奨励としては毎半期十圓宛特に仲買人の共有金とし、銀行に預け入れ會社之れを保管して、其共同の費用に充用するものとし、其業務の奨励としては糶賣より會社の収入に歸せる手数料の十分の一を戻口錢として毎半期計算の上仲賣總代の手を経て還付し、且つ毎半期間魚類購入高(糶賣に限る)壹萬圓以上のものに木杯一箇、貳萬圓以上の者に五十圓、貳萬圓以上は壹萬圓を増す毎に五十圓を増加して賞與す、昨前半期に於て賞與したるは七名にして買取高五萬圓を超過せしもの河野卯吉、貳萬圓を超過せしもの尾崎棟太郎にして他は壹萬圓超過者たり、仲買人たることを得べきものは釜山民團區域内に居留し一戸

仲買人の資格

を構へ、丁年以上のものに限り、且つ前記の條件を具備せる身元確なる二名の保證人と身元金五十圓(會社株券又は國庫債を代用し得べし)とを要す、仲買人の買取りたる魚類代金支拂は糶賣なると算當又は入札なるとを問はず、三日目拂とす(即ち買取りたる翌日の開市前)、然れども此支拂期間は一日中の買取高貳百圓を限度とするものにして、此額を超過したるときは其超過は即日支拂を要するものとせり、目下仲買人は五十餘名なるも多額の取扱を爲すものは十名に足らず。

仲賣の計算

(七) 市場に於ける魚類集散の状況 一年中に於て市場の最も閑散なるは夏季にして、晩秋の頃より漸く繁忙を來し、冬季より春末に亘りて、般盛なり、隨て其水揚價額も是れに伴ひ七八九の三ヶ月寡少なるも十月より漸く多く、十二月に至りて最多を示し、二二三の三ヶ月尙は多く、四月に入りて稍少なく、以後漸々減少に傾くを見る、水揚價額の多寡は魚價の高低に關係するものなれば、其多寡を以て市場の繁閑を推測すること難し、雖も而も夏季の著しく寡少なるは明らか、其閑散なるを表示するものにして、其因一にして足らず、雖も魚價の底廉なると、近海に於ける魚類の減少とは蓋し此れが主因たらすんは、あらざるなり、乃ち夏季の魚價低廉

魚類集散の状況



一月

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治三十八年	二〇、三四、七七	二五	一四	和拾貫目太邊ヨリ巨濟島迄	韓國内地	卅八年ハ口
鯛	同三十九年	一七、三〇、〇五	四	二〇	全	日本及韓	戰時ノ爲
鯛	同四十年	二〇、四八、四〇	二四	二六	全	國內地	魚價昂進
鮭	全	四七、六、八三	三三	二二	馬山ヨリ巨濟島近	韓國内地	食供給等戰
鮭	全	九二、四五、二六	三〇	一七	全	韓國内地	後ノ影響少
鮭	全	一三、三三、八五	三	一五	全	日本及韓	シク故魚價著
鮭	全	九三、六〇	二五	一〇	巨濟島近海ヨリ蔚	韓國	四拾年ニ至
鮭	全	二、五六、六〇	二〇	九	全	全	ヲテ漸ク順調
鮭	全	一、六三、一五〇	二三	一〇	馬山口及加德島近	全	海又ハ蔚山内海
鮭	全	三、二七、〇七	三	八	全	全	

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	全	二、四八、三〇	一五	一〇	又ハ蔚山内海	全	
鯛	全	四、八六、三九〇	一〇	八	全	全	
鯛	全	二、一〇、一九〇五	二二	一三	長承浦沖及クジヨ	全	
鯛	全	九三、三四、〇五	二七	一五	全	日本及韓	
鯛	全	六、三三、九五	一八	一四	全	全	
鯛	全	九、四六、七〇六	二五	一五	全	全	
鯛	全	二、二〇、〇七〇	二〇	八	巨濟島東南面及釜	韓國	
鯛	全	一、四九、七八〇	八	五	蔚山沖合ヨリ濟州	全	
鯛	全	二、六九、九六〇	六	五	島沖合ニ至ル	全	
鯛	全	五、四二、三九〇	八	六	全	全	
鯛	全	三、六三、八二	二〇	八	釜山ヲ中心トシ巨	韓國内地	
鯛	全	六、五三、〇八七	一四	一〇	濟島東北面ヨリ大	日本及韓	
鯛	全	七、七三、八四九	二〇	二	邊沖合迄	全	



第四章 捕魚輸送販賣

魚名	全			全			全			全			全
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		
鱈	三,四〇,二〇〇	五,七〇,九七〇	三九,一三〇,〇〇〇	一七九,一三九〇	一五七,三六〇	一六三,三六〇,〇〇〇	五,三〇,二一〇	六,二六四,二〇〇	八,四七,四八〇	二〇,七,三〇〇	一八,九,九七〇	二,九〇,七八〇	二,三〇,七〇〇
鯧	八	二八	三〇	〇	二五	三三	七	一四	八	一一	七	二〇	三三
鯧	三	七	三	八	一〇	一五	五	六	六	九	二	四	五
鯧	六全	一〇全	一四全	六全	七全	八全	三全	六全	四全	七全	九全	八全	八全
主ナル漁獲地	巨濟島西南東方面 沖合			加德島ヨリ釜山沖 合			濟州島ヨリ蔚山沖 合ニ至ル			巨濟島沿海ヨリ蔚 山ニ至ル			
仕向地	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	韓國 日本及	

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鱈	全	二,三〇,〇〇〇	四五	三三	二三	所安島南海島北山 近海	韓國 日本及	
	全	一〇〇,八四九〇	三三	三三	三三			
	全	二,三〇,〇〇〇	四五	三三	二三			
鯧	全	一五,九五,五六〇	七	三	七	鎮海灣内及巨濟島 沿海	日本 韓國及	
	全	一四,五〇,〇三〇	三	三	三			
	全	一三,五七,七五五	三	三	三			
月計全	明治三十八年	二,四四,一五六						
月計全	明治三十九年	三九,一七,九四〇						
月計全	明治四十年	五,四八,八八五						
其他	全	五,七五,九一〇	二〇	五	一〇		日本 韓國及	
其他	全	七,七〇,二八〇	二五	四	三		日本 韓國及	
三月								



魚名	年	月計		其他		鱈	
		三十八年	三十九年	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全
明治三十八年	明治三十九年	三三,三二四,七四五	四〇,〇七八,八〇〇	九,二〇六,八九五	九,一三三,〇〇〇	五,一八六,六二〇	三,一八四,二六〇
三十九年	四十年	一五,〇五四,〇〇〇	五,二八四,一七五	二四	二六	二七	二二
賣上總高	單價	最高	普通	最低	標準	建値	相買目
一五,〇五四,〇〇〇	三三	二〇	二五	一〇	二〇	八全	八全
主ナル漁獲地	仕向地	巨濟島西南方面 統營口、欲知島近海		巨濟島東北方面 リ太邊近海		馬山口、加德島、統營口及蔚山近海	
巨濟島西南方面 統營口、欲知島近海	巨濟島東北方面 リ太邊近海	馬山口、加德島、統營口及蔚山近海		全		全	
日本	韓國及	韓國及		日本及		全	
摘要							

鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	全	
						全	全
全	全	全	全	全	全	全	全
三三,三二四,七四五	四〇,〇七八,八〇〇	九,二〇六,八九五	九,一三三,〇〇〇	五,一八六,六二〇	三,一八四,二六〇	一七,八七四,〇〇〇	一八,六八八,六二六
一五,〇五四,〇〇〇	五,二八四,一七五	二四	二六	二七	二二	一九	一九
最高	普通	最低	標準	建値	相買目		
三三	二〇	二五	一〇	二〇	八全		
主ナル漁獲地	仕向地	巨濟島西南方面 統營口、欲知島近海		巨濟島東北方面 リ太邊近海		馬山口、加德島、統營口及蔚山近海	
巨濟島西南方面 統營口、欲知島近海	巨濟島東北方面 リ太邊近海	馬山口、加德島、統營口及蔚山近海		全		全	
日本	韓國及	韓國及		日本及		全	
摘要							

魚名	年	賣上總高			單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低	最高	普通	最低			
鯛	明治三十八年	10,433,700	10,433,700	7,900	7,900	7,900	統營沖合ヨリ欲知島近海及釜山沖	韓國及日本		
	三十九年	11,600,000	11,600,000	8,000	8,000	8,000				
	四十年	13,040,900	13,040,900	8,300	8,300	8,300				
鱈	全	2,253,140	2,253,140	9	9	9	北山ヨリ安島近海及鎮海灣内南海島沖合	韓國及日本		
	全	1,867,306	1,867,306	9	9	9				
	全	784,440	784,440	9	9	9				
鱈	全	1,659,493	1,659,493	8	8	8	釜山近海	韓國内		
	全	2,735,510	2,735,510	9	9	9				
	全	2,278,300	2,278,300	7	7	7				
鱈	全	2,892,080	2,892,080	4	4	4	濟州島ヨリ蔚山ニ至ル沖合	全		
	全	2,003,070	2,003,070	8	8	8				
	全	2,259,090	2,259,090	6	6	6				

月計	年	其他			海鰻		
		全	全	全	全	全	全
五月	全	7,384,900	2,872,400	3,532,200	5,432,700	4,500,000	6,500,000
五月	三十八年	2,662,600	2,872,400	3,532,200	6	6	7
五月	三十九年	3,917,500	2,872,400	3,532,200	6	6	7
五月	四十年	4,555,500	2,872,400	3,532,200	6	6	7



魚名	年	賣上總高	價値			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鱈	全	二〇六、三三四	五	四	三	濟州島より蔚山に至る沖合	全	
	全	八三、三三〇	六	四	二			
鯛	全	一七五、三八五	五	四	三	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	六九、九二〇	一六	一〇	七			
明	全	四八、五八〇	一八	一四	二〇	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	五五、〇七五	一五	一二	七			
全	全	四、八八〇	二	一	二	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
月計	全	三、六五、八六六	二〇	一六	二			
全	全	一四、四九、七八八						
全	全	二、一〇〇、三九三						
全	全	四、七〇、六五五						

七月

魚名	年	賣上總高	價値			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鱈	全	四〇、七五〇	九	七	五	加徳島近海ヨリ釜山近海	全	
	全	六三、九六〇	一一	八	五			
鯛	全	五八、〇〇〇	八	七	六	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	二〇、四八、四三三	五	四	三			
目張	全	一、三八、九六〇	四	三	二	馬山口ヨリ太邊迄	全	
	全	一、四七、四七三	五	四	三			
其他	全	二、七五、七五〇	八	六	四	加徳島ヨリ近海太邊沿海迄	全	
	全	一、六七、三三三	七	五	三			
全	全	三〇、二四、三九六	四	三	二	釜山沖合ヨリ太邊迄	全	
	全	九、一三、九六三	六	四	二			
全	全	三、七四、五〇七	六	五	四	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	一、四七、四七三	五	四	三			
全	全	五、七、一八〇	六	五	四	馬山口ヨリ太邊迄	全	
	全	三、八、八五〇	八	六	四			
全	全	三、六、九六〇	七	六	五	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	一、四七、四七三	五	四	三			
全	全	二、一〇、三九三	四	三	二	統營口近海ヨリ欲知島近海	全	國內
	全	四、八八〇	二	一	二			
全	全	四、七〇、六五五						
	全	二、一〇〇、三九三						
全	全	四、七〇、六五五						
	全	一、六七、三三三						





魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低標準			
鯛	明治三十八年	四五四、四八〇	一七	二三	南海島、欲知島、近海、及鎮海灣、ヨリ釜山、近海	韓國内	
	三十九年	四五四、六〇〇	一六	二三			
鱈	全	五三七、七〇〇	二三	一五	濟州島、ヨリ蔚山、至ル沖合	全	
	全	一四九、三三〇	八	六			
鱈	全	六五八、六〇〇	六	五	巨濟島、東北方面、ヨリ釜山、近海	全	
	全	一七五、一五〇	二	八			
鱈	全	二二〇、九〇九	九	七	迎日灣、ヨリ牟浦沖合	全	
	全	六二五、四六四	一四	二			
鱈	全	二九五、九五	一三	一〇		全	
	全						

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低標準			
石首魚	全	五五、六〇〇	一四	二	加德島、近海、巨濟島、東南方面、及釜山、近海	全	
	全	五三、九〇〇	八	六			
鱈	全	二〇、四〇〇	九	八	加德島、ヨリ太邊ノ沿海	全	
	全	二二、三六〇	二	三			
鱈	全	一〇、四一七〇	一五	一〇	巨濟島、沿海、及全所、ヨリ蔚山、至ル沿海	全	
	全	一一、九六四一〇	一〇	九			
鱈	全	八、九一五〇	二	三	巨濟島、東北方面、ヨリ太邊ノ沿海	全	
	全	一一、九六〇九五	一六	二			
其他	全	三、四八四、五五	五	四		全	
	全	三、四〇四、三九九	六	五			
其他	全	六、七九、九二	三	一		全	
	全						







第四章 捕魚輸送販賣

魚名	全			全			全			全			全		
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
鱈	三、八四八、〇〇五	一、六九七、七三六	一、五〇八、九六九	三、九〇八、四〇〇	三、〇一九、五五五	四、五八七、四〇〇	二、七四一、七〇〇	一、五七七、四〇〇	一、四八二、五〇〇	五、〇五五、七〇〇	三、四二七、七〇〇	三、〇〇三、三〇〇	三、三九七、八六六	三、〇〇三、三〇〇	三、三九七、八六六
鯧	一九	一四	一四	八	九	六	二	二〇	二	五	六	五	二	一八	
鰯	二二	一一	一一	七	七	五	一〇	九	九	五	五	四	一五	一四	
鱈	八全	八全	一〇全	五全	五全	四全	九全	八全	七全	四全	四全	三全	七全	一〇全	
主ナル漁獲地	巨濟島東南沿海より蔚山沿海に至る			巨濟島西南東方方面より蔚山ニ至ル沿海			巨濟島より蔚山ニ至ル沿海			濟州島より蔚山ニ至ル沖合			統營南海島嶼知島嶼近海及巨濟島嶼		
仕向地	韓日本及内			韓日本及内			全			全			韓日本及内		

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	全			全			全			全		
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
魚名	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
年	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
賣上總高	五、七九七、九五六	三、九八二、二六三	四、三〇三、九四五	七、五九一、〇四五	五、八二六、九七六	七、五九六、四〇四	三、三八四、二〇〇	一、三三〇、九〇八	一、〇〇二、八四四	三、九三三、二四三	三、〇〇三、三〇〇	三、三九七、八六六
單價	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
最高普通最低標準	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
相貫目	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
主ナル漁獲地	加徳島より太邊に至る沿海			加徳島より太邊に至る沿海			加徳島より太邊に至る沿海			加徳島より太邊に至る沿海		
仕向地	韓日本及内			韓日本及内			全			全		
摘要												



罐詰	七千四百〇六箇	三千百九十二箇	四千二百十四箇
魚油	百六十八箇	百六十八箇	

此の如く多額の殘品を生したるに拘はらず尙ほ全體を通して四百圓の利益を得たりと云ふ意ふに鯨肉販賣上の收得に依り此計算を示すに至りしならんか。

因に云ふ鯨肉は從來其處理に窮し「タレ」に製造するの外手段なかりしに近來鹽鯨の販路本邦人間(韓人間)に開かれ而も相當の價格を以て賣行き需用頗る多し然れども其販賣區域は目下尙ほ慶尙道一圓に止ると云ふ。

●馬山水産株式会社

本會社は馬山浦各國居留地内濱町に在り、明治三十九年四月の創立に係り日本人の經營する所なり、會社資本金額は二萬圓にして之れを四百株に分ち一株の金額五十圓なり、現拂込金額は資本總額の四分の一にして其金額五千圓、一株に付十二圓五十錢の割合なり、重役は五名にして現社長は松本卯一なり。

營業、業務の範圍は水産物委託販賣及び製造にして其の營業方法の如きは他市場に行はるゝものと異なる所なし、但し手数料は二途に區別し生魚は一割鹽乾

位置及資本

營業

仲買人

し仕切勘定は即日とす。

仲買人の現に會社市場に出入するもの十二名あり、此等は會社の定款に基き三十圓の保證金を提供し、尙ほ馬山浦に於て土地或は家屋を有する保證人一名を要するものとせり、而して仲買人の會社に對する仕切勘定は毎四日とし、其歩戻金は一步とす、又仲買人には其義務として特に利益の三步を積立てしむ、是れ海難救助等の費用に充つるが爲めにして年二期に於ける會社決算期に精算し剩餘は還付することにせり。

集散、市場に上る魚類の主なるものは鯛にして總水揚高の十分の三に相當し、鯨、鯨、鰯等これに亞く、而して此等は概ね馬山浦近海及鎮海灣附近又は巨濟島の南岸一帶に於て日本漁夫の漁獲せるものに係り、本邦漁夫の漁獲物は主に舊馬山浦なる本邦人經營に係る客主に依て取扱はる、近頃會社は曳船伊呂丸を使用し各漁場に漁船の集合地を定め置き此にて其漁獲物を蒐集することに爲したりしかば從來釜山其他の市場に吸收せられし漁獲物は漸次市場に集むることとなり市場頓に活氣を呈するに至りし。

集散

第四章 捕魚輸送販賣

販路 三浪津、密陽、大邱、烏致院、太田、京城、龍山、仁川、平壤、新義州、安東縣等に於て馬山浦に需用せらるは市場水揚高の十分ノ一にも足らず、近時日本内地にも輸送を開始し、馬關、廣島、大阪等に送附したりしが、何れも成績良好なりしと云ふ。然れども水の供給十分ならざれば之れを日本内地に仰がざるを得ず、先年天然水を密陽より求めしが一貫目の價格約四十錢なりしと云ふ。

●舊馬山浦魚問屋 舊馬山浦には客主二十一戸ありて何れも沿岸に位置をとりて軒擔櫛比し主として魚類を取扱へり。

取引の状 此地方に於ける荷主と問屋との關係は比較的鞏固なる商慣例を有し一朝荷主は自己の信ずる問屋と取引を開始せば容易に之れを變更することなく數年に繼續するを常と爲す而して問屋は取引を結へる漁船の入港あるや時を移さず之れを迎へ價格を協定し船上に於て仲買人若くは小賣商人に賣渡し或は陸上に運び售賣に付す其賣揚金は直ちに精算し自己の所謂問屋口錢なるものを扣除し殘金を荷主に交付す口錢は賣買高に準し百分の五乃至十とす而も荷主等は問屋を信ずるの念頗る厚く魚類の販賣に付ては總て問屋の處置に一任し

向顧みる所なし。

此地に於ける明太魚の取引は甚だ盛んなるものにして近年前記二十一戸の問屋業者相謀り一の倉庫を設け荷主の委託品若くは同業者の貨物收藏の用途に充つ蓋し此魚類に限り荷主は大抵一船千駄以上、二駄は明太魚二十四駄のもの三十箇即ち六百匹なりを集積して出荷し遞次問屋の手に依り放賣し以て現金に代へ歸り去るを常とするか故に時季に依り往々出荷品の集積滯滞する場合少からず倉庫は則ち此等の場合に於ける收容場所の不足を補ふに外ならず而して倉庫使用者には倉敷料として日數に拘らず一箇三十連十文とし其の賣買に於ける問屋口錢は一駄二百文とす明太魚の外周年問屋に集中する魚類の大部は巨濟島外海方面、鎮海灣、加德島附近及び其他近海沿岸の漁場に於て漁獲せるものに係り其主なるものは鱈太刀魚、石首魚、黑鯛、鱈、鰯、其他雜魚とす其水揚高は統計の據るべきものなきを以て明らかならずと雖も一ヶ年一客主の取扱高平均韓貨四千五百貫文則ち新貨十八萬九千圓三十割として計算すに達すへし然れども京釜鐵道開通し釜山水産株式會社、馬山水産會社の所屬仲買人等同鐵道沿線の各驛に其販路を擴張せし以來營

業漸く不振を來し今や遂年衰頽の傾向にあるか如し。

●長承浦組合魚市場

位置及資本

長承浦魚市場は南海に位する巨濟島の東岸長水浦に在り、此れ亦日本人の經營にして明治四十年二月の創設に係り、資本金額一萬圓を有する組合組織なり。

營業、本組合事務の範圍は専ら海産物の委託販賣とし開市は毎日一回以上とす、其販賣方法は躰賣又は卸賣等にして手数料又は仲買人又は荷主との取引關係等は市場に於けると異なるなし。

集散

集散、季節及び魚類を異にするに依り漁場及仕向地を別にすと雖も周年通して市場に現るべき主要魚類の多くは本島南海岸舊助羅沖、知世浦、玉浦及び長承浦近海漁場に於て漁獲せらるるものに係り、其種別は鯛、鱒、石首魚、鰯、大刀魚、鱈、鱈、鱈、鱈等とす、就中鯛は其取引數量、金額に於て遙かに他を凌駕せり、販路は本市場に集集するものは直ちに汽船に依り釜山又は馬山浦に搬出するを常とし地方に於ける販賣數の如きは極めて少額なり、而して毎年十一月より翌二月頃迄は近海に於ける盛漁季なるを以て従つて本市場の物資豊富となり此の期間は亦以

て一年中尤も取引殷盛なる時季となす、今同市場に於ける四十年中の水揚高及び平均相場を月別に掲記すれば左の如し。

長承浦魚市場賣上及單價月次表

(明治四十年自二月至十二月)

二月

魚名	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高普通	最低標準				
鯛	二六、五〇〇	三	九	舊助羅沖	釜山		
鱒	八、三〇〇	八	六	全	全		
其他	二六、六六六	五	四	釜山沖	全		
月計	二六、六六六						

三月

魚名	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高普通	最低標準				
鯛	二六、五〇〇	三	九	舊助羅沖	釜山		
鱒	八、三〇〇	八	六	全	全		
其他	二六、六六六	五	四	釜山沖	全		
月計	二六、六六六						



月計	其他	魚名	賣上總高	單價	最高普通最低	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
八八七六	三四〇			四	三	二拾貫玉浦		釜山		

七月

月計	其他	石首	刀魚	鯿	魚名	賣上總高	單價	最高普通最低	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
七九四四	七九三〇	八三三〇	一八二五四	四三三〇			三	二	二十	貫長承浦	全		
							三	二	一	全	馬山		
							三	二	一	全	釜山		
							三	二	一	全	釜山		

八月

魚名	賣上總高	單價	最高普通最低	建値	主ナル漁獲物	仕向地	摘	要

月計	其他	鯿	鯿	魚名	賣上總高	單價	最高普通最低	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
二六二七	三〇一九	七二八四	六五三五			三	二	一	全	知世浦附近	全	
						三	二	一	全	知世浦沖		
						三	二	一	全	知世浦附近		

九月

月計	其他	刀魚	鯿	鯿	魚名	賣上總高	單價	最高普通最低	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
二九二〇	一九三二	二五二六	三二五四	四三六八			四	三	二	貫知世浦附近	釜山		
							四	三	二	貫知世浦附近	釜山		
							四	三	二	貫知世浦附近	釜山		
							四	三	二	貫知世浦附近	釜山		

十月





魚名	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通最低				
鯛	三三三六	九	八	釜山			
平	三三三六	八	七	釜山			
刀魚	三三三六	八	七	釜山			
其他	一〇五九	四	三	釜山			
月計	二九七二						

十一月

魚名	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通最低				
鱈	三二八四	八	七	釜山			
鯉	七五三三	七	六	釜山			
平	二五二三	九	八	釜山			
月計	二四六四五						

●統營組合魚市場

魚名	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通最低				
鱈	三三三六	九	八	釜山			
鱈	三三三六	九	八	釜山			
鱈	三三三六	九	八	釜山			
其他	四二二三	五	四	釜山			
月計	四九五七						
年計	三五七六						

十二月

本位置及資

統營魚市場は慶尙南道固城半島の南端統營海岸に在り明治四十年十二月業務を開始せるものにして日本人三十三人本邦人二人の組合組織とし組長は日本人古賀鹿一なり資本金額は五千圓にして之れを百圓に分ち一口を五十圓と定め而して現今第一期拂込を了し一口に付十圓則ち其拂込金一千圓を以て創業資本金として經營せり本組合には組長以下副組長評議員監事を合せ九名の役員を置けり。

營業

營業 本組合業務の範圍は専ら水産物委託販賣と爲し毎日一回以上に開市を行ひ售賣に従事せり其販賣方法は雜賣又は競争入札にして手数料は生魚一割鹽乾魚及び海藻類は五歩とし鱒鮭に限りて七歩と定め賣揚高に應し毎時徴收す而して組合は組合基本金として毎年度純益金より其の百分の一以上の積立金を爲し亦別に百分の一の積立を以て地方漁業者の漕難救助の補助金に充用せり荷主に對する計算は即日現金拂とし仲買人の勘定は翌日拂とす。

仲買人 現今本市場に出入する仲買人は日本人十六人本邦人韓人にして何れも組合出資者なり而して此等は組合規定の下に各自信認金として金三十圓及び本組合出資券三枚以上を有する者の身元保證を要するものとせり組合にては仲

買人獎勵として毎決算期に際し其の買取金高に對する百分の二を割戻す。

集散 本市場に集中する主要魚類は欲知島巨濟島外交方面に於ける鯛石首魚及び日本人經營大敷網の漁獲物たる沖統營灣附近に於る大鰻及鱸等にして就中鯛石首魚其大部を占む販路は京城仁川釜山馬山等とし稀に日本へ輸送することあり而して統營に於ける販賣の如きは算するに足らざるなり今市場開始明治四十年十二月以來四ヶ月に於ける取引高を見るに其高九千四百圓にして一ヶ月に平均二千四百圓弱なり統營は鎮海灣南口の要衝に當り由來此の附近に於ける重鎮地にして且つ沿海は各種の漁族に富み周年群遊絶ゆることなく一ヶ年の漁獲高少くとも三十萬圓を下らず而も本市場の水揚高前記の如く寡少なるは開業日尙は淺きに由ると雖も抑も亦位地に關係するもの多きに依ると疑はず近時馬山水産會社が成船を派し魚類吸集に努むるや本市場は其影響を受け昨今頗る落莫の狀を呈せりと本地の如き長承浦の如きは其地勢上唯一地方に於ける魚類收容場たるに過ぎされは主として日本内地に對する輸送を目的とするか又は釜山若くは馬山等の市場と連絡あるにあらされは獨立して其業務を擴張せんこと

ならん。

位置及資本

沿革

●本浦魚市場  
難木浦港木浦臺に在り、日本大分縣人長浦福市の經營する所に係り、資本金は五千圓と稱すれども規模大ならず。

●沿革 木浦開港當時則ち明治三十年十月釜山居住日本人白井朴外十九名相謀りて海産會社を組織し魚市場を設置したり、然るに當時居留日本人少數にして販賣少く收支償はさるか故に中には株金拂込を爲さざるありて遂に明治三十三年解散するの已むなきに至れり、乃ち長浦福市は其後を引受け、五百五十圓にて引受けたり云々、以て今日に及へるなり。

營業

●營業 一般魚市場と異なるなし、雖も開市は毎朝一回に止り、鹽賣手数料は鮮魚なると鹽魚乾魚なるとを問はず、渾て一割を徵收せり、目下仲買人は八名あり、而して仲買人たるには三十圓信認金を要す、仕切勘定は荷主に對しては即日とし、仲買人よりは十日計算なり、仲買人獎勵方法としては歩戻法に依り一ヶ年間買入高の一步とす。

集散

販路

●集散 市場の閑散なるは冬季十二月より翌年二月に至る三ヶ月間にして其他の時期は著しき繁閑を見ず、市に上る魚類の重なるものは網にして四季を通して水揚高の首位を占む、其一年中の賣上高は大凡總水揚高の七割に相當す、而して鯛の最も多く市に上るは秋季にして冬季十二月より春季に少なし、蓋し此現象を呈せるは漁獲高の多少に依るは勿論なり、雖も主として冬季節に於ける漁場の遠近に關係す、則ち一月より四月に至る間市に上る鯛は主に濟列島及び損竹列島(羣島沿海に於て漁獲せられ、五、六月頃のもの)は獅子島及び蜆島近海とし、八月より十一月に至る間は珍島所安島等の近海とし、十二月は青山島又は釜山附近とす、而して珍島附近の漁場は本地を距る遠からず、且つ交通便なり、是れ秋季に於て鯛の最も多く市に上る所以とす、本市場の在荷主は主に居留日本漁業者とし、其漁船十數隻あり、本邦人の漁獲物にして市に上るは多からず、販路は僅に本地及榮山江上游の榮山浦羅州等在留の日本人に止り、未だ本邦人間に販賣の途開かれず、隨て其一ヶ年の水揚高の如き尙は釜山魚市場一日の水揚高にも及ばざるの状態なり、然れども本邦人を對手として榮山江流域一帶其他本地附近に販路を擴張せば相當發展の

餘地なきにあらざるへし左に本市場報告に係る過去三年間の水揚高及價格月次表を示すへし。

木浦魚市場賣上及單價月次表 (明治三十八、三十九、四十年北較)

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鱒	全	二七八〇	二五	一八	獅子島	市内	
	全	五〇二	一五	一〇	獅子島	全	
	全	一四六	一五	八	全	市内	
紅子鱒	全	九六二	一五	一〇	全	仁川	副獲物ナリ
	全	七五二	二	六	全	仁川	副獲物ナリ
	全	一四六	一五	八	全	市内	ルニ至レリ
鱒	全	四四九	一六	一五	全	市内	上他ノ關係
	全	三五八	一〇	一〇	全	仁川	需給ノ關係
	全	一九七	一六	一六	貫草島、濟州島	仁川	需給ノ關係

二月

月計	其他			海鰻			鮎		
	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	七三〇	四九五	三五二	四二六	一八二	一五三	二六	二〇	一〇
全	四九五	三五二	二〇	一〇	八	全	所安島	市	内
全	三五二	二〇	八	全	所安島	市	内	内	

漁場遠方ナルニ依リ一ヶ月三航海ヲ遂グルハ稀ニシテ甚シキハ僅ニ一航海スラ爲シ能ハザルコトアリ故ニ小形漁船ハ漁場ニ遠サカニ從テ濱揚ケヲナシ一、二ノモノハ海鰻ヲ捕獲シ生洲籠ニ入レ十日若クハ十五日毎ニ售賣セリ

鱒、目張、鰻、イカケ、等  
 鱒、目張、鰻、イカケ、等  
 鱒、目張、鰻、イカケ、等





四月

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治三十八年	四萬七千	三〇	九	濟州島 楸子島	市中	
	三十九年	六〇三	八	三			
	四十年	一萬七千	三	一			
紅子鯛			三	六	濟州島 草島	市中	
			三	七			
			二	五			
黒鯛			一	八	珍島	市中	
			三	七			
			四	五			

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
海鰻			七	四	所安島 木浦港口	市中	
			三	九			
			二	五			
鱈			三	一	木浦港口	市中	
			三	一			
			二	〇			
黒魚			一	〇	草島	市中	
			一	〇			
			八	全			
鯛			三	五	木浦港口	市中	
			六	五			
			四	全			
全		二萬六千					



第四章 捕魚輸送販賣

月計	其他	
	全	全
全三十八年	一、五九四、五	三、九七、四
全三十九年	一、四〇二、八	二、九七、七
全四十年	二、三二五、三	—
近海ノ漁獲漸ク饒多トナリ其中心ヲチヌ繩トス		
	全	全
	全	全

五月

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治三十八年	五、一八、二	一、六	八	檜子島	市中	
	全三十九年	七、九〇、三	一、八	一〇	貫刺	市中	
	全四十年	七、四六、〇	一、七	一〇	全	市中	

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	鯛			鱈			鮭			黒鯛		
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
	四、二、六	八、九、八	二、七、九	一、〇、九、三	一、六、〇、二	九、五、七	一、八、〇、二	二、五、一、〇	一、六、九、五	二、四、五、五	二、〇、〇、一	一、〇、七、二
	一、五	七	六	八	五	六	九	一〇	六	一〇	一〇	一〇
	九	五	四	二	三	三	五	六	五	五	八	五
	七、全	三、全	三、全	一、全	一、全	二、全	三、全	四、全	四、全	四、全	四、全	三、全
	全	全	全	全	全	全	全	全	所	全	全	珍
			木浦港附近						安島			島
									ヨキセム			
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全









第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
全	明治三十八年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	三十九年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	四十年	一八七、四	六	一全	全	市中	
全	明治三十八年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	三十九年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	四十年	一八七、四	六	一全	全	市中	
全	明治三十八年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	三十九年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	四十年	一八七、四	六	一全	全	市中	

八月

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
全	明治三十八年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	三十九年	一四六、四〇	六	一全	全	市中	
全	四十年	一八七、四	六	一全	全	市中	

當時漁船ノ寶庫トモ言フ可キ珍島ノ漁場ハ本月ヲ以テ初ト爲ス

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
全	明治三十八年	六六、七〇	六	一全	全	市中	
全	三十九年	八六、二	六	一全	全	市中	
全	四十年	八五、六	六	一全	全	市中	

魚名	年		賣上總高	單價	最高普通最低價	建値標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
	明治三十八年	明治三十九年							
海鰻	全	全	二九五五	八	九	全	港内 小安島	全	
鯛	全	全	一六九六二	七	七	全	全	全	
	全	全	八五、九	二五	一〇	全	實珍島	全	
	全	全	八三、六	六	八	全	市	中	

九月

月計	其他		全
	全	全	
全	全	全	全
三十八年	一三、〇、〇	二八、九、五	四一、九、五
三十九年	一三、六、三	二七、〇、四	四〇、六、七
四十年	一六、八、五		一六、八、五

有望ナリシ珍島漁場ハ年々ニ退歩シ漸々沖合ニ出漁スルニ至レリ

フカ、ハカ、アカ、ウカ、ハモ、ナモ、ゴ、ハモ等

全	鰻		鱈		鱈		鯛	
	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
一四、九、五	二、九、五	一、六、五	七、八、五	二、七、五	一、三、二	三、〇	四、一、五	
	一	六	五	三	四	四	三	
	一	五	四	二	二	二	二	
	全	全	全	全	全	全	全	
	全	木浦港口	全	全	全	珍島及港内	全	全
	全	全	全	全	全	全	全	全
ア、ナ、ゴ、ア、ワ、ハ、モ等								



第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高		單價		建値標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通最低	最高	普通最低				
鯛	明治三十八年	七八五	一九	二	六拾貫	莞島	市中		
	三十九年	一三九三	二	八					
	四十年	一三九二	一五	六	四全				
全		四四五	七	五	四全	珍島	全		

十月

月計	其他		
	全	全	全
三十八年	一三五五		
三十九年	一三五七		
四十年	二四五二	五三三	二七四

漁場漸ク定マリ天候順ナルニ至リ市中ニハ魚類潤澤トナレ

ハモ、チヌ、鹽鯛等  
ハモ、アワ、ビ鹽鯛等  
ハモ、メバ、ル、鰯等

第四章 捕魚輸送販賣

鱈	小鱈	鱈	鱈	全
全	全	全	全	全
五二八	三三〇	四七三	三三〇	二五〇一
二五	二五	五	三	一〇六
二三	一六	二	二	五四
一〇全	一〇全	一全	一全	三全
	港口	青山	附莊子近島	全全珍島
全	全	全	全	全全全





群山水産株式会社

年計	月計		其他			鱒		
	全三十八年	全三十九年	全	全	全	全	全	全
全三十八年	三六九三六〇	七四二元	二四九元	一三六元	一〇八〇元	一七二五	元	二〇
全三十九年	一五、五九二〇	一三九〇元				元	二〇	一五
全四十年	二〇、三三三〇					元	二〇	一五

漁船漸次増加シタリト雖モ當地ノ發展ト光州ニ販路ヲ開キシ等ニヨリ例年ノ仁川送りハ四十年度ニ至リテ全然廢サレ

市 中 獅子島 濟州

等モ、等ケニ、  
ル、イ、イ、イ、イ、  
イ、イ、イ、イ、  
イ、イ、イ、イ、

紅子鯛	海鰻		小鱈		鱈		全
	全	全	全	全	全	全	
全	六五五	八五〇〇	八一九七	四七六	六二九	三〇〇五	五九〇六
全	一五	三	二五	一九	三〇	一五	元
全	三	六	一四	三	一五	九	一五
全	八全	三全	一〇全	七全	二全	四全	七全
	草島	草島	所安島	所安島	所安島	所安島	所安島
光市	仁市	全	全	全	全	全	光市
州中	川中						州中





本會社は群山各國居留地第二百二十七番地に在り、本會社も亦日本人の經營する所にして明治四十年三月の設立に係る會社資本金額は壹萬圓にして之れを二百株に分ち、一株の金額は五拾圓なり、現拂込額は資本金額の四分の一にして貳千五百圓則ち一株に付拾貳圓五拾錢の割合なり、會社重役は取締役六名、監査役貳名にして現社長は大澤藤十郎とす、魚市場は會社の經營する所に係ると雖も其所有者たり又右權者たるは此地の日本人居留民團にして會社は之れか受負業者たるに過ぎざるなり、乃ち會社は營業税の外會社收入手数料の十分二則ち二割を民團に納付し、民團は其市場建物を無料にて會社に貸付することにせり。

沿革 明治三十三年の頃大阪商船會社代理店大澤藤十郎なる者個人事業として魚問屋業を開始し、主として魚類を韓人に販賣し、他方には漁業者に對して仕込を爲し、斯くて兩三年間を経過せしか、創業當時事情に暗く殊に時勢今日の如くならず、種々故障の爲め損失を招きしこと一再にして止らず、幾多の困難に堪へ漸く同三十六年に至り市場を設置して仲買人より保證金を徵收する等稍々秩序を整へし結果漸次收利を見るに至りし然るに爾後事業の漸々發展するや此地居留

日本人に依つて其有利なるを認められ、有志者相議して會社を組織し本業を經營せんことを企劃せり、此企劃は遂に同三十九年春に至りて實行せられ、群山水産株式會社の創立となり、茲に於て大澤創始の魚市場は同會社に移し營業することにせり、是れ則ち現會社の前身なり、當時此地に移住せる日本人は日一日に其數を増し、魚類需用の増加せる社運漸く隆盛ならんとせしに、不圖會社と仲買人間に紛擾を惹起し、仲買人は去つて在留漁業者と結合し、同年中群山水産組合なるものを組織し別に魚市場を設立したり、當時會社は創立以來日尙淺きに拘ばらず、而も新設市場は熟練なる仲買人と荷主たる漁業者との結合に係るを以て其營業の大部分は新市場に奪はれ、頗る難境に陥り、將に存立問題を惹起せんとするの場合に立ち至りし、茲に於て有志者及び居留民團は兩者の間を調停し、會社及新設組合を合併して一會社となし、二社同數の株式を所有することとし、乃ち現會社の成立を告げ、明治四十年三月廿七日其登記を爲せり、而して民團は一は以て爾後再び競争者出づるを防遏せんか爲め、一は以て其財源に供せんか爲めに、二者の魚市場及其權利を買收し、現會社をして其事業を受負はしむることとし、以て今日に至れり。

營業 會社業務の範圍は出定款第二條に示すか如く海産物委託販賣に止れり而して其魚市場に於ける營業方法は糶賣算當買入れ賣等とし販賣其方法手数料の如き釜山仁川其他の魚市場と異なるなし但し船賣又は鹽物の手数料は八歩にして船賣は多く他の市場に於て取扱はざる所とす乃ち船賣とは河岸着の親船(船運送船なり)に滿載せる魚類を市場に荷揚げするもの勞費を省くか爲めに行はるる方法にして重に漁獲物多量なる時に於て此取引を見る而して其方法は見本に依りて一船全部の値段を爲し買取りたる仲買人は河岸に於て直に其荷を他に移し適當の販路に輸送す此地に於ける荷揚費は河岸より市場まで(一チグ)一錢許とす而して二(チグ)ば石首魚にして約四百尾を運ぶに過ぎず荷主則ち委託者との仕切勘定は即日計算にして仲買人か會社に對する勘定は十日限りとす仲買人は身元保證として現金二十五圓又は之れに相當する有價證券提供を要し其數を二十七名に制限せり現時仲買人は滿員にして其多數は會社の株主なり漁業者獎勵方法としては一ヶ年の水揚高一千圓以上の者に對し社旗一流酒一樽(五升樽)を賞與し仲買人の獎勵方法としては一ヶ年間買上高の一步五厘を賞與することにせり

會社營業税は一ヶ年六十圓なり。

集散 市場に上る魚類の重なるものは鯛石首魚大刀魚鱈火魚魴鮫鹽鯖等とし主として日本漁夫の漁獲せるものは係る其漁場は蝦島隔音群島竹島畑島魚島狐島等近海とし販路は仁川群山江景熊浦扶安林山論山黃山等錦江上游一帶とす錦江上游一帶に需用せらるる魚類の種別及び其無鹽物との歩合を示せば大凡左の如し但し其數量は計上し難しと雖も需用の多少は大卒左記の順序とす。

石首魚	鮮魚	〇、五	鹽魚	〇、五
大刀魚	同	〇、二	同	〇、八
鱈	同	一、〇	同	一
鯛	同	一、〇	同	一
火魚	同	一、〇	同	一
魴	同	一、〇	同	一
鮫	同	〇、五	乾魚	〇、五

第四章 捕魚輸送販賣

和布	同	乾	一〇
鯖	同	鹽	一〇

更に前記漁場に於て漁獲せらるる日本漁夫漁獲物の販路大觀するに鯛、鯖等盛漁期に於ける漁獲物は大概鹽切として日本に輸送せられ、其他の時期に於ける漁獲物は仁川及本市場に上る、而して鯛は八十八夜前後を初漁とし、五月中を盛漁期と爲し、鯖は春秋二季にして春季は四月初より六月上旬迄とし、秋季は八月とす、六七月の頃は漁獲少なく、八九月の頃は鯖の外鱈、鱈等漁獲せられ、此等は仁川及び本市場に上る。

左に本市場の水揚高及び重用魚類の價格を表示すへし。

群山魚市場魚類水揚高表

(明治三十九年十一月至十二月)

種目	金額	種類	金額
鯛	八七四	石首魚	二二九

種類	金額	種類	金額
鱈	四、五三	金頭魚	七、五
鱈	二、八〇	鱈	八、五
鱈	二、八五	小鱈	二、六四
鱈	三、九	沙魚	一、〇
鱈	一、〇九	鱈	三、五〇
鱈	一、三〇	合計	二、四、七

群山魚市場魚類水揚高表

(明治四十年、四十一年間)

月	金額	月	金額
一月	一、一	十一月	二、五、四
二月	一、一	十二月	二、一、四
三月	一、一	合計	二、〇、八

全 四 十 一 年

第四章 捕魚輸送販賣

四月 四月  
五月 五月  
六月 六月  
七月 七月  
八月 八月  
九月 九月  
十月 十月  
十一月 十一月  
十二月 十二月  
合計

四三九	四八九	六三二	七二一	七〇五	五四九	二五五	二六七	一七九	二二四	二四七	二〇七	一六二	三〇三
四八九	七二一	六三二	五四九	二五五	二六七	一七九	二二四	二四七	二〇七	一六二	三〇三	三〇三	三〇三

江景に於ける魚類集散の概況 江景は忠清道恩津郡に屬し群山を距る東方陸路十一里水路錦江を遡ること十里に在り此地附近は一帶平野にして地味肥へ農業恰適の良區たり而も交通は水運の利を有するを以て物貨の集散多大にして商

上下市

信託會社

業頗る殷賑なり此に集散する魚類は其大部分本邦中商人(仲買人)の手に依りて移入せらるる所にして中商人は大抵此地の客主と特約ある者とし獨立營業するものは多からず客主は十數戸あり孰れも一般の例に漏れず百貨の間屋にして魚類取扱を専務とするにはあらず然れども輸入魚類の多くは其手に依つて取扱へり輸入魚類は前記したるか如くにして(群山魚市場の)其數量は之れを計上するに難しと雖も一ヶ年大約三十萬圓に達すへし此地には上下の二市場ありて其開市日を異にせり則ち上市は毎月陰歷四の日下市は九の日を以て市日と爲し其盛んなる附近に比なき所にして平壤大邱と並ひて本邦三大市場と稱せられ毎市の集散頗る多大なり。

日本人の在住者は本年五月現在六十名あり而して其經營に係る江景信託株式會社なるものあり本年三月の仲立にして資本金を一萬圓とし其營業の目的は(一)水産物の委託買買(二)金錢貸借の創仲介(三)土地建物及各種商品の賣買仲介(四)動産不動産の擔保貸付(五)商品の保管等とすれども水産物の取扱は未だ多からず。

● 仁川水産株式會社

本會社は明治四十年十一月一日の設立に係り仁川港海岸町二丁目に在り、會社資本金額は參拾萬圓にして之れを六千株に分ち一株の金額は五拾圓なり、現拂込額は七萬五千圓にして每一株拾貳圓五十錢の割合なり、會社重役左の如し。

取締役 社長 加來榮太郎 専務 沖津戸十郎

全 監査役 桑野良太郎 秋田 毅 支配人 守永安三郎

更に會社株式貳百株以上を所有する株主を記せば左の如し

沖津戸十郎 秋田 毅 加來榮太郎 平山末吉 西本多吉

守永安三郎 山方治郎八 穎原修一郎 郡金三郎

沿革 會社事業の沿革を叙せんには仁川近海に於ける日本人漁業の起原より説述せざるを得ず、抑も日本人の本邦沿海に出漁するに至りしは日本明治十六年癸未年、朝鮮國貿易規則第四十一款に基けるものにして、同章程に依り日本國漁船

の往來捕魚するを允准せられしは、全羅慶尙江原咸鏡四道の沿海に止りしなり、而して本港の開港せられしは其年一月に係り、當時日本人の居留者は未だ多からざりしも、明治二十年頃より漸く其數を増し本邦漁民の捕魚は以て其需用を充すに足らず、日本居留民は自家の需用を充さんか爲め自ら捕魚するの必要に迫られ、茲に於て同國公使は我政府に交渉する所あり、協議成りて其漁船十五隻を限り北江華島より南南陽灣に至る間に於て捕魚するを允准したり、是れ實に日本明治二十一年六月のことに係れり、乃ち其月十八日任仁川同國領事館は達第十三號を以て是れを其居留民に示達したり、左の如し。

仁川領事館達第十三號明治二十一年六月十八日

居留民一般

今般當港海面ニ於テ我漁船十五隻ニ限リ漁業差許旨締約相成候條志願ノ者ハ當館ニ願出ツヘシ  
追テ右漁業規則ノ儀ハ當館ニ出願ノ上參觀スヘシ

左に其漁業規則の要を摘録すへし

仁川海面ニ於テ日本漁船ノ捕魚ヲ暫准スル制限規則

第二款 日本漁船ノ額數ヲ十五隻ト定メ仁川近海ノ間ハ南陽灣ヲ以テ限リトシ北江華島迄ヲ以

第四章 捕魚輸送販賣

テ限リトシ往來捕魚ヲ許スト雖モ決シテ此境界ニ違フコトヲ得ス且ツ捕獲セシ魚ハ唯々仁川港  
 内ニテ賣捌キ他處ニ運往シテ賣捌クコトヲ許サス

第三款 前項ニ掲ケル漁船ノ定額十五隻ハ朝鮮仁川港ニ駐劄スル日本國領事官ヘ船籍ヲ預ケ領事  
 ハ之ヲ海關ニ報告シ監視ハ海關長ト共ニ簿冊登錄シ番號ヲ記載シタル上漁船ニ鑑札ヲ交附シ該  
 船ヲシテ此鑑札ヲ以テ離トシ方ニ捕魚販賣スルヲ許ス若シ該漁船事ニ因リ他處ニ趣ク時ハ必  
 ス出港ノ定規ニ照シ朝鮮國仁川港ニ駐劄スル日本領事官ヨリ海關ニ報知シ海關ヨリ交付シタル  
 鑑札ヲ返納セシメタル上該船ハ他所ニ往クヲ得ヘシ

第四款 交附シタル鑑札ハ一年ヲ以テ限リトシ期日ニ到レハ必ス返納スヘシ漁船ヨリ鑑札ヲ額出  
 ル時ハ先ツ一年ノ手数料トシテ墨銀十元ヲ海關ニ上納スヘシ

第六款 漁船ノ仁川港ヲ出テ海關ニ趣キ魚ヲ捕ントル時及ヒ魚ヲ捕ヘ仁川港ニ回リタル程度必  
 ス海關ニ報告シテ検査ヲ受ケ始メテ出入ヲ許スモノトス

斯くて該規則に依り其月二十七日鑑札を下附せられし漁船十一隻ありし然る  
 に甲午年日清間に開戦せらるるや其年十月頃より日本人の渡來せるもの俄に其  
 數を増し其一月に於ける在住者二千三百人に過ぎざりしに越へて日本明治二十  
 八年三月に至り四千貳百餘人に達し尙日に増加の勢を示せり茲に於て再度の

魚市場の創設

交渉と成り其結果更に漁船十五隻増加を允許せり乃ち是れに關する在仁川同國  
 領事館の示達左の如し。

仁川領事館達第二號明治二十八年四月十二日

居留民一般

從來當港沿海ニ於テ漁船十五隻ニ限リ我國人の漁業許可セラレ居候處今般其筋ト協議ノ上更ニ十  
 五隻ヲ増加シ毎年五月一日ヨリ翌年四月三十日ニ至ル一ケ年ノ間ヲ以テ特許スルコトニ決定候條  
 志望ノモノハ從前ノ手續ニ依リ本月三十日迄ニ出願スヘシ

但從來特許ノ十五隻ニ對シテハ其滿期ヲ俟テ本年九月一日ヨリ明年四月三十日ニ至ル間ヲ一期  
 トシ一年ニ對スル稅額ノ割合ヲ以テ徵收許可シ爾后ハ都テ本文ノ例ニ依ル

右市達ス

此の如くにして本港近海に漁業し得る日本漁船數は三十隻となりしなり然れ  
 ども制限規則は其漁獲物を仁川以外に搬出して販賣するを許さず販路の狭小な  
 る漁業者は自ら捕魚を擔ひて行商し又は魚商人に賣込みて直賣を爲し未だ魚市  
 場開設の機運に達せざりき然るに明治三十年中稻田勝彦なる者本邦韓國漁業者

第四章 捕魚輸送販賣

養生を名とし漁船十隻を以て漁業せんことを出願し之れを特許するや同人は水津、田原、前田其他の日本漁船主と相謀り翌年五六月の頃清國居留地界に於て魚市場を開設したり、之れを此地に於ける日本人魚市場設置の嚆矢と爲す然れども其組織の如き元より單簡にして漁業者の共同販賣所に過ぎざれば隨て經濟の如き漁業と市場と雜然混同して獨立の事業と成ること能はず市場經濟は漁況によりて直接影響を受くる多きは免れざる所にして創業の初年より漁船の難破するもの頻々として生し打撃を蒙むりしこと少なからざるに仲買人には賣掛を生して欲損三千圓以上に達し終に挽回の途なきに至り營業二ヶ年に滿たすして仁川共同魚市場と交代するの己むなきに至れり。

仁川共同魚市場は則ち現會社の前身にして明治三十三年四月一日加來榮太郎、沖津戸十郎、守永安、三郎其他の漁船主に依りて設立せられたる合資會社の經營する所に係り、漁船一隻を一株とし總株數は四十株なりき位置は現市場の傍らにして今尙は當時の建物を存し現市場の物置に充用せり規模は元より小にして共同販賣所に過ぎざりしか、京仁鐵道は會社の創立と同時に全道して魚類搬出の通路

仁川共同魚市場の設立

京畿道沿岸一帶日本漁船主の漁業に關する

仁川共同魚市場最盛時

競争者の現出

反對市場の組織

を開かれしのみならず同年十一月に至り京畿道沿岸一帶も貿易規則第四十一款に掲ぐる各道沿岸と等しく、日韓通漁規則を適用するに至りしかば漁船の港内に幅狭するもの五十乃至百隻に達し又販賣の自由を得たるを以て茲に市場の業務は發展の機運に達するに至り共同販賣所たる舊態を脱し頗る面目を改めたり尋て明治三十七年日露開戦するに至るや居留民の増加を來し隨て需用頓に激増せしのみならず、京城附近一帶の販路は會社の獨占する所なりしを以て社運隆々として歸着する所を知らざりし然れども此現象は永久に繼續する能はず越へて同三十八九年に至り競争者は現はれたり、則ち一は釜山水産株式會社にして一は反對市場の設立是れなり、蓋し釜山水産株式會社は其設立本會社に先つこと數年なりしと雖も其販路は同地附近に止りしなり、然るに明治三十七年十一月京釜鐵道全通し翌三十八年一月より其營業を開始するに至るや、茲に同社の發展を促すと共に本會社の販路は其蠶食する所となりし、然も爾後京城其他に日本人の居留者激増せると共に魚類の需用を増加せるのみならず、此地附近の休漁期中と雖も是れか爲に鮮魚の供給を受くるの便を得、其販路の伸長は却て本會社發展に益した



第四章 捕魚輸送販賣

る事實なり、反對市場は在留魚商人及於青島移住者の主唱に依りて組織せられし株式會社の經營に係りしなり、而して同會社は其資本金額貳萬一千圓にして一株の金額を五拾圓とし、拂込額五千貳百五拾圓四分ノ一を以て明治三十九年一月より營業を開始し、市場は各國居留地第三號の海岸通りに設け、仁川水産株式會社東魚市場と名けたり、同社は其創設と共に餌料の配布、仕込金の前貸、客引船の派遣、魚載漁船の設備等所有手段を盡して漁船の誘致に力めしかば、舊會社も勢ひ黙視すること能はず、茲に二者の競争は開始せらるるに至りし、二者の競争は漁業者を益せしこと少なからざりしも、其間に醸成せられたる弊も亦是れに伴へり、此の如くにして新設會社は小會社なるに、而も創業の際過大の經費を支出せしのみならず、大切なる仲買人の基礎亦鞏固を欲さしか爲めに、魚價は次第に低落して、漁船の歡心を繋ぐに由なく、第二年目には終に挽回すへからざる悲境に陥りたり、之れに反して舊會社は斯道に經驗を積める常事者と仲買人の經營宜しきを得たるを以て依然舊態を保つを得たるのみならず、明治三十九年の如きは其水揚高過去五ヶ年間の最高を示したり、斯くて明治四十年十月に至り有志者の斡旋するありて遂

兩市場の合併

に兩會社合併の議調ひ、現時の仁川水産株式會社を組織し、其年十一月一日登記を爲し、以て今日に至れり、左に共同魚市場創設以來歴年の水揚高を表示すへし、以て其發達の一斑を窺ふに足るものあらん。

仁川共同魚市場

東魚市場

明治三十三年	約八、〇〇〇圓	
全 三十四年	二七、四七二	
全 三十五年	三二、五五二	
全 三十六年	六五、四五九	
全 三十七年	一四二、四〇七	
全 三十八年	二四四、二九四	
全 三十九年	二四七、四六五	
全 四十年	二二七、四〇四	初年
		八四、〇一四

現魚市場の位置

市場は海岸通舊市場の前面に在り、海中に杭木を打込み之れを基礎として其上に建設せられ、床は板張にして街路と平均せるを以て車馬を牽引することを得

第四章 捕魚輸送販賣



へし、されは場内に入れは海上に於ける建築なるやを疑はしむ、仁川近海は海潮の干満激甚なるを以て満潮時には眼界皆濁地なりと雖も干潮時には漁船直ちに市場に繋ぐを得へく、利便は素り衛生上に於ても毫も間然する所なし、本市場は明治四十一年三月建築に着手し、同年五月十八日竣工したるものにして間口二十五間、奥行十二間(建坪三六四餘を要し)とし、附屬建物を含せて總建坪五百八十坪あり(建築費は附屬建物共六千二百二十圓に参り云ふ)又荷揚の便を圖るか爲め市場裏手に巾二間、長十二間の棧橋を設く(此築費六百五十四圓)本市場は地の利を占むるのみならず其建築に於ては本邦魚市場中の第一に位し、日本魚市場中にも多く其比を見ざる所なり。

營業

營業 業務の範圍は水産物賣買、捕魚輸送、製造、委託販賣等なりと雖も目下は唯季託販賣にのみ従事し未だ他の三業に着手せず、但し適當の場所を撰みて伊勢海老の蕃殖を圖るべく重役會議に於て議決したるも是れ亦未だ着手に至らず、市場に於ける販賣法は専ら糶賣のみにして仲介人は價格を呼び仲買人は指を以て其買取るべき値を示す、故に幾十人の仲買人場に集合せるも唯仲介人の呼聲のみにして他は肅として聲なし、價格は何貫何百文を以てすること一般の例に依る糶

荷主待遇

賣手、敷料は鮮魚は其賣上代價の一割、鹽物は七歩、乾魚、スルメ等は五歩、鯉節は三歩とす、開市は毎日にして時間及び回数是一定ならず、然れども大抵毎日午前午後の二回とす、但し満潮時にあらされは荷船入津する能はざるを以て其時間は潮時の都合に依る。

荷主待遇 荷主則ち漁船の待遇は懇切を旨とし其水揚代金は即日之れを計算し(多くは仕込前貸金と差引計算す)初入引揚の際には酒、手拭等を贈り、水揚十萬又は二十萬越の祝儀には一同を招きて宴を張り、四月初鯛の水揚者には特別の饗應を爲す、又平時に於ける獎勵法としては水揚一千圓に達したる先着者を一等とし、金五拾圓、社旗一

罹災救助

流酒一樽(三升)、手拭數條(乗組船員の數に應ず)、鯛一折を贈與して祝宴を開き、第二等以下は賞與金五圓つつを遞減して十等を五圓とし、社旗其他の物品は各等共に同様なり、但し十等以下は各等皆十等の例に依る、漁獲盛んなる年にありて二十五、六等より三十等に達することあり、漁業者罹災救助としては遭難死亡の場合には船頭拾圓、舸子五圓、負傷者へ船頭五圓、舸子三圓、病死の場合には船頭五圓、舸子三圓の割合にて扶助金を贈り、難破船には時價を見積り、大約其四割を補助す、但し此等は時と場合



生魚にて場にする(輸送方法は別に記す)左に現會社創立以來本年十月に至る水揚月計表を掲ぐへし。

年	月	水揚高
明治四十年十一月		四、四三三
全	十二月	二、八七七
明治四十一年一月		一、四四二
全	二月	一、七〇一
全	三月	二、六〇八
全	四月	二、五九一
全	五月	三、六七〇
全	六月	四、〇五六
全	七月	二、七二四
全	八月	二、三〇四
全	九月	二、二二二

記 事

漁船は大概引揚於青島より八分、釜山其他より二分の割にて輸入す、又水揚高寡少なるは現會社創立の際なるを以てなり。休漁中なるを以て釜山、馬山等より八分、日本より二分の割にて輸入す。

出漁船漸く來り輸入魚減少す、

鯛の盛漁季に入る、輸入魚跡を絶つ、

全 十月 二二、二五〇

販路 京義線は新義州に達し京釜線大田驛を限りとすれども京城及仁川兩地の需用多し。

漁場 魚類を齎らし來る出漁船が稼行する漁場は黃海道長山申より全羅南道七山灘に至る一帯の海面とす然れども就中鯛の漁場は竹島、鹿島、於青島等とし、石首魚は蚰島、隔音列島、延平列島、江華島近海とし、鱒は於青島、竹島、鹿島、大小青島群島、白翎島近海とす。

魚價 市場に於ける魚價は過去各年の統計を缺く、但し現會社創立以來の價格月次表を示せば左の如し。

仁川魚市場魚類價格月次表

魚類名	單 價											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
鯛	二六	三三	三〇	二七	一三	一四	一八	三	三	三	二六	二六
鱒	一〇	一五	二二	八	六	八	七	二	五	一五	二〇	三

船名	船種	船長	船員	船主	船主	船主	船主
三	三	三	三	三	三	三	三
一	九	三	三	一	七	七	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	六	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八
一	七	六	六	三	七	六	八

沖値段

備考 価格は十貫目建手均相場とし十二月分月初の水揚とす

●沖●値●段 ● 會社は沖買を爲さず、然れども出漁船の親船其他運搬船か購入せる値段を開くに本年鯛は初漁季(八十八)に於て三百八十位位のもの一尾貳拾五錢にして盛漁季には十八錢乃至十五錢とし、石首漁は初潮には參錢、二潮には壹錢七厘三潮目には壹錢貳厘なり、但し其漁獲高は初潮には百萬、二潮には二百萬、三潮には五百萬尾の割合なりしと云ふ。

●捕●魚●輸●送 ● 是れ亦會社は營ます、而して其輸送は近海なれば漁船自ら運ひ來るも遠隔の漁場なれば汽船に運送を託し又は引曳せられて來る、運送汽船には千葉丸、小富士丸、北國丸、海利丸等あり、而して海利丸は専ら買取を目的とすれども其他は主として運搬を業とせり、其曳船料は孰れも同格にして、長山串以南價誼島間の

位置

營業方法

漁場よりは市場賣上代純收入高(市場口錢一割を引去りたる正手取金)の二割とし、於青島竹島方面よりは二割五歩と爲す、而して會社は又其引曳料より二歩を徴收せり、生魚を運搬するに、洲を用ひず、捕魚の傍ら漁船又は親船の活洲装置あるものに收容し、僅に潮水に浸漬し來るに止る、然れども普通潮なれば鯛五百尾中斃死するもの三十尾許に過ぎずと云ふ。

●仁川港魚商會社

●會●社●收●入 ● 會社收入は主として水揚手数料とす、本年上半期中に於ける其總收入高は壹萬四千〇壹圓餘なりと云ふ。

仁川港舊市街に在り、本邦人の經營する所にして、光武三年十一月の設立に係り、社長を金徳興とす、本社は本邦人設立に係る唯一の魚市場なれども其規模大ならず、市場に於ける魚類取扱方法の如き従來の客主と大差なく、而も其營業の如き個人經營に係る客主の方遙かに大なるものあり、唯客主と趣きを異にするは事業の専門なるにあり、其營業方法は多くは割引を以て會社に引取り後販賣す、其割引の歩合は魚類と季節によりて一様ならず、大概左の如し。

魚類	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
秀魚	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二	五分之二
民魚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鮭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
葛治魚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鮭魚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瓶魚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

前記の幾分の幾許得とは例せば一月に於ける秀魚五分之四得とは秀魚十尾の呼値即ち時價を五圓とすれば實價は四圓にして其割引は一圓なるにあり其他皆是れに同じ。

仁川魚市場賣上高及單價月次表 (自光武九年至隆熙元年三年間)

一月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
秀魚	明治三十八年	一百四十圓	九十錢	四十錢	十錢	仁川水宗	京海	五分ノ四得
秀魚	全三十九年	一百圓	全	全	全	仁川水宗	京海	全
秀魚	全四十年	九十圓	全	全	全	仁川水宗	京海	全
月計	全三十八年	一百四十圓						
	全三十九年	一百圓						
	全四十年	九十圓						

二月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
	明治三十八年	一百十圓	八十錢	四十錢	十二錢	仁川水宗	京海	九分ノ八得
	全三十九年	一百圓				仁川水宗	京海	
	全四十年	九十圓				仁川水宗	京海	

第四章 捕魚輸送販賣

鱈魚			鰯魚			葛治魚			鱈魚		
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
五	七	八	五	七	八	五	九	十	十	十	四
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
全	全	五	全	全	五	全	全	十	全	全	七
全	全	錢	全	全	錢	全	全	錢	全	全	十
全	全	四	全	全	四	全	全	八	全	全	四
全	全	錢	全	全	錢	全	全	錢	全	全	十
全	全	三	全	全	三	全	全	六	全	全	錢
全	全	錢	全	全	錢	全	全	錢	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	五分ノ四得	全	全	全

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	買上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
民魚	全	三十四圓	全	全	全			
秀魚	全	四十圓	全	全	全	仁川水宗 茂義龍流		
	明治三十八年	五十圓	四十錢	二十錢	十錢			
	三十九年	三十圓	全	全	全			
	四十年	四十圓	全	全	全			
	三十八年	一百十圓						
月計	全	三十九年九十一圓						
	全	四十年八十二圓						
	全	三十八年九十一圓						
	全	四十年八十二圓						

三月







七月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
民魚	明治三十八年 三十九年 四十年	六十二圓 七十圓 六十圓	五十錢 四十錢 三十錢	四十錢 三十錢 二十錢	三十錢 二十錢 十錢	仁川永宗 茂義龍流	全	六分ノ五得
鱈魚	全	八十圓 五十一圓 四圓	六十錢 四十錢 三十錢	四十錢 三十錢 二十錢	三十錢 二十錢 十錢	全	全	全
葛治魚	全	四圓	十錢 七錢 六錢	全	全	全	全	四分ノ三得

八月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鮪魚	全	五圓	全	全	全	全	全	全
鮪魚	全	四圓五十錢 二圓 二圓	五錢 四錢 三錢	全	全	全	全	全
鮪魚	全	二圓十錢	全	全	全	全	全	全
月計	全	三十八年 三十九年 四十年	二百四十九圓 一百二十七圓 七十一圓十錢	全	全	全	全	全
秀魚	全	八十五圓	六十錢 四十錢 三十錢	全	全	全	全	全
秀魚	全	五十一圓	全	全	全	全	全	全
秀魚	全	三十九年	全	全	全	全	全	全
秀魚	全	明治三十八年	全	全	全	全	全	全





第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
秀魚	明治三十八年	四十圓	九十錢	八十錢	七十錢	京	城十分ノ八得	
	三十九年	三十圓	全	全	全			
民魚	全	二十圓	八十錢	七十錢	五十錢	全	全	
	全	二十一圓	全	全	全			
鱈魚	全	十九圓	全	全	全	全	全	
	全	八圓	二圓	九錢	八十錢			
葛治魚	全	七圓五十錢	全	全	全	全	全	
	全	六圓	全	全	全			
葛治魚	全	三圓二十錢	十二錢	九錢	八錢	全	六分ノ五得	
	全	二圓三十錢	全	全	全			
葛治魚	全	六圓十錢	全	全	全	全	全	
	全	三圓	十錢	八錢	五錢			

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鱈魚	全	二十圓	全	全	全	全	全	
	全	四十圓	八錢	五錢	三錢			
葛治魚	全	三十圓	全	全	全	全	全	
	全	四十八圓	十錢	九錢	三錢			
葛治魚	全	三十九圓	全	全	全	全	四分ノ三得	
	全	二十五圓	全	全	全			
月計	全	二百二十三圓	全	全	全	全	全	
	全	二百二十二圓	全	全	全			
月計	全	二百八十八圓	全	全	全	全	全	
	全	三百九十圓	全	全	全			
月計	全	四百圓	全	全	全	全	全	
	全	二百八十八圓	全	全	全			



魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鱈魚	全	三圓六十錢	全	全	全			
	全	三圓二十錢	全	全	全			
	全	三十八年七十三圓六十錢						
月計	全	三十九年六十三圓四錢						
	全	四十年六十二圓三錢						
	全	四十年四十四圓						

十二月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
秀魚	全	明治三十八年七十二圓	九十錢	八十錢	五十錢	仁川永宗	空	五分ノ四得
	全	三十九年五十一圓	全	全	全			
	全	四十年四十圓	全	全	全			
月計	全	三十八年七十二圓						
	全	三十九年五十一圓						
	全	四十年四十圓						

年	計	全
三十八年	全	三、四一三〇〇
三十九年	全	一、八七九四〇
四十年	全	一、四四八、九〇〇

● 株式會社 京城水產物市場

本市場は京城南大門通に在り、株式組織にして明治三十八年一月の創立に係り、其三月より營業を開始す。資本金額は六萬圓にして之れを一千貳百株に分ち、一株の金額を五十圓とし、現拂込額は壹萬五千圓なり。會社重役は取締役七名、監査役三名にして現取締役會長を中村再造とす。

營業、目的は水產物委託販賣にして開市は毎日一回とし、販賣方法は主として糶賣と爲し、其手数料は生乾鹽魚を問はず、渾て一割とす。荷主は主に仁川又は釜山、馬山等に於ける魚市場所屬仲買人にして、其仕切勘定は大抵着荷賣却の翌日とし、本市場所屬仲買人の勘定も亦同し、仲買人には身元保證金五十圓と確實なる保證人とを提せしめ、其歩戻金は買取高の一步とす。

●集散 市に上る魚類の主なるものは鯛、鱒、鱈、鰯、目張魚、鱈、鰻等にして鯛、鱈、鰯等は四季を通して現はれ、目張は大抵四月より八月の間とし、鰻は六月より九月までとし、鱒は十二月より翌年二月の間とし、而して就中賣上多額に上るは鯛にして其額は一年間總賣上高の約五割乃至六割に達す、一年中業務の多忙なるは十二月にして其閑なるは七八の二ヶ月とす、而して晩秋より翌年春季に亘りては釜山及馬山の供給を仰き春の中項より秋の半に亘る間は主として仁川の供給を仰く販路は主に在京城の日本人間とし、毎月の賣上高は平均一萬圓内外にして日本人の在住者増加と共に漸次其數を増せり、左に創立以來毎年の賣上高を比較して其進歩の程度を窺はん。

年次

明治三十八年 同三十二年十月ヶ月間 賣上高 六四、五五四、一五二  
 全 三十九年 全年 一〇八、六八五、六一五  
 全 四十年 全年 一三二、六七一、六五〇

更に始業以來毎月の賣上及魚價表示すること左の如し。

株式會社京城水産物市場賣上及單價月次表 (明治三十九、四十年比較)

一月

魚名	年	賣上總高	單價		建値標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低				
鯛	明治三十八年	未開業	—	—	—	—	—	—
	三十九年	二五、二五〇	二五	一五	—	當地	—	—
	四十年	二四、五五〇	三〇	一五	—	當地	—	—
鱒	全	全	—	—	—	—	—	—
	全	全	一五元、一五〇	三〇	—	—	—	—
	全	全	一六、五〇〇	二	—	—	—	—
鱈	全	全	—	—	—	—	—	—
	全	全	二、五五、一五〇	二五	—	—	—	—
	全	全	二〇、一八七〇	二五	—	—	—	—





第四章 捕魚輸送販賣

全	鯉			鰱			めはる			鱒		
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
五九〇,七五	八六二,五九〇	七七八,二〇	二八〇,六〇	六九,一九〇	六七,五〇	三七〇,八〇	一,三七八,五〇	一,七六,八〇	六五,一〇	二四,七,二五〇	二,七五,八〇	一八七,六,六〇
1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	八	八	八	九	九	九	一三	一三	一三	二	二	二
1	六	六	五	六	六	七	一〇	一〇	一〇	九	九	八

第四章 捕魚輸送販賣

全	月計			其他			全
	全	全	全	全	全	全	
一五八,六七〇	二〇六〇,七〇五	三,五八,一八五	一九二,六四〇	五七,八二五	三,七九,二九五	一,九二,六四〇	一五八,六七〇
三	三	三	三	三	三	三	三
八	三	三	三	三	三	三	八
六	九	九	九	九	九	九	六

四月

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鯛	明治三十八年	二四九,八九〇	三	三	三			
	三十九年	三,七五,八〇	三	三	三			
	四十年	三,九三,五〇	三	三	九			





第四章 捕魚輸送販賣

月計	全	
	三十八年	三十九年
全	五三八,三三〇	六,九五七,九〇〇
全	一〇,五七九,三五五	

六 月

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治三十八年	一六八,六五〇	一五	九			
	全三十九年	二,〇〇五,六五〇	一五	九			
	全四十年	三,九七五,一八〇	一五	九			
鱈	全	八五二,八五〇	一四	八			
	全	八四三,七〇〇	一四	八			
	全	一,五八八,二八〇	一四	八			
めはる	全	四七六,六五〇	一五	八			
	全	五五五,九七〇	一五	八			

第四章 捕魚輸送販賣

其他	にべ	すし	鱈			全
			全	全	全	
全	全	全	全	全	全	全
二,四三九,四四〇	九七,七八〇	一,八七,七六〇	八五二,八五〇	三,五五,六〇〇	一五二,一五〇	九八五,〇〇〇
七四九,四〇五	七八五,六九〇	八七,五〇〇	八五二,八五〇	一七三,八五〇	二	一五
一九五,二五五	六七九,一八〇	二〇	八五二,八五〇	三,五五,六〇〇	二	一五
	七五,六九〇	一〇	八五二,八五〇	一七三,八五〇	二	一五
	九七,七八〇	一〇	八五二,八五〇	三,五五,六〇〇	二	一五

第四章 捕魚輸送販賣

月計	
全	全
四、八三、二八五	五、九四、八二五
二、六九、五三〇	

七月

魚名	年	買上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
鯛	明治三十八年	一、六五、三六〇	一五	九	六			
	三十九年	二、二五、八五〇	一五	九	六			
	四十年	二、八九、五五〇	一六	九	七			
鱒	全	一、〇五、二八四〇	一四	九	七			
	全	一、五二、六七〇	一五	九	七			
	全	一、七九、九六〇	一五	九	七			
全		三、六一、八五〇	一四	八	六			

第四章 捕魚輸送販賣

めほる	鱒	すしき	にべ			其他	
			全	全	全	全	全
六〇五、八三五	八九七、三八〇	一、〇五、二五〇	八五五、七五〇	一、〇五、二五〇	一、二五、二六〇	一、九六、八七五	二、六七、八八五
一四	二〇	一六	一六	一六	一六	一	一
八	七	二	七	七	二	一	一
六	五	八	五	五	九	一	一





魚名	年	賣上總高	單價			標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低				
鱈	全	三〇九七〇〇	一八	一三	一〇				
	全	二九七五二五〇	一八	一三	一〇				
	全	二五八三七五〇	一八	一三	一〇				
鯛	全	三六七五八〇〇	二〇	一四	一三				
	全	二七五八二五〇	一九	一四	一三				
	全	二九八五三五〇	一八	一四	一三				
月計全	三十八年	六六二九、五五							
月計全	三十九年	八九五、六五							
月計全	四十年	二、七二八、五							
全	十一月	四〇四七五							

魚名	年	賣上總高	單價			標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低				
鯛	明治三十八年	一八五、八三〇	一五	一二	九				
	全	二五、六二五〇	一六	一二	九				
	全	三二、五二八〇	一六	一二	九				
鱈	全	一、二五、八八〇	一四	一二	九				
	全	一、七五、五五〇	一四	一二	九				
	全	二、三六、五〇〇	一四	一二	九				
其他全	全	一、九三、九七五	一三	一〇	七				
	全	一、六七、九二五〇	一三	一〇	八				
	全	一、九八、五二五〇	一三	一〇	八				
全	三、三二、九一五								

第四章 捕魚輸送販賣

其他	ぶり		鯉			鱒			鯛			
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		
二八三、八九五	一、五五七、五四五	一、二〇八、〇五〇	一、〇五〇、八八〇	二、五六七、二八〇	二、九五五、四〇〇	一、九七三、八八〇	一、七八五、二五〇	三、〇七三、七〇〇	二、六九五、二五〇	二、二八三、七七〇	三、九七八、八五〇	三、七九八、五五〇
		一五	四	一五	一〇	一〇	一〇	二六	二六	二六	三〇	三〇
		一三	一三	一三	六	五	六	一五	一六	一八	三	三
		二	〇	一〇	五	四	四	三	三	一五	一五	一三

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通	最低			
全	全	三、一八九、二八〇	三〇	二〇	一四			
	口計全							
	全 三十九年	一〇、三〇八、三三〇						
	全 三十八年	一〇、八五五、六〇三						
	其他全							
	全	三、七五〇、四九〇						
	全	二、七三九、一九〇						
	全	三、六九七、九七七						
	全	二、〇五九、八三〇	一一	五	四			
	全	一、八七五、六二〇	一〇	六	四			
	全	一、五八八、五五〇	一〇	六	四			
	全 四十年	二、五八四、八〇〇						

十二月

全	三、四五六〇
月計全	全 三十八年 二、八三三、三五
	全 三十九年 二、三三二、四五
	全 四十年 一、四八六、五〇
年計全	全 三十八年 六、四、五、五
	全 三十九年 一、〇、六、五、五
	全 四十年 一、三、六、一、五

● 日の丸魚市場

本市場は京城南大門通二丁目に在り、日本人香椎源太郎の個人經營にして明治三十七年日露戰時に際し日本軍隊供給の目的を以て此地に魚類販賣の業を初め再來星霜を重ね漸次業務を擴張し以て今日に至れり。

營業、主として鮮魚類の販賣にして終日卸賣及小賣を爲し而して卸賣に限り入札競賣法を用ひ、渾て現金取引なりとす、故に他市場の如く仲買人規約或は手數

集散

料等の規定を設けず。

集、散、取扱魚類の主要なるものは鯛、鯉にして總水揚高の約七歩を占む、而して渾ての魚類は皆釜山、馬山、仁川等より供給を仰ぎ、冬季十二月以後四月に至る間は主として釜山の供給を俟つ、而も此等の市場には魚類買入れの爲め常に店員を配置せり、販路は主として京城在留日本人間に限り、遠地の取引は皆無なり、要するに本市場は一の小賣市場たるに過ぎざるものとす。

● 株式會社龍山魚市場

本社は京城を距る約三十町漢江流域に沿へる龍山川端町に在り、此れ亦た日本人の經營する所にして明治四十年十一月の設立に係る、會社資本金は一萬七千五百圓にして之れを三百五十株に分ち一株の金額を五十圓とす、役員は取締役三名、監査役二名とし、取締役國井泉は役員會の互選に依り現社長とし、社務を擔任經營せせり。

營業、魚其他水産物の問屋業を營業し、市場を設け糶賣又は却賣等の方法に依り毎日一回以上の開市をなせり、而して其販賣方法手數料徴收の如きは仁川京

位置及資本

營業



仲買人

城等の魚市場と異なる所なし、但し仲買人の計算は毎三日とす。  
 仲買人の員数は十五名に制限す、其執業は一定の契約に基き會社の承認を受けざるを得ず、現時の仲買人は總て皆本會社の株主なり、其歩戻金は取引高の百分の一にして毎營業年度末に計算す。

魚散

集散 市場に上る鮮類魚の重なるものは鯛、鱈、鰯、鱈、鱈等とし主として釜山、仁川、馬山より輸送せるものに係る、此の他、漢江に於て捕獲せられし魚介類の時々市場に上ることあり、販路は獨り龍山在留日本人のみに止り、區域狭少なりと雖も市場常に活氣を呈し、而も其賣揚高に至りては比較的多額を示せり、蓋し此地は日本駐劄軍司令部及び師團並統監府鐵道管理局等の所在地なるを以て、日本官民の居留するもの多く、同時に優勢なる購買力を控ゆるを以てなり、今同社營業開始明治四十年十二月以來、本年十月に至る賣揚高を算ふれば、其額五萬三千圓にして、月次表を示すこと左の如し。

龍山魚市場賣上及單價月次表 (自明治四十年十二月至同四十一年十月)

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通	最低				
鯛	四一〇〇〇	十メニ付	三拾五圓	貳拾壹圓	釜山			
鰯	九六〇〇〇	壹木ニ付	三圓	貳圓				
鱈	九六〇〇〇	十メニ付	拾五圓	拾圓				
鱈	六八〇〇〇	壹木ニ付	貳拾圓	拾圓				
鱈	三六〇〇〇	二尾ニ付	二圓壹圓	貳圓				
鱈	四三〇〇〇	一尾ニ付	六拾錢	參拾錢				
鱈	五四〇〇〇	一尾ニ付	五錢	壹錢				
海鰻	四八〇〇〇	一尾ニ付	貳拾錢	拾五錢				
其他	二〇八〇〇〇			八錢				
月計	五、二七、〇〇〇							

一月 (明治四十一年)



魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通	最低				
鯛	六四〇〇〇〇	十 <sup>付</sup> 四 <sup>付</sup> 十 <sup>付</sup> 圓	二 <sup>付</sup> 五 <sup>付</sup> 圓	二 <sup>付</sup> 十 <sup>付</sup> 圓	釜山	當地	全部殆 <sup>ド</sup> 當地ニテ需用	
鱈	六六〇〇〇〇	三 <sup>付</sup> 圓	壹圓	廿錢				
鱈	四三〇〇〇〇	四 <sup>付</sup> 圓	貳圓	四 <sup>付</sup> 圓				
鱈	六七〇〇〇〇	貳 <sup>付</sup> 十 <sup>付</sup> 圓	拾八圓	拾貳圓				
鱈	三六〇〇〇〇	五 <sup>付</sup> 圓	貳十錢	十五錢				
鱈	二八〇〇〇〇	六 <sup>付</sup> 圓	貳錢	五錢				
鱈	七五〇〇〇〇	六 <sup>付</sup> 圓	三錢	貳錢				
其他	五九〇〇〇〇							
月計	四四〇〇〇〇〇							

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通	最低				
鯛	八四〇〇〇〇	三 <sup>付</sup> 十 <sup>付</sup> 圓	貳十圓	拾三圓	釜山	當地	全部當地方需要	
鱈	六九〇〇〇〇	二 <sup>付</sup> 圓	壹圓	壹圓				
鱈	四七〇〇〇〇	三 <sup>付</sup> 圓	貳十錢	壹圓				
鱈	三五〇〇〇〇	拾八圓	拾貳圓	九圓				
鱈	三三〇〇〇〇	四 <sup>付</sup> 圓	貳十錢	十錢				
鱈	四九〇〇〇〇	五 <sup>付</sup> 圓	三錢	貳錢				
鱈	六九〇〇〇〇	五 <sup>付</sup> 圓	三十錢	貳拾錢				
其他	七二〇〇〇〇							
月計	五二七〇〇〇〇							

三月

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘	要
		最高	普通	最低				
鯛	一八五〇〇〇	三 <sup>付</sup> 十 <sup>付</sup> 圓	拾八圓	十圓	釜山	當地	全部當地ニテ需用	



魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低			
鯛	三三三,000	拾貳圓	拾貳圓	七圓	釜山仁川馬山	當地	
鱈	三二九,000	壹圓	六拾錢	三十錢	全	全	
鰈	三〇四,000	三十錢	十五錢	七錢	全	全	
鱈	三五〇,000	拾五圓	拾圓	六圓	全	全	
鮭	三七〇,000	三十錢	十五錢	五錢	釜山	全	
鱈	一九五,000	三拾圓	貳拾圓	拾圓	釜山馬山仁川	全	

五月

月計	其他	鮭	鱈
四三二,000	五七一,000	四拾七圓	拾七圓
		四拾錢	拾貳圓
		拾五錢	拾貳圓
		八錢	九圓
		全	全
		全	全

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低			
鯛	八九〇,000	圓五十錢	八十錢	五十錢	全	全	
鱈	四九〇,000	貳圓	圓五十錢	八十錢	全	全	
鰈	三三六,000	五錢	貳錢	壹錢五厘	全	全	
鱈	三五〇,000	貳拾五錢	貳拾錢	八錢	全	全	
其他	二二,000	拾六圓	拾圓	七圓	全	全	
月計	四,四四三,000						

四月

魚名	賣上總高	鮭	鱈	鯛
	一七〇,000	拾五圓	拾八圓	拾參圓
	八元〇〇〇	圓八十錢	壹圓	六十錢
	一八,000	貳圓	圓五十錢	壹圓
		全	全	全
		全	全	全
		當地	全部當地ニテ需用	

第四章 捕魚輸送販賣

月計	其他	魚名	賣上總高	單價	最高	普通	最低	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
	三六〇〇〇									

六月

月計	其他	鱒	鱒	魚名	賣上總高	單價	最高	普通	最低	主ナル漁獲地	仕向地	摘要	
四八九二〇〇	五〇〇〇〇〇	二九七〇〇〇 一四五〇〇〇	二九七〇〇〇 一四五〇〇〇		八拾六圓	八拾五圓	八拾四圓	八圓	八圓	八圓	八圓	八圓	八圓
		八拾錢	八拾錢		五十錢	三十五錢	三十五錢	八圓	八圓	八圓	八圓	八圓	八圓
		仁川	仁川		仁川	仁川	仁川	仁川	仁川	仁川	仁川	仁川	仁川
		當地	當地		當地	當地	當地	當地	當地	當地	當地	當地	當地

七月

月計	其他	鱒	鱒	魚名	賣上總高	單價	最高	普通	最低	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
八五二〇〇〇	三拾六圓	九圓	仁川									

八月

月計	其他	目眼	鮫	鱒	鱒	魚名	賣上總高	單價	最高	普通	最低	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
三六二〇〇〇	一五五〇〇〇	七五〇〇〇〇	四六〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇									
		拾四圓	拾五圓	八錢	拾六圓									
		八圓	九圓	四拾錢	拾圓									
		六圓	五圓	貳拾錢	七圓									
		全	全	全	全									
		全	全	全	全									

第四章 捕魚輸送販賣

月計	其他	鱒	鱒	魚名	賣上總高	單價	最高	普通	最低	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
七三二〇〇〇	五二二〇〇〇	四八七〇〇〇	五二六〇〇〇									
		拾五圓	拾四圓									
		八圓	八圓									
		四圓	八圓									
		全	全									
		全	全									



第四章 捕魚輸送販賣

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低			
鯛	一三五,000	四拾圓	拾八圓	拾圓	仁釜川山	全	
鱈	一〇〇,000	壹圓	六拾錢	三拾錢	全	全	
鯖	六八,000	參拾錢	拾貳錢	六錢	全	全	
鰈	八九,000	四拾錢	貳拾錢	八錢	全	全	
鰹	七五,000	一尾	八拾錢	四錢	全	全	
其他	九〇,000	拾貳圓			全	全	

十月

魚名	賣上總高	單價	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
鰈	三五,000	貳拾五錢	仁釜川山	全	
鮑	三〇,000	參拾圓	全	全	
其他	一五,000	拾八圓	全	全	
月計	五四二,000				

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低			
目張	八五,000	拾五圓	拾圓	七圓	全	全	
鰈	二六,000	拾五圓	拾貳圓	拾圓	全	全	
鰹	五五,000	五錢	貳錢	一錢	全	全	
其他	一八,000				全	全	
月計	四三六,000						

九月

魚名	賣上總高	單價			主ナル漁獲地	仕向地	摘要
		最高	普通	最低			
鯛	一六〇,000	三拾圓	貳拾圓	拾圓	仁釜川山	全	
鱈	一三〇,000	六十錢	四十錢	貳拾五錢	全	全	
鯖	八九,000	三十錢	貳十錢	八錢	全	全	
鰈	五七,000	拾貳圓	拾貳圓	八圓	全	全	
鰹	三六,000	拾貳圓	九圓	六圓	全	全	
月計							

年計	五三,五五〇,〇〇〇
月計	五六,五〇〇,〇〇〇

● 鎮南浦水産株式会社

鎮南浦東七丁目にあり、現會社は明治四十一年三月十二日の設立に係ると雖も其前身は早く成立せしものにして唯組織を更めしに過ぎざるなり、二年中に於ける事業の繁閑は六月より九月に至る四ヶ月最も繁忙にして十二月より翌年三月に至る三ヶ月甚だ閑なり、蓋し冬季は結氷の爲め休漁期に屬し此間に在りては釜山馬山等の供給を仰けり、解氷期は例年三月中旬にして寒氣酷烈なる年に在りては三月下旬に至るも尙出漁者なきことあり、市場に於ける毎月の魚類集散状況は左表に依りて詳かなるを以て省略すへし。

鎮南浦魚市場賣上高及單價月別表

(明治三十九年二月年比較)

一 月

位置

魚名	年	賣上總高	單價		建値標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低				
鯛	明治三十九年 全 四十年	一〇〇〇〇 二七,八〇〇	一 三	六 三			全 地賣	
鰯	全	一五,九〇〇	一	二〇			全 全	
鱈	全 全	二五〇,〇〇〇	一	二五			全 全	
鱈	全 全	一六六,〇〇〇	一	二五			全 全	
鰯	全 全	一〇〇,〇〇〇	一	二五			全 全	
鰯	全 全	一八,二〇〇	一	二〇			全 全	

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	月計		其他		鮪		海鰻
		全	明治三十九年	全	全	全	全	全
鮪	全	全	全	全	全	全	全	全
	明治三十九年	全	全	全	全	全	全	全
賣上總高		11,700	16,000	7,300	35,400			
單價		10	6					
最高普通最低								
建値標準								
主ナル漁獲地								
仕向地		全	全	全	全	全	全	全
摘要								

二月

魚名	年	月計		其他		鱈		鮭	
		全	明治三十九年	全	全	全	全	全	全
鮪	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	明治三十九年	全	全	全	全	全	全	全	全
賣上總高		47,000	18,300						
單價		10	10						
最高普通最低									
建値標準									
主ナル漁獲地									
仕向地		全	地	賣					
摘要									

魚名	年	月計		其他		鱈		鮭	
		全	明治三十九年	全	全	全	全	全	全
鮪	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	明治三十九年	全	全	全	全	全	全	全	全
賣上總高		25,000	18,300	32,200	17,300	38,000	57,500	45,500	
單價		10	10	10	10	10	10	10	
最高普通最低									
建値標準									
主ナル漁獲地									
仕向地		全	全	全	全	全	全	全	全
摘要									

三月

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	月計		其他		鱈		鮭	
		全	明治三十九年	全	全	全	全	全	全
鮪	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	明治三十九年	全	全	全	全	全	全	全	全
賣上總高		18,300	25,000						
單價		10	10						
最高普通最低									
建値標準									
主ナル漁獲地									
仕向地		全	地	賣					
摘要									

全

地

賣





第四章 捕魚輸送販賣

魚名	鯛		鱈		鰈		鱈		鰻		年	賣上總高	單 最高 普通 最低	價	建 標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘 要
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全								
鰻頭魚											明治三十九年 全四十年	一八〇〇〇〇 三三九、八六〇	一 一	二五 二五		東海道大 東灣近海	平壤及 地賣	
												一七三、三〇〇	一 一	二〇 二〇		木浦ヨリ	地賣	
												五〇三、一〇〇	一 一	一〇 一〇		東海道大 東灣近海	平壤	
												一、一〇〇、〇〇〇	一 一	七 七		東海道大 東灣近海	全	
												四六六、三三〇	一 一	五 五		東海道大 東灣近海	全	
												一、一〇〇、〇〇〇	一 一	四 四		東海道大 東灣近海	地賣	
												一、一〇〇、〇〇〇	一 一	六 六		東海道大 東灣近海	地賣及 平壤	

第四章 捕魚輸送販賣

月計	其他		鱈		鰈		鰻		全
	全	全	全	全	全	全	全	全	
明治三十九年									一六八、三五〇
全四十年									二八八、九〇〇
									三、〇〇〇
									一、〇〇〇
									三、九七〇
									四〇〇、〇〇〇
									五〇〇、〇〇〇
									一七六、〇〇〇
									二、三五〇
									四三、〇八〇

五 月



第四章 捕魚輸送販賣

其他	鱒		鱒		ほら		鮭		全
	全	全	全	全	全	全	全	全	
1,100,140	50,770	1,133,500	7,300	47,500	117,400	150,000	88,400	38,000	1,770,000
		三五	五八	六	三五	四	八	四	六
	安州附近	全	全	長山串沖 椒島沖	全	全	全	全	全
	全	全	全	全	全	全	全	全	全

第四章 捕魚輸送販賣

鱒	鯛	魚名	年		賣上總高	單價	最高普通最低	標建值	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			全	月計							
全	全	全	明治三十九年	全	六,000,000				大東灣及 椒島附近	全	全
全	全	全	全	全	六八三,五〇〇	一〇	一五	四	平壤及 地賣	全	全
全	全	全	全	全	三,500,000	五					
			六月	全	七,509,500						
			全	全	四,三三,六〇〇						
			全	全	一,〇五九,一〇〇						
			全	全	三三,六〇〇						
			全	全	四,四九,〇〇〇						
			全	全	三,四九,二〇〇						



第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年		賣上總高	單價		標建值	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
	明治三十九年	明治四十年		最高	普通最低				
鯛	全	全	八二〇〇〇〇 五三六〇〇〇	一〇	九五	十貫	當港沖合ヨリ長山 申沖合安州附近	平壤地賣	
鱈	全	全	三三〇〇〇〇	一	五				
月計	全	全	七八〇四六三〇 六三九二四〇						
其他	全	全	三九四〇〇						
目張	全	全	八六七〇						
全	全	全	四八七〇〇						

九月

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年		賣上總高	單價		標建值	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
	明治三十九年	明治四十年		最高	普通最低				
鯛	年	年	六五五〇〇〇 五三二五四〇	一五	九	十貫	長山申ヨリ當港口 及安州沖ニ至ル	平壤七八 步殘地賣	
鱈	年	年	三三〇〇〇〇 七二五二〇	四	五				
鮑	年	年	三〇〇〇〇〇 四九八〇〇	二	二				
鱈	年	年	一八四、六三〇 四三、〇〇〇	二	四				
鱈	年	年	四八、六〇〇 四〇、〇〇〇	三	四				
全	全	全	四八七〇〇						

魚名	全三十九年		全四十年		賣上總高	單價	最高普通最低	標準值	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
	全	全	全	全							
鮫	全	全	全	全	九〇五,〇〇〇	二〇	二〇	十貫	合 港口ヨリ長山串沖	平壤京城	
鱈	全	全	全	全	六〇六,〇〇〇	二	二			間地賣	
鱈	全	全	全	全	二五〇,〇〇〇	五	五			地賣	
鮭	全	全	全	全	六〇〇,〇〇〇	三	三			地賣	
鮭	全	全	全	全	三三〇,〇〇〇	四	四			平壤地賣	
鮭	全	全	全	全	一六〇,〇〇〇	五	五			平壤	

十月

月計	
全三十九年	全四十年
八六,二七〇	六三,一九〇

其他	鮭		目張		鮭		鮫		鮫	鮫	鮫
	全	全	全	全	全	全	全	全			
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一九五,〇〇〇	三二七,〇〇〇	六四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全











年尤も多量に市場に上るべき鮮魚類の主要なるものは鯛、鱈、鰯、石首魚、鰯等とす。販路は唯平壤在留日本人間に止る、但し鹽乾魚類は適々本邦人との取引ありと雖も概ね小賣にして算ふるに足らず、此地北行鐵道の樞要地點として大停車場及び統監府鐵道管理局支局を置かれ且つ軍隊駐在の地なるを以て日本官民の在留するもの其數多く従つて割合に豊富なる購買力を有せり、今會社營業開始(明治三十九年十一月)以來、昨明治四十年中の賣上高を掲ぐれば八萬五千三百五十六圓にして之れを月別にすれば左の如し。

三十九年分		三十九年分	
十一月	三千百十七圓	十二月	八千四百九十九圓
四十年分			
一月	七千五百五十五圓	二月	四千九百十二圓
三月	六千五百八十一圓	四月	五千百〇一圓
五月	六千九百十九圓	六月	六千百二十七圓
七月	五千五百九十二圓	八月	五千九百七十八圓

九月 五千九百四十三圓  
十月 六千二百一十一圓  
十一月 六千四百四十七圓  
十二月 六千七百十四圓  
計金七萬三千七百八十二圓

而して魚類相場は集散の多寡及び其時季等の關係に依り多少の高下は免かれざるも現今市場に於ける平均相場を示せば大要左の如し。

百目の市場出來値段

鯛	二十二錢	ます	二十錢	さわら	十九錢
たこ	二十四錢	しび	十八錢	あなご	十四錢
ほも	十五錢	ぶり	十五錢	黒だい	十二錢
ぼら	十二錢	ちぬ	十二錢	あわび	十三錢
にべ	十錢	こち	十二錢	すいき	十錢
ねこせ	十二錢	さより	十錢	いせ蝦	十八錢
かれい	十三錢	ひらめ	十錢	このしろ	十一錢
生鰾(一尾)	四錢				

鹽物百目ニ付

ふり	十二錢	ます	十	錢	さむら	十一錢
鮭	十錢	鮭	八	錢	鯨肉	十一錢

●新義州魚菜市場

新義州旭町一丁目七番戸に在り、藤原秀吉個人の經營する所にして本年五月の創設に係る。

市に上る魚類は冬季は釜山馬山の供給を仰ぎ、春夏秋の三季は仁川、鎮南浦、清國、安東縣等の供給を仰ぐ、本市場は販路未だ開けず、隨て其賣上高の如き甚だ寡少なり、左に市場開始以來の賣上月計及魚價の概要を表示すへし。

新義州魚菜市場賣上高及單價月次表 (明治四十二年自五月至十二月)

五月

魚名	年	賣上總高	單價 最高普通最低	建値 標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
----	---	------	--------------	----------	--------	-----	----

金頭	明治四十年	四〇〇〇〇	八厘	一	尾	四方	支地韓地
こち	全	三三〇〇〇	壹錢	九厘	一	尾	支地韓地
にへ	全	七五〇〇	厘錢	九厘	一	尾	支地韓地
かれ	全	一五〇〇〇	四錢	百	目	全	支地韓地
雜魚	全	四五〇〇〇		百	目	全	支地韓地
月計	全	九四五〇〇〇					支地韓地

六月

魚名	年	賣上總高	單價 最高普通最低	建値 標準	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
金頭	明治四十年	六〇〇〇〇	七厘	一	尾	四方	支地韓地
くち	全	三〇〇〇〇	五厘	一	尾	四方	支地韓地
かれ	全	一五〇〇〇					支地韓地
刀魚	全	七五〇〇〇					支地韓地

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
まな形に べいかに 全		六〇〇〇					
月計全	四十年	二八五〇〇					

七月

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
鯛 明治四十年		四三〇〇〇	一三	六〇	主ナル漁獲地		
刀魚全		七五〇〇〇		一尾			
目張全		六〇〇〇〇					
にべ全		七五〇〇〇					
すし全		三五〇〇〇					
月計全	四十年	六九二五〇〇					

八月

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
鯛 明治四十年		七五〇〇〇			大和島		不漁ニ付
すし全		三五〇〇〇					
にべ全		二五〇〇〇					
目張全		三〇〇〇〇					
はらめ全		一五〇〇〇					
あなご全		一八〇〇〇〇					
月計全	四十年	一八〇〇〇〇					

九月

魚名	年	賣上總高	單價	建値	主ナル漁獲地	仕向地	摘要
鯛 明治四十年		二五〇〇〇					
鱈全		一五〇〇〇〇					
にべ全		四五〇〇〇					
月計全	四十年	一八〇〇〇〇					

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治四十年	四〇,〇〇〇	十錢	百目	海洋島		
にべ全		三〇,〇〇〇					
目張全		六〇,〇〇〇					
あな全		三〇,〇〇〇					
鱒全		三〇,〇〇〇	十五錢	百目			
月計全	四十年	五七,〇〇〇					
年計全	四十年						
目計全		四〇,〇〇〇					

第四章 捕魚輸送販賣

魚名	年	賣上總高	單價		主ナル漁獲地	仕向地	摘要
			最高	普通最低			
鯛	明治四十年	三〇,〇〇〇	七錢	百目			不漁ノ爲天 長節後ハ入 船ナク 馬山釜山ヨ リ送荷
鱒全		三〇,〇〇〇					
雜魚全		三〇,〇〇〇					
月計全	四十年	三〇,〇〇〇					
年計全	四十年	五五,〇〇〇					
目計全		八三,〇〇〇					

附

●安東水産株式會社

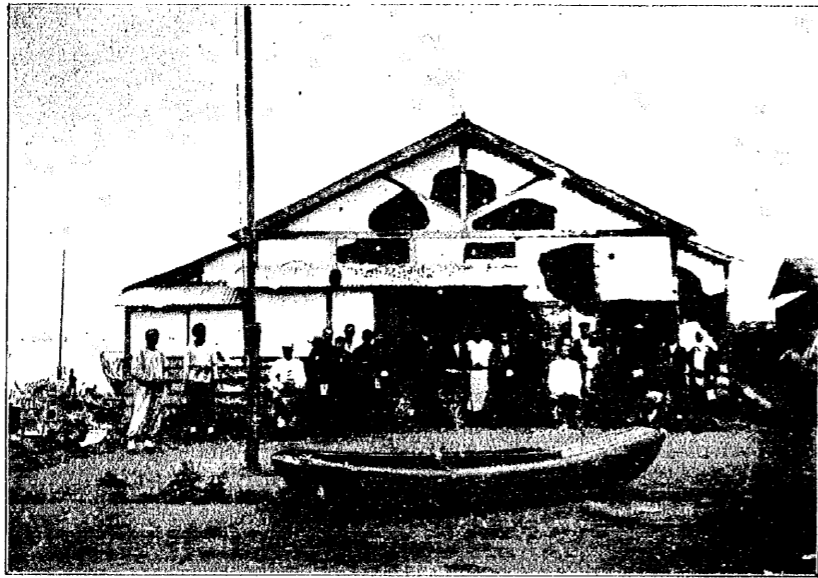
本會社は清國安東縣鴨綠江岸に在りて在留日本人の組織せるものに係る、其創設は明治四十年六月にして資本金を參萬圓とし之れを六百株に分ち一株の金額は五拾圓なり、現拂込額は壹萬五百圓にして每一株拾七圓五拾錢の割合なり、會社役員は取締役五名監査役三名とし、社長は河合芳太郎なり、現時會社市場に出入する仲買人十二名あり。

營業 業務の範圍は水産物採取製造並に輸出入糶買賣等なれども當時は専ら其魚市場に於て委託品の販賣にのみに従事せり、販賣方法は糶賣、算當賣、入札賣の三種にして委託者(主)の希望に従ふ、賣上代金は即時拂とし現金を以て仕切書と共に交付せり、糶賣の稱呼は何貫何百文を以てし、手数料は糶賣、賣上金額の百分十算當賣、入札賣百分の五を規定と爲す、然れども糶賣の場合には通例、一貫文は八錢、立と爲し、別に手数料を徴收せず、會社は賣上高に應じて若干の積立金をなし、漁船遭難救助及び奨励の費途に充用せり、其奨励方法は賣上金額壹千圓以上の者には

營業

位置及資本

(一 其) 場市魚社會產水縣東安



(二 其)





第四章 捕魚輸送販賣

支那戎克船數隻ありて、孰れも五六千尾乃至壹萬尾位を積載し居たり中には船艙を密閉して氷詰と爲し來りしものありしと云ふ。

會社創立以來其市場に於ける取扱高左の如し。

一金參萬貳千八百參拾參圓  
 一金參萬四千六百參拾六圓拾壹錢  
 計金六萬七千四百六拾九圓拾壹錢

更に明治四十一年自一月至七月月次表を示せば左の如し。

月次	重ナル取扱品ノ種類	金額
一月	鯛、鱒、鮭、海鰻、鰻	二、七三九
二月	同上	三、四三〇
三月	同上	二、六二六
四月	全上ノ外下旬ニ至リ鮭ノ漁獲アリ	二、四一六
五月	鮭、火魚、鱒、大刀魚、鱒	九、四一四
六月	鯛、鰻、鮭、石首魚、鱒、火魚、鱒	一〇、八五一

七月 鯛、鰻、鮭、石首魚、大刀魚、鱒、海鰻

三、一五六

次に本年八月中に於ける市場取引價格を示せば左の如し。

品目	數量	最高	最低	底
鯛	拾貫	貳拾五圓	八	四圓
鰻	全	拾參圓	七	四圓
鮭	全	貳拾貳圓	拾六	貳圓
大刀魚	全	拾貳圓	拾四	四圓
鱒	全	拾八圓	八	四圓
鱒	全	參圓	壹	四圓
赤石首魚	全	拾圓	貳	四圓
白全	全	拾圓	四	四圓

附して云ふ安東稅關關稅率は生魚百斤に付海關兩壹錢參分七厘鹽魚同壹錢六

第四章 捕魚輸送販賣

分五厘乾魚同壹錢壹分五厘とし海關兩は金に對して常に二様ならず本調査當時(明治八年八月)は其壹兩日本貨幣の壹圓叁拾五錢餘に相當せり。

現時安東縣に在留する日本漁業者は戸數九戸人口六拾八名にして漁船二拾隻あり。

## 第五章 製鹽業

### (一) 總説

本邦從來の製鹽業は海に瀕せざる忠清北道を除き他の十二道の沿岸即ち國の全沿岸に涉りて經營せられ重要な産業の一なり製鹽法は一に煎熬法にして即ち海水を直ちに煎熬し又は先づ之れを鹽田に導き入れて濃厚の鹹水を得然る後之れを釜に容れ煎熬製鹽するものなり各道沿岸の土質氣候潮汐の高低各異なるを以て従て鹽田の構造を別にし又釜及釜屋の築造方法及操業の方法等も多少其趣を異にせり。

元來本邦沿岸の土壤は半島の中央を南北に貫きて一線を割すれば東西に於て

明らかに其質を異にす即ち東海岸區に屬するものは砂質土にして西海岸區に屬するものは粘質土なり其の氣候温度は南北に於て著しく差違ありと雖も一般に降雨少なく雨量最多の全羅南道及慶尙南道に在ても我内海沿岸即ち十州鹽田地方と伯仲す加ふるに所謂大陸風を受けて空氣能く乾燥し製鹽上甚た良好の状況にあり故に氣候上本邦は日本内地よりも製鹽業には優越の天恵ありとす海水は大河口附近に於ては河水混入の爲め稀薄にしてポーム比重計の二度以下を示せども其他に於ては二度半乃至三度半を示し是れ亦頗る良好なるものなり只惜むべくは從來當業者進取の氣象なきを以て只古來の製鹽法を墨守して毫も進歩を圖るものなく徒らに此天與の幸恵を放擲して顧みざるの狀態にあることなり是を以て年々外鹽の輸入を増し今や全國消費額の殆んど三分の一は外鹽の供給を仰きつつあり従て製鹽業の衰頹を來し維持困難の傾向を呈するに至れり現今にありては鹽業専門のもの極めて稀にして多くは農業を兼業して漸く今日を維持し居れり而も生産費の主要部分を占むる燃料の比年騰貴と共に其暴騰を來し益々困難の境に陥り年々廢業をなすもの増加しつつあるは廢業鹽田夥しきを見



て知り得へし而して此状態は支那鹽輸入の盛んなる平安南北道に於て殊に著しきものあり思ふに支那鹽の輸入は實に我邦鹽業上に一大鐵槌を加へつつあるものと云ふを得へし。

本邦鹽業の狀態以上の如くなるを以て之れか救済を圖るか爲に晩近政府事業として鹽業試驗場を設置し諸種の製鹽法就中天日製鹽の試験を行ひたりしに其成績見るべきものあり之れか概要は別項に記載する所あるへし。

(二) 鹽地及産額

鹽の生産地は半島の全沿岸に散在し沿海の郡にして鹽を産出せざるもの殆んど稀なり其鹽田反別及産額は統計の確實と信すべきものなきも各方面より推定して鹽田三千町歩餘産額二億五千萬斤則ち百五十一萬石餘に達すべきは疑ひなく是れ能く一般唱ふ所に一致し稍正確に近きか如し而して最も盛なる鹽業地は全羅南道の沿岸及其所屬諸島にして全國の産額の三分の一以上を産出し彼の最も高名なる羅州鹽は即ち其産なり之れに次くは京畿道にして其産たる南陽鹽亦著はる慶尙南道忠清南道咸鏡南道之れに次き其の産額互に伯仲せり而して

鹽地及産額

鹽田反別及産額

其の産額の最も少なきは咸鏡北道なりとす之れを要するに鹽田は半島の南半面に多くして北半面に少く西岸に多くして東岸に少なし是れ南半面は氣候北半面よりも温暖にして製鹽季節長く西岸は地形遠淺にして干潟地多く鹽田に適し東岸は然らざるに因るものならんも亦自から人口の疎密と略は一致せるものありとす。

今財政顧問本部及臨時財源調査局の調査を基礎とし調査未了の部分は舊記を参照して之れに推定を加へ道別の鹽釜屋敷數鹽田反別及産額を示せば次表の如し是れと末尾の製鹽地分布圖とを参照せば能く其分布の狀況を知るを得ん。

鹽釜屋敷數鹽田反別及産額道別表

道名	種目	釜屋敷數	鹽田反別	一ヶ年産鹽額	備	考
京畿道		八四	四七	五,一〇〇,〇〇〇斤	調査未了ノ部分百分ノ四	
忠清南道		三九〇	三三	三,四〇〇,〇〇〇	調査未了ノ部分百分ノ六十	
全羅南道		九七四	七三	一五,八五〇,〇〇〇	調査未了ノ部分百分ノ二	

全羅北道	八	二三四	三,〇七,〇〇〇	調査未了ノ部分百分ノ四
慶尙南道	三五	二〇五	二六,二五,〇〇〇	
慶尙北道	九	七	七,〇四,〇〇〇	
江原道	二六	四	七,七五,〇〇〇	
黄海道	一四	七	四七五,〇〇〇	全部調査未了
平安南道	二五	四七	一〇,三六五,〇〇〇	
平安北道	七	五	九六五,〇〇〇	
咸鏡南道	三五	五	二,一九〇,〇〇〇	釜屋數中ニハ鹽田ナキ海水直煮製鹽釜屋十二ヲ含ム
咸鏡北道	二四	五	一四九,〇〇〇	同シク海水直煮製鹽釜屋百七十三ヲ含ム
計	三,六三	三,三〇一	二六,〇七,〇〇〇	

三 製鹽方法

本邦の製鹽法は二種に大別するを得、一は鹽田に於て濃厚の鹹水を採取し之れを煎煮して製鹽するものにして、他の一は海水を直ちに釜に酌み入れ煎煮して製鹽するものなり、後者は唯一小部分に行はれ、前者は最も汎く行はる。

有堤鹽田

(イ) 鹽田式製鹽法 鹽田に依りて製鹽を爲すに當りては日本内地と同しく二種の異りたる作業を採る、一は採鹹作業にして他は煎煮作業なりとす、鹽田には二種の別あり、有堤鹽田、無堤鹽田之れなり、有堤鹽田は其名の示す如く鹽田の周圍に堤防を有し、妄りに海水の浸入するを防ぐ、田面は平坦にして其周圍若くは中央所々に溝渠を通し海水の流通に便す、田面に砂又は土を散布し之れに海水を吸收せしめ、天日に晒す、其の水分蒸發乾燥し、鹽分のみ殘留して砂又は土に附着する時之れを把集し、沼井に運び之れに海水を注ぎて鹽分を溶解し濃厚鹹水を採る、而して有堤鹽田は皆高潮を利用して海水を自然に導入する所謂入濱式なり、沼井は鹽田内の溝渠の側に排置し又は鹽田の周圍に排置せらる、何れも鹽田面よりは二、三尺以上の高位に裝置し、日本の鹽田の如く鹽田面に近接して低く裝置せるものは甚少なく、眞に一部に過ぎざるなり、其形状は圓狀又は楕圓狀のもの多く、方形を爲すもの少し、而して鹽田一區の廣さ、之れに對する沼井の數又は其の構造等は所により各差異あり、全羅南道、慶尙南、北道の鹽田及咸鏡南、北道、全羅南道の鹽田の多部分は此の有堤鹽田なり。

無堤鹽田  
入濱式鹽田

無堤鹽田は入濱式と揚濱式との別あり、兩者とも堤防を有せず、入濱式無堤鹽田にも亦三種あり、第一種入濱式の無堤鹽田は其形狀概ね圓錐臺又は楕圓錐臺にして周邊より中央に向ふて漸次に高く恰も掃鉢を臥せらる形に同じ、其頂上の平坦なる所に釜屋及沼井を設け、其の周圍の斜面は鹽田の地盤とす、地盤は皆粘質土なれば従て撒土も亦粘質土なり、月二回の大潮時に於ては海水自然に此の鹽田に浸入し撒土を浸潤すれども小潮時には海水浸入せず故に此期間に撒土を掻き返へし乾燥せしめ之れを沼井に運び入れ濃厚の鹹水を採取し其撒土は次きの大潮時前に再び地盤に搬出撒布し一回の作業を次の大潮時迄に終るを常とす、故に此の種の鹽田には溝渠なく唯沼井の近傍に採鹹用の海水溜溜する窪所あるのみ而して鹽田の傾斜の緩急、釜及釜屋の構造及一釜屋に附屬する鹽田の面積、沼井の數等の如き各所一様ならず、海潮干満の差甚た大なる平安南北道、京畿道、忠清南道、全羅北道の鹽田は即是なり、此種の鹽田にては單に月二回の操業なるが故に操業中若降雨あれば次の大潮時迄休業せざるへからず、是れ此鹽田に於ける大なる缺点なりとす。

第二種の入濱式無堤鹽田は前者と全く異り、單に海濱に堤防を設けざる鹽田に

揚濱式無堤鹽田

して砂土質の海濱なり、滿潮時に潮水浸入して撒砂を濕潤せるものと干潮時に掻き返して乾燥し通常の如く採鹹をなすなり、故に鹽田には溝渠なく所々に海水の溜溜するあるのみ、沼井は鹽田の周圍の高所に設け釜屋亦然り、此の種の鹽田は甚た少く單に全羅南道の一部に存す。

揚濱式無堤鹽田は海面より高き地面に造らる、先づ粘質土を以て地盤の下層を構成し、其上に砂質土を相當の厚さに敷き地盤となして之れに溝渠を通し更に海濱の水際に至る迄粘質土を以て溝渠を構成し、マツバを用ひて海水を酌み上げ鹽田の溝渠に滿たし以て鹽田地盤及其の上撒砂を濕ほし採鹹する方法にして沼井は鹽田の溝渠の側に二三尺の高さに排置せらる、此鹽田は海水干満の差少なき江原道及咸鏡道方面に僅に存するのみ。

以上は單に鹽田狀況の概綱を示したるのみ、其細目に至りては千差萬別枚擧に暇あらず、例之へは鹹水溜の如きも之れが獨立して存し日本内地のものに類似せるものの如きは單に慶尙南道の洛東江附近の鹽田に於て見るのみ、他の地方の鹽田に在りては多くは釜屋内窰の側に存するのみ、故に其の大きさの如きも釜屋の大

さに従ひ區々にして一定せず且又上記の第一種の入濱式無堤鹽田及び慶尙南道左永營附近の有堤鹽田に在りては沼井の垂れ壺非常に大にして明かに鹹水溜め代用を爲す故に釜屋内の鹹水溜は他に比して著しく小なるか如く頗る差異あり、又沼井の構造配置等の如きも甚たしく異り單に其の數につきて云ふも或るものは僅かに一釜屋に對し一箇乃至二箇に過ぎざるに多きは十數箇より二十箇餘に達するものあり而して此の差異は同一式の鹽田に於ても認むるを得以て其状態の差異の甚しきを知るに足るへし。

採鹹作業の方法順序等は鹽田様式の異なるに依り同しからず且つ又同式の鹽田にても地方により頗る其趣を異し従て又其の器具の種類形状名稱にも頗る異同あれども其概要を擧れば入濱式有堤鹽田及揚濱式無堤鹽田にては先づ撒砂を手鋤(カレー)にて沼井より掘出し之れを負釜(チゲ)又はモッコ(ツルコツ)に入れて鹽田面の各所に置き之れを手鋤にて一面に撒布し後馬起(スーレ)を以て鹽田面を縦横に引き廻はして撒砂を一樣に攪拌撒布し次に曳板(ヌール)又チユンゲ又は轉木(ゼンモク)と云ふ回轉する圓筒状の木なりを引きて砂塊を破碎し打水をな

採鹹

し後又馬起にて掻き返し翌日又二、三回馬起にて掻き或は曳板を引き第三日目又は四日目の朝馬起にて掻き午後集板(ミーレー)にて撒砂を集め負釜又はモッコにて之れを沼井に運び三、四人にて踏み固め後海水を注ぎ鹹水を採集す普通は二日持なれども夏季には替持となすことあり又打水を省略する所あり雨後又は休業後に初めて操業に着手するときは牛を用ひ粗(チャンギ)を以て撒砂を起すこと通常なり而して其他の鹽田の作業は悉く人力を以てなす所慶尙道全羅道地方には少なからざれども多くは馬起及曳板又は轉木の作業は牛を用ふるなり或は撒砂の搬出撒布及収集に木鉦(モクカレ)と稱し(ミーレー)に似て大形なる牛に曳かしむるものを用ふることありとす。採鹹作業中に最も奇異なるは乾燥して鹽分の附着せる撒砂即ち所謂鹹砂を其の儘堆積し藪又は藁を以て蔽ひ長く貯藏し必要に應じて沼井中に運び入れ採鹹することなりこの方法は咸鏡北道江原道慶尙南北道及全羅道の鹽田に於て一般に見る所にして持濱頻繁の時期に於て行ふ是れ氣候の乾燥なると鹹水溜の比較的狭小なるとに依るか爲め行はるゝなり。

入濱式有堤鹽田の第一種のものにありては採鹹後の撒土を大潮二、三日前にナ

「ソーリヤー」にて沼井より搬出し鹽田面へ適當に撒布し馬糞(「スーレー」)にて掻き均し、大潮時の海水を十分に浸潤せしめ、大潮後二日間其儘に放置し、稍乾燥するを待ち「チャンギ」(粗)を以て掘り起し爾後四、五日間は毎日「スーレー」を以て三、四回づつ掻き返し、其の間に時々曳板「ディユング」又は「ナリリヤー」を曳きて土塊を壓碎し、十分乾燥したる時に「ナリリヤー」を以て撒土を悉く沼井中に集め、軽く均して後海水を貯溜所より「マツバ」(柄杓)を以て沼井中に酌み入れ鹹水を採集す此の「ナリリヤー」「スーレー」「ディユング」の操業には悉く二頭立の牛を用ひて作業す、故に撒土の量も面積に比し頗る多く沼井の上に殆んど二尺の層をなす、従て鹹水の全く濾過し終るには凡四日内外を費すなり、沼井に注ぐ海水は「マツバ」にて酌み上粘質土の溝渠を通して沼井中に流入するなり。

採取せられたる鹹水を鹹水溜に運ぶには木桶を用ひ「チダ」にて運び、或は水甕を頭に載せ運ぶを普通とすれども稀には沼井と鹹水溜の間に粘質土の溝渠を設け之れに酌み出して流入せしむる所慶尙南道の一部に存す又沼井の垂壺を釜屋の鹹水溜の流入口近傍に設け「マツバ」にて直ちに酌み入るるあり何れの場合にても

鹹水溜の流入口は釜屋の外方の垣側に設けあるを通常とす。

今各道の例を表示して鹽田及操業の一斑を列記せん。

地名	鹽田種類	鹽田地質	鹽田一町歩當沼井數	一ヶ年鹽田一町歩當採鹽量	全上平均比重	操業期節
平安南道	無堤鹽田	粘土	五強	四〇〇	二、五、四、五、六、八	九月
同 北道	同	同	六弱	三五	一、七、四、五、六、七、九	十月
咸鏡南道	入濱式有堤鹽田	砂土	一〇弱	六八〇	二、〇〇	四、五、六、七、八、九、十月
同	揚濱式鹽田	同	八弱	四〇〇	二、〇〇	同
咸鏡北道	入濱式有堤鹽田	砂及粘砂混合	二強	三三〇	一、四、四、五、六	五月
同	入濱式鹽田	砂	四強	六〇〇	不	明、四、五、六、七、九、十月
全羅北道	入濱式無堤鹽田	粘土	九弱	四七五	三、〇〇	四、五、六、七、九、十月
京畿道	同	同	八弱	一、五七五	三、〇〇	三、四、五、八、九、十月
全羅南道	入濱式有堤鹽田	同	三〇	二、〇五五	二、〇〇	三、四、五、六、九、十月
同	入濱式有堤鹽田	同	八	一、〇〇〇	一、九〇	三、三、四、五、八、九、十月
慶尙南道	入濱式有鹽	粘砂混合	二五	二五〇	一、八〇	一月ヨリ十二月マテ



以上掲出の外慶尙北道、江原道、黃海道、忠清道に多くの製鹽地あれども是等の地方は未だ調査完結せざるが爲に其の依るべきものなく具体的に表示する能はざるを憾みとす。

釜屋

釜屋は何れも粗末なる木造小屋にして屋根は藁又は茅にて葺き藁又は茅を結ひて造れる隙壁を廻らし又罕に石塊を積んで壁となすあり棟には中央又は兩端に窓を設け以て水蒸氣の飛散に便ならしむ或は又全く棟を設けず釜の上方を全部開放し僅かに屋根の下方のみを圓錐臺狀に葺き下せるものあり此種の釜屋は慶尙道の一部に見る所にして降雨のときは雨水釜中に落下するの不利あり釜屋の大きさは所により大小區々にして一つに釜の大きさに依るものあり。

竈の構造は至極簡單なるものにして土又は石の小片を以て築き或は單に石塊を積み築き其大きさは釜の大きさに相當し高さは二三尺を普通とす其前面に燃き口を竈の大きさに應じて適宜の大きさに穿ち後方又は左右に火抜き口を設く此の後の火抜き口は又灰の掻き出す口となすを常とす。

釜玉

釜は本邦にて土釜と唱ふるものと鐵釜とす土釜に二種あり一つは大形の牡蠣

釜

鐵釜

殼を駢列し其兩面より牡蠣灰又は牡蠣殼の碎粉に鹹水又は苦汁を混して練りたるものにて塗りたるものなり此の種の土釜は最も汎く行なはる他の一つは上の牡蠣殼の代りに不正形の石礫を用ひて同様に塗り堅めたるものにして小部分に於て行はる慶尙南道蔚山の如きは是れなり。

鐵釜も亦二種に大別するを得一種は薄き鐵板を以て方形又は長方形に造れるものにして其鐵板は多くは薄く最も薄きは一分以下厚きも二分内外に過ぎずとす仁川、木浦、釜山の如き開港場附近に於て見る所にして鐵釜中最も廣く行なはる唯咸鏡北道の露領に接近せる地方に存するものは稍厚くして三四分に達す又晩近釜山附近にて日本製の鐵釜を用ふるものあれども猶少數に過ぎず他の一種は圓形の鍋形の鐵釜にして直徑二三尺内外なり僅小の部分に於てのみ用ひらる全羅南道の濟州島の如き其の例なり。

釜の大小廣狭は地方により差異あれども土釜と鐵釜とを論せず其方形なるものは普通五尺平方なるも大なるは一丈二三尺なるはより何れも釜の狂ひて凸凹を生ずるを防ぐが爲に二三、三十本乃至四、五十本の釣金を施し繩を以て上の横木に懸

吊せり釣金を施さざるは成鏡北道の鐵釜及極めて小形の方形及圓形の鐵釜にして此の小形鐵釜は一箇の竈に二箇の釜を駢置するを通例とす。

燃料は多くは松葉を用ひ、地方によりては松材、薪、蘆、粗朶及雜草を用ひ、石炭は慶尙南道の一部釜山附近に於て晚近稀に使用するのみ。

煎熬は晝夜引續き焚くものあり、又晝間のみ作業するものありて一様ならず、又一晝夜に幾回も釜を上げるあり、或は煎熬して鹹水の減少するに従ひ之れを添加し一晝夜に一回釜を上げるものあり、而して土釜のものは悉く引續き煎熬をなし、煎熬前には必ず釜の改造をなすこと日本内地の石釜と同じ。

焚上げたる鹽は先づサムデキ又は籠様のものに取り上げ釜の釣金用の横木上に暫時之れを置きて苦汁を垂下し然る後釜屋内の居出場に置くもの最も普通なれども或は又竈の側に所謂搔先場の設けありて之れに焚上げの鹽を置き苦汁の大部分を滴下せしめて後居出場に移す處あり、然して後俵裝して搬出す、或は又籠の儘居出場に置き其儘之れか賣買をなす奇例あり、蔚山鹽田即ち是れなり。

釜屋、釜籠等の構造は何れも極めて粗末にして、居出場の如き頗る粗造に單に

燃料

煎熬

鹽質

海水直煮法

土を堅め少しく之れに傾斜を附し苦汁の流下に便ならしむるに過ぎず、又決して烟突様のものの設けなく、釜屋内は頗る不潔にして煤烟及塵芥を以て充たさる。

鹽質は釜屋内の不潔と操作の丁寧ならざるか爲めに種々の夾雜物多く、多くは灰黑色を帯ひ外觀甚だ悪し、然れども元來悉く眞鹽焚き法なるを以て鹽質は其實外觀よりも佳にして一般に結晶小さく手觸り柔に輕きもの多し、其分析成績は日本專賣法の三四等鹽に相當するもの多し、稀には二等鹽に入るものありとす。

(ロ) 海水直煮法 海水直煮法は鹽田其他の裝置を用ふるなく單に釜屋のみにして稀薄なる海水を海より酌み來り之れを其儘釜に容れ多量の燃料と巨多の時間を費して煎熬製鹽するものにして殆ど太古の遺物たる觀あり、然るに本邦に於ては成鏡南道利原郡釜數十二、及成鏡北道慶興府三、富寧郡二十七、鏡城郡七十二、鐘城郡七、明川郡四十四、城津府二十に之れを見る、此等地方は交通不便にして鹽の供給足らず且つ附近海邊に鹽田を築造するに適當なる地なきを以て唯附近及自己の需用を充たさんか爲め殆んど損得の如何に拘はらず製鹽するものにして其生産費の如き百斤四圓の多額を要し到底一箇の産業として現世に存在すべき價

値なし故に茲拾に詳細は省略し只斯の如き製鹽法か成鏡道に行はれつつあることを示すに止めん。

(ハ)再製鹽 再製鹽の業は四五年以前仁川を中心とし其附近の製鹽地に於て盛んに行はれたり然るに其れか原料鹽たる支那鹽の使用法普及し之れか需要の區域擴まると共に韓鹽の價格に影響を及ぼし支那鹽と韓鹽との價格の差か燃料及焚夫賃を償ふ能はざるに至り、現今にては殆んど其跡を絶てり(韓鹽の價格一石二圓は相當の利益を收む、然るに去る光武十年明治三十九年以來釜山に於て、又昨年以來成鏡道に於て此再製盛んに行はれ、將來亦益々隆盛ならんとする傾向あり、要するに釜山及成鏡道に於ては韓鹽と原料鹽との價格の差甚しきを以て充分利益あるに依るものとす、而も釜山に於ては台鹽販賣合資會社は臺灣鹽も再製原料に供して製造に従事すれども今日に於ては收益他の支那鹽を使用する再製家に若かす、云ふ、左に釜山に於ける支那鹽再製の收支計算を示すへし。

釜山に於ける再製の收支計算

入金 鹽千七百斤 百斤一圓五十錢 賣上收入 一金二十五圓五十錢

支出

一金十九圓五十四錢

内譯

支那鹽千七百斤代 釜山ニ於テ百斤六十五錢

焚夫二人

包裝費千七百斤分 百斤十錢

手傳人夫及雜費

石炭千五百三十斤 一萬斤三十圓

差引金五圓九十六錢

則ち以上の計算に依れば鹽百斤に付三十五錢の利益となる、然るに此の内より營業費、資本金子を除くも尚ほ相當の利益を收むることを得へし、而して成鏡道方面に於けるものは未だ調査普からざるを以て其收支計算を示すに由なしと雖も同地方は鹽價高く燃料比較的廉なるを以て相當利益あるものと推定するに難からず。



(四) 鹽業經濟

(イ) 生産費、本邦の製鹽法たる煎熬式製鹽法は鹹水採收に於て多くの勞力を用ひたる上高價なる燃料を費して煎熬製鹽するを以て生産費の多額なる實に驚くべきものあり、試みに臨時財源調査局の調査に基き之れを表示すれば次の如し。

鹽生産費一覽表 (但シ鹽百斤)

道名	郡名	掘田、釜山、採鹹、器具、煎熬、器具、燃料費、勞銀	探鹹及、公租、包裝費、資本、雜費	總生産費	販賣價格	
咸鏡南道	利原郡	104.12.21	1.46	3.58	113.59	117.22
	文川郡	55.80	2.6	1.47	60.87	64.41
平安北道	龍川郡	33.27	1.5	4.70	39.55	42.9
	定州郡	7.53	1.74	3.5	12.82	13.73
平安南道	咸從郡	5.6	1.7	2.4	9.8	10.48
	龍岡郡	4.9	3.4	6.4	14.7	15.33

右の表を通觀して其生産費最低と雖も尙且つ百斤一圓以上に及び咸鏡道の如

道名	郡名	掘田、釜山、採鹹、器具、煎熬、器具、燃料費、勞銀	探鹹及、公租、包裝費、資本、雜費	總生産費	販賣價格	
咸鏡北道	慶興府	15.117	3	5.3	21.96	22.98
	明川郡	8.145	3	2.44	13.71	14.33
慶尙南道	同郡	20.285	3	2.3	25.90	27.00
	泗川郡	21.106	1.9	2.74	25.84	27.5
全羅南道	昆陽郡	37.137	3	3.0	43.25	45.5
	智島郡	4.55	1.9	2.9	9.44	10.34
全羅北道	靈光郡	3.95	1.4	2.4	7.8	8.22
	扶安郡	5.8	3	1.5	10.3	10.77
京畿道	仁川郡	3.83	3	1.9	8.66	9.11
	安山郡	5.97	4	1.5	11.44	11.89
京畿道	通津郡	8.8	1.0	1.4	11.24	11.69
	安山郡	5.97	4	1.5	11.44	11.89

きに至りては三圃より四圃の多額に達す而して販賣価格は殆んど其の生産費と相匹敵し損益共に大差なきを知るへし次に注意すべきは資本利子の多きことなり是れ一般金利高に因するは勿論なれども鹽業者經濟的狀態か如何に不幸の境遇にあるかを推知する難からず今仮りに一個獨立の事業として鹽業を經營せんと欲せば何人と雖も維持し能ふ處にあらざるや明らかなり然るに今日鹽業者か年々其業を繼續し能ふ所以ものは自己及其家族を中心として其業に従事し而も農業の餘暇を利用すること多きを以て其勞銀の大部分は自己の囊中に歸し是れに依て經濟に聊か餘裕を生し不満足乍らも之れを維持するを得るの狀態に在り其實鹽業者は鹽業に依て生計を營むにあらすして單に勞力に依て衣食するものと云ふへし。

(ウ)收支計算、今又製鹽業の收支計算を知らんか爲めに臨時財源調査局の調査に依り各道に於ける一釜屋分收支計算を左に表示す。

製鹽業收支計算表 其一

地名	平安南道		平安北道		畿道	
	龍岡郡	咸從郡	定州郡	龍川郡	仁川郡	安山郡
鹽田反別	一九五〇〇	四七三〇〇	一〇〇〇〇	六二〇	九九九	三三六
製鹽高	九〇〇〇	三六六〇	二九七六	六四三	九七〇	三六八〇
收入金高	二九八八〇	三五五〇〇	五七四七	一〇三三	一三〇七	五〇三七
百斤當生産費	一三六	一〇八四	二八三	三九五	一三〇一	一四七九
鹽田消却及修繕費	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一七〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
釜屋消却及修繕費	三、三三三	一、三五〇	二、八四二	二、三三〇	一、五三三	一、三〇〇
採鹹川器具器械消却及修繕費	五、二五	五、二五二	一、四七五	七〇	五、五〇〇	五、五〇〇
煮熬用同前	九〇〇	九〇〇	七〇	五〇〇	五、五〇	五、五〇
薪炭費	九四〇〇〇	三六八〇〇	二五、四〇〇	八、八四〇	八、六四〇	三、八四〇
採鹹勞銀	五、二五〇	四、二〇〇	五、六〇〇	一〇、〇〇〇	三、一三六	七、四〇〇
煎熬勞銀	二六、〇〇〇	一六、一〇〇	一	一	二五、二〇〇	四、八〇〇
公租	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、六〇	三、〇〇〇	三、二〇〇	一、六八〇



地名	威鏡南道		威鏡北道	
	文川郡	利源郡	慶興府	明川郡
鹽田反別	1,500	176,200	3,005	4,319
製鹽高	75,556	34,436	3,191	13,553
收入金高	17,553	87,944	8,233	49,734
百斤當生産費	2,877	3,359	2,991	1,300
鹽田消却及修繕費	400	300	1,100	6,500
釜屋消却及修繕費	2,500	1,600	2,300	1,600
探鹹用器具修繕消却及修繕費	15,733	6,551	1,000	1,100
煎熬用全前	3,700	1,500	500	1,900
薪炭費	67,000	34,000	3,700	15,000
探鹹勞銀	62,000	33,000	3,100	10,000
煎熬勞銀	—	—	—	7,951
公租	2,100	7,800	1,900	—

需要供給  
状態

包 裝 費	威鏡南道		威鏡北道	
	文川郡	利源郡	慶興府	明川郡
固定資本利子	5,700	5,866	16,441	15,356
運轉資本利子	5,000	2,700	2,491	15,356
雜費	20,000	20,000	—	—
支出金合計	15,700	28,566	18,932	30,712
差引	16,333	8,555	7,574	6,184

(イ) 需要供給状態 全國の鹽消費高三億五千萬斤に對し、内國生産高は二億五千萬斤、外國輸入は一億萬斤なりとの算定は事實に近きものなりと信ず、而して韓國に於て食鹽として最も嗜好に適するは煎熬鹽たる韓鹽に如くものなし、然るに前に述べたる如く支那、台灣及日本の諸外國は韓鹽の價格高貴なるに乘り其廉價なる鹽を輸入し、益々其の需要を高めつゝ、わが本邦の如く道路整頓せずして陸上運輸の便なき國にありては總ての物資の供給が水運に因ること自然の趨勢なり、況んや舟楫を通すべき大河川の比較的多き國なるに於てなや、故に内地に於ける鹽の供給も又常に主として河川に依るを見る、是れ獨り外國鹽輸入の経路の然る

のみならず内國鹽集散の経路も亦然りとす故に主として河川の口に近き所には鹽田多しとす。現今鐵道の開通せしを以て鐵道沿道及其附近の供給は又之れに依るに至れり。現今に於ける日本内地及台灣鹽の輸入せらるる港は釜山、元山、清津にして何れも其附近の地方に供給せらる。就中最も盛なるは釜山にして日本内地鹽は此處より洛東江及京釜鐵道を経て主に慶尙南北道の各地に供給せられ、台灣鹽も亦韓南の京釜鐵道沿線の各地に需要せらる。支那鹽の輸入せらるるは従來鎮南浦を第一とし、仁川之れに次ぎ、龍巖浦、新義州の諸港も亦多額の輸入あり。此の他支那鹽の黄海道及平安北道の沿岸に密輸入せらるるもの實に莫大にして五十萬斤内外と注せらる。此等の支那鹽は鴨綠江、大寧江、渭川、江、大同江、載寧江、臨津江、禮成江の流域地方及平安北道、黃海道、京畿道の沿岸地方に供給せらる。又近年に至りて群山及錦江、萬項江、全州江の流域を犯し、尙京釜鐵道沿線の金泉、大邱並に釜山、元山、又城津附近に侵入するに至れり。故に今日に於て全く外國鹽侵畧を受けざる地方即ち純粹の内國鹽のみの供給地は漢江流域及全羅南道、江原にして他の地方は外國鹽と内國鹽との競争地とも見做すべし。

今在に最近の外國鹽輸入高の統計を表示すべし。

年別	國別	日本	鹽	台灣	支那	計
光武九年(明治卅八年)		八〇八四〇四		八七六〇〇	一七三三三四	二六〇二三八
光武十年(明治卅九年)		一三九〇六六九		九三二、五〇〇	一七〇七、〇五六	四〇一四六五
隆熙元年(明治四十年)		一八三九〇三三		九七二〇〇〇	三、九五八四六	六、〇三六三四

備考、本表は只税關を通過して輸入せし數量を掲げたるのみ是他に清國密輸入鹽五千萬斤を加算するときは總輸入額は前記の一億斤内外に達するなり。

上に記するが如く支那鹽の輸入額は輸入全額の七割以上にして全國消費額の實に四分の一なり。故に支那鹽は本那の鹽業經濟上頗る注意すべきものなりとす。左に仁川に於ける最近の價額及運賃諸掛り並に其の主なる集散郡名及港名を掲げん。

仁川支那鹽價格表

(仁川日本入商會議所調) (隆熙二年(明治四十二年)迄)

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月

支那鹽百斤	1	600	560	555	455	420	490	490	470	500	1	1
-------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	---

支那鹽運賃諸掛り表 (毎1噸百斤當り)

仕向地名	種目	支那鹽運賃諸掛り表 (毎1噸百斤當り)										
		運賃	吹代	問屋口錢	船賃	細代	貸及	其他	計	其他	計	
海州	韓船	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306
釜山	日本帆船	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306
元山	氣船積	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306
全山	全	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306
城津	汽車頓扱	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306
太田	汽車頓扱	300	1	3	1	1	1	1	1	1	1	306

支那鹽主要集散地名表

道名	地名
平安北道	慈城、渭原、楚山、昌城、朔州、義州、龍巖、浦鐵山、宣川、郭山、定州、何日、里浦、博川、秦川、寧邊

平安南道	安州、价川、平壤、江西、鎮南浦、中和、甑山、永柔、咸從
黃海道	黃州、長連、殷栗、豐川、長淵、瓮津、康翎、海州、延安、白川、金川、平山
京畿道	開城、長端、江華、仁川
忠清南道	韓山、舒川、藍浦
全羅北道	群山、江景、論山、全州
慶尙南道	釜山(再製用)
慶尙北道	大邱、金泉
咸鏡南道	元山(再製用)、咸興(再製用)
咸鏡北道	城津(再製用)

(二) 鹽業者の經濟狀態 從來本邦にては鹽は諸種の生業中最下級のものと見做すの慣習なるが故に直接其事業に従事するものは階級の劣等の人のみにして鹽田地主の外は相當の資産地位あるものなし故に直接の従業者は多くば小作者に

して地主自ら經營するは極めて規模の小なる鹽田なりとす、加之ならず小作者にても少しく地位あるものは自ら手を下さず勞働者を使役して鹽業を經營し自らは單に指揮監督をなすに過ぎざるなり、故に本邦の鹽業を經營上の組織より分類すれば次の三種となすを得。

第一、鹽田は地主の所有にして小作者は自ら勞役に従事することなく勞働者を使役して鹽業を營むもの。

第二、鹽田は地主の所有にして小作者自らも勞役に従事し鹽業を營むもの。

第三、鹽田の地主自ら勞役に従事し鹽業を營むもの。  
故に鹽業當事者は無資産にして資本に乏しく且つ社會上の階級低きか爲めに智識の程度も亦他に比して頗る低きもののみなりとす。

斯く鹽業者は資本乏しく智識なく加ふるに鹽業を専業とせるもの甚た少なくして多數は農業との兼業なり、故に其規模頗る小なり、例之へば釜屋の如き頗る粗造にして其の一棟の新築費多くは六七十圓若くは其の以下にして百圓に上るもの稀れなるに悉く三四乃至五六の鹽業家の共同經營に屬し獨力之れを經營する

ものなし是れ假令從來釜屋は鹽業當事者の經營に屬し地主は之れを顧みざるの慣習なるか爲なりとはいへ以て其の規模の如何に小なるを窺ふに足るなり、故に本邦の鹽業は頗る拙劣にして甚た不振の狀況にありとす。

鹽業者の經濟狀態も又從て年々不振の悲境に沈淪しつつありとす、之れか原因種々あるへしと雖も要するに左の數項は其の最も著しきものなるへし。

(一) 資本に乏しきこと、資本の乏しきは事業の何たるを論せず本邦一般のことに屬すれども鹽業者に於て特に甚たし鹽業者が鹽生産前に豫め鹽の引渡しを約して鹽生産に必要な物資の供給を鹽商人より仰くを通例とするは明らかに其の證なり、鹽業者は此負債に對し月五分の利子を支拂ひ加ふるに鹽取引に當りて債權者たる鹽商人の多大の壓迫に制せられ折角の利益も十分獲得するに至らずして唯他人の財彙を肥すに過ぎず、然も此方法以外には資本供給の途なきか故に泣く々々不利益を忍はざるへからざるの狀態にあるは殆んど一般に見る所なり。

(二) 製鹽方法の改良進歩を計らざること、鹽業者の智識乏しく且つ韓國人一般

に舊慣を改むることを好まざるにより製鹽法の改良進歩の如きは之れを思ふものだになき状態にして唯徒らに舊慣を墨守し自ら甘んせるの風あり。

(三) 燃料の騰貴せしこと、由來禿山多き本邦はいやか上に亂伐を爲し而して塞も植林の途を講せざるを以て年々益々燃料の缺之を來し從て價格騰貴し今後も益々騰貴の一方にあり。

(四) 生産費の増加に比し鹽價の昇騰せざることを、物價騰貴の世界一般的の趨勢には本邦も亦漏るる能はず、加ふるに外國貿易其他の關係上よりして國民一般の生活費も漸次高まりつつあり此趨勢は鹽業の勞銀にも影響し燃料の騰貴と相待て生産費は益々増加するのみなるに鹽價は寧ろ下落の傾向を有せり爲めに鹽業者は非常の困難を來せり、此鹽價下落の重要原因は實に外國鹽輸入就中支那鹽の輸入にありとす、支那鹽は天日鹽なるを以て其外觀灰色を帶ひ大粒にして一見需要者に嫌惡の念を起さしむれども其化學的成分に至ては純鹽分の量多きのみならず價格非常に低廉にして韓鹽の百斤一圓三十錢なるに對し實に五十錢の低價なり、仁川に於て故に之れか使用に慣るる

と共に需要者の嗜好を惹起し現に平安南北道黃海道の如き始んど其七八分は支那鹽を使用するに至れり、故に是等の地方に於ける廢棄鹽田の數年毎に其多きを加へ鹽業者は實に憐れなる状態にありとす。  
斯く本邦の鹽業は内憂外患交至れるの状態なり、其振はざる亦宜なる哉、今にして是れか救濟の策を講せずんば遂に全く絶滅するに至るや火を賭るより明らかなり矣。

(五) 鹽業上政府の施設

政府は鹽業の改良進歩を謀らんか爲に鹽業試驗場を置けり、抑此の鹽業試驗場の起源は前の政府財政顧問本部に於て鹽業改良の指導をなさんか爲に計畫せし所にて本邦東半の海濱は土質從來の鹽田式煎熬製鹽業に適せるを以て之れか改良を圖り模範を示さんか爲に一つの試験鹽田を、又其の西半の海岸は土質從來本邦になき天日製鹽業に適するを以て之れを成功するに於ては清國鹽に對抗して鹽業を維持せらるるを以て一の試験鹽田を設くるの議を決し、後者としは仁川附近の朱安浦に前者としては釜山附近の水營灣に土地を撰定し、昨隆熙元年明治四



十年春之れか工事に着手し其年を以て竣成し越へて本隆熙二年(明治四十一年)に至て農商工部の所管に移り初めて鹽業試験場と稱し本場を農商工部内に置き兩試験鹽田は之れを出張所と稱するに至れり昨年は創業にして周年作業する能はさりしを以て本年の概況を示すに止めん。

(イ)朱安出張所事業成績(隆熙二年分) 朱安出張所は京畿道仁川府朱安面十井里にあり仁川港を距る東北二里半なり天日製鹽の試験を目的とす其設備は左の如し。  
天日製鹽田 總面積 六千坪(二町步)

内 譯

- 第一蒸發池 千八百坪
- 第二蒸發池 五百八十八坪
- 全上附屬鹹水溜 三十六坪
- 結晶池 三百二十坪
- 全上附屬鹹水溜 六十四坪
- 畦畔及溝渠等 百九十二坪

貯水池 千三百五十坪  
提防 千六百五十坪  
二製鹽高 上の鹽田より得たる製鹽高は次の如し其一二三及十二月に數量の記載なきは全く採鹽し得ざりしに因る故に製鹽期は四月より十一月上旬迄とす。

月次	製鹽高
一月	
二月	
三月	
四月	二五三三
五月	二五八五
六月	二五二四
七月	二五三四
八月	二四二七
九月	二四八三

十月	二、四二
十一月	一、〇九
十二月	—
合計	三、三三

三、品質 採取せし天日製鹽の品質は支那鹽よりも優等にして臺灣鹽に匹敵し上等鹽の如きは之れを粉碎せは煎熬鹽に比し毫も遜色なし而して化學的成  
分に至りては純食鹽分多くして九十%を超ゆ。

(ロ)龍湖出張所事業成績 龍湖出張所は慶尙南道東萊府石南面龍湖里にあり釜山港を距る東南二里半なり、鹽田は入濱式有堤鹽田にして同地方慣行の採鹹方法日本内地式採鹹方法及兩者を折衷せし方法の比較試験、即ち採鹹方法の改良と煎熬方法とを試験し兼て鹽業者に之れを示すを目的とす、其設備は大要左の如し。

- 一、鹽田總面積 二町三反七畝十三歩
- 内 日本式鹽田 九反三畝二十九歩

韓國式鹽田 五反八畝八歩  
折衷式鹽田 八反五畝六歩

二、釜屋 釜は高田式にして長十二尺巾八尺深さ四寸五分の鑄鐵製のもの二個を煉瓦を以て築造せる「ロストル」付の竈の上に裝置し、温め釜二箇之れに附屬し其他の裝置は通常日本内地の釜屋の如し。

三、鹹水採取高隆熙二年(明治四十一年分)			
鹽田別	日本式	折衷式	韓國式
鹹水採取量	三〇一九石	一九七九石	一四四四石
全上平均比重 (ボーム度數)	二六・五	一九・四	二〇・四
全上平均一町歩當採鹹日數	三三三石	二二三石	二四七石
	七	七	七
計			六四三石
			二六・七

但し隆熙二年は七八月の雨量例年より頗る多く採鹹上非常の障害に逢ひたり、平年ならば九十日内外は持續するを得へし、又日本式と折衷式とは替持として採鹹せり。

四、煎鹽成績 一晝夜に於ける平均成績

煎鹽鹹水量	三十三石六斗
全上平均比重	十八度七分
採鹽斤數	千九百十五斤
消費石炭量	千七百六斤
鹽百斤當消費石炭	八十九斤
石炭の品種	大任炭切込

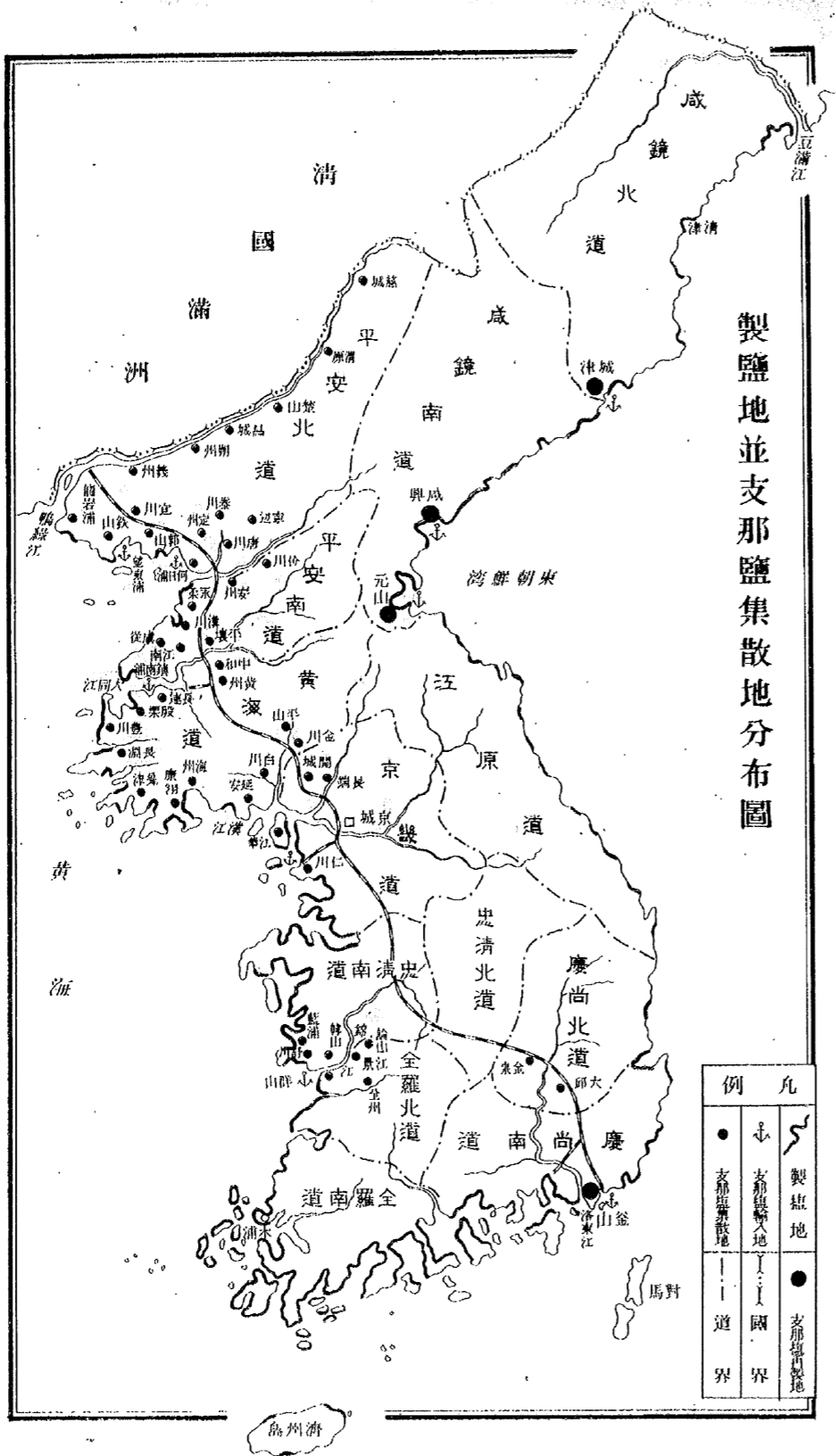
五、製成鹽の品質 純白小粒にして普通の煎鹽鹽に異ならず日本内地の四等鹽に比敵す

龍湖出張所は氣候温暖にして採鹹は周年之れを爲し得へし茲には本年の實績を掲げたるのみ從來の製鹽法との比較研究の如き試験日尙は淺きを以て之れを他日に待さるへかれす然れども試験の結果石炭を燃料使用することには從來の燃料に比し頗る利益多く一ヶ年にして優に釜及籠の改良費等を償ひ得て尙は餘りあるを見る今左に一釜屋の製鹽高を一ヶ年五十萬斤と見積

り舊燃料(松葉又は薪)と新燃料(石炭)との燃料費の各地の比較表を添附すへし。  
新舊燃料費比較表

地名	鹽百斤當燃料費		一釜屋當り(鹽五萬斤)燃料費		摘要
	舊燃料(松葉又は薪)	新燃料(石炭)	舊燃料(松葉又は薪)	新燃料(石炭)	
咸鏡南道水興灣	八九〇	五二六	二,四四〇,〇〇〇	二,一八〇,〇〇〇	石炭一萬斤五十八圓
咸鏡北道慶興府	一一七	七六五	三,五五〇,〇〇〇	二,八五〇,〇〇〇	石炭一萬斤八十五圓
慶尙南道金海郡	一,三四四	四八六	八,五六七,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	石炭一萬斤五十四圓
同 東萊郡	八八三	四〇五	四,七四四,〇〇〇	二,三六〇,〇〇〇	石炭一萬斤四十五圓

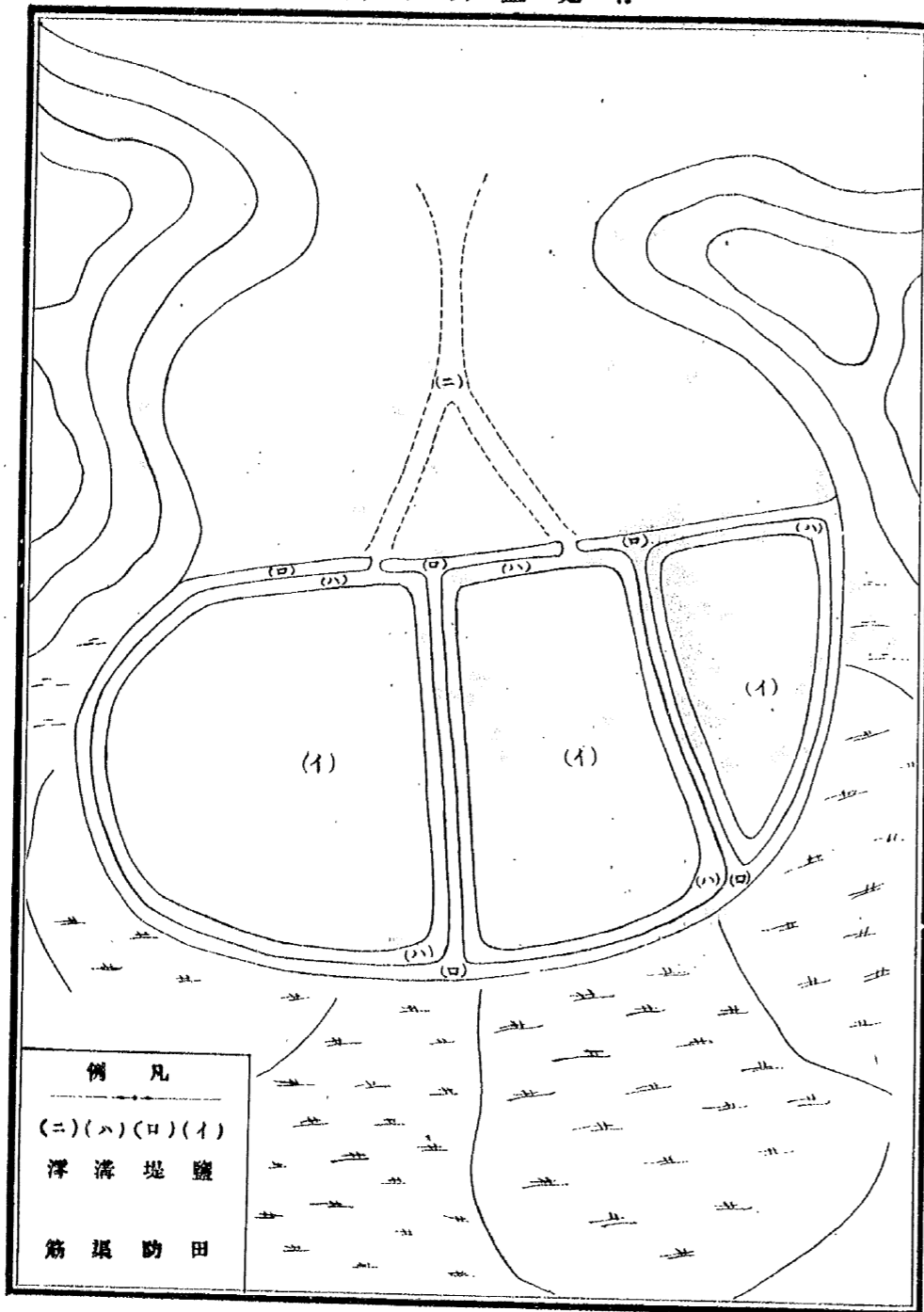




製鹽地並支那鹽集散地分布圖

例		凡
●	支那鹽集散地	製鹽地
○	支那鹽集散地	支那鹽集散地
—	道	國界
---	界	支那鹽集散地

有堤鹽田略圖



例凡  
 (=)(△)(□)(1)  
 浮濤堤鹽  
 筋渠助田











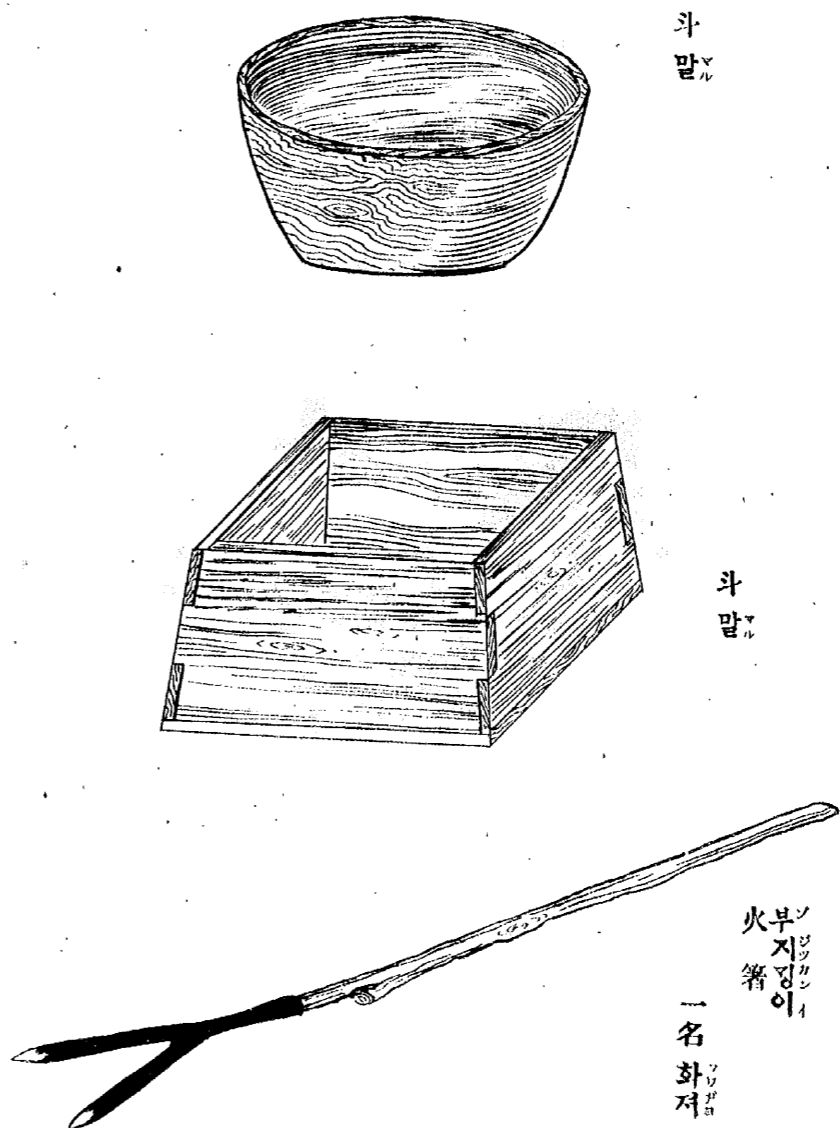












### 第六章 水産物輸出入

水産物の海外貿易を見るは又以て本邦水産業の一斑を窺ふに足るものあるを疑はず然れども茲に注意すべきは本邦沿海の漁業は日本人及支那人の出漁者に依て營まるゝもの大部分にして支那漁業者の漁獲物は大概漁場より直に自國に運はれ海關の統計に上るもの極めて少なきこと是れなりとす而も日本漁業者の漁獲物といへども漁場より直接其本國に運はるゝものなきや蓋し疑なき能はざるなり然れども此等は之れを計量する難きを以て唯海關統計に依りて其概況を窺はん。

輸出 本邦生産の水産物にして海外に輸出せらるゝは干鰯、海參、干鰯、鱈、鱈肉、鯨脂、海藻、其他生乾鹽魚にして多くは日本漁業者に依りて漁獲せらるゝものに係り、本邦漁業者の漁採物にして輸出せらるゝは海藻及魚肥料の二種に過ぎざるなり、過去五ヶ年間の貿易年表に徴して各種水産物の輸出統計を見るに西曆一千九百三年(光武七年)に於て總價額六十二萬二千餘圓に達せしも其翌年則ち同一千

第六章 水産物輸出入

九百四年(明治廿七年)に至り著しく減少し爾來年々多少の増加を示すと雖も未だ五十萬圓に足らず、則ち一千九百四年に於て著しく減少せしは日露戦役の影響にして當時漁獲多からざりしは明らかなる事實なりしと雖も亦以て内國に於ける需用の増加は蓋しこれか主因たらずんばあらざるなり、爾後の輸出高年々多少の増加を見るも尙ほ一千九百三年の輸出高に及さるは日露戦役當時に引續き戦後日本人の渡來者著しく増加し内國需用の激増に基くものにして生産則ち漁獲を減少せしにあらざるなり、輸出品は渾て日本及清國向に係ると雖直接清國に輸送せらるゝは少なく多くは日本に向け輸出せらる各年の統計を比較對照すること左の如し

輸出統計表

年次	明治廿五年		明治廿六年		明治廿七年		明治廿八年		明治廿九年		明治三十年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
總計	一五	五六七	一五	五二	八四	二〇六	一四八	五四五	一八六	六〇六		
海參	二二五	三九七	三八六	一〇九三	一六三	四二〇	二六四	六九七	三〇二	九五五		
干鰯	二二九	三三九	三五二	四九一	七〇七	八六九	一三四	二四五	二九〇	四九八		

鱈 鰯	二八八	九二九	四五	一三七〇	三〇	一〇五二	二六	八五五	二七	一三六
生乾鹽魚	三六三	八四六	四九七	三、九一	四、八四	一四〇七	六、六九	一、〇九五	五、六二	三、三三
魚 臟 腑	五	一八七	五	一六四	四	一九〇	三、四四	七	九〇	五、二七
海 藻	一九四	九、六九	二、五九	九、三〇	一、〇三	四〇四	一、四〇	四、二九	一、二八	八、四〇
鯨肉鯨油	—	四、四六	—	三、四九	—	二、五七	—	五、九九	—	一、八六
計	—	三、七三	—	六、二六	—	三、七〇	—	四、八二	—	四、〇五

輸入 輸入品の重なるものは食鹽及乾鹽魚にして食鹽を除きては其大部分を在留日本人の需用に供せらる、而して其輸入は年と共に増加を示し西暦一千九百二年(明治廿五年)に於て其價額僅かに八萬九千四百餘圓に過ぎざりしに、同一千九百四年(明治廿七年)に至り二十五萬七千餘圓(鯨肉鯨油を除く)となり一千九百六年(明治廿九年)に至りては三十九萬圓餘に激増せり其理由は蓋し日本人の渡來者増加せるに因るものとす左に各年に於ける輸入統計を示すへし。

輸入品



年次	西曆		光武		光武		光武		光武	
	西曆	西曆	光武	光武	光武	光武	光武	光武	光武	
年次	西曆	西曆	光武	光武	光武	光武	光武	光武	光武	光武
種目	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
生乾鹽魚	一、二九〇	二、〇八〇	三、六四〇	三、三三〇	二、〇七九	二、四二六	一、〇二七	八、五七〇	九、六六六	八、三〇三
鹽	三、二八八	六、五三三	三、七三三	一、五九八	二、六五五	一、四九三	二、四〇五	四、三〇〇	三、〇七〇	三、〇七〇
小計	八、九四三	一七、三三〇	一七、三三〇	二、五七〇	二、五七〇	二、五七〇	三、六一〇	一三、〇四〇	一三、〇四〇	一三、〇四〇
鯨肉鯨油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注意

前二表に就て注意を要するは輸出に於て鯨肉鯨油が光武七年(明治三十六年)に二十一萬四千九百八十七圓なりしに年々減少して同十年(明治三十九年)には僅に壹萬八千貳百八拾六圓の少額となり、之れに反して輸入に於て同品が光武八年(明治三十七年)に八千六百參圓なりしものが同九年に參萬貳千七百圓となり、同十年に拾萬參千七百參拾七圓の激増を示せること是れなりとす

日露戰役當時より捕鯨頭數を減少せしは事實なり(其理由は露國捕鯨頭數の撤退せし本沿海に於て鯨人に捕鯨するに至りしこと等なりとす)然れども鯨肉鯨油が外國より輸入せらるゝことは絶無なり、而も其輸入統計に計上せらるゝに至りしは海關の取扱上捕鯨業者をして其捕鯨の輸入申告を爲さしめたる結果にして實は本邦沿海に於て捕獲せられしものに係れるなり、取扱上の可否に關しては言ふことを欲せざるも而も海關統計に計上せる鯨肉鯨油の價額は餘りに寡少なれば此數字を見て本邦捕鯨の大勢を窺ふ者あらんか、大なる過誤を來すへきか故に聊か茲に一言すへし、抑も本邦沿海に於ける捕獲は特許者の行ふ所にして其他の者は之れに従事するを得ざるなり、而して特許者は其輸入に對し税金を免除せらるゝ代りに本邦沿海に齎らし來れる鯨に對しては体長に拘らず毎一頭、二十圓の税金を海關に納付するの定めなり、是を以て海關は此二十圓を以て、從價五歩に相當するものと看做し(北等物品の海關税率は從價五歩なるを以てなり)之れを率として其原價を計算せり(則ち二十四を以て從價五歩とせば)故に其原價低廉に過ぎ隨て其價額の過小を示すに至りしなり、尙ほ一言を要するは光武十年の輸入十萬三千七百三十

七圓にして輸出一萬八千二百八十六圓なること是れなりとす而して此輸入港は釜山にして輸出港は元山一萬八千圓釜山三百八十六圓なり外國より輸入の絶無なることは前述せしか如し故に這は輸入に計上せるものを以て假に捕鯨價格と見做さんか輸出額を控除して八萬五千四百餘圓に値ひするものは本邦内に於て需用せられしものとなる而も八萬五千四百餘圓は原價の算出前述の如くなるを以て實價尙ほ遙に巨額に達するならん然るに本邦に於ける鯨肉の需用は其數を示す能はざるも極めて少量にして鯨油に至りては其需用殆んど皆無と謂つへし然らば此巨額に値ひする鯨肉鯨油は如何に處理されしか想ふに其多部分は輸出せられしものにして此等は海關統計の誤植と見るの外なかるへし。

各港三箇年間に内國品輸出比較表

地名	光武八年 (明治三十七年)		光武九年 (明治三十八年)		光武十年 (明治三十九年)	
	外國へ	内國各港へ	外國へ	内國各港へ	外國へ	内國各港へ
計						

左に各港に於ける過去三年間の輸入統計を示すへし。

地名	光武八年 (明治三十七年)		光武九年 (明治三十八年)		光武十年 (明治三十九年)	
	外國へ	内國各港へ	外國へ	内國各港へ	外國へ	内國各港へ
海參						
生乾鹽魚						
鹽鱈						
海藻						
小計						
海參						
生乾鹽魚						
乾牡蠣						
乾介類						
生乾鹽魚						
計						





各港三箇年間に外國品輸入比較表

合計	浦 巖 部		州 義 新		浦
	小 魚 計	類 價 數 額	小 魚 計	類 價 數 額	小 計 全
二七三					六九
					九〇
					一、六九
六四七					一、六四
					一、〇
					一、七四
三、五〇	五	五二	一〇、七四九	三、五五八	三、三二
					三、八〇
	五	五二	一〇、七四九	三、五五八	七、〇四

南 鎮	川					仁	
	海 生 乾 鹽 魚	小 海 魚 魚 臟 肝	沙 魚 魚 鱈	生 乾 鹽 魚	鮑	干 蛤	
全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	
三九	三〇	二二	二二	一〇		六	
八二	五〇	二八	二二	五〇			
八九	四〇	一九	二五	五〇		六	
八二	九七	〇〇	二〇	二五		三	
	一〇	七	八	三			
八二	八二	六	一〇	二		二	
七九	一〇	一	二	二		六	
八二	三	五	五	二			
八二	三	五	五	二		六	



第六章 水産物輸出入

地名	品名	光武八年(明治三十七年)		同九年(全三十年)		同十年(全三十年)			
		数量	價額	数量	價額	数量	價額		
山	海參								
	乾鮑								
	生乾魚								
	生乾魚								
	并=肥料								
	沙魚鱗								
	鯨肉鯨脂								
	鹽								
海藻									
小計		三六〇六七	八七六九	四六八五六	三八七四	四八七五	四三,五九九	五,四三九	五,四三九

第六章 水産物輸出入

地名	品名	光武八年(明治三十七年)		同九年(全三十年)		同十年(全三十年)					
		数量	價額	数量	價額	数量	價額				
津	小計	三二七	三〇九	三二一	三〇九	四三三	四〇四	四七六	四〇四	九二七	七六八
	海參										
	乾鮑										
	生乾魚										
	生乾魚										
	并=肥料										
	沙魚鱗										
	鯨肉鯨脂										
鹽											
海藻											
元											
山											
小計		二,一四六	八,七六九	二,一四六	八,七六九	二,一四六	八,七六九	二,一四六	八,七六九	二,一四六	八,七六九

仁			山			群			浦		
干	鮑	海	小	海	鹽	生	乾	鹽	魚	小	海
蛤		參	計	藻						計	藻
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
			四〇三	五八五	一〇五	二五八	三、五七	五三	一〇三		
			七九八	一、五八	三、四		六、七五	八八	三		
			八三、八六	二、一六	四、〇九	八二	一三、〇三	八二、〇六	二五		
			一、八五	三、〇	四、五	八三	六九	一、五二	三		
		一〇、四〇	四九、九七	一、二四	一、六八		四、八五	四、八四			
		一〇、四〇	五、一八	一、四四	二、三	八三	五、一五	四、八四	二七		
			一、四五	四、五	六	二、七四	三、四八	一、九五	三		
三、六	四、五	七、七九	六、九七	三、五〇	六、五		六、〇九	二、六四	一、八九		
三、六	四、五	七、七九	八三、四八	七、五	二、六	二、七四	八、四九	二、六四	一、五		

木		山			馬			小
鹽	生	小	海	鹽	及	乾	生	小
	乾	計	藻		肥	料	乾	計
全	全	全	全	全	全	全	全	全
一三	二二	九	元一	八七				六、五
	二、三							一、五
	八、八							三、三
	一三、〇							二、〇
一三	二、〇	九	元一	八七				一、九
	一、〇							三、三
	四、八							四、二
	五、五							二、六
六、五	二、八	五、七		五、八				二、九
	四、八	一、七						三、三
	五、五	七、四		五、八				二、三
六、五	八、二	二、六		九、六				二、六
八、七	五、七			二、七				二、九
	八、二	五、四		二、三				三、〇
	七、九			二、七				三、六
八、七	二、七	三、三		九、八				三、〇
	二、七			二、〇				三、三







魚箭に屬する各種、駐木、設網、中船、弓船、網船、曳網、刺網等なりとす、而して是等漁具の構造は概して粗笨を免れず、且つ其多くは消極的漁具に屬するものなれども、而も能く地勢及潮流を利用するの点に於て發達せるを見る、則ち江原道に於ける地曳網、慶尙道に於ける魚帳、全羅以西北各道に於ける魚箭、駐木、設網、中船、弓船の如き是れなりとす、此他江原道以北並忠清道以西北に於ける網船と稱する沖繰網の如きは積極的漁具として見るべく、又手繰網、延繩の如き日本通漁者の使用する漁具に倣へるもの近年漸く其數を増加するに至れり、日本人の使用する漁具の主要なるものは潜水器、延繩、地曳網、手繰網、打瀬網、流網、壺網及魃築類等なりとす、漁船は普通のものの外、特種のものとしては威鏡道北部に於ける平底三角型のもの、全羅道殊に濟州島地方に於ける木製筏船、平安道北部に於ける列船の如きものあり、長所とも見るべきは平底にして淺所の通航に適し、帆は簾張にして操縱駛走共に利便なるにあり、然れども構造概ね脆弱にして之れを造るに鉋を施さず又鐵釘を用ひざるを短所となす、近來本邦人にして日本漁船を購入し延繩漁業に従事するもの年と共に増加せんとするに至れり、左に各種漁具には其構造使用法を圖解すべし。

● 圖解

魚 帳

魚帳とは慶尙道地方にて鰐、杖、矢と唱ふるもの及び威鏡、江原、慶尙各道にて鰐網と唱ふるものの總稱とす、古來東、北、南沿海に於て多く用ふる漁具にして規模大なるものに屬し、何れも一定の水面に敷設し、魚群の垣網に遮られ敷網上に進入するを待ちて獲漁するものなり。

(一) 鰐 矢 (第一圖)

慶尙道沿海に於て主として鰐又は練を目的として敷設し、殊に巨濟島、加德島附近最も多く行はる、其構造等左の如し。

▲構造 魚捕用垣網用の二種あり、魚捕用のものは方言ツツと稱する網糸にて編みたるものにして網目は五寸より最小五分位に至る、恒網用は藁繩を以て製し、網目一尺より七八寸に至る、此ツツは葛皮の如きものにして質強靱、水に耐へ其格價廉糸に比し低廉なり、慶尙、全羅兩道の山中に野生すと云ふ。

浮標、標皮(江原道に饒産するもの)數枚を重ね繩を以て縦横に結束す大中小の三種あり、小は長く一尺、巾厚さ共に五寸位、中は長さ二尺、巾一尺厚さ八寸位、大は長さ四尺、巾二尺厚さ一尺五寸位とす、一箇所に付、大は六七個、中は八九個、小は袖網の長短に随ひ六十個より八十個乃至百個を用ふ。

網、方言(チャムナム)葛蔓を燃りて製したるものにして大小二種あり、大は經二寸内外にして一漁場に付總長七百尋乃至八百尋を要し、小は一丈三分にして一漁場には總長さ二千七百尋乃至三千尋を要す。

土俵、藁繩製の藁網中に石を填充したるもの大中小の三種あり、大は重量三千斤、中は二千斤、小は五百斤とす、大は大浮標に、中は中浮標に、小は小浮標に用ふ、而して魚捕には留碇と稱して中土俵を用ひ、垣網及び袖網には総て小土俵を用ふ。

垣網、長さは地形に由り長短一定せずと雖も百尋内外のものを普通とし、縦巾は水深に準ず、十尋毎に浮標及土俵を附す、網は五十尋迄五寸目のツブ網を用ひ、其先より陸に近づくに従ひ一尺目に至る。

袖網、一方は必ず陸地に接し、一方は沖合に開展す、陸地に接する部分は地形に

由り長さ五十尋乃至百尋にして他の一方は水深に由り二百尋より三百尋に達す、共に四尋毎に浮標と土俵とを附す、沖合に開展せる方は百尋迄に止め、其以上は唯終迄に一箇の大なる浮標と土俵を附するのみ、網地は共にツブ網と藁網との兩様を用ひ、陸に接する方は三分の二迄網目五寸のツブ網、夫より陸に至る間は網目七八寸より一尺に至る藁網を用ふ、沖に開ける方は百尋迄五寸目のツブ網を用ひ、夫より終点迄は七八寸より一尺目の藁網を用ふ。

魚捕、長方形を成し入口より奥迄の長さ六十尋乃至七十尋、入口の巾二十尋、奥の巾十尋なり、入口には更に兩方より喉網を建て、垣網の一端は恰も三角形を劃し、其中間の魚の出入口は經各三尺とす、而して兩側に三個の大浮標と土俵と四個宛の中浮標と土俵とを附し、一方の浮標より兩方へ網を張りて土俵を沈め、原形を維持せしめ、以て風波に備ふ、鱈を目的とするものは網目三寸より漸次小さく魚捕部に至りて五分目となす。

▲建設費 (巨濟島附近)

設置費千圓、納屋費二十圓、又漁船二艘二百圓、網代税五百圓、合計千七百三十圓  
(加徳島) 設置費大は四千圓、小は二千圓、納屋費大は四千圓、小は三十圓、漁船二隻大  
小共各二百圓、網代税大は八百圓、小は二百四十圓、合計大は五千二十圓、小は二千四  
百七十圓とす。

(二) 杖 矢 (第二圖)

罾矢と同しく慶尙道沿海に於て主として鱈又は鱈を目的として敷設す、其構造  
罾矢と大同小異にして罾矢は土俵又は礎を以て漁網を保持すれども杖矢は支柱  
に依り漁網を保持するの相異なるのみ、其趣向に至りては二者全く同一なりとす。

(三) 罾 網 (第三圖)

咸鏡道沿海に於ては小鱈を目的とし、江原道沿海に於ては専ら鱈を目的とし、  
慶尙道沿海に於ては専ら鱈を目的として使用す、罾矢又は杖矢に比し漁網の装設  
稍々異なれども其趣向に至りては殆んど同一なり、左に江原道及慶尙道沿海に於  
けるものに就て説明すへし。

甲 江原道沿海に於けるもの

▲構造

垣網は葛皮を細碎して片子燃となし細目四本挿しより二寸目間のもの巾七八  
尋長さ九十尋を六十尋に縮結せしむ潮流を横断し沿岸より沖合に向つて張出す。  
浮子は葛皮長さ六寸巾三寸五分厚さ四寸とし浮子網一尋毎に二個を附す、浮子網  
は葛皮製子三燃、徑一寸總長さ六十尋とす、沈子は重量七八百匁を有する階圓形自  
然石を用ひ、沈子網三尋毎に各一個を附す、沈子網は葛皮製子三燃、徑一寸二分總長  
さ六十尋とす。

敷網 其装設の形状不正形を呈し、長邊各三十尋、短邊魚捕部八尋、其對邊十三尋  
あり、深さ八尋とす、網地は葛皮二子燃、徑五厘の糸を以て編み、目は周圍及底部は  
一寸二分魚捕部は八分とす、浮子は垣網のものと同一なるも垣網に比し密に結附  
し、魚捕部は一尺間隔に大なる浮子一個を附す。

敷設あるには周圍を緊展せしめ且つ一定の位置を保たしめんか爲に其四隅へ  
葛皮製徑一寸二分長さ六十尋の堅牢なる網を装し、尙其四隅には方五尺の標皮、浮  
標を附して浮力を強大ならしむ、網具新調費は一統四百圓なりとす。

▲使用法

肩巾一丈載貨力六七十石の漁船一艘に漁夫六人乗組み、舉網の周邊に到りて魚群の來遠を着守す。類群の敷網中に進入するを見れば直に魚船を敷網口に横へ迅速に網口を閉鎖し、次て魚捕部の對邊に當る一方より漸次網を繰り、魚群を魚捕部へ驅り集め、攔網を以て抄ひ取る。斯くすること一日中に少きは二三回多きは五六回に及ぶ。潮流急激なるか波浪高き日は漁網動搖して垣網の一端能く敷網口と接合せざる爲め魚獲少し又天候險惡の兆ある時は破損を虞り布網を撤去して更に天候の復するを待つ。

乙 慶尚道沿海に於けるもの

▲構造

垣網 垣網は葛皮製又は藁製にて二子撚、經一分強、網目は敷網に接する部位にて四寸目夫より前方に進むに従ひ漸次粗大となり、末端に至り七、八寸目に終る。敷設箇所の水深に由り網幅一定せざるも大抵長さは三、四十尋とす。開展の方向は陸岸に並ひ稍々沖合に傾斜するを普通とす。浮子は櫟皮敷枚を竹又は木釘にて接着

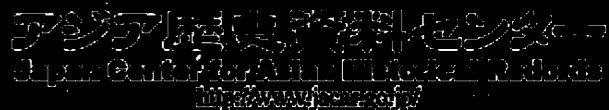
せるものにして長さ五寸、幅三寸、厚さ三寸位とす。これを浮子網一尋間に二個宛を附す。浮子網は葛蔓三子撚、經一寸内外にして總長さ三、四十尋とす。沈子は重量約七八百匁の隋圓形自然石を用ひ、沈子網三、四尋間に一個宛を結附す。沈子網は浮子網と同一なり。

敷設 敷設の形状梯形を呈し、魚捕部に於て一尋半、兩側十尋、網口約四尋とす。網地は葛皮又は麻製にして經五厘弱とす。近時は綿絲を代用するものあり。網目の大さは底部にて一寸五分、魚捕部にて一寸乃至八分とす。浮子は垣網に用ふるものと全一にして浮子網は經七、八分にして葛皮製とす。

敷設 敷網口には經五分の綱二條を出し、網地に接合する箇所には重量五六百匁の天然石を結び着く。又敷網部の四隅には堅牢なる葛蔓製の礎綱を結附して四方に張開せしめ、其末端に土俵を沈設して一定の位置を保たしむ。

▲使用法

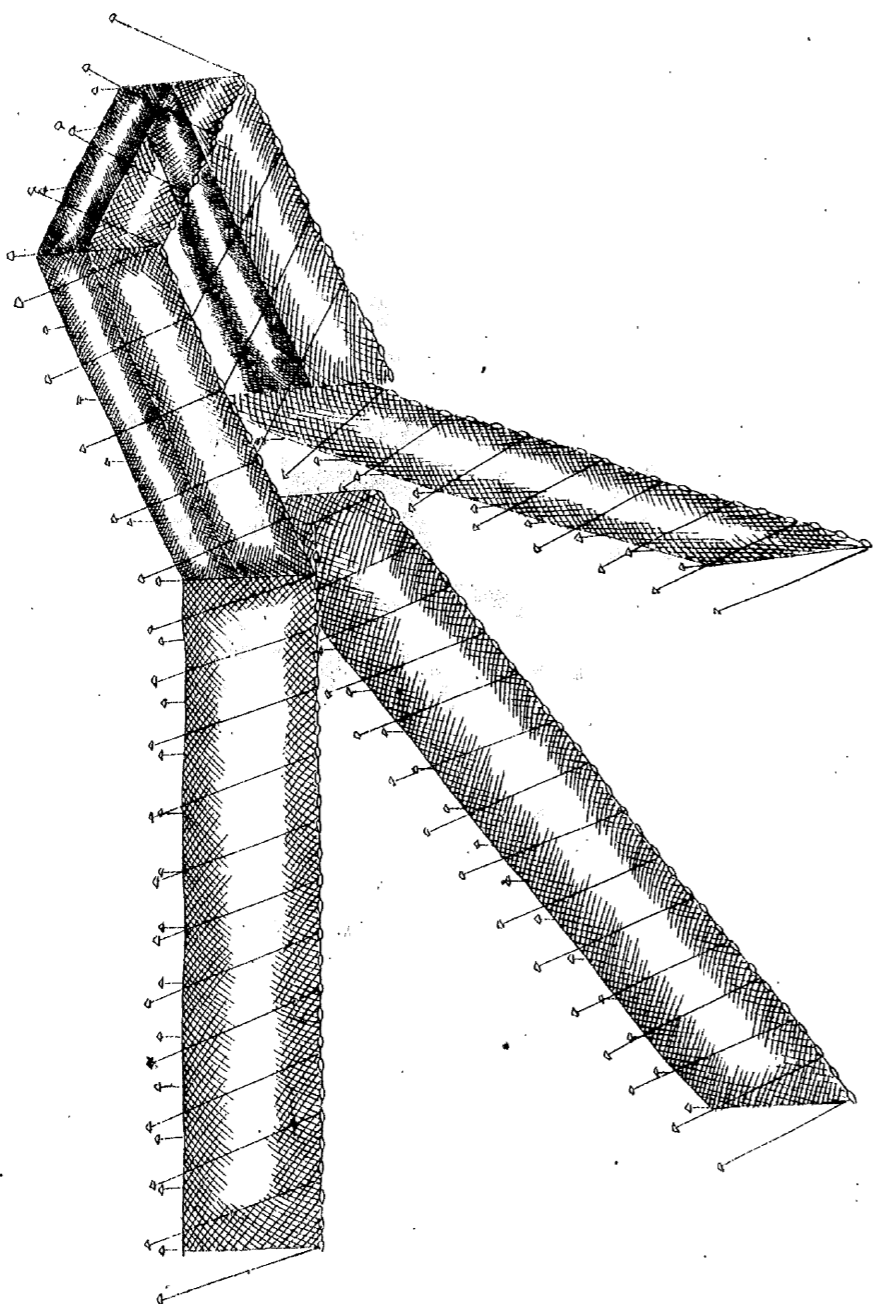
漁船四艘に漁夫二人乃至三人乗組み、一艘は魚捕部に、二艘は左右兩側に位置を占め、浮子網を船舷に取上げ緊縮して水面上一尺以上の高さには保ち、魚の網外に躍



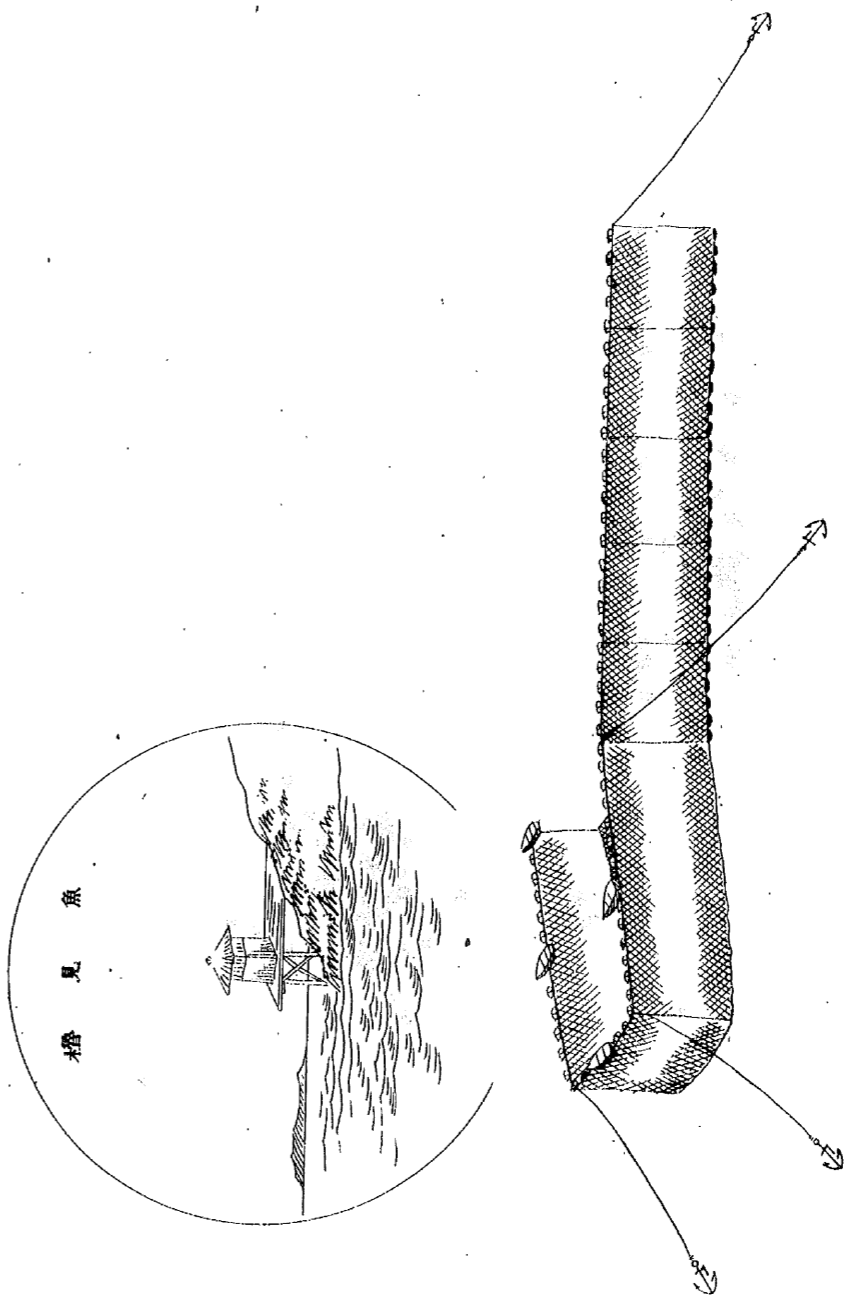
第三圖

逸するを防ぐ他の一艘は敷網口の右側に碇泊して手網を保持し魚群の來游を待つ、陸岸には魚見櫓を設け熟練なる漁夫は是れに登り常に魚の去來を看守し魚群の進入を發見せば之れを網口船に報し敷網に上るや直に手網を繰上げ漸次魚捕部に驅逐して漁獲す。

第一圖  
矢 巻







第三圖之ニ

魚籠

木竹葎又は石土等を用ひて障屏を設け概ね其一隅を陥穿装置となす防籠乾防  
 籠、箭及石防籠土防籠の如き皆是れに屬し魚帳と共に古來本邦に於て最も廣く行  
 はるゝ魚具なりとす、各種別構造等次の如し。

(一) 防籠 (第四圖)

咸鏡、江原、慶尙各道の沿海に於て鯨又は鯉を主たる目的として一定の水面に建  
 設する魚具にして沿岸の樹木、巨石若くは杭より一條の葛網を直線に海中に張り  
 葎又は竹製の篋を建てて道垣となし其終點に方形の魚溜を設け、更に此の兩端よ  
 り海岸に向ひて全一の篋を用ひて稍々展開したる袖垣を建設し、中央の道垣に遮  
 られ之れに沿ふて沖合に去らんとする魚類の袖垣に當り終に魚溜部に陥穿せら  
 るるを抄捕するに在り。

構造 篋は葎の幹三四本又は竹を細割して三ヶ所又は四ヶ所を編みたるもの  
 高さ、水深に相應し滿潮の際道垣袖垣は上部僅かに數寸を水面に顯はし、魚溜部  
 は一尺乃至二尺餘り露出せり、篋の間隔は鯨に在りては魚溜五分位袖垣は一尺内

第四圖

外道垣は一丈より漸次陸に接近するに従ひ間隔を疎にし五寸内外に終る筈には約五間程を隔てて松材一本を樹立し其根元には藁繩製の網袋に數百斤の石を填充したるもの四、五箇を附着して土臺となし、上部水面上より網を四方に張り、網の末端に土俵を括りて碇に代へ以て簀垣の轉倒を防ぐ、魚溜の四方の支柱も又右の如く樹立す、中央なる道垣の長さは位置に由りて長短あり、短きは三十間より五十間長きは百間より百五十間に達す、兩袖垣の長さは各五間乃至十五間位とす、此袖垣は地形に由り一方を缺くことあり、魚溜入口には兩袖垣と角度を全ふせる斜入したる止垣ありて此兩止垣間は約二尺を隔てり是れ魚の入口なり。

魚溜部の魚を捕ふるには長柄を附せる圓形直徑三尺余の大搦網又は長網と稱する長方形の網を魚溜部に挿入して抄ひ捕ふ。

●建設費 (慶尚道に於けるもの) は支柱十四圓、編繩六圓、綱二圓、簀編入夫六圓 (一日五人六日間延人員三十人一人一日付三錢) 建設人夫五圓 (一日五人五日延人員二) 漁船一艘二十四圓 (日本形) 長網五圓、合計七十二圓なりとす。

二 乾 防 簾 (第五圖)

本邦南部沿海に於て鱻、鰯、鰈其他の雜魚を目的として建設する漁具にして兩袖垣と魚溜の二部より成り、中央の道垣を缺く、多くは灣内又は干潟地に設置し、落潮に伴ひ沖合に去らんとする魚類の兩袖に沿ふて前方に進み遂に魚溜に陥るを待つて漁獲するものなり。

●構造 兩翼袖垣は葦簀又は竹簀を以てし其建設の方法は防簾に異なることなし、或は是等簀を用ひず、枝附の竹木を密接に樹立するものあり、長さ三十間乃至五六十間に及ぶ、沖合より地方に向つて漏斗狀に開展し、兩袖の末端相接近せる部分に魚溜を構ふ、魚溜は密接せる竹又は葦簀に依りて圓形に圍繞せられ、徑四尺乃至五尺とす、別に海底に接する部分三、四箇所には徑一尺内外の孔を穿ち、外側より孔徑に達せる筈を挿入す。

(三) 箭 (第六圖甲、乙、丙、丁)

西及西南沿海一帶に於て本邦人の數多經營する定設漁具にして石首魚、鰈、大刀魚、烏賊、火魚、魴、鱈、鯉、舌比目魚、鱈其他湖の干満に依り沿岸に來往する惣ての魚類捕獲を目的とす、其方法、放射形又は彎形に支柱を樹て之れを竹段又は萩等の簀にて



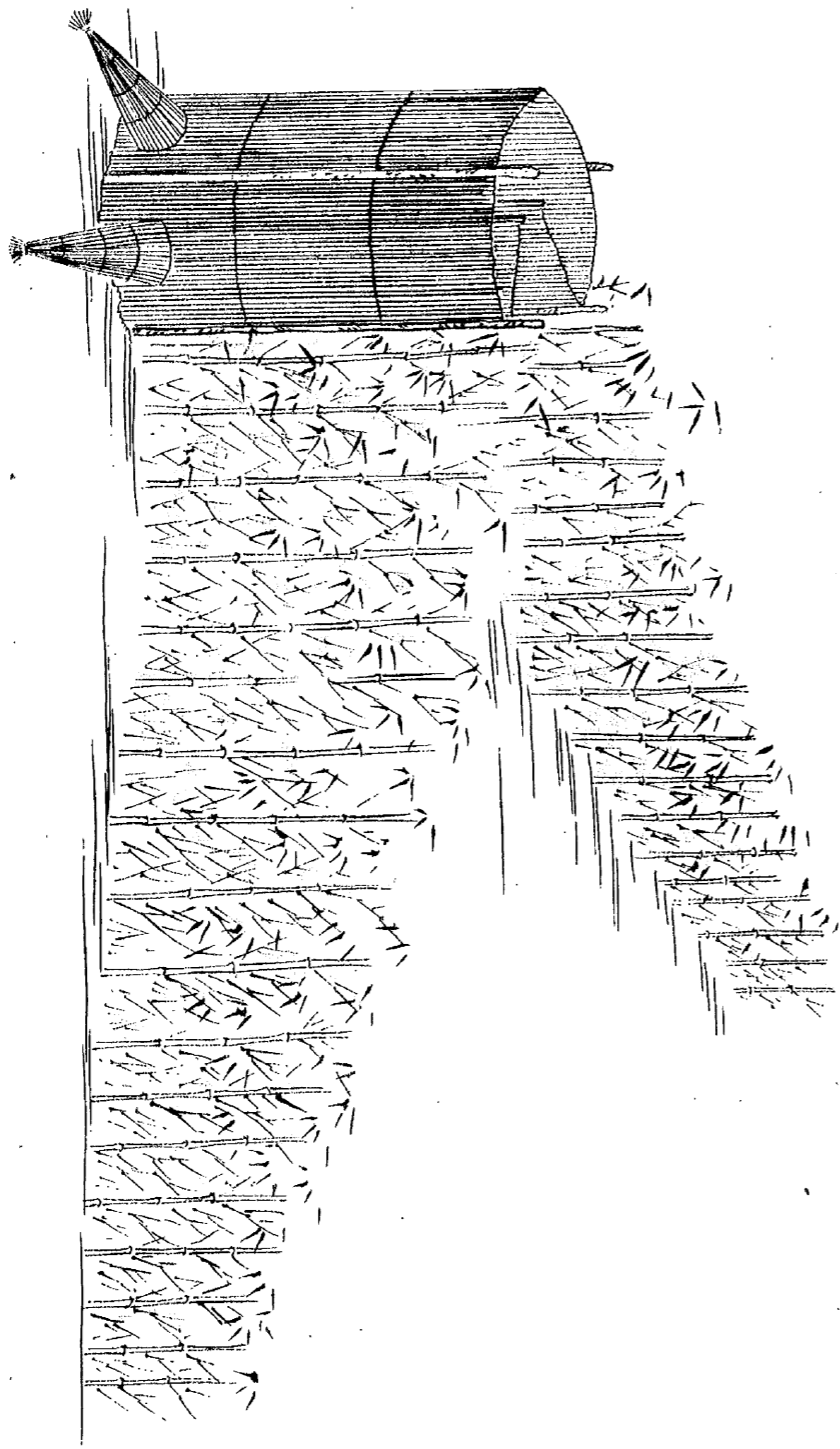
圍ひ其中央一箇所又は中央及左右兩翼に各一箇所の魚溜部を設け、魚の潮流に乗して此圍に入るや終に狹窄せる魚溜部に陥り、逃路を失ひ捕獲さるるの趣向とし、其大なるものは兩翼の延長四百間に達するものあり、高さ普通三間許にして滿潮時には柱頭を没するに至る、或は左右兩翼に限り支柱を用ひずして枝の附きたる竹又は木を以て圍ふもあり、或は魚溜部に囊網を裝置するもあり、釜羅道地方に行はるるもの構造は圍篋一枚の大き高さ四間、幅六間位、左右は圓竹を用ひ、他は割竹にて皮肉を一樣に整編す、魚溜部に使用するものは七八分目隔となし、丈夫なる囊繩にて四箇所編みたるものへ兩端に附したると同一の丸竹五本乃至六本を篋の中央より縦に半は皮附に添へ、半は肉附に添へて刺し込み更に囊繩にて同箇所を括り附く、魚溜部より漸次遠さかるに隨ひ篋の結構は同一なるも粗目となし、兩翼に至るや終に四五寸とす。

これを建つるには先づ長さ四間半位の松圓材を潮流に正面し滿潮時には全く柱頭を没する頃合の場所に五六尺を隔てて左右約二百本支柱を樹て、之れに内側より篋を建て込み柱と結付す、魚溜部は細目の篋を圓形に建て廻す、此頃の下部四

五尺は地中に埋没せしむ。

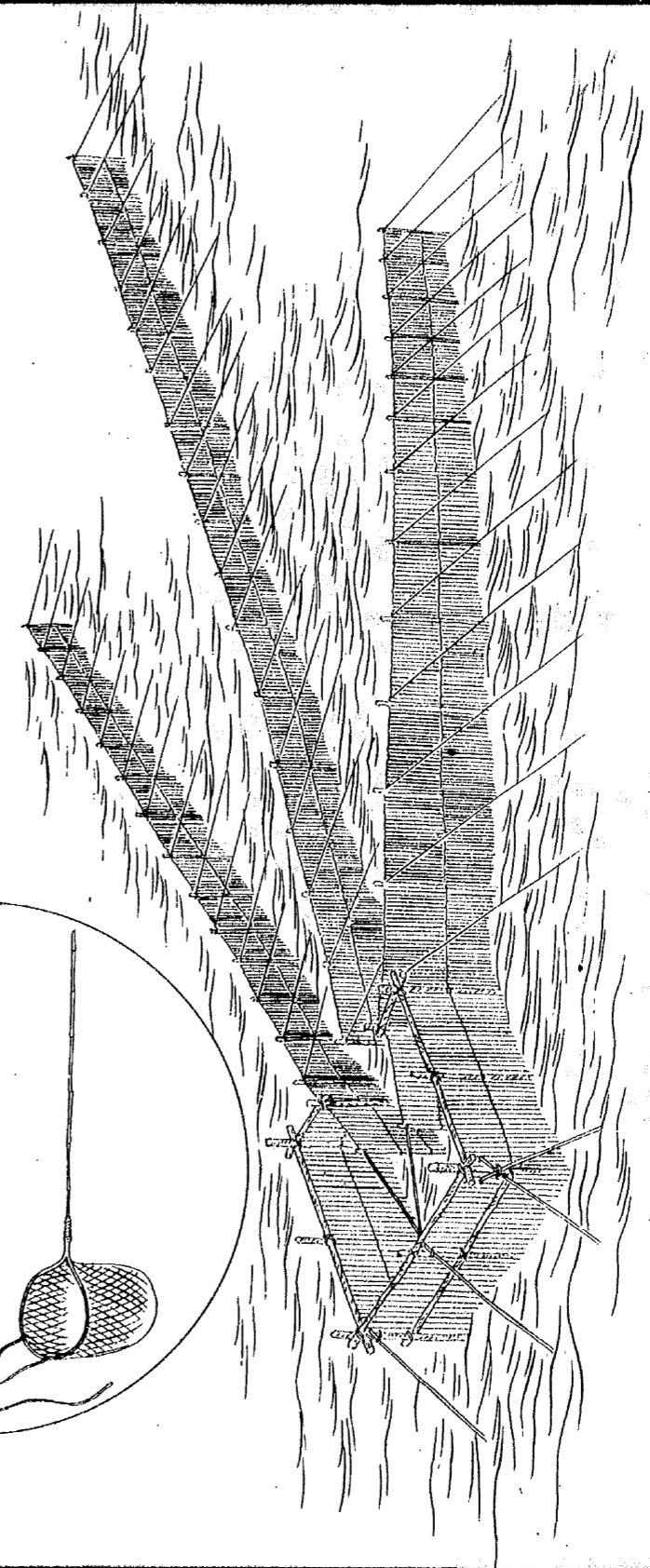
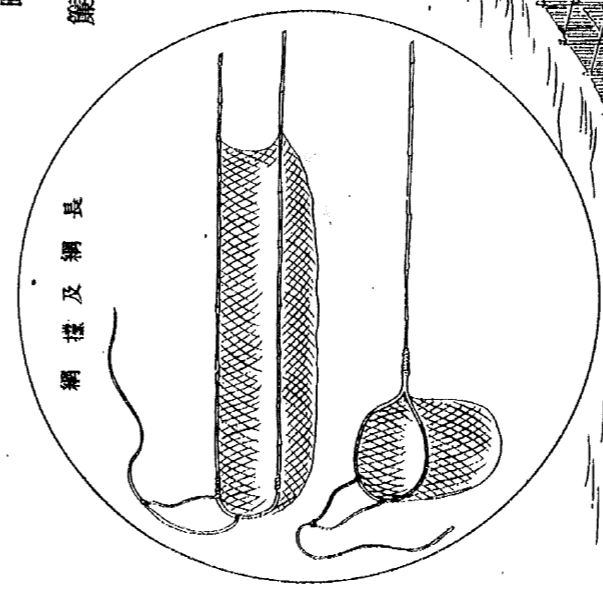
(四) 石 防 簾 (第七圖)

慶尙全羅各道の沿海に於て鰻、小鯖又は鰈、鯨其他の小雜魚を目的として築設す、其一種は灣入せる干瀉地にて地盤の傾斜稍々急なる海面を撰み、高潮界より漸次陸地に向ひて灣曲に石垣を築き濱汀に達せしむ、巾二尺余、長さは地形によりて一定せさるも短きは三、四十間、長きは百間以上を越ゆるものあり、其高さは準潮時に於て水面下一、二尺に在るを度とす、灣曲底部の下邊には徑一尺内外の墜道を設け、外側より簾を挿入し置き干潮に際して之れを引揚げ簾内に陥入せる魚を捕ふ、地方によりては簾を挿入せず築堤内の潮水半は以上減退せる時を窺ひ、簾網を以て堤内を抄ひ回る、他の一種は、主に濟州島に於て行はるるものにして是れに二様あり、一は灣内の地形を利用し一は沿岸の傾斜面に築造す、主として鰻を捕獲するを以て目的とし、滿潮に乗して入り來り退潮の際堤内に留まれるを簾網にて抄ひ捕ふ、其構造徑一尺内外の石塊を巾三尺許高さ四尺乃至五尺許に積み重ねて圍繞せらるに過ぎず、堤内の廣さは一定せさるも大概三十坪内外より六、七十坪までとす。

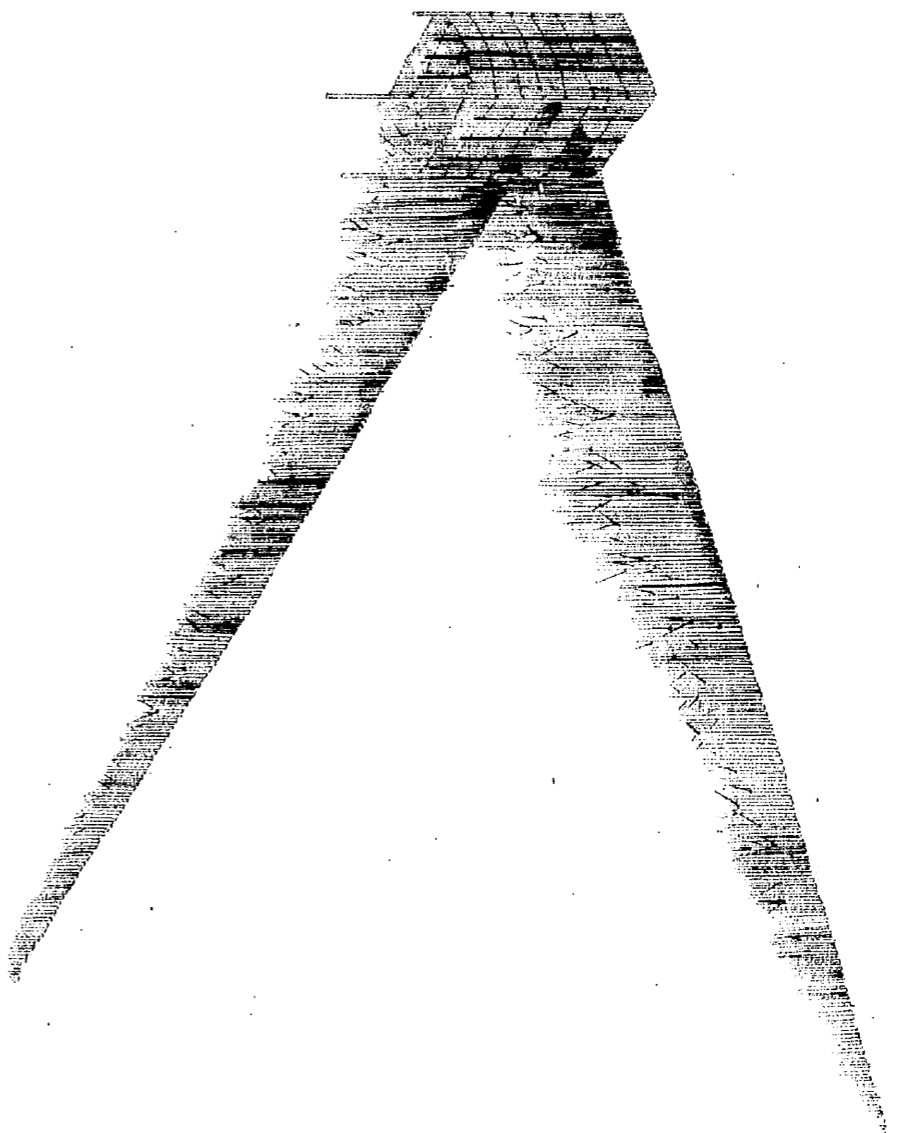


第五圖 防籠敷設圖

防籠圖

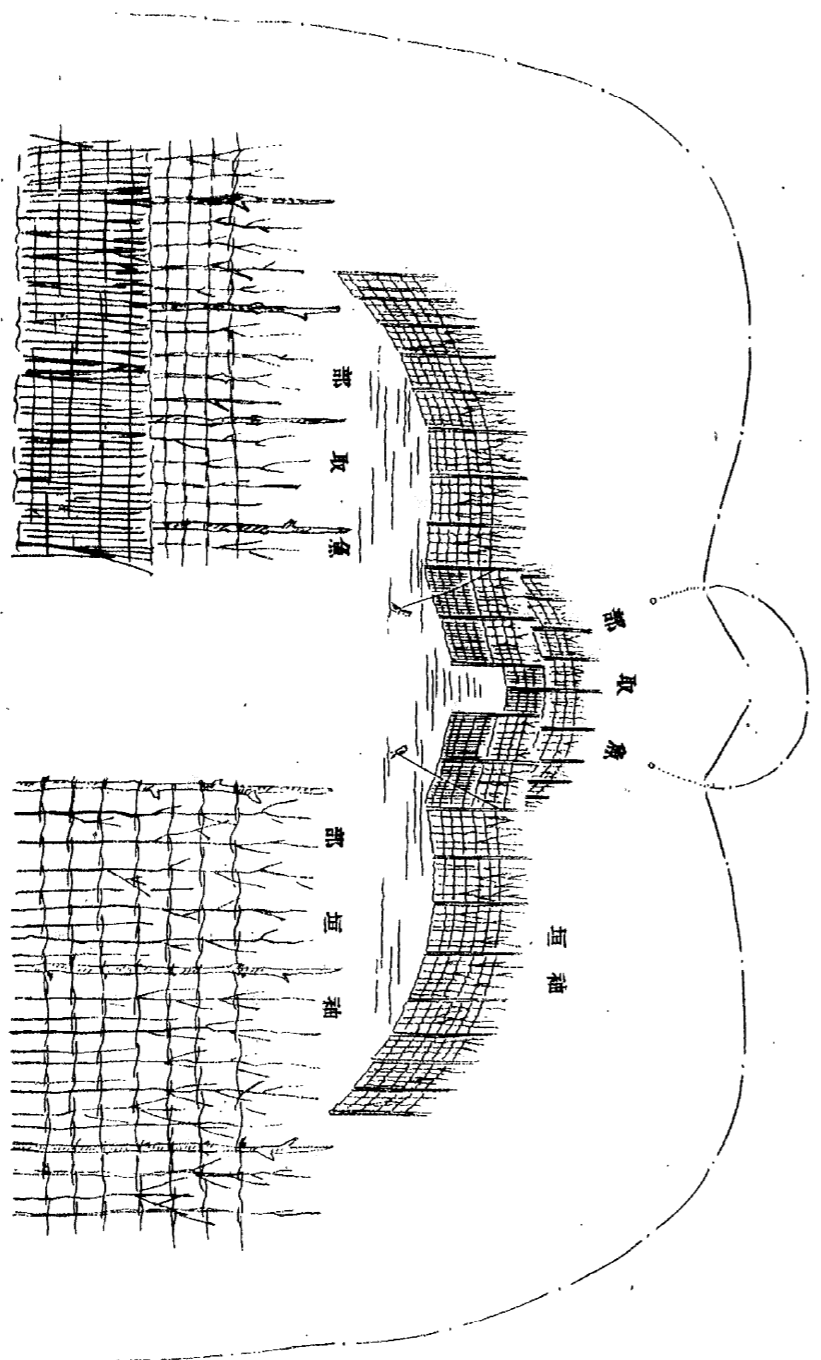




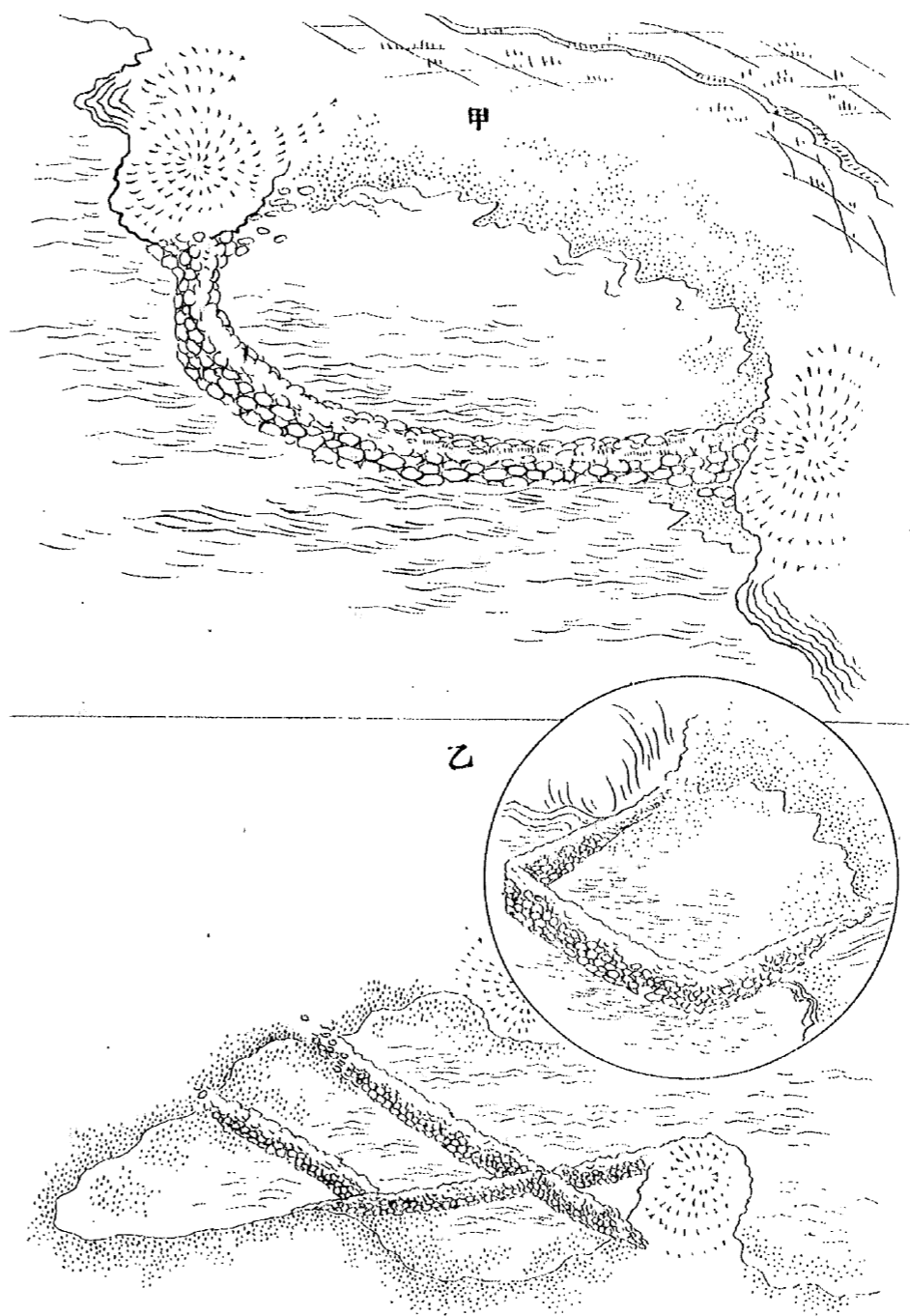


第六圖之三

箭六之局之部



第七圖  
石防簾



設網 せんま (第八圖)

西部一帯の沿海干潟面に於て従來數多使用する漁具にして滿潮に乘し來りし魚類の干潮に際し沖合に去らんとするを網にて遮り、或は網目に刺さしめ、或は網裾に留らしめ、又は其一部に設けたる陷筭部に陥入せしめて捕獲するの趣向なり、其構造及建設の方法種々あり、則ち干潮の方向に對し杭を放射形に樹て列へ其構内に一定の距離を隔てて數十把の刺網を屏風狀に建設するものあり、又は此の如く外構を用ひずして單に屏風狀に刺網を建設するものあり、或は又灣入せる箇所へ一直線に建設するものあり、此他魚箭の魚捕部外圍に於て二重に建設し箭を脱して逃れ出でたる魚を目的とするものあり、前三法は多く北部平安道に於て行はれ、後の一法は京畿道沿海に行はる。

其一(第八圖の甲)

仁川附近に於て鱒、鱒、鱒、太刀魚、烏賊、蝦蟹其他の雜魚を目的として建設す、其構造は麻二子撚一寸五分目、本目編き、網巾六尺許上下に、藁繩二條を通して縁繩とな

し二割五分の縮結を施せり之れを装置するには潮流を遮断して稍々弧線状に建設す其延長五十尋乃至百尋に及べり固定せしむるには二間乃至二間半毎に樁九太を樹て是れに網の上縁を巻き着け下縁一尺許を内側に反轉して一帯に稍々囊状ならしめ而して十間乃至十五間毎に斜に袖網を附す既に潮水減退して漁具漸く露出するの時到れば漁夫は徒歩して此處に集まり網に罹れる魚類を捕ふ。

其二(第八圖の乙)

本漁具も又仁川附近沖合の島嶼等に於て行はる之れに大小二個あり大は鱈鱈鱈等を目的とし小は鰈を主として其他雜魚を目的とす其構造網地は五段に分れ上縁則ち第一段は藁二子撚徑一分繩を條目となす此巾九寸第二段は麻糸九分目五目此巾四寸五分第三段は麻片子撚細糸八分目此巾三尺二寸第四段は麻太糸九分目此巾二尺一寸第五段乃ち下縁は上縁と同一の藁繩條目此巾四寸とす上縁は經五分及經二寸の藁繩二條に結び着け下縁は經五分の藁繩一條を附着す普通網巾二尋半長二十五尋許満潮時の際水深十尋許の岩礁間に於てす之れを装置するには樁等の末口經二寸五分許の杭を約九尺間隔に列植し經二寸弱の藁繩を以

て兩側に繫上げ先づ各杭の下部より三尺許の上に經一寸一分の藁繩を通しつづつ網の下縁を各杭に括り置き後之れを上方に反轉して其上縁を杭の上部に括り以て網の下縁一帯に稍々囊形を保たしむ斯く装置したる漁具の己に干潮に當り露出するに至れば漁夫は其所に至り或は下縁彎曲部に罹り或は網面に留れる魚類を捕ふ。

其三(第八圖の丙)

平安北道沿海に於て多く行はるるものにして其構造藁繩若くは綿糸目編き五寸間に九節乃至十節二十四掛編下し十六尋半之れを巾三尺長十五尋に仕立て一把となす上下縁に各二條の藁三子撚網繩を結び着け此の如きもの五十把乃至七八把を接續し之れを陸地に對し稍々彎曲に壁立し其兩端を曲折して陷筭装置となす網を支持するには切口經二寸内外六七尺の雜木を二三間隔てに列植し之れに網の上縁を捲き着け下縁は海底の泥を被せ押し付け置く。

已に潮水減退し附近海底の露出せんとするに至れば漁夫は各自手攜及容器を携へ兩端の魚溜り其他網裾一帯に立別れて堰止められたる魚を抄捕り或は網目







十尋の五條乃至六條の留網にて留む、別に支柱間の上部を連結せる網あり、網口の上下縁を支柱に取付くへき網は葛各二寸經のものにて長さ上部のものは五尋下部のものは十尋なり、控網は葛經二寸長さ七十五尋前方三十尋は股となして支柱を連結せる網に渡し、後方に碇を附して固定し、之れに糞尻を結附す、此控網は網の張又は引上に際し必要のものにて張下に際しては後方に手繰り、引上に際しては前方に手繰り、つゝ船を進むるの要に供し、櫓を用ひずして如何なる荒天の日と雖も此網に依り自由に操業するを得へし、漁具一統の新調費は約六百圓を要す。

**使用法** 先づ支柱を列植し、之れを留網にて張り、留め網を以て支柱間を連結し、潮流に並行して控網を取り、次に網口の四隅に備へある取付網を以て支柱の上下部に取付け、控網を手繰り、つゝ漸次網を張下し、末端を控網に結付す、斯く装置するときは網は潮流の爲め自から口を開きて筒状を呈するに至る、而して潮流の方向に従ひ、網口を回轉し、干満兩潮時に使用するものなり、漁船は六七十石乃至百石積にして、乗組漁夫は十四名乃至十六名とす。

駐木の一種、第九圖乙にして平安北道清川鴨綠兩江口に於て清國人の蝦を目的

として旺んに使用する漁具あり、其構造使用法左の如し。

**構造** 麻系片子撚一分目の織網にて長さ五尋半口の周圍六尋の囊狀に仕立て、囊底は開閉自在ならしめ、囊口は三子撚經三分の麻繩二條を以て邊縁となし、其四隅に繩環を附せり、總て豚血液を塗抹し、恰も鐵線網の如き外觀及手觸りあり。

**使用法** 本口經八九寸長さ六七間の櫂等の圓柱を二間隔てに流勢を横切つて、一列に樹立し置き(其數三十本乃至五六十本に及ぶ)、漁船に二三人乗組み、柱間に囊網を一張宛結付し、流勢に向つて網口を開き、鰈の流水に乗して網中に投入するを待つて、時々囊底部を引揚げ、船内に收むるにあり、漁船一艘に十張を使用するを通例とす、二三艘分を一列に装置するものなり、漁船は便宜の柱に繫留するものとす。





碇網 (第十一圖)

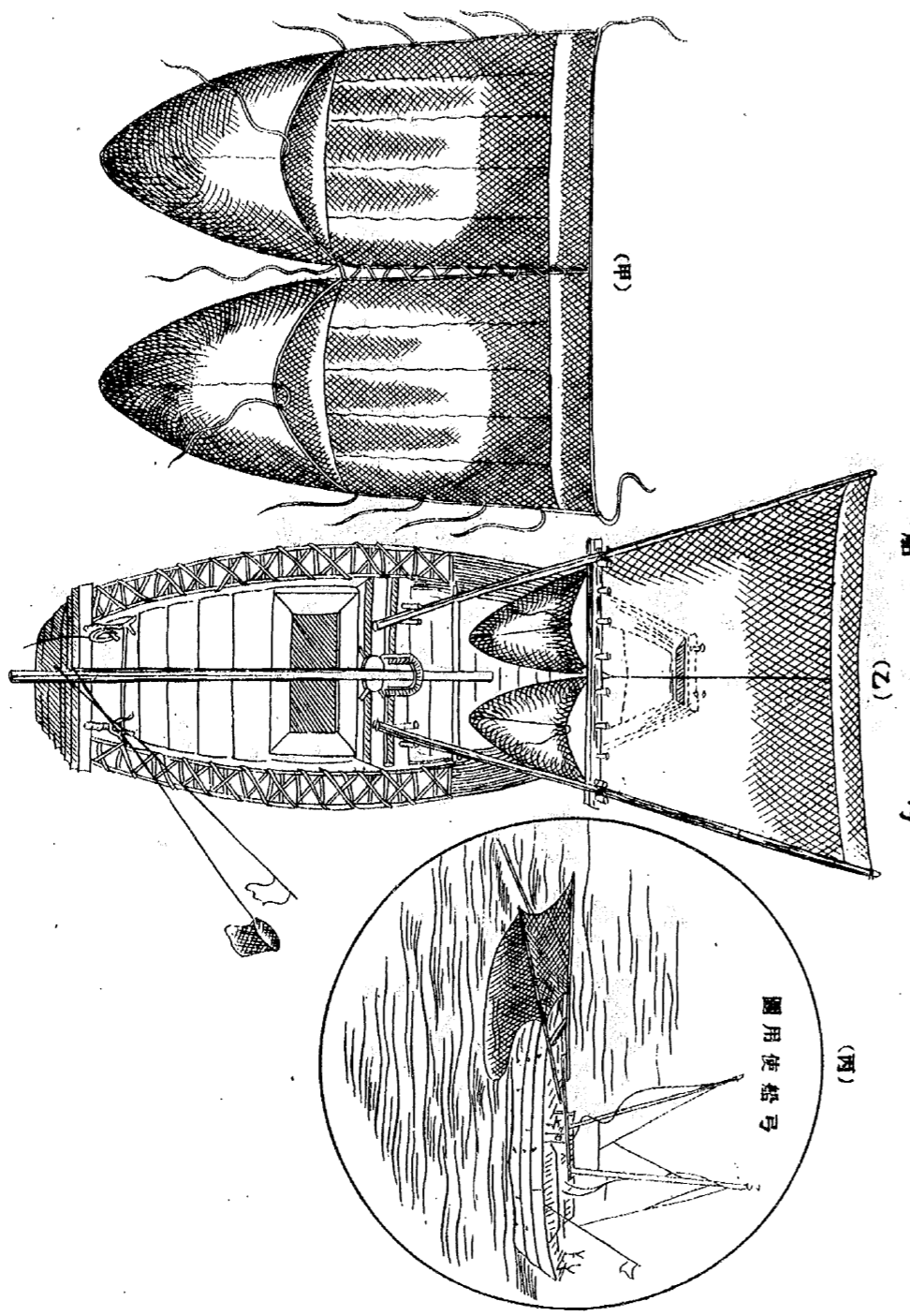
碇網は幔幕狀の網を海底に屏立せしめ碇を以て留むるものにして從來全羅忠清兩道地方に於て主として石首魚を目的として使用するものなり、鱈、鱧、火魚等混獲せらる。

構造 網地は綿糸三子燃にて蛙股編み、目合は一尺間に十七節又は二十六節、總長、三十四尋半幅三尋とす、浮子網は葛皮三子燃、徑七分長、二十五尋、沈子網は浮子網と同一にして長、二十七尋、浮子は櫟皮長、七八分のもの、四五枚を重ねて一箇となす、之ねを二尺七寸隔てに浮子網に結び着く、沈子は自然石三、四百匁のもの、沈子網四尋半隔てに附着す、網の縮結は三割六分許とし、手網は三子燃、徑五分長、二十五尋とす、浮標は桐又は櫟皮にて櫟皮は長、一尺のものを徑一寸許に筒狀に束ねて用ゆ、何れも其中央に長、二尺餘の笹を樹つ、之れを三子燃、徑五分長、二十尋の浮標網に附す、留碇は木製にて長、五尺、爪の長、二尺五寸、横木の長、二尺五寸、其網は葛三子燃、徑五分、長、八尋とす、網具普通一統の新調費は二百圓位なり。

使用法

肩一丈二尺、長、九尋の漁船に漁夫十二人乃至十六人乗組み、漁場に到

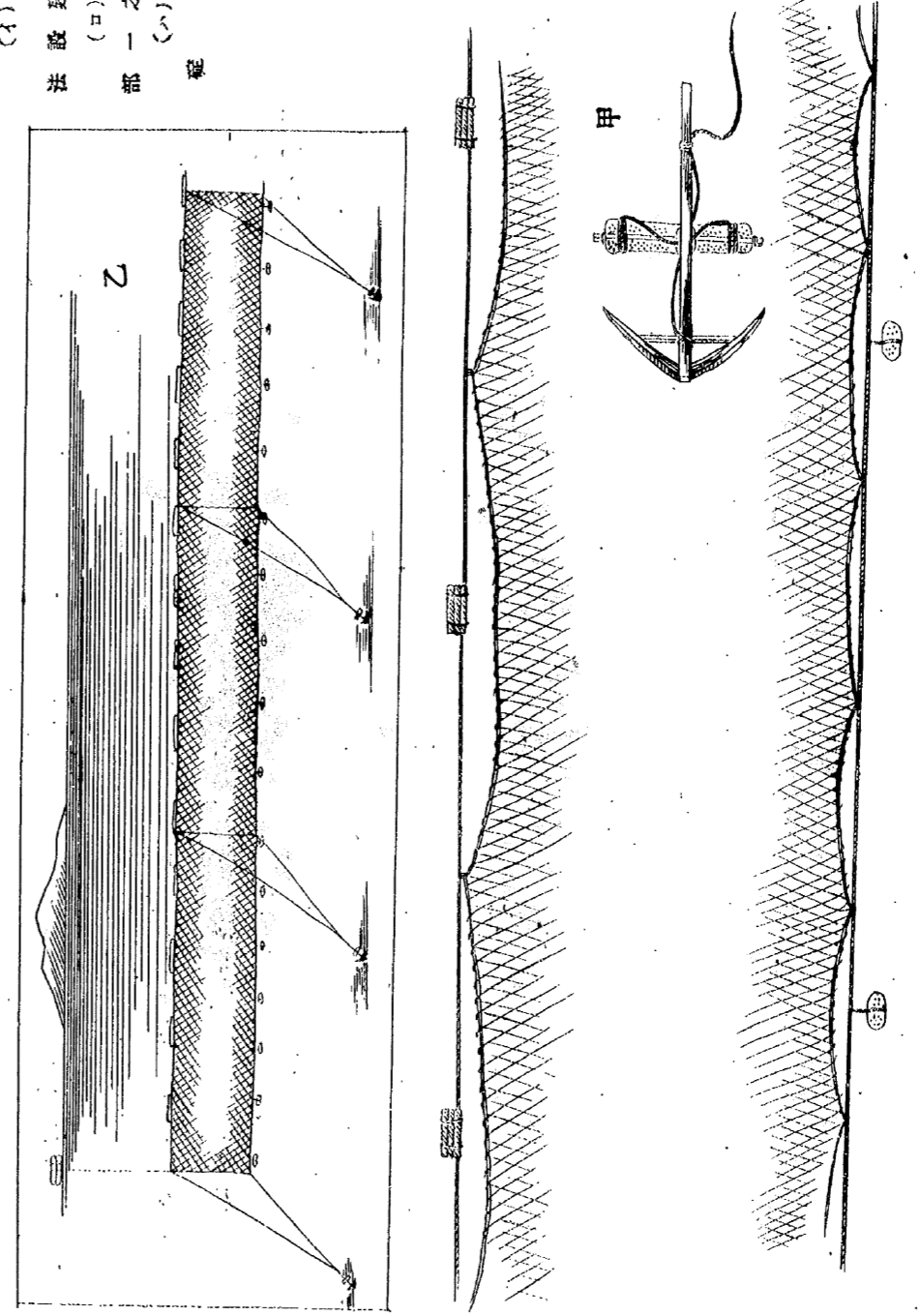
り、六七人の漁夫は舳部に在りて二挺の櫂を漕ぎ、一人は舳部に在りて櫂を以て船の針路を操り、潮流を横切りて船を行く、其他の漁夫二人は沈子方、二人は浮子方、一人は身網に掛り、又他の二人は留碇を投入するの任務に従事す、斯く漁夫を配置して漸次に網を建設し、終れば漁船は其附近に繫留し、次の潮足遅緩となるを待つて網の繰揚げに従事す。



船 網 第 二 十 圖

圖 一 十 第 網 碇

碇  
之  
部  
出  
部  
之  
部  
出



弓船

(第十二圖)

弓船は漁船船部より網を張出し潮流に乘し來る鰈又は白魚石首魚兒鰻其他の稚魚等を受け溜むるの趣向に出で從來専ら本邦人の使用する漁具たり全羅道南海島より莞島に到る各内灣に於て主に鰈を目的として使用せられ就中麗水汝自得糧の各灣を以て最も盛んなりとす又た平安道鳴綠江地方にては白魚を目的として本漁具を使用せり。

構造網は麻製八十掛一寸目網尻に至り漸次細目となし三分目止め長さ四尋網地五反を以て縫合せ之れに魚捕部麻製振網長二尋許の網地を漏斗形に縫合せ其網口には五分目の藻切網幅二尺長二尋半許を附し其周圍に徑三分許の縁網を纏結して片網を構成し徑三分許なる黄糸を以て該網左右二張を甲圖の如く縫合せ而して豫て船上に準備したる又狀の兩木に徑四分許の麻網左右六本を以て纏結し網口五尋長六尋とし以て弓船網の全形を成す。(乙圖)

地曳網

회리그물 揮羅網

(第十三圖)

地曳網に鰻地曳網と大地曳網との二種あり魚捕部に囊を具備せるを普通とするも稀に之れを具備せざるものあり何れも網地に藁繩製荒手なるものを併用せず總て麻葛又は綿糸製身網のみとす鰻を主とし鯖鰹鱈鱚等漁獲するに用ふ江原道沿岸に最も多く其他咸鏡慶尙全羅濟州島を主とす各道及忠清道の於青島等沿岸砂濱を成せる箇所にて使用せらる左に普通なる江原道に於けるものに就て説明すへし。

鰻地曳網

회리그물 減魚揮羅網

構造網地の原料は紡績にして太さ魚捕部八本燃兩翌部六本燃浮子方沈子方十本燃往時は自家製の網系或は網地を以てせしも近來は日本産網地を購入使用するもの多數を占む目合は身網五寸間に二十節浮子方沈子方各一尋半は十二節之れを縦目に用ふ縮結は兩翼二割五分魚捕部は三割五分となし以て袋狀を呈せしむ網の形状は長方形を成し浮子方百八十尋網幅中央魚捕部八尋兩端に到るに従ひ漸く狭くして末端四尋に終る網は松皮を以て染む浮子はキルク質の楝皮五

六枚を重ねて直径四寸八分厚さ三寸の圓形のものとなし、中央に孔を穿ちて浮子網に貫通す。魚捕部は一尋間に七箇両端に及ぶに従ひ其間隔を長くし一尋間に四箇を附す。沈子は自然石重量二三百匁のもの二三尋毎に一箇を附す。魚捕部には密に兩端には疎に附すること。浮子と異ならず、浮子網、沈子網共に葛皮三子燃、徑一寸長さ百八十尋とす。曳網は原料葛皮徑一寸内外左右各長さ二百七、八十尋を用ふ、但し三十尋を一房とせり。網具新調費、三百五拾圓、漁船新調費、六十圓なりとす。

**使用法** 曳網の一端を陸上に置き網を一艘の漁船(肩八、九尺)に搭載し漁夫五、六人乗組み先づ曳網より投入しつづつ漸次沖に向つて漕出し網を懸廻して魚群を圍繞し迅速に船を元の陸地に漕寄せて陸に上り他の曳子と力を併せ左右に分れて曳網を手繰り網を曳寄す。將さに魚捕部の陸に近かんとするに及び四、五人の漁夫は海中に投し網裾を海底に踏み着けつづつ引曳し魚群の遁逸を防ぎ後ち漁網を以て抄捕す。網中の魚群夥多にして一時に網を曳寄せ難き時は別に小形曳網を用ひて數回に分ち漁獲することあり、斯る大群を網羅したる時は鰓は互に壓迫斃死し海底に沈降するもの頗る多く其厚さ數寸に及び爲に海底銀白色を以て蔽はるるなり。

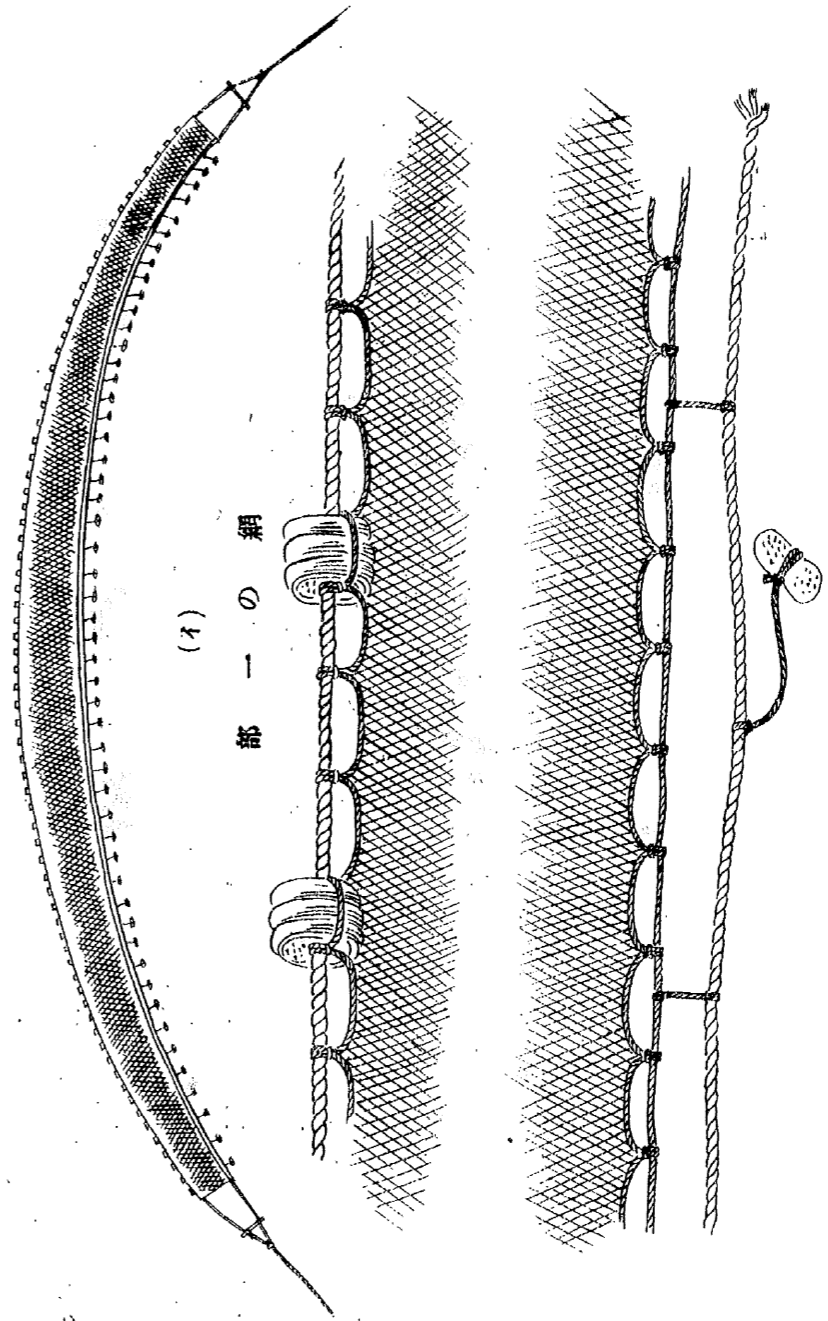
に至ることあり、本漁に要する漁夫は總數十四、五人とす。

### 大地曳網

本網は江原道沿岸に特有漁具にして鱒、鯛、鱒等稍々大形魚類を目的とするものなり。

**構造** 網地は麻と葛とを混用するものと、全然日本産綿絲を採用するものとの二様あり、麻葛を混用するものは其魚捕部に麻糸網を用ひ兩翼に葛糸を用ふ。目は魚捕部一寸五分目、兩翼一寸八分目に始まり末端に至るに従ひ疎大となり三寸五分目に終る。網幅は魚捕部二十尋より末端十尋に遞減せり。浮子方、總長さ九百尋とす。浮子、沈子、其他曳網等鰓地曳網に同じ。

**使用法** 亦鰓地曳網と異ならず、漁船は肩一丈、漁夫二十五名を常備せり。



網 船 (第十四圖)

江原道北部以北咸鏡道沿海並に全羅道以西北各道沿海に於て從來使用する沖捕網にして江原道以北に在りては鯛鱈鱚小鱈鯨等を全羅道以西北に在りては石首魚鱈鯛大刀魚火魚魴等を漁獲するに用ふ孰れも規模稍々大本邦人の漁網としては進歩せるものなり。

構造 網地は綿糸(日本産)を用ひ魚捕部一寸目、兩翼部一寸二分目より二寸目に至る浮子、行總長百二十尋、網巾魚捕部十八尋、兩翼部は漸次に狭くして其末端十二尋に終る浮子は櫟皮五六枚を重ねて直徑四寸八分厚さ三寸の圓形となし、中央に孔を穿ち浮子網を貫通す、浮子網は葛皮三子撚徑一寸長百二十尋之れに魚捕部は一尋間に七箇兩端に至るに従ひ漸次に其數を減し、一尋間に四箇の浮子を附す、沈子は二三百匁の重量ある自然石を用ひ二、三尋間に一箇を漸次粗にすること浮子に於けると異ならず。

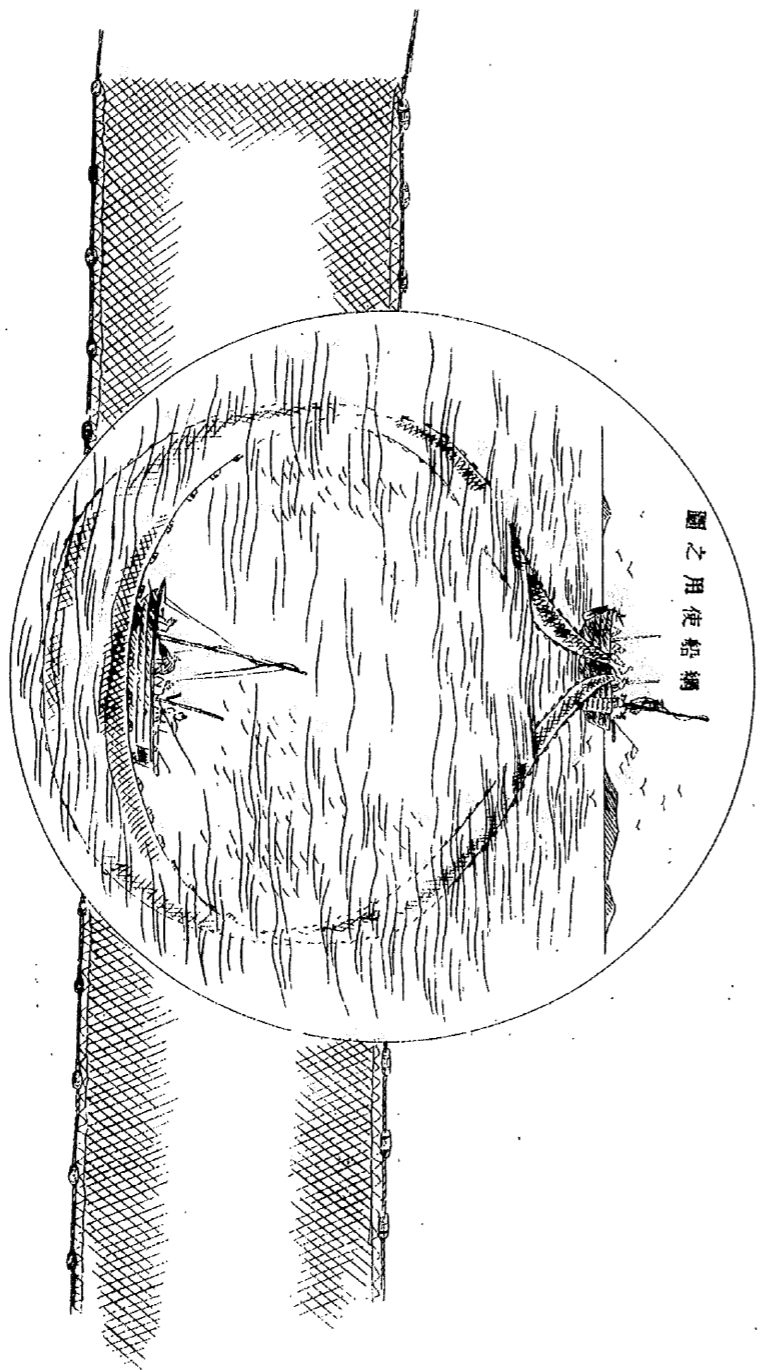
使用法 肩一丈許の網船一艘と肩六尺許の手船一艘とを用ひ、網船には漁夫十人、手船には三、四人乗組み沖合に出て魚群を見て之れを包圍し、網船に於て網の



第十四圖

交叉部より魚群の遊逸するを防ぐため竿を海中に突込み又は礫石を投入して魚群を魚捕部に驅逐しつゝ兩翼部より漸次網を手繰り魚捕部に及ぶ此間手船は風向潮流の爲めに網の壓迫偏塞せらるゝを防ぐ爲め始終浮子の周圍を巡りて之れを直し且つ豊漁の際は魚群の爲めに浮子部の沈降せざる様浮子網を保持し其他漁獲物の積載魚群の探索等を爲す此漁網は海深十二尋内外の所に於て使用し一日使用回数五六回に及ぶ。

第四十圖 船網



手繰網

パンケムル 放網

(第十五圖)

咸鏡道沿海に於て使用する漁網にして明太魚を目的とす本網は今を去る十五  
六年前日本通漁者の鯨等手繰網に模倣して之れを明太魚に應用したるに始ま  
資本の少額なる割合に其漁利多かりしより忽ち同地方全般に普及し現今に在  
ては明太魚の漁具中最多數を占むるに至れり。

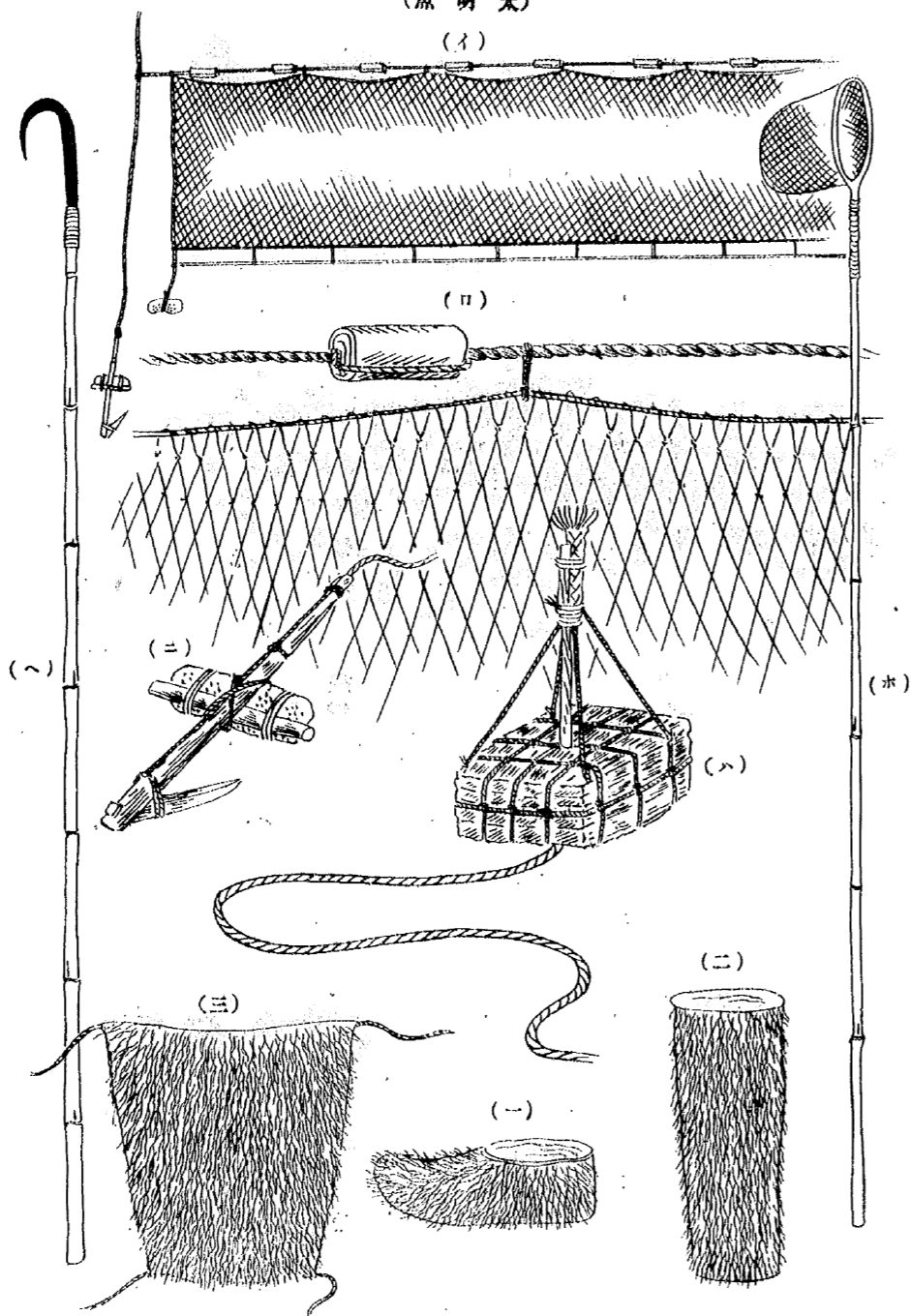
構造 魚捕部の網地は麻又は綿系を用ひ二子撚太さ紡績系十二本撚網目五寸  
間に十二節二百掛のもの長さ十八尋を二重に折返し縫合せて囊と成す其全形長  
さ九尋囊口周圍十尋とす囊の末端には小石を附し以て形狀を保たしむ兩袖部の  
網地は麻又は綿系二寸目にして囊口の方は巾二尋半兩端に至るに従ひ漸く狭く  
して其末端を一尋半とす網目は引目を用ひ片袖長さ二十五尋を十五尋に縮結せ  
り浮子は長さ一尺五寸巾四寸のボン皮に熱湯を注ぎて徑二寸に巻縮せしめたる  
ものとし兩袖部端は一尺五寸毎に一箇を附し囊口部に至り稍々密にし六寸毎に一箇を  
附す將子網は稀れに葛皮を以てするも多くは麻苧を以てし三子撚徑三分長さ三  
十四尋なり沈子は鉛製重量二三十匁目にして兩袖部の端は三尺毎に一箇囊口部

に至るに従ひ漸く密にし一尺毎に一箇を附す此總量三貫匁とす沈子網は古網を  
三子撚徑三分五厘となしたるもの一條と葛皮又は麻製徑四分のもの一條とを束  
ねて用ふ長さ三十四尋あり但し中央囊口部十一尋の間は特に三條を結束して使  
用せり曳網は葛皮若くは藁總長百八十尋内囊口に接する五十尋は徑七分此他の  
百三十尋は徑四分五厘乃至五分となす別に浮標碇各一箇を要す浮標は櫟皮を方  
三尺厚さ八寸に積み重ね之れを葛皮を以て縛り附着す此網は夜間に於て使用す  
るが故に使用に際しては其上向に火を點す蓬を以て製したる燃料碇網は葛皮製徑一寸  
二分長さ四十尋のもの三房を用ふ。

使用法 肩一丈長三丈許二本橋の漁船に漁夫八人乗組み夕刻漁場に出で適宜  
の位置に碇を入れ碇網の末端は手繰網曳網と相結び其結節の處に浮標を附す浮  
標上に點火して標識に供し曳網より漸次に網を下し終れば再び浮標の場所に戻  
り碇網を右舷に取付け尙十五尋の網を以てノ字形に舳艫に張らして船を横たへ  
然る後左舷に於て曳網を手繰り漸く漁捕部に繰詰り網中の魚を捕獲す張網の  
方向は少しく潮を斜に受け潮上より潮下に向て網を手繰る様になす。



圖 六 十 第  
網 刺 鱈 小  
(魚 明 太)



第十六圖

に出て先つ一方の浮標より投入し潮流を横切り漸次刺網を連続して壁設す但し魚群特に多しと認むるときは網を楷梯状に延下す而して全網を延へ終りたる時は更に一箇の浮標を附す漁船一艘の使用網數は前記構造のもの五十反乃至七十反とす。

明太魚の漁期は最寒酷烈の候なるか故に漁夫等は相應の防寒具を用意せり乃ち毛皮製の番脛當腕貫の三者是なり番は臺を藁にて編み其外部を牛皮を以て被へり。



鯨刺網

청어그물

青魚網

(第十八圖)

慶尙道北部沿海に於て専ら鯨を目的として使用する漁網なり。

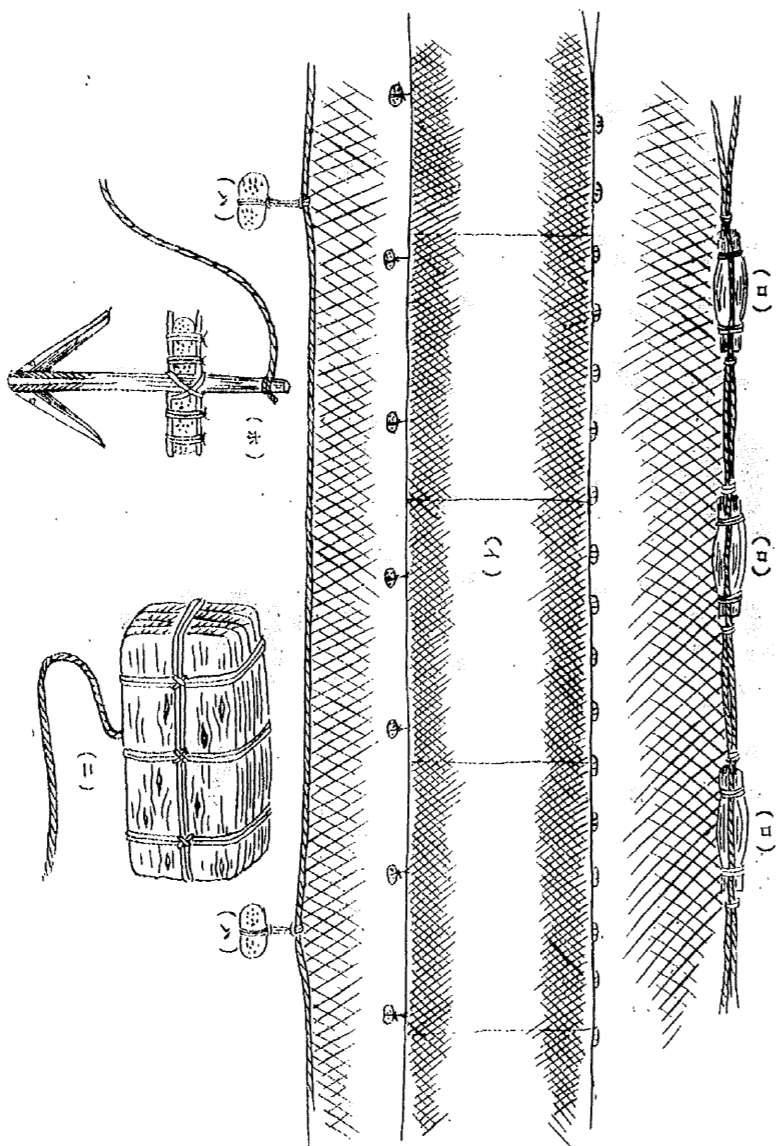
構造 網糸は本邦産出蠶の繭より製したる細糸を用ひて一寸目に編成し、其一把の長さ十二尋巾二寸上縁に浮子三十六箇下縁に沈子五箇を結付す、浮子は櫟皮を用ひて長二寸巾中央一寸二分兩端七分厚五分となし、沈子は隋圓形重量百五十匁許の自然石を用ふ別に櫟皮數枚を重ねて固く縛り之れに葛皮にて撚りたる徑五分長さ二十五尋の網を附したる浮標二箇と松材を以て製したる碇二挺とを要す、但し碇には浮標に附せしものと同一の網長さ五尋を附す、此網の新調費は一把にて八圓許なりと云ふ。

使用法 肩五尺許の漁船に漁夫四人乗組み日没後より海深六尋乃至十五尋の潮流靜穩なる漁場に出で漁網二十把を連接して壁設し、其兩端に浮標と碇を附す、放置すること約一時間の後三人にて網の一端より徐々に手繰り上げ、他の一人は網目に刺されたる鯨を取り外す、通例一夜に二、三回繰返へして使用し翌朝未明に歸村す。

圖 八 十 第

網 刺 鯨

(甲) (乙) (丙) (丁) (戊)  
碇 浮標 網 沈子 浮子

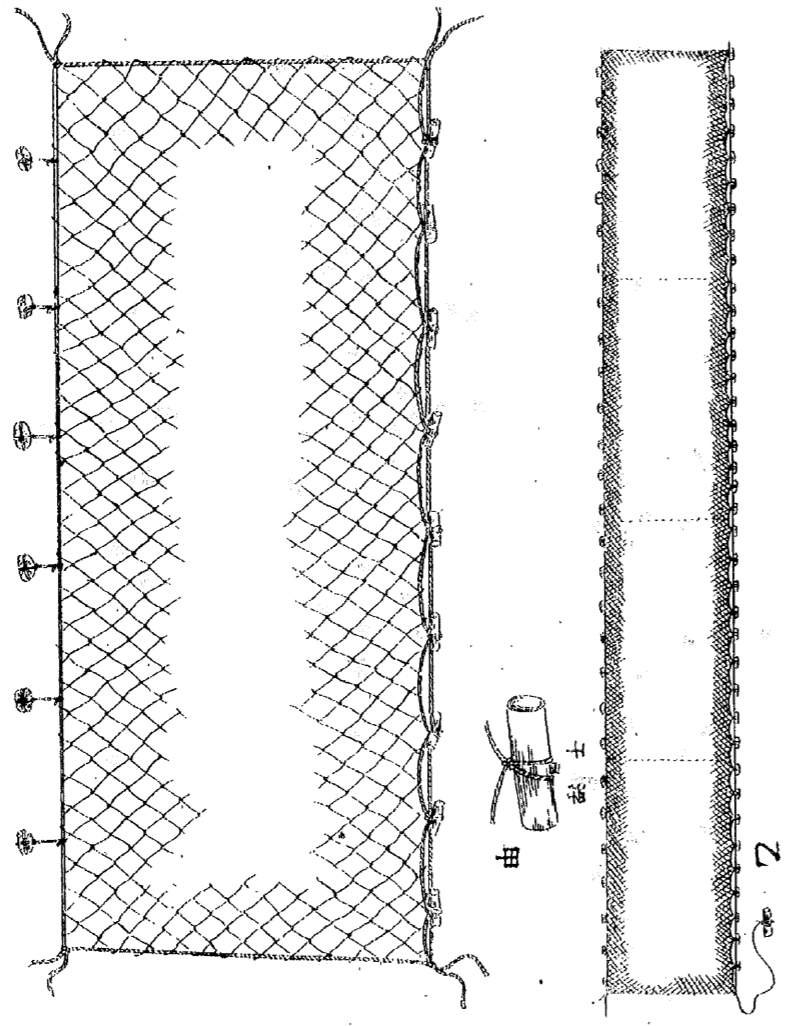


小鱧刺網 (第十九圖)

構造 網地は綿糸徑五厘目六寸長さ八尋乃至十一尋幅二尺乃至五尺浮子はク  
 ャンナム長さ一寸五分幅及厚さ一寸これを一尺五寸隔てに取附く沈子は重量百  
 匁位の石を長さ一尺五寸の藁繩に括りて三尺乃至四尺隔てに取附く浮子網は藁  
 製徑二分五厘沈子網は棕梠製徑二分とす。

使用法 薄暮灣内或は沿岸の程遠からぬ水深六七尋の處に釣り此網三枚乃至  
 五枚を連接して岩礁と砂濱との間に沈設し其場處を示すためには別長き繩に  
 括りたる浮標を附す而して翌朝之れを引揚ぐ。

第九十圖 小鱧刺網



鱧四ツ手網

ミカチ子巻

滅魚網

(第二十圖)

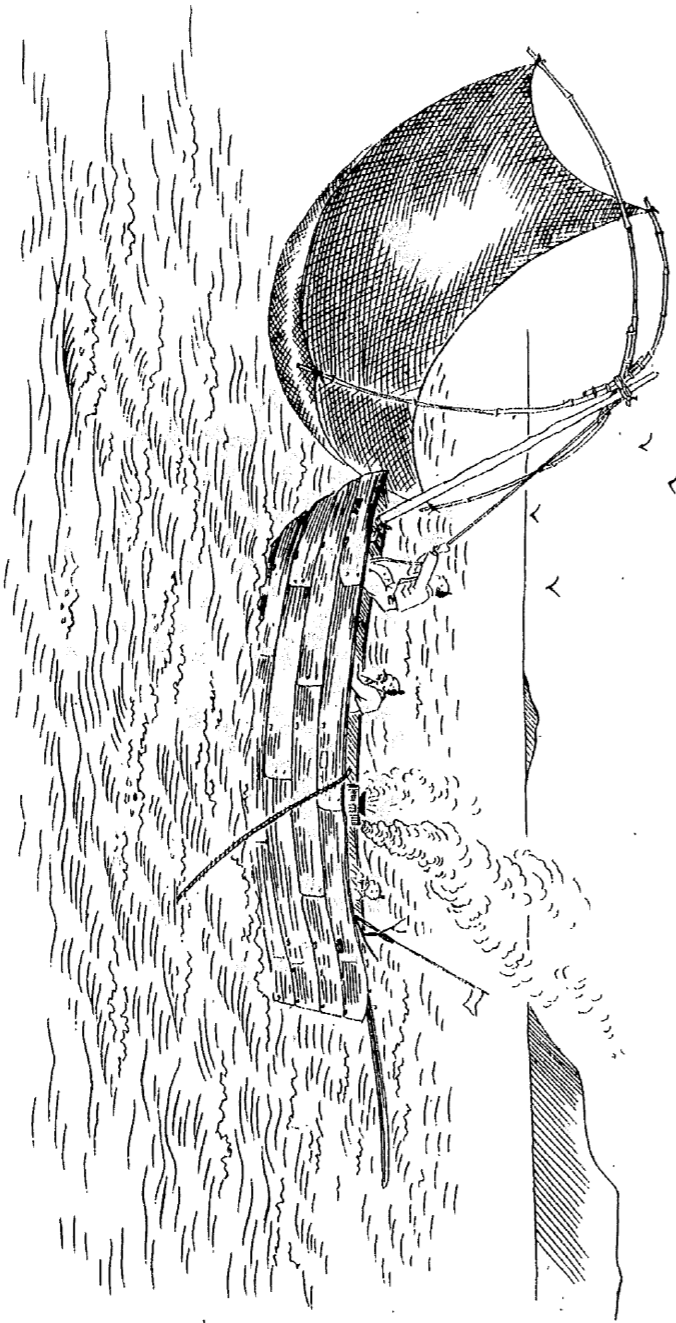
咸鏡道の南部より江原道沿海に到る間に使用する。

構造 網地は綿糸二十五節乃至三十節の細目を用ひ方三尋に仕立て松皮を以て染色す之れに圓木の彎曲したるものを十字形に交叉して其先端を網地の四隅に結び着く。

使用法 肩四尺乃至五六尺の漁船に漁夫四五人乗組みて出漁し適當の漁場に到れば漁船を潮流に向はしめて網を舳部より敷設し置き潮上に撒餌をなして網を網上に誘致し敏速に曳揚げ長柄の櫓にて抄ひ捕る撒餌には魚類の頭部臟腑又は漁獲したる鮮魚を豫め船中に備へたる大釜にて煮沸し水を切り肉を碎き細砂を混して團子となしたるものを使用す。

圖 十 二 第

鱧 手 網 圖 解





鯨抄網

鯨抄網

滅魚網

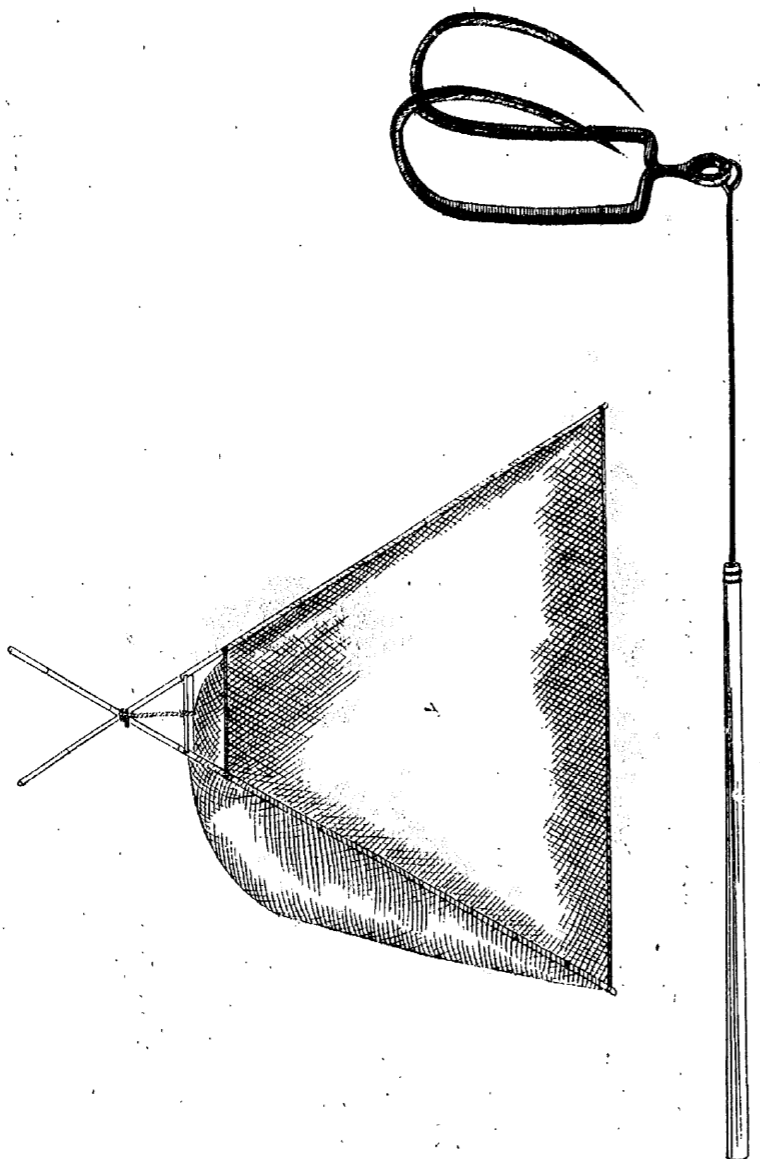
(第二十一圖)

慶尚道沿海に於て從來本邦人の使用する漁具なり。

構造 長さ二間餘の竹二本を交叉し之れに麻二子燃五寸間に二十節の網地を  
結ひ着く。

使用法 漁船に漁夫二三人乗組み夕刻漁場に到り先づ篝火を用ひて鯨を誘致  
群集せしめつゝ徐ろに地方岩礁の附近に船を漕き寄せて抄ひ捕ふ。

圖一十二 鯨抄網



鯨抄網

かじきり網 𦉳𦉳𦉳𦉳

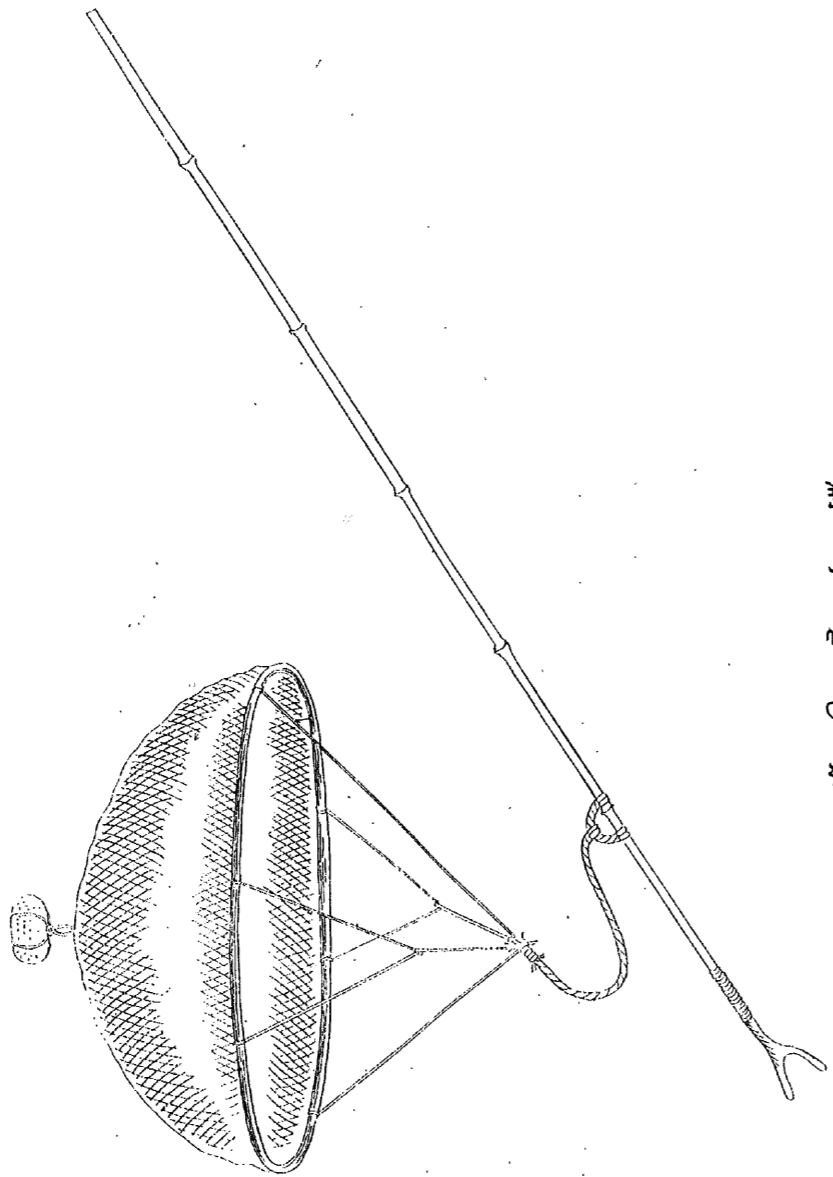
(第二十二圖)

幅一寸位の割竹を圓形に曲けて之れに網を取附けて恰も搦網の如くし之れを吊りて長さ五間位の竿に結附けたるものなり。

構造 網地は綿糸徑五厘目一寸にして使用の際之れを網一寸の徑にて割竹にかがり附く割竹は幅一寸厚さ二分許のもの二三本を接合せて圓形に造る其徑約一丈竿に長さ五間徑二寸其先端に徑五分位の又木を括り附く割竹の周圍三四ヶ處に徑一分位の網を結附け其長さ約十一尺の所にて一括し竿の中程に取附く。

使用法 漁夫二人一隻の筏に乗込み未明に發して沿岸を距ること二十町許水深三四尋の所に至り水底の岩礁より七八間を隔て筏の兩側に錨を投して泊し網を水中に沈む其法竿頭の又木にて網縁を押さへて岩礁の前面に差入るるなり専らかじきりのみを漁獲す。

圖二十二第 網りきじか



海參桁網

新合ユモ

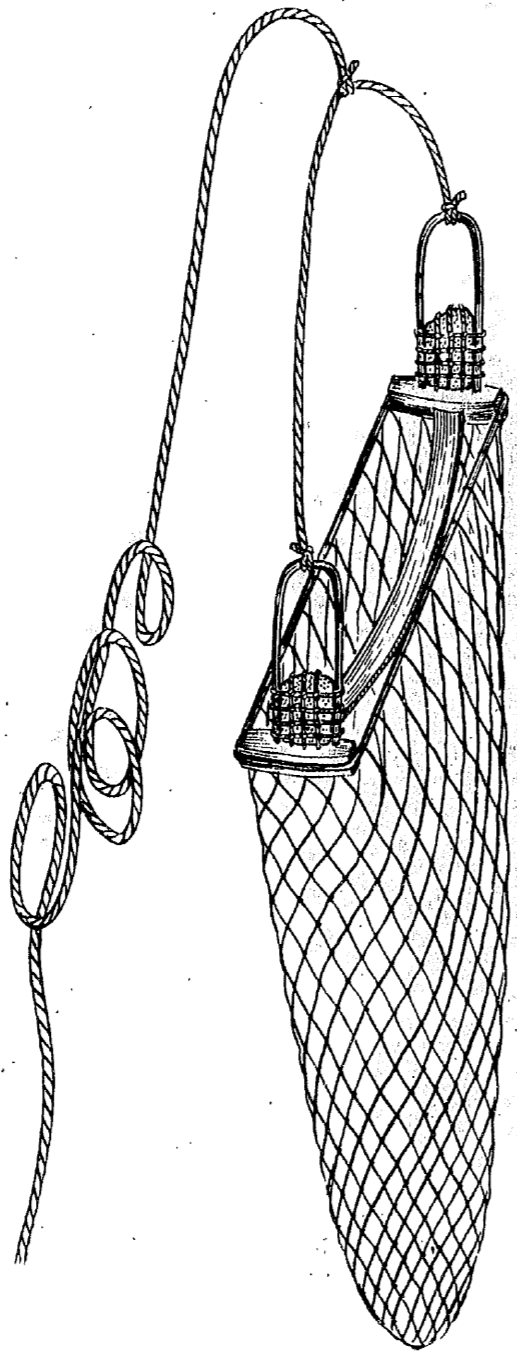
海參網

(第二十三圖)

慶尚道沿海に於て海鼠漁に使用する漁具なり。

構造 長さ三尺巾二寸厚さ一寸稍々彎曲せる桁の左右兩側に中央五寸角兩端一寸角高さ一尺の紡錘形をなせる枕木を取付けてH字形に組立て、其周圍には電信線一條を纏絡して網地の結付けを便にす、枕木の前方には長さ三尺五寸周圍二寸餘の丸木をU字形に曲けて腕となして枕木に箆め込み扁平なる石を結び附けて沈錘となす、網地は麻二子燃徑一分、網目二寸のものを用ひ、長さ一尋許の囊網となす、曳網は藁又は葛蔓にして徑八分三ツ打、總長三十尋とす、股網(兩腕より曳網に連絡せるもの)は藁又は葛蔓にして徑五分三ツ打、總長三尋とす。

圖三十二 海參網



鱈延繩

コ子チユラク

大口チユラク

(第二十四圖)

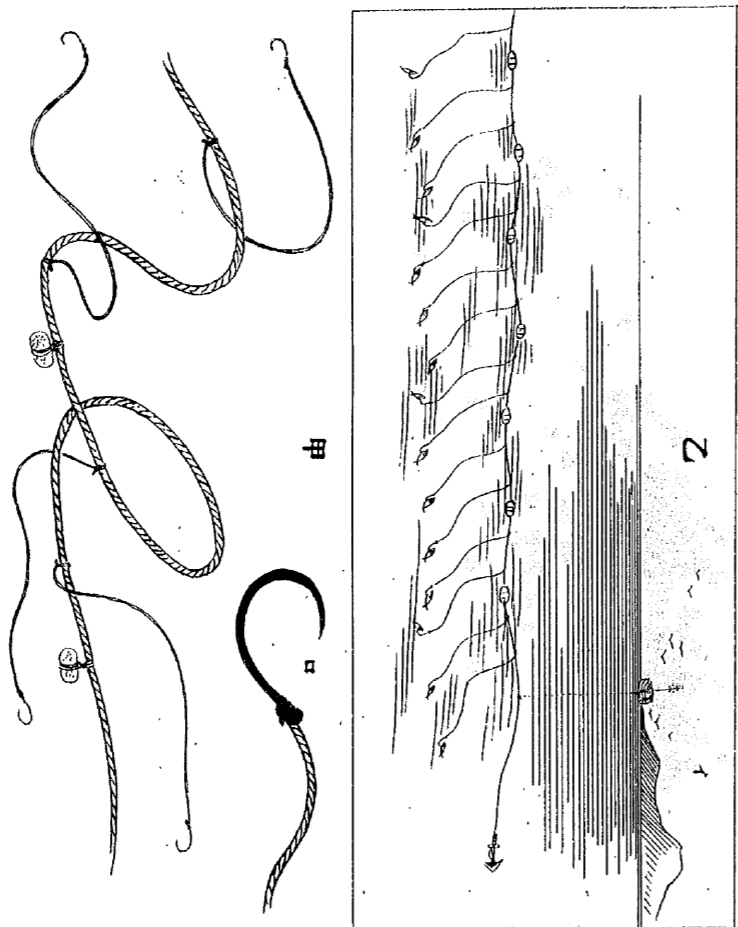
從來成鏡道北部慶尚道の鎮海熊川固城の諸灣及び巨濟島沿岸に於て使用せる釣具なり。

構造 一鉢の幹繩の長さ百五十尋枝系の長さ一尋半とす枝系の距離は三尋半にして近年多くは日本人より鯛延繩の古物を購入して之れに充つ釣鉤は自製にかかり沈子は楕圓形重量百五十匁許の自然石にして一鉢に六箇を普通とするも流勢の強劇なる所にては十箇以上を用ふることあり別に浮標二箇礎二挺を要す浮標は櫟皮數枚を重ね繩にて三ヶ所縦横に緊縛す長一尺厚さ巾共五寸なり之れを葛皮製徑五分長さ三十尋の網を附す礎は木製粗造のものにて浮標と同一の繩十尋を附せり。

使用法 肩五尺位の漁船一隻に漁夫五人乗組み夕刻漁場に出て日没後より延繩に従事漁船一隻に前記構造の釣具十鉢を使用す配繩法は潮流を横さり十鉢を接続す其兩端には礎と浮標を結附し放置すること少時後ち一方より手繰り揚げ鱈を漁獲す斯くすること一夜間に二回若くは三回に及び天明に及んで歸途に就く餌料は鱈、鯧、小鯛、牡蠣等にして就中牡蠣肉を最良とせり。

圖四十二第

圖用使繩延鱈(イ) 鉤(ロ)



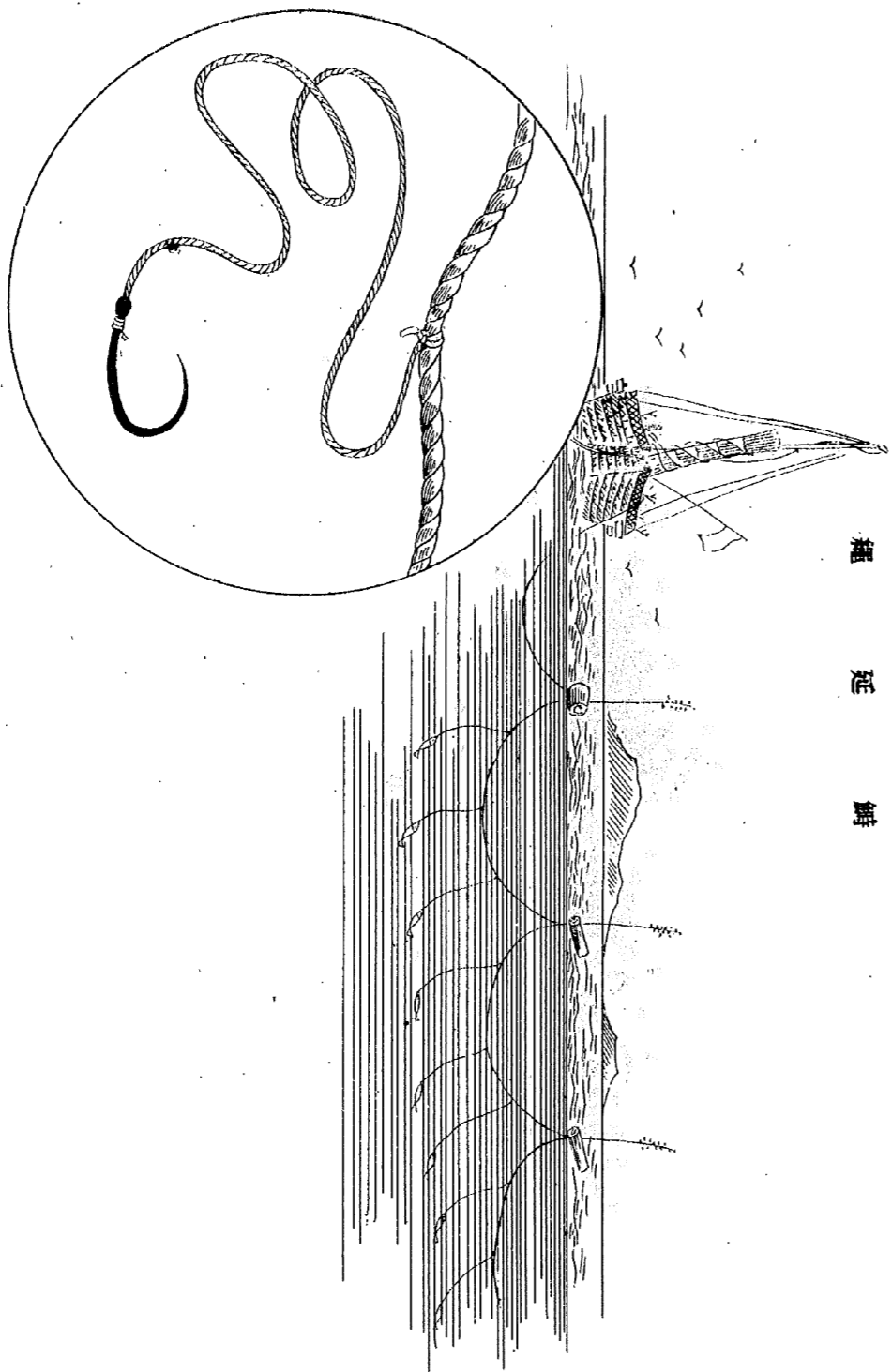
鯛延繩

奇刈奇子

俊魚奇子

(第二十五圖)

忠清、京畿、平安各道地方沿岸にて鯛を目的として使用する漁具の一にして長さ  
 幹繩に數多の枝系及釣鈎を附し水の上層に延下するの方法に依るものなり。  
 構造 幹繩は麻三子撚徑一分位にして一尋半毎に枝系を附し枝系三條毎に一  
 尋半の繩を結び其上部に浮標を具ふ枝系は麻二子撚徑四厘長さ一尋にして五百  
 乃至八百本を幹繩に附せり之れを漁船一隻分とす新調費凡拾圓を要す。  
 使用法 小漁船に四、五人の漁夫乗組み大潮時には満ちかけ又は退きかけ、小潮  
 時には午前約一時間又は日没前一時間の時刻に於て前記の繩を延下し後順次繰  
 上げて懸りたる魚を捕ふ。



鯛延繩

鮟流繩

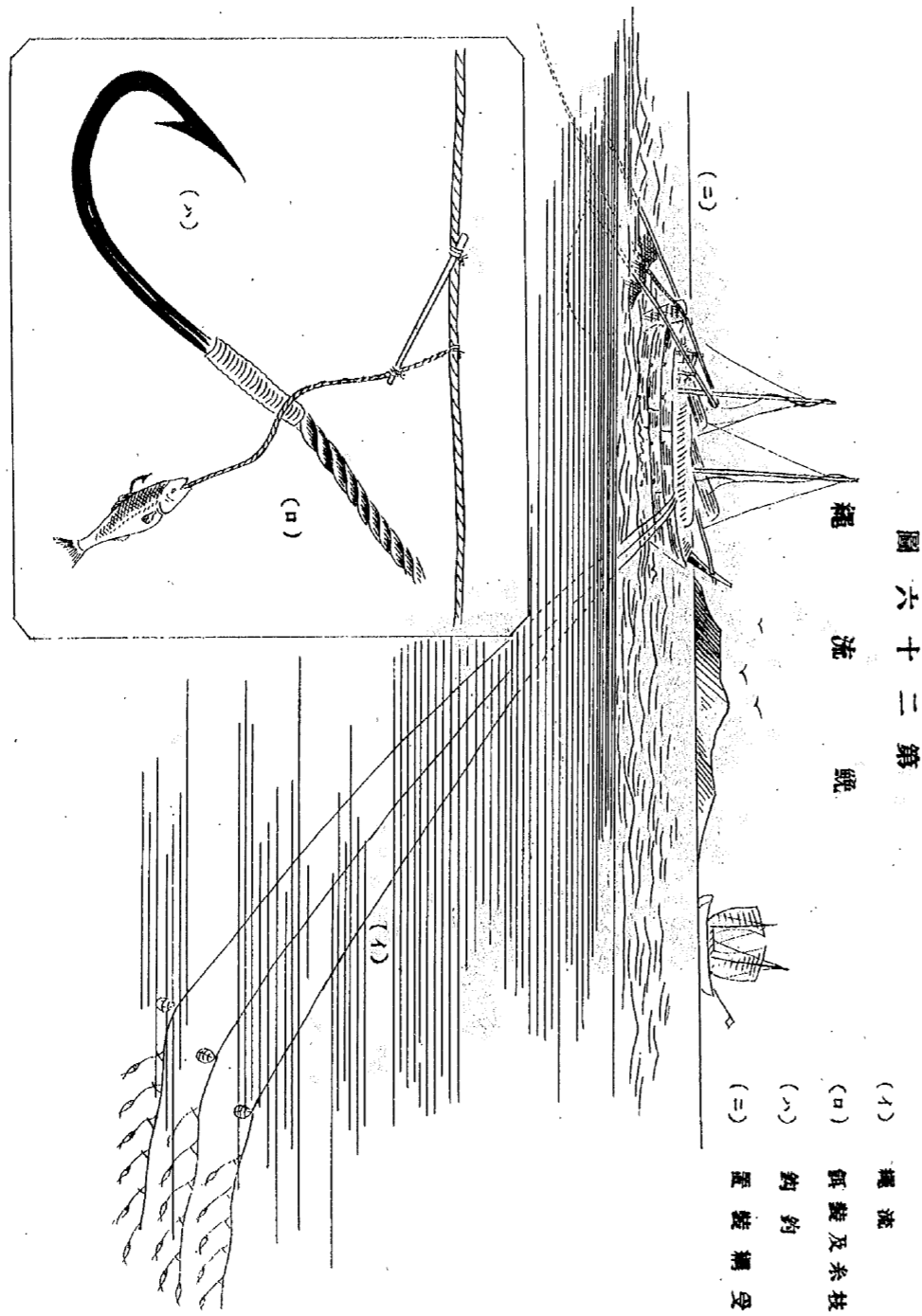
민어사슬낚시

民魚鎖釣 (第二十六圖)

漁船の艙部に於て一端に數箇の釣鈎糸を附したる長さ繩を二、三條垂下して鮟を主とし大刀魚小鱈を釣獲せるものにして黃海道延平灘にて盛んに行はるゝ漁具なりとす。

構造 麻三子撚、徑一分三厘の細繩手先四十尋の箇所約五百々の沈石を附し以下三尋間隔てに徑八厘長さ九尋之れに釣鈎を結ひたる枝糸を附着すること七條内六條の枝糸は徑八厘長さ九尋とし其末端なるは四尋半とす鮟流繩一條の新調費三圓許を要す。

使用法 漁夫五、六人乗組みたる漁船に依りて漁場に出て先づ潮流を利用して餌料を漁獲する爲め艙部に受網を装置す、餌料は鱈、鰈等とし、艙部より釣具を垂下し時々手繰り上げて懸りたる魚を捕ふ、其餌料を漁すへき受網を有せざる漁船あり、是等は鮟を籠に活けて漁場に運ぶ、受網は綿糸網地五寸に十二節全長二十尋にして凡五割の縮結を施し稍々囊状を保たしめあり、新調費は凡二十圓許を要すと云ふ。



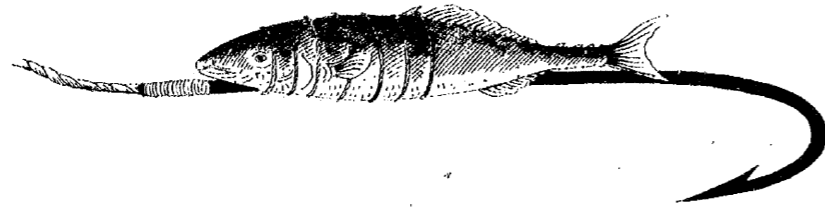
辨曳繩

(第二十七圖)

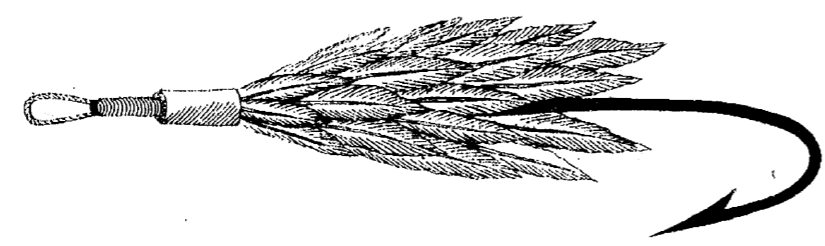
成鏡江原沿海に於て使用する釣具にして繩長五六十尋之れに徑長五寸許の釣を附したるものを用ひ、肩五六尺の漁船に漁夫二三人乗組み沿岸より一漕乃至二三漕の漁場に出て風ある日には帆走し風なき日は櫓を漕き船を行り、釣に体長四寸許の小鮭を装して(圖中甲)投入し、曳繩三四十尋を延はして魚を誘ふ一艘に三、四條を使用することあり、斯かる時は竿を兩舷側に翼狀に張出し、曳繩の纏絡するを防く、又餌料として小鮭に代ふるに擬餌鈎を用ふものあり、擬餌鈎には鶏羽毛を以て造れるもの(圖中乙)と河豚皮を以て造れるもの(圖中丙)との二種あり、此擬餌鈎は日本漁夫より習得したるものなりと云ふ。

圖七十二第  
釣餌擬及餌裝鮭

鮭小 (イ)



毛羽 (ロ)



皮豚河 (ハ)



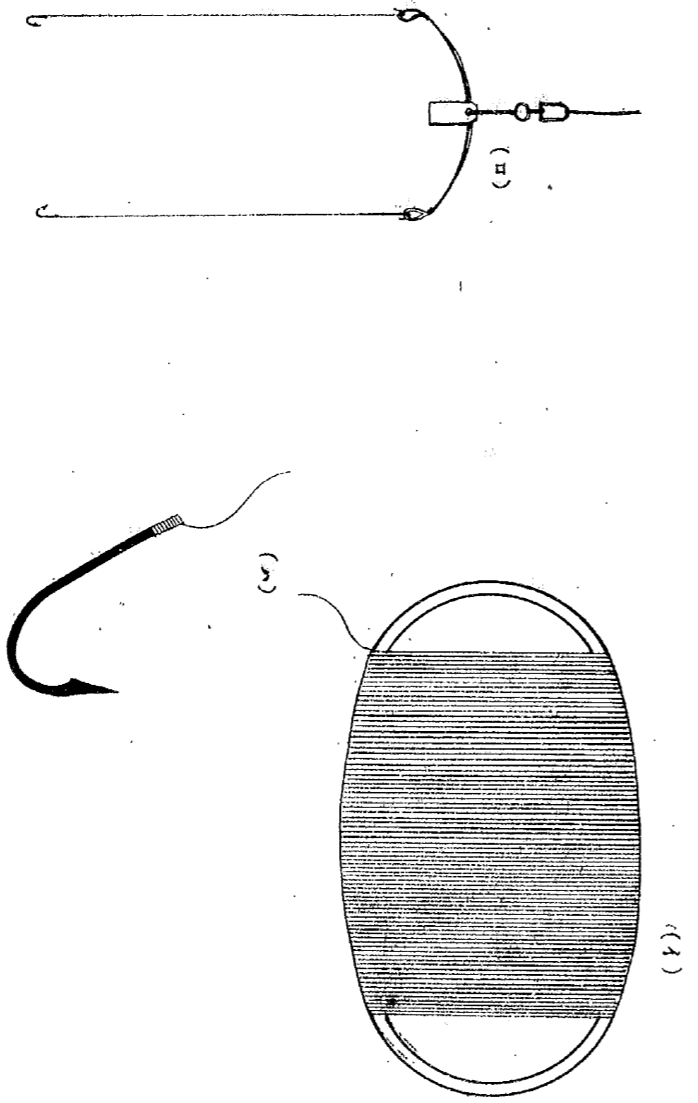
鯉一本釣 イナダ一本釣 大口釣 (第二十八圖)

慶尚道地方にて使用する漁具なり。

構造 緋糸は麻三子撚徑一分長さ八十尋とす、之れを柿澁に浸すこと暫時にして取上げ、日乾し反覆浸漬日乾すること四五回に及へば漆黒色を呈し頗る強靱となる、錘は鉛製にして圓柱状を成し重量四十匁許時には錘を用ひず、長一尺、徑二分の鐵棒を用ふるものあり、天秤は彈力に富める材質を用ひ、長さ一尺、徑二分とす、一端に前記の鉛錘を結付し(鐵棒を用ふるものは天秤を欠く)他の一端には綿糸二子撚徑五厘餘、長二尺の糸を垂れ、末端に鐵製釣鈎を附す、緋糸と天秤とを接続する部分には鐵又は黃銅製の簡單なる撚戻器を附し、以て緋糸の纏絡を防げり、新調費は一具には二圓四五錢を要す。

餌料は鯉、鰯、牡蠣肉を用ふ、就中牡蠣肉を優等とす。

圖八十二第 釣本一鱈



(1) 鐵錘  
(2) 天鈎  
(3) 天鈎  
(4) 鐵錘



鱸一本釣

농어잡竿

鱸魚釣

(第二十九圖)

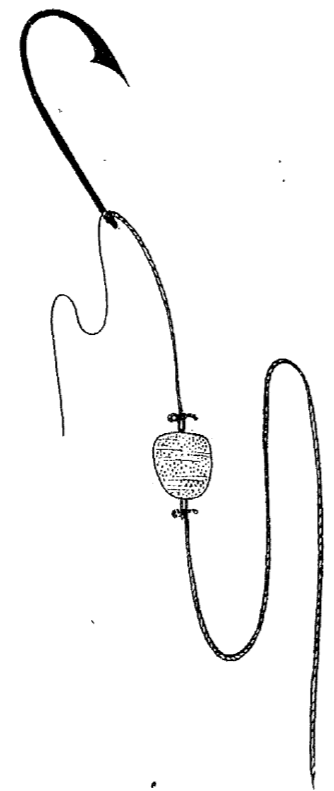
長き糸の一端に釣鉤を附し餌を装して水中に下し魚を釣獲するの具にして平安道沿岸にて鱸を目的として使用す又鰻漁にも轉用す。

構造 葛糸三子撚徑三分長さ二十五尋の糸に釣鉤を附し鉤元より一尺四寸の上部に重量三十匁許の錘を結び其鉤元に餌料を絡むへき一尺五寸許の緒を附せり糸は豚血液を塗抹せり。

使用法 漁船漁夫一二人乗組み漁場に到り(或は磯地より使)碇を投入して船を繫留し餌蟹を活きたる儘其胴部を鉤莖に絡にて捲付け水中に下して右手の指頭に支持し糸の指頭に感するを待つて手繰り上げ魚を漁獲す。

圖九十二第

釣本一鱸





小鯛釣具

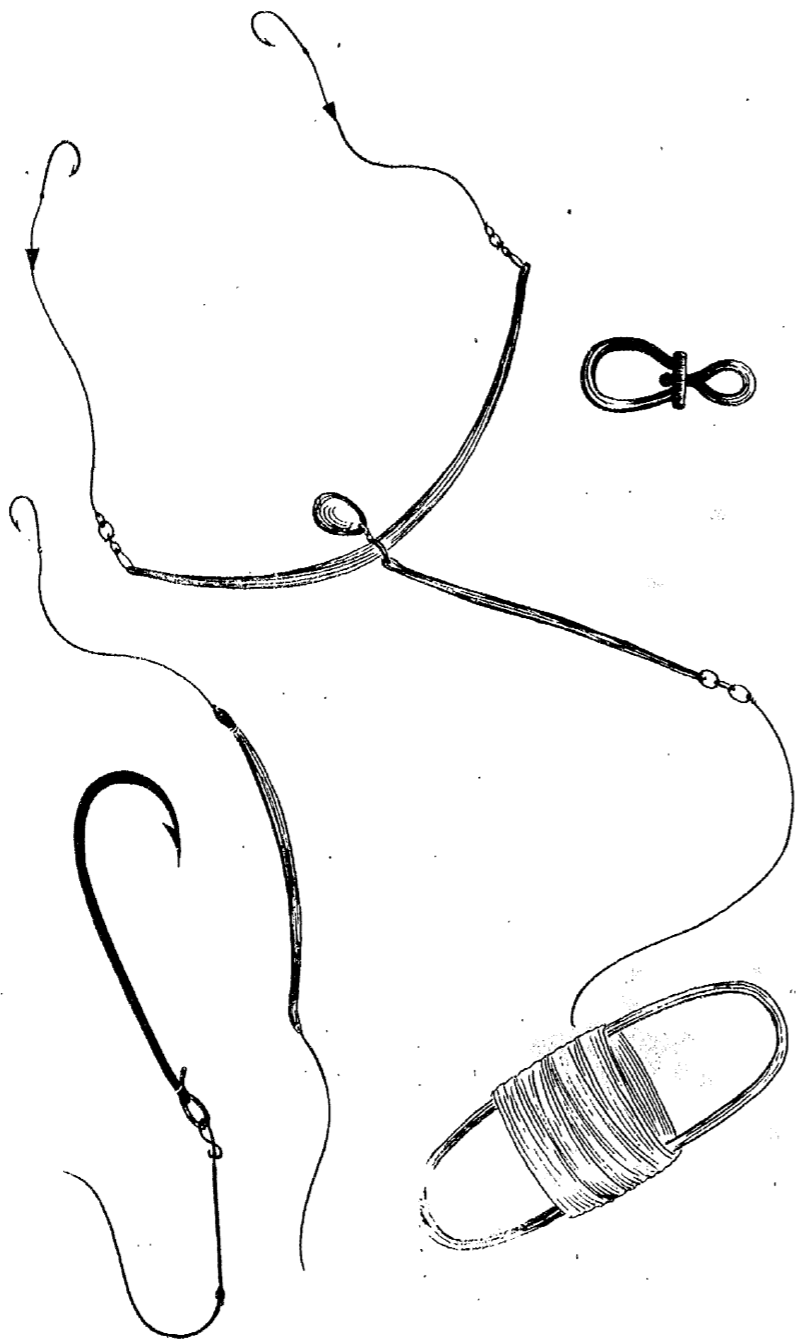
(第三十一圖)

構造 天秤にして一本又は二本の木を曲げて造り其中央に鉛錘を懸垂し、且つ此處に長六十尋乃至百四十尋、經二分五厘の綿糸を結附す、此糸は柿澁にて染む、天秤の兩端には、ヨリモドシを附し之れに長二尺乃至三尺、經一分五厘の綿糸を結び附け、其端に各々釣鉤を附す、釣鉤を漁業者自から銅線を磨きて造る、此具一箇の價格約二圓五十錢なり。

使用法 船或は筏に乗り、沿岸を距ること一里以内水深三十尋乃至八十尋の沖合に到り船を潮流に従ふて流しつつ釣を垂る小鯛を主とし太刀魚河豚、エソにしてアラカブ等を漁獲す。

圖一十三 第

小鯛釣具本一



河川釣具

(第三十二圖)

河川に於ける鯉、鰱、鰻、鯪等を釣獲するに手釣竿釣の別ある外、餌料を用ゆると用ひざるあり、漢江沿岸に於て使用するもの左の如し。

一、鯉掛釣構造 (第三十二圖甲)

三子撚り長さ三十尺の最上等絹糸の一端に三本の釣を重量十三匁許の錘 中心として放射形に附したるものなり、之れを三鋒と稱す。

**使用法** 此釣具を使用するには別に目合指四本挿長さ十尋乃至十五尋幅一尋浮子を附したる帯形の網具を併用す、其法河流を横きりて結水を切截し此處より該網を下して遮り置き、更に其上流に前同様結水を切截して他の該網を下し其中間結水面に字形に十數箇の孔を穿ち、此に掛具を下して始、終、水底を窺ひ、つゝ、水、下を游泳通過する、鯉が糸、又は、三鋒に觸るゝに、際し機敏に糸を曳き掛上ぐる、又時に竹製の「カリソソ」を唱ふる一端の股なれるものを用ひ、孔下の糸の附近に魚の來りたるべき糸を之れに當て三鋒をして魚の腹下に送り掛上ぐるもあり。

二、鰻掛釣 (第三十二圖乙)

**構造** 三子撚り長さ三十尺許の絹糸の一端に一尺隔てに長さ二寸許の枝系三、四本及釣鉤(最大のものを)を附し其上部二尺を隔て、重量八匁許の錘を附したるものにて鎖釣と稱す。

**使用法** 船を適宜の箇所に浮へ餌を裝せしめて長く釣具を投入し、水流を横きりに糸を伸縮し鰻をして之れにからしむ(圖中(ロ)甲)大魚のときは摺網にて抄捕し又糸の伸縮に便する爲め「カヨシ」を唱へ糸を支へ置く様造りたる木製のものを船部に裝置す。

三、鰻一本釣

**構造** 三子撚り長さ三十尺許の絹糸の下端に小形釣鉤を結び其上部二尺位を隔て、重量八匁許の錘を附したるものにて「キヨンジ」を稱す(圖中(ハ)別)にを誘致する爲め細長き葛糸の一端に餌籠を附したるもの(圖中(ニ))を用ゆるを例とす。

**使用法** 江上に船を浮へて、二人乗組み、先づ油粕又は蛆等を收めたる餌籠を投入して附近を游泳せる魚を誘致し一方に於て釣具に蚯蚓又は蛆を裝して投入



赤貝攪

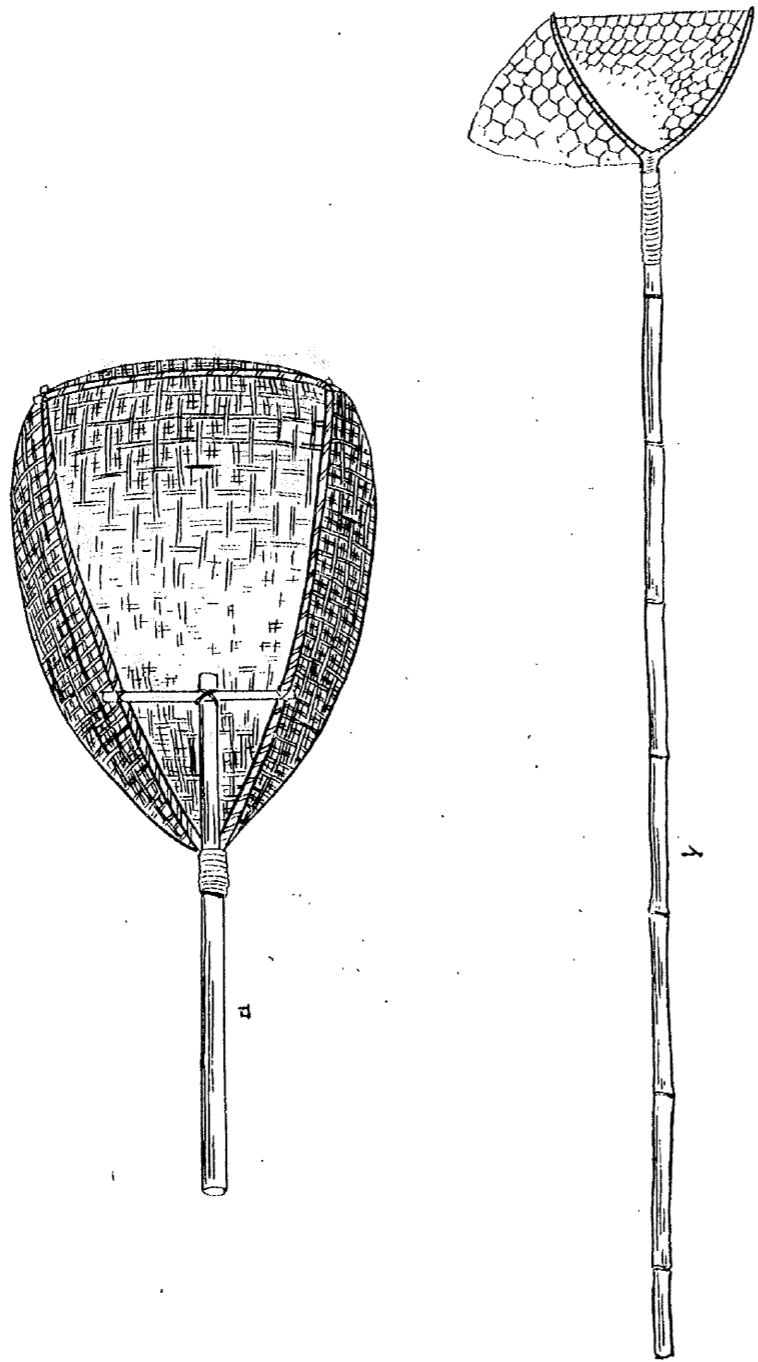
赤貝攪

(第三十三圖)

慶尚道地方にて赤貝を採收するの具にして半月形の攪網に長き竹柄を附せるものなり(圖中甲)此攪網にて採收したる赤貝は竹又は柳枝にて造りたる笊に柄を附したるもの(圖中乙)に移し淤泥を洗ひ去るものとす。

圖三十三第

赤貝攪(甲) 赤貝攪(乙)









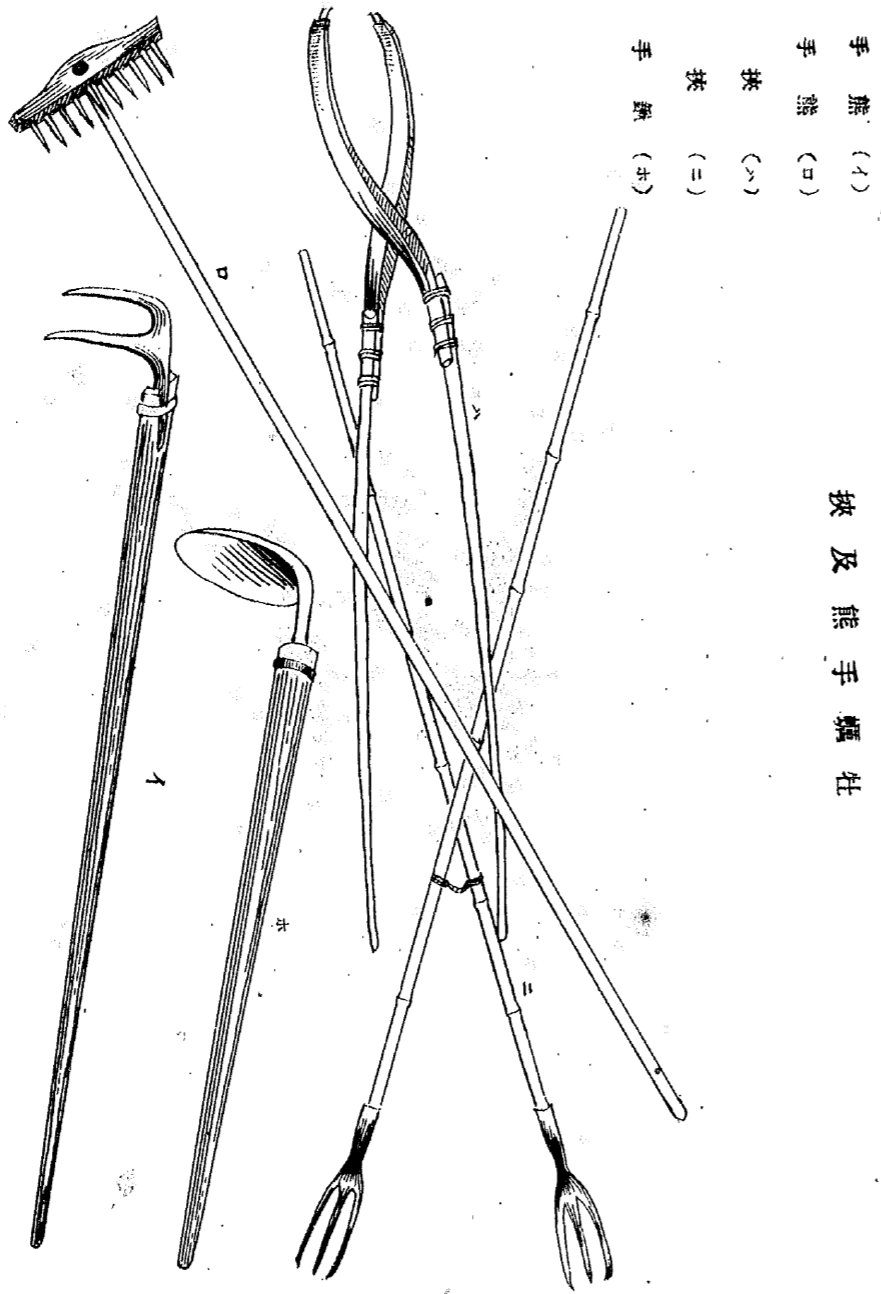
牡蠣熊手及挾

(第三十六圖)

牡蠣を採收するの具にして熊手に二種あり一は圖中(イ)鐵製二箇の爪に長さ一間許の木柄を附したるものにて慶尚道沿岸に於て巖石に附着せるものを引掻き上くるに使用す、一は圖中(ロ)長さ一尺八寸、巾中央にて三寸、厚さ二寸の臺木に堅木にて造りたる長さ八寸、根元五、六分角の爪を十本内外並列裝入し之れに長さ一丈七尺許の木柄を附せり、咸鏡道沿岸にて水底に棲息せるものを掻き上くるに用ふ又挾に二種あり、一は圖中(ハ)下部を堅木にて造り其先端を鐵葉板にて巻き之れに一本乃至二本の西洋釘を裝しあり、上部に丸木を繼足し以て柄とす、總長一丈一、二尺あり、是れ亦咸鏡道沿岸にて水底に棲息せるを挟み上くるに用ゆ、一は圖中(ニ)長さ二丈二尺ある竹柄二本の各一端に鐵製鉤状のものを偲め込みたるものにて忠清、京畿兩道地方沿岸にて使用す、西部沿岸干瀉地にて牡蠣を採集するには鐵製鎌形に長さ二尺許の木柄を附したる手鋏を使用す、圖中(ホ)但し此手鋏は同地方にて穴蛸、淺網を捕採するに轉用せらる。

圖六十三 第

挾及熊手 牡



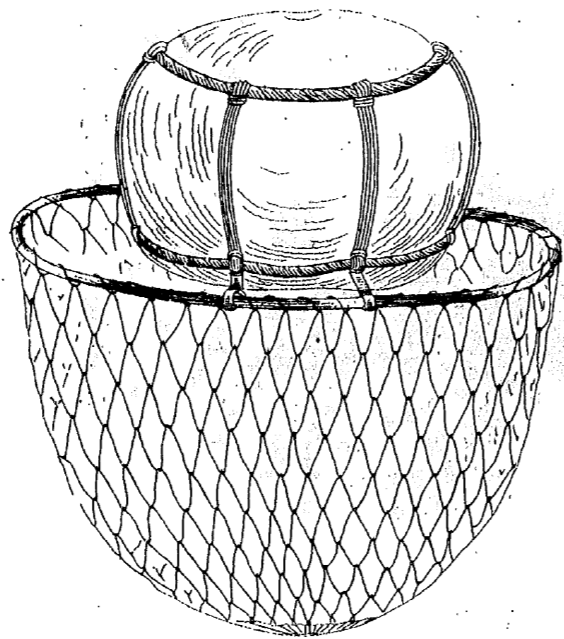
潜水婦用具

(第三十七圖)

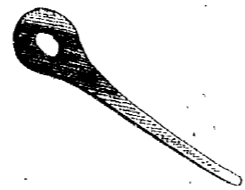
浮瓢 經一尺許とす。  
 網囊 樹枝を曲けて藁繩にて造りたる袋を取附けたるもの、口經一尺五寸深  
 二尺五寸袋の網目三寸位とす。  
 匭 鉄にて造り長七寸幅五分許とす。  
 使用法 徒歩或は舟にて漁場に至り、浮瓢に網袋を取附けたるまま水面に浮  
 かし置き、匭を持ちて水中に入り、岩石に附着せる鮑を剝取りて之を袋中に投す。  
 操業久しきに直りて疲勞するときは、体を浮瓢に支へて休息す。潜水婦は鮑のみ  
 ならず、海參、天草、若布、搗布等を採取す。

第三十七圖  
潜水婦用具

瓢



匭



和布振及昆布採收具

(第三十八圖)

(一) 和布振

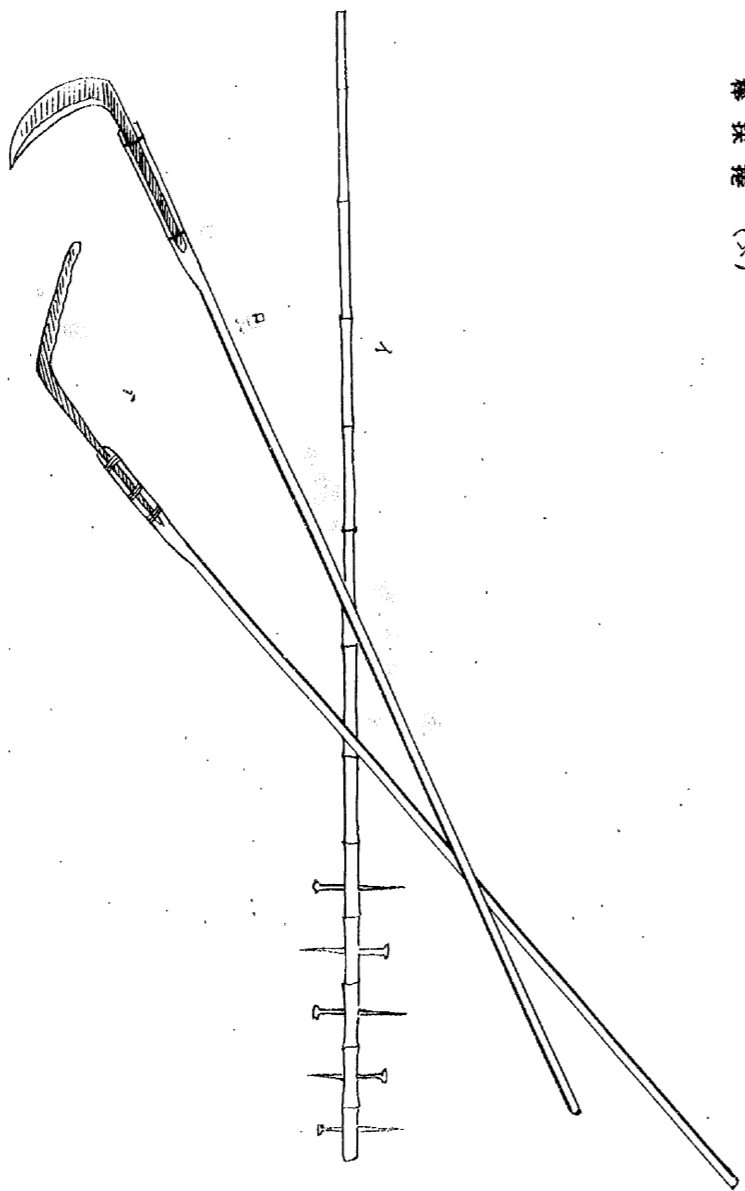
長さ六尺許の竹竿根部に三四寸の西洋釘又は棒を交叉して貫通してあるものなり。

(二) 昆布採收具

咸鏡道北部沿岸にて昆布を採取するには普通の鎌に長柄を附したるもの(ロ)と稍曲りたる木に長柄を附したる棒(ハ)とを併用す則ち船中又は岩礁上より一人は長柄の鎌を以て昆布を刈り他の一人は傍より長柄の棒を以て捲き取る。

圖八十三第

- 振布者 (イ)
- 鎌 (ロ)
- 棒 (ハ)



漁船 어선 漁船 (第三十九圖)

本邦沿岸に於ける普通漁船は漁業の種類に應じて特殊の構造を有することなく、形状稍々隋圓形を呈し肩幅一丈長三丈三尺深四尺形のもの多く其大なるものも肩幅一丈三四尺を超へず概ね船内を五區に分つと雖も其區劃に板仕切を施さず故に一朝海水の侵入に遇ふや之れを防止するの途なく且つ助材を有せず木釘を以て構成するより自から脆弱を免かれず然れども船底廣きを以て船體の動搖少く頗る浮力に富む殊に附屬具たる舵の構造によりて能く淺所の航通に適し帆の構造によりて駛走に利便なるか如きは本漁船の長所なり此に圖示せるは全羅道地方に於ける漁船にして主として鯖、烏賊、漁、鰯業に使用するものなり。

船體 用材は松にて其大さ肩幅一丈長さ三丈三尺深さ四尺五寸とす船内を五區に分ち其第一區(艙部)は板張とし、第二區は細木を繼にて編みたるものを敷き第三區は板張にて此下室を炊事室に充つ、第四區、第五區(艙部)は共に木簧張とす第三區と第五區に帆檣を樹つへき支柱あり船室は第一區のみ竹簧を以て區劃せり艙は急斜して水面と銳角を成し中央部に舵床あり船底部に達す成に必要なる釘は

鐵銅等の金屬を用ひすして檣又は桑の木を釘形に削り尿水中に浸し置きたるものを用ふ新造價格は用材代八拾圓工費二十五圓(食料、薪等の支給品代を含む)計百五圓とす。

舵 舵板は幅の廣狭により二枚若くは三枚はぎとなす其幅上端一尺七寸下端二尺長さ七尺のものを長一丈五尺の柄木に篋め込みたるものなり。

檣 艙及脇檣三挺立、筵は檣にて長さ一丈三尺五寸腕木は松にて長さ八尺とす。

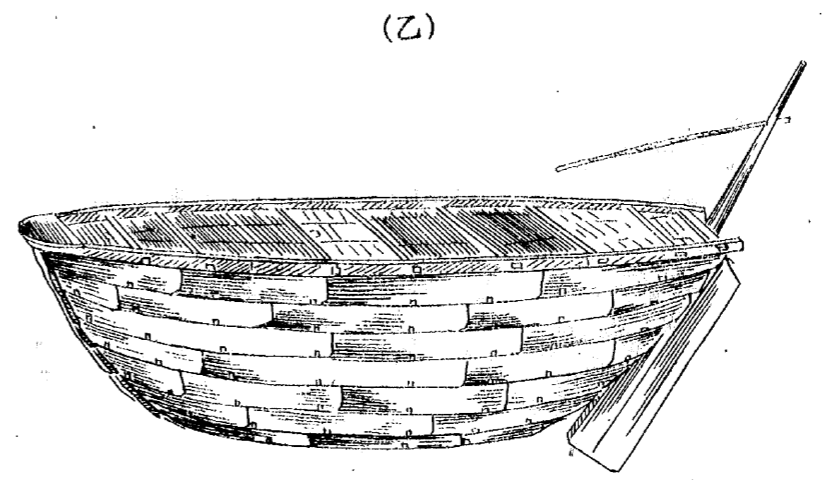
檣 適當の用材に乏しく半より繼ぎ合せり松材にて長さ七尋ありて船體の割合には高し。

帆 概して蘭莖を用ひ其一面數段に竿を緊結し(簾張り)帆面をして可成垂直を保たしめ以て風力の抵抗を大にし且つ逆航に際し利便ならしむ是れ亦船體の割合には其面積大なり。

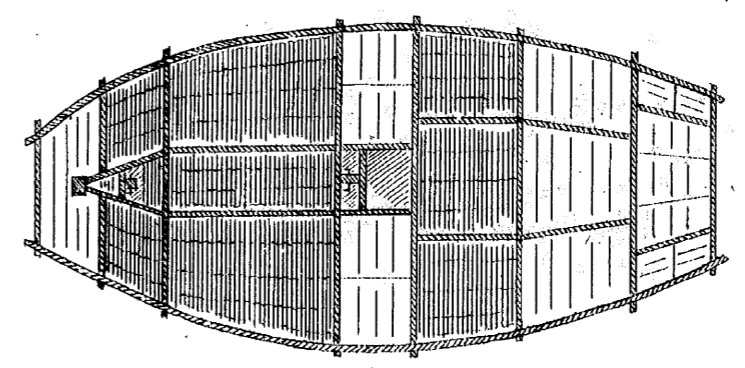
碇 松材を以て造る其長さ一尋とす。

以上の外網具を併せ船體附屬具一切にて一艘の新造費は約二百五十圓餘を要す。

圖九十三第  
船 漁



(甲)

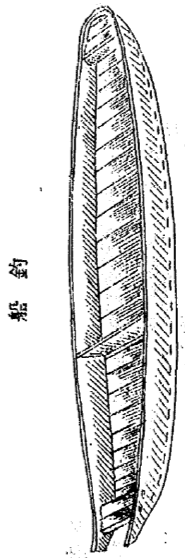


筏船 四 筏 (第四十圖)

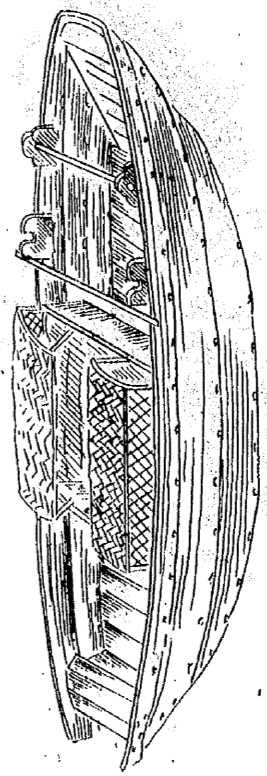
筏船は本邦南浦沖合諸島嶼間に多く使用せられ、殊に南海島、草島、示山島、青山島、大第島、佛斤島、濟州島に最も多く使用せらる。其全形は長さ一丈二尺乃至一丈五尺、幅六尺乃至八尺とし、經一尺乃至七寸許の丸太或は厚板五本乃至十本を胴梁によりて組合せ、不用の際は之れを解き離して保存す。材料は一本にて一丈五尺餘に及ぶものありと雖も、短きものは接合して此の長さに造る。主として自島に産する松材を用ひ、濟州島にありては同島、漢羅山に産する「クサンナム」と稱する木材を用ふ。但し同島にては近年間々日本産杉を用ふることあり、此筏の上には長さ七尺、巾四尺五寸許の腰掛用の梓杉を造り、其の上面に簀を置き、漁夫は常に此上にありて操業す。一隻の新調費五十圓乃至十五圓を要す。帆及び舵は別に用ふることなく、通例櫓腕は松材、櫓篋は檜材を用ひて造り、長さ八尺乃至一丈あり、二隻に五人乃至八人乗組み一艇又は二艇の櫓を有し、一艇に二人乃至四人掛りにて漕ぐ。船体不完全なるか故に海上静穏の日に非されば操業し難しと雖も、諸島間に在りては石首魚、大刀魚、其他各種磯付魚漁業等の爲め、四季を通して應用せらる。

第四十圖

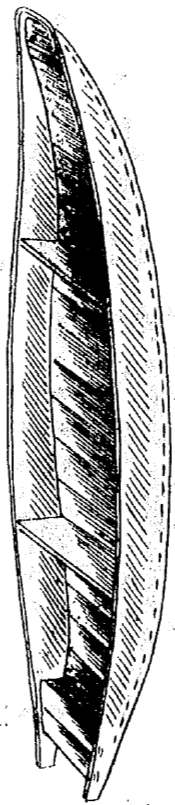




釣船



軍陣船



肥後船

尾川酒船

鎌田十一郎

羽瀬 (第四十二圖)

羽瀬(鮎類)は日本有明海及び不知火海及び周防海沿岸等にて數多營まれ何れも干潮の際遠く露出する干瀉或は濤筋又は河川の通する部分若くは河川の流末に當り海水の急激なる所に於て竹又は簀或は石、沙、土等を以て六十度内外の角度を以て魚道を設け干瀉潮流に伴ふて去來する魚類を誘致陥落せしめて捕獲するものなり、されは本邦西及西南沿岸の如く數里に渉る干瀉地に在りては頗る恰適の漁具なりとす、既に一昨年中日本漁夫は仁川及び群山近海に建設し多大の利益を收めたり、此漁具は從來本邦に行はるる魚箭に類似せるも其規模の大小構造の精粗等固より同日の談にあらず、左に群山、仁川近海に於て日本人の使用するものに就て(日本有明海に於ける式とす)其概要を説述せん。

羽瀬の装置は建設の位置に依りて廣狹大小の差あり概して沿岸に建設するものは規模小に沖合に於てするものは規模大なり、從て羽瀬の名稱を異にし瀉羽瀬(瀉瀬と云ふ)、簀卷羽瀬(簀卷と云ふ)、瀉上羽瀬(瀉上と云ふ)、瀉付羽瀬(瀉付と云ふ)、瀉付羽瀬(瀉付と云ふ)の四種に分てり。

(一) 瀉羽瀬 (第四十二圖甲)

瀉羽瀨は沿岸瀉州の上に建設し干潮時に於て雜魚を陥落せしめ捕獲するものなるも場所によりては干満兩潮時に漁獲するを目的とするものあり其構造は竹又は土を以てし其竹を用ふるものは圖の如く装置し土を以てするものも又之れに準ず今竹を以てするものに就き其構造の方法を述べれば先づ干潮或は満潮の際潮流に伴ふて魚類の通過すること多かるべき位置を撰定し然る後干潮時に徒歩して其所に至り圖に於けるか如く兩手先を魚の來路に向て左右各二十五間乃至三十間の間小竹若くは葎(此部分に瀉土或は小石を充用することあり)或は木石を混用して高さ五尺以下に挿立て魚取りの部分には長さ三尺前口方二尺五寸後口方一尺に構成したる木枠を取付け之れに口徑二尺長さ五尺返り付の筥を装置するものなれども漁獲の多き時は木枠及び筥を除き此所に漁者自ら受け果又は四つ手網を差當て魚類の陥入するに従ひて捕獲することあり此時漁夫は船上よりし或は臺枠よりすることあり。

瀉羽瀨設立の費用は装置の方法により大差あり其砂土を以てするものは勞力を費やすのみに過ぎされども竹を用ひて稍完全に装置せんとせば左右手元各五

十間のもの約三十六間を要す。但し日本有明海地方に於ける價格とす以下皆同じ、

(二) 簀巻羽瀨 (第四十二圖乙)

簀巻羽瀨は沿海瀉州の落筋に建設するものにして瀉羽瀨に比すれば稍々沖合に位し材料は全部竹を用ひ兩手先は瀉羽瀨の如く装置するも魚取の部分は簀を以て臥の如く規模頗る大なり之れを建設するには圖に示すか如く圖中(イ)即ち(イ)と稱する部分に竹を立て次に(ロ)即ち逆窓を次に兩手先即ち(ホ)を建設し然る後(イ)(ロ)(ハ)及(ホ)の内二三間の間を小繩にて十六七段に編み合せ全く簀を以て圍みたるもの如くす斯くして各部の大きさは(ロ)(ハ)共に徑約一間(イ)は左右共約十五間(ハ)は各桁十間(ホ)は長さ二百間乃至五百間に及ぶ(イ)及(ハ)の四隅の各魚陥口は潮流の急なる時幾分の口を開き其緩なるに従て舊の如く閉鎖し一度陥入したる魚類を逃脱せしめざるの装置とす羽瀨の高さは一丈二三尺なるを通常とし竹は深く泥中に挿入するを以て泥の深き所にありては長さものを用ふるの必要あり普通魚取の部分は徑八分長さ一丈餘の雌竹を用ひ兩手は徑二寸長さ一丈六七尺のものを使用す竹の間隔は魚取に於ては殆んど密着し西手先にありては五分



より初まり先端に至り一尺位とす、魚類は流に従ふて魚取の部分に落込み(ロ)或は(ニ)の圍中に陥る、故に魚類を捕獲するに便せん爲め(ロ)及び(ニ)の籠篋の外部には上下に通して開閉自在なる様綴り合せたる點を設け置き、又(ロ)及(ニ)の基部外圍には土俵拾敷箇を据へ付け潮流の爲め根基を堀り流されざる防ぎとなす、斯く建設を終りたる後は毎干潮時に乗船して其場所に到り外部より巻篋を開き攪又は索具を以て魚類を捕獲す。七八月の候フジツボ其他塵埃の附着して潮通しの悪しき場合には竹箒を以て掃除し、或は梅雨中魚取の部分に於ける編繩の腐朽したるときは之れを修繕す、其手先長さ五百間ものを建設するには約三百三十二間を要す。

(三) 満上り囊付羽瀬 (第四十二圖丙)

満上り囊付羽瀬は簀卷羽瀬及び囊付羽瀬と建設場所を同じくし其装置はN字形とし干潮時には沖合に囊尻を張出し満潮時には轉して海岸に向て囊尻を張出す、故に囊付場所は二ヶ所を備ふるものとす、又満潮向には囊網を附し干潮向には簀卷羽瀬の装置となすものあり、前者にありては囊付羽瀬と同じく、後者にありて

は簀卷羽瀬と囊付羽瀬とを折衷したる者の如し、其手先百間ものを建設するには約八十四間を要す。

(四) 囊付羽瀬 (第四十二圖丁)

囊付羽瀬は一名沖羽瀬と稱し羽瀬中最も沖合の深所に建設するものにして高潮時期の干潮時と雖も尙ほ水深三尺乃至五尺を有する河川の流末即ち滞筋中干潮時に流勢急激なる所を撰ひて設置す、滞筋の廣狭によりては規模に大小ありと雖も片手先千間を越ゆるものなく、之れを建設せんとするに當りては簀卷羽瀬の如く手敷を要せされども水深く潮流激しき所に建設するものなるを以て諸材料の大なるものを要し費用は他の羽瀬に倍す、竹は普通眞竹徑三寸乃至五寸、長さ三丈二三尺のものを用ひ、根元は三尺許り斜切にし之れを建設する時には船二三艘に漁夫各三四人乗込みて満潮時に現場に到り干潮を待て囊付部より漸次左右手先に向て竹を挿立す、少くとも竹の根元は四五尺を挿入し、竹と竹との間隔は二寸位より始め手先に至るに従て漸次間隔を廣くし、四五寸に止む、斯くして竹の挿立を了れば羽瀬尻に徑七八寸、長さ三丈三四尺の樅樹二本を建設して網の附着に

便し、尚ほ末端十五六本の竹を小葉繩にて七八段に編み合せ、以て囊網口との連絡を保つ、斯くの如くして十四、五日間に建設を了り、羽瀬尻に囊網を取り着けて漁獲をなすものとす。

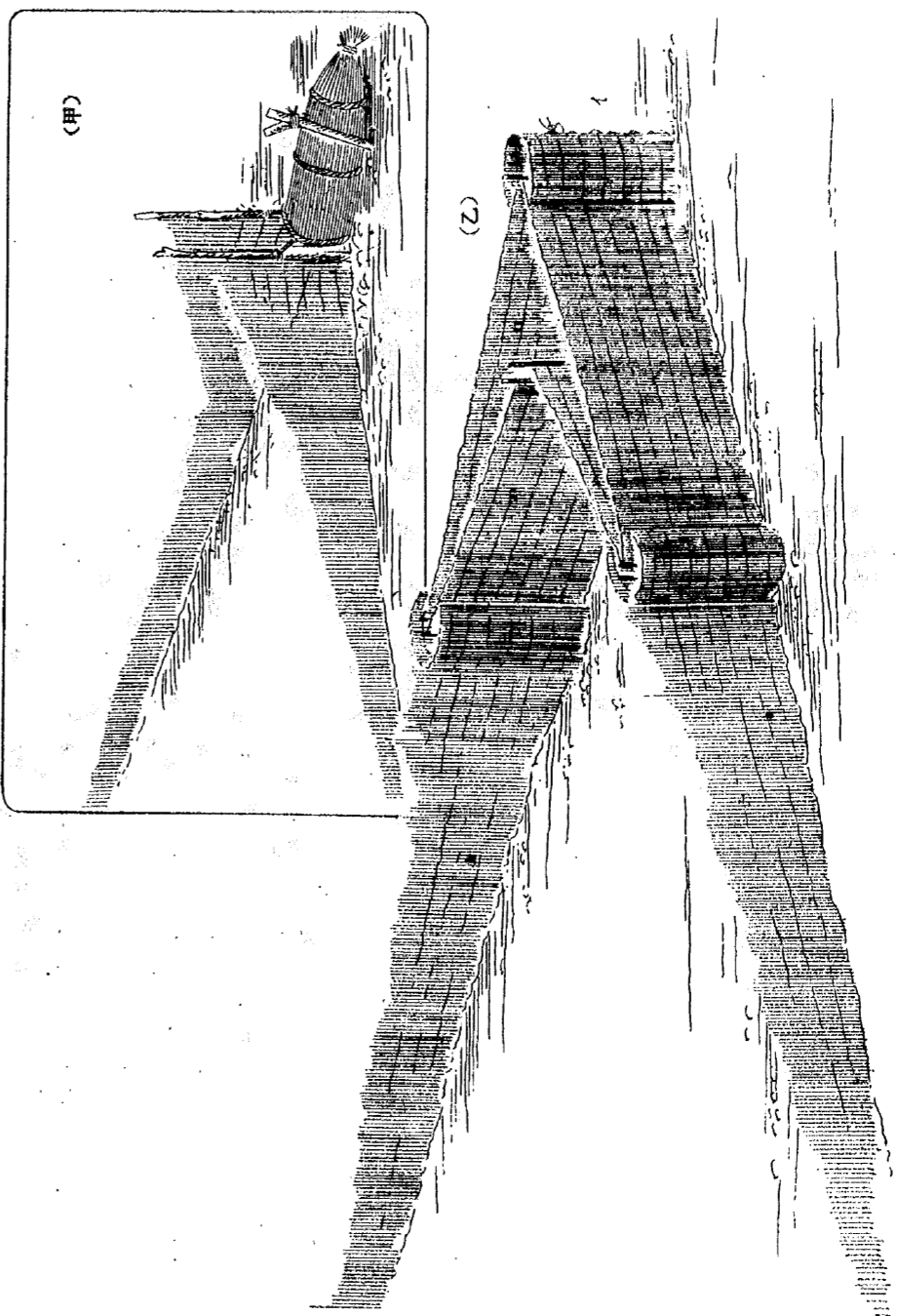
囊網は、ヤコ網と稱へ其大さは羽瀬建設場所の水深によりて異なる、淺き所は長さ十尋、深き所は二十尋、普通十五尋位とす、囊網地は、ウツ、ブタ、カツ、ラ、下、兩脇、端、及、魚取りの四部に分ち、ウツ、ブタ、カツ、ラ、下は共に長さ十三尋にして九分目、二十五掛に編み初め、二尺乃至三尺毎に目落し、一尺間六十節百八十掛に終る、兩脇端は長さ十尋にして九分目、三百五十掛より編み初め、二尺乃至三尺毎に目落し、二分目、目數二箇にて止め、此等の網を編み合せ筒形となし、網尻には魚取一尺間六十六節のもの二尋を筒形に編み合せ、之れを附着して囊網の全形をなす、囊の左右脇網には各五條の筋網を入れ、尚ほ其上下に二條つつの力網を取り附け、之れによりて羽瀬尻に囊網を結び着く。

囊網を羽瀬に装置せは、囊尻より網を取り十尋許を距て杭に曳付け或は錨を以て囊網を伸張す、漁獲物を採上くるには干潮時に船上より囊口の上網を取り囊の

附着せるまま囊尻に向て漸次繰上げ、囊尻を開きて船上に取り上くるものとす、其建設費は羽瀬の位置によりて大差ありと雖も普通手先八百間のもの建設するには約七百十三圓を要す。

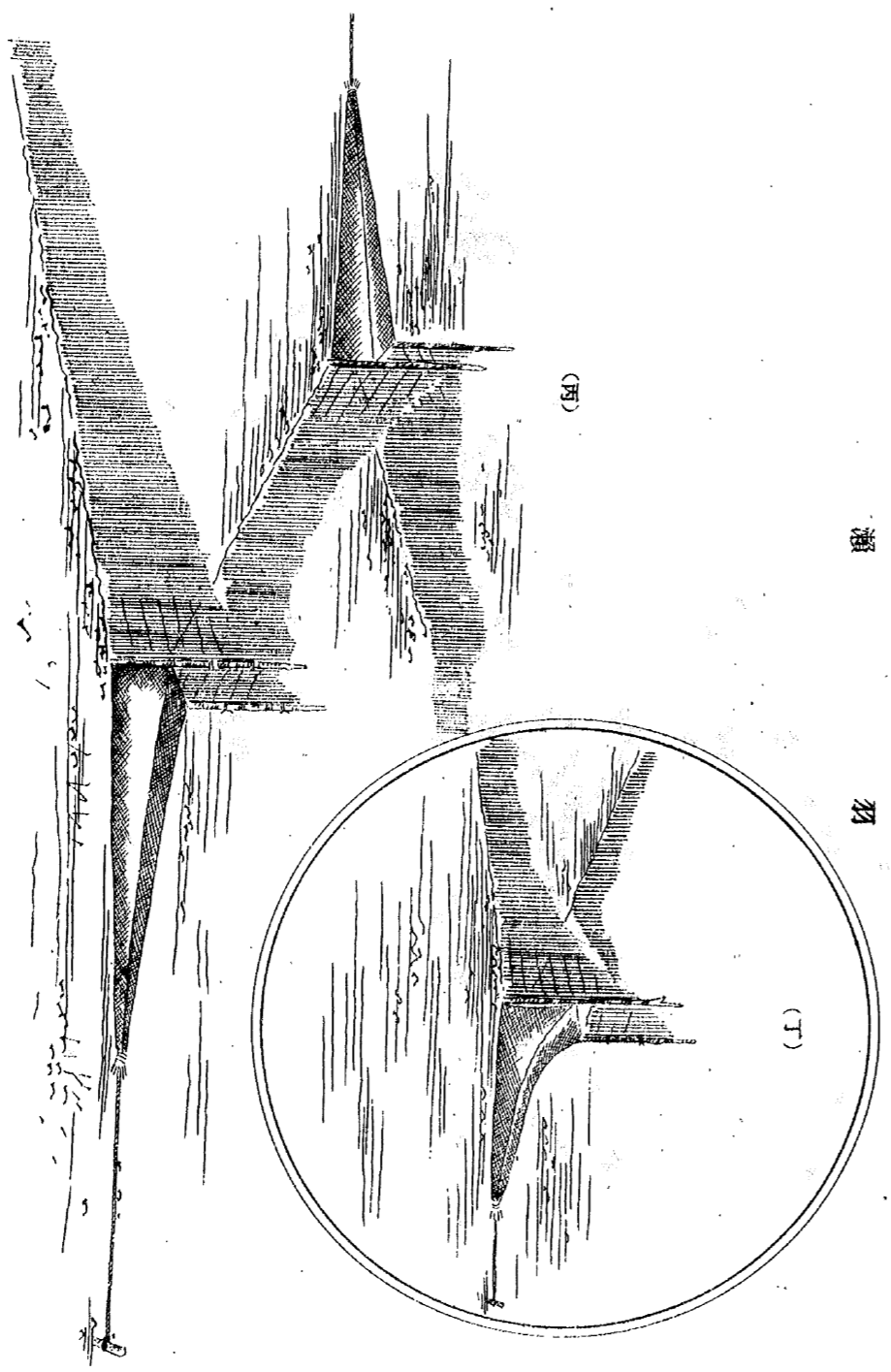
以上各羽瀬に付き構造装置の異なる點を記載したるも猶ほ一般羽瀬に就て之れを云へば毎年羽瀬建設の時期は舊二月十五日潮より初め、二潮乃至五潮位にして挿し了り、之れより始漁し舊十二月に至りて終漁す、故に羽瀬に用ふる竹は前年八、九月頃に於て買約し、主として對馬又は木浦地方より輸送す、竹は毎年新らしきものを建替ゆるものなれども前年の羽瀬に新竹を挿加ふるものもあり。

西南沿海魚類は春期産卵の爲め群來し、秋期寒冷を催すに従て俄に退去するものなれば、羽瀬は其時期に應じて漁獲するを以て目的とするも、漁期中東北風連吹して不時に寒冷を催すか或は降雨多量にして海水の鹽分稀薄となる時は、魚類退散して意外なる不漁に遭遇することあり、之れに反して漁期中、西南風連吹するときは、漁獲多く、且つ其際多量の降雨ありて魚類一時に退去する場合にありては意外の多獲をなすことあり。



第一圖之二十四號

第一圖之二十四號



壺網 (第四十三圖)

壺網は主として内海港灣岬角内等潮流緩なる所に多く使用せられ鱸鳥賊石首魚赤魚黒鯛鰭鮪鰩其他磯魚類を漁獲するの定設漁具にして灣内漁業としては適當の漁具なり網は張出網圍網囊網の三部より成るも其構造大小長短は漁場の状況によりて異なれり又漁獲物の目的により張出網の一端に受網を附し使用する事あり。

(イ)張出網(垣網) 張出網は長五十尋乃至八十尋地形の状況によりて長短ありと雖も普通多く使用する長さ七十七尋の張出網に就き其構造を記さんには網地は十三反より成り綿糸十本撚り網目一寸六分長さ七十七尋網巾は沖合九尋地方三尋に仕立て五十目掛五反と二十五掛のもの一反長さ四十五尋と五十目掛四反長さ三十九尋と五十目掛二反二十五掛一反長さ三十二尋計百十六尋を七十七尋に浮沈西網に縮込み上縁下縁には「シヨヅク」と稱して本網と同じく一寸六分目堅目七節つつを附し網擦れを防ぐの仕立とす。

(ロ)圍網 圍網は綿糸十本撚り一寸六分目五十掛長さ百五十四尋の網地五反を縫合せ上網より三反目の下縁と下縁二反目の上縁との中間に於て網の曲折すへき六箇所には囊網を附着するものなるを以て其囊口の兩側に三角網を附して開口六尋となす此の三角網は五十目掛長さ三尺末に至りて一目に止め其の全網の上下には垣網と同じく縁網(シヨヅク)を附す斯くして網の縫合せ了れば網長百五十四尋を浮繩七十七尋沈子八十四尋に縮込み圍網の全形をなす浮子は長さ七寸桐製のもの一尋間に三枚の割合を以て附着すれども浮游魚類(鱸鳥賊等)を捕ふる時期には一尋五枚の割合となすを普通とす沈子は長さ二寸九釐と稱する陶器製にて四寸五分間に一箇附とし圍網張出網の兩端には特に一貫五百匁許の重石を附して網端の動搖せざる様装置すれども潮の急なる場所にては尙ほ沈石を増し若くは杭を海中に挿立て之れに結び着け潮流に杭して網形を保つの用に供す。

(ハ)囊網 囊網は綿糸十本撚り網地三反より成り囊口五尋囊長四尋半に魚取二尺を附す魚取を除くの外は九分六厘目横目に用ひ上反五十目掛五尋中反五十五目掛四掛下反全五十五目掛三尋各三反の網地を圓筒形に縫合せ魚取部には特に

十五本撚り綿糸百五十掛、二尺間に目落しつゝ最終五十目にて止め、堅目に編み合せ、囊網の全形をなす。尙其中央部には二箇の漏斗網を附す。漏斗網は九本撚り綿糸を用ひ、目合は囊と同じく第一漏斗は目數百五十掛の九編みとして長さ三尺末端四十五目止めとす。第二漏斗は百四十目掛、長さ二尺五寸末端四十五目止めとす。

(二) 受網 綿糸十本撚り網目一寸六分目五十掛の一反七十二尋を縫合せ、下縁の二反目の中間網の曲折すへき三箇所には圍網と同じく囊網を附す。斯く網の縫合了れば、浮子網三十六尋に沈子網三十九尋一尺に縮少して受網の全形をなす。

● 使用法 ● 投網前、先づ繩を以て網形を形成し、錨を以て裝置し、然る後、網を張下するものとす。左に圖に據て其順序を説明すべし。即ち圖中下圖は坪網の骨格となるへき網形にして、其裝置順序は張下せんとする對岸より錨を下し、圖中(一)點より沖合(二)に直線を張り、然る後(イ)なる點に於て網縁となすへき網の中央を定めて結付し、同時に(ロ)と(ハ)の點を定め、(ハ)に及び、全圖の如く左右兩脇に坪形を造り、錨を以て之れを緊結し、以て坪形の全縁となし、漸次(イ)なる部分より網を張下し、坪網の全形をなす。

圖三十一 第 一

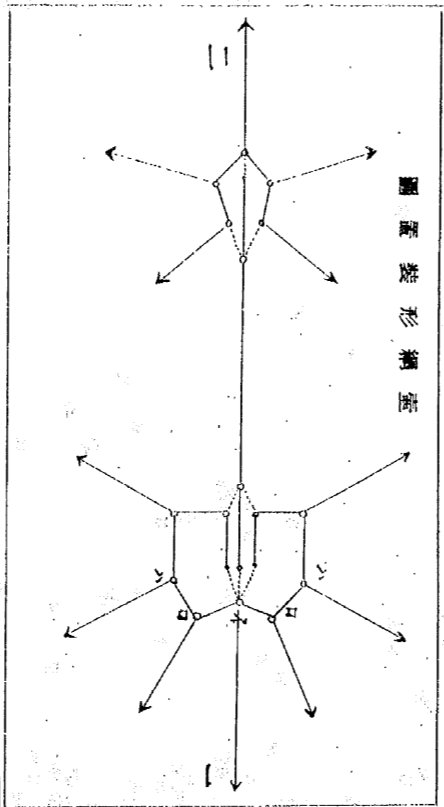
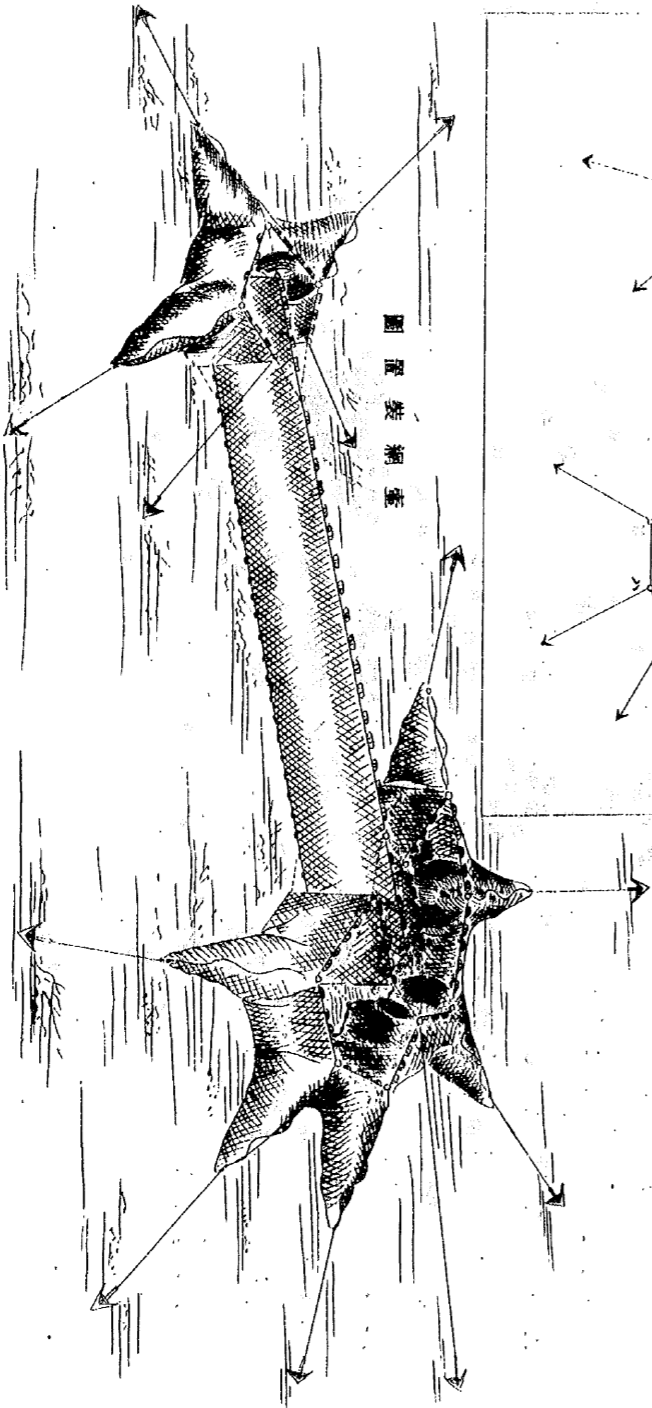


圖 囊 形 網 壹

圖 受 網 壹



鮫鯨網 (第四十四圖)

鮫鯨網は日本九州有明海に於ける主要漁具にして潮流を利用し、隨處に裝置さへき、囊形待網の一種とす。今を去る十一年前初めて長崎縣人正林某本邦に通漁し來り本漁具使用の結果良好なりしを以て爾來西南海に於ける石首魚、大刀魚、鯛、火魚、蝦、鱧、魴、鱒、烏賊等重要魚類に適切の漁具として一般の認知する所となり年と共に漸次出漁者を増加し來り本年にありては該方面より通漁し來る者及び其他轉漁者を合せて殆んど五百艘以上の多きに上り其漁獲高約三十萬圓以上に達せり此漁具の使用は西南海のみならず黄海、平安道沿海にも亦適合するを以て尙ほ數百艘の漁船を容るるに足り、將來益々其數を増加すへきの望みあり、日本通漁者の本漁具使用の状態斯くの如く盛なるより近時本邦人の之れに倣ひ該網を使用するもの全羅、忠清兩道沿海に於て十數艘を數ふるに至れり。

鮫鯨網は荒目、細目、田内の三種ありて此三種とも圖の如く囊にして其細目の大小によりて名稱を異にせり。

(一) 荒目鮫鯨網 (第四十四圖甲)

構造 囊口、横十二尋、幅十尋、長さ四十七尋ありて圖の如く囊の本網は四反を以て筒形に縫ひ合せ之れに魚取二反を以て縫ひ合せ筒形になせるものを接續して全形をなす、而して囊の出網一反の構成は、囊は荒目にして五寸目二百六十目掛に始まり長さ四尋の末より以下二尋毎に細目となし、始より二十尋に達して以下二寸五分目とし、是れより以下漸次細目となし、始より長さ三十二尋の末に至りては一尺間六目半に縮小す、斯く目縮めすると同時に目落を成す、其割合は一口より二十五尋に至る間は一尋毎に兩側二目つつを以下は一尺毎に兩側二目つつを減し、末端を百五十目にて止む、又魚取一反の構造は一寸目三百目掛けに始め、長さ十五尋の間に順次目落して末端を七十五目に止むるものとす、價格は日本にて約四百三十七圓とす。

漁場は潮流急激にして一時間約五哩以上の速力を有し、海深六尋乃至二十尋にして海底泥質なる場所を最も適當とす。

使用法 肩五〇乃至六〇長さ六尋乃至七尋の漁船に漁夫三人乗組み、沖合に出、て沙の干満に關せず沙の將に動かんとする時を伺ひ、先づ船首の右舷に備へある

木錨を投し次に錨網及び糸付囊を投しつゝ漸次潮下に流し別に控へたるカカリ網の潮流のため緊張する度を見計ひ左舷に吊しある足まき及浮竹を海中に投し之れと同時に急速に囊を投入す然る時は網は潮流を受けて一直線に流下す而して網尻には十尋許の細繩に浮樽を付し置き以て目標となす斯く投網形了ればナシバ網(イ)を船の左舷に取り置き船首に「カ、リ」網(ロ)を取りて囊口の艫部上邊にあるを程度とし船を繋ぎ止む然るときは潮流急なるに従ひ魚は流されて囊に入り魚取の狭き部分に壓迫せられ逸出する能はず斯の如くして待つこと凡そ四時間潮勢稍々緩となりたるとき「カ、リ」網を伸へつつ引廻し網を練りつつ船を囊口に横たへかねて船内に取り置きたる「ナシバ」網を練り浮竹及び沈木(足マキ)を船舷に引寄せ二人の漁夫は双方に分れ其兩端を船舷に取り付けて網の両側を練り他の一人は其中部を練り斯くして魚取に來れば更に網尻に取り付けある小繩を以て囊居を「船舷」に引き付け魚は即ち囊尻の束ね繩を解きて之れを船内に收む此の如くして取り揚げ終れば網錨網を練り上げ錨を引き揚げ更に他の漁場に轉漁す之れか使用上特に注意を要するは投網と引揚げの時間を誤らざるにあり投網の際

潮流急に失するときは錨が容易に止まらずして網を押し流し投網すること能はざるに至る又引揚げの時遅れたるときは網中の調ば忽ち逸出す又網具を揚げ了らざるに先ち逆潮來るときは船の線縦意の如くならず網は流れて錨に纏綿し大に困難を來すことあり故に其の潮時を計り投網或は揚網するは最も緊要なる所とす。

(二) 細目鮫鱈網 (第四十四圖乙)

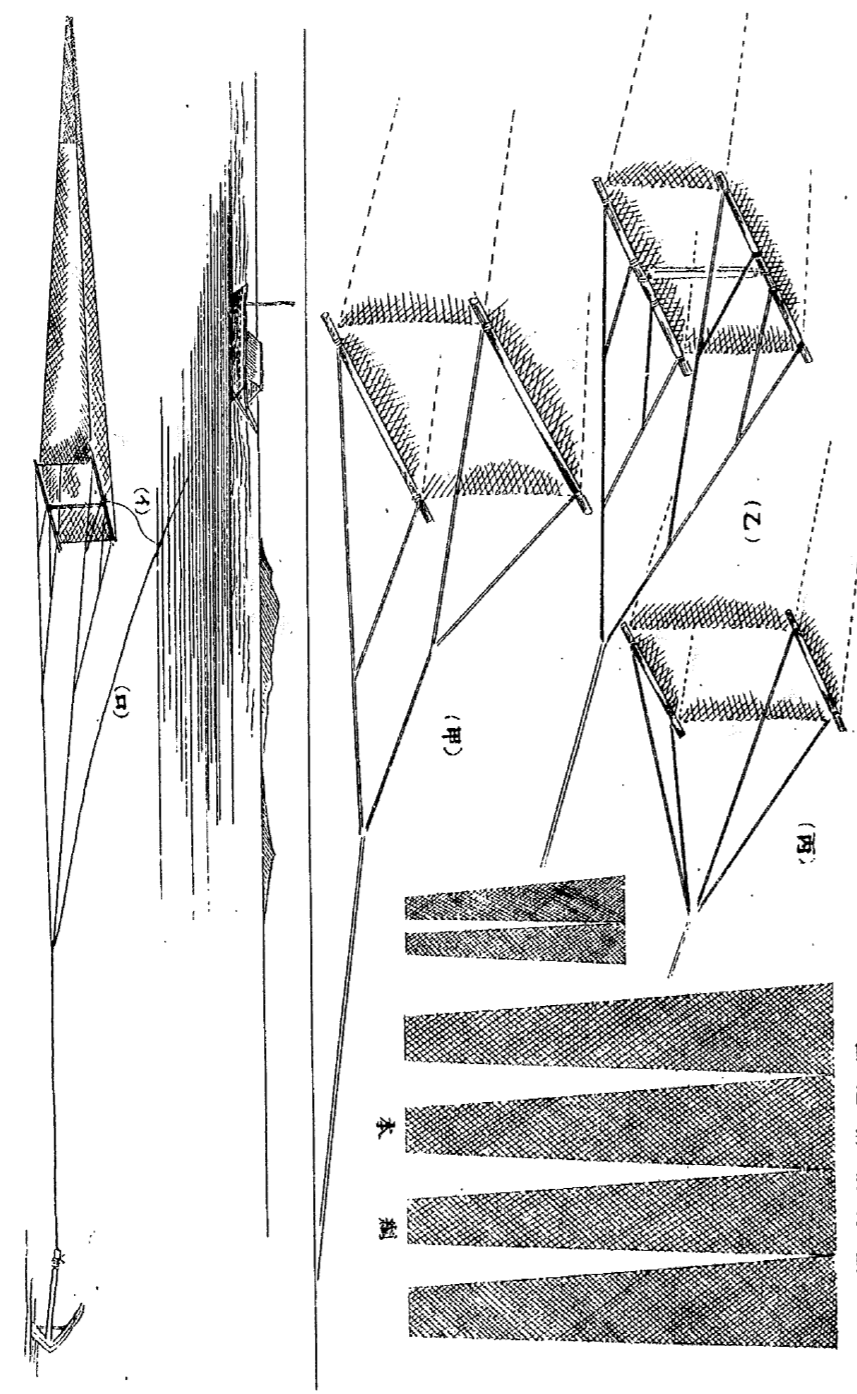
構造 囊口横十一尋巾九尋長さ四十尋ありて其構造荒目のものと等しく本囊網一反の構造は一尺に八目の目合にて九百掛けに始め二尋毎に適宜に縮小し又長さ一尺間に両側二目つつ目落して二十七尋の末に至り百五十目に止む又魚取一反は一尺に二十五目の目合にて三百目掛けに始め長さ十三尋の末に至る間漸次目数を減して十目に止む主として真鰈の漁期に使用するものなるを以て一名鰈鮫網の稱あり價格は日本にては約四百二十七圓餘とす。

漁場は七尋乃至十尋の深さを有する露筋にして凹状の海底砂泥質の所を撰ぶ其使用方法は荒目のものと異なることなし。

(三) 田内鮫鱈網 (第四十四圖丙)

構造 囊口横三尋、巾六尋、長さ二十二尋ありて其構造前二者と異なるなきも規模小にして囊の本網一反の構造は一尺間十目の目合にて六百目掛けに始め以下一尋毎に適宜に目合を縮め又長さ一尺間に目數兩端を三目つつ落し二十尋の末端に至り二百目にて止む又魚取一反の構造は一尺間に三十四目の目合にて四百目掛けに始め長さ二尋の末に至り百目に減す主として沙魚、白魚、其他雜魚を捕獲す、價格は日本にては約百二十八圓餘とす。

漁場 河川及溝渠等より注入する濁筋に敷設し沖合に於ては使用することなし、故に「タラッチ」網の名あり、高潮時に在りては河川内に於ても使用することあり其使用法前二者と等しと雖も規模小なるを以て一人にて使用し得へし。



田内鮫鱈網 (第四十四圖丙)

田内鮫鱈網構造



蝦打瀬網 (第四十五圖)

打瀬漁業は囊形の漁網を海底に沈め風力又は潮力又は漕行により船を進航せしめ海底を引曳して魚族を囊網中に遂ひ入れ捕獲するの趣向に出づ又蒸溜打瀬と稱して漁船に依り大なる囊網を引曳する業は漁(サト)トロール漁業(英)に英國に於て盛んに行はれ近來日本に於ても亦之れに倣ひ漁業を營むものあるに至れり本邦に在りては未だ此等大規模なる打瀬網漁業を營むものなきも規模小なる風力に依りて打瀬網を使用するもの日本山口廣島岡山長崎香川愛媛大分和歌山の各縣地方の出漁者を通して六十餘艘に達せり其漁場は慶尙全羅兩道沿海就中河東灣汝自灣得糧灣及國島示山島近海とし其漁獲物は主として蝦(サ)鱈(サ)舌比目魚(サ)鱧(サ)鱈(サ)等とす左に蝦打瀬網の構造使構法を述へん。

構造

網は囊網及兩脇網及天井網より成る囊網上側は四反の麻網を以て編成す則ち圖に示す(イ)は四分目二百二十目掛(巾八尺二寸)長三尺(ロ)は五分目二百二十目掛(巾八尺二寸)長三尺(ハ)は五分目二百三十目掛(巾九尺五寸)長五尺(ニ)は六分目百四十目掛(巾六尺)長

二尺二寸(巾七尺)同下側は六反の麻網を以て編成す則ち圖中の(イ)は四分目強二百七十五目掛(巾九尺二寸)長二尺(ロ)は四分目強三百二十目掛(巾十一尺八寸)長二尺(ハ)は六分目三百目掛(巾十二尺八寸)長二尺(ニ)は六分目三百五十目掛(巾十三尺)長六尺(ホ)は六分五厘目二百五十目掛(巾九尺)長三尺(網之れヲ出シ) (ヘ)は一吋二分目四十八目掛(巾七尺)長一尺六寸(巾六尺)ハスワ網は三反の麻網にて編成す則ち圖の(イ)は三角形にして網内四分百六十目掛(巾六尺)を三尺の間に其末端を二目まで目落す(ロ)は四分五厘目百五十目掛(巾六尺)長十一尺四寸(ハ)は六分目百目掛(巾四尺二寸)長三寸(出シ網)漏斗網は囊設けたる小囊にして麻網上下側及兩ハスワ網より成る上側は麻網一反(イ)は四分五厘目百二十五目掛(巾五尺二寸)長四尺下側は麻網一反(ロ)は四分五厘目百五十目に掛(巾六尺)長四尺兩ハスワ網は麻網三角形一反(イ)は四分五厘目九十目掛(巾四尺)を網三五寸の間に其末端を二目まで目落す。

脇網は麻網四網より成る網目は横目に用ふ(イ)は六分目百二十目掛(巾五尺)長さ六尺五寸(ロ)は六分目百目掛(巾四尺)長さ五尺五寸(ハ)は六分五厘目百十掛(巾四尺)長四尺五寸(ニ)は六分五厘目百五十五目掛(巾二尺)長二尺七寸

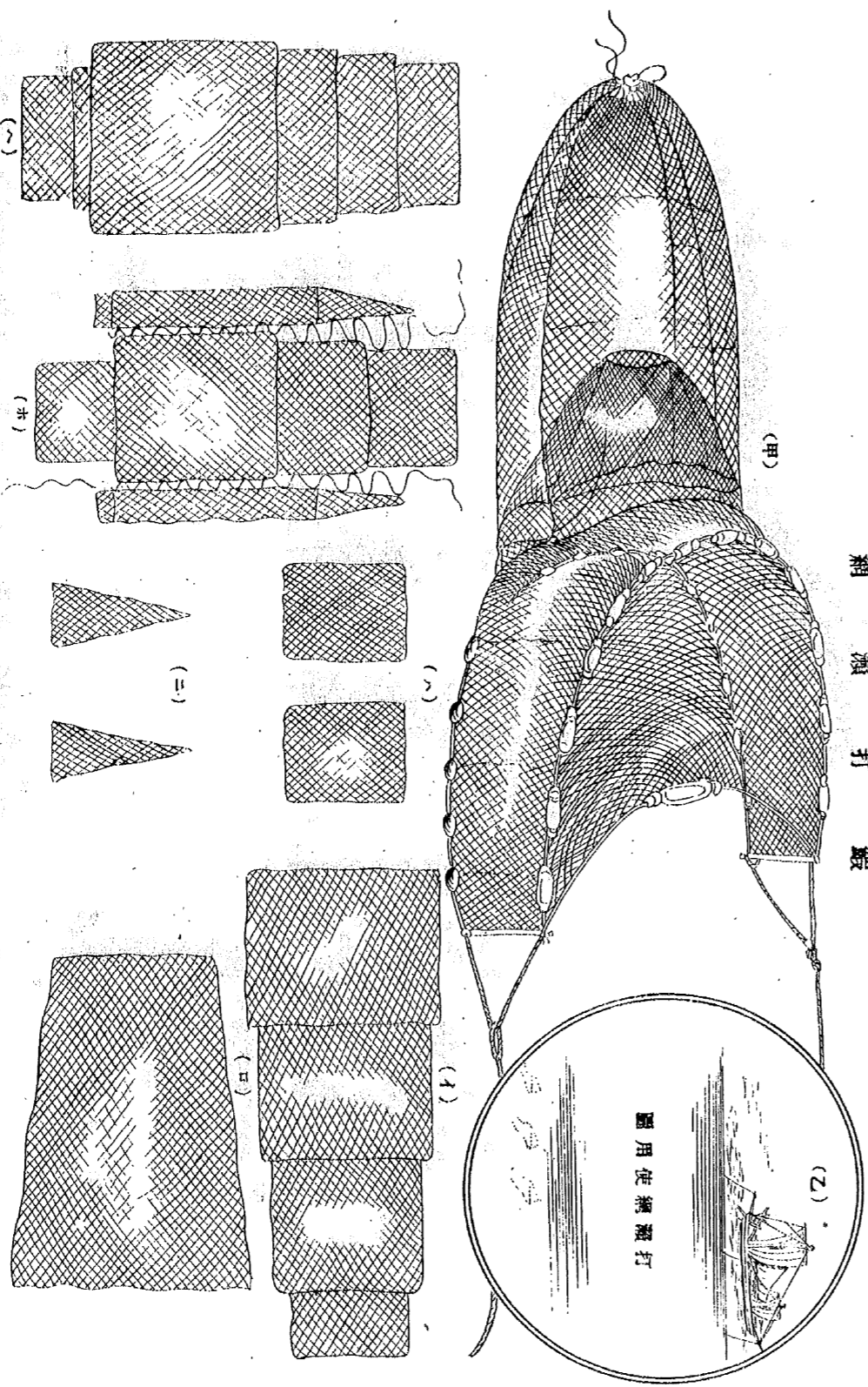


二間の末にて左右結束して一本となす其結束部には凡二貫目の石一箇を附す其網は風の強弱に依り伸縮強キトキハ伸ハ縮キトキハ縮ムすれども凡五十尋乃至七十尋を用ふ。

三 使用法

漁船は使用すべき網具の大小により大きを異にし同時に亦其乗込人員にも多少あり肩巾七尺以上十尺までの漁船には三人乗網三張を使用し十尺以上は四人乗網四張を使用す網を投入するには船首及び船尾にヤリ出しと稱し松丸末末口四五寸長さ三間乃至三間半を突出し三張を使用する際は其ヤリダシの先端に各一張宛を取付け胴の間に一張を装置す四張を使用するときは尙ほ中央に一張を加へ其の引網は中央部尤も短く兩端にあるものは五尋乃至八尋許つ長さを加ふ投網の順序は舳艫各手等に投入し帆を展開して潮上より潮下に引曳し之れを引揚ぐるには投網の時と反して兩端二張を同時と引揚げ魚を捕獲して之れを投入し最後に中央のものを引揚げ網中の魚を採取す此の如くして晝夜を分たす一日五六回繰返す漁場は岩礁なき泥沙の場所にして海深六尋乃至四十尋とす。

第五十四圖 網 打 敷



鯨流網

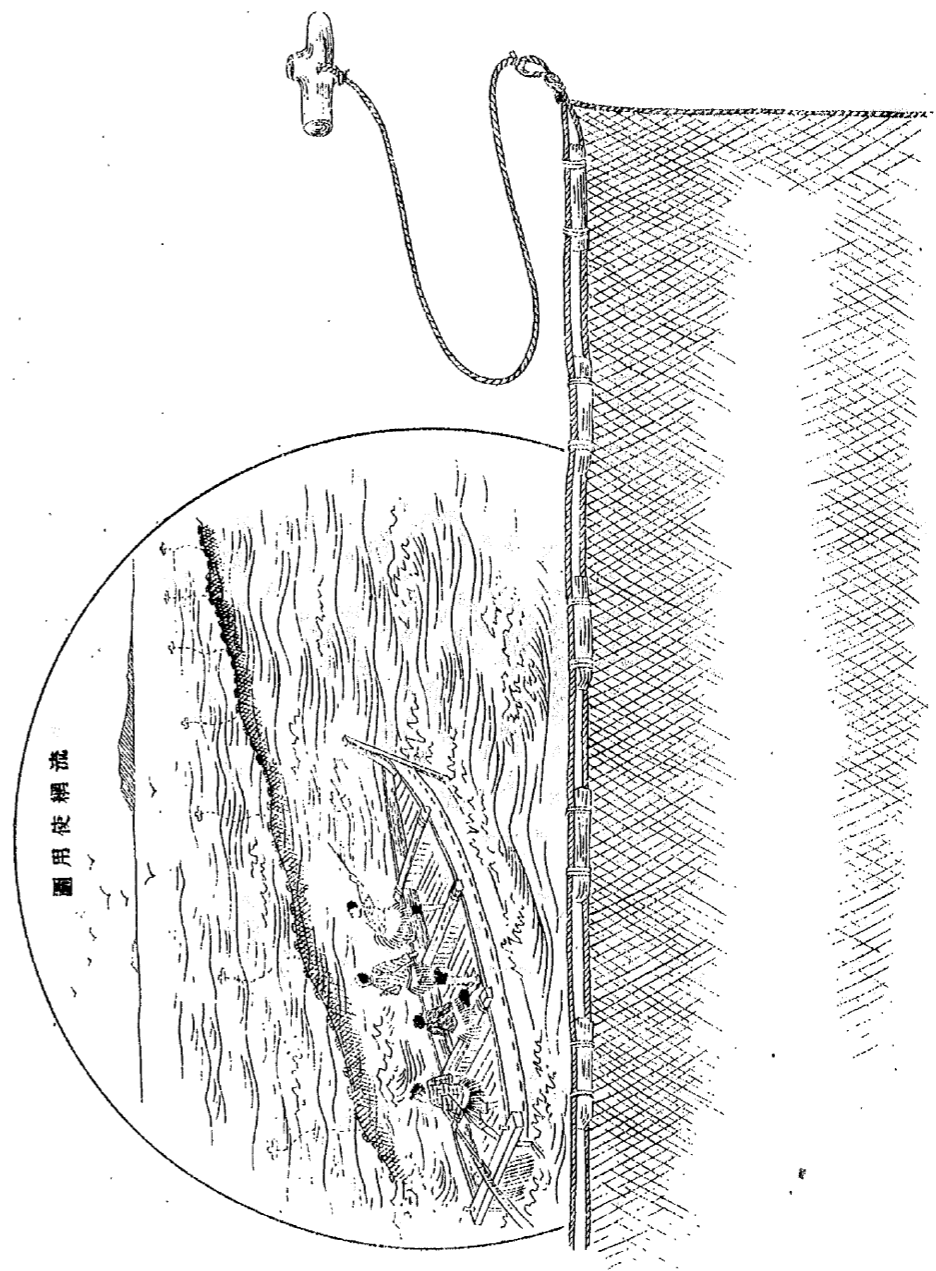
(第四十六圖)

鯨は本邦人之れを嗜好せざるか爲め從來其捕獲尠なりき而も本邦水産物中主要のものにして日本通漁者に在りては實に鯛繩漁業に亞く重要漁業なりとす(本年中本漁業を營む者二百三十八隻)左に香川縣地方の出漁者か使用するものに就き其構造及び使用を略記せん。

構造 鯨流網は漁場の模様によりて差異あれども其多くは網の全長六百四十尋、丈十二尋にして長さ十六尋を一反とし、二反を縫合して一把とし、總數二十把より成り、各一把は網地、浮子、浮子繩、浮標繩、浮標、手網より構成せらる。網地は但馬麻二子蛙股編(方言トシ)、鯨尺一尺に七節五十掛二百目落し、十六尋を一反とし、縫縫二反、横縫三反を一把とし、其長さ三十二尋を浮子繩二十尋に縮結したるもの二十把より成り、其中央部の網地四十反は年々新調し、中網を裾とし、翌年は浮子方に順次交換して用ふ。浮子は桐製幅一寸厚七分長さ八寸の長方形にして、浮子繩二尺毎に一箇を附す。浮子繩は藁製二子撚徑三分、長十尋を一本とし、二條の間に浮子を夾結し、其一端をツバ(方言トシ)となし、以て各把の接合に便す。浮標(方言トシ)は桐丸太徑三寸、長二尺

ものに二子撚徑二分、長四尋半の藁繩を結び、附け四箇半を一把分とす。浮標は方言大樽、見附樽、中樽、端樽の四箇を用ふ、其容積一斗五升入の木樽にして、大樽は網の基部に見附、樽は大樽と約二十尋の間を有し、手網に結付し、網の流れ方を見るに便す。中樽は網の中央に端樽は網の末端にありて、其中央に竹筒を嵌め、標燈を點する装置を爲し、徑七分、長五尋の棕欄を以て結付す。手網は棕欄製徑七分、長三十尋のもの一條を要し、浮子繩の末端に附す。

使用法 肩幅七尺の漁船に漁夫四名乗込み、出漁時間は漁場の遠近風力の強弱に依りて一定せされども、大概中飯後出漁準備を整へ、帆走又は櫓を操りて目的の漁場に達し、日没を待ちて目標とす。へき山岳島嶼により位置を定め、潮の手滿を論せず、潮流を遮断して、端樽に点火し、順次網を張下す。其際一人は沖合に向つて、軽く櫓を押し、二人は裾方、浮子方に分れて、網を海中に投し、三人呼吸を許りて張下し、手網の中央には沈石を結はし、其端を船首の貫木に繋ぎ、風潮に従ふて漂流しなから、標燈を看守し、網の伸張宜しく、其他故障なければ、翌朝に至て之れを繰り揚げ、漁獲物を採取して歸港す。



第四十六圖 網

鱧延繩

(第四十七圖)

鱧漁業は大分、山口、長崎各縣より通漁せる日本漁夫の主要漁業にして、欲知島嶼、子島、巨文島、濟州島、於青島、大青島、椒島沿海に來る漁船百艘以上に及びり。

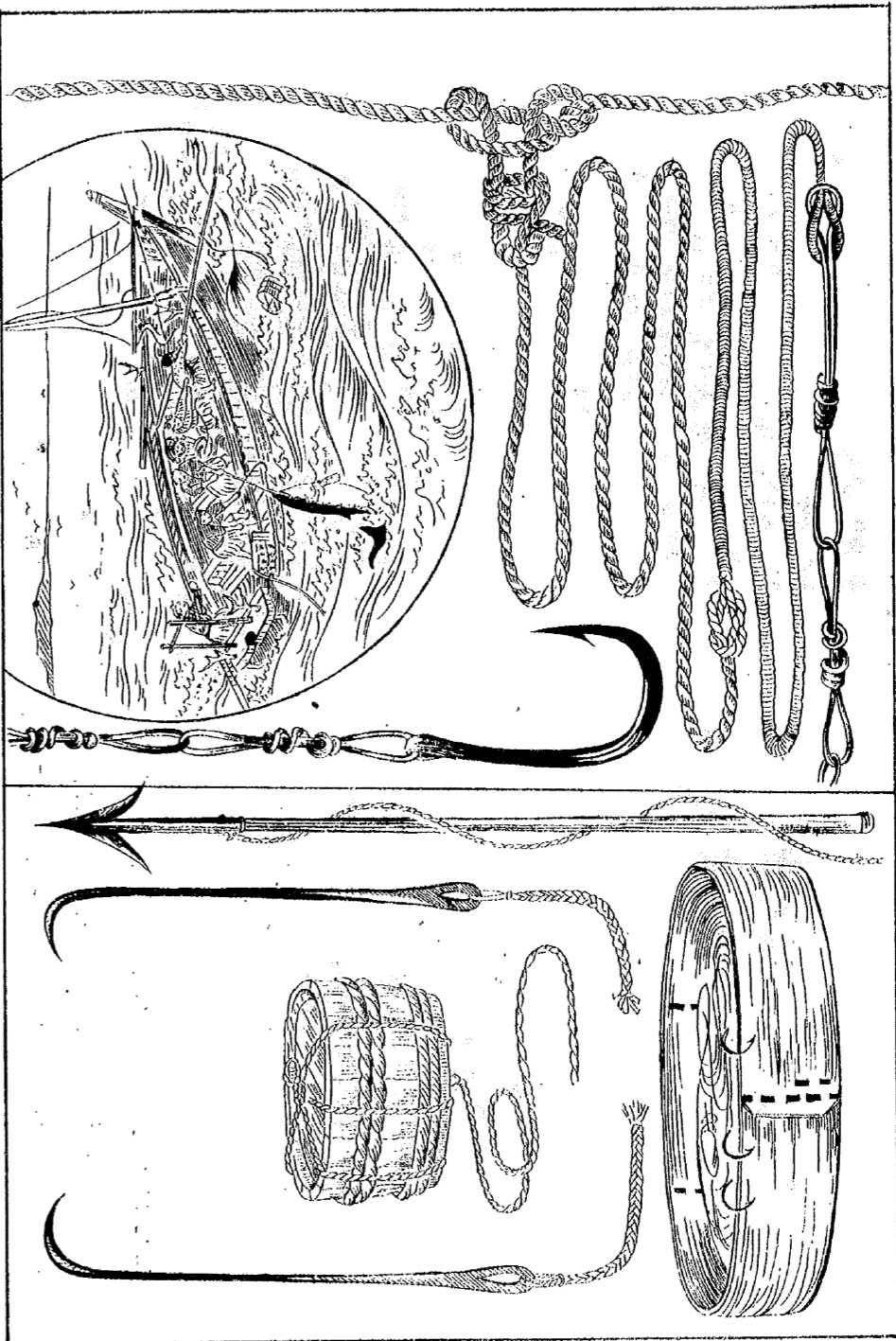
漁具は長繩二十八鉢、浮樽十四箇、浮標十四箇、標旗二本、鐵鈎二本、棒鈎一本を要す。  
 構造 幹繩は麻製左り二子撚り、太さ直徑二分五厘にして(一丈の重量十四匁五分)一鉢の長さ百二十尋とす、但し繩の兩端接續の部分及び浮標結ひ付けの部分一尋内外は磨擦を防ぐ爲め特に三子撚りと爲す、枝繩は元緝、鎖の三部より成り、其元緝は幹繩に接續するものにして麻製右三子撚り(一丈の重量十一匁二分)、太さ畧は幹繩に同じく、長さは三十尋と四十尋との二種ありて、長短交互に結附す、又先緝は元緝の末端に附し、鎖と元緝とを連絡する者にして麻製三子撚り、徑二分三厘(長一丈ノ重一匁四十六匁)、長さ約三尺五寸にして繩の表面は麻にて下た撚りと反對の方向に、セキ巻し、尙ほ繩の兩端は接續を容易ならしむる爲め管狀となす、鎖は鈎先より先緝に至る連鎖にして一鎖は長四、五、寸つとす、其形狀は圖に就て見よ、以上三種の緝にて成立せる枝繩は一鉢に二筋を附す、浮樽は約八辨入杉製、太さ長繩を支持するを以て足れり

第四十七圖

とす、此浮樽は繩配り始め終に一箇つつ及繩の中央は二鉢毎に一箇つつ浮標と交互に附着す、浮標は桐製徑五寸長さ二尺内外とす、此浮標は二鉢毎に一箇の割合に浮樽と交互に附着す、標旗は繩配りの始終兩位位置を知るに容易ならしむる爲め浮樽に直立するものにして其構造は一定したるものにあらず、鉛は鐵製のものに六七尺の檜棒と十餘尋の麻手繩を附す、鐵鈎は單純なる鐵鈎に株枙繩を附す、棒鈎は杉丸太長さ五尺の末端に鐵鈎を附したるものとす。

**使用法** 日出前に漁場に至り潮流方向及其緩急を考察して潮流の緩なる時を見計らひ、流を横断して一直線に長繩を延へ下すこと普通の長繩を使用するに異ならざるも配り始めに枝繩を置き、次より毎鉢繼目に浮標と浮樽とを交互に附着し全く配り終れば其終點にも浮樽を附す、繩配りに當ては枝繩を潮の上流に投入すること注意を要す、斯くして長繩は二十位を配下するを普通とし、着手のとき天候により些少の遅速あるも普通一時間位にして終了す、配り終れば浮標に添て配り始めの位置に引返すも途中繩の整理を爲し、既に魚の罹りたる標様あれば之れを引揚げ而して配り始めの位置に返へれば順次繩を繰り、餌の失なへるものあれば

は之れに餌を附し、魚の罹るあれば鉛及鈎を用ひて船に引寄せ、棍棒を以て撲殺して船上に揚ぐ、此の如く二十鉢の長繩を一回繰廻るには約二時間餘を要するを以て午前四時頃出漁するものは繰廻り三回位にして止漁すれども、漁獲あるときは夜に入るも尙止めず、深更に至りて歸港す。



罾  
第四十七圖

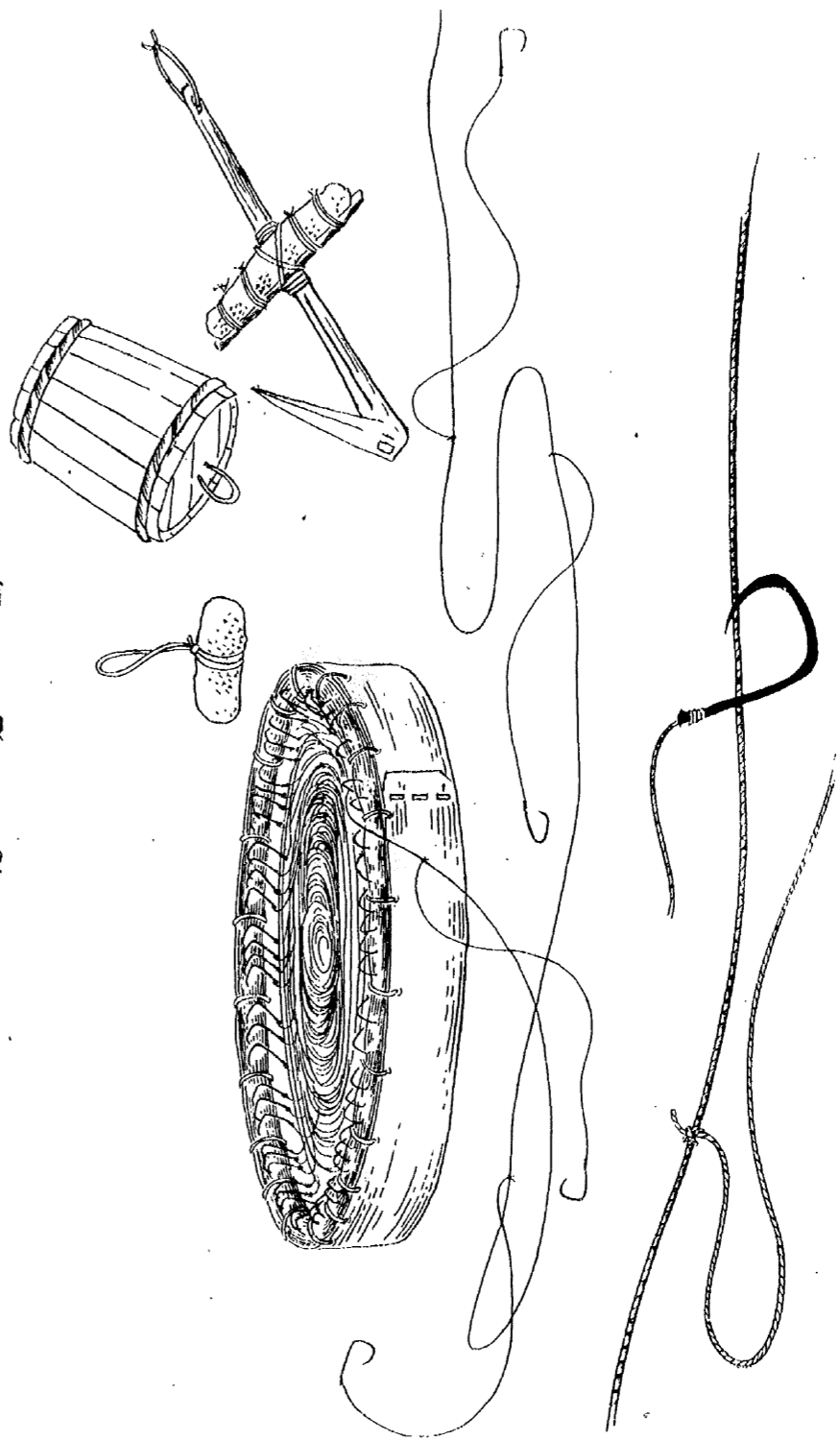
鯛延繩 (第四十八圖)

鯛延繩は日本通漁者の最初に使用したる漁具にして年々共に此漁業者を増加し山口、香川、廣島、長崎、熊本、愛媛、福岡、岡山、佐賀、高根、鹿兒島、徳島、大分等の諸縣より通漁するもの本年に於て五百餘艘に上り、近年は本邦人も亦日本漁夫に倣ひ往々之れを使用するものあり、此漁具は鯛を主とし、鱸、鮠、黒鯛等を漁獲するに用ひらる。

**構造** 幹繩は麻三子撚り、經一分三厘許、一鉢の長さ三百八尋とし、之れに麻二子撚り徑一分許の枝系八十五條を附け、其下端に各釣鉤を附せり、釣鉤は一匁内外の鐵線にて造り、錫渡金を施せるものなり、常に之れを繩鉢に納む、繩鉢は漁船一艘に十五乃至十八鉢を用ひ、外に碇二挺及浮樽三箇及小手石と稱して重量百匁乃至二百匁の自然石を枝系五條乃至八條隔てに一箇を要す。

**使用法** 漁船一艘に四人又は五人乗組て餌料を釣鉤に装し、つゝ漁場に出て内二人は櫂を漕ぎ、他は漁具を延へ下すものにして、先づ碇及浮樽を投入し、潮流を横切り、小手石を附し、つつ直線又は彎曲に順次接続して延へ下し、最後に碇及浮樽を投入す、鉢數を多く延下するときは兩端の外中央に碇及浮樽を附す、凡う一時間を經過して、後一方より繰上げて魚を捕ふ。

第四十八圖



罾  
延  
繩  
第 四 十 八 圖

鱸空釣繩 (第四十九圖)

鱸は魴、築類又は曳網及延繩等にて漁獲す又産卵期雌魚を捕へ之れを罟として雄魚の追尾するを抄捕する法あれども未だ盛ならず近時日本漁夫の空釣繩を以て本邦沿岸に出漁するもの五十艘以上に及び本邦人も亦之れに倣ふもの漸々多きに至らんとす其漁具は出漁元地方の異なるに従ひ製造に於て幾分の差異あるも捕獲の趣向に至りは同一なり左に福岡縣柳川地方より出漁せる空釣繩の製造使用法を述へん。

構造 繩は麻又は綿糸を用ひ(麻は三子撚り徑四厘 綿糸は六十本撚り)長さ百五十尋乃至二百尋を幹繩として之れに八寸乃至一尺間隔にて長さ一尺の枝糸を(麻は二子撚り徑三厘 綿糸は四十本撚り)結び着け其末端に掛釣鈎を附し尙ほ其枝糸七本乃至十本隔てに徑四分長さ三寸五分許の桐製の小浮子を附着して繩掛又は繩鉢に納む。

使用法 肩五尺長さ一丈九尺の漁船三人乗にして沿海藻類なき砂泥底の箇所に至り干満何れを問はず停潮時に延へ込み次潮の初めに於て繰上げ漁獲す之れを延へんとするや繩の一端に小錨及浮標を附して繩鉢にある繩口を結び附け餌

第 四 十 九 圖

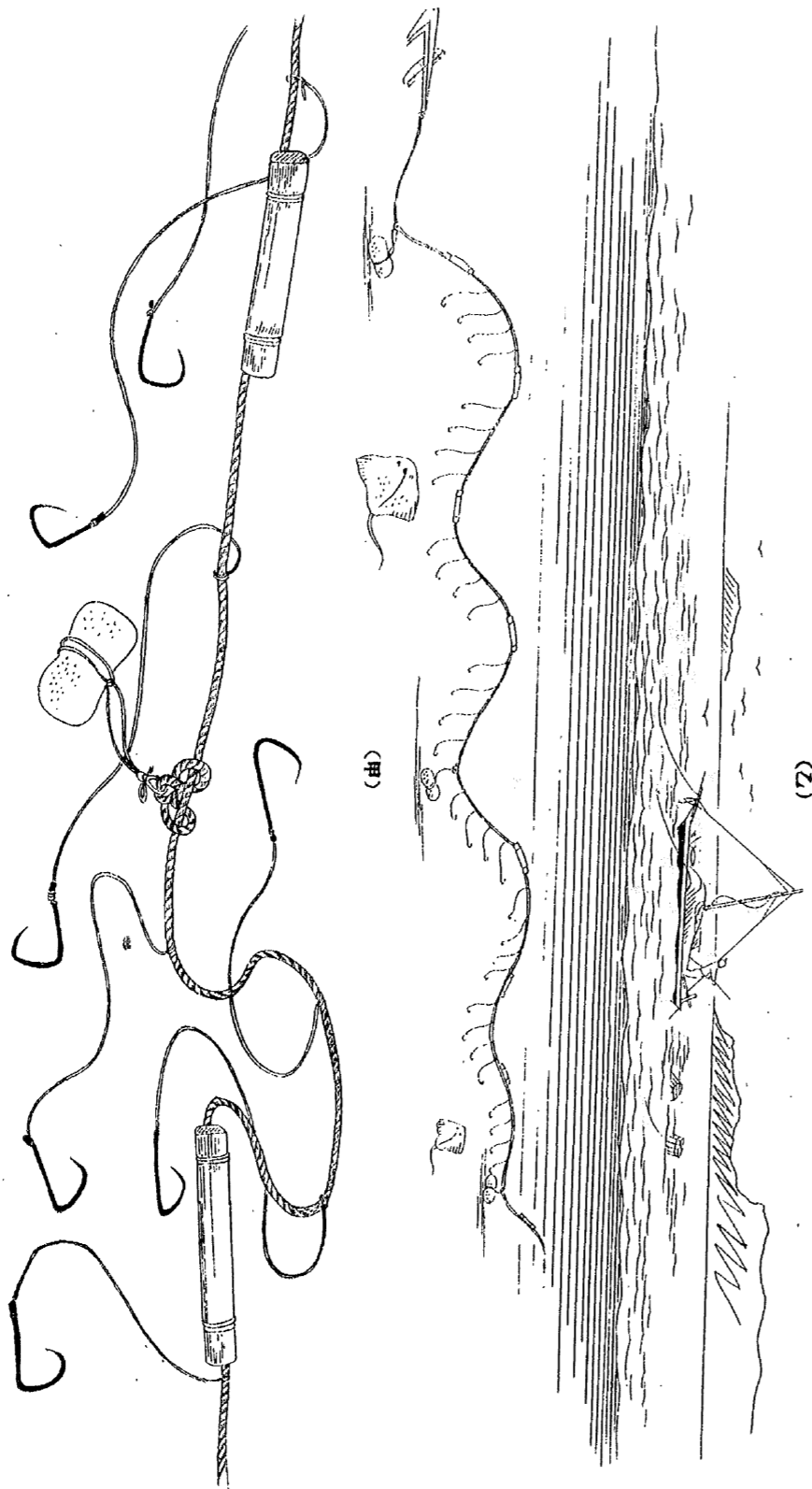


料を附することなく順次水底に延下し、浮子の二十箇乃至二十五箇目に至れば中石とて間滑なる小石を其幹繩に結び附け、幹繩は海底に浮子及中石によりて山形狀に延下するものにて先づ潮汐を横斷する如く漁場を定め、漁夫の一名は櫓を執りて船の進行を計り、一人は船舷によりて掛釣鉤を混亂せざる様順序に延へ下し、他の一人は小石又は繩の繼ぎ合せ等をなし傍ら延方の手傳を爲す、此の如くして二十鉢乃至三十鉢を延下せば末端に小錨を附し、其附近に停船して漁時の來るを待つ、本漁具は晝夜を間はす使用することあるも多獲のときは夜間とし、一夜にし、て三百五六十尾を漁獲するは敢て難しとせず、其魚族は赤鰭、白鰭、鳩鰭、比目魚等とす。

圖九十四第

况景用使繩釣掛錨

(乙)



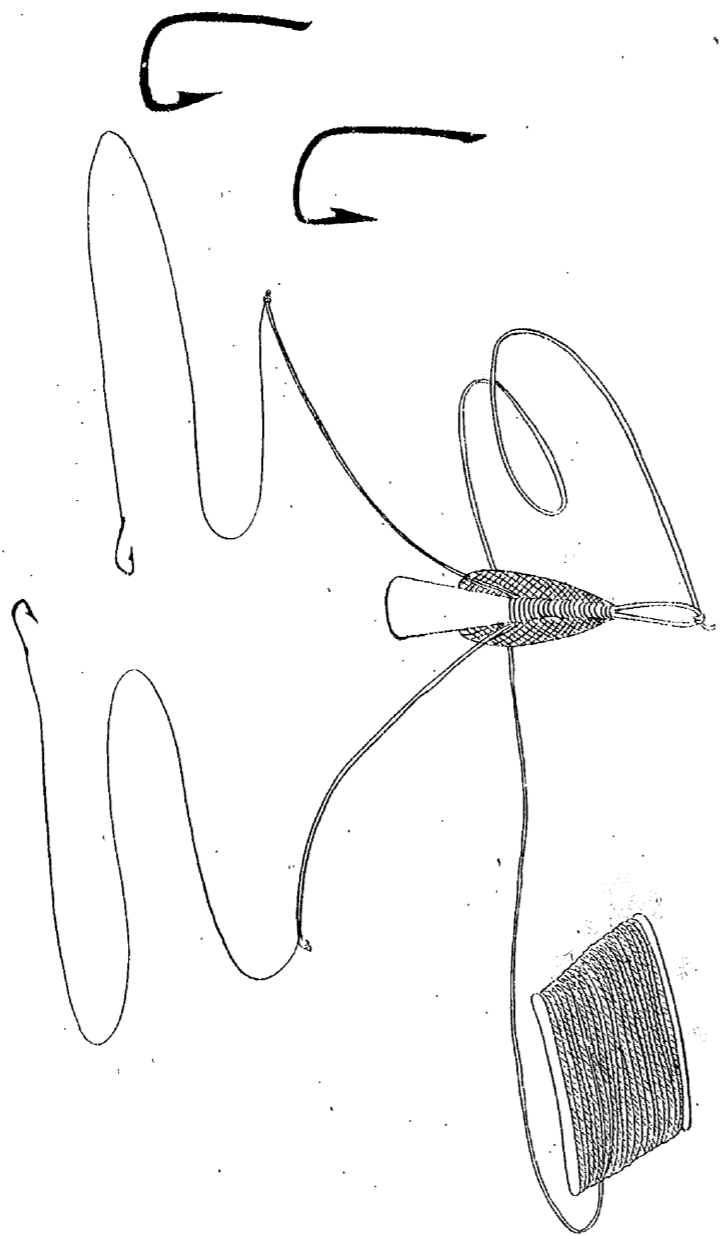
(甲)

鯖一本釣 (第五十圖)

長き絹糸の一端に天秤を附し其下部に釣糸を附したる鯖釣具にして此に圖解せんとするは慶尚道及全羅道の南部沖合に於て日本鹿兒島熊本山口長崎和歌山愛知大分佐賀福井の諸縣より通漁せるものの使用するものに係り各縣多少の差異ありと雖も其最も普通なるもの左の如し。

構造 絹糸は麻三子又は四子撚經五厘長さ七八十尋澁染となし常に糸巻棒に巻き置し天秤は長釣三尺の眞鍮線を中央より折り曲けて圖の如くし其兩端の間隔をして一尺内外ならしめ折り曲けし部分約五六寸間には潮流の緩急及び魚の浮沈により重量三十匁より七十匁位の鉛錘を附着し別に餌糞と稱し細目の網を以て徑一寸深二三寸の囊を造り此内に餌となるへきものを粉碎して入れ置き水中に下したる際自然に網目より露出して鯖を誘致するの用に供す而して一尋位の強きテグスを天秤の兩端に結び附け北テグスの末端に鐵又は眞鍮線を以て造りたる圖のき釣鉤を附す。

鯖 一 本 釣 圖 十 五 第



蛤桁綱 (第五十一圖)

蛤は沿岸の河江口には大抵之れを産すれども就中多産するは洛東江錦江漢江及大同江の各江口とす而も從來本邦人は干潮時干潟に於て熊手を以ひ又は手取にて採取するに止り相當漁具を使用するものなし近時在留日本人の使用する蛤及板屋貝採收具は較々進歩せるものあり左に其構造及使用法を記さん。

構造 網は麻糸二子撚り徑一分一寸目三十五掛一尋半一反を以て二折としハス綱四方は八ツ目三方を囊網に編み其兩端を堅木に挿入して叭形の囊網に編製す浮子は桐製巾二寸厚さ六分長さ五寸のもの八枚沈子は鉛十五箇(此惣重量)を用ふ而して其囊口前方二尺を隔て徑四寸長さ五尺の松材に船釘二十本を打ち込みて搔齒となし其梁の左右兩腕木元に長方形の切石五百目のもの一箇宛結束し尙は兩腕木に六尋の綱を二折として之れに百五十尋の曳綱を附し歪形をなす。

使用法 漁船一艘に二人乃至三人乗込み日の出前出漁して水深十五尋内外の沖合海底平砂なる所に至り先づ錨を御し錨綱に曳綱を接続して之れを直線に延

へ後ち船を止め網を卸す夫より曳綱四十尋を延へて其端を船梁に繋きそれより錨綱を操れば船は逆行して網を曳く搔齒は船の逆行するに従ひ砂上の貝を掻き起し貝は網中に入る凡そ錨綱六七十尋に至れば船を止め曳綱を揚げて網中の貝を採る此の如くして前後左右方位を更へ網を卸すこと一日十數回にして蛤七八百箇を採捕す。



異なるも、多くは長さ十二尺、巾八尺にして容易に構成し得るの便に出て、而して其場所は地形に依り同一ならざるも、概ね岸邊に遠からざる場所にして二百間乃至三百間の外に出づることなし、期節は其魚種によりて異なるも、多くは四月より十月中旬迄にして、其間漁獲物に應じ漁場を移轉するを以て、活洲船も亦之れに伴ひ一定の位置を定め難く、其漁場附近に於て風波少なく潮水の流通宜しき場所を撰定す、現時活洲船の鰐貯魚場根據地としては、國島、鎗浦、積金島、滑島、志温、欲知島及び安島等を主なるものとす、左に慶尙全羅沿海に於て使用せらるる鰐の構造及使用法を述ふへし。(第五十一圖)

鰐は雖竹篠竹製にして、凡そ六百五六十本を要し、長さ一丈二尺、巾八尺、高さ四尺五寸ありて、各部共簀によりて構成せられ、其四方上下は一々離隔せらるることを得而して、各簀は五本の柱竹によりて之れに各圓竹を連ね編みて、簀形をなさしめ、以て四方疊み、針金又は小繩を以て其四隅を結び附け、然る後底簀を取附く、上部は三枚簀より成り、二枚は圖の如く其上面に結び附け、其一部分の投入口には他の簀を用ひて開閉を自由にする様構造す、此の如くにして鰐の全形を構成し、然る後波

濤又は潮流の爲離隔せられざる様、徑一寸四分許の藁繩を以て四方を堅束し、海中に投入の際、鰐網に結附す、鰐を海中に入らるには第五十二圖乙の如く其兩端に鰐又は沈石を附したる徑二寸内外の藁繩、長さ五十尋許の一條の沈網に、鰐五箇乃至十箇を止網四尋許り毎に結び附け、鰐は常に水面に露出せざる程度に浮上せしむ、然れども場所の如何によりては多少の差異あり、波濤少なき内灣等にありては、柱又は重石を沈下し、鰐を停留せしむることあり、鰐中に放養する尾数は魚種の大小によりて自から差異あり、鰐一箇に付大鯛は二十六、七尾、大小混養の時は四十五、六尾、小鯛は七十尾許を適當とす、赤魚、鱸、比目魚等にありては、五、六十貫匁を放養し、鱧、海鰻等は五、六百尾を容るることあり、然れども多きに過くれは魚は互に相觸れ、衰弱、疲勞し斃死するもの多きを免れず、鯛、鱸、鱚の如き魚類は海底岩礁にして潮水の流通宜しく清澄にして、鹽分濃厚なる所に於て能く生存し、黒鯛、鱸、赤魚、イッサキ等は、鰐籠中に放養すれば、場所の如何を撰はざるか如く、只、舌比目魚、海鰻、鱧、鱚等の底魚類にありては、多く鰐籠を用ひ、又比目魚、鱚、舌比目魚等にありては、其底部に細砂を撒くときは、其生存宜しと云ふ。





